官報号外　昭和二十四年五月二十四日

官報号外

昭和二十四年五月二十四日

○第五回國會　参議院会議録第三十二号

昭和二十四年五月二十三日（月曜日）午前十時五十分開議

議事日程　第三十一号

昭和二十四年五月二十三日

午前十時開議

第一　全國選挙管理委員会の委員の補欠指名

第二　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　外務省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四　大蔵省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　電氣通信省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第八　郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第九　文部省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一〇　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一一　裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一二　司法試験法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一三　犯罪者予防更生法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一四　犯罪者予防更生法施行法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一五　法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）（委員長報告）

第一六　裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一七　農地調整法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一八　土地改良法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一九　土地改良法施行法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二〇　中小企業等協同組合法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二一　中小企業等協同組合法施行法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二二　臨時鉄くず資源回收法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二三　配給公團法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二四　社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二五　地方自治廳設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二六　経済安定本部設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二七　運輸省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二八　農林省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第二九　農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三〇　特別調達廳設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三一　總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三二　厚生省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三三　厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三四　労働省設置法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三五　賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三六　海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三七　國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三八　國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案（衆議院提出）（委員長報告）

第三九　國家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第四〇　水産金融に関する決議案（木下辰雄君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

第四一　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件（委員長報告）

第四二　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品檢査所の支所設置に関し承認を求めるの件（委員長報告）

第四三　昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書（委員長報告）

第四四　昭和二十二年度國有財産無償貸付状況総計算書（委員長報告）

第四五　昭和二十二年度予備費使用総調書（承諾を求める件）（委員長報告）

第四六　昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）（委員長報告）

第四七　昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）（委員長報告）

第四八　昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）（委員長報告）

第四九　教育映画の暗幕配給に関する請願（委員長報告）

第五〇　坑木危機打開に関する請願（委員長報告）

第五一　北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願（委員長報告）

第五二　日和田、平両変電所間に送電線新設の請願（委員長報告）

第五三　築上火力発電所建設再開に関する請願（委員長報告）

昭和二十四年五月二十四日　参議院会議録第三十二号

第五四　猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願（委員長報告）
第五五　岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試驗所設置の請願（委員長報告）
第五六　坑木生産供出あい路打開に関する請願（委員長報告）
第五七　小清水村に水力発電所築設の請願（委員長報告）
第五八　中小企業廳の拡充強化に関する請願（委員長報告）
第五九　水害地衣料切符加配点数の現物化等に関する請願（委員長報告）
第六〇　労需用繊維品配給に関する請願（委員長報告）
第六一　中國地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願（委員長報告）
第六二　鶴岡繊維製品検査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願（委員長報告）
第六三　岡山縣の電力増強対策に関する請願（委員長報告）
第六四　猪苗代、八戸及び日和田、平の各変電所間に送電線新設の請願（委員長報告）
第六五　北海道の石灰ちつ素工業用電力対策に関する請願（委員長報告）
第六六　衣料品卸賣業者登録申請に関する請願（委員長報告）
第六七　商工省工業技術廳の拡充整備に関する請願（委員長報告）
第六八　理容師にクロース、タオル及び手術衣増配に関する請願（委員長報告）
第六九　関西配電会社淡路送電線三号線架設に関する請願（委員長報告）
第七〇　中小企業の振興対策に関する請願（委員長報告）
第七一　石けん資材割当方式に還流切符制度採用の請願（二件）（委員長報告）
第七二　中小企業の保護育成に関する請願（委員長報告）
第七三　常磐炭城地区炭鉱復興に関する請願（委員長報告）
第七四　乳兒用衣類の輸入に関する請願（委員長報告）
第七五　中小織布業の保護育成に関する請願（委員長報告）
第七六　輸出業法制定に関する請願（委員長報告）
第七七　水産業協同組合法等改正に関する請願（委員長報告）
第七八　水産業協同組合全國連合会結成等に関する請願（委員長報告）
第七九　水産業協同組合法中一部改正に関する請願（委員長報告）
第八〇　北海道尾札部村木直に船入ま築設の請願（委員長報告）
第八一　阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第八二　美幌、斜里両町間に國營バス運輸開始の請願（二件）（委員長報告）
第八三　御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第八四　三重町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第八五　直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）
第八六　山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第八七　羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願（委員長報告）
第八八　根北線全通促進に関する請願（委員長報告）
第八九　奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第九〇　磐城西郷信号所を駅に昇格の請願（委員長報告）
第九一　中村、新地両駅間に駒槌駅設置の請願（委員長報告）
第九二　貝田信号所を駅に昇格の請願（委員長報告）
第九三　堂島停留所に客車停車数増加の請願（委員長報告）
第九四　大越駅名の呼称訂正に関する請願（委員長報告）
第九五　会津若松、山都両駅間の鉄道敷設変更反対に関する請願（委員長報告）
第九六　舞木駅名の呼称訂正に関する請願（委員長報告）
第九七　仙台鉄道局福島管理部移轉に関する請願（委員長報告）
第九八　湊町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願（委員長報告）
第九九　郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願（二件）（委員長報告）
第一〇〇　道路運送監理事務所の地方移轉反対に関する請願（六十六件）（委員長報告）
第一〇一　小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願（委員長報告）
第一〇二　肥薩線人吉、渡両駅間に西人吉駅設置の請願（委員長報告）
第一〇三　出石鉄道復活に関する請願（委員長報告）
第一〇四　秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願（委員長報告）
第一〇五　荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）
第一〇六　岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願（委員長報告）
第一〇七　常磐線電化促進に関する請願（委員長報告）
第一〇八　浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願（委員長報告）
第一〇九　中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）
第一一〇　長島信号場を旅客駅に昇格の請願（委員長報告）
第一一一　三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願（委員長報告）
第一一二　廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関する請願（委員長報告）
第一一三　門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願（委員長報告）
第一一四　秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願（委員長報告）
第一一五　樣似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願（委員長報告）
第一一六　郡山市に測候所設置の請願（委員長報告）
第一一七　塩釜港修築に関する請願（委員長報告）
第一一八　汽船龍頭山丸移動促進に関する請願（委員長報告）
第一一九　機帆船用玄海航路標識拡充に関する請願（委員長報告）
第一二〇　羽幌港船入ま修築等に関する請願（委員長報告）
第一二一　伊萬里港修築に関する請願（委員長報告）
第一二二　合ヶ鼻燈台設置に関する請願（委員長報告）
第一二三　函館港ふ頭修築工事促進に関する請願（委員長報告）
第一二四　運輸省の枕木購入方法に関する請願（委員長報告）
第一二五　機帆船海運政策に関する請願（委員長報告）
第一二六　長崎縣壱岐郡田河町名嶋に避難港設置の請願（委員長報告）
第一二七　長崎縣壱岐郡田河町滝ノ上に燈台設置の請願（委員長報告）
第一二八　高知縣の海上輸送に燃料増配の請願（委員長報告）
第一二九　山形測候所存置に関する請願（二件）（委員長報告）
第一三〇　二俣、佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願（委員長報告）
第一三一　掛川町、御前崎間に國營自動車運輸開始促進の請願（委員長報告）
第一三二　地方税財政制度の拡充強化に関する請願（委員長報告）
第一三三　地方税財政制度改正に関する請願（委員長報告）

第一三四　地方財政確立に関する建議（委員長報告）
第一三五　横浜市債認可に関する請願（委員長報告）
第一三六　地方財政の義務負担に関する請願（委員長報告）
第一三七　地方配付税増額に関する請願（委員長報告）
第一三八　都市計画土地区画整理による公共既使用地の地租減免の請願（委員長報告）
第一三九　地方税財政制度改善に関する請願（委員長報告）
第一四〇　自治体警察処理手数料の交付に関する請願（委員長報告）
第一四一　地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願（二件）（委員長報告）
第一四二　戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の請願（委員長報告）
第一四三　戸籍事務費全額国庫補助に関する請願（委員長報告）
第一四四　町村吏員恩給組合に対する国庫補助増額の請願（七件）（委員長報告）
第一四五　地方財政確立に関する請願（二件）（委員長報告）
第一四六　未成年者飲酒禁止法励行に関する請願（委員長報告）
第一四七　船員の選挙権に関する請願（委員長報告）
第一四八　健康保険組合に対する国庫補助増額の請願（二件）（委員長報告）
第一四九　労務者住宅建設に厚生年金保険積立金運用の請願（委員長報告）
第一五〇　厚生年金積立金運用再開に関する請願（委員長報告）
第一五一　山形市に国立結核療養所設置の請願（委員長報告）
第一五二　山形県赤湯町の厚生施設設置費国庫補助に関する請願（委員長報告）
第一五三　国営医療機関勤務看護婦の勤務改善に関する請願（委員長報告）
第一五四　戦争犠牲者に対する災害補償の請願（委員長報告）
第一五五　戦争犠牲者遺族保護対策強化に関する請願（五件）（委員長報告）
第一五六　保育施設増設等に関する請願（委員長報告）
第一五七　乳児院、託児所増設等に関する請願（委員長報告）
第一五八　民生委員法改正等に関する請願（委員長報告）
第一五九　象等の輸入に関する請願（委員長報告）
第一六〇　傷い者福祉法制定に関する請願（委員長報告）
第一六一　社会事業基本法制定に関する請願（委員長報告）
第一六二　簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願（十三件）（委員長報告）
第一六三　福島県耶麻郡檜原村字剱ヶ峯に特定郵便局設置の請願（委員長報告）
第一六四　福島県瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願（委員長報告）
第一六五　佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願（委員長報告）
第一六六　奈良県天川村川合無集配特定郵便局を集配局とするの請願（委員長報告）
第一六七　福島県関本村に特定郵便局設置の請願（委員長報告）
第一六八　鹿児島県日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願（委員長報告）
第一六九　岩手県田頻村に郵便局設置の請願（委員長報告）
第一七〇　練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願（委員長報告）
第一七一　板橋区内の一部の電話加入区域変更に関する請願（委員長報告）
第一七二　北上川改修工事促進に関する請願（委員長報告）
第一七三　安倍川砂防工事に関する請願（委員長報告）
第一七四　表生駒山系砂防工事促進に関する請願（委員長報告）
第一七五　肱川治水工事促進に関する請願（委員長報告）
第一七六　神奈川県下の砂防工事促進に関する請願（委員長報告）
第一七七　天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願（委員長報告）
第一七八　番匠川改修工事に関する請願（委員長報告）
第一七九　大分川直轄改修工事継続施行に関する請願（委員長報告）
第一八〇　信濃川水系砂防工事施行に関する請願（委員長報告）
第一八一　長野県共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願（委員長報告）
第一八二　県道中津名古屋線中一部路線変更等に関する請願（委員長報告）
第一八三　道路整備改善に関する請願（委員長報告）
第一八四　延岡、熊本両市間県道中高千穂峡に架橋の請願（委員長報告）
第一八五　長野県豊井村上今井に架橋の請願（委員長報告）
第一八六　川内市復興事業促進に関する請願（委員長報告）
第一八七　重信川水系砂防工事施行等に関する請願（委員長報告）
第一八八　県道下諏訪伊那線中長地村、岡谷市間改良工事等に関する請願（委員長報告）
第一八九　国道第八号線中長野県落合村、今井間改良工事施行に関する請願（委員長報告）
第一九〇　国道第八号線中塩尻峠トンネル開さくに関する請願（委員長報告）
第一九一　国道第十四号線改良工事及び和田峠トンネル開さくに関する請願（委員長報告）
第一九二　千葉県清河町、茨城県金江津村間に架橋の請願（委員長報告）
第一九三　紙の統制方式及び公定価格の改廃に関する請願（委員長報告）
第一九四　医薬品等の取引高税免除に関する請願（委員長報告）
第一九五　医薬品類の取引高税撤廃に関する請願（委員長報告）
第一九六　中小企業金融改善に関する請願（委員長報告）
第一九七　絹人絹力織機復元資金融資に関する請願（委員長報告）
第一九八　旧軍港地国有財産拂下げに関する請願（四件）（委員長報告）
第一九九　山梨県野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願（委員長報告）
第二〇〇　埼玉県飯能町に税務署設置の請願（委員長報告）
第二〇一　熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願（委員長報告）
第二〇二　炭鉱設備資金の融資等に関する請願（委員長報告）
第二〇三　引揚者に連合軍放出衣料品優先拂下げの請願（委員長報告）
第二〇四　厚生連盟消費組合に連合軍放出衣料品拂下げの請願（委員長報告）
第二〇五　引揚者事業体に住宅建設資材優先発註の請願（二件）（委員長報告）
第二〇六　引揚者を行政整理より除外するの請願（委員長報告）
第二〇七　引揚者住宅対策に関する請願（二件）（委員長報告）
第二〇八　中共地区の一般未帰還者に対する給與の請願（委員長報告）
第二〇九　上椎葉水力発電所建設に引揚者優先起用の請願（委員長報告）
第二一〇　戦争犠牲者に在世保引揚援護局所管の自動車等優先拂下げの請願（委員長報告）
第二一一　帰還者課税特例法制定等に関する請願（委員長報告）

第二一二　引揚者新規漁業者に漁業資材継続優先配給の請願（委員長報告）
第二一三　引揚者の消費生活協同組合に対する融資等の請願（委員長報告）
第二一四　在外同胞引揚促進等に関する請願（委員長報告）
第二一五　難民救済借入資金の償還に関する請願（委員長報告）
第二一六　特別未帰還者給與法第一條改正に関する請願（委員長報告）
第二一七　中小企業産業機構拡充強化に関する陳情（委員長報告）
第二一八　北海道の電力供給源開発等に関する陳情（委員長報告）
第二一九　電力行政機構強化に関する陳情（委員長報告）
第二二〇　関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する陳情（委員長報告）
第二二一　中小企業振興対策に関する陳情（委員長報告）
第二二二　タイヤ補修用生ゴム輸入増加に関する陳情（委員長報告）
第二二三　タイヤのリンク制廃止に関する陳情（委員長報告）
第二二四　ろう石外七鉱物を鉱業法中に追加の陳情（委員長報告）
第二二五　神戸港をてぐす原料荷揚港に復活の陳情（委員長報告）
第二二六　家庭燃料用加工炭増産等に関する陳情（委員長報告）
第二二七　炭鉱労務者向物資配給計画に関する陳情（委員長報告）
第二二八　山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の陳情（委員長報告）
第二二九　都山、白石両駅間鉄道電化促進に関する陳情（委員長報告）
第二三〇　吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情（委員長報告）
第二三一　道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情（六件）（委員長報告）
第二三二　長崎、東京両駅間準急列車を急行列車に切替の陳情（委員長報告）
第二三三　東海道線完全電化に関する陳情（委員長報告）
第二三四　日田市、守実間に鉄道敷設の陳情（委員長報告）
第二三五　甲府、塩尻両駅間及び塩尻、長崎両駅間鉄道電化促進に関する陳情（委員長報告）
第二三六　中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する陳情（二件）（委員長報告）
第二三七　富山駅拡張改築に関する陳情（委員長報告）
第二三八　川東、谷田川両駅間に停車場設置の陳情（委員長報告）
第二三九　八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道敷設の陳情（委員長報告）
第二四〇　敦賀測候所存置に関する陳情（二件）（委員長報告）
第二四一　八幡浜港修築工事継続施行に関する陳情（委員長報告）
第二四二　小松島湾接続地帯の補強工事等促進に関する陳情（委員長報告）
第二四三　地方税財政制度改正に関する陳情（委員長報告）
第二四四　地方税財政制度の根本的改革に関する陳情（委員長報告）
第二四五　國税徴收に関し町村負担事務経費全額國庫補助の陳情（委員長報告）
第二四六　國庫負担金、補助金の交付に関する陳情（委員長報告）
第二四七　地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する陳情（三件）（委員長報告）
第二四八　中央出先機関の地方移譲に伴う地方財政の健全化の陳情（委員長報告）
第二四九　保健所経費國庫補助外増額に関する陳情（委員長報告）
第二五〇　地方配付税増額に関する陳情（委員長報告）
第二五一　戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（十件）（委員長報告）
第二五二　五大都市に当せん金附証票発賣権附與の陳情（委員長報告）
第二五三　府縣に対する國庫支出金等の算定適正に関する陳情（委員長報告）
第二五四　地方財政法等改正に関する陳情（委員長報告）
第二五五　町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情（八件）（委員長報告）
第二五六　船員の選挙権に関する陳情（二件）（委員長報告）
第二五七　料理飲食営業の再開に関する陳情（委員長報告）
第二五八　戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の陳情（委員長報告）
第二五九　市町村消防費國庫補助に関する陳情（委員長報告）
第二六〇　地方自治法中一部改正に関する陳情（委員長報告）
第二六一　地方債のわく拡大に関する陳情（委員長報告）
第二六二　都市計画税賦課率引上げに関する陳情（委員長報告）
第二六三　遺族救済諸対策に関する陳情（委員長報告）
第二六四　消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情（委員長報告）
第二六五　簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情（五件）（委員長報告）
第二六六　枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに関する陳情（委員長報告）
第二六七　十津川の河水統制事業に関する陳情（委員長報告）
第二六八　京都府阪鶴道路線中肥後、桝谷両橋架設に関する陳情（委員長報告）
第二六九　住宅建設促進に関する陳情（委員長報告）
第二七〇　都市の不燃化に関する陳情（委員長報告）
第二七一　奥会津開発促進に関する陳情（委員長報告）
第二七二　名古屋、新潟両市間道路を國道に編入するの陳情（委員長報告）
第二七三　鹿児島縣末吉町内大淀川上流地区を直轄河川に編入の陳情（委員長報告）
第二七四　電氣料金の適正化に関する陳情（委員長報告）
第二七五　ゴム工業の炭鉱向賣掛金処理に関する陳情（委員長報告）
第二七六　取引高税廃止に関する陳情（委員長報告）
第二七七　取引高税撤廃等に関する陳情（委員長報告）
第二七八　瀬戸内海の水雷保険復活等に関する陳情（委員長報告）
第二七九　産業金融政策に関する陳情（委員長報告）
第二八〇　在外同胞引揚促進に関する陳情（委員長報告）

○議長（松平恒雄君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十一日議長は、左の衆議院提出案を人事委員会に付託した。
國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案
昨二十二日衆議院から左の議案を提出した。
戦時中政府が買收した鉄道の譲渡に関する法律案
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
地方財政法の一部を改正する等の法律案
地方税法の一部を改正する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
地方税法の一部を改正する法律案（八木一郎君外二十六名提出）
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

地方財政法の一部を改正する等の法律案
地方税法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。
戦時中政府が買收した鉄道の譲渡に関する法律案　運輸委員会に付託
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
法務委員会に付託
同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を地方行政委員会に付託した。
地方税法の一部を改正する法律案（八木一郎君外二十六名提出）
同日衆議院から、左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。
通訳案内業法案
公証人法等の一部を改正する法律案
社会教育法案
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
外國保險事業者に関する法律案
水先法案
水防法案
同日衆議院から左の本院提出案が回付された。
優生保護法の一部を改正する法律案
食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
群馬縣における教官の不当ひ免に関する質問主意書（梅津錦一君提出）
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
國会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
文化財保護法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
労働組合法案
労働関係調整法の一部を改正する法律案
教育職員免許法案
教育職員免許法施行法案
内閣法の一部を改正する法律案
総理府設置法案
國立世論調査所設置法案
経済調査廳法の一部を改正する法律案
法務廳設置法等の一部を改正する法律案
同日議長から左の報告書を提出した。
総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案修正議決報告書
地方自治廳設置法案修正議決報告書
厚生省設置法案可決報告書
賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案可決報告書
厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案可決報告書
國家公務員法の一部を改正する法律案可決報告書
國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案可決報告書
運輸省設置法案修正議決報告書
特別調達廳設置法案修正議決報告書
海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案可決報告書
認知の訴の特例に関する法律案修正議決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認を求めるの件議決報告書
自轉車競技法の一部を改正する法律案可決報告書
競馬法の一部を改正する法律案可決報告書
経済調査廳法の一部を改正する法律案
法務廳設置法等の一部を改正する法律案
通訳案内業法
公証人法等の一部を改正する法律
社会教育法
外國保險事業者に関する法律
水先法
水防法
同日委員長から左の報告書を提出した。
総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案修正議決報告書
地方自治廳設置法案修正議決報告書
厚生省設置法案可決報告書
賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案可決報告書
厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案可決報告書
國家公務員法の一部を改正する法律案可決報告書
國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案可決報告書
運輸省設置法案修正議決報告書
特別調達廳設置法案修正議決報告書
海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案可決報告書
認知の訴の特例に関する法律案修正議決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認を求めるの件議決報告書
自轉車競技法の一部を改正する法律案可決報告書
競馬法の一部を改正する法律案可決報告書
農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品檢査所及び輸出農林水産物檢査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件議決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に関し承認を求めるの件議決報告書
海上運送法案可決報告書
経済安定本部設置法案修正議決報告書
労働省設置法案可決報告書
農林省設置法案修正議決報告書
農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案可決報告書
國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案可決報告書
國立学校設置法案可決報告書
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認を求めるの件議決報告書
大藏委員会請願審査報告書第四号
大藏委員会請願特別報告第四号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願審査報告書第三号
在外同胞引揚問題に関する特別委員会請願特別報告第三号
本日議員から左の修正案を提出した。
農林省設置法案に対する修正案（三好始君発議鈴木憲一君外二十五名賛成）

○議長（松平恒雄君）　これより本日の会議を開きます。
この際お諮りいたします。前之園喜一郎君より運輸委員を、門屋盛一君より労働委員を、中村正雄君より予算委員を、山下義信君より議院運営委員を、それぞれ辞任いたしたい旨の申出がございましたが、いずれも許可することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として運輸委員に門屋盛一君を、労働委員に前之園喜一郎君を、予算委員に山下義信君を、議院運営委員に中村正雄君を指名いたします。

○議長（松平恒雄君）　日程第一、全國選挙管理委員会の委員の補欠指名を議題といたします。この度、全國選挙管理委員会の委員渡邊銀藏君が退職せられました。つきましては、この際その補欠指名を行います。
○平岡市三君　只今議題となりました全國選挙管理委員会の委員の補欠指名は、成規の手続を省略して、その補欠指名を議長に一任するの動議を提出いたします。
○大隅信幸君　平岡議員の動議に賛成をいたします。
○議長（松平恒雄君）　平岡君の動議に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として工藤鐵男君を全國選挙管理委員会の委員に指名いたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　日程第二、建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたし

ます。先ず委員長の報告を求めます。

内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「地方建設局」の下に「及び営繕支局」を加える。

第三條第三号を次のように改める。

三　河川、道路その他建設省の所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。

同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二　都市計画上、公園に関し調査を行い、その整備改善を図ること。

五の三　公共空地及び保勝地に関し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。

同條第六号を次のように改める。

六　屋外廣告物に関する事務を管理すること。

同條第十一号中「運河」の下に「（港湾内のものを除く。）及び海岸堤防（港湾内のもので港湾施設に関係するものを除く。以下同じ。）」を加える。

同條第二十三号中「改善」の下に「、維持」を加える。

同條第二十五号及び第二十六号を次のように改める。

二十五　建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に関する事務を管理すること。

二十六　國費の支弁に属する建物の営繕（郵政事業特別会計、電氣通信事業特別会計及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計に属する現業関係の建物の営繕、受刑者を使用して実施する刑務所の営繕、学校の復旧整備のための営繕並びに一件につき総額百万円をこえない建物の修繕を除く。以下同じ。）に関する事務を行うこと。

同條第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　公共團体、日本國有鉄道又は日本專賣公社の委託に基き、建設工事を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。

同條第二十九号中「処理すること。」を「処理し、並びに技術者の養成及び訓練を行うこと。」に改める。

同條第三十号を次のように改める。

三十　建設省の所管行政に関する啓発及び周知宣傳、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸與する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、且つ、これを管理すること。

同條第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、建設省に属せしめられた事務を行うこと。

第四條及び第五條を次のように改める。

（本省の内部部局及び所掌事務）

第四條　本省に大臣官房及び左の五局を置く。

管理局

河川局

道路局

都市局

住宅局

2　管理局に営繕部を置く。

3　大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務をつかさどる。

4　管理局においては、前條第一号、第四号、第十七号、第二十五号、第二十六号及び第二十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務の総括、同條第二十六号の二に規定する事務（他の局の所掌に属するものを除く。）並びに同條第二十九号に規定する事務（試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練に関する事務を除く。）をつかさどる。

5　営繕部においては、前項に規定する事務のうち、第二十六号に規定する事務及び第二十六号の二に規定する事務で建物の建設に関するものをつかさどる。

6　河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務（道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。）並びに同條第三号及び第二十六号の二に規定する事務でこれらに関するものをつかさどる。

7　道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務、同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同條第三号及び同條第二十六号の二に規定する事務で道路に関するものをつかさどる。

8　都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）による地域及び地区の指定に関する事務をつかさどる。

9　住宅局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務（市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を除く。）をつかさどる。

（特別な職）

第五條　建設省に技監一人を置く。

2　技監は、上官を助け、建設省の所管行政に係る技術を統理する。

3　河川局に次長一人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章　附属機関

（附属機関）

第六條　第十條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

地理調査所

土木研究所

建築研究所

（地理調査所）

第七條　地理調査所は、第三條第二号に規定する事務並びに同條第

十九号に規定する事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2　地理調査所は、千葉縣に置く。

3　地理調査所の内部組織は、建設省令で定める。

（土木研究所）

第八條　土木研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2　土木研究所は、東京都に置く。

3　土木研究所の内部組織は、建設省令で定める。

（建築研究所）

第九條　建築研究所は、第三條第二十九号に規定する事務のうち建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成及び訓練をつかさどる機関とする。

2　建築研究所は、東京都に置く。

3　建築研究所の内部組織は、建設省令で定める。

（その他の附属機関）

第十條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
敷用審査会	土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諮問に應じて建設業に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議し、その他建設業法（昭和二十四年法律第　号）に基く権限を行うこと。
官廳営繕審議会	建設大臣の諮問に應じて官廳建物（國会及び裁判所に属する建物を含む。）の営繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係機関に建議すること。
河川審議会	建設大臣の諮問に應じて河川に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議すること。
道路審議会	建設大臣の諮問に應じて道路に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議すること。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議し、その他都市計画法（大正八年法律第三十六号）及び同法に基く命令による権限を行うこと。
住宅対策審議会	建設大臣の諮問に應じて住宅に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議すること。
測量審議会	測量に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政廳に建議し、その他測量法（昭和二十四年法律第　号）に基く権限を行うこと。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四章　地方支分部局

（地方建設局の所掌事務）

第十一條　地方建設局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　河川、道路、砂防その他國の直轄の建設工事に関すること。

二　國費の支弁に属する建物の営繕並びに公共團体、日本國有鉄道又は日本專賣公社の委託に基く建設工事、建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。

三　國土計画及び地方計画に関する調査を行うこと。

（名称、位置及び所管区域）

第十二條　地方建設局の名称、位置及び所管区域は、左の通りとする。

名称	位置	所管区域
東北地方建設局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
関東地方建設局	船橋市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣
中部地方建設局	名古屋市	岐阜縣、静岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣
近畿地方建設局	大阪市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣
中國四國地方建設局	廣島市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
九州地方建設局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

2　建設大臣は、工事の区域が二以上の地方建設局の所管区域にわたる場合等必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、一の地方建設局をして他の地方建設局の所管区域において工事を実施させることができる。

（内部部局）

第十三條　地方建設局に、左の四部を置く。

庶務部
工務部
企画部
営繕部

2　前項に定めるものの外、地方建設局の内部組織の細目は、建設省令で定める。

（営繕支局）

第十四條　営繕支局は、本省営繕局営繕部の所掌事務のうち北海道における事務を分掌する。

2　営繕支局は、北海道に置く。

3　営繕支局の内部組織は、建設省令で定める。

（事務所）

第十五條　建設大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に地方建設局又は営繕支局の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第五章　職員

（職員）

第十六條　建設省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第十七條　建設省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則中第八條及び第九條をそれぞれ第十八條及び第十九條とし、第十條から第十六條までを削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十三年九月一日から遡附する。

2　昭和二十三年八月三十一日に、建設省建築出張所の用に供していた國の所有に属する物品は、当該建築出張所所在の都道府縣に譲與するものとする。

3　都市計画法の一部を次のように改正する。

「都市計画委員会」を「都市計画審議会」に改める。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は行政機構刷新の政府の方針に基きまして、建設省の機構を簡素化するため、現行の建設省設置法の一部を改正いたしたものであります。この改正法案は建設省の機構の根本的改革には殆んど触れておりません。ただ僅かに行政機構刷新の政府の方針に基いて、現在の機構を基礎としてその整備を図るに止めたもので、建設省機構の根本的改革は今後の研究に俟つ旨政府は言明いたしておるのであります。

本改正案の改正の要点は、第一に、現在の総務局、河川局、道路局、都市局、建築局、特別建設局の六局を、管理局、河川局、道路局、都市局、住宅局の五局とし、管理局に営繕部を置くことになつているのであります。（「朗読やめろ」と呼ぶ者あり）本改正案で新らしく置かれました管理局におきましては、現在の総務局及び特別建設局営繕部の事務を所掌し、又住宅局においては現在の建築局の事務を所掌することとなつております。他の諸局の所掌事務については、若干字句の整理を加えたに止まり、特に変更を加えておりません。第二に、現在の建設工事本部を廃止して、その事務をそれ〴〵の所掌に應じて各局及び地方建設局に総合いたしております。第三に、現在建設省設置法施行令によりまして規定せられておる特別の職、附属機関及び地方支分部局の組織、権限等を建設省設置法中に規定しております。

以上申述べました点が本改正案の主な改正点でありまして、本委員会では審議の結果、多数を以てこれを可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。原口忠次郎君。

〔原口忠次郎君登壇、拍手〕

○原口忠次郎君　この法律案は曾て建設省設置法案が第二國会に上程されましたとき、下條決算委員長より報告せられました「政府は建設行政の一元化は、國家復旧の絶対條件たることを認識し、國家行政組織法の施行までに農林、商工、運輸、厚生、文部、法務等の各省及び廳に分散する建設行政を総合するためあらゆる方途を講ずべし」という本院の院議を満足せしめる何らの措置をも講じてないのであります。私は中途半端な建設行政でなく、総合的な建設省の発足を議員諸賢に訴えるものであります。例えば例を利根川にとりましよう。上流の山腹は農林省の砂防、渓流は建設省の砂防、又発電地点では商工省の水力発電、中下流部は建設省の河川と農林省の用悪水と厚生省の水道、河口は農林省の漁港としての銚子港、中流に沿う佐原の町は川の港として運輸省の支配を受けておるのであります。河川は國土の動脈であります。利根川は事務の種類別によりまして各地でこのような支配をされ、河川としての総合機能を発揮し得ることのできない一つの悪例であります。又地方に散在いたします中央の出先官廳の廃止統合は國民の要望であります。建設省の出先官廳としての地方建設局は、全國で仙台、船橋、名古屋、大阪、廣島、福岡の六ヶ所であります。又これと同じような機構、機械力、技術力を有する運輸省の港湾建設部が新潟、横浜、神戸、下関とにありまして、全國に総計いたしますと十ヶ所となるのであります。この港湾が建設省に入りますと、船橋と横浜を合併し、又大阪と神戸を合併し、又下関と福岡とを合併いたしまして、新潟に新らしい建設局を作りますれば、十分でございます。即ち三つの中央の出先機関を廃止し得るのであります。況んや港湾は四十余年間、河川、港湾、道路として土木事業の大道を歩き、旧内務省の土木局の同じ屋根の下で密接不可分の関係にありましたものを、東條内閣の十八年の十一月、海運行政の一元化という美名の下に、無理やりに建設行政を事務別にした一つの悪例なのであります。更に又日本の港湾は指定港湾以上三百六十余港ありますが、その中で六十余港は河の中にある港でございます。例えば東京、新潟を御覧になれば直ぐ御識頂けると思います。北海道には四十万町歩の大泥炭地がございます。あらゆる領土を失いました今日の日本におきましては、この開発こそ焦眉の急務でありますが、農林省の貧弱な土木技術を以ていたしましては、この大泥炭地の開拓は恐らく百年河清を待つ感が深いのであります。

英國が印度の開発事業中、有名なのはガンジス河流域の大砂漠地帯の一大灌漑工事でありますが、これは土木省のやつた仕事であります。米國にTVA開発事業がございます。これは皆さん御存知じと思いますが、ミシシッピー河の支川テネシー河の河水統制事業でありまして、いわゆるテネシー渓谷の総合開発事業であります。第一に水運の改善二、洪水の防止、三、水力の発電、四、農村の工業化、五、植林事業、六、硝酸又は肥料の製造、これらを行う大統領の直轄機関としてテネシー開発局を設立いたしまして、一九三三年議会の協賛の下に故ルーズヴェルト大統領の英断の下に、各省や民間の反対を押し切つて設立いたしまして、一九四二年大体の完成を見たものであります。戦争に勝ちました米國は、十六年前、私が今ここで叫んでおるようなことを何の不思議もなく決行いたしております。戦争に負けましたる日本は、今私がこうして喋らなければならない状態であります。何と情ないことでありましようか。近代國家の國民生活が高度に発達いたしまして段々複雑化するに連れまして、行政官廳の機構が次第に細分化されて行くことは勿論当然であります。併し又行政機能を十分に発揮さすために、できるだけこれらを統合することも当然であります。この細分化と統合化との矛盾を止揚いたしまして、行政機関をしてその機能を高度に発揮させるために、行政職分の科学的分類によつて再編成することが何よりも急務であるのであります。

建設行政は、今日まで我が國におきましては事務の種類又は産業行政の補佐的附随部門としてのみ考えられ、従つて科学技術の進歩発達は阻害されたのであります。今日のごとくあらゆる物資の欠乏のときこそ、初めて建設行政を総合し、以て國民の福利を増進させなければならないと思うのであります。簡単でございますが以上を以て私の本案に対する反対意見といたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

○兼岩傳一君　第三回國会におきまして芦田内閣が建設省設置法案を提出いたしましたときに、民主自由党はこれに対して正しい批判をされたのであります。即ち各省に分散しておるところの建設行政を一元化して総合的な建設省を作るのでなければ、國土の復興はできないということを主張されたのであります。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）土木建築行政について格段に理解の深い民主自由党は、さすがに正論を吐かれるものであるわいと非常に深甚なる敬意を表したのであります。これより先、片山内閣の第二國会におきまして建設院設置法案が提出いたされましたときに、日本共産党は以下述べますような骨子の総合建設省の基本方針を発表したのであります。

第一に、建設省は、一方において治山、治水、水力発電、灌漑用水、港湾、戦災都市住宅等に対する勤労國民の要求を直接反映し、精力的に國土の復興と再建を図ると共に、他方極く少数の大企業の独占を抑制し、建設事業内部にあるところの封建的な生産関係を近代化し、以て國富の増進と文化の向上を図ること。

第二、建設省は、政府官廳間に残存する縄張主義を一掃すると共に、建設省内部の事務と技術の対立、学閥、派閥等のセクショナリズムを打破して、これを合理的な建設の生産機関にすること。

第三、建設省は、建設事業の重大性と永続性とに鑑みて、一政府、一大臣の権限のみによつて運用されるべきものでなく、これと共に廣く勤労者、農民、市民、商工業経営者の團体及び科学技術者の團体の代表者などによつて構成されるところの委員会によつて最高方針の決定が行われると共に、その実行も監視されなければならない。即ち建設省が民主化されなければならないこと。

第四、建設省は、國の天然資源の全面的な開発と利用のために、國土の自然科学的、経済的な調査を行うために、強力な調査局を設置し、並びに総合的な建設技術研究機関を持たなければならないこと。

第五、建設省は、以上によつて得た資料に基きて、日本全体としての経済復興計画の一環として、総合的な國土復興計画を樹立すると共に、その現業実施部門を強化すること。

以上の基本的な五つの任務を達成するために、取敢えず省の機構としては、

一、運輸省にありますところの港湾の建設、維持、管理

一、商工省の水力電氣の開発、
一、農林省の砂防、開拓、漁港
一、國費支弁の營繕工事
一、厚生省の國立公園、上下水道
一、天変地変の予測のための氣象観測
一、陸地測量及び水路測量

等の所管事項を統合しなければならないということ。

これを発表したのであります。然るに絶対多数を取られました民自党の吉田内閣が今回提出しておられるところのこの政府案は、曾ての第三國会において民自党の主張されましたところの正論を何ら反映していないことは勿論のこと、日本共産党並びに勤労者、國民大衆の要望するところを何ら採用していないのは勿論のこと、恰かも木に竹をついだように、総務局の中に営繕部というものを持つて行きまして、名前だけを管理局と変えて見たり、或いは更に滑稽であり更に非難すべきことは、建築局という名前だけを住宅局と改めまして、恰かも吉田民自党内閣が國の住宅建設に向つて一大躍進をするかのごとき幻想を與えようとしていることであります。御承知の通り今度の吉田内閣の住宅予算は、昨年の三十四億円に対しまして本年は僅か二十九億五千万円、貨幣價値の変動を計算に入れますならば、恐らく庶民住宅の建設は昨年の半分ぐらいしかできないのであります。而も諸君、この住宅関係の荒廃の狀態は実に深刻であります。例えば廐舎、仮小屋、引揚者の寮などに住んでおられる方、最も悲惨な方々が恐らく三十万世帯を下らないのであります。それから六畳一間に四人家族以上住んでおられます実にお氣の毒な家族の数が四十二万世帯を下らないのであります。又片道二時間以上通勤されますところのお氣の毒な勤労者の数が二十三万世帯、これら合計いたしまして、取敢えず何とかしなければならない世帯の数が実に百万世帯に近いのであります。にも拘わらず今回のこの住宅予算は僅かに二万五千戸、誠に焼石に水のような狀態であります。そうして建築局を住宅局と名称を変えるということが何の意味を持つのでしようか。建設省内部における建築に関するやり方の事態はもつと悪いのであります。実に寒心すべき事実を私は皆さんにお傳えしたいのであります。私が建設委員会で政府の住宅政策の基礎数字を追究した最も大事なことは、一体日本は今住宅が減りつつあるのか、殖えつつあるのか。つまり一方において建つ住宅の数と、一方において風水害、自然的の磨滅、火災などで減つて行く数と、殖える住宅と減る住宅と、どういうふうにそのバランスがなつておるのかということを、あらゆる角度から私が追究いたしましたけれども、これに対して建設省は何ら答えることができないのであります。それは分らないという驚くべき無能振りであります。それから更に驚くべきことは、一昨々日の建設委員会で、庶民住宅、今申しました二万五千戸、二十五億円の各府縣への配当が行われましたが、どういう基準でこれを配当するか、いわゆる住宅の不足数に應じてこれをやるという。ところが各都市において現実にその都市に何戸の家が足りないであろうかということに対する資料がないのであります。はつきりしていないのであります。どういう角度から追究しても正確なことは分らない。つまり一方において日本の住宅が殖えつつあるのか、減りつつあるのかという数字を持たないのであります。一方において各都市が何戸、どのように住宅が不足であるかという基本数字を持つていないのであります。これはどこから來たか。これは昨年の芦田内閣は、建設省当局の要求しておりました調査費を二分の一に削つたのであります。然るに今回吉田民自党内閣は、建設省当局の提出いたしました調査費を七分の一に削つておるのであります。このようにして殆んど正確な住宅政策の基礎数字は得ておらぬのであります。而もこれに加うるに政府は、本省において三割、出先において二割の一挙機械的の行政整理をしようという方向に進んでおります。從つて私共ははつきりと予言することができる。山村、農村はいよ〳〵崩壊の速度を加えるであろうということ、都市住宅難はいよ〳〵その深刻さを加えるであろうということ、これであります。

日本共産党は、以上の理由によりまして、只今提出されております非科学的且つ破壊的且つ欺瞞的なこの建設省設置法の一部改正に対しまして、全面的に反対を表明するものであります。

（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

（拍手）

○議長（松平恒雄君）　日程第三、外務省設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

外務省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

外務省設置法案

外務省設置法

目次

第一章　総則（第一條—第四條）
第二章　本省
第一節　内部部局（第五條—第十一條）
第二節　附属機関（第十二條—第十四條）
第三節　地方支分部局（第十五條—第十九條）
第三章　在外公館（第二十條—第二十二條）
第四章　職員（第二十三條・第二十四條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、外務省を設置する。

2　外務省の長は、外務大臣とする。

（外務省の任務）

第三條　外務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　外交政策の企画立案及びその実施
二　通商航海に関する利益の保護及び増進
三　外交使節及び領事官の派遣及び接受
四　條約その他の國際約束の締結
五　國際機関及び國際会議への参加並びに國際協力の促進
六　外國に関する調査
七　内外事情の報道及び外國との文化交流
八　海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋
九　連合國官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の総合調整
十　前各号に掲げるものの外、対外関係事務の処理及び総括

（外務省の権限）

第四條　外務省は、この法律に規定

する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された國際法規及び法律（法律に基づく命令を含む。）に從つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに從い、必要な措置をとること。

十一　外務省の公印を制定すること。

十二　日本國政府を代表して外國政府と交渉し、國際機関及び國際会議に参加すること。

十三　全權委任狀、大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに領事及び名誉領事の委任狀を作成してこれを交付すること。

十四　外國の外交使節の全權委任狀、外國の大使及び公使の信任狀及び解任狀並びに外國の領事及び名誉領事の委任狀を受理し、並びに外國の領事の認可狀を作成してこれを交付すること。

十五　條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに渉外法律事項を処理すること。

十六　通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。

十七　海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人との間に生じた民事上の事件に関し和解をさせ、又は仲裁をし並びに身分関係事項の届出を受理し、及び登録すること。

十八　日本人の海外渡航及び移住に関しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。

十九　旅券を発給し、及び査証すること。

二十　在日外國人等の待遇に関する事務を行うこと。

二十一　日本と外國にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が発給した文書を証明すること。

二十二　外交に関する事項の発表を行うこと。

二十三　外國人及び外國に在住する日本人に対する栄典の授與について推薦をすること。

二十四　外務省所管の社團法人又は財團法人の許認可を行うこと。

二十五　朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

二十六　邦人の引揚に関する事務を行うこと。

二十七　國又は公共團体の機関に対して、所掌事務の遂行に必要な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十八　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基づく命令を含む。）に基き外務省に属せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

政務局
條約局
調査局
管理局
連絡局

2　政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第六條　大臣官房においては、外務省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　文書の証明を行うこと。

五　公文書（但し、連合國官憲との往復文書を除く。）及び電信を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

六　條約書その他の外交文書を保管すること。

七　外交史料を編さんすること。

八　飜訳を行うこと。

九　経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十　行政財産及び物品を管理すること。

十一　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十二　図書を保管し、及び統計を作成すること。

十三　外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に関すること。

十四　外國人に対して栄典を授與すること及び外國勲章又は外國記章を日本人が受領することに関しあつ旋を行うこと。

（政務局の事務）

第七條　政務局においては、左の事務をつかさどる。

一　外國に関する政務を処理すること。

二　通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。

三　國際経済機関との協力及び通商航海條約その他の通商経済上の協定に関すること。

四　國際経済事情の調査並びに國際経済に関する統計の作成及び資料の收集を行うこと。

五　各國との文化交流及び國際文化機関との協力に関すること。

六　内外新聞通信及び報道並びに國際事情に関する知識の普及に関すること。

七　連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の收集及び研究を行うこと。

八　法令案の審査を行うこと。

九　所管行政の考査を行うこと。

十　所管行政に関する総合調整を行うこと。

十一　前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2　情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

（條約局の事務）

第八條　條約局においては、左の事務をつかさどる。

一　條約その他の國際約束の締結に関すること。

二　國際法及び渉外法律事項に関すること。

三　國際機関及び國際会議への参加並びに國際行政に関すること。

（調査局の事務）

第九條　調査局においては、左の事務をつかさどる。

一　國際關係の動向及び國際機関の活動に関する調査研究を行うこと。
二　各國の政治、経済及び外交に関する調査研究を行うこと。
三　前二号に規定する事項について資料の收集及び整理を行うこと。

（管理局の事務）
第十條　管理局においては、左の事務をつかさどる。
一　海外における邦人の生命、身体及び財産の保護並びに身分関係事項に関すること。
二　海外渡航及び移住に関すること。
三　旅券の発給及び査証に関すること。
四　在日外國人等の待遇及び送出に関すること。
五　朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。
六　前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業（閉鎖機関を含む。）に関すること。
七　邦人の引揚に関すること。

（連絡局の事務）
第十一條　連絡局においては、左の事務をつかさどる。
一　連合國官憲との文書の往復その他連絡に関すること。
二　連合國官憲との連絡に関連する各行政機関の事務の調整に関すること。
三　連合國官憲の要求に基く調査及び報告に関すること。
四　連合國の行う軍事裁判に関すること。
五　連絡調整事務局に関すること。

第二節　附属機関

（附属機関）
第十二條　本省に、左の附属機関を置く。
外務省研修所
中央連絡協議会

（外務省研修所）
第十三條　外務省研修所は、外務省の職員に対して、外交官又は領事官として職務を行うに必要な訓練を行う機関とする。
2　外務省研修所は、東京都に置く。
3　外務省研修所に、所長を置く。
4　所長は、所務を掌理する。
5　前各項に規定するものを除く外、外務省研修所に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（中央連絡協議会）
第十四條　中央連絡協議会は、連合國官憲との連絡に関連する各行政機関の事務の緊密な連絡を図るために関係行政機関が協議する機関とする。
2　中央連絡協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）
第十五條　本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

（所掌事務）
第十六條　連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。
一　第十一條第一号から第四号までの事務
二　連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の收集に関すること。
三　引揚に関する調査及び旅券に関すること。
四　國際事情に関する知識の普及に関すること。
2　連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償廳の所掌に属する事務を分掌する。
3　連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償廳長官の指揮監督を受ける。

（名称、位置及び管轄区域）
第十七條　連絡調整事務局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各連絡調整事務局に対應する連合國官憲の管轄区域によることを例とする。

名称	位置
横浜連絡調整事務局	横浜市
北海道連絡調整事務局	札幌市
東北連絡調整事務局	仙台市
横須賀連絡調整事務局	横須賀市
東海北陸連絡調整事務局	名古屋市
京都連絡調整事務局	京都市
近畿連絡調整事務局	大阪市
神戸連絡調整事務局	神戸市
中國連絡調整事務局	長　市
四國連絡調整事務局	高松市
九州連絡調整事務局	福岡市

（内部部局）
第十八條　連絡調整事務局に、必要に應じて、外務省令で定めるところにより、三部以内の部を置くことが出來る。

（附属機関）
第十九條　連絡調整事務局に、その附属機関として地方連絡協議会を置くことができる。
2　地方連絡協議会は、各連絡調整事務局に対應する連合國官憲との連絡に関連する各行政機関の事務の緊密な連絡を図るため関係行政機関が協議する機関とする。
3　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章　在外公館

（在外公館）
第二十條　在外公館は、外務大臣の管理に属し、外國において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された國際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に従つて、在外公館に属する權限を行使する。
第二十一條　特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の認証を要するものとする。
第二十二條　前二條に規定するものの外、在外公館に関しては、法律又は政令に別段の定のある場合を除くの外、当分の間、従前の法令の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）
第二十三條　外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）
第二十四條　外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2　左の法令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除くの外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

外務省官制（明治三十一年勅令第二百五十八号）
臨時外務省に外交顧問を置くの件（昭和十三年勅令第六百三十二号）
連絡調整事務局臨時設置法（昭和二十三年法律第四号）
連絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題になりました外務省設置法案に対しまして、内閣委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本年六月一日から施行せられまする國家行政組織法第三條第二項及び第四條の規定に従いまして、新たに外務省設置法を制定し、外務省の所掌事務の範囲及び権限を規定することが必要となりましたので、本法案の制定を見たのであります。先ず、本法案の主要な点を御説明いたします。現在外務省には総務局、條約局、調査局、管理局及び特殊財産局の五局と情報部及び特別資料部の二部が置かれておりますが、本法案におきましては、政務局、條約局、調査局、管理局及び連絡局の五局を置き、又政務局には情報部を置くこととし、行政機構と事務の簡素化を図つております。即ち現在の総務局は政務局と改称されまして、現在の特別資料部を吸収し、情報部を同局内の一部とし、現在の特殊財産局は総理廳外局の賠償廳に統合されました。又現在総理廳の外局である連絡調整事務局を縮小整理いたしまして連絡局とし、外務省の内局の一つといたしたのであります。本法案におきましては、外務省の附属機関として外務省研究所及び中央連絡協議会を、又外務省の地方支分部局として連絡調整事務局を設けることになつております。尚、國家行政組織法の施行に伴いまして行政官廳法が廃止されましたので、特命全権大使或いは特命全権公使を認証官とする規定を存置する必要がありますので、本法案でその旨の規定を設けておるのであります。本委員会におきましては、情報部が本法案では政務局に置かれることになつておるが、情報部の任務の重大なることから、將来行政機構の根本的刷新が行われる際には独立の一局にすべきであるという希望意見が全会一致で認められたのであります。本委員会におきましては全会一致を以て本法案は可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。細川嘉六君。

〔細川嘉六君登壇、拍手〕

○細川嘉六君　私は外務省設置法案に対して日本共産党を代表し反対するものであります。

外務省は他の省と違つておつて、講和会議の前後でその任務と組織は異なるわけであります。今日我が國は占領下にある。併しこの占領下にあるがため一往き誤解が起きて、一体に卑屈になつておる。或いは消極的になつておる。その態度がある。で、外務省としましては、我が國が占領下にあるという理由を十分理解して、即ち占領は軍國主義の徹底的な掃蕩である、この條件の下に積極的に行動すべきであります。従來この終戰前のことを考えて見ますと、國民は國際関係のことについては誠に無智でありました。こういうように放置された結果、外交関係において何事が行われておるかについては全然判断が付かない状態でありました。中國については、今日はもう明らかになつておりますが、北華事変なんかは二三ヶ師團あれば片付くと、こういうような考えで当局から教えられて、そのままに考えて來ました。それから又、アメリカなんというものは民主主義の國だから、戰爭すれば直き敗れる。諸君はどうお考えになりますか。アメリカというものの力については一般にそう考えさせられたものであります。ソ連はどうか。ソ連なんかというものは独裁主義の下にある。戰いをすれば各民族が蜂起して土崩瓦壊するだろうと、こういうような考えを一般に普及されておりました。これらに対して外務省は一体どんなことをやつて來たか。誠に軍部の言うがままに引摺られて來たという状態であります。そうしてファッショ・イタリーだとか、ナチスのドイツだとか、それを礼讃して何事もこれに従えばよいと、こういうようなところに國論を引つ張つて行きました。こういうような状態は誠に危險な状態であつたのであります。今日はつきりしておる。今日の状況から過去を見ますというと、誠に痛ましい教訓がここにあります。外務省のなすべきことは、単なる外交官が他國の外交官と一緒になつて取引するという単純なものではありません。殊に今日我が國がこの困難なる状態から立上ろうとするには、國際関係を担当する外務省の働きの背景には、國民がよく世界の情勢について、或いは関係各國の事情について、正当な理解を持つており、そうしていろ〳〵事件を正当に判断するということがなければなりません。この点におきましては、すでに我が外務当局の態度というものは感心されないものが出ておる。例えば文部省が作つた「民主主義」という教科書がありまして。これなんかは全く民主主義を一方的に解釈して、旧來の民主主義はすべて民主主義であるとし、そうしてソ連、或いは中國或いは中央ヨーロッパの民主主義については全く反対の態度をとつておる。こういう誤まつた考えを流布しておる。そうして、こういうことは外務省においてはどう扱われておるか。更に北太平洋同盟なんかというものの提唱を外務省の中から持出されておる。これなんかはどういうことになるか。ヨーロッパの問題を太平洋に持つて來て、そうして冷たい戰爭の中に我が國を引き入れて行くという危險をすでに出しておる。戰前の憂うべき状態が今日尚持続されておる。こういうことは、もう今日断乎として是正さるべきことであるが、外務省の今日の官僚は如何なる新たなる確信を持つておるかどうか。貿易につきましても、單に今までの貿易、今現に行われておる貿易、これだけで満足すべきではありません。大なる変化をなしておる中國との貿易はどうするか。日本と中國とが重大なる関係にあることは申すまでもありません。それを一方的に他に引つ張られて行つてしまつて、そうしてこれに要すべき注意を拂わない、努力をしないということは、後はどうなりますか。私は中國、更にソ連、これらとの貿易、それについては、もう少し十分なる努力を傾くべきものであると思うのであります。我が國の國際経済関係は狹く一方に偏してはいけません。廣く、殊に近い各國との貿易関係は、從來の偏見を捨てて大胆に正しくこれと結ぶ、これを展開して行くということでなければなりません。

更に又、講和会議において物事が最後的に決まりますが、それ以前においていろ〳〵の取決めを今日何かの形においてやつて、講和会議以後それがために我が國が束縛されるというようなことがあつてはなりません。講和会議以前の取決めは一時的のものでなければなりません。我が國の外交について更に大切なことは、我が國の独立と自由とを損わしてはいけない。（「簡単」「そこは大事だ」と呼ぶ者あり）これを厳に守らなければならない。目前の事に囚われてこれを失うようでは、國民に対する責任は果せない。（「そう通りだ」と呼ぶ者あり）それから、一方ソ連に対して今日便利であるからといつて、それに偏して、他の重大なる諸國を軽視する、これに敵対するというような偏見は断然止めなければなりません。廣くそうして強く我が國の國際関係を立てる、この覚悟を外務省は持たなければならぬ。これはどうであるか。この点において非常に疑いがあ

る。私が外務省設置法案について反対する理由は、これらの点においてばかりでなしに、現に外務省設置法に現われた組織というものは余りに厖大である。これは縮小すべきである。そうして、この法案の規定しておるところの任務というものは、講和前と講和後との関係を無視して混乱して述べられておる。それで私は、外務省の任務といたしましては、講和会議の諸準備、通商貿易関係の調査及びその促進、國際情勢の調査と國民への普及、それから外交再開に対する諸準備、これらの諸点に限つて能率的にそうして十分なる成果を挙げるように外務省が構成され、そうしてこの講和会議後の効果を收めるよう努力されるべきものであることを主張するのであります。

以上の理由によつて、この任務の混乱と、それから機構が悪い、厖大過ぎると、これらの点において反対の理由を持つているのであります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第四、大蔵省設置法案、日程第五、大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

大蔵省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

大蔵省設置法案

大蔵省設置法

目次

第一章　総則（第一條—第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條—第十二條）

第二節　附属機関（第十三條・第十四條）

第三節　地方支分部局（第十五條—第二十六條）

第一款　財務局（第十六條—第二十二條）

第二款　税関（第二十三條—第二十六條）

第三章　外局（第二十七條—第四十四條）

第一節　証券取引委員会（第二十八條・第二十九條）

第二節　造幣廳（第三十條—第三十六條）

第三節　印刷廳（第三十七條—第四十四條）

第四章　職員（第四十五條・第四十六條）

第五章　公聞（第四十七條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、大蔵省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、大蔵省を設置する。

2　大蔵省の長は、大蔵大臣とする。

（任務）

第三條　大蔵省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　國の財務

二　通貨

三　金融

四　証券取引

五　造幣事業

六　印刷事業

（権限）

第四條　大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。

八　職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　大蔵省の公印を制定すること。

十三　國の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。

十四　國の予算及び決算を作成すること。

十五　國の予備費を管理すること。

十六　各省各廳の支出負担行爲又は支拂の計画を承認すること。

十七　各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき証証を行うこと。

十八　國の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十九　國の財務の総轄の立場からする地方公共團体の財務の調整に関すること。

二十　内國税、関税及びとん税を賦課徴收すること。

二十一　土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を決定すること。

二十二　関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

二十三　税務代理士及び税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

二十四　專賣權（アルコールに関するものを除く。）を管理すること。

二十五　國有財産を総轄し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六　普通財産を管理処分すること。

二十七　國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に関する総合調整を行うこと。

二十八　貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

二十九　國庫金を出納、管理及び運用すること。

三十　國債の発行、償還及び利拂を行うこと。

三十一　預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び整理すること。

三十二　米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

三十三　外國爲替を管理すること。但し、貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得（外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。

三十四　銀行業、信託業、保險業、無盡業その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。

三十五　金融機関の融資及び金利を規制すること。

三十六　証券取引所を登録し、これを監督すること。

三十七　証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。

三十八　株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

三十九　商品取引所を免許し、これを監督すること。

四十　公認会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行うこと。

四十一　酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営む者を監督すること。

四十二　貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造し、旧貨幣を鋳つぶすこと。

四十三　貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに鑛物の試験を行うこと。

四十四　日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。

四十五　官報、法令全書その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。

四十六　印刷廳の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締を行うこと。

四十七　通貨の製造工場を管理及び監督すること。

四十八　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

主計局
主税局
理財局
管財局
銀行局

2　大臣官房に調査部を置く。

3　主税局に査察部及び税関部を置く。

4　銀行局に検査部を置く。

（特別な職）

第六條　本省に財務官一人を置く。

2　財務官は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る渉外事務に関して総轄を行う。

3　大臣官房に官房長を置く。

4　官房長は、大臣官房の事務を総轄する。

5　主計局に次長二人を置く。

6　次長は、局長を助け、局務を整理する。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　大臣の官印及び省印を管守すること。

三　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　大蔵省の機構、定員及び運営に関し調査、企画及び立案すること。

五　所管行政の考査を行うこと。

六　法令案その他公文書類の審査を行うこと。

七　所管行政の総合調整を行うこと。

八　報道事務を総轄すること。

九　公文書類は接受、発送、編集及び保存すること。

十　所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

十一　経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。

十二　印紙類を出納及び保管すること。

十三　行政財産及び物品を管理すること。

十四　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十五　専賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。

十六　前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。

2　調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。

（主計局の事務）

第八條　主計局においては、左の事務をつかさどる。

一　國の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

二　國の予算及び決算を作成すること。

三　國の予備費を管理すること。

四　各省各廳の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

五　各省各廳の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

六　各省各廳の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。

七　各省各廳の支出負担行爲又は支拂の計画を承認すること。

八　各省各廳の小切手及び國庫金振替書を認証すること。

九　各省各廳の支出負担行爲の認証に関すること。

十　各省各廳の賣買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前金拂及び概算拂を承認すること。

十一　各省各廳の出納官吏及び出納員を監督すること。

十二　國の予算の執行に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十三　各省各廳の歳入の徴收及び收納に関する事務の一般を管理すること。

十四　國の貸付金（他の部局の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

十五　特別職である國家公務員等に関する給與制度を管理すること。

十六　國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

十七　國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

十八　地方公共團体の歳出に関すること。

（主税局の事務）

第九條　主税局においては、左の事務をつかさどる。

一　租税制度を調査、企画及び立案すること。

二　内國税を賦課徴收すること。

三　酒類等の生産及び販賣を管理すること。

四　酒類等の製造業及び販賣業の免許を與え、これを営む者を監督すること。

五　酒類その他間接税課税物件の分析及び鑑定並びにじょう造の試験、講習及び指導を行うこと。

六　税務代理士の許可を與え、これを監督すること。

七　土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調査決定すること。

八　印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。
九　関税及びとん税を賦課徴収すること。
十　関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
十一　保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。
十二　税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。
十三　税関統計を作製すること。
十四　大藏省所管の税外諸収入を管理すること。
十五　税務職員の訓練を行うこと。
十六　地方公共團体の歳入に関すること。但し、地方債に関するものを除く。

2　査察部においては、前項第二号の事務のうち所得その他の課税標準の著しく高額な者、著しく増加した者等についての調査、検査、犯則の取締及び滯納処分に関するものをつかさどる。

3　税関部においては、第一項第一号の事務のうち関税及びとん税に関するもの、同項第九号から第十三号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税関職員に関するものをつかさどる。

（理財局の事務）

第十條　理財局においては、左の事務をつかさどる。
一　國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國内資金運用の総合調整及び國内金融と國際金融との調整を図ること。
二　國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。
三　國庫金を出納、管理及び運用すること。
四　國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。
五　國債の発行、償還及び利拂を行うこと。
六　日本銀行の國庫金及び國債の取扱事務を監督すること。
七　地方債に関すること。
八　貨幣及び紙幣の発行、回收及び取締を行うこと。
九　日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
十　米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
十一　対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること。
十二　在外資金その他の在外財産を調査及び管理すること。
十三　クレジット、外貨債その他の渉外負債に関する事務を管理すること。
十四　前三号に掲げるものの外、外國爲替の管理（貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用状の取得（外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く。）その他國際金融の調整を行うこと。
十五　外國に居住する本邦人（外國に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理こすると。
十六　貴金属の買取及び譲渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。
十七　企業の経理に関すること。
十八　公認会計士（会計士試験並びに公認会計士（会計士補を含む。）の登録及び監督を行うこと。
十九　会社の解散の制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）を施行すること。
二十　商品取引所を免許し、これを監督すること。
二十一　商品券の取締を行うこと。
二十二　終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の経理を行うこと。
二十三　政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）を施行すること。
二十四　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）を施行すること。
二十五　賠償に関する財務を管理すること。

（管財局の事務）

第十一條　管財局においては、左の事務をつかさどる。
一　國有財産制度を調査、企画及び立案すること。
二　國有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。
三　國有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。
四　普通財産を管理処分すること。
五　國の出資を行い、これを管理すること。
六　財産税及び相続税に係る物納の動産を管理処分すること。
七　國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に関し総合調整すること。
八　賠償指定工しゃう等の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。
九　外國又は外國人（外國人が経営を支配する本邦法人を含む。）が本邦内に有する株式、出資及び公社債並びに法人たる企業を管理及び処理すること並びにこれらの事務に関し企画及び立案をすること。
十　閉鎖機関に関すること。

（銀行局の事務）

第十二條　銀行局においては、左の事務をつかさどる。
一　金融制度を調査、企画及び立案すること。
二　預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び経理すること。
三　日本銀行を監督すること。
四　復興金融金庫及び國民金融公庫を監督すること。
五　農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。
六　銀行業、信託業及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。
七　生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。
八　信用協同組合（連合会を含む。）を免許し、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合その他金融業務を営む者を監督すること。
九　日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。
十　金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。
十一　金融機関の金利を調整すること。
十二　紙幣類似証券の取締を行うこと。
十三　社債等の登録を行うこと。
十四　國民貯蓄計画を樹立し、國民貯蓄を奨励すること。
十五　当せん金附証票の発賣を管理し、その取締を行うこと。

2　検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち金融機関の業務及び財産の検査に関するものをつかさどる。

第二節　附属機関

（税務講習所）

第十三條　第十四條に規定する附属機関の外、本省に税務講習所を置く。

2　税務講習所は、大藏省の職員に対して、税務行政に従事するため、必要な職務上の訓練を行う機関とする。

3　税務講習所に支所を置く。

4　税務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大藏省令で定める。

（その他の附属機関）

第十四條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
関税訴願審査会	関税に関する訴願について審査すること。
預金部資金運用審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、預金部資金の運用に関する事項について調査審議すること。
外國爲替管理審議会	主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に関する重要な事項について調査審議すること。
政府貸付金処理審議会	所管大臣及び大蔵大臣の諮問に應じて、政府貸付金の條件及び延滞元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。
関税率審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、関税率に関する事項について調査審議すること。
金審議会	主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に関する重要な事項について調査審議すること。
特別融通損失審査会	日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）、不動産融資及び損失補償法（昭和七年法律第二十四号）又は戦時金融金庫法（昭和十七年法律第三十二号）に基き、それぞれ日本銀行、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行又は戦時金融金庫が受けた損失及びその額を決定すること。
投資及び担保証券審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、貯蓄銀行の運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類に関する事項及び担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基き社債に附することのできる物上担保のうち株式質に関する事項について調査審議すること。
税務代理士せん衡審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
産業設備営團損失審査会	大蔵大臣の監督に属し、産業設備営團の受けた損失及びその額を審査決定すること。
國民更生金庫損失審査会	大蔵大臣の監督に属し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審査決定すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
戦時喪失國債証券審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、戦時喪失無記名國債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号）及び旧臨時資金調整法（昭和十二年法律第八十六号）による証券の喪失の査定を行い、これらの法律の施行に関する重要な事項について調査審議すること。
復興金融審議会	復興金融金庫の融資に関する事務を行い、同金庫の運営に関する重要な事項について調査審議すること。
中央株式等評價審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、財産税の課税標準に関し株式等の價額について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、戦時補償特別税の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。
社寺境内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに関する訴願について調査審議すること。
金利調整審議会	日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。
國有財産調整審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各廳の長から協議を受けた國有財産の管理に関する重要な事項について調査審議すること。
中央特定契約審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること
専賣事業審議会	日本専賣公社の総裁及び監事の推薦を行い、その他日本専賣公社の運営に関し、大蔵大臣の諮問に應じ、又は大蔵大臣に意見を述べること。
國民金融審議会	國民金融公庫の総裁及び幹事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に関する重要な事項について議決し又は大蔵大臣に意見を述べること。
基準地区調査会	大蔵大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第　号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）

第十五條　本省に、左の地方支分部局を置く。

財務局

税関

第一款　財務局

（所掌事務）

第十六條　財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。但し、税関の所掌するものを除く。

（名称、位置及び管轄区域）

第十七條　財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京都	東京都　神奈川県　千葉県　山梨県
関東信越財務局	東京都	埼玉県　茨城県　栃木県　群馬県　長野県　新潟県
大阪財務局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　和歌山県　滋賀県
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城県　岩手県　福島県　秋田県　青森県　山形県
名古屋財務局	名古屋市	愛知県　静岡県　三重県　岐阜県
金沢財務局	金沢市	石川県　福井県　富山県
廣島財務局	廣島市	廣島県　山口県　岡山県　鳥取県　島根県
高松財務局	高松市	香川県　愛媛県　徳島県　高知県
福岡財務局	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県
熊本財務局	熊本市	熊本県　大分県　鹿児島県　宮崎県

（内部部局）

第十八條　財務局に、左の七部を置く。

総務部
直税部
間税部
國税査察部
理財部
管財部
経理部

2　前項に定めるものの外、財務局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

（附属機関）

第十九條　左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式等評価審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税標準に関し株式等の價額について調査審議すること。
不動産評價審議会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税に関し不動産の評價について調査審議すること。
財産審査会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税價格等に関する異議について調査審議すること。
社寺境内地処分審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに関する訴願について調査審議すること。
地方特定契約審査会	財務局長の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。
地方宅地賃貸價格調査会	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

（財務局支局、管財支所及び出張所）

第二十條　本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部（税務署の分掌するものを除く。）を分掌させるため、所要の地に財務局支局を置く。

2　財務局又は財務局支局の事務の一部を分掌させるため、管財支所及び出張所を置く。

3　財務局支局並びに管財支所及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（税務署）

第二十一條　第九條第一項第二号から第八号までに掲げる事務で、財務局の分掌するものの一部を分掌させるため、税務署を置く。

2　税務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（税務署の附属機関）

第二十二條　左の表の上欄に掲げる機関は、税務署の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査会	税務署長の諮問に應じて、財産税の課税價格について調査審議すること。
増加所得税調査会	税務署長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額について調査審議すること。
宅地賃貸價格調査会	税務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。

管理及び処分を行うこと。

二　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）等による輸出入貨物の取締を行うこと。

三　外國爲替の取締及び貴金属の輸出入の取締を行うこと。

四　輸出入貨物に対し内國税を賦課徴収すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第二十四條　税関の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横浜税関	横浜市	東京都　神奈川県　埼玉県　茨城県　群馬県　栃木県　千葉県　山梨県　新潟県　福島県　宮城県　山形県
神戸税関	神戸市	兵庫県　岡山県　鳥取県　島根県　香川県　徳島県　高知県　愛媛県
大阪税関	大阪市	大阪府　京都府　和歌山県　奈良県　滋賀県　福井県　石川県　富山県
名古屋税関	名古屋市	愛知県　三重県　岐阜県　長野県　静岡県
門司税関	門司市	福岡県　山口県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
函館税関	函館市	北海道　秋田県　岩手県　青森県

第二款　税関

（所掌事務）

第二十三條　税関は、本省の所掌事務のうち第九條第一項第九号から第十三号まで及び第十五号に掲げるものを分掌し、並びに左の事務をつかさどる。

一　貨物の收容並びに收容貨物の

（内部部局）

第二十五條　税関に、税関長官房及び左の三部を置く。

監視部

業務部

鑑査部

2　前項に定めるものの外、税関の組織の細目は、大藏省令で定める。

（支署、出張所及び監視署）

第二十六條　税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

2　税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三章　外局

（設置）

第二十七條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大藏省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会

造幣廳

印刷廳

第一節　証券取引委員会

（組織、権限及び所掌事務）

第二十八條　証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の定めるところによる。

（特別な職）

第二十九條　証券取引委員会の事務局に次長一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二節　造幣廳

（任務及び長）

第三十條　造幣廳は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。

2　造幣廳の長は、造幣廳長官とする。

（権限）

第三十一條　造幣廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

（内部部局）

第三十二條　造幣廳に、左の二部を置く。

総務部

作業部

（総務部の事務）

第三十三條　総務部においては、造幣廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び廳印を管守すること。

三　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並に教養及び訓練に関すること。

四　所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の收集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五　公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六　経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。

七　行政財産及び物品を管理すること。

八　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

九　貨幣、貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。

十　貴金属の地金を配給すること。

十一　製造品の受注及び発注を行うこと。

十二　所管行政の総合調整を行うこと。

十三　前各号に掲げるものの外、造幣廳の任務を遂行するため必要な事務で、作業部の所掌に属さないものを行うこと。

（作業部の事務）

第三十四條　作業部においては、左の業務を行う。

一　貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。

二　章はい、記章、極印、合金及び金属工藝品を製造すること。

三　金、銀その他の重要金属の地金及びその陶たかすを精製すること。

四　重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。

五　貴金属の地金及び製品の品位を証明すること。

六　貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

（研究所及び病院）

第三十五條　造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

2　研究所及び病院の内部組織は、大藏省令で定める。

（支廳及び出張所）

第三十六條　造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び廣島縣佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大藏省令で定める。

第三節　印刷廳

（任務及び長）

第三十七條　印刷廳は、印刷事業を行うことを主たる任務とする。

2　印刷廳の長は、印刷廳長官とする。

（権限）

第三十八條　印刷廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十四号から第四十七号までに掲げる権限を行使する。

（内部部局）

第三十九條　印刷廳に、長官官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

（長官官房の事務）

第四十條　長官官房においては、印刷廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び廳印を管守すること。

三　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　所管行政に関する調査統計の作製及び資料の收集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五　公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六　所管行政の考査を行うこと。

七　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

八　所管行政の総合調整を行うこと。

九　前各号に掲げるものの外、印刷廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

（業務部の事務）

第四十一條　業務部においては、左の事務をつかさどる。

一　日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類及び印刷物の印刷計画並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二　官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

三　通貨等の製造工場を管理及び監督すること。

四　すき入紙の製造の取締を行うこと。

五　印刷廳の業務上必要な物資を調達すること。

六　経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行うこと。

七　行政財産及び物品を管理すること。

（製造部の事務）

第四十二條　製造部においては、左の事務をつかさどる。

一　日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。

二　関係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指導監督すること。

三　機械その他の設備を管理すること。

（研究所、工場、教習所及び病院）

第四十三條　印刷廳に、左の上欄に掲げる研究所その他の機関を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷廳部内職員の診療を行うこと。

2　前項に掲げる研究所その他の機関の内部組織は、大蔵省令で定める。

（出張所）

第四十四條　印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第四章　職員

（職員）

第四十五條　大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第四十六條　大蔵省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章　公團

（酒類配給公團）

第四十七條　大蔵省所轄の公團は、酒類配給公團とする。

2　酒類配給公團に関しては、酒類配給公團法（昭和二十二年法律第百七十二号）の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、附則第二項中高等財務講習所官制の廃止に関する部分は、同年七月二十日から施行する。

2　左の勅令及び政令は廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

大蔵省官制（昭和十七年勅令第七百四十三号）

大蔵省に顧問を置くことに関する勅令（昭和二十年勅令第五百一号）

経済の再建整備に関する法律の施行に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百四十四号）

大蔵省給與局臨時設置制（昭和二十一年勅令第三百四十号）

大蔵省管理局臨時設置制（昭和二十一年勅令第二百九十二号）

高等財務講習所官制（昭和二十二年政令第六十九号）

税務講習所官制（昭和十六年勅令第五百二十七号）

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）

税関官制（昭和二十一年勅令第二百九十三号）

税務署官制（明治三十五年勅令第二百四十二号）

証券取引委員会事務局令（昭和二十三年政令第百四号）

会計士管理委員会事務局令（昭和二十三年政令第百六十七号）

専賣局官制（大正十年勅令第三百号）

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）

造幣局における金属工藝品の製造に関する勅令（昭和二十一年勅令第二十九号）

印刷局官制（昭和十八年勅令第八百九号）

3　附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「、次長は大蔵省給與局長」を削る。

同條第三項を次のように改める。

3　内閣総理大臣は、専任の部員の外、各省各廳において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができる。但し、部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

大蔵省設置法案中修正

(1)　目次を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十二條）

第二節　附属機関（第十三條）

第三節　地方支分部局（第十四條―第二十三條）

第一款　財務部（第十五條―第十九條）

第二款　税関（第二十條―第二十三條）

第三章　外局（第二十四條―第五十六條）

第一節　証券取引委員会（第二十五條・第二十六條）

第二節　國税廳

第一款　総則（第二十七條・第二十八條）

第二款　内部部局（第二十九條―第三十三條）

第三款　附属機関（第三十四條・第三十五條）

第四款　地方支分部局（第三十六條―第四十一條）

第三節　造幣廳（第四十二條―第四十八條）

第四節　印刷廳（第四十九條―第五十六條）

第四章　職員（第五十七條・第五十八條）

第五章　公團（第五十九條）

附則

(2)　第四條中第二十四号を第二十六号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第二十号から第二十三号までを次のように修正する。

二十　内國税を賦課徴収すること。

二十一　土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を決定すること。

二十二　税務代理士の許可を與え、これを監督すること。

二十三　関税及びとん税を賦課徴収すること。

二十四　関税法規により輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

二十五　税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

(3)　第五條第三項中「査察部及び」を削る。

(4)　第九條を次のように修正する。

（主税局の事務）

第九條　主税局においては、左の事務をつかさどる。

一　租税に関する制度を調査、企画及び立案すること。

二　土地台帳及び家屋台帳に関する制度を調査、企画及び立案すること。

三　大蔵省所管の税外諸収入を管理すること。

四　関税及びとん税を賦課徴収すること。

五　関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

六　保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。

七　税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

八　税関統計を作製すること。

九　税関職員の調練を行うこと。

十　地方公共團体の歳入に関すること。但し、地方債に関するものを除く。

2　税関部においては、前項第一号の事務のうち関税及びとん税に関するもの及び同項第四号から第九号までの事務をつかさどる。

(5)　第十三條を削る。

(6)　第十四條見出し中「その他の」を削り、同條第一項の表中税務代理士せん衡審議会、中央酒類審議会、中央株式等評價審議会、臨時補償特別税審査会及び基準地区調査会の部を削り、同條を第十三條とする。

(7)　第十五條中「財務局」を「財務部」に修正し、同條を第十四條とする。

(8)　「第一款　財務局」を「第一款　財務部」に修正する。

(9)　第十六條を次のように修正する。

（所掌事務）

第十五條　財務部は、本省（主税局を除く。）及び証券取引委員会の所掌事務の一部を分掌する。

2　前項に規定する事務の他、財務部は、当分の間、外國又は外國人（外國人が経営を支配する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産の調査、管理及び処理に関する事務で賠償廳の所掌に属するもの並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に関する事務の一部を分掌する。

(10)　第十七條を次のように修正する。

（名称、位置及び管轄区域）

第十六條　財務部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京財務部	東京都	東京都　神奈川縣　埼玉縣　千葉縣　山梨縣　栃木縣　茨城縣　群馬縣　新潟縣　長野縣
大阪財務部	大阪市	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　和歌山縣　滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣
札幌財務部	札幌市	北海道
仙台財務部	仙台市	宮城縣　山形縣　岩手縣　福島縣　秋田縣　青森縣
名古屋財務部	名古屋市	愛知縣　静岡縣　三重縣　岐阜縣
廣島財務部	廣島市	廣島縣　山口縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣
高松財務部	高松市	香川縣　愛媛縣　徳島縣　高知縣
福岡財務部	福岡市	福岡縣　佐賀縣　長崎縣　熊本縣　大分縣　鹿児島縣　宮崎縣

(11)　第十八條を次のように修正する。

（内部組織）

第十七條　財務部の内部組織は、大蔵省令で定める。

(12)　第十九條を次のように修正する。

（附属機関）

第十八條　左の表の上欄に掲げる機関は、財務部の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は寄附及びこれらに関する訴願について調査審議すること
地方特定契約審査会	財務部長の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

(13)　第二十條見出し中「財務局支局」を「財務部支部」に、同條第一項中「本省の所掌事務のうち財務局の分掌する事務の一部（税務署の分掌するものを除く。）」を「財務部の事務の一部」に、「財務局支局」を「財務部支部」に、同條第二項中「財務局又は財務局支局」を「財務部又は財務部支部」に、同條第三項中「財務局支局」を「財務部支部」に修正し、同條を第十九條とする。

(14)　第二十一條及び第二十二條を削る。

(15)　第二十三條中「第九條第一項第九号から第十三号まで及び第十五号」を「第九條第一項第四号から第九号まで」に修正し、同條を第二十條とする。

(16)　第二十四條を第二十一條とし、第二十五條及び第二十六條をそれぞれ三條ずつ繰り上げる。

(17)　第二十七條中「証券取引委員会」を「証券取引委員会」に修正し、同條を第二十四條とする。

(18)　第二十八條及び第二十九條をそれぞれ第二十五條及び第二十六條とする。

(19)　「第二節　造幣廳」を「第三節　造幣廳」に修正する。

(20)　第三十條を第四十二條とする。

(21)　第三十一條中「第四十二号及び第四十三号」を「第四十四号及び第四十五号」に修正し、同條を第四十三條とし、以下第三十六條まで順次十二條ずつ繰り下げる。

(22)　「第三節　印刷廳」を「第四節　印刷廳」に修正する。

(23)　第三十七條を第四十九條とする。

(24)　第三十八條中「第四十四号から第四十七号」を「第四十六号から第四十九号」に修正し、同條を第五十條とし、以下順次十二條ずつ繰り下げる。

(25)　第三章第一節の次に次のように加える。

第二節　國税廳

第一款　総則

（任務及び長）

第二十七條　國税廳は、内國税を賦課徴収することを主たる任務とする。

2　國税廳の長は、國税廳長官とする。

（権限）

第二十八條　國税廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第二十九條　國税廳に、左の四部を置く。

総務部
直税部
間税部
調査査察部

（総務部の事務）

第三十條　総務部においては、國税

廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び廳印を管守すること。

三　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の收集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五　公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。

六　内國税に関し周知宣傳を行うこと。

七　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

八　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。

九　会計事務を行い、会計を監査すること。

十　行政財産及び物品を管理すること。

十一　内國税の徴收に関すること。

十二　印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。

十三　所管行政の総合調整を行うこと。

十四　前各号に掲げるものの外、國税廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に属さないものを行うこと。

（直税部の事務）

第三十一條　直税部においては、左の事務をつかさどる。

一　直接國税の賦課に関すること。但し、調査査察部の所掌に属するものを除く。

二　税務代理士の許可を與え、これを監督すること。

三　土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調査決定すること。

（間税部の事務）

第三十二條　間税部においては、左の事務をつかさどる。

一　間接國税の賦課に関すること。但し、調査査察部の所掌に属するものを除く。

二　酒類等の生産及び販賣を管理すること。

三　酒類等の製造業及び販賣業の免許を與え、これを営む者を監督すること。

四　酒類その他間接國税課税物件の分析及び鑑定並びにじょう造の試験、講習及び指導を行うこと。

（調査査察部の事務）

第三十三條　調査査察部においては、内國税の賦課徴收事務のうち所得その他の課税標準についての調査、検査及び犯則の取締に関する重要なもので大蔵省令で定めるものをつかさどる。

第三款　附属機関

（税務講習所）

第三十四條　第三十五條に規定する附属機関の外、國税廳に税務講習所を置く。

2　税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政（関税及びとん税に関するものを除く。）に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

3　税務講習所に支所を置く。

4　税務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（その他の附属機関）

第三十五條　左の表の上欄に掲げる機関は、國税廳の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
税務代理士せん衡審議会	國税廳長官の諮問に應じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、配給及び價格に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
中央株式等評價審議会	國税廳長官の諮問に應じて、財産税の課税標準に関し株式等の價額について調査審議すること。
戦時補償特別税審査会	國税廳長官の諮問に應じて、戦時補償特別税の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。
基準地区調査会	國税廳長官の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四款　地方支分部局

（地方支分部局）

第三十六條　國税廳に、地方支分部局として、國税局を置く。

2　國税局は、國税廳の所掌事務の一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十七條　國税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京國税局	東京都	東京都　神奈川縣　千葉縣　山梨縣
関東信越國税局	東京都	埼玉縣　茨城縣　栃木縣　長野縣　新潟縣
大阪國税局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　和歌山縣　滋賀縣
札幌國税局	札幌市	北海道
仙台國税局	仙台市	宮城縣　岩手縣　福島縣　秋田縣　青森縣　山形縣
名古屋國税局	名古屋市	愛知縣　静岡縣　三重縣　岐阜縣
金沢國税局	金沢市	石川縣　福井縣　富山縣
廣島國税局	廣島市	廣島縣　山口縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣
高松國税局	高松市	香川縣　愛媛縣　徳島縣　高知縣
福岡國税局	福岡市	福岡縣　佐賀縣　長崎縣
熊本國税局	熊本市	熊本縣　大分縣　鹿児島縣　宮崎縣

（内部部局）

第三十八條　國税局に、左の五部を置く。

総務部

直税部

間税部

調査査察部

徴収部

2　前項に定めるものの外、國税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

（附属機関）

第三十九條　左の表の上欄に掲げる機関は、國税局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	國稅局長の諮問に應じて、酒類の生産及び配給に關する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び種別について調査審議すること。
地方株式等評價審議会	國稅局長の諮問に應じて、財産稅の課稅標準に關し株式等の價額について調査審議すること。
不動産評價審議会	國稅局長の諮問に應じて、財産稅の課稅に關し不動産の評價について調査審議すること。
財産審査会	國稅局長の諮問に應じて、財産稅の課稅價格等に關する異議について調査審議すること。
地方宅地賃貸價格調査会	國稅局長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

2　前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四十條　國稅局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、稅務署を置く。

2　前項に規定する事務の外、稅務署は、当分の間、特定財産管理令の施行に關する事務で財務部の分掌するものの一部を分掌する。

3　稅務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大藏省令で定める。

（稅務署の附屬機關）

第四十一條　左の表の上欄に掲げる機關は、稅務署の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
財産調査会	稅務署長の諮問に應じて、財産稅の課稅價格の更正決定について調査審議すること。
增加所得稅調査会	稅務署長の諮問に應じて、增加所得稅の所得金額について調査審議すること。
宅地賃貸價格調査会	稅務署長の諮問に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。

2　前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十一日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律

第一條　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項及び第二十條第二項中「内閣總理大臣」の下に「、法務總裁」を加える。

第二十一條中「内閣」の下に「、總理府、法務府」を加える。

第二條　國家公務員共濟組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「法務廳」を「法務府」に、「印刷局」を「印刷廳」に、「造幣局」を「造幣廳」に改める。

第三條　國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「法務廳」を「法務府」に改める。

第四條　造幣局特別会計法（大正四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

造幣廳特別会計法

第一條及び第二條第一項中「造幣局」を「造幣廳」に改める。

附則第二項中「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第五條　造幣局資金拂出に關する法律（昭和七年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第六條　造幣局の資金に關する法律（昭和十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣局据置運轉資本」を「造幣廳据置運轉資本」に、「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第七條　造幣局据置運轉資本の增加等に關する法律（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一條第一項中「造幣局据置運轉資本」を「造幣廳据置運轉資本」に、同條第二項中「造幣局資金」を「造幣廳資金」に改める。

第八條　日本專賣公社法施行法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

（專賣局及び印刷局特別会計法の改正）

第十三條　專賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷廳特別会計法

本則中「各会計」を「この会計」に改める。

第一條中「專賣局及び印刷局」を「印刷廳」に改め、「各」を削る。

第二條中「專賣局特別会計及び印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第三條中「夫々」を削る。

第四條中「夫々專賣局及び印刷局」を「印刷廳」に改める。

第九條　印刷局特別会計の固有資本の增加に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律（昭和二十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第十條　專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に關する法律（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

題名中「專賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第一條中「專賣局特別会計、印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に、「專賣局及び印刷局特別会計法」を「印刷廳特別会計法」に改める。

附則第六項中「印刷局特別会計」を「印刷廳特別会計」に改める。

第十一條　預金部預金法（大正十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第十二條　政府貸付金処理に關する法律（昭和十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「委員会」及び第二項中「前項ノ委員会」を「政府貸付金処理審議会」に改める。

第十三條　産金法（昭和十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條の四及び第十四條中「金委員会」を「金審議会」に改める。

第十四條　酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項及び第四項中「酒類委員会」を「酒類審議会」に改める。

第十五條　税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項中「税務代理士銓衡委員会」を「税務代理士銓衡審議会」に改める。

第十六條　復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

「復興金融委員会」を「復興金融審議会」に改める。

第十七條　戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び第三項中「戦時補償特別税審査委員会」を「戦時補償特別税審査会」に改める。

第十八條　財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項及び第五項中「不動産評価委員会」を「不動産評価審議会」に改める。

第三十條第四項及び第六項中「株式等評価委員会」を「株式等評価審議会」に改める。

第四十六條第一項、第三項、第五項及び第七項中「財産調査委員会」を「財産調査会」に改める。

第五十二條中「財産審査委員会」を「財産審査会」に改める。

第十九條　政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第四項中「特定契約審査会」を「特定契約審査会」に改める。

第二十條　増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「増加所得税調査委員会」を「増加所得税調査会」に改める。

第二十一條　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三條及び第四十六條中「土地賃貸価格調査委員会」を「土地賃貸価格調査会」に改める。

第二十二條　家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第二十八條中「家屋賃貸価格調査委員会」を「家屋賃貸価格調査会」に改める。

第二十三條　大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に改める。

第三條中「預金部資金運用委員会」を「預金部資金運用審議会」に、「政令で定める委員会」を「簡易生命保険郵便年金事業審議会」に改める。

第二十四條　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整委員会（以下委員会という。）」を「金利調整審議会（以下審議会という。）」に改める。

第六條、第七條第一項、第十條、第十一條第一項及び第十二條中「委員会」を「審議会」に改める。

第七條第二項及び第九條中「委員長」を「会長」に改める。

第二十五條　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。

第七條第四号中「会計士管理委員会」を「大蔵省令」に改める。

第十二條第一項中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五号を次のように改める。

（試験の執行）

第十五條　大蔵省に、公認会計士試験委員を置く。

2　公認会計士試験は、公認会計士試験委員が、これを行う。

3　公認会計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

第十六條中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十七條第一項中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十八條中「会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十三條中「会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、」を削り「事項を定めることができる。」を「事項は、政令で定める。」に改める。

第三十條中「会計士管理委員会は、」を「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」に改める。

第三十一條中「会計士管理委員会規則」を「この法律に基く大蔵省令」に、「会計士管理委員会は、」を「大蔵大臣は、公認会計士審査会の議決を経て、」に改める。

第三十二條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第四項中「前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、」を「前二條の懲戒事件の審査をしようとするときは、公認会計士審査会は、」に改め、同條第五項中「懲戒の処分は、」の下に「公認会計士審査会が」を、「事実があると認め」の下に「、その旨を大蔵大臣に報告し」を加える。

第三十三條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、同條第二項中「会計士管理委員会事務局の職員」を「当該職員」に改める。

第三十四條中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

「第六章　会計士管理委員会」を「第六章　公認会計士審査会」に改める。

第三十五條を次のように改める。

（公認会計士審査会の設置）

第三十五條　第三十條及び第三十一條の規定による懲戒事件の審査をさせ、大蔵大臣の諮問に応じて、公認会計士試験、会計士補に対する実務補習その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に、公認会計士審査会を置く。

2　大蔵大臣は、左の各号に掲げる行為をしようとする場合においては、あらかじめ公認会計士審査会に諮問しなければならない。

一　この法律を改正する法律案及び第二十三條の規定に基く政令案の立案

二　第七條第四号、第十二條第二項、第十六條、第二十二條、第五十七條の二及び第五十九條の規定に基く大蔵省令の制定

三　第十二條第一項の規定に基く実務補習の機関の認定

四　公認会計士試験委員の任命

五　特別公認会計士試験の試験期日の決定

六　第五十七條第二項第三号の指定及び同項第六号の認定

3　公認会計士審査会は、第一項に規定する重要な事項に関し、大蔵大臣に対して、随時意見を述べることができる。

第三十六條第一項並びに第三十八條第四号及び第五号中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に改める。

第四十條の見出し、第一項及び第三項中「委員長」を「会長」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　会長は、公認会計士審査会の会務を総理する。

第四十一條中「会計士管理委員会」を「公認会計士審査会」に、「委員長」を「会長」に改める。

第四十二條から第四十六條まで　削除

第五十七條第一項から第三項までの中「会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二中「会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十八條中「会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機関が、」を「公認会計士試験委員が、」に改める。

第五十九條中「会計士管理委員会が、これを」を「蔵省令で」に改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條　削除

第六十四條後段を次のように改める。

この場合において、第九條中「計理士懲戒委員会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「公認会計士審査会ノ議決ニ依リ」と読み替えるものとする。

第二十六條　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中

基準地区調査会	大蔵大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃貸価格修正法（昭和二十四年法律第　号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。

を

基準地区調査会	大蔵大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃貸価格修正法（昭和二十四年法律第　号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。
公認会計士審議会	公認会計士及び会計士補の懲戒事件について大蔵大臣の諮問に應じて、その他公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議すること。
公認会計士試験委員	公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

に改める。

第二十七條　國家公務員のための國設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中「鉄道若しくは」を削る。

第十八條第二項中「國有鉄道事業、通信事業」を「郵政事業、電氣通信事業」に改める。

第二十八條　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國占領軍の発行する弗表示軍票の取締等に関する命令（昭和二十一年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「通信官署」を「郵政官署」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　左の勅令は、廃止する。

資金融通審査委員会官制（昭和十五年勅令第七百四十五号）
納税資金亡失賃任審査委員会官制（昭和二十一年勅令第九十八号）
生命保険審査会官制（昭和二十年勅令第三百七十号）
損害保険審査会官制（昭和二十年勅令第三百七十一号）
財産税委員会官制（昭和二十一年勅令第五百七十九号）
税制調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十四号）
財政收支調整調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十六号）
金融制度調査会官制（昭和二十一年勅令第五百九十七号）

3　改正前の專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、第十條の規定にかかわらず、日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二十九條第一項の規定においてその例による限りにおいて、なおその効力を有する。

4　この法律施行の際現に改正前の公認会計士法第十五條第一項に規定する試験機関に属する試験委員は、大蔵大臣が改正後の同法第三十五條第二項第四号の規定により公認会計士審査会に諮問して任命した改正後の同法第十五條第一項の試験委員とみなす。

5　改正前の公認会計士法第十五條又は第五十八條に規定する試験機関が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に関してなした行爲は、改正後の同法第十五條第一項に規定する公認会計士試験委員が公認会計士試験又は特別公認会計士試験に関してしたものとみなす。

6　改正後の公認会計士法に基き、この法律施行後はじめて発せられる政令又は大蔵省令で、改正前の公認会計士法に基き発せられた会計士管理委員会規則に規定する内容と同一の内容を規定するものについては、改正後の同法第三十五條第二項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

7　改正前の公認会計士法第十九條の規定に基き会計士管理委員会に提出した登録申請書は、改正後の同條の規定に基き大蔵大臣に提出したものとみなす。

（小字及び――は衆議院修正）

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案中修正する。

(1)　第十五條を次のように修正する。

第十五條　税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」を「國税廳長官」に、「税務代理士詮衡委員会」を「税務代理士詮衡審議会」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國税局」に、同條第二項中「主務大臣」を「國税廳長官」に改める。

第十四條及び第十六條から第十九條までの中「主務大臣」を「國税廳長官」に改める。

第二十條中「主務大臣」を「國税廳長官」に、「財務局長」を「國税局長」に改める。

(2)　第二十六條を次のように修正する。

第二十六條　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中

國民金融審議会	國民金融公庫の総裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に関する重要な事項について議決し、又は大蔵大臣に意見を述べること。

を

國民金融審議会	國民金融公庫の総裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に関する重要な事項について議決し、又は大藏大臣に意見を述べること。
公認会計士審議会	公認会計士及び会計士補の懲戒事件について議決し、その他大藏大臣の諮問に應じて、公認会計士及び会計士補に関する重要な事項を調査審議すること。
公認会計士試驗委員	公認会計士試驗及び特別公認会計士試驗を行うこと。

に改める。

(3) 第二十八條の次に次の十二條を加える。

第二十九條　國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「財務局長」を「國稅廳長官、國稅局長」に改める。

第十一條第一項中「証憑提取ハ」の下に「國稅廳收稅官吏又ハ」を加え、「財務局又ハ」を「國稅局若ハ」に改め、同條第二項中「財務局收稅官吏」を「國稅局收稅官吏」に、同條第三項中「所轄財務局收稅官吏」を「所轄國稅局收稅官吏」に、同條第四項中「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

國稅廳收稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏に引継グベシ。

第十二條第一項中「收稅官吏」を「國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「所屬財務局」を「所屬國稅局」に、「他ノ財務局」を「他ノ國稅局」に、同條第三項中、「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第十三條中「收稅官吏」を「國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條に第一項として次の一項を加える。

國稅廳收稅官吏間接國稅ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ

第十四條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條第二項中「認ムルトキ」の下に「又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル犯則事件同條第二項各号ノ場合ニ該当スルトキ」を加える。

第十七條第一項及び第十九條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十條　法人稅法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五條から第四十六條の二までの中「大藏省」を「國稅廳」に、「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改める。

第四十六條中「又は財務局」を「又は國稅局」に改める。

第三十一條　臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「大藏大臣」を「國稅廳長官」に、同條第四項中「大藏大官」を「國稅廳長官」に改める。

第七條第三項中「財務局」を「國稅局」に、同條第四項及び第六項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十二條　たばこ專賣法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第七十九條中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第三項中「財務局」を「國稅局」に改める。

第三十三條　塩專賣法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十四條　しょう腦專賣法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十五條　地方稅法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百二十六條の二第二項中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第三項及び第九項中「財務局」を「國稅局」に改める。

第三十六條　中小企業協同組合法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表中「財務局」を「國稅局」に、「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十七條　行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條中

大藏省	本省	七三、八一六人
	証券取引委員会	一四五人
	造幣廳	二、〇二三人
	印刷廳	九、〇三〇人
	計	八五、〇一四人

を

大藏省	本省	三三、三二一人
	証券取引委員会	一四五人
	國稅廳	六〇、四九五人
	造幣廳	二、〇二三人
	印刷廳	九、〇三〇人
	計	八五、〇一四人

に改める。

第三十七條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十四條及び第百七十六條中「財務局」を「財務部」に改める。

第三十八條　閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「財務局」を「財務部」に改める。

第四十條　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條中「財務局」を「財務部」に改める。

(4) 附則第一項に次の但書を加える。

但し、第三十六條の規定は、中小企業等協同組合法施行法施行後八月を経過した日から施行する。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました大藏省設置法案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

來る六月一日から國家行政組織法が施行されるに伴いまして、從來大藏省官制を初め多くの單行法令によって規定されております大藏省の組織に関する諸法令を、國家行政組織法に適合した一本の法律に整備統合いたし、又内閣の方針に從いまして、この際大藏省の機構を整理縮小いたしますと共に、

去る五月四日、連合國軍最高司令官より日本政府宛に発せられました「日本政府の國税行政の改組に関する件」により、徴税機構について相当思い切つた改革を行う必要がありますので、この法律案を提出された次第であります。本法案の内容の概要は、先ず大蔵省の機構の整理縮小等でありまして、本省機構は従來官房及び七局でありましたものを、官房及び五局に整理いたしました。即ち給與局を廃止し、その事務を主計局に吸收すると共に、従來の理財局、國有財産局及び管理局の三局の事務を、理財局及び管財局の二局に調整所掌させることといたしました結果、二局を減少いたしました。局内の部等につきましては、従來の主計局の第一部及び第二部、主税局の監理部、理財局の外資部、管理局の財務部の六つを削減いたしました。尚、近來財務行政に関する渉外事務が極めて複雑多岐に亘り、特に今回新設される米國対日援助見返資金の管理に関する事務は極めて重要でありますので、この際本省に財務官一人を設置して、渉外事務の総轄に当らせることといたしたのであります。又外局は、従來の專賣局が六月一日から日本專賣公社となります外、会計士管理委員会及び同事務局を廃止いたしまして、その事務を理財局に吸收させることといたしました結果、二部局を減少することとなりました。又証券取引委員会は、事務局の部制を廃止して次長一名とし、造幣局及び印刷局は國家行政組織法の建前からそれ〴〵廳と改めることになりましたのでありまするが、廳内の部につきましては縮減を行なつているのであります。

次に、徴税機構につきましては、冒頭に申上げました通り、連合國軍最高司令官の覚書に基きまして、先ず中央においては、新たに外局として國税廳を設置し、現在の主税局から税関行政に関する事務並びに租税制度の調査、企画及び立案に関する事務を除いた、主として内國税の賦課徴收に関する事務をこれに所掌させることとし、地方においては、國税廳の地方支分部局として新たに國税局を設置し、現在東京以下十一の財務局から、同じく國税の賦課徴收に関する事務を分離して、これに所掌させると共に、残りの理財部及び國有財産部系統の事務は、新たに財務部を東京以下八ヶ所に設けて、これに所掌させることといたしたのであります。従いまして今後徴税事務は國税廳、國税局及び税務署と、完全に独立した機関によつて運営せられて、その他の事務は本省及び財務部によつて運営せられることと相成つたのであります。

以上が本法案の要点でありまするが、本委員会では慎重審議の結果、第十六條の財務部の中に、金沢財務部と熊本財務部を新たに加える必要を認めまして、第十六條の修正を全会一致で可決すべきものと決定いたしました。尚その他の部分につきましては、両法案共に全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　大蔵省設置法案に対し討論の通告がございます。発言を許します。川上嘉君。

〔川上嘉君登壇、拍手〕

○川上嘉君　私は無所属懇談会を代表いたしまして、この法律案に反対いたします。時間の都合上、一々具体的な諸問題をここで採り上げることは省きまして、政治の根幹であります予算の編成権と、現下國民にとりまして最も関心のある税金問題との二点から反対の理由を申述べることにいたします。

そも〳〵基本的な國全体の行政機構の改革は、あらゆる方法で民間の衆智を集めまして、簡素化、能率化に適應した合理的な制度を確立してこそ、初めて改革の目的が達成されるのでありまして、今回吉田内閣が提出いたしました俄か仕立ての行政機構の改革は、却つて國家百年の悔を残すがごときものであると、かように断言するものであります。今回の行政機構改革案の全体を見ますと、依然として外局が多く、このことは却つて行政機構の複雑化に役立ちこそすれ、断じて簡素化、能率化にはならないのであります。（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）

先ず反対理由の第一点の予算の編成権についてでありまするが、最近これを大蔵省から引離しまして内閣に直属せしむべきであるとの重要な論議、眞摯な要望が各方面においてなされておるのであります。従いましてこうした國政の根本問題につきまして、公聴会を開いたりして、あらゆる方法、あらゆる努力を尽しまして、各界の意見並びに各方面の科学的な資料を成るべく沢山蒐集いたしまして、これを十二分検討し、然る後に大蔵省の根本的な機構改革が企図されるべきであります。次に税金問題についてでありますが、本案によりますと、従來の主税局を主税局と國税廳とに分割しております。何が故に当初案を途中で修正してまでも慌てて六月一日から國税廳が発足しなければならないのであるか。政府は本会議における一般質問の答弁におきましても、予算、大蔵の両委員会などにおきましても、常に税制改革はすべてシャウプ博士の來訪を待つて善処するという態度をこれまでとつて來たのであります。而も去る十九日の外人記者との会見におきましてシャウプ博士は、八月末までに税制改革については勧告を行う旨発表いたしております。従いまして國税廳の設置のごとき機構の改革は、当然にシャウプ博士の勧告を待つて、然る後、税法及び税務行政面の諸改革と睨み合せて、あらゆる角度から最も合理的に実施されるべきであると思います。機構の改革は、單に機構だけでなく、一切の税制改革と相俟つて実施されてこそ初めて効果がある筈であります。シャウプ博士の勧告前に即刻なさなければならないことは、むしろ國税廳設置のごとき恒久的対策と見るべき機構の改革ではなくて、税制改革が実施されるまでの間、当面の緊急の問題、即ち徴税強行であるとか、或いは割当課税であるとか、或いは課税が不公平であるとか、不適正であるとか、税金が馬鹿高過ぎるとか、こうしたごう〳〵と非難されておりますところの当面の直接の問題を、一日でも早く如何にこれを処理するかというような特別な緊急措置こそ、これを自主的に、積極的に講ずることこそ、目下吉田内閣のとるべき急務であるのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手）

以上の根本的な二点の理由で、無所属懇談会はこの大蔵省設置法案に対して反対する次第であります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず大蔵省設置法案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長（松平恒雄君）　次に大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第六、郵政省設置法の一部を改正する法律案、日程第七、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、日程第八、郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

審査報告書は都合により最後号附録に掲載

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　内部部局及び地方機関

第一節　内部部局（第五條―第十一條）

第二節　地方機関（第十二條・第十三條）

第三章　附属機関（第十四條―第十九條）

第四章　職員及び職（第二十條―第二十六條）

第五章　雑則（第二十七條・第二十八條）

附則

第三條第一項中「政府機関」を「行政機関」に改める。

第四條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号として、次の一号を加える。

二十一　郵政事業の運営に妨げのない限り、委託により郵便に関する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第五條を次のように改める。

（内部部局）

第五條　郵政省に大臣官房及び左の各局を置く。

監察局

郵務局

貯金局

簡易保険局

経理局

2　大臣官房に人事部、資材部及び建築部を置く。

第六條中第十号及び第十一号をそれぞれ第十七号及び第十八号とし、第十号から第十六号までとして次の七号を加える。

十　人事に関し、左に掲げる事務を処理すること。

(一)　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関すること。

(二)　職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。

(三)　職員の定員に関すること。

(四)　職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

(五)　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

(六)　職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

(七)　郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。

十一　資材及び物品に関し、左に掲げる事務を処理すること。

(一)　各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に関すること。

(二)　資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

(三)　倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

(四)　不用となつた資材及び物品を処分すること。

(五)　委託により郵便に関する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

十二　土地、建物、工作物又は船舶並びにその附帯設備（以下不動産という。）又は國有財産に関し、左に掲げる事務を処理すること。

(一)　各部局の要求する不動産の工事を設計し、及び施行すること。

(二)　各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。

(三)　國有財産及び借入不動産の保存に関すること。

(四)　不動産に関する工事の契約をすること。

十三　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十四　所部の職員を訓練すること。

十五　大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

十六　大臣官房の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

第六條に次の三項を加える。

2　人事部においては、前項第十号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

3　資材部においては、第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

4　建築部においては、第一項第十二号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務（但し、同項第十二号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。

第十三條及び第十四條を削り、第十五條第四項中「第十一條から第十四條まで」を「第十一條」に改め、同條に第五項として次の一項を加え、同條を第十二條とする。

5　第一項の地方機関は、それぞれ、第五條に掲げる各部局の所轄の下に、その所掌事務を遂行しなければならない。

第十六條第四項中「内部組織の編目は、郵政大臣が定める。」を「内部組織は、郵政省令で定める。」に改め、同條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、以下二項ずつ繰り上げ、同條を第十三條とする。

第十七條中「第二十二條」を「第十九條」に改め、同條を第十四條とし、以下第二十條まで三條ずつ繰り上げる。

第二十一條中「第十七條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とする。

第二十二條第一項の表中郵政省共済組合審査会及び郵政省共済組合運営審議会の部を削り、同條を第十九條とする。

第二十三條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を加え、同條を第二十條とする。

第二十四條を削る。

第二十五條を次のように改める。

（特別な職）

第二十五條　監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局に、次長各一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十六條から第三十一條までを四條ずつ繰り上げる。

第三十二條中「政令で、又は政令の委任により」を削り、同條を第二十八條とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により末終号附録に掲載〕

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

参議院議長　幣原喜重郎

衆議院議長松平恒雄殿

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府機関」を「行政機関」に改める。

第五條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條第十四号の次に次の四号を加える。

十四の二　法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の團体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。

十四の三　法令の定めるところに従い、電氣通信機械の割当をすること。

十四の四　法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の團体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十四の五　法令の定めるところに従い、電氣通信施設並びに電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を関係政府機関から提出させること。

第五條第十六号を次のように改める。

十六　地方電氣通信取扱局（委託又は私設設備の供用によつて電氣通信業務を行う取扱機関を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

第五條第十八号中「第四十二條第九号」を「第四十一條第二十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の二　第十六條第十一号の検査であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

第五條第二十号中「電氣通信業務及び電波管理業務」を「電氣通信業務、電波管理業務及び航空保安業務」に改める。

第五條第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二　電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者に委託することが困難であると認められる場合に限り、政府機関、個人又は会社その他の團体からの委託により、電氣通信用の機器、物品及び素材を調達し、保管し、修理し、加工し、及び検査すること。

二十二の三　電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者から調達することが困難であると認められる場合に限り、私設設備を所有する政府機関、個人又は会社その他の團体に電氣通信事業特別会計の保有する物品を貸り渡すこと。

第七條を次のように改める。

（内部部局）

第七條　電氣通信省（外局を除く。）に大臣官房及び左の区分により局及び部並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、電氣通信監室及び研究所を置く。

電氣通信監室

業務局

周知調査部

計画部

営業部

運用部

國際通信部

施設局

施設部

建設部

保全部

資材部

建築部

経理局

電氣通信研究所

2　大臣官房に人事部を置く。

3　第一項の研究所は、その業務を遂行するため、方式実用化、器材実用化、基礎研究、試作、特許出版及び事務の各部門に分つ。

4　第一項の電氣通信監室及び研究所には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

第八條を次のように改める。

（特別な職）

第八條　電氣通信省に電氣通信監一人を置く。

2　電氣通信監は、各局及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

第九條第十号中「総務長官官房」を「電氣通信監室」に改め、同條第十一号の次に次の八号を加える。

十一の二　政府機関、個人又は会社その他の團体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及び計画の実施を監督すること。

十一の三　電氣通信機械の割当をすること。

十一の四　政府機関、個人又は会社その他の團体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十一の五　政府機関、個人又は会社その他の團体の電氣通信施設及び電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十一の六　人事に関し、左に掲げる事務を処理すること。

(一)　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関すること。

(二)　職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。

(三)　職員の定員に関すること。

(四)　職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

(五)　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

(六)　電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。

十一の七　所部の職員を訓練すること。

十一の八　予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十一の九　事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

第九條に次の一項を加える。

2　人事部においては、前項第十一号の六に掲げる事務及び第十一号の七から第十二号までに掲げる事務（但し、同項第十一号の六に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

第十條中「総務長官官房」を「電氣通信監室」に、「総務長官」を「電氣通信監」に改め、同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二　職員（大臣官房及び外局の職員を除く。以下本條中同じ。）の任免に関する計画案を作成し、人事部に送付すること。

五の三　関係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

第十條の次に次の一條を加える。

（業務局の事務）

第十條の二　業務局においては、第十一條から第十五條まで及び第二十五條に掲げる各部の所掌に属する事務の外、左に掲げる事務をつかさどる。

一　所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
二　所部の職員の給與、身分等に関する意見及び資料を人事部に送付すること。
三　所部の職員の定員に関すること。
四　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を人事部に送付すること。
五　所部の職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事部に送付すること。
六　所掌事務に関する統計及び資料を分析し、及び保存すること。
七　所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に関する要求案を資材部に送付すること。
八　所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
九　所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
十　所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
十一　所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

第十一條中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。

第十二條中「計画局」を「計画部」に、同條第一号及び第六号中「施設部門の各部局」を「施設局」に、同條第一号及び第七号中「施設局」を「施設部」に、同條第六号中「電氣通信取扱局」を「地方電氣通信取扱局」に、同條第七号中「業務部門の各部局」を「業務局」に、同條第八号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。

第十三條中「営業局」を「営業部」に、同條第二号及び第三号中「周知調査局」を「周知調査部」に、同條第四号中「電氣通信取扱局」を「地方電氣通信取扱局」に改め、同條第九号を次のように改める。

九　第六條の規定に基き、郵政省と委託の條件、方法等を協定すること及び郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、営業上、郵便局を直接指揮監督すること。

第十四條中「運用局」を「運用部」に、同條第五号中「業務部門の各部局」を「業務局」に、「施設局」を「施設部」に、同條第八号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。

第十五條第一号中「施設局」を「施設部」に、「運用局」を「運用部」に、「計画局」を「計画部」に、同條第四号及び第十号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

（施設局の事務）

第十五條の二　施設局においては、第十六條から第二十條まで及び第二十五條に掲げる各部の所掌に属する事務の外、左に掲げる事務をつかさどる。

一　所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
二　所部の職員の給與、身分等に関する意見及び資料を人事部に送付すること。
三　所部の職員の定員に関すること。
四　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を人事部に送付すること。
五　所部の職員の住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事部に送付すること。
六　所掌事務に関する統計及び資料を分析し、及び保存すること。
七　所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
八　所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
九　所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
十　所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

第十六條中「施設局」を「施設部」に、同條第三号中「資材局」を「資材部」に、同條第六号中「施設部門の各部局」を「施設局」に、「業務部門の関係部局」を「業務局」に改め、同條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　前号の事務を外部の検査機関に委託すること及び委託を受けて前号の事務を行うこと。

第十七條中「建設局」を「建設部」に、同條第一号中「施設局」を「施設部」に改める。

第十八條中「保全局」を「保全部」に、同條第一号及び第二号中「施設局」を「施設部」に、同條第二号及び第三号中「建設局」を「建設部」に、同條第六号中「周知調査局」を「周知調査部」に改める。

第十九條中「資材局」を「資材部」に改め、同條第五号の次に次の二号を加え、同條第六号中「保守」を「保存」に改める。

五の二　第五條第二十二号の二の規定に従い、政府機関、個人又は会社その他の團体からの委託により電氣通信用の機器、物品及び素材を調達し、保管し、修理し、及び加工すること。

五の三　第五條第二十二号の三の規定に従い、私設設備を所有する政府機関、個人又は会社その他の團体に、電氣通信事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第二十條第三号の次に次の一号を加える。

三の二　不動産を保存し、及び管理すること。

第二十一條及び第二十二條を次のように改める。

第二十一條及び第二十二條　削除

第二十三條第一号及び第二号中「総務長官」を「電氣通信監」に改める。

第二十四條中「（方式実用化部）」を「（方式実用化部門）」に、「（器材実用化部）」を「（器材実用化部門）」に、「（基礎研究部）」を「（基礎研究部門）」に、「（特許出版部）」を「（特許出版部門）」に、「（試作部）」を「（試作部門）」に、「（事務部）」を「（事務部門）」に、同條第二号から第四号まで及び第十八号中「施設局」を「施設部」に同條第四号中「施設部門の各部局」を「施設局」に、同條第十七号中「資材局」を「資材部」に改める。

第二十五條中「各局、部及び研究所」を「経理局、部及び研究所」に、「第十一條から第二十條まで及び前三條」を「第十一條から第十五條まで、第十六條から第二十條まで及び前二條」に改める。

第二十六條第二項中「（電氣通信研究所を除く。）」を「（資材部及び電氣通信研究所を除く。）」に改め、同條第三項を削り、同條第二項の次に次の二項を加える。

3　電氣通信大臣は、第一項に掲げるものの外、資材部の事務の一部を分掌させるため、必要な地に資材部出張所を設けることができる。

4　地方機関は、それぞれ第七條第一項に掲げる各部局の所轄の下にその所掌事務を遂行しなければならない。

第二十七條第二項を次のように改める。

2　地方電氣通信局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は政令で、内部組織は電氣通信省令で定める。

第三十一條を次のように改める。

（内部部局）

第三十一條　電波廳に、長官官房及び左の三部を置く。

法規経済部
施設監督部
電波部

第三十二條第三号中「公文書を」の下に「授受し、発送し、」を加える。

第三十三條第七号中「法規的」を「法律的、経済的及び社会的」に改める。

第三十五條中「技術部」を「電波部」に改め、同條第六号を削り、同條第五号の次に次の五号を加える。

六　電波を監視し、及び規正すること。

七　不法に施設された無線周波施設を探査すること。

八　電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機関との連絡及び資料の交換を行うこと。

九　無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

十　電波廳の所掌事務を遂行するに必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條　削除

第三十七條第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第四項として次の一項を加える。

4　第三十五條第六号及び第七号の事務を地方電波管理局に分掌させる場合は、第二項の管轄区域にかかわらず、電氣通信大臣が別段の定をすることができる。

第三十八條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十條を次のように改める。

（特別な職）

第四十條　航空保安廳に次長一人を置く。

2　次長は、航空保安廳長官を助け、廳務を整理する。

第四十一條中「事務部」を「航空保安廳」に改め、同條第三号中「公文書を」の下に「授受し、発送し、」を加え、同條第七号中「（技術部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同條第九号中「所部の」を削り、同條第十三号中「素材を調達すること」を「素材の需要計画を設定し、並びにこれを調達し、出納し、及び保管すること」に改め、同條第十六号を削り、同條第十五号の次に次の十号を加える。

十六　航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

十七　航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。

十八　航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。

十九　機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

二十　機器及び物品の修理に関すること。

二十一　航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

二十二　航空保安施設の建設、保存及び運用に関する技術標準を定めること。

二十三　航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

二十四　航空保安業務の國際的協力のために開催される國際会議に代表者を派遣すること。

二十五　前各号に掲げるものの外、法令に基き航空保安廳に属させられた権限に関すること。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條　削除

第四十四條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十五條中「第五十一條に規定するものの外、」を削り、「電氣通信審議会」を「電氣通信省運営審議会
電波技術審議会」に改める。

第四十六條中「電氣通信審議会」を「電氣通信省運営審議会」に、同條第二項中「電波規正審議会」を「電波技術審議会」に改める。

第四十六條の次に次の二條を加える。

（電氣通信調整審議会）

第四十六條の二　電氣通信調整審議会は、第九條第十一号の二から第十一号の五までに掲げる事務の円滑な遂行を図るための機関とする。

2　電氣通信大臣が第五條第十四号の二から第十四号の五までに掲げる権限を行使するには、電氣通信調整審議会の議決を経なければならない。

3　電氣通信調整審議会は、前項に掲げるものの外、第一項の事項に関して関係各大臣に建議することができる。

4　電氣通信調整審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

5　委員は、関係各廳の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が委嘱する。

6　この法律に定めるものの外、電氣通信調整審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（電波技術審議会）

第四十六條の三　電波技術審議会は、電波監理長官の諮問に応じ、電波の規律に必要な技術に関する事項を調査審議するための機関とする。

2　電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第五十條中「電氣通信審議会」を「電氣通信省運営審議会、電氣通信調整審議会及び電波技術審議会」に改める。

第五十一條　削除

第五十一條を次のように改める。

第五十二條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を加える。

第五十四條中「電氣通信大臣」を「電氣通信大臣、電波監理長官及び航空保安廳長官」に、「地方機関及び附属機関」を「地方機関、附属機関及び地方支分部局」に改め、「並びに電波廳（地方支分部局を含む。）及び航空保安廳」を削る。

第五十五條中「政令で、又は政令の委任により」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は部合により最終号附録に掲載〕

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條　左に掲げる勅令は、廃止する。

通信省官制（昭和二十一年勅令第三百四十三号）

簡易保險局官制（昭和二十二年勅令第百四十四号）

電氣通信研究所官制（大正七年勅令第二百十九号）

通信局官制（大正十三年勅令第二百七十二号）

通信官署官制（大正十三年勅令第二百七十三号）

三等郵便局及び三等電信局の通信手に関する件（大正六年勅令第二百十五号）

請願に依る通信施設に関する件（大正四年勅令第二百十五号）

通信院貯金保險局支局、通信院防衛通信施設局施設部、普通通

信講習所及び無線電信講習所の長の監督に関する件（昭和二十年勅令第四百三十二号）

第二條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便の國営）郵便は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管営する。

第三條及び第四條　削除

第五條第一項、第九條第一項、第二十條第一項、第三十八條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十七條、第四十八條第二項、第五十八條第一項、第五十九條第一項、第六十條第一項及び第四項、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十六條第一項、第七十一條、第七十五條、第七十七條並びに第八十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第一項中「電信、電話、」を削り、「收入印紙の賣さばき」の下に「並びに郵政省が電氣通信省から委託された業務」を加える。

第二十七條第一項中「通信官署」を「差出郵便局」に改める。

第三十三條中「郵便局」を「郵政省」に改める。

第四十一條第二項並びに第五十四條第一項及び第二項中「通信官署」を「地方郵政局又は郵便局」に改める。

第五十五條第一項中「通信官署」を「最寄りの郵便局」に改める。

第三條　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便貯金の國営）郵便貯金は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條　削除

第八條第一項、第九條、第十一條第一項、第三項及び第四項、第十四條、第十五條、第十七條第二項、第十八條第一項、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第三十五條、第三十九條第一項、第六十四條第二項、第六十九條並びに第七十條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十九條第一項中「貯金原簿所管廳」を「貯金原簿を保管する地方貯金局（以下貯金原簿所管廳という。）」に、同條第二項中「証券原簿所管廳」を「証券保管原簿を保管する地方貯金局（以下証券原簿所管廳という。）」に改める。

第二十三條第三項及び第六十四條第一項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第二十九條第一項中「通信官署」を「貯金原簿所管廳」に改める。

第四條　郵便爲替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便爲替の國営）郵便爲替は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條　削除

第十二條第二項、第十三條、第十五條、第二十一條第一項及び第二十八條第三項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第十八條中「郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に関し通信官署相互間又は通信官署」を「郵便、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務、印紙の賣さばきに関する業務並びに電氣通信省から委託された業務に関し、郵政省の機関相互間又は郵政省」に改める。

第十六條第一項及び第二十六條第一項中「通信官署において」を「郵便局において」に改める。

第二十三條及び第三十一條第二項中「通信官署」を「地方貯金局又は郵便局」に改める。

第二十八條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第五條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二條から第四條までを次のように改める。

第二條（郵便振替貯金の國営）郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、郵政大臣が、これを管理する。

第三條及び第四條　削除

第八條第二項中「通信官署」を「口座を保管する地方貯金局（以下口座所管廳という。）」に改める。

第九條第一項及び第二項中「通信官署」を「口座所管廳」に改める。

第十三條第二項、第十四條、第十六條、第三十一條第一項、第四十四條、第四十五條第二項、第四十七條第三項、第四十九條第一項、第五十三條、第五十八條第一項及び第六十三條第一項中「通信官署」を「郵政省」に改める。

第二十條第四項及び第三十八條第三項中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第四十七條第二項中「銀行の申出に因り、通信官署において」を「銀行の申出を」に改める。

第六條　鉄道船舶郵便法（明治三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條、第三條、第六條、第八條及び第十條第四項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

第七條及び第九條中「郵便官署」を「関係地方郵政局」に改める。

第十三條中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第七條　選挙運動等の臨時特例に関する法律（昭和二十三年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「郵便官署」を「郵政省」に改める。

第八條　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第五十條中「通信官署」を「郵便局」に改める。

第九條　左に掲げる規定中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十九号）第三條印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三條第一項

第十條　電信法（明治三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第四号、第十五條、第十六條及び第三十五條中「電信官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第五條及び第二十五條中「主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署」を「地方電氣通信局」に改める。

第十二條中「電信官署又ハ電話官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第二十一條及び第三十一條中「電信官署又ハ電話官署」を「電氣通信省」に改める。

第二十二條中「、郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。

第二十三條中「場合ヲ除ク外」を「場合ニ於テハ」に改める。

第二十六條中「電信官署若ハ電話官署」を「地方電話通信局」に改める。

第十一條　無線電信法（大正四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号及び第二十三條中「電信官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第五條中「電信官署又ハ電話官署」を「地方電氣通信取扱局」に改める。

第八條ノ二中「主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署」を「電氣通信局又ハ地方電波管理局」に改める。

第十五條中「、郵便、郵便爲替、郵便貯金」を削る。

第二十條第一項中「電氣官署又ハ電話官署」を「電氣通信省ノ地方機関」に改める。

第十二條　電信電話料金法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第二項中「通信大臣」を「電氣通信大臣」に改める。

第十三條　電信線電話線建設條例（明治二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第三條第一項及び第四條から第七條まで中「通信省」を「電氣通信省」に改める。

第十四條　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項及び第二十三條中「通信官署」を「郵政官署」に改める。

第十五條　通信職員訓練法（昭和二十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵政省職員及び電氣通信省職員訓練法

第一條中「その業務に從事する職員（以下通信職員という。）」を「郵政省又は電氣通信省の業務に從事する職員（以下單に職員という。）」に改める。

第一條から第三條まで、第五條及び第六條中「通信大臣」を「郵政大臣又は電氣通信大臣」に改める。

第二條、第三條及び第六條中「通信職員」を「職員」に改める。

第三條第一項第二号中「通信省」を「それぞれ郵政省又は電氣通信省」に改める。

第四條を削り、以下一條ずつ繰り上げる。

第十六條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「電信、電話及び郵便官署（簡易保險及び貯金官署を含む。）」を「地方郵政監察局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保險局、郵便局、地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所、地方電氣通信取扱局、電氣通信省施設局資材部の出張所、航空保安事務所、航空標識所及びこれらの出張所、地方電波管理局の出張所」に改める。

第十七條　この法律施行の際、現に通信省職員である者のうち、通信省郵務局若しくは貯金局、簡易保險局若しくは特定郵便局長をもつて長とする郵便局に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者（但し、もつぱら郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險若しくは郵便年金又はその附帶業務の現業事務に從事する者に限る。）は郵政省の職員に、通信省電務局、工務局若しくは電波局、電氣通信研究所若しくは電信局、電話局若しくは電氣通信工事局に勤務する者又は特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局に勤務する者（但し、もつぱら電氣通信及びその附帶業務の現業事務に從事する者に限る。）は電氣通信省の職員に、その他の者は通信大臣の指定するところに從い、郵政省の職員又は電氣通信省の職員に、それぞれ同一の勤務條件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

（中川幸平君登壇、拍手）

○中川幸平君　只今議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案外二法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

現行の郵政省設置法及び電氣通信省設置法は、過般第三國会におきまして制定を見たのでありまするが、來る六月一日より施行されまする國家行政組織法に則り、各官廳の機構簡素化に対應して、相当の縮小を見たものであります。先ず郵政省におきましては一官房、八局、十三部を一官房、五局、三部に改め、形の上では相当の簡素化を見たのであります。郵政省の機構改正の大きな点は、先ず本省の監察局、郵務局、貯金局、簡易保險局の四局には、現行の設置法におきましてはそれ〴〵三部乃至四部を置いておりましたが、今回この部制をすべて廃止し、又この四局の局長には特に理事を以て充てることにいたしておりましたものを、この理事も又取止めることとなつたのであります。第二には、現在の設置法における人事局、資材局、建築局の三局を廃止いたしまして、いずれもこれを大臣官房の部に縮小したのであります。機構の縮小に伴い部長、次長等も十名余りを整理しておるのであります。地方機関の設置そのものについては別に変更なく、内部の機構については大体本省に準じ簡素化したのであります。次に電氣通信省の機構改正につきましては、総務長官を電氣通信監に改め、長官官房を電氣通信監室とし、業務部門、施設部門担当の理事二人を廃止して、新たに業務局及び施設局を置き、両部門の中に置いた各局をすべて部に引下げ、同時に業務総務室及び施設総務室を廃止することにしたのであります。尚、人事局を廃止してこれを大臣官房の人事部といたしました。この縮小によりまして、理事二人を減じ、局は九局を整理し、二局を設置し、差引七局を減じたものであります。次に外局関係におきましては、電波廳では二部制を廃しまして、次長一人を置くことにいたしたものであります。次に郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、両省の設置法を改正することによりまして、これらの点に関する法令の整備に関する規定を一括したものであります。本委員会におきましては、先に現行法の制定に際し審議を盡した関係もありまして、更に慎重審議を重ねました結果、多数を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　討論の通告がございます。順次発言を許します。木下源吾君。

（議長退席、副議長着席）

（木下源吾君登壇、拍手）

○木下源吾君　日本社会党は、只今提案の法案に全部反対であります。

その理由といたしましては、元來これらの基礎をなすところの定員法が、いわゆる定員法がまだ決まつておらない。殊に二十四年度予算において我々が協賛を與えたところの法律案、この定員等の関係も甚だ不明瞭である。（「余りむごいよ」と呼ぶ者あり）先ず、併しながら只今御報告に現われておりまする件は、委員会においていろ〳〵慎重に御努力なさつての御報告に対しては敬意を表しまするが、この一端を見ましても、私が只今申上げたようなことが当ると思うのであります。

官報 号外 昭和二十四年五月二十四日

○第五回國會 参議院会議録第三十二号（其の二）

郵政省の簡易保險局の実情を見まするというと、実にいろ〳〵な仕事が多くて、臨時雇を千百名も雇わなければならんことになつている。この点について衆議院で質問がありました際に、大臣はそういうことはやらない、こういうように答弁しているのでありますが、実際には一昨日の二十一日に局長会議があつて、これが決定せられ、その要綱までもちやんとできているというような事情であります。ただ民自党は首切りをやるのだというような、このような一つの面子に囚われまして、実際には要るものを、それがなければ事業が遂行できない、國民全体としての不利益、こういうことに考慮することなく、ただその役人の或る一部における不親切、或いは瀆職とか、いろ〳〵そういう面に対する國民の不満に対して應えるかのごとく、そうして実際に必要な、國政運用に必要なるところの事業をちつとも顧みておらない。今の簡易保險局でありますが、これだけを取つて見ましても、これは今重大な大きな局でありますが、單なる内局に過ぎない。これは当然皆さんお考えになつても外局にすべきであろうということは、これは肯けるのであります。独立採算制、或いは独立性を保持するためにも、これは外局にしなければならないということは、皆さん誰が考えてもそうだと思うのであります。殊にこの法案に現われている面からだけ見ても、頭だけは大きくて、実際のこの現業方面は非常に整理されているのだ。このようなことが事業の遂行の上において果して皆さん御納得できましようか。私はそういうような頭ばかりあつて、実際手足が動かない、そういう狀態というものは、仕事にならないものだと、かように考えられるのであります。仔細に亘つて検討するならば、今のような面が各所に現われております。殊に悪い点は、表面は人員を整理するのだ、そういう機構を作つている。併し現実には今言う通り、必要な人間の五分の一にも相当するような千百名の臨時雇を、而も五年の間臨時雇にする。臨時雇はどういうようなことにするかと言えば、最低二千八百円の俸給で最低線をやつて置いて、後は出來高拂い、請負制度、この請負制度、出來高拂いというものは如何に労働の酷使になるか、労働者を搾取する上にこれほど重宝なやり方はないのであります。成る程民自党は、日本の経済復興に対しては、労働者、働く者には過重な負担を負わせて、そうして大資本の方面に奉仕しようとするような、そういう政策を強行することが日本の経済復興に対して最も今日とるべき途であるということを考えられておるのでありまするからして、かくのごときことは或いは当然だというようにお考えになるかも知れませんけれども、（「ノー〳〵」と呼ぶ者あり）総理大臣はこの壇上から國民の協力を求めると言うたあの一言は、決して頭の方の、例えばこの法案に現われておるような局長や部長や、そういう人たちの協力ではなかろうと思う。眞に働く者の労働者、農民、一般大衆の協力、喜んで國の再建に向つて協力するということに私はならなければ、総理大臣の意図することは私は成功しないと考える。然るに拘わらず口でそういうことを言つていながら、現実に行うところの面においては盡く労働者の酷使、労働者の負担、そうしてこの日本の経済を復興しようというようなやり方に対しては、私は、我が日本社会党は挙げて断乎反対するものであります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君） 中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案並びにこの施行に関する法律案の三法案に対しまして、我我日本共産党は全面的に反対するのであります。

次にこの法案に我々が反対いたしますところの理由を述べたいと思います。特にこの両法案につきましては、すでに第三回の國会においてその設置法が決定されました。併し未だにそれが実施されないでおるとき、再び今回のような改正案が出たわけであります。これは実は國家行政組織法がまだ実施されるに至らないのに今日滅茶苦茶に変更を見つつあるのと非常によく似ておりまして、一度決定されたことが殆んど定まらず、直ちに次ぎ〳〵と変えられて行く、ここに我々今日の日本の政治の非常な不安定が存在しておるということを痛切に感じます。ところで、この法案、特に電氣通信省の問題は、私はこれは極めて大きな問題を我々に提起していると、こう思うのであります。何故ならば、この電氣通信省のこの管理機構は、アメリカの言葉で申しますれば、ライン・オルガニゼーション、日本の言葉で申しますれば笠形機構という、日本にとつて新らしい一つの機構を輸入したわけであります。確かに一見いたしますれば、このライン・オルガニゼーションという機構は、一つの可なり集権的な組織でありまして、又ビジネス的に考えるならば、非常に簡素化され又能率化されておるわけであります。資本主義機構が作り出したところの一つの機構といたしまして、確かにこれは可なり高いものであります。我々はそれを認めるのに決して吝かではないのであります。併し問題は、このようなものが日本にそのまま輸入された場合に一体どうなるか。多くの人々は、日本が遅れているから、アメリカのこのような高度のものを持つて來れば、それは駄目なんだと言いますが、私は全く逆だと思うのであります。日本は決して遅れていないのであります。日本は非常に進んでおるのであります。（「独断だ」と呼ぶ者あり）むしろ逆に、この資本主義的に高度に発展したものを、非常に進んだ日本にそのまま持ち込んで來るところから恐ろしい矛盾が來るのであります。今、日本人の考え方の中には非常な顚倒があります。アメリカのものは何んでも進んでいると思つております。確かに資本主義的には一番進んでいるのですが、社会主義的には一番遅れているのです。（「立場の相違で止むを得んじやないか」と呼ぶ者あり）労働組合を見ましても、アメリカの労働組合が一番民主化されておるということを一生懸命で言つている人がある。併し全世界をよくみたら分る。アメリカの労働組合は一番遅れているのであります。どういう点で遅れておるかというようならば、労働者が眞に階級的なる組合を持つていないという点で遅れている。併し組合の運営の個々の問題、或いはそうした些々なる問題については、特に資本主義的な労働組合としては、それはいろ〳〵よい点を持つている。今日、日本の経済機構は一体どこに來ているか。我々は決してこれを遅れているとは思わないのであります。非常に進んでおるのです。その進んでおる理由は、今日、日本のこの経済的危機を突破し、そうして日本の本当の復興を図るためには、どうしても社会主義の方向に向つてでなければ、これはもう駄目なんです。資本主義な

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

るが故に幾多の腐敗、堕落、いろ〳〵のものが行われて來ているのです。もう誰が見ても資本主義では日本はどうにもならないということは、もうはつきりしている。（「共産主義でも駄目だ」と呼ぶ者あり）もうどんなに資本主義的なる方法を持つて來ましても、どんな資本主義的な高い機構や考え方を持つて來ましても、これはどうにもならないのです。（「程度の相違じやないか」と呼ぶ者あり）そういうふうな点から見ますれば、日本は重要産業や或いは重要な金融機構が非常に國営化されておる。或いは資本主義的な統制や、國家的な統制が非常に進んでおる。もうこれを自由経済的に引戻すなどということは、できないことではないでしようが、それをやろうとするならば、勤労大衆の犠牲を、物凄い犠牲を強要しなければできない。それは勤労大衆の物凄い反抗にぶつかることは火を見るよりも明らかであり、又現にぶつかつておる。そういう意味において日本はもう社会主義に向つて進むより外にない。それがもうあらわに見えておる、進みつつある。ここに非常に高い日本の経済機構が、決して遅れていないという、そういうところをよく示しておるのであります。こういうところへ持つて來て、最も発達したと言われておる資本主義的な高度のライン・オルガニゼーションを持つて來る結果が、一体どういう結果をもたらすか、或る人は一部を見て、表面を見て、これが民主化であるとか、或いはこれが近代化であるとかと言つておるが、これは飛んでもない。そんなものではないのです。実際に今日もう暫らくすれば恐らく電氣通信省が発足するでしようが、その現実が何よりもよく示すと思うのです。それならば、一体具体的に見て、このような機構の採用が今現にどう結果しておるか。私は二、三それを挙げて見たいと思うのであります。

第一は、このような機構によつて物凄い中央集権的な、独裁的な機構ができ上ることであります。一見すれば非常にこれは民主化に見えます。併し実際には日本の経済情勢と関連して考えるならば、それは非常に新らしい独裁機構を作るのであります。これはすでに従來の旧式な千成瓢箪式の日本のいわゆる官僚機構がこれで是正されます。だが併し笠形になつたこの頂点に立つところのこの人の非常に集権的な組織が考えられる。而もその場合一般的な民主主義がいよ〳〵剝奪されて行くというこの現状の下でこれが行われる。即ち通信省関係で今まで出されたものだけを見ましても、公務員法、人事院規則、特別会計法、標準実施法、標準指令、通信職員訓練法、こういうような内容を持つたものの上にこの集権機構が確立されるということは、一つの新らしい独裁機構を作り上げる。これは極めて明白なんであります。

更に第二番目は、これと関連いたしまして物凄い労働強化、更に今日これが今審議されつつあるところの定員法と関連いたしておるのでありますが、労働強化と関連して大量馘首が行われようとしております。四万数千人の人々がこの機構のために、こういういわゆる合理化のために首を切られようとしておる。即ち労働強化、失業の強制、これがこの機構と結びついておるその結果として起る第二の問題であります。

更にこれはもつと根本的に遡つて言いますれば、第三には、この新らしく集権化された、独裁化された機構は一体誰に奉仕するか。これは私は重ねて申しません。いろ〳〵の審議会やそうしたものの線を通じて、日本の大きな資本家のために直接奉仕する体系がここで生れて來ることも、これも極めて明白なんであります。

更に第四番目について申しますれば、諸外國との関係の問題であります。この諸外國との関係について、この日本の國内においては急速には生産することができないところの通信機械や機構を使つて、直ちにアメリカ式のこの機構を直接に輸入する結果は、アメリカから種々のパテントや或いは通信機械やそうしたものを大量に輸入しなければならない羽目になつております。今日、日本の電氣通信機械或いはその他のものが非常な過剰生産に陥つて、金もなく給料も支拂えない、遅配欠配が起つておるということは、もう殆んどの人が知つておるのであります。そういうときにわざ〳〵外國の方からパテントや或いは通信機械を輸入しなければならないような、こういう機構を作ることが一体日本の國民経済に何をもたらすか、日本の通信事業に何をもたらすかは、これはもう明白なんであります。無理やりに、社会主義に進みたくないが故に無理やりに資本主義を維持したり、或いは移し変えようとする結果は、このような悲劇に実際結論として到達して行くのであります。我々はこの新らしい機構の採用の結果が、このような日本の民族的な悲劇に行くということを、特に日本の國民の人々がはつきりと考えなければならないと思うのであります。（「分つたよ」と呼ぶ者あり）これはむしろ日本の資本主義そのもののこれは悲劇なんであります。以上大まかな点について、私はこの電氣通信省設置法案がもたらすところの結果について述べたわけでありますが、同時にそれは我々共産党がこの三法案に反対する理由であります。

最後に私は申上げますが、現にこの法案の審議は將に一年になん〳〵としておるのであります。こういう問題は日本の多くの労働者が現にこの問題の内容を知りつつあります。この法案が、或いはこういう傾向が（「降壇々々」と呼ぶ者あり）大量首切り、失業、そして日本を破滅に導きつつあるということをよく知つております。我々はこういう問題に対して眞剣に考えますが故に（「議長どうした」と呼ぶ者あり）この三法案に対して……。

○副議長（松嶋喜作君）　大分時間が経過いたしました。

○中西功君（続）　断乎として反対せんとするものであります。以上を以て終ります。

○副議長（松嶋喜作君）　これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

（起立者多数）

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　日程第九、文部省設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

文部省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

文部省設置法案

文部省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　本省
第一節　内部部局（第六條―第十二條）
第二節　國立の学校その他の機関（第十三條―第二十四條）
第三節　地方支分部局（第二十五條―第二十八條）
第三章　職員（第二十九條・第三十條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、文部省の所掌事務の範囲及び權限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの應用の研究をいう。

二　「文化」とは、藝術及び國民娯楽、國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財、出版及び著作権並びにこれらに関する國民の文化的生活向上のための活動をいう。

三　「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。

四　「中等教育」とは、中学校及び○（職業教育及び高等学校における教育○を含む。）をいう。

五　「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び養護学校における教育をいう。

六　「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活向上のための○（職業教育及び科学教育、レクリエーション運動競技及びレクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。

2　この法律で単に「教育」という場合には、学術及び文化を含むものとする。

3　第十條中「社会教育」には、文化（出版及び著作権を除く。）を含むものとする。

（設置）

第三條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百三十号）第三條第二項の規定に基いて、文部省を設置する。

2　文部省の長は、文部大臣とする。

（文部省の任務）

第四條　文部省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　教育委員会、大学、研究機関○（他の行政機関に関するものを除く。以下同じ）○その他教育に関する機関に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二　民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三　教育のための予算案の作成及び國庫支出金の割当、配分を行うこと。

四　教育のための物資の確保について援助すること。

五　大学及び研究機関の研究活動を連絡調整すること。

六　國際的な教育に関する國内における諸活動を連絡調整すること。

七　教育に関する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機関に対し、協力し、又は協力を求めること。

八　教育に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九　前各号に掲げるもののほか、教育に関し、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた事務を行うこと。

（文部省の権限）

第五條　文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一　文部省の公印を制定すること。

十二　廣く利用に供する適当な記録を整備すること。

十三　大学の設置及び所掌事務に関する法人の設立を認可すること。

十四　教育職員、学徒、研究者、著作家、藝術家並びに國際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外國との交換に関し、條約その他國際約束に従い、國際的取決めを交渉し、締結すること。

十五　所掌事務に関する國際会議の政府代表を選考し、関係行政機関及び政府機関に勧告すること。

十六　在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十七　教育職員の研修について連絡し、及び援助を與えること。

十八　大学及び研究機関に、國庫支出金によつて支持される研究の計画及びその経費の見積を提出させること。

十九　所掌事務に関する國庫支出金及び物資を割り当て、配分すること。

二十　自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

二十一　所掌事務に関する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に関する調査研究を行う機関に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二　所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を收集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

二十三　教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関に、報告書その他資料を提出させ、收集するための手続及び方式の基準を設定すること。

二十四　國家的又は國際的関心のある題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十五　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。

二十六　教育委員会、大学及び研究機関に関する法令案を作成すること。

二十七　前各号に掲げるもののほか、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属せしめられた権限

2　文部省は、その権限の行使に当つて、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第六條　本省に大臣官房及び左の五局を置く。

初等中等教育局

大学学術局

社会教育局

調査普及局

管理局

2　管理局に教育施設部を置く。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　各部局の準備した予算案に基いて、文部省所管の予算案を作成する等予算に関する事務を処理すること。

六　経費及び収入の決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七　行政財産及び物品を管理すること。

八　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

九　こう報に関すること。

十　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十一　渉外事務に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、文部省の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

2　大臣官房においては、前項に掲げる事務のほか、左の事務をつかさどる。

一　ユネスコに関する國内における諸活動及び各部局のユネスコに関する事務について連絡調整すること。

二　教育職員の給與その他の待遇及び福利厚生に関し、調査研究し、及び援助を與えること。

三　國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に基き國立学校共済組合及び公立学校共済組合に関し、文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四　宗教に関する情報、資料を收集し、及び宗教團体に関し、連絡すること。

五　教育職員及び教育関係公務員等の適格審査に関すること。

（初等中等教育局の事務）

第八條　初等中等教育局においては、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、左の事務をつかさどる。

一　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する法令案を作成すること。

二　法律による最低基準に基く教育計画を推進助長し、且つ、その最低基準を越える初等教育、中等教育及び特殊教育の推進を指導すること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　初等教育、中等教育及び特殊教育のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　義務教育費國庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五　左のような方法によつて、学校管理、学校の施設、教育課程、特別教育活動、生徒指導、教授法その他初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　手引書、指導書、会報、パンフレットその他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　初等教育、中等教育及び特殊教育に関係のある教育職員の訓練のための全國的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ　初等教育、中等教育及び特殊教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機関の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

六　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する基礎的調査研究を行い、その結果及びそれを学校に関する諸問題に適用することについての情報を提供すること。

七　初等教育、中等教育及び特殊教育に関する統計調査を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

八　教材教具等の解説目録を作成し、及びそれを利用に供すること。

九　職業指導に関し、援助と助言を與えること。

十　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

十一　学校における保健衛生及び学校給食に関し、援助と助言を與えること。

十二　初等教育、中等教育及び特殊教育についての國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十三　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に準ずる各種学校に関し、援助と助言を與えること。

十四　小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園（これらの学校に準ずる各種学校を含む。）に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十五　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六　前各号に掲げるもののほか、初等教育、中等教育及び特殊教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（大学学術局の事務）

第九條　大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学教育及び学術に関する法令案を作成すること。

二　大学教育及び学術の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を與えること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　大学教育及び学術のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　専門的旧版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　大学教育及び学術に関する全國的、地域的又はその他の研究集会、講習会、会議その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

五　大学教育及び学術に関する統計調査を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し指導し、若しくは協力すること。

六　学校教育法に基き大学の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

七　奨学及び学徒の厚生援護に関し、援助と助言を與えること。

八　大日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

九　教育職員免許法（昭和二十四年法律第　号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十　教員及び研究者の養成計画に関し、連絡調整を行い、及び援助、助言を與えること。

十一　日本学術会議、科学技術行政協議会及びその他の学術團体との連絡に関すること。

十二　研究者及び研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十三　大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十四　教育機関及び研究機関に対し、学術に関する情報の提供その他の便宜を與えること。

十五　自然物に関する調査研究、観察及び実習の場として、國立自然教育園を管理運営し、及び整備すること。

十六　史料の收集、保存、及び利用に関する事務を処理すること。

十七　大学教育及び学術に関し、外國との教育職員、学徒、研究者及び出版物の交換並びにユネスコその他の國際機関、國際会議その他の國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十八　國費による在外研究員及び内地研究員の任命に関する事務を処理し、並びに個人的な研究のための海外旅行及び在外研究を援助すること。

十九　外國人留学生に関し、援助と助言を與えること。

二十　大学に準ずる各種学校に関し、援助と助言を與えること。

二十一　大学（大学に準ずる各種学校を含む。）及び学術に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

二十二　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

二十三　前各号に掲げるもののほか、大学教育及び学術に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（社会教育局の事務）

第十條　社会教育局においては、社会教育に関し、左の事務をつかさどる。

一　社会教育に関する法令案を作成すること。

二　社会教育の発達及び普及、奨励に関し、指導と助言を與えること。

三　左に掲げる事項のための予算案を準備すること。

イ　社会教育のための國庫補助金

ロ　専門的、技術的な援助及び資料を與える等この局の所掌事務の遂行に必要な経費

四　左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する團体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　適当な情報、資料を作成し、及び利用に供すること。

ロ　社会教育に関する研究集会、講習会、会議、討論会、展示会その他の催しを主催し、又はその開催を委託し、若しくはそれに参加すること。

ハ　社会教育のあらゆる面について、教育委員会その他の機関の求めに應じ、直接専門的、技術的な指導と助言を與えること。

五　社会教育に関する基礎的調査研究を行い、それを解釈し、及びその結果に関する情報を提供すること。

六　社会教育に関する統計調査を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供し、又はそれらに関し、指導し、若しくは協力すること。

七　社会教育に有益な教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

八　学校教育法に基くものを除く通信教育に関し、援助と助言を與えること。

九　國宝、重要美術品、史跡名勝天然記念物その他の文化財の保存、及び維持及び利用に関する事務を処理すること。

十　社会教育に関し、外國との社会教育指導者、著作家、藝術家、運動競技者及び資料の交換並びにユネスコその他の國際機関、國際会議その他の國際的事項に関する國内事務を処理すること。

十一　社会教育に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。

十二　この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十三　前各号に掲げるもののほか、社会教育に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（調査普及局の事務）

第十一條　調査普及局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部省の調査統計年次計画を立案すること。

二　文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を收集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

三　他部局及び教育委員会その他の機関の調査統計計画に対し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。

四　他部局の求めに應じ、特殊の調査研究及び統計調査の結果の集計について援助を與えること。

五　他部局と協力して、外國の教育に関する事情を調査研究し、及びその結果についての情報を他部局、教育委員会、教育職員その他一般の利用に供すること。

六　この局及び他部局の調査研究及び統計調査の結果を取りまとめ、文部省の所掌事務に関する年次報告、便覧、時報その他を編集し、及び頒布すること。

七　文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、文体を定め、並びに体裁、意匠、さし絵及び図式に関する企画について他部局に対し、援助を與えること。

八　文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

九　文部省が著作の名義を有する教科用図書その他の出版物、検定教科用図書

十　文部省の出版物（教科用図書を除く。）及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

十一　前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

十二　文部省から用紙の割当を受ける出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の價格を法令の範囲内で認可すること。

十三　文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に関して、他部局に対し、援助を與えること。

十四　文部省の必要とする外國出版物の購入又は交換に関する事務を処理すること。

十五　國語審議会の答申の実施について企画し、他の政府機関、教育機関その他と連絡して、國語の改良及びその普及をはかること。

十六　文部省の計画及び政策に関し、公報を準備し、及び普及すること。

十六 十五 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十七 十六 この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十八 十七 この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十九 十八 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（管理局の事務）

第十二條　管理局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

二　文部省の所掌事務に関する法人の設立の認可等を行うこと。

三　文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

四 三 著作権法（明治三十二年法律第三十九号）その他著作権に関する法令及び予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

五　文部省が著作の名義を有する教科用図書及び検定教科用図書のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

六　前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

七 四 別に私立学校に関して規定する法律に基き文部省に属せしめられた事務を処理し、及び私立学校の運営について援助と助言を與え、又は関係部局に対し、勧告すること。

八 五 学校、研究機関、社会教育施設その他文部省の所掌事務に関する團体、機関の要求する施設の建設、復旧、維持及び運営並びに実習、実験及び研究等のための統制物資の需要量を取りまとめ、その需要計画を作成して関係政府機関に要求すること。

九 六 決定された割当量に基いて、前号の團体、機関に対するそれぞれの物資の割当計画を作成し、及び割当、配分を行うこと。

十 七 前二号のほか、入手困難な物資に関し、第八号の團体、機関に対し、その入手についてあつ施すること。

十一 八 学校施設の基準の設定について、関係部局に対し、勧告し、及び学校施設の復旧整備に関し、教育委員会その他の機関に対し、援助と助言を與えること。

十二 九 他部局と協力して、教育用品の規格を設定し、及び教育用品の解説目録を作成すること。

十三 十 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理すること。

十四 十一 國費の支弁に属する学校施設の復旧整備工事を行うこと。

十五 十二 この局の所掌事務につき、法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

十六 十三 この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十七 十四 この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十八 十五 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

2　教育施設部においては、前項第八号から第十四号までに掲げる事務及びこれらに関する第十五号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。（第十二号から第十五号までに掲げる事務に相当する事務をつかさどる。）

第二節　國立の学校その他の機関

（國立の学校等）

第十三條　文部大臣の所轄の下に、國立の学校及び左の機関を置く。

國立教育研究所
國立博物館
國立科学博物館
緯度観測所
統計数理研究所
國立遺傳学研究所
國立國語研究所
日本藝術院

（評議員会）

第十四條　前條の機関のうち、國立教育研究所、國立博物館、國立科学博物館、統計数理研究所及び國立遺傳学研究所にそれぞれ評議員会を置く。

2　評議員会は、それぞれの機関の事業計画、経費の見積、人事その他の運営管理に関する重要事項について、それぞれの機関の長に助言する。

3　それぞれの機関の長は、評議員会の推薦により、文部大臣が任命する。

4　評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

5　評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

6　評議員の推薦、任期その他評議員会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

（國立の学校）

第十五條　國立の学校については、國立学校設置法（昭和二十四年法律第　号）の定めるところによる。

（國立教育研究所）

第十六條　國立教育研究所は、教育に関する実際的、基礎的研究調査を行う機関とする。

2　國立教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。

（國立博物館）

第十七條　國立博物館は、美術品及び歴史資料を収集、保存して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2　國立博物館は、東京都に置く。

3　國立博物館に奈良分館を置く。

4　國立博物館に長崎資料館を置き、歴史及び美術等に関する資料を収集し、保存して、公衆の観覧に供せしめる。

5 4　國立博物館に美術研究所を置き、美術に関する調査研究を行わしめる。

6 5　國立博物館の内部組織は、文部省令で定める。

（國立科学博物館）

第十八條　國立科学博物館は、自然科学及びその應用に関する資料を収集、保存して公衆の観覧に供しあわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2　國立科学博物館は、東京都に置く。

3　國立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

（緯度観測所）

第十九條　緯度観測所は、緯度変化の観測、計算及びその研究に関することをつかさどる機関とする。

2　緯度観測所は、岩手縣に置く。

3　緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。

（統計数理研究所）

第二十條　統計数理研究所は、統計に関する数理及びその應用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機関とする。

2　統計数理研究所に附属統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。

3　統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。

（國立遺傳学研究所）

第二十一條　國立遺傳学研究所は、遺傳に関する学理の総へ研究及びその應用の基礎的研究をつかさどり、あわせて遺傳学研究の指導、連絡及び促進をはかる機関とする。

2　遺傳学研究所の内部組織は、文部省令で定める。

（國立國語研究所）

第二十二條　國立國語研究所については、國立國語研究所設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）の定めところによる。

（日本藝術院）

第二十三條　日本藝術院は、藝術上の功績顕著な藝術家を優遇するために置かれる機関とする。

2　日本藝術院会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

3　日本藝術院の内部組織、会員その他職員及び運営については、政令で定める。

（審議会等）

第二十四條　第十三條に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）に基き文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。
中央教職員適格審査会	教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基き教職不適者と判定された者の再審査及び教職不適者と指定された者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基く審査を行うこと。
教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査研究し、及び審議すること。
職業教育及び職業指導審議会	職業教育及び学校が行う職業指導に関する事項を調査審議すること。
通信教育審議会	文部大臣の諮問に應じて通信教育の認可、優良な通信教育の認定、通信教育用図書の検定その他通信教育に関する重要事項を調査審議すること。
保健体育審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に関する事項を調査審議すること。
学徒厚生審議会	奨学及び学徒の厚生援護に関する事項を調査審議すること。
教職員養成審議会	教育職員の養成制度及び現職教育に関する事項を調査審議すること。
学術奨励審議会	学術の奨励及び普及に関する事項を調査審議すること。
測地学審議会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を審議すること。
社会教育審議会	公民教育、婦人教育その他社会教育一般に関する事項を調査審議すること。
青少年教育審議会	青少年団体、青少年の不良化防止及び教護並びに兒童文化その他兒童等の校外生活に関する事項を調査審議すること。
労働者教育審議会	労働者教育に関する事項を調査審議すること。
國宝保存会	文部大臣の諮問に應じて國宝保存法（昭和四年法律第十七号）に規定する事項その他國宝の保存に関する重要事項を調査審議すること。
重要美術品等調査審議会	文部大臣の諮問に應じて重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第一條の規定による輸出及び移出の許否並びに同法第二條の規定による認定及びその取消に関する事項その他重要美術品等の保存に関する重要事項を調査審議すること。
史跡名勝天然記念物調査会	文部大臣の諮問に應じて史跡名勝天然記念物の保存に関する重要事項を調査審議すること。
國語審議会	國語に関する事項を調査審議すること。
大学設置審議会	文部大臣の諮問に應じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。
著作権審査会	文部大臣の諮問に應じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。
教科用図書審議会	教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

第三節　地方支分部局

第二十五條　本省に左の地方支分部局を置く。

文部省教育施設部出張所

（所掌事務）

第二十六條　文部省教育施設部出張所は、管理局教育施設部の所掌事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第二十七條　文部省教育施設部出張所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
文部省教育施設部札幌出張所	札幌市	北海道
文部省教育施設部仙台出張所	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
文部省教育施設部東京出張所	東京都	東京都、茨城縣、群馬縣、栃木縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣

文部省教育施設部名古屋出張所	名古屋市
文部省教育施設部大阪出張所	大阪市

岐阜縣、愛知縣、靜岡縣、三重縣、富山縣、石川縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、福井縣

（內部組織）

第二十八條　各文部省教育施設部出張所の內部組織は、文部省令で定める。

第三章　職員

（職員）

第二十九條　文部省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及びその特例に關して規定する法律の定めるところによる。

（定員）

第三十條　文部省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　左の勅令及び政令は、廢止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、從前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存續するものとする。

文部省官制（昭和十七年勅令第七百四十八号）

文部省に調査局を置く勅令（昭和二十一年勅令第五百八十九号）

文部部內臨時職員等設置制（大正九年勅令第二百九十三号）

教育研修所官制（昭和二十年勅令第五百七十二号）

國立博物館官制（昭和二十二年政令第八号）

東京科学博物館官制（大正十年勅令第二百八十六号）

緯度觀測所官制（大正九年勅令第四百八十二号）

統計數理研究所官制（昭和十九年勅令第三百八十五号）

日本藝術院官制（昭和十二年勅令第二百八十号）

測地学委員会官制（明治三十一年勅令第八十四号）

史蹟名勝天然紀念物調査会官制（昭和十一年勅令第三百九十七号）

國語審議会官制（昭和九年勅令第三百三十一号）

教科用図書委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十六号）

教員檢定委員会官制（明治三十三年勅令第百三十五号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　この法律中「高等学校」には、学校教育法第九十八條第一項の從前の規定による中等学校を、「大学」には、同條同項の從前の規定による大学、高等学校、專門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

5　第八條第十号中「高等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替えるものとする。

文部省教育施設部廣島出張所	廣島市
文部省教育施設部高松出張所	丸亀市
文部省教育施設部福岡出張所	福岡市

鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、福岡縣、長崎縣、佐賀縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣

6　初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。

7　初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、國史、習字の教科用図書の編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。

8　初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部数が一万部を越えるものについて、その改訂を行うものとする。

9　初等中等教育局においては、当分の間、育ろう教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。

10　初等中等教育局においては、当分の間、学校給食に關する左の事務をつかさどる。

一　学校給食計画の運営に必要な食糧その他の物資の需要量を総合調整し、及び割当方針を立てること。

二　關係政府機關、教育委員会その他の關係機關との連絡を行い、及びその協力を求めること。

11 12　管理局（調査者及局）においては、当分の間、教科用図書の檢定を行うものとする。

11 12　管理局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行に關する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）に基き文部省に属せしめられた事務を処理するものとする。

13　社会教育局においては、当分の間、北海道函館市、京都府舞鶴市及び長崎縣佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。

14　第十三條に掲げるもののほか、別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、文部大臣の所轄の下に、図書館職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書館職員養成所に關して必要な事項は、文部省令で定める。

15　國立図書館官制を廢止する等の政令（昭和二十四年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條　削除

16　第二十四條に掲げるもののほか、当分の間、本省に左表の上欄に掲げる審議会等を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
教員檢定審査会	教員檢定に關する事務をつかさどること。
ローマ字調査審議会	ローマ字による國語の書き表し方に關する事項を調査審議すること。
教科書出版資格審査会	文部省著作教科書の出版權等に關する法律（昭和二十四年法律第　号）に規定する事項を審査すること。
教科用図書檢定調査会	文部大臣の諮問に應じて檢定申請の教科用図書を調査すること。

17　前項に掲げる機關の分科会、內部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

18　第二章第三節に規定する文部省教育施設部出張所は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の規定が効力を有する間、存續するものとする。

19　國立國語研究所設置法の一部を

次のように改正する。

第十一條を削る。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました文部省設置法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は行政機構刷新の政府の方針に伴い、文部省におきまして、その機構の簡素化を図ると共に、教育の民主化を推進するにふさわしい中央教育行政機構を設けんとするものでありまして、中央集権的な従來の文部省の監督行政の色彩を全面的に拂拭したもので、文部省が教育、学術、文化のあらゆる面について指導助言を與え、これを助長育成する機関であることを規定いたしております。

本法案に現われております機構改革の大要を説明いたしますと、現在の官房、学校教育局、社会教育局、科学教育局、体育局、教科書局、調査局及び教育施設局の一官房、七局を、官房、初等中等教育局、大学学術局、社会教育局、調査普及局及び教育施設部を含む管理局一官房五局一部にいたしておるのであります。初等中等教育局は高等学校以下の学校の教育を所掌し、尚、現在の教科書局で取扱つておりまする教科書の編修、改訂の事務、体育局で取扱つておりまする保健衛生の事務、科学教育局で取扱つておりまする科学教育事務等を取扱うことになつておるのであります。大学学術局は、現在の学校教育局の大学教育の面と、科学教育局の研究事務を所掌いたすことになつておるのであります。社会教育局は大体においては現在通りでありまするが、現在の体育局の運動競技関係の事務が加わり、著作権関係の事務が管理局に移つたことなどが異なつておる点であります。調査普及局は、新らしい文部省に極度に必要とされる調査研究及び統計調査の外、文部省の各種出版物等の利用による文教政策の普及を行うことといたしておるのでありまするが、尚、國語の調査研究及びその結果の普及をも併せて行うこととなつております。新らしくできまする管理局は、文部省の管理的行政事務を内容面の指導を担任する部局から分離して一元化するために設けられたものでありまして、更に現在の教育施設局を部と変更して同局に合体したものであります。更に現在文部省の地方出先機関である文部省教育施設局出張所は、その名称を文部省教育施設部出張所と改めまして、文部省の地方支分部局として、現在通りの事務を取扱うこととなつておるのであります。以上が本法案の大要でありまするが、本委員会におきましては慎重審議の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　本案に対し討論の通告がございます。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君　私は日本共産党を代表いたしまして、この法案に反対するものであります。

この法案の精神とするところは、從來の教育行政の目的であつたところの監督官庁としての性格を排除して、新たに教育行政に対して助成と指導を與えるということになつておるのであります。從つてこの目的の規定されておる面だけについて考えるならば、それは一應正しいと言わなければならない面があると思うのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）併しながらこの助成と指導の限界が果してどうなつておるか、この点において非常に曖昧であると言わなければならない。私は現在行われておるところの文部行政の実態を、ここ二、三年の実態を具さに見て來たのでありますが、正に今謳われておるところの、表面のこのような名目とはまるで反するところの行政を深刻に具さに見て來たのであります。例えば秋田師範においては卒業生が、その何名かが、今まで学園の自治的な改革のために努力をした、学内の自治運動を起したという理由を以て、卒業しても就職されないというような問題が起つた。ところがこれに対しまして、文部省は二月において学校教育局長の通牒なるものを発しておる。そうしてそれによりますると、師範の卒業生は飽くまでも卒業してから一年の義務は負わなければならないのであるけれども、併し卒業してもこれを就職させるかどうか、必ず就職させなければならないという義務は教育委員会においては絶対負う必要はない、必ずしもそれを負う必要はないというような通牒を出しておるのであります。而もこの通牒はなぜ出したかというようなことを私が当局者に向いまして質問しましたところが、これに対する返答は、何も秋田師範の問題に関連して出したのでなくて、一般の問題として出したのだと、こういうような返答をしておる。併し段々この質問の手を突き詰めて見ますというと、やはり各方面からそういうような要求があつたと、だから出したのだということを言つております。併し今申しましたように、今言つた一般的な通牒として出されたこの通牒が、現実に発生している問題に対してどのように深刻な影響を與え、決定的なこの問題の解決のために影響するかということについては、文部省は実は知らない振りをして知つておると言わざるを得ないのであります。このようなことを一方においてやつておるかと思いますと、又一方におきましては、例えば東京帝大に起りましたところの看護婦さんたちの養成学校、この芙蓉寮におきまして、やはり学園の自治化のために闘つたところの女の看護婦さんたちが、やはり同じように卒業に際して就職させられないということが起つた。そこで、これらの五名の人たちが、この学校当局の措置に対しまして、非常に彼らは飽くまでもこれに対して不満を持ちまして、遂にハンガー・ストライキに入つた。この問題を私は委員会においてやはり当局の説明を求めたのでありましたが、これに対しては何と答えたかというと、これは飽くまでも学校は、大学は自治的にやるべきものである、從つてこの問題については、文部省は僅かに事務関係の人を呼んで問題を聞いただけであつて、今後もこの問題に対して適切な助成や指導を與えようという見解はない、こういうことを言つておる。そうしますというと、或る場合においては、必要のないところの問題に対しては、文部省は積極的な指導を與えておりながら、一方におきましては、生命の危機に瀕するようなこのような重大問題が発生しておるものに対しまして、而も責任をはつきり明確にしてこの問題を指導し善導するというような方向をとつていない。即ち根本にあります新らしい性格と言われておるところの指導と助成が、文部官僚によりまして、或る場合には、これは適切に選ばれ、或る場合は棄てられる、いわゆる名目はどうであろうとも、この行政の実体に当る文部省のこの役人たちの考えが、そうして新らしい一つの教育のあり方に対する考え方そのものが問題なのでありまして、この問題が完全に拂拭されない限りにおきましては、私はこのような文部省の機構を、單にいじるというやり方によつては絶対に目的を達成することができないということを痛感するものであります。曾て出しましたところの学生の自治運動に対する次官通牒の問題、更に今重大な問題になつておりますところの民主主義の教科書を作つた文部省であるということが、文部省の性格を語つておると思うのであります。古い時代の性格を眞に文部省は拂拭しておるかどうか、曾ては精神動員の総本部であつた、而も敗戰後におきまして、一應はこの性格は解消させられたいことになつておりますけれども、今申したような点におきまして私はまだ残存されておるところの、これらの保守的な官僚の性格を、あり〳〵と見出さざるを得ないのであります。もう一つ例を挙げさして貰いますれば、この前、東京の中野の多田小学校におきまして教員が政治活動をやつた。こういうことのために教員を首切るという問題が

起つた。この問題に対しまして、東京の教育委員会は問題を決定し兼ねて、文部省に伺いを立てた。文部省はこの問題を自分でやはり決定することができないので、法務廳にこの意見を聞いた。ところが又法務廳からその意見がはつきり通牒された。その通達はこれは教育委員会の意見とはまるで違つたのであつて、いわゆる教員の個人的な政治活動は何らこれを拘束するものではない、教育基本法の八條に対して何らこれは抵触するものではないという明白なることが、法務廳の見解として申述べられた。さて文部省はこの問題を東京の教育委員会にいよ〳〵出すというような段階になつたのでありますが、その中に端なくも読賣の第二面のトップに、教員の政治活動禁止というところの記事が載つたことは、皆さんの記憶にまだ新らしいことだと思うのであります。ところが教員の政治活動禁止は事実に反したところの問題であつたので、この記事は、いわば眞実でない、虚偽の報道をしたということによつて、この記事を書いたところの新聞記者が新聞社の処分に遇つたということを私は聞いておる。ところが、これに対してその新聞記者がこういうことを言つた。いや、これは正しく我々は文部省筋の記者として、その方面から聞いたのであつて、若し眞相を明らかにすれば、文部省の役人の首が二つや三つは吹つ飛ぶかも知らんということを言つた。これは東京都教職員組合の情報として、はつきり出しておるのであります。私はこの情報を見たのでありますが、若しこのようなことが行われておるとするならば、いわゆる教員の政治活動というようなものに対しまして、十分なこの見解を（「時間々々」「降壇々々」と呼ぶ者あり）示すところの考えが文部省にある。こういうような形におきまして、我々はまだ眞に過去の精神総動員的な性格が残存しておることを見るのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）我々は文部省は眞に正しい思想の自由を守り、新らしい日本の現実に即應したところの態勢をとらなければならないと思う。過去におけるところの共産主義者は悪い、社会主義は悪い、自由主義さえも弾圧した、あのような思想の弾圧的な行爲、そうして超國家主義に走つた、そのようなやり方、思想弾圧の方向が、いわゆる精神の荒廃失調を起しまして、今次の大敗戰の大きな原因であつたということをあり〳〵と我々は記憶しなければならない。こういうような意味において、文部省は正にそのような思想を日本民主化の過程において守り育てる、大らかに思想の自由を守り拔くということを徹底的に指導し善導するところの機関にならなければならない。そういうような観点から、現在のこのいろいろな弊を残した文部省の現在の形におきまして、機構だけいじられるということに対しましては、我々は反対せざるを得ないのでありまして、日本共産党は、このような立場から、單に我我自党の場合だけではなくて、日本の思想の自由を飽くまでも擁護するという立場におきまして、この文部省設置法案に対しまして反対を表明するものであります。（「共産党はいつでも反対だ」、「反対する理由があるから反対だ」と呼ぶ者あり、拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　これにて討論の通告者は終ずいたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十七分開議

○議長（松平恒雄君）　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程第十、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、日程第十一、裁判所法等の一部を改正する法律案、日程第十二、司法試験法案、日程第十三、犯罪者予防更生法案、日程第十四、犯罪者予防更生法施行法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、日程第十五、法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）、日程第十六、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（本文及び――は衆議院修正）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家庭裁判所の裁判官」を加える。

第二十四條第二項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官」に改める。

第三十一條第二項中「簡易裁判所」の下に「、家庭裁判所」を加える。

第四十三條第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十條第一項但書、第百二十五條第一項から第三項まで、第百六十三條第一項から第三項まで、第三百四十九條第一項、第三百七十二條、第三百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「、家庭裁判所」を加える。

第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に改める。

第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「勾留の期間を更新し、」を加える。

第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写眞を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。

第三百三十三條に次の一項を加える。

保釈請求に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならない。

第三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の四項を加える。

前項の請求が刑の執行猶予の期間中遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする場合には、裁判所は、公開の法廷で、事実の取調をし、且つ、検察官及び被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出頭しないときは、これらの者の意見を聴くことを要しない。この決定に対しては、抗告をすることができる。

前項の場合には、被告人は、弁護人を選任することができる。

第二項の抗告の提起期間は、十四日とする。但し、被告人が刑の執行猶予の言渡を取り消す旨の決定があつた決定を知らなかつた場合には、抗告の提起期間は、被告

人がこれを知つた時から起算する。

第二項に規定する場合の外、第一項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十條中「前條第二項」を「前條第五項」に改める。

第四百二十九條第一項第二号中「勾留、」の下に「保釈、」を、同條第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四百六十八條第二項後段を削り、同條第三項中「前項前段」を「前項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、この法律中第三百三十三條、第三百四十九條及び第三百五十條を改正する規定（第三百四十九條については、第一項を改正する規定を除く。）は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第　号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判所法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十八日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律

第一條　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項を次のように改める。

各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官を置く。

第六十條第一項の次に次の一項を加える。

裁判所書記官は、一級、二級又は三級とする。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二（裁判所書記官補）　各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官補を置く。

裁判所書記官補は、二級又は三級とする。

裁判所書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。

第六十五條中「（事務局長、裁判所書記又は少年保護司たるものを除く。）」を「（事務局長又は少年保護司たるものを除く。）、裁判所書記官、裁判所書記官補」に改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條（採用）　司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條（補充裁判官）　合議体の審理が長時日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に関與することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができる。但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を越えることができない。

附則に次の一項を加える。

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検察官を以て、司法研修所教官に、裁判官を以て、裁判所調査官に充てることができる。

第二條　裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律（昭和二十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

裁判官分限法

第十四條を削る。

附　則

1　この法律のうち、裁判所法第六十條、第六十條の二、及び第六十五條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2　この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に裁判所書記に補せられている裁判所事務官で、裁判所書記官に任命されないものは、別に辞令を発せられないときは、兼ねて裁判所書記官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

3　各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行わせることができる。

4　他の法令中「裁判所書記」とあるのは、「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

司法試験法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

司法試験法案

司法試験法

（目的）

第一條　司法試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験とする。

2　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六條の試験は、この法律により行う。

（司法試験の種類）

第二條　司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

（第一次試験）

第三條　第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行う。

（第一次試験の免除）

第四條　左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

一　学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者

二　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

三　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験（以下高等試験と略称する。）予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四　前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

2　第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

（第二次試験）

第五條　第二次試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定すること

とをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び口述の方法により行う。

2　第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四條の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

（第二次試験の試験科目）

第六條　筆記試験は、左の七科目について行う。

一　憲法
二　民法
三　刑法
四　民事訴訟法
五　刑事訴訟法
六　左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
　商法
　行政法
七　左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
　商法（前号で受験者が選択行政法）しなかつたもの）
　破産法
　労働法
　國際私法
　刑事政策

2　口述試験は、筆記試験に合格した者につき、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行う。

3　筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

（司法試験の施行）

第七條　司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

（合格者の決定方法）

第八條　司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によつて定める。

（合格証書）

第九條　司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

（不正受験者）

第十條　不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（受験手数料）

第十一條　第二次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

（司法試験管理委員会）

第十二條　司法試験に関する事項を管理させるため、法務総裁の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

（委員）

第十三條　司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2　委員のうち二人は、法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する。

3　弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4　弁護士たる委員に対する報酬は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

（委員長）

第十四條　委員長は、委員の互選に基き、法務総裁が任命する。

2　委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

3　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（司法試験考査委員）

第十五條　司法試験は、法務総裁が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。

2　司法試験考査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。

3　司法試験考査委員に対する報酬は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める。

（委員会の庶務）

第十六條　司法試験管理委員会の庶務は、法務総裁官房においてつかさどる。

（司法試験管理委員会規則）

第十七條　司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

2　司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験予備試験の例に従つて行うことができる。

3　昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。

4　高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

犯罪者予防更生法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

犯罪者予防更生法案

犯罪者予防更生法

目次

第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　更生保護委員会
第一節　委員会の設置及び組織（第三條―第十五條）
第二節　委員会の権限（第十六條―第十九條）
第三節　事務部局及びその職員（第二十條―第二十七條）
第三章　更生の措置
第一節　仮釈放（第二十八條―第三十二條）
第二節　保護観察（第三十三條―第四十二條）
第三節　保護観察の終了等（第四十三條―第四十八條）
第四節　処分の審査（第四十九條―第五十一條）
第五節　雑則（第五十二條―第六十條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。

2　すべて國民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に應じ、それぞれ應分の寄與をするように努めなければならない。

（定義）

第二條　この法律で「青少年」とは、十四歳以上で二十三歳に満たない者をいい、「成人」とは、二十三歳以上の者をいう。

第二章　更生保護委員会

第一節　委員会の設置及び組織

（委員会の設置）

第三條　この法律の目的を達成する

ため、國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定により、法務府の外局として、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）を置き、中央委員会の地方支分部局として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会(以下それぞれ「地方少年委員会」又は「地方成人委員会」という。)を置く。

2　地方少年委員会及び地方成人委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表による。

（中央委員会の組織）

第四條　中央委員会は、委員五人で組織する。

2　前項の委員は、両議院の同意を経て、法務総裁が任命する。

3　中央委員会に、委員長一人を置く。委員長は、委員の中から法務総裁が命ずる。

（委員の資格）

第五條　中央委員会の委員は、特にその職務を遂行するに適当な教養、経験、学識及び人格を有する者でなければならない。

2　日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團体に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。

3　中央委員会の委員は、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

（委員の任期及び服務）

第六條　中央委員会の委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任することができる。

3　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三章第七節（服務）の規定は、中央委員会の委員に準用する。

（委員の解任）

第七條　中央委員会の委員が、第五條第二項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

2　中央委員会の委員の一人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その委員を解任する。

3　中央委員会の委員の二人以上が、同時に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が二人になるまで、新たにその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

4　中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することができる。

5　中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を與えられた後でなければ、解任されることはない。その解任は、両議院の同意を経なければならない。

（委員長の職務）

第八條　中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

（議決その他）

第九條　中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審理は、委員会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

4　前項の指名を受け、調査、審問、又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見をつけて、委員会に報告しなければならない。

（地方委員会の組織）

第十條　各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員三人で組織する。

2　前項の委員（以下「地方委員」という。）は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

3　各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長一人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

（地方委員の資格）

第十一條　第五條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

2　地方委員は、各委員会につき、二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

（地方委員の任期）

第十二條　第六條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

（地方委員の解任）

第十三條　法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、地方委員の一人が在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その委員を解任する。

2　法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、二人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が一人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

（地方の委員長の職務）

第十四條　各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

2　前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会のあらかじめ定めておいた順序により、各委員会の地方委員が代理する。

（議決その他）

第十五條　第九條の規定は、地方少年委員会及び地方成人委員会に準用する。

第二節　委員会の権限

（中央委員会の権限）

第十六條　中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第四号に掲げる事項は、この委員会の專権に属するものではない。

一　この法律で定める保護観察の制度を管理し、保護観察の実施に関する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。

二　仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に関する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。

三　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の実施並びにこれらに関する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出をすること。

四　犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発達を促進し、援助すること。

五　地方少年委員会及び地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。

六　地方少年委員会及び地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。

七　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の人事、組織及び予算に関する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。

八　犯罪者の素質、人格、行状、環境、教化、補導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。

九　犯罪者の改善及び更生に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練すること。

十　その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項

2　中央委員会は、國家行政組織法第十三條の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分の審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。

3　中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業績について、法務総裁を経て、内閣に年報を提出しなければならない。

4　中央委員会は、第一項第四号及び第八号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官廳、地方公共團体、学校、病院その他公私の機関の利用に供さなければならない。

5　中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経て関係各大臣に対し、又はその他の行政官廳及び地方公共團体に対し、意見を述べ、又は勧告をすることができる。

（地方委員会の権限）

第十七條　地方少年委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

一　青少年について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二　青少年について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。

三　その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項

2　地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

一　成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二　成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。

三　その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項

3　地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八條及び第三十條にいう行政官廳として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出場を許す権限を有する。

4　地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓発指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。

（協力の要請）

第十八條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限を完全に行うため、公務所、地方公共團体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の團体に対して、必要な援助及び協力を求めることができる。

（司法保護委員）

第十九條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。

第三節　事務部局及びその職員

（中央委員会の事務部局）

第二十條　中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、國家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。

総務部
少年部
成人部

2　総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　人事、会計及び庶務に関する事務

二　恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務

三　犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法の科学的な調査研究に関する事務

3　少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。

4　成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。

5　第一項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。

（地方少年委員会の事務部局）

第二十一條　地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方委員会に、その事務部局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。

2　地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3　中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。

（地方成人委員会の事務部局）

第二十二條　地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務部局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。

2　地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3　中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。

（職員）

第二十三條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務部局に、事務官、調査官、保護観察官及びその他所要の補助職員を置く。

2　事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。

3　調査官は、上官の命を受けて、科学的調査研究に従事する。

4　保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格考査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。

5　第一項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。

（職員の任用）

第二十四条　前條第一項の職員は、國家公務員法の規定により任用する。

2　○人事院がその資格要件を定めるまでは、○調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び厚生に関係のある科学について相当な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更正に関する事務、社会事業若しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相当する者の中から、任用しなければならない。

（中央の事務部局の長）

第二十五条　中央委員会の事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各部に部長を置き、事務官の中から命ずる。部長は、事務局長の指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

（地方の少年事務部局の長）

第二十六条　各地方少年保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各少年保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

（地方の成人事務部局の長）

第二十七条　各地方成人保護事務局に事務局長を置き、事務官の中から命ずる。事務局長は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2　各成人保護観察所に所長を置き、保護観察官の中から命ずる。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

第三章　更生の措置

第一節　仮釈放

（施設の長の通告義務）

第二十八条　監獄の長は、受刑者が刑法第二十八條又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十八條に掲げる期間を経過したときは、中央委員会の定める規則に従い、これを地方少年委員会又は地方成人委員会に通告しなければならない。少年院の在院者が在院六月に及んだとき、少年院の長についても、同様とする。

（仮釈放の審理）

第二十九條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、受刑者又は労役場に留置中の者について監獄の長から、在院者について少年院の長から、仮出獄、仮出場又は仮退院の申請があつた場合には、仮出獄、仮出場又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせなければならない。但し、その申請が方式に違反し、又は法律上の要件を欠くときは、審理を行わせないで、決定をもつて、これを却下することができる。

2　地方少年委員会及び地方成人委員会は、前條の規定による通告があつた者については、前項の申請がない場合においても、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせることができる。この場合には、あらかじめ、監獄の長又は少年院の長の意見を求めなければならない。

3　前二項の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行うものとする。

（面接）

第三十條　前條の規定により仮出獄又は仮退院の許可についての審理を行う委員は、みずから本人に面接し、本人の收容されている施設の長又はその他の職員をこれに立ち合わせ、その意見を聞かなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

（仮釈放の処分）

第三十一條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不相当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならない。

2　地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項又は第二項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

3　地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

（遵守事項の指示）

第三十二條　監獄又は少年院の長は、前條第二項の決定（仮出場を許す決定を除く。）により受刑者又は在院者を釈放するときは、本人に対し、書面で、仮出獄又は仮退院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

2　前條第三項但書の規定は、前項の場合に準用する。

第二節　保護観察

（保護観察の対象及び期間）

第三十三條　左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

一　少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者

二　少年院からの仮退院を許されている者

三　仮出獄を許されている者

四　十八歳に満たないとき懲役又は禁こに処せられ、刑法第二十五條ノ二の規定により、執行猶予の言渡しを受け、猶予中の者　刑の執行を猶予されている者

2　前項の規定は、保護観察の期間が、盲い渡された期間、大赦、特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第五十九條第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八條第一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

3　第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

4　前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

（保護観察の目的及び遵守事項）

第三十四條　保護観察は、保護観察に付されている者を、第二項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本來自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更生を図ることを目的とする。

2　保護観察に付されている者は、

第三十一條第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項又は刑法第二十五條ノ二の規定により裁判所が定めた遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　一定の住居に居住し、正業に従事すること。

二　善行を保持すること。

三　犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。

四　住居を轉じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

（指導監督の方法）

第三十五條　保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

一　保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、つねにその行狀を見守ること。

二　保護観察に付されている者に対し、前條第二項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を與えること。

三　その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。

（補導援護の方法）

第三十六條　保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

一　教養訓練の手段を助けること。

二　医療及び保養を得ることを助けること。

三　宿所を得ることを助けること。

四　職業を補導し、就職を助けること。

五　環境を改善し、調整すること。

六　更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。

七　その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

2　前項の補導援護は、保護観察の目的を達成するために必要と認められる程度を越えて行うことはできず、又、同項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ行うことができない。

（保護観察をつかさどる機関）

第三十七條　保護観察は、保護観察に付されている者の住居地（住居が定まらないときは、現在地とする。）を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会がつかさどる。

2　地方少年委員会は、保護観察に付されている者が二十三歳に達した場合において、その者の保護観察を地方成人委員会に移送することが保護観察の目的に適合しないと認めるときは、決定をもつて、一年を越えない期間を限り、その移送をしないことができる。この場合においては、第十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察は、その期間、その地方少年委員会がつかさどるものとする。

（遵守事項の特定及び指示）

第三十八條　少年法第二十四條第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2　地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

3　第三十一條第三項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

（実行機関）

第三十九條　保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は司法保護委員をして行わせるものとする。

（應急の救護）

第四十條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察に付されている者が、負傷若しくは疾病のため又は適当な仮泊所、住居若しくは職業がないため、更生を妨げられる虞がある場合には、その者が公共の衛生福祉その他の施設から医療、食事、宿泊、職業その他必要な救護を得るように、これを援護しなければならない。これらの施設は、その施設について定められた規則及び責任の範囲内で、利用されなければならない。

2　必要と思われる應急の救護が、前項の規定により得られない場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支拂うものとする。

（呼出、調査、質問）

第四十一條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつでも、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することができる。

2　地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は司法保護委員をして、関係人については、必要な調査又は質問をさせることができる。

3　保護観察官又は司法保護委員が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

（家庭裁判所への通告等）

第四十二條　地方少年委員会は、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者について、新たに同法第三條第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、本人が二十歳以上である場合においても、家庭裁判所に通告することができる。

2　前項の規定により地方少年委員会の通告があつたときは、その通告された者は、少年法第二條第一項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3　家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第二十四條第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が二十三歳を越えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。

4　前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第三十三條第三項の規定は適用しない。

第三節　保護観察の終了等

（仮退院者に対する措置）

第四十三條　二十三歳に満たない仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が二十三歳に達するまで、一定の期間、これを少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第十一條第三項の例による。

2　二十三歳以上の仮退院中の者について、少年院法第十一條第五項の事由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が二十六歳に達するまで、精神に著しい故障がある間、これを医療少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものと

し、その審理については、少年院法第十一條第三項の例による。

（仮出獄の取消）

第四十四條　仮出獄の取消は、本人の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会が、決定をもつて、するものとする。

2　遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならない。

3　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中收監に関する規定は、仮出獄を取り消された者の收監について、適用があるものとする。

（仮出獄の停止）

第四十五條　仮出獄中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、仮出獄を停止する決定をすることができる。

2　前項の規定により仮出獄を停止する決定をした場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、審理のため、裁判官のあらかじめ発する引致状により、その者を引致させることができる。

3　前項の引致状は、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。

4　第三項の引致状による引致は、司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものとする。

5　地方少年委員会又は地方成人委員会は、前項の規定により引致された者については、速かに審理を行い、引致後十日以内に、仮出獄を取り消す旨又は取り消さない旨の決定をしなければならない。

6　第二項の引致状により引致された者は、前項の期間中、監獄その他適当な施設に、留意することができる。但し、前項の期間中であつても留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

7　仮出獄の停止の処分は、仮出獄を取り消す旨若しくは取り消さない旨の決定があつたとき、又は引致後第五項の期間を経過したときは、その効力を失う。

8　仮出獄の停止の処分を受けて引致された者が、仮出獄を取り消されたときは、停止の処分から引致までの期間は、刑期に算入しない。

9　第六項の規定により留置された日数は、刑期に算入する。

10　第二項の引致状については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法第二百條、第二百一條及び第二百三條第一項の規定を準用する。

（猶予の違反）

第四十六條　地方少年委員会又は地方成人委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由として、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所に対應する検察廳の検察官に、これを通告しなければならない。

（退院の許可）

第四十七條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、少年院の在院者については少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、在院中又は仮退院中の成績からみて、その退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

2　前項の規定により退院を許したときは、その証明書を本人に交付しなければならない。

（不定期刑の終了）

第四十八條　少年法第五十二條第一項及び第二項の規定により刑の言渡を受けた者につき、仮出獄中にその刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、同法第五十九條第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとすることができる。その者の刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

2　少年法第五十二條第一項及び第二項の規定により刑の言渡を受け、その刑の短期が経過した在監者につき、監獄の長から刑の執行終了の申請があつた場合において、これを相当と認めるときは、青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとしなければならない。

3　地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定による決定をしたときは、申請をした監獄の長に、書面で、その旨を通知しなければならない。

4　第二項の規定による決定を受けた者の刑期は、前項の通知が監獄に達した日に終了したものとみなす。

5　第一項又は第二項の規定により、刑の執行を受け終つたものとする決定をしたときは、その旨の証明書を本人に交付しなければならない。

第四節　処分の審査

（審査の請求）

第四十九條　地方少年委員会又は地方成人委員会が決定をもつてなした処分について、不服のある者は、処分の日から三十日以内に、中央委員会に対し、審査を請求することができる。

2　審査の請求は、中央委員会の規則で定める方式に従い、文書をもつてしなければならない。

3　審査の請求は、処分の執行を停止する效力を有しない。

（審査の手続）

第五十條　中央委員会は、審査の請求が、所定の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定をもつて、これを却下しなければならない。

2　中央委員会は、審査の請求を受けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければならない。

3　審査を開始したときは、中央委員会は、直ちにこれを、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に通知し、且つ、関係の書類、記録及びこれに関する意見を、遅滞なく提出させなければならない。

4　中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができる。

（審査にもとずく処分）

第五十一條　審査の請求が理由のないときは、中央委員会は、決定をもつて、これを棄却しなければならない。

2　審査の請求を相当とするときは、中央委員会は、決定をもつて、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に対し、当該処分の取消又は変更を命じなければならない。

3　前二項の決定は、審査の請求を受理した日から六十日以内に行わなければならない。

第五節　雜則

（在監者及び在院者の環境調整）

第五十二條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、監獄又は少年院に收容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、保護観察官又は司法保護委員に、その者の家族その他の関係者を訪問させ、その者の境遇その他環境の状態の調整について、相談させることができる。

（刑執行停止中の者の保護）

第五十三條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第四百八十條又は第四百八十二條の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があるときは、その者に対し、適当と認める指導監督及び補導援護の措置を採ることができる。

2　第三十七條第一項、第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

（恩赦の申出）

第五十四條　中央委員会は、法務総裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ、本人の性格、行状、違法の行爲をする虞があるかどうか、本人に対する社会の感情その他関係のある事項について、調査をしなければならない。

2　在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が、社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならない。

（関係人の呼出）

第五十五條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があるときは、日時及び場所を指定して、関係人を呼び出し、審問をすることができる。

2　前項の呼出に應じない者に対しては、更にこれを呼び出すことができる。

3　前項の規定により再度の呼出を受けた者が、正当な理由がなくその呼出に應じないときは、五千円以下の過料に処する。

（費用の支給）

第五十六條　前條の規定による呼出に應じた者に対しては、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。

（記録、意見書等の請求）

第五十七條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

（記録の保管）

第五十八條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に関してなした決定並びに第四十八條の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2　前項の記録は、閲覧を求める者があるときは、その閲覧に供さなければならない。但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。

（秘密権）

第五十九條　中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更生を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に関するものに限り、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。

（費用の徴収）

第六十條　地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十條第二項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により支拂つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に嘱託することができる。

3　政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴収を嘱託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村（特別区を含む。）に交付しなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

別表

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
関東地方少年保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
関東地方成人保護委員会		
近畿地方少年保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
近畿地方成人保護委員会		
中部地方少年保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中部地方成人保護委員会		
中國地方少年保護委員会	廣島市	廣島高等裁判所の管轄区域
中國地方成人保護委員会		
九州地方少年保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
九州地方成人保護委員会		
東北地方少年保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
東北地方成人保護委員会		
北海地方少年保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
北海地方成人保護委員会		
四國地方少年保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域
四國地方成人保護委員会		

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

犯罪者予防更生法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

犯罪者予防更生法施行法案

犯罪者予防更生法施行法

第一條　中央更生保護委員会は、昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第　号）第四條第一項の規定にかかわらず、委員三人で組織する。

2　犯罪者予防更生法施行後最初に任命される中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、同法

第六條第一項及び第十二條の規定にかかわらず、各委員会について、三人のうち一人は二年、一人は三年、一人は四年とする。

3　前項に規定する各委員の任期は、法務総裁が定める。

第二條　昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法第二十一條及び第二十二條の規定にかかわらず、家庭裁判所の所在地に、少年保護観察所に替えて他の少年保護観察所の支部を置き、地方裁判所の所在地に、成人保護観察所に替えて他の成人保護観察所の支部を置くことができる。

第三條　昭和二十五年三月三十一日までは、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため審理を行うに当つて、やむを得ない事由があるときは、犯罪者予防更生法第三十條の規定にかかわず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面接しないことができる。

2　前項の規定により委員が本人に面接しない場合においては、その委員は、本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面接を委嘱し、その面接の結果を報告させなければならない。

第四條　この法律施行前、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四條第一項第一号の保護処分（旧少年法（大正十一年法律第四十二号）の規定により保護処分に付され、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含む。）を受け、現に観察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許され、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

2　この法律施行の際、現に仮出獄中の者及びこの法律施行前、十八歳に満たないとき、懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、現に猶予中の者についても、前項と同様とする。

第五條　監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号中「刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「刑事被告人、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。

第九條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」を「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條　削除

第六條　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「検察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第十三條中「検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送付し、これを本人に下付させなければならない。」を「特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條　この法律の施行に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七條　少年法の一部を次のように改正する。

第六十九條を削る。

第八條　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

第九條　少年審判所令（昭和二十三年政令第百九十六号）は、廃止する。

第十條　この法律施行の際、現に少年審判所の職員の職にある者（休職中のものを含む。）は、別に辞令を発せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護観察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて（休職中のものは休職のまま）それぞれ任ぜられたものとする。

2　前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和二十四年八月三十一日限り、その効力を失うものとする。

第十一條　特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四　中央更生保護委員会の委員

第二條第一項及び第七條中「第十三号の三」を「第十三号の四」に改める。

別表中「全国選挙管理委員会委員」を「全国選挙管理委員会委員　中央更生保護委員会委員」に改める。

附　則

この法律は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第　号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和二十四年五月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「供託局ニ於テ」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ法務総裁ノ指定スル出張所カ供託所トシテ」に改める。

第一條ノ二から第一條ノ四までを次のように改める。

第一條ノ二　供託所ニ於ケル事務ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其支局若ハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第一條ノ三　供託官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四　異議ノ申立ハ供託所ニ異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲ス

第一條ノ五中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「裁判所及ヒ抗告人」を「異議申立人」に、同條第二項中「書類ノ送付ヲ受ケタル日」を「異議申立書ノ提出アリタル日」に、「裁判所ニ返還」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付」に改める。

第一條ノ六を次のように改める。

第一條ノ六　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

第一條ノ七を削る。

第二條及び第四條中「供託局」を「供託所」に改める。

第二條　供託法中改正法律（大正十年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「供託局」を「供託所」に、「司法大臣」を「法務総裁」に改める。

第三條　漁船保險法（昭和十二年法

律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條ノ十八中「司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十五條ノ二十三中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二十八條中「第百三十八條、」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第四條　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局若ハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第四十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に、「第二十六條」を「第二十四條」に改める。

第五條　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「司法事務局」を「法務局又は地方法務局」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

手数料の額は、物價の情況、戸籍の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第八條第二項中「監督司法事務局又はその出張所」を「監督法務局若しくは地方法務局又はその支局」に改める。

第十一條及び第二十八條第一項中「最高法務総裁」を「法務総裁」に改める。

第二十四條第二項中「監督司法事務局」を「監督法務局又は地方法務局」に改める。

第百四十二條及び第百四十三條を削る。

第六條　司法書士法（大正八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第一條中「及檢事局」を「、檢察廳、法務局及地方法務局」に改める。

第二條本文中「地方裁判所」を「法務局又ハ地方法務局」に改め、同條但書を削る。

第三條第二項を削る。

第十條中「司法書士ハ」の下に「故ナク」を加え、同條但書を削る。

第十一條第一項第二号中「五百圓」を「二萬五千圓」に改める。

第七條　社会保險診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「司法事務局又はその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所」に改める。

第八條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項中「司法事務局」を「法務局又は地方法務局」に改める。

第百四十五條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第百五十二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第百五十三條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第九條　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第二十三條中「第百三十八條ノ三、」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十條　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條の二、」を加える。

第十一條　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九條及び第十一條第一項中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十二條　商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第十三條　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百十條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第百二十條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第百二十一條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十四條　損害保險料率算出團体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第十五條　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十七條第二項中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第四十一條中「第十三條、」を削り、「乃至第百五十四條第一項、第百五十五條、第百五十六條、第百五十八條及第百五十九條」を「、第百五十一條、第百五十三條及第百五十四條」に改める。

第十六條　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第百二十一條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第十七條　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る」に改める。

第九十一條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第九十二條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條ノ二、」を加える。

第七十六條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第七十七條中「非訟事件手続法」の下に「第百三十九條の二」を加える。

第十八條　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百十七條及び第百十八條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百二十五條第一項中「第百四十一條」を「第百三十九條ノ二、第百四十一條」に改める。

第百三十九條中「司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス」を「法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」に改める。

第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第百四十二條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許スヘシ

第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條　登記所ハ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタル者ニハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ヲ交付シ又ハ登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト若クハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第百五十條の三の次に次の二條を加える。

第百五十條ノ四　登記ノ申請書ニ捺印スヘキ者ハ豫メ其印鑑ヲ登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ委任ニ因ル代理人ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其委任ヲ爲シタル者ニ付之ヲ適用ス

第百五十條ノ五　登記所ハ會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者カ手數料ヲ納付シテ申請ヲ爲シタルトキハ其印鑑ノ證明書ヲ交付スヘシ第百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ證明書ノ送付ニ付キ之ヲ準用ス

第百五十一條第一項後段及び第二項を削る。

第百五十一條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議ヲ述ヘサルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ三を次のように改める。

第百五十一條ノ三　異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記所ハ其異議ニ付決定ヲ爲スヘシ

第百五十一條ノ四中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

第百五十一條ノ六第二項中「法務總裁」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十六條の次に次の一條を加える。

第百五十六條ノ二　第百四十三條第一項及ヒ第百五十條ノ五第一項ノ手數料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第百五十七條中「第十三條、」を削り、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「及ヒ第五十九條」を「、第五十九條、第百五十條、第百五十一條、第百五十三條及ヒ第百五十四條」に改める。

第百八十條第一項中「總社員」を「社員」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項及び第四項を削る。

前項ノ申請書ニハ總社員ノ同意又ハ或社員ノ一致アリタルコトヲ證スル書面其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但社員ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條第一項後段を次のように改める。

第百八十八條ノ二第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百八十八條ノ二第二項中「第三項」を削る。

第百八十八條ノ三第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改め、同條第三項中「第三項」を削る。

第百九十一條第一項中「總取締役」を「會社ヲ代表スヘキ取締役」に改める。

第百九十二條を次のように改める。

第百九十二條　削除

第百九十七條第一項中「ノ全員」を削り、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事錄其他登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但無限責任社員又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所ノ變更ノ登記ニ付テハ此限ニ在ラス

第百九十八條ノ二第一項中「ノ全員」を削る。

第百九十八條ノ三を次のように改める。

第百九十八條ノ三　削除

第十九條　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目錄中「第五章　抗告」を「第五章　異議」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條　登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ之ヲ指定ス

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二　登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十八條中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條ノ二　登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

第二十條第一項中「、共同人名簿及ヒ圖面」を「及ヒ共同人名簿」に改め、同條第二項に次の但書を加える。

但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條第一項中「請求スルコトヲ得」の下に「登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ

亦同シ」を加え、同條第二項中「登記簿ノ謄本又ハ抄本」を「登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ手數料ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「又ハ豫審判事」を削り、同條に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニハ之ヲ適用セス

第三十條中「府縣、郡、市、町村若クハ區」を「地方公共團体」に改める。

第三十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス第四十一條、第四十二條及び第四十三條第一項中「戸籍吏」を「市町村長若クハ區長」に改める。

第六十三條ノ二第一項中「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第七十二條から第七十五條までを次のように改める。

第七十二條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ效力ヲ生ス

第七十三條　第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條　第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滯ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條　前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ問復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト抵觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條の次に次の二條を加える。

第七十六條ノ二　登記用紙ノ繼續賒多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三　登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條第二項中「壹貳參」を「壹弐參」に改める。

第八十五條第三項の次に次の一項を加える。

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミヲ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十七條第三項中「前項ノ場合ニ」の下に「、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ」を加える。

第九十二條中「添附シ尙建物ノ分合、構造ノ變更又ハ建坪ノ增減ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其圖面ヲ」を削る。

第九十七條中「第四項」を「第五項」に改める。

第百二條ノ二を次のように改める。

第百二條ノ二　削除

第百三條ノ三及び第百三條ノ四を削る。

第百六條第一号中「家屋臺帳謄本ニ依リ」の下に「自己又ハ被相續人カ」を加える。

第百七條中「添附シ前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ圖面ヲ」を削り、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。

第百四十一條中「戸籍吏」を「市町村長又ハ區長」に改める。

第百四十二條ノ二及び第百四十二條ノ三を削る。

第百四十九條ノ二第一項中「異議ノ申立ナキトキハ」を「異議を述ヘサルトキハ」に改める。

第百四十九條ノ三及び第百四十九條ノ四を次のように改める。

第百四十九條ノ三　異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第百四十九條ノ四　削除

第百四十九條ノ五中「異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ」を「異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ」に改める。

「第五章　抗告」を「第五章　異議」に改める。

第百五十條を次のように改める。

第百五十條　登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第百五十一條中「抗告」を「異議ノ申立」に、「抗告狀」を「異議申立書」に改める。

第百五十二條を次のように改める。

第百五十二條　削除

第百五十三條中「抗告」を「異議」に、同條第一項中「抗告裁判所」を「監督法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十四條から第百五十六條までを次のように改める。

第百五十四條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第百五十五條　法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第百五十六條　削除

第百五十七條中「抗告裁判所」及び「裁判所」を「法務局又ハ地方法務局ノ長」に改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條を次のように改める。

第百五十八條及ヒ第百五十九條　削除

第二十條　民法施行法（明治三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條　削除

第二十四條及び第二十六條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十一條　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十八條中「裁判所」を「登記所」に改める。

第二十二條　沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「福岡司法事務局に勤務する法務廳事務官」を「福岡法務局に勤務する法務府事務官」に、同條第二項中「福岡司法事務局の出張所」を「福岡法務局の支局」に、同條第三項中「法務廳事務官」を「法務府事務官」に、同條第四項中「福岡司法事務局長」を「福岡法務局長」に改める。

第二十三條　この法律施行の際現に効力を有する法令の規定は、司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする登記事務については、次のように変更して適用する。

一　登記事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。この場合においては、非訟事件手続法第百三十九條ノ二の規定を準用する。

二　登記事項の公告は、登記所がする。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、戸籍法第十一條及び第二十八條第一項の改正規定は、昭和二十三年二月十五日から適用する。

2　戸籍手数料の額を定める法律（昭和二十三年法律第五十一号）は、廃止する。

3　戦時民事特別法廃止法律（昭和二十年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十二條」を「第十九條」に改める。

4　この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

5　従前の供託法第一條ノ三又は第一條ノ七第一項の規定によつてした抗告に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6　従前の不動産登記法若しくは非訟事件手続法の規定（他の法令で準用する場合を含む。）又は戦時民事特別法廃止法律の規定に基き登記に関してした申請その他の手続又は処分は、この法律に特別の定のある場合を除いて、改正後の相当規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした申請その他の手続又は処分とみなす。

7　従前の不動産登記法第百五十條若しくは第百五十八條又は非訟事件手続法第百五十一條第一項若しくは第百五十一條ノ三第二項の規定（他の法令で準用する場合を含む。）によつてした抗告に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

8　従前の不動産登記法第百三條ノ三の規定によつてした遺留財産の設定の登記及び従前の同法第百三條ノ四の規定によつてした旧王公家軌範（大正十五年皇室令第十七号）による世襲財産の設定の登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職権でこれを抹消しなければならない。

9　登記所がすべき公告は、当分の間官報でするものとする。但し、登記事項の公告は、当分の間しない。

10　商法第十二條の規定の適用については、登記の時に登記及び公告があつたものとみなす。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて議会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長　松平恒雄殿

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「判事　九百五十七人」を「判事　三百二十五人　簡易裁判所判事　六百九十三人」に改める。

第四條中「専任千十六人　専任三百七十二人　簡易裁判所判事　専任七百二十八人」を「専任千百三十九人　専任五千五百八十四人　二級　専任八百十四人　三級　専任二千六百九十九人　三級」に改める。

第四條の次に次の二條を加える。

第四條の二　裁判所書記官の員数は、左の通りとする。

専任三人　一級

専任五百九十人　二級

専任千五百四十六人　三級

第四條の三　裁判所書記官補の員数は、左の通りとする。

専任三十一人　二級

専任二千十八人　三級

附　則

1　この法律のうち、第一條及び第三條の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第四條の改正規定は公布の日から、第四條の二及び第四條の三の規定は裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第　号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　第一條の改正規定中「判事補　専任千十六人　専任三百七十二人」とあるのは、昭和二十四年九月三十日までは、「判事補　専任九百九十人　専任三百四十四人」と読み替えるものとする。

3　第四條の改正規定中「専任八百十四人　二級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「専任千三百四十七人　二級」と、その翌日から昭和二十四年九月三十日までは「専任八百十九人　二級」と読み替えるものとする。

4　第四條の改正規定中「専任二千六百九十九人　三級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「専任五千五百五十八人　三級」と、その翌日から昭和二十四年六月三十日までは「専任二千五百八十一人　三級」と、同年七月一日から同年九月三十日までは「専任二千六百三十六人　三級」と読み替えるものとする。

5　第四條の二中「専任五百九十人　二級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは「専任四百九十四人　二級」と読みかえるものとする。

6　第四條の二中「専任千五百四十六人　三級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは、「専任九百五十九人　三級」と読み替えるものとする。

7　裁判所書記官補は、当分の間、第四條の三に定める員数を越えて任命することができる。この場合において、裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数は、第四條の二及び第四條の三に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数を越えてはならない。

〔岡部常君登壇〕

○岡部常君　只今上程になりました七法案につきまして、それ〳〵簡単に法務委員会における議事の審議の模様並びに結果を御報告いたします。尚、詳細につきましては速記録に譲りたいと思いますから、予めその点御了承置きを願います。

先ず第一に刑事訴訟法の一部を改正する法律案について申上げます。

この改正法案の第一点は、家庭裁判所の開設に伴う改正でありまして、家庭裁判所は少年に関係のある一定種類の

成年者の刑事第一審事件も取扱うことになりました結果、特定の事項につきまして、家庭裁判所の裁判官に対し地方裁判所の裁判官と同等の権限を賦與する等、その他必要な範囲内で簡單な改正を加えました。

次に身体の拘束を受けておる被疑者につきましては、從來特別の令状がなくても指紋、足型の採取、身長、体重の測定等をすることができるものと解せられておつたのでありますが、この点疑義の生ずる余地のないように明文を以て規定いたしたのであります。以上が本改正法案の要点であります。委員会におきましては慎重審議いたしました上、討論は省略いたしまして、衆議院の修正を離ました原案を採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定したのであります。

次に裁判所法等の一部を改正する法律案について申上げます。

本法は裁判所法と、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の二つの法律につきまして、それ〴〵その一部を改正するものであります。先ず裁判所法の改正について申上げます。現行法は裁判所事務官の中から裁判所書記を補するという建前になつておるのでありますが、本來その職務の内容は異なつておりまして、前者は司法行政事務を掌るものであり、後者は裁判所の事件記録の作成、保管等、訴訟手続に関する事務を行うものでありますので、この点に関する現行法の関係規定を改正しまして、新たに裁判所書記官及び裁判所書記官補の官職を設け、裁判所書記官は現在の裁判所書記の職務を掌り、裁判所書記官補は裁判所書記の事務を補助するものといたしたのであります。次に補充裁判官の制度につきまして、この制度は、合議体裁判所の審理が長期間に亘る場合、担当裁判官が審理に関與できなくなつたときに補充裁判官がこれに代ることによつて審理の円滑を期するために設けられてあるのでありますが、最近相当長期に亘ることが予想される大事件が現われて参りましたので、合議体の裁判官の員数と同数までの補充裁判官を置くことができるように改めました。又司法研修所教官及び裁判所調査官につきまして、現在これらの職に裁判官又は検察官を轉官せしめることが困難な実情にありますので、当分の間特に必要があるときは裁判官又は検察官をそのまま教官、調査官に充てることができる旨の規定を設けました。次に裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の改正につきましては、裁判官以外の裁判所職員の分限及び懲戒に関してその法律で規定したものですが、國家公務員法によりまして、裁判官及び最高裁判所裁判官の秘書官以外の裁判所職員は一般職として同法の適用を受けることとなり、右規定の必要はなくなりましたので、これを削除することといたし、その法律の名前も裁判官分限法と改めましたのであります。委員会におきましては、慎重審議いたしまして、討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決決定すべきものと決定いたしました。

次に司法試験法案につきまして申上げます。

これまで裁判官、検察官、弁護士等になる資格を得るためには、高等試験令による高等試験司法科試験に合格し、一定期間、司法修習生又は弁護士試補として実務修習をしなければならなかつたのであります。ところが國家公務員法の改正によりまして、高等試験令が廃止せられ、高等試験司法科試験が昨年末でなくなりましたので、これに代るべき試験制度を早急に定める必要が生じ、本法の立案を見た次第であります。法案の内容といたしましては、この試験は法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験でありまして、これを第一次と第二次の両試験に分けます。第一次試験は第二次試験を受けるのに相当なる教養と一般的学力の有無を判定することを目的とするもので、学校教育法に定める大学卒業程度において一般教養科目につき筆記試験を行うものであります。從前の高等試験予備試験と異なる点は、その受験資格を制限しないことと、試験科目の範囲を拡めたことでありまするが、その具体的細目は後述の司法試験管理委員会の規則で定める筈であります。第一次試験の免除につきましては、大体從前の高等試験予備試験のそれと同様であります。第二次試験につきましては、その受験資格は第一次試験合格者及びその免除を受けたものといたしまして、試験科目は筆記七科目、口述五科目とし、その科目は大体旧高等試験令による司法科試験と同じく法律学を主とするものであります。次にこの試験に関する事項を管理する機関といたしましては、法務総裁の所轄の下に、法務総裁官房長、最高裁判所事務総長及び法務総裁が弁護士会の推薦に基き任命する弁護士一名の三名によつて構成される司法試験管理委員会がこれに当ることになります。以上が大体の構想でありますが、委員会におきましては、大野委員より、高等試験の行政科試験に合格した者が本法による試験を受けようとする場合は、憲法並びに民法及び刑法の中一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法の中一科目について試験を行い、その他の科目については試験を免除する旨の修正案が出ました。又松村委員より、司法試験は法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験であるという本法第一條中の「法律専門家として」という点を、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者にと改め、その目的を明確にする旨の修正案が提出せられ、更に松井委員より、本法の試験は法務総裁の所轄から最高裁判所の所轄に改める旨の修正案が出されたのであります。右の三修正案をめぐりまして熱心なる討論が行われたのでありまするが、詳細は速記録に譲らして頂きまして、採決に入りましたところ、三修正案中、大野案、松村案はいずれも全会一致を以て可決せられ、松井案は少数否決と決定いたした次第であります。次に大野、松村両案の修正部分を除く原案につきましては全会一致を以て可決すべきものと決定いたしたのであります。

次に犯罪者予防更正法案について申上げます。

近時犯罪は激増の一途を辿つているのでありまするが、これに伴う刑務所その他の矯正施設の收容力は著しく不足しているのであります。そこで勢い刑の執行猶予、仮出獄及び少年保護の諸制度が活用せられるのでありますが、その運営及びそれらの観察を要する者の指導、更正、保護という点について、從來の機構及び法規では十分でないものがありまするので、その機構を統制と秩序ある一本の形態にまとめて、保護観察を中心とする刑余者等の福利更生を図ろうというのが本法立案の趣旨であります。先ず中央に法務府の外局として中央更正保護委員会、地方八ヶ所にそれ〴〵地方少年保護委員会と地方成人保護委員会を置き、以上いずれも事務局を設けまして、現在の法務廳の成人矯正局、少年矯正局、検務局恩赦課の一部を中央更生保護委員会の事務局に吸收いたします。末端の機関といたしましては、各地方裁判所の所在地に少年保護観察所、成人保護観察所を置きまして、在來の少年審判所、司法保護委員会に代らせます。保護観察に付せられる者は、家庭裁判所からこの地方委員会に送致せられた者、少年院仮退院中の者、仮出獄中の者及び少年で執行猶予の言渡しを受けた者の四種類で、遵守事項を定め、これを指導監督し、且つ必要な補導援護を與えることになつております。若し本人が遵守事項を守らなかつた場合には、地方委員会で仮出獄を取消すことができるのであります。かようにいたしまして本人の更生を確保することといたしました。仮出獄及び返退院の審査及び許可は各地方委員会で行うことになつております。次に恩赦事項につきましては、これを中央更生保護委員会の所管事項とし、その実施及び恩赦制度の改善についての調査研究と個別

的な恩赦の申出に関する事務もこの委員会が行うこととといたしており、尚その他犯罪の予防活動の助長を目的として、一般的に犯罪者の発生を予防するための科学的な調査研究、世論の啓発、指導等につきましても、本法は必要な事項を規定しているのであります。尚、当初政府提出の原案では、自由刑の執行猶予を受けた者については、成年も少年も保護観察に付する前提で立案せられて参つたのでありますが、衆議院におきましては、懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受けた者が十八歳未満の場合に限り保護観察に付することに改めました。委員会におきましては、本法案の審議に当りまして、各委員より幾多の有益適切なる質疑が続出したのでありまするが、その説明は省略させて頂きます。討論は省略の上、衆議院の修正の原案につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以て可決せられたのであります。

次に犯罪者予防更生法施行法案について申上げます。本法は犯罪者予防更生法の施行につきまして必要な二三の事項につき経過的規定を設けると共に、関係法令について若干の改正を加えましたもので、その内容といたしましては速記録によつて御承知を願いたいと存じます。本法案につきましても、討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものとせられたのであります。

次に法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案につき申上げます。今國会に提出の法務省設置法の一部を改正する法律案によりまして、新たに法務局、地方法務局及びその支局、出張所が設けられまして、これが従來の司法事務局及びその出張所において掌つておりましたところの登記供託事務、戸籍等に関する監督の事務、司法書士に関する監督事務等を掌ることになり、このために関係法律二十一中整理を要する諸規定がありますので、本法を以てこれらの規定を一括整理することとなつたのであります。即ち登記事務については不動産登記法、非訟事件手続法、農業協同組合法等、供託事務につきましては供託法、戸籍事務の監督につきましては戸籍法、更に司法書士に対する監督につきましては司法書士法をそれ〴〵改正いたしております。次に右の整理とは別個の理由によるものではありますが、ついでに本法を以て改正したものといたしまして、登記手続につきまして、戦時民事特別法及びこれに基く戦時登記手続令に定められている特例中、過去の実績に照して尚存置するのが適当と認められる部分は、これを不動産登記法及び非訟事件手続法に採り入れて恒久化し、その他不動産登記法、非訟事件手続法につきまして、従來法律又は司法省令等で定めておりました手数料の額を政令で定めることに改め、司法書士に対する過料の額の限度を五百円から二万五千円に引上げる等の改正をいたしております。委員会におきましては、本法案中、登記所における手数料の額を政令で定めることにいたした点について、その額は、物價の狀況、戸籍の謄本の交付等に要する実費、その他一切の事情を考慮して定めることが妥当であるとして、その趣旨の修正をしたのであります。討論は省略の上、修正案及び原案につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

最後に、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申上げます。

本法は新民事訴訟法、新刑事訴訟法の運用並びに家庭裁判所の運営につきまして必要欠くべからざる限度において裁判所職員の増員を行うことを重点とし、加うるに今國会に政府より提出の裁判所法等の一部を改正する法律案によりまして、裁判所書記官及び裁判所書記官補という官職が新設せられることになりますので、これに対應して必要な改正を行つたものであります。その要点といたしましては、先ず第一に裁判官の増員でありますが、これは新民事訴訟法及び新刑事訴訟法の運用のため昭和二十四年七月一日以後において判事を増員すること、又それに伴いましてそれ〴〵書記の増員等のこともございます。又次に東京高等裁判所の行政訴訟事件の増加に鑑みまして、同裁判所に置くべき裁判所調査官の二名を増員、第三に裁判所等の一部を改正する法律によつて新設される裁判所書記官及び裁判所書記官補の定員に関する規定も含まれておるのであります。これらの員数の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。委員会におきましては、裁判所職員の増員と行政整理に関する関係等につきまして適切なる質疑があり、これに対しまして政府委員は、裁判所としては、実際は本法による増員以上の増員の必要に迫られているのであるが、國家財政及び行政整理の関係とも睨み合せまして、この程度の増員に止めたのであるという旨の答弁がありました。その他の質疑につきましては速記録において御承知を願いたいのであります。討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしたのであります。

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず刑事訴訟法の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法案、犯罪者予防更生法施行法案及び裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案、以上五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて五案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　次に司法試験法案及び法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案全部を問題に供します。両案いずれも委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第十七、第十八並びに第十九を後に廻し、日程第二十、中小企業等協同組合法案、日程第二十一、中小企業等協同組合法案施行法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）の両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

中小企業等協同組合法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

中小企業等協同組合法案

中小企業等協同組合法

目次

第一章　総則

第一節　総則（第一條―第九條）

第二節　組合員（第十條―第二十三條）

第三節　設立（第二十四條―第三十二條）

第四節　管理（第三十三條―第六十一條）

第五節　解散及び清算（第六十二條―第六十九條）

第二章　事業協同組合（第七十條―第七十五條）

第三章　保険協同組合（第七十六條・第七十七條）

第四章　信用協同組合（第七十八條）

第五章　協同組合連合会（第七十

第六章　企業組合（第八十條―第八十四條）
第七章　登記（第八十五條―第百五條）
第八章　雑則（第百六條―第百十三條）
第九章　罰則（第百十四條―第百十八條）
附則

第一章　総則

第一節　総則

（法律の目的）

第一條　この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（種類）

第二條　中小企業等協同組合（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

一　事業協同組合
二　保険協同組合
三　信用協同組合
四　協同組合連合会
五　企業組合

（人格及び住所）

第三條　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第四條　組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一　組合員又は会員（以下本章及び第七章から第九章までにおいて「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三　組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
四　組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に應じてするものとし、出資額に應じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2　組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3　組合は、特定の政党のために利用してはならない。

（名称）

第五條　組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

一　事業協同組合にあつては、協同組合
二　保険協同組合にあつては、保険協同組合
三　信用協同組合又は信用組合
四　協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合、保険協同組合又は信用協同組合のうちの一を冠する連合会
五　企業組合にあつては、企業組合

2　この法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。

3　組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九條から第二十二條まで（商号）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第六條　左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一　事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者（企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。）の常時使用する従業員の数が百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人）をこえないもの
二　前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2　事業協同組合、保険協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3　前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数が第一項第一号に掲げる数をこえる事業者が組合に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数が同項同号に掲げる数をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

（組合員の資格）

第七條　事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前條第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者（組合を含む。）又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。

2　保険協同組合又は信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前條第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者（組合を含む。）又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。

3　協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。

一　連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く。）
二　連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基いて設立された協同組合
企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

（登記）

第八條　この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（免税）

第九條　組合の所得のうち、組合事業の利用分量に應じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節　組合員

（出資）

第十條　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資の一口の金額は、均一でなければならない。

3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五（信用組合にあつては、百分の十）をこえてはならない。但し、組合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

4　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5　組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第十一條　組合員は、各、一箇の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2　組合員は、定款の定めるところにより、第四十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合にはその組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第十二條　組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第十三條　組合の、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（加入の自由）

第十四條　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

（加入）

第十五條　組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の拂込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第十六條　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2　死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

（持分の譲渡）

第十七條　組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員は、持分を共有することができない。

（自由脱退）

第十八條　組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（法定脱退）

第十九條　組合員は、左の事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

四　第百九條から第百十九條の規定による公正取引委員会の審決

2　除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一　長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二　出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

三　その他定款で定める事由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（脱退者の持分の拂戻）

第二十條　組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂込を請求することができる。

（時効）

第二十一條　前條第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（拂戻の停止）

第二十二條　脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の拂戻を停止することができる。

（出資口数の減少）

第二十三條　組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合については、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。

第三節　設立

（発起人）

第二十四條　事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員になろうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

2　信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ設立することができない。

（設立準備会）

第二十五條　発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、これを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

（定款作成委員）

第二十六條　設立準備会においては、前條の目論見書に基き組合員たる資格を有する者が出席し、その中から定款作成委員を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2　定款作成委員は、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合又は企業組合にあつては四人以上、協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

3　設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）

第二十七條　定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3　定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第十一條、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで、（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。

（理事への事務引継）

第二十八條　発起人は、創立総会終了後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

（出資の第一回の拂込）

第二十九條　理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

2　前項の第一回の拂込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3　現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険協同組合若しくは信用協同組合又は第七十九條第一項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。

（成立の時期）

第三十條　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（届出）

第三十一條　組合は、成立の日から二週間以内に行政廳に定款及び役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。定款又は役員名簿の記載事項に変更を生じたときも同様である。

（商法の準用）

第三十二條　組合の設立については、商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第四節　管理

（定款）

第三十三條　組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の所在地
五　組合員たる資格に関する規定
六　組合員の加入及び脱退に関する規定
七　出資一口の金額及びその拂込の時期及び方法
八　経費の分担に関する規定
九　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
十　準備金の額及びその積立の方法
十一　役員の定数及びその選挙に関する規定
十二　事業年度
十三　公告の方法
十四　組合の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額

2　組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その價格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

3　組合の定款については、商法第百六十七條（定款の認証）の規定を準用する。

（規約）

第三十四條　左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　組合員に関する規定
五　その他必要な事項

（役員）

第三十五條　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、総会において、組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。

4　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

5　投票は、一人につき一票とする。

（役員の任期）

第三十六條　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（役員の兼職禁止）

第三十七條　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2　組合員は、組合の事業と実質的に競争関係にある事業（組合員の資格として定款に定められるものを除く。以下本條中同じ。）を行うとき、又は組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行う他の組合その他の法人を代表する地位にあるときは、その組合の役員となることができない。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十八條　組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第三十九條　理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　加入の年月日
三　出資口数、拂込済金額及びその拂込の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第四十條　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の改選）

第四十一條　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

5　第四項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。

（民法及び商法の準用）

第四十二條　理事及び監事については、商法第二百五十四條第二項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條（取締役の責任）、第二百六十七條（取締役に対する訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社代表）の規定を、監事については、商法第二百七十四條（報告を求め調査をなす権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

（顧問）

第四十三條　組合は、理事の過半数の決議により、学識経験のある者を顧問とし、当時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

（参事及び会計主任）

第四十四條　組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2　参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人）の規定を準用する。

第四十五條　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

（総会の招集）

第四十六條　理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第四十七條　理事は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第四十八條　理事の職務を行う者がないとき、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会招集の手続）

第四十九條　総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）

第五十條　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十一條　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四　経費の賦課及び徴収の方法

五　その他定款で定める事項

（総会の議事）

第五十二條　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4　総会においては、第四十九條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

（特別の議決）

第五十三條　左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　組合の解散又は合併

三　組合員の除名

四　事業の全部の譲渡

（商法の準用）

第五十四條　総会については、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十五條　組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款の定めるところにより、総会において、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に應じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、組合員の総数の十分の一（組合員の総数が二千人をこえる保険協同組合又は信用協同組合にあつては二百人）を下つてはならない。

4　総代の選挙については、第三十五條第四項及び第五項の規定を準用する。

5　総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、○組合員の総数が千人をこえる信用協同組合の総代会においては、役員（組合員の総会において、総代を選挙（補欠の総代の選挙）数が二千人をこえる保険協同組

を除く。）し、又は第五十三條第二号若しくは合又は信用協同組合の役員を除四号の事項について議決し、その他の組合の役員を選挙し、若しくは総代を選挙し、第六十四條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條の事項について議決することができない。

（出資一口の金額の減少）

第五十六條　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者、及び定期積金の積金者及び保険契約者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十七條　債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）

第五十八條　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第七十條第一項第四号又は第七十九條第一項第五号の事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第五十九條　組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂込済出資額に應じてしなければならない。

3　拂込済出資額に應じてする剰余金の配当の率は、年六分をこえてはならない。

第六十條　組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第六十一條　組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五節　解散及び清算

（解散の事由）

第六十二條　組合は、左の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　組合の合併

三　組合の破産

四　定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五　事業の全部の譲渡

六　解散を命ずる裁判

2　組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出なければならない。

（合併等の手続）

第六十三條　組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには総会の議決を経なければならない。

2　組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

第六十四條　合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

2　前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條の規定を準用する。

（合併の時期及び効果）

第六十五條　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第九十一（八十九）條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（商法等の準用）

第六十六條　組合の合併については、商法第百四條から第百十一條まで（合名会社の合併の無効）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）

第六十七條　信用協同組合又は第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　前項の公告をしたときは、同項の組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

（清算人）

第六十八條　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第六十九條　組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條、第百三十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から第百三十八條まで及び第百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十八條から第四十條まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百四十七條（決議の取消）、第二百五十四條第二項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條（取締役の責任）、第二百六十七條（取締役に対する訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。但し、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

第二章　事業協同組合

（事業）

第七十條　事業協同組合（以下本章において「組合」という。）は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　生産、加工、販賣、購買、保管、運送、檢査その他組合員の事業に關する共同施設

二　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三　組合員の福利厚生に關する施設

四　組合員の事業に關する経營及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

五　組合員の経済的地位の改善のためにする團体協約の締結

六　前各号の事業に附帶する事業

2　組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

3　組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債權を取り立てることができる。

4　第一項第五号の團体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項同号の團体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5　第一項第五号の團体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員の締結する契約でその内容が第一項第五号の團体協約に定める規準に違反するものについては、その規準に違反する契約の部分は、その規準によつて、契約したものとみなす。

（倉荷証券の発行）

第七十一條　保管事業を行う組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2　前項の許可を受けた組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3　第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七條第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八條（倉荷証券による質入）の規定を準用する。

4　第一項の場合については、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第四條（許可の附款）、第八條から第十條まで（監督）及び第十二條（職權の委任）の規定を準用する。

第七十二條　前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、その組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第七十三條　組合が、倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2　前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第七十四條　組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

（商品券の発行）

第七十五條　組合は、法令の定めるところにより、組合又は組合員の取扱品について商品券を発行することができる。

2　組合が商品券を発行したときは、組合又は組合員は、これに対してその取扱品の引換の義務を負い、その引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、商品券の所有者に対して、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

第三章　保険協同組合

（事業）

第七十六條　保険協同組合は、組合員が不慮の事故によつて受けることのある損害（人の生命又は身体に關する事故による損害を除く。）をてん補するための保険事業を行うものとする。

2　保険協同組合については、第七十條第二項の規定を準用する。

第七十七條　前條に定めるものの外、保険協同組合の行う保険事業に關しては、別に法律で定める。

第四章　信用協同組合

（事業）

第七十八條　信用協同組合は、左の事業を行うものとする。

一　組合員に対する資金の貸付

二　組合員のためにする手形の割引

三　組合員の預金又は定期積金の受入

四　前各号の事業に附帶する事業

2　信用協同組合は、前項の事業の外、左の事業をあわせ行うことができる。

一　金融機関の業務の代理

二　前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生じる債務の保証

三　組合員に対する有價証券の貸付

四　組合員以外の者の預金又は定期積金の受入

五　前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

第五章　協同組合連合会

（事業）

第七十九條　協同組合連合会（以下本章において「連合会」という。）は、左の事業の一部を行うことができる。

一　連合会を直接又は間接に構成する者（以下本章において「所属員」という。）の預金又は定期積金の受入

二　所属員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び所属員のためにするその借入

三　所属員が不慮の事故によつて受けることのある損害（人の生命又は身体に關する事故による損害を除く。）をてん補するための保険事業

四　生産、加工、販賣、購買、保管、運送、檢査その他所属員の事業に關する共同施設

五　所属員の福利厚生に關する施設

六　所属員の事業に關する経營及び技術の改善向上又は組合事業に關する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に關する施設

七　所属員の経済的地位の改善のためにする團体協約の締結

八　前各号の事業に附帶する事業

2　前項第一号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帶する事業の外、他の事業を行うことができない。

3　第一項第三号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項同号の事業及びこれに附帶する事業の外、他の事業を行うことができない。

4　その地区が別表の地区をこえる連合会は、第一項第四号の事業を行うことができない。

4 5 連合会（第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、第七十條第二項から第六項まで及び第七十一條から第七十五條までの規定を準用する。

6 5 第一項第一号の事業を行う連合会については、第七十八條第二項の規定を準用する。

7 第一項第三号の事業については、第七十七條の規定を準用する。

第五章　企業組合

（事業）

第八十八條　企業組合（以下本章において「組合」という。）は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

（組合の事業と組合員との関係）

第八十九　第八十一條　組合員の三分の二以上は、組合の行う事業に従事しなければならない。

2 組合の行う事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならない。

3 組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、組合は、総会の議決により、これをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二箇月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

（出資）

第八十一　八十二條　組合の総出資口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

（組合員の所得に対する課税）

第八十一　八十三條　組合員が組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者に対して支拂う給料、賃金、費用弁償、賞與及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給與所得又は退職所得とする。

（適用除外）

第八十二　八十四條　企業組合については、第十二條、第十三條、第三十三條、第一項第三号及び第八号、第五十一條第四号並びに第五十五條の規定は、適用しない。

2 第五十九條第二項及び第三項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において拂込済出資額に應じてし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第六章　登記

（設立の登記）

第八十三　八十五條　組合は、第二十九條の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所
五　出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込済出資総額
六　存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
七　役員の氏名及び住所
八　組合を代表しない理事があるときは、組合を代表すべき者の氏名
九　数人の理事が共同し、又は理事が参事と共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
十　公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第八十四　八十六條　組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

（事務所の移轉の登記）

第八十五　八十七條　組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十五　三條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

（変更の登記）

第八十六　八十八條　第八十五　三條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第八十五　三條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

（参事の登記）

第八十七　八十九條　組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

（解散の登記）

第八十八　九十條　組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第八十九　九十一條　組合が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第八十五　三條第二項に規定する登記をしなければならない。

官報

号外

昭和二十四年五月二十四日

○第五回国会　参議院会議録第三十二号（其の三）

（清算人の登記）

第九十一条　清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2　前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第八十六条第一項の規定を準用する。

（清算結了の登記）

第九十三条　組合の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第九十四条　組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2　各登記所に、事業協同組合登記簿、保険協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第九十五条　組合の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十三条第二項において準用する第五十六条第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第九十六条　第八十五条第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（事務所の新設、移轉及び変更の登記の申請）

第九十七条　組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第八十五条第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3　出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十六条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

第九十八条　参事の選任、第八十九条の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

第九十九条　第八十八条の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3　組合の解散を命ずる裁判が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五条及び第百九十三条第三項（裁判による会社の解散の登記）の規定を準用する。

第百条　第九十八条第九十九条の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

2　前項の場合については、第九十五条第三項及び前条第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第百一条　第九十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第九十二条第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第百二条　組合の清算結了の登記は、清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、清算人が第六十九条において準用する商法第四百二十七条第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

第百三条　組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第百四条　登記した事項は、司法事務局において遅滞なく公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第百五条　組合の登記については、非訟事件手続法第百四十一条から第百五十一条ノ六まで及び第百五十四条から第百五十七条まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第八章　雜則

（不服の申出）

第百六条　組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政廳に申し出ることができる。

2　前項の申出があつたときは、行政廳は、組合に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3　組合が、前項の規定による報告書を提出しないときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（検査の請求）

第百七条　組合員は、総組合員の十

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその檢査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の狀況を檢査しなければならない。

（行政廳の指示）

第百八（百六）條　行政廳は、第百六（百四）條第二項の規定による調査又は同條第三項若しくは前條第二項の規定による檢査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、組合に対し、期間を定めて適当な措置を採るべき旨を指示することができる。

2　前項の規定による指示があつたときは、組合は、遲滯なく総会を開き、その指示に係る措置を実施するため必要な事項を議決しなければならない。

（排除措置）

第百九（百七）條　公正取引委員会は、組合の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が五十人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百十（百八）條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脫退させることができる。

第百十（百八）條　前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五條、第七十六條（雜則）、第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條（訴訟）の規定を準用する。

（東京高等裁判所の管轄権）

第百十一（百九）條　前條の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に屬する。

2　前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

（商法等の準用）

第百十二（百十）條　組合については、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條（裁判による会社の解散）並びに非訟事件手続法第百二十六條第一項、第百三十四條から第百三十四條ノ三まで、第百三十五條ノ二から第百三十五條ノ五まで（裁判による会社の解散）の規定を準用する。

（所管行政廳）

第百十三（百十一）條　この法律中「行政廳」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、大藏大臣又は運輸大臣の所管する事業を行う組合及びこれらの事業以外の事業を行う組合で都道府縣の区域をこえる区域を地区とする組合（企業組合を除く。）については組合の行う事業の所管大臣、その他の組合については都道府縣知事とする。

2　主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府縣知事に委任することができる。

第九章（八）　罰則

第百十四（百十二）條　組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には適用しない。

第百十五（百十三）條　組合が第六條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虛僞の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十六（百十四）條　第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虛僞の報告をし、又は第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくはこの法律第百六（百四）條第三項若しくは第百七（百五）條第二項の規定による檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第百十七（百十五）條　左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二　この法律に定める登記を怠つたとき。

三　第十四條の規定に違反したとき。

四　第十九條第二項、第四十一條第四項又は第四十五條第四項の規定に違反したとき。

五　第二十七條第六項又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは第六十九條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して総会の議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十一條又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

七　第三十七條の規定に違反したとき。

八　第三十九條又は第四十條（以上の各規定を第六十九條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九　第四十二條において準用する商法第二百七十四條又は第六十九條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十　第四十六條、第四十七條第二項又は第四十八條の規定に違反したとき。

十一　第五十六條第二項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二　第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十三條第二項において準用する第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十三　第五十八條、第五十九條又は第八十四條第二項の規定に違反したとき。

十四　第六十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五　第六十九條において準用する商法第百三十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六　第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七　第六十九條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八　第七十條第二項（第七十六條第二項及び第七十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九　第七十七條第二項又は第三項第七十九條第二項から第四項までの規定に違反したとき。

第百十六、第百十八條　第百八、第百十條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附　則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して一箇月を経過した日とする。但し、この法律中協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後八箇月を経過した日から施行する。

別表

連合会の種類	地区
酒類の製造又は販賣の事業を行う協同組合連合会	財務局の管轄区域
葉たばこの耕作若しくは製造たばこの販賣又は塩の製造若しくは販賣の事業を行う協同組合連合会	たばこ專賣法（昭和二十四年法律第号）第七十九條第二項の規定により大蔵大臣が財務局長の職務を行う者として指定する日本專賣公社の役員又は職員の管轄区域
陸上運送業、小運送業、鉄道及び軌道の用に供する機械器具に関する事業その他陸運に関する事業を行う協同組合連合会	陸運局の管轄区域
水上運送業及び港湾運送業その他海運に関する事業を行う協同組合連合会	海運局の管轄区域
その他の協同組合連合会	通商産業局の管轄区域

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

中小企業等協同組合法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長　松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

中小企業等協同組合法施行法案

中小企業等協同組合法施行法

（商工協同組合法等の廃止）

第一條　左に掲げる法律は、廃止する。

商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）

林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）

市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）

（蚕糸業法の改正）

第二條　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一條から第二十八條までを次のように改める。

第二十一條乃至第二十八條　削除

第二十九條第一項及び第三十條第一項第二号中「及統制」を削る。

第三十條第二項及び第三十一條第二項を削る。

第三十七條及び第三十八條を次のように改める。

第三十七條及び第三十八條　削除

第四十條第一項、第四十一條及び第四十二條中「蚕糸協同組合又ハ」を削る。

第四十三條中「蚕糸協同組合及」を削る。

第四十四條中「蚕糸協同組合」を削る。

第四十五條中「、第二十條若ハ第三十七條」を「若ハ第二十條」に改める。

第五十條中「蚕糸協同組合又ハ」及び「蚕糸協同組合若ハ」を削る。

（現存する商工協同組合等）

第三條　この法律施行の際現に存する商工協同組合及び商工協同組合中央会、林業会及び林産組合、市街地信用組合、蚕糸協同組合並びに塩業組合及び塩業組合連合会（以下「旧組合」と総称する。）については、第一條に掲げる法律、改正前の蚕糸業法並びに塩專賣法（昭和二十四年法律第　号）附則第十五項の規定によりなお効力を有する旧塩專賣法（明治三十八年法律第十一号。以下「旧法」と総称する。）は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2　旧組合であつて、この法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

3　裁判所は、公益上必要があると認めるときは、利害関係人又は行政廳の申立により、旧組合に対し、解散を命ずることができる。この場合は、その旧組合は、その命令によつて解散する。

（中小企業等協同組合への組織変更）

第四條　旧組合は、総会の議決を経て、前條第二項の期間内に中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第　号。以下「新法」という。）による中小企業等協同組合になることができる。この場合において、その旧組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、行政廳の認可を受けることを要しない。

3　第一項の場合において、旧組合の役員は、第六條の規定による役員の改選があるまで、組合の役員として、引き続きその職にあるものとする。

第五條　前條第一項の規定による中小企業等協同組合への組織変更は、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、新法第八十五條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

2　前項の登記については、新法第八十五條第三項、第九十四條第一項、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條の規定を準用する。

3　第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記をする場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4　旧組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5　旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

6　前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

7　第四項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合の従たる事務所の所在地の登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

8　前項の通知があつた場合については、第四項の規定を準用する。

第六條　第四條第一項の規定により、旧組合が中小企業等協同組合になつたときは、その旧組合の組合員のうち中小企業等協同組合の組合員たる資格を有しない者は、中小企業等協同組合への組織変更が効力を生じた時に、旧組合を脱退したものとみなす。

2　第四條第一項の場合において、旧組合の従前の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が中小企業等協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき新法第二十條第一項の規定による拠戻請求権、第五十九條又は第八十四條第二項の規定による配当請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

第四條第一項の場合において中小企業等協同組合が従前旧組合として行つていた事業の範囲を縮少したときは、その縮少した事業の残務を処理するために必要な行爲は、新法の規定にかかわらず行うことができる。

第八條　林業会については、前四條の規定を適用しない。

第九條　塩業組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつた場合において、その塩業組合が保証責任の組合であつたときは、塩業組合の組合員で中小企業等協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた塩業組合の債務については、旧塩専賣法第十七條ノ八第三項但書の規定による責任を免れることができない。

2　前項の責任は、第四條第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

（貸付の継続）

第十條　市街地信用組合が第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたときは、その中小企業等協同組合は、新法第七十八條又は第七十九條の規定にかかわらず、その市街地信用組合の組合員で組織変更の時に組合を脱退したものに対し、組織変更の際に存した貸付を継続することができる。

（協同組合連合会による財産承継）

第十一條　第三條第二項の規定により解散した旧組合（以下「解散組合」という。）の組合員たる旧組合であつて第四條第一項の規定により中小企業等協同組合になつたものが会員となつている協同組合連合会は、解散組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

2　前項の場合において解散組合が第三條第二項の規定により解散した時から三年を経過しても、第一項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、行政廳は、当事者双方の申請により、その裁定をすることができる。この場合において、裁定があつたときは、前項の協議が整つたものとみなす。

3　前項の裁定の取消又は変更を求める訴は、裁定のあつたことを知つた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

4　第一項の協議又は第二項の裁定の定めるところにより財産の帰属があつたときは、協同組合連合会の会員は、その財産の帰属の時に、その者が解散組合において有していた持分の額の割合に應じてその財産の價額を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとし、その全部又は一部を協同組合連合会の出資に引き当てることができる。この場合は、その者は、その財産の帰属の時に、解散組合を脱退し、且つ、解散組合からその持分の拠戻を受けたものとみなす。

5　第一項の協議又は第二項の裁定の定めるところにより協同組合連合会に帰属する財産の額の解散組合の財産の総額に対する割合は、解散組合の組合員の持分の総額のうち解散組合の組合員でその協同組合連合会の会員たるものの持分の総額の占める割合をこえてはならない。

6　前二項の規定の適用については、持分の額は、第一項の協議が整つた時又は第二項の裁定があつた時以前でこれに最も近い時において、その解散組合の定款の定めるところにより算定された持分の額による。

（中小企業等協同組合による財産承継）

第十二條　旧組合の組合員たる者の一部を組合員とする中小企業等協同組合は、その旧組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。この場合については、前條の規定を準用する。

（農業協同組合への組織変更）

第十三條　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による農業協同組合又は農業協同組合連合会の組合員又は会員たる資格を有する者を組合員とする林産組合又は蚕糸協同組合は、総会の議決を経て、第三條第二項の期間内に、農業協同組合又は農業協同組合連合会になることができる。この場合において、その林産組合又は蚕糸協同組合の定款又は組織が農業協同組合法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行爲をしなければならない。

2　前項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組織変更については、第四條第二項及び第三項、第六條、第七條並びに農業協同組合法第五十九條から第六十一條まで（設立の認可）の規定を準用する。

3　第一項の規定による農業協同組合又は農業協同組合連合会への組織変更は、第三條第二項の期間内に、主たる事務所の所在地において、農業協同組合法第七十四條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

4　前項の登記については、第五條第三項から第八項まで並びに農業協同組合法第七十四條第三項、第八十二條第一項、第八十三條及び第八十四條（設立の登記）の規定を準用する。

（農業協同組合による財産承継）

第十四條　林業会若しくは林産組合の会員若しくは組合員たる林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる蚕糸協同組合であつて、前條第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会になつたものが会員となつている農業協同組合連合会は、その林業会若しくは林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

2　林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

3　前二項の場合については、第十二條の規定を準用する。

（財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用）

第十五條　預金等の受入をすることができる旧組合の財産を承継した

中小企業等協同組合は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十七條の八第一項（調整勧定）及び第四十二條の二から第四十二條の五まで（退職金）の規定の適用については、これらの規定の定める譲渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。

（財産承継の場合の所得の計算）

第十六條　旧組合の財産のうち、第十一條第十二條又は第十四條の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に帰属した財産の価格は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

（財産承継の場合の登録税）

第十七條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

2　前項の不動産又は船舶の価格は、承継の直前における旧組合の帳簿価格による。

（財産承継の場合の有価証券移転税）

第十八條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により有価証券を承継する場合においては、その移転に関しては、有価証券移転税を課さない。

（財産承継の場合の地方税）

第十九條　第四條又は第十一條から第十四條までの規定により財産を承継する場合においては、その移転に関しては、地方公共團体は、地方税を課することができない。

（産業組合の信用協同組合への組織変更）

第二十條　この法律施行の際現に存する旧産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）による信用事業を行う産業組合又はその合併によつて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三條第二條の期間内に新法による信用協同組合になることができる、この場合において、その産業組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行爲をしなければならない。

2　前項の産業組合が同項の規定により信用協同組合になつた場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であつたときは、産業組合の組合員で信用協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた産業組合の債務については、旧産業組合法第二條第二項の規定による責任を免れることができない。

3　前項の規定による責任は、第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4　第一項の規定による組織変更については、第四條第二項及び第三項、第五條から第七條まで並びに前三條の規定を準用する。

（商工組合中央金庫法の改正）

第二十一條　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第七條第一項、第二十七條第一項但書、第二十八條第一項第六号及び第二十九條第一項第三号中「商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第三條第一項中「、銀行又ハ市街地信用組合」を「又ハ銀行」に、同條同項、第三項及び第四項中「商工協同組合ヲ組合員トスル商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

（農林中央金庫法の改正）

第二十二條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「日本馬事会」の下に「又ハ蚕糸業、林産業若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林業会、林産組合、」及び「、塩業組合連合会又ハ塩業組合」を削る。

（登録税法の改正）

第二十三條　登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「商工協同組合中央会、」の下に「中小企業等協同組合、」を「商工協同組合法、」の下に「中小企業等協同組合法、」を加える。

（印紙税法の改正）

第二十四條　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一ノ二号中「市街地信用組合」を「中小企業等協同組合」に改め、同條同項第十二号中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「中小企業等協同組合、」を加え、「蚕糸協同組合、」、「林産組合、林業会、」及び「商工協同組合、」を削る。

第五條第六号中「塩業組合」を「塩業ニ関スル中小企業等協同組合」に、同條第六号ノ七及び第九号ノ三中「市街地信用組合」を「信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（所得税法の改正）

第二十五條　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

（法人税法の改正）

第二十六條　法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「商工協同組合、」の下に「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、」を加える。

（地方税法の改正）

第二十七條　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第五号の次に次の一号を加える。

五ノ二　中小企業等協同組合

（事業者團体法の改正）

第二十八條　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「ニ　市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）」を「ニ　旧市街地信用組合法（昭和十八年法律第四十五号）」に、「ヘ　林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）」を「ヘ　旧林業会法（昭和二十一年法律第三十五号）」に、「ト　商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）」を「ト　旧商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）」に、「チ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第　号）」に改める。

（金融機関経理應急措置法等の改正）

第二十九條　左に掲げる規定中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会」に改める。

金融機関経理應急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七條第一項第一号

臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一條第一項

（金融緊急措置令の改正）

第三十條　金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ

事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（國民貯蓄組合法の改正）

第三十一條　國民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「市街地信用組合、商工協同組合」を「中小企業等協同組合」に改める。

第二條第四号中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市街地信用組合貯金」を「信用協同組合等貯金」に改める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の改正）

第三十二條　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「二十　市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合」を「二十　中小企業等協同組合法ニ依ル信用協同組合及び同法第七十九條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

（関係法令改正の経過規定）

第三十三條　旧組合については、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及び前四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

（罰則の経過規定）

第三十四條　この法律施行前（旧組合については、第三條第一項の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（旧組合については、同條同項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なお従前の例による。

（蚕糸業法の罰則の経過規定）

第三十五條　蚕糸業法第三十一條第三項、第三十九條及び第五十一條（但し、第三十九條において第二十三條第二項を準用する場合に限る。）の適用については、第二條の規定にかかわらずなお従前の例による。

附　則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。但し、第一條中市街地信用組合法の廃止に関する部分は、この法律施行の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

〔小畑哲夫君登壇、拍手〕

○小畑哲夫君　只今議題になりました中小企業等協同組合法案、中小企業等協同組合法施行法案に関する商工委員会の審議の経過並びに結果について一括して御報告申上げます。

中小企業に関しましては、従來商工協同組合法なるものがありましたが、独占禁止法並びに事業者團体法の制定に伴いまして、これを改正する必要に迫られておつたのであります。併しその改正は非常に廣範囲に亘る必要がありましたので、新らしく中小企業に関する協同組合法を制定するのが適切であるとの意見が強く、ここに中小企業等の協同組合に関する基本法として中小企業等協同組合法案が立案され、その施行に伴う法規として施行法案が生れたのであります。

中小企業等協同組合法案は、中小企業、勤労者その他の者の自主的な協同組織による経済活動を促進し、以てその健全な発達を図ろうとするもので、法案の要旨を簡単に申上げますと、第一に中小企業又は勤労者の全く自発的な結合によつて協同組合が作られ、運営されるようにし、協同組合というものの原則を明らかにしているのであります。事実この法案は中小企業等の協同組合の基本法規となるものでありまして、先に施行されましたところの農業、水産業、消費生活の三つの協同組合以外のすべての協同組合は本法によることとなるのであります。即ち商工業のみならず、運輸、林産、蚕絲、製塩等に関する協同組合は、本法によつて律せられることになるばかりでなく、市街地信用組合も本法の信用協同組合に吸收されることになるので、そこに中小企業等というように「等」なる文字を特に用いた理由もあるのであります。第二に政府原案では中小企業等協同組合として、事業協同組合、保険協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の五つを認め、各組合がそれ〴〵の目的に従つて事業を行い得ることにいたしたのであります。保険協同組合と企業組合は全く新らしい制度で、こういう組合を認められたことに本法案の特色が認められるのであります。第三には、中小企業者の組合であるという意味で、大企業者例えば常時使用の従業員が百人を超えるような工場、従業員が二十人を超えるような商店は原則として組合員になれないことになつておること、若し組合員になつていると、公正取引委員会から脱退を命ぜられることがあるかも知れない。又たとえそれ程大きくなくとも、従業員が五十人を超える業者が入つていて、それが実質的に小規模でないと認められるようなときには、やはり組合から脱退させられることがあり得ることという規定がありまして、独占禁止法及び事業者團体法との関係を明らかにしているのであります。即ち本法によるところの小規模の事業者が組織する協同組合ならば、事業者の結合体ではありますが、独占禁止法も事業者團体法もこれに適用しない、その代り大きな業者が入つていると、その大きな業者を脱退させなければならぬようなことが起り得るし、そうした際に若し脱退させないと、独禁法、事業者團体法の適用を受けることになり、協同組合の事業を行えないことになる。こういう建前になつているのであります。又連合会では、その地区が地方通商産業局等の区域を超えるときは、生産、加工、販賣、購買、輸送、検査その他事業に関する共同施設を行うことができないことになつて、廣汎な地域に亘る連合会については活動分野に制限を加えているのであります。第四に、組合運営の民主化が強調されて、組合の設立に準則主義を採用し、官廳の認可権や監督権限をなくし、いわゆる員外理事を認めない等の方針であります。第五に、事業協同組合の事業の種類を従來よりも多くし、組合員の福利厚生事業、團体協約の締結を認めることになりましたが、他方、事業協同組合は信用事業を兼営できないことにし、信用事業は信用協同組合に限ることとしているのであります。

次に施行法案は、商工協同組合法、林業会法、市街地信用組合法を廃止し、蚕糸業法の改正を行い、これらの法律によつて設立された協同組合が中小企業等協同組合即ち本法による協同組合に組織変更する場合、円滑に移行できるようにするための手続を詳細に定めたものでありまして、これらの旧組合は本法施行後八ヶ月間に新らしい協同組合に移行しないと解散しなければならないことになつているのであります。

次に、この二法案は衆議院において重要なる修正が行われましたので、修正の主なる点について申上げます。

修正の第一点は、政府原案では保険協同組合がありましたが、これが全部削除されたのであります。協同組合による保険事業は時期尚早との理由からであります。

修正の第二点は、市街地信用組合を本法による信用協同組合に組織替えする場合、その移行を円滑にし、且つ運営を現状と余り違わない形で実施できるようにするための修正で、修正の個所は、一、信用組合という名称をそのまま今後も使えるようにしたこと。二、事業協同組合が信用協同組合に加入できるようにしたこと。三、信用協同組合に限つて組合員が三百人以上なければ設立できぬことにしたこと。四、一人の組合員の最高出資額を総出資額の一割以内と限つたこと。五、総代会という総会に代り得る機関の権限を拡張し、運営を楽にしたこと。六、施行法案で、市街地信用組合法の廃止を特に六ヶ月だけ延ばしたこと。従つて本法は公布後一ヶ月で施行され、その後

半年経つて市街地信用組合法が廃止となり、それから尚八ヶ月間は旧法による市街地信用組合がそのまま存続し得るということにいたしたのであります。

右の外は比較的小さな修正ではありますが、修正の第三点として、役員の任期が原案では二年以内とあつたのを三年以内と改めて、安定性を持たせることにいたしております。

修正の第四点は、商工協同組合中央会の存続期限を、原案では本法施行後八ヶ月となつていたのを三ヶ月に短縮して、中央会の解散の時期を早めたことであります。以上が修正案の骨子であります。

さてこの二つの法案は、中小企業に取りましても、又日本経済全体の上から申しましても実に重要な法案でありますので、商工委員会では早くから研究を重ねて参り、業界及び学識経験者の意見を徴したり、大蔵委員会と連合委員会を開いたりして、極めて慎重な審議を行なつて参つたのであります。併し審議の経過につきましては、その詳細は速記録に譲りたいと存じますが、特に問題となりました点を申上げますれば、それは組合員の資格に関する條項と市街地信用組合に関することでありました。組合員の資格については、小規模でないものの排除措置に関する疑念で、これについては公正取引委員会の答弁によりまして、「従業員の数が百人又は二十人を超えたからといつて、直ちにこれを脱退させるとは限らない。元来規模の大小を区別する基準は事業の種類によつて異なるべきもので、その尺度には相当の弾力性を持つものである」ということが分つたのであります。市街地信用組合については、これを廃止することの是非、急激な廃止に伴う混乱、組合員の多い組合の運営ということを中心に質疑が行われましたが、これらの懸念は修正案によつて幾分解消したのであります。その他、剰余金の分配の原則、議決権代理の制限、連合会の地区、所管官庁について の疑義、租税減免の問題等に関し、幾多重要なる質疑応答が見られたのでありますが、時間の都合により省略させて頂きます。

かくて質疑を終り、この二法案、即ち内閣提出、衆議院送付の中小企業等協同組合法案及び中小企業等協同組合法施行法案を一括議題として討論に入りましたところ、玉置委員は、この二法案に賛成する、けれども組合員の資格を余りに小規模のものに制限しようとするのは、我が國の実情に鑑みて不満であるから、本法の運営にはその点十分に注意せられたいとの強い希望を附し、島委員は、やはり賛成ではある、併し保険協同組合を削除したことは不満であるから、できるだけ早い機会に保険組合の立法化を望むという希望を附し、山田委員及び小杉委員は、中小企業は協同組合による團結の力によつてのみ立ち直り得るので、本法案の成立はそのため適切にして必要と信ずるが故に賛成すると述べ、細川委員は、かかる法案が成立したところで、資金、資材の裏付がなくては中小企業は救われない、中小企業のために現内閣の用意した唯一の法案であるけれども、これが中小企業育成に何ら役立つものでないと信ずるが故に反対すると述べたのであります。これで討論を終り、採決を行いましたところ、多数を以てこの二法案は可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　討論の通告がございます。発言を許します。細川嘉六君。

〔細川嘉六君登壇、拍手〕

○細川嘉六君　私は日本共産党を代表してこの二つの法案に反対するものであります。

この中小企業等協同組合法案は、民自党が公約した中小企業に対する政策のただ一つのものであります。大看板であります。この大看板は一体どんなものか。第一條には、なか〳〵立派な好い言葉が述べられてある。相互扶助の精神、公正な経済活動の機会、自主的な経済活動、経済的地位の向上と、なか〳〵好い言葉があります。権力を握り大資産を握つているものは、なかなか好い氣持になつて好い言葉を樂々と吐ける。併しながら実際現狀の中小企業というものはどうなつておりますか。労働者も企業者も共々に大資産家の集中生産のために崩壊しております。経済九原則というものは、その負担を平等に負うということであるが、平等どころではありません。この狀態であります。資金、資材の面において中小企業は、今日少くとも四百億か五百億の資金を要します。融通を要する。併しながらこれは全くお構いなしである。二十億ぐらいの資金を融通するということが予定されているということであるが、とても〳〵これではどうともなりません。中小企業のことを考えるならば、今日重い〳〵税金を背負わされている、この税金を減らすことが第一である。併しこういうことも何ら考慮されていないのであります。吉田内閣が中小企業の対策を看板に掲げておつても実際何もせられないということは……又通商産業省設置法案の中に、中小企業廳についてどんなことをしているか。これがよく現われております。職員は昨年度は百三十三人である。これが今度は九十四人になり、それからこの人員の淘汰、それは通産省の平均は二割三分、これが中小企業廳については三割減になつているのであります。今日まであつた官房、それから振興局、指導局、これは廃止せられている。中小商工業融資補償審査会も、これも廃止せられている。何もしないということであります。ただ看板だけを掲げている。これがこの中小企業廳の有様であります。何も局が沢山あるとか人数が多いということは、仕事を沢山やるということには言えませんが、少くとも今申したような狀態は、中小企業に対する政府の肚というものは特に露骨に現われているのであります。この狀態では中小企業については業者も勤労者もひどい收入減となる。それから、それがために生活はひどく低くなつて来る。この中へ段々と押込められて来ていることであります。吉田内閣のただ一つ謳めていることは、全資金資材を大企業に集中してしまい、そうして、これによつて更に合理化を行う。そうして生産増強を図る。これが國民生活の安定と向上の結果をもたらすということであります。併しながら実際はどうか。そういう約束が行われたためしが世界にあるか。実際こういうことは約束はされても行われておりません。第一次世界戦争後においてこういう約束が各國の大資産家に行われた。産業の合理化をやつた。大企業の集中生産をやつた。それがどうか。それの結局が世界恐慌を起した。そうして第二次世界戦争がそれがために又起きた。そういうようなことで、結局弱い者は段々とその地位を落されて行つて、大きい者が段々大きくなり、そうして終いに世界戦争を起すというのが、世界の少くとも今日までの三十年間の経験であります。この二つの大戦後の狀態から考えても、指導者、大資産家というものの考えなくちやならんことは、一國の資金資材で國民生活の安定と向上を図り、利潤の追求を唯一の目的としてはいけないということであります。これが國内の民主主義を本当に完成する途である。そうして又世界の平和を確保する途であります。これは理論でなしに、最近世界三十年間の経験がこれを示している。史上空前の大犠牲を拂つたこの経験が示している。それにも拘わらず、殊に我が日本の指導階級が暴虐な戦争を敢えてして、そうして國民に大破壊をもたらして来たその責任上からも、この今日の我々に示されたる経験を生かし、本当に國民の生活の向上発展を図るというならば、多大の犠牲を國民に負わしたものとしての道が立ちます。それが何にもできていない。そうして一切の負担は國民大衆に掛つている。中小企業者、これは國民生活の経済面に大きな役割を果しておるものであります。それが

今叩き潰されて來ている。それに運命を共にして働いているものは失業者、生活のどん底に叩き落される狀態になつております。かくのごとき政策は、結局、今、北大西洋同盟というものがヨーロッパにできた、更に又吉田愛蹄外相から太平洋同盟を作つたらどうかというような声も出て來た。こういうようなことは結局國民を國際間の葛藤の中へ巻き込んで來るというものである。そういう意向を示している。そのことは同時に國内において中小企業者、勤労者、これらの生活を極度に圧迫して行く政策と瓜二つである。我々は中小企業者の地位を擁護をすることは、同時に全勤労者、全國民の國内における平和の建設と世界の平和の発展と絡み合つておるのであります。事は小なるがごとく見えて大なるものであります。この意味において我々は反対をするものであります。

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔天田勝正君発言の許可を求む〕

○議長（松平恒雄君）　天田君。

○天田勝正君　本員はこの際、市町村警察職員の退職手当に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○中野重治君　天田君の動議に賛成いたします。

○議長（松平恒雄君）　天田君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。天田勝正君。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君　私は市町村警察職員の退職手当の未支給について質問いたしたいのでありますが、このことにつきましては、地方行政委員会におきまして同僚三木委員の質問に対しましての樋貝國務大臣その他の答弁が誠に要領を得ておりません。従いましてこの際吉田総理の明快なる答弁を求めるものでございます。

質問の第一点は、昨年三月七日新警察制度の施行に伴いまして、従來、廳府縣警察職員として在職しておりました者が、それ〴〵國家地方警察、市町村警察に分離されて、すでに一年以上を経過したのでありますが、この間、退官退職者も相当数に上つておると思うのであります。これらの人たちは、昭和二十二年三月十九日第一次吉田内閣におきまして、閣議決定に基く退官退職手当支給準則によりまして、当然一般政府職員と同様、退官退職手当を受ける権利があると思うのでありますが、第三次吉田内閣の今日如何お考えでありまするか、又以上の権利があるならば、國家警察職員と自治体警察職員との間に差のある筈がないと考えるのでありますが、この点についての総理の所見を承わりたいのであります。

質問の第二点は、旧警察制度におきましては、警部補以上が國費支弁、巡査部長以下は都道府縣費の支弁といたしまして、その半額を國庫補助にいたしておつたのであります。そこで新警察制度に切替えますには、國、都道府縣、市町村の負担率の決定を必要としたのでありますが、新制度を緊急実施する必要上、これら轉出職員に対する退職手当は、轉出の際に支給せずして、市町村警察職員を退職する際に、従前の廳府縣の警察職員の在職年数を通算いたしまして、これを支給する旨を、当時國家地方警察本部から指示された筈であると存じておるのであります。然るに今日に至りますも、支給に必要な細目が決定いたしておりませんために、國家警察職員は退職手当を支給されておる一方、自治体警察職員は支給されておらないという不合理が生じておるのであります。これがために退職者からは、生活の窮乏と政治に対する不信の声が挙つておるのであります。そも〳〵警察職員のごとく労働組合を結成いたしまして團結の力を以てみずからの生活を防衛する権利が與えられておりません人たちに対しましては、格段の配慮を必要とすると思うのであります。政府はその後如何なる措置を進められ、いつ支給されるのでありまするか。予算措置は如何にいたしておるのでありまするか。又かように支給の遅れました責任は誰が負うのでございましよう。

質問の第三点は、退職手当は退職当時の俸給より算定すべきであり、仮に新制度実施直後に退職した者から見まするならば、その後のインフレの進行に基く物價改訂と、これに伴うところの賃金ベースの改訂、即ち二千九百二十円ベースから六千三百七円ベースへの変動、このことは、それだけ貨幣價値の下落を意味するものでありますから、仮に一年前に五万円の退職金を約束されながら、今日までこれを放置されておるといたしますならば、只今直ちに貰つたといたしましても、若しこれを使うことになれば、当時の半分を貰つたと同様なことになるのであります。これに対して何か特別の措置を講ずる用意がありますかどうか。

質問の第四点は、政府は去る五月十六日政令第九十五号を以て、政府職員に対する退職手当の停止を命じたのでありますが、更に今般の行政整理に伴いまして、この政令第九十五号以外の一般退職者の退職手当についても、一時支給停止の政令を用意しておるやに伺つておるのであります。若しこれが事実だといたしまするならば、二十三年度中に自治体警察職員で退職いたしました者の権利までも停止する意思があるや否や。又新基準の決定の如何では未支給の手当が減額される場合も生ずると思うのでありますが、自治体職員の既得権を侵害するがごときことは絶対やらないと言明し得るのでありますか否か。以上四点について御質問申上げます。（拍手）

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣（吉田茂君）　お答えいたします。警察制度の改正に基く市町村警察職員の退職手当につきましては、財政の許す限り早急に支拂う方針の下に、目下具体案を考究中でありますから御了承を願いたいと思います。（拍手）

〔「長いじやないか」「それは答弁じやない」「答弁になつていないよ」「そんなことで國民は承知するか」「答弁にならない」「それで沢山」「それでよい」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣樋貝詮三君登壇〕

○國務大臣（樋貝詮三君）　只今総理大臣から御答弁申上げました外に、尚、事務的なことで私から申上げます。丁度二十二年の只今お引きになりました三月二十九日の閣議決定、これでは当事者には権利は設定いたしません。法律で出ません以上におきましては、当事者の権利というものはないのですけれども、併し閣議決定では成るべくこの方針で行きたいということで、それによりますというと大体六割五分、公務傷病の場合にこれの倍額、これを拂いたいということで閣議決定をいたしましたようなわけであります。それが昨年の三月になりまして、御承知の通りに自治体警察と國家警察とに区別されまして、当時國家警察として退職いたしました者には國庫の方面から退職手当を支給いたしました。それから自治体警察に残つた者は、そのまま本來で言うならば自治体の財政において許す限りにおいて給與をなすべきだというのが、今日に至りました途中で退職いたしました者は給與を貰わずに今日に至つたような次第であります。従つて只今におきましては、事情はとにかくといたしまして、法律上の事情はとにかくといたしまして、地方財政課と、國警の自治課と、大蔵省の給與局において話が進みましたようなわけで、更に大蔵省の主計局をも交えて財政的措置をしたいという、國において出したいというような考えを以て進んでおりますようなわけで、著々としてこれを実行しようといたしておるような次第であります。只今までのところは今のお話のごとくにまだ給與をできない。言い換えれば自治体でな

すならば直ちに給與できますけれども、國においては予算的措置が昨年からして取らなければなりませんから、從つて給與をしないというような状態でありますが、一日も早く給與したいと考えております。（拍手）

〔若木勝藏君発言の許可を求む〕

○議長（松平恒雄君）　若木勝藏君。

○若木勝藏君　本員はこの際、教育予算に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○中野重治君　私は若木君の動議に賛成します。

○議長（松平恒雄君）　若木君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。若木勝藏君。

〔若木勝藏君登壇、拍手〕

○若木勝藏君　私は教育予算の問題につきまして、政府に二三質問をいたしたいと思います。

六三予算を初め一般教育予算について、本國会ほど本会議或いは委員会等、各方面で賑かに論議された例はなかつたと思うのであります。そうして又現内閣ほど曖昧模糊とした答弁に終始して來た例も、これまで多く見ないところであろうと思うのであります。（「今の答弁だつてその通りだ」と呼ぶ者あり）即ち吉田首相は、六三制は発足するに当つて五年も十年もかかつて実施するつもりであつたと言い、又文部大臣は目下努力中であるとの答弁を繰返されたに過ぎなかつたのであります。目下努力中であるということの文部大臣のお言葉は、國会においても、又陳情團等に対しても、どのくらい繰返されたであろうということを私は想像いたしますときに、目下努力中であるということを繰返されたそのことに努力された御苦労が大きかつたのではあるまいかと考える次第であります。（拍手）その結果は遂に七千億を超える厖大なる予算において、六三建築費のごときは影も形も見せないという、全く國民の納得の行かないままに終つているのであります。我々國会議員としては、これを默視できないのであります。遂に四月二十六日には衆議院において、続いて二十八日には参議院におきまして、六三制完全実施に関する決議案が上程され、政府は全國民の悲痛な要請に應えて、六三制完全実施に必要な予算的措置を速かに確立すべきであるという趣旨の決議がなされたのでありますが、その際における文部大臣の発言は、やはり今後一段と努力を傾けて、これに必要な予算の獲得並びに六三制完遂のために必要なあらゆる方策を講じまして、本日の決議の趣旨に從い、御期待に副うように最善の努力をいたす決意でありますということで、努力以外には具体的な方策などは一向示されなかつたのであります。以來約一ヶ月を経過し、本國会も本日を以て終る段階に來ておるのでありますが、今以て政府から何らの方策も示されていないのであります。もとより六三制は、文化國家、平和國家の建設の基礎であるとして、國民は敗戦に直面したあらゆる苦難を超えて、これが完全実施に協力して來たのでありまして、政府の予算的措置を一日千秋の思いで待つているのであります。政府は速かにその方策を立て、自発的に國会の決議に應えるのが当然であると思うのでありますが、何らその挙に出ていないことについて、全くその誠意を疑わざるを得ないのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）すでに昭和二十四年度に入つてから二ヶ月を経過しております。國庫補助が零であるという下に、六三制実施をめぐつて幾多の悲劇と問題が起つているのであります。新聞の傳えるところによりますと、岡山縣の或る村では、村長が六三制教育の財源難に陥り、責任を痛感して自殺し、その後も村長の更迭、村会議員も辞職する始末で、岡山縣下だけでも町村長、町村会議員の辞職更迭した町村が二十余に及んでいるのであります。こうした例は全國に亘つて見られ、文部省に集まつたものを集計しただけでも、市町村長や助役の辞職した者はすでに百十二名に及び、リコールされた者二十六名、市町村議会が解散したもの十件となつているのであります。これは誠に由々しき問題でありまして、私はこの二月行われた文部委員の東北地方視察や北海道の実情から考えますときに、辞職問題、リコール問題等は今後続々として起つて來ることが想像に難くないのであります。一方、二百五十万に達する教室を持たない生徒たちは、廊下や物置、或いは馬小屋等の仮教室や、又は二部授業、三部授業の教授様式で悲惨な学習に追込まれている痛々しい事実は、幾多の新聞報道などで政府としても篤と御承知の通りであります。

次に、勤労青年にとつて唯一の勉学の機会を作る定時制高等学校費、育英会貸付資金の削減、更に通信教育の不整備等を考えますならば、我らに勉学の機会を與えよと叫びつつある彼らの向学の志に、政府は何を以て應えるつもりでありましよう。これは正に新憲法に保障されておる教育の機会均等を全く空文化するものであると言わねばならないのであります。又國立大学設置法が本國会を通過すれば、新制大学は僅かに九億の予算を以て六三三四制の最高学府として発足を見るのでありますが、これは八億を以て出発した六三義務制今日の悲運と轍を同じうするものであるとの予感を深くするものでありまして、今日学生ストに入つておる学校が百十余校に及んでいるのも、これに多大の関連を持つていることが看取されるのであります。教育の現状は正にかくのごとくであります。政府の施策が依然として今日の域に止まるならば、教育の崩壊は明日に差迫つた問題になると思うのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）一方青少年少女の犯罪は年を逐うて倍加の現状にあり、敗戦に直面したあらゆる苦難を忍んで、多額の税と多額の寄附を負担して協力して來た地方民の教育に対する信頼は地を拂うに至るであろうということを考えるときに、言い知れぬ不安を覚えるものであります。

私は以上の実情から、吉田総理大臣に次の点を伺いたいのであります。吉田総理は、一つの理想を以て六三制を発足された、言わば六三制の生みの親であります。それが二十四年度において、文部省の最低実施計画に基いて建築関係費だけでも國庫負担額百八億を要することになつている中に、未だ一文の予算も計上されずに今日に至つているため、ここに破綻の危機にさらされておることは前申述べた通りであります。この際、総理はこの危機打開のために、次の國会に補正予算を以てこれが実施に支障のないようにするお考えがあるかどうか。この点について確かなお答えをお願いしたいのであります。

次に大蔵大臣に次の二点を伺いたいのであります。その第一は、二十四年度の予算において、價格調整費が二千二十二億の厖大な額に上つておるのでありますが、これは専門家の見るところでは相当な額の余剰が出る筈だというのであります。この節約によつて生ずる剰余を教育費に振り向ける途を開き、教育の窮狀打開の資に充てるお考えがあるかどうか。第二には、新聞の傳えるところによりますと、アメリカ政府は、十二日、日本の工場施設を賠償として今後更に撤去することを一切中止することに決定と発表したということでありますが、これが決定的になつた場合には、二十四年度の予算に計上されておる賠償施設費二十六億六千三百万円は不用となると思いますが、この教育の現状に鑑み、この中から教育費に振向ける途をお考えになる意思がおありになるかどうか。

最後に文部大臣に次の諸点を伺いたいと思います。先ず第一に、教育予算の削減によつて起つている地方自治の混乱、学生ストの問題、教育の窮狀等について、その所管大臣としての所見を伺いたいのであります。（「責任を問

う」と呼ぶ者あり）第二番目に、文部省は当初六・三建築関係費として百八億の予算計画を立てたに拘わらず、今日それが零になつている現狀で、六・三制実施上如何なる方策をとられておるのであるか。（「親分にならなきゃ駄目だ」と呼ぶ者あり）第三番目には、傳えられるところによると、政府は公共事業費の枠内操作で十五億程度の建築関係費を考えているとのことでありますが、この程度の額では到底今年度の実施計画の実現が不可能と考えられるのであるが、文相はどう考えられるか。又可能な範囲の予算額獲得について文相のお考えはどうであるか。具体的にお答え願いたいのであります。（拍手）

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣（吉田茂君）　お答えいたします。教育の重要なことについては無論政府も同感であります。故に國家財政事情の許す限りにおいて優先的に予算的措置を講ずる考えであります。（拍手、「了承」「なつていないよ」と呼ぶ者あり）

〔國務大臣高瀬荘太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（高瀬荘太郎君）　お答えいたします。本年度の教育予算が非常に削減された結果といたしまして、教育上各種の支障を生じているということについての文部大臣の所感はどうか、こういうお尋ねであつたと思います。（「交渉中はどうした」と呼ぶ者あり）確かに予算が不足いたしますと、教育上当然十分の効果を挙げ得ないことは事実でありますし、いろ〳〵と支障が起きることも事実であります。併しながら私の見るところでは必ずしも只今おつしやいましたように、教育的な意味におきまして非常な支障を現在起しているという事実を知つておらないのであります。実際の実情につきましては、現在各方面の実情を調査いたしております。それから六・三制実施上の措置をどうするか、こういうことでありますが、確かに一部授業、それから仮教室等を消失させるための計画が十分できなかつたという点は甚だ遺憾であります。併しながら全然青空教室でなければできないというような実情にどの程度あるのか、文部省ではまだ十分に資料を持つておりません。（「当り前だ」と呼ぶ者あり）従いまして、今実情を調査いたしておりますが、一部授業、仮教室等でできるだけの措置を講じ、又授業時間の繰合せ等も考えなければならないかと、こういうつもりでおります。それから十五億円の公共事業費の枠内操作で以て六・三制の補助費を出した場合にこれで足りるか、こういう御質問でありましたが、無論文部省がかねて考えておりました計画から申しますと、甚だ不十分であります。併しながら御承知のように六・三制の建築完成につきましては、先ず文部省の計画を完全に実行いたしますのには、約一千億円くらいの金が要るだろうと思つております。従つて日本の今日の経済の実情から申しますと、これだけの仕事を完成いたしますのには、どうしたつて二年や三年でできることではないのであります。従つて計画の年度をどのくらいにするかということによつて毎年の予算額を決めるわけでありますが、十五億円ならば十五億円として、最も困つております実情にある方面の教室を先ず建築いたしまして、予算が増額できるに従いまして、漸次他の方面に手を延ばして行く、こういう計画で行くより外ないと考えておるのであります。従つて十五億円と雖も若しできましたならば、教育的には非常に有効に使えると考えております。（拍手）

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣（池田勇人君）　文教費の増額、殊に六・三制の問題につきまして、價格補給金或いは賠償撤去費等から節約をして出してはどうかというお話でございます。御承知の通り予算には價格補給金として二千二十二億組んでおりますが、爲替レートの三百三十円が三百六十円と相成りましたために、これによる不足額は二百数十億に上つておるのであります。私はこの二百数十億円の増加を既定経費の二千二十二億円から出すばかりでなく、尚この上とも節約いたしまして、適当な方法で使用いたしたいと考えております。その際に文教費は減税の問題と同様に考えて行きたいと思つております。又賠償撤去費の計上二十六億円につきましては、先般新聞に発表がありましたごとく、賠償撤去が中止に相成りまして経費が浮いて来ることになりますれば、他の費目におきまして節約し得る金と合せまして、これ亦減税或いは文教費の方に充てたいと考えております。（拍手）

〔中西功君発言の許可を求む〕

○議長（松平恒雄君）　中西功君。

○中西功君　本員はこの際、麻生石炭鉱業の復金融資監査についての國務大臣の答弁に関する緊急質問の動議を提出いたします。（「必要なし」「無用」と呼ぶ者あり）

○梅津錦一君　本員は中西功君の動議に賛成いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　中西君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君　麻生石炭鉱業の復金融資の監査に関しまして、実は商工大臣の答弁と大蔵大臣の答弁と、更に又商工省当局、大蔵省当局の各政府委員の答弁とは全く喰い違つておるのであります。而も喰い違つておるというだけでなくて、商工大臣に至つては衆議院の委員会においてこれが執拗に追究されておるにも拘わらず依然として間違つたことを強弁固持しております。このようなことが果して統一ある政府の態度として許されるかどうか。極めて大きな問題だと私は思うのであります。今日ここで麻生石炭鉱業のこの問題に関しまして少し簡單に内容を申上げ、更にその答弁について首相、商工大臣並びに大蔵大臣に質問いたしたいと思います。（「簡單々々」「ゆつくりやれやれ」と呼ぶ者あり）

復興金融金庫の融資が如何に出たらめに不正に使われておつたかということについては、すでに私の申上げるまでもないのであります。昭和電工以來、日本の國民はこの事実に対して非常に沢山なことを知つております。そのために國会においてもたび〳〵復興金融金庫に関する小委員会が持たれたり、或いは又不当財産取引委員会においても幾多調査されたところであります。この國会の要請に基いて政府は昨年末以來、石炭廳並びに大蔵省の理財局が中心になりまして、一億円以上の八十三の大口融資先の会社を可なり詳細に調査したのであります。この報告書は先だつて我々の手には復興金融金庫大口融資先監査資料その二ということになつて提出されました。ところが、この内容を個々に亘つて見ますと、例えば麻生石炭鉱業のごときは、この我々に渡された資料においては、復金融資先の融資の使い方において、例えば流用は認められずとか、いろ〳〵好いことがずつと書いてありまして、何ら問題なく書いてあるのであります。併し実はこの我々へ出された報告書は、これは元の調査官によつてなされた原調査書類であります。これは報告書となつて提出されておる。この報告書からピック・アップされたものであります。これは愛知銀行局長がはつきり申しておりますが、その原簿は原調査書とは可なり食い違つております。殊に麻生鉱業に関する点は非常に食い違つております。私はこの十九日わざ〳〵大蔵委員会において調査に行きました田中事務官を招きまして、詳細にこの調査についての質問を行いましたところ、例えば炭鉱住宅の建設狀態は僅か七割であるということ、或いは又特に田中事務官が調査いたしました特記事項といたしましては、麻生家の会計をその会社が取扱つております結果、昭和二十三年上半期に麻生家社長に対して、六百二十五万円の貸越戮を戮しております。而も年四分の利息を付する

ことになつておるが、実際は取つていない。その他、社外への貸付、即ちこういう流用は沢山列記されておりまして、田中事務官が結論において何を言つておるかと申しますと、「以上の仮拂金及び貸付金合計すれば三千十五万円に達する。而してこれら資金の出所については前記炭住資金、設備資金等についても、ほぼ明らかなるごとく、復金融資から直接流用されたものとは断定できないにしても、相当多額の復金融資を受けており、同社としてはかかる方面に資金を支出しておることは不穏当の措置と認められたので、その旨会社に対し一層の注意を與えて置いた。」こういうふうに書いてあるのであります。こういうことは我々に渡された資料においては全然隠されておるのであります。これは單に一廠生の問題だけでは済まない問題でありまして、このことが衆議院において、或いは参議院において非常に問題になつたのであります。ところが、この原資料を出すか出さないかという問題におきまして、一体商工大臣は何を答えておるかと申しますと、これは五月十一日の衆議院商工委員会において、川上委員の質問に対し、商工大臣は、最初お手許に差上げた以外にございませんことを申添えて置きます。彼はございませんとはつきり言つておる。そういう資料はありませんと言つておる。これはもう私は時間がかかりますので沢山は申しませんが、商工省の磯部説明員も、繰返して答弁いたしますが、そういう資料はございません。これはもつと後の委員会においても同じことが繰返されておる。ここに二三日前の委員会においでも商工大臣は依然としてそう答えておるのであります。これに対して、例えば銀行局長は、はつきりと別の答えをしております。十九日の大蔵委員会における私の質問に対して、大蔵大臣も、監査報告の大要は國会に提出した次第でありまして、私はまだ係官の報告書は見ておりませんが、ともかくもその大要を國会に提出しました。こう言つておるのであります。そういうものがあるということを、はつきり言われております。そうして又提出するとも言つております。併し未だに勿論これは提出されておりません。ともかくもこういうふうな事情になつております。これは國民が非常に重大な関心を持つたところの復金融資、國会が要請したところの調査、これに対してこのように無責任な、不誠意な処置がなされておつたところの要求に対しても、何ら誠意を持つて答えてない。而も飽くまでもこれを、うやむやに葬むろうとしておる。そこで時間もありませんので、最後に私は首相に、このように商工大臣は答えておる、大蔵大臣はこのように答えておる、このような不統一、いや單なる不統一ではない、無誠意な、嘘ばかり言つておる國務大臣が、果して國務大臣として勤まるかどうか、この点をはつきりお聞きしたいと思うのであります。第二番目に、商工大臣は依然として、私が田中事務官を招いてはつきり聞いたものを尚ここに否定されるところの勇氣があるかどうか、それをはつきりお聞きしたい。更に最後に大蔵大臣に対して、復金の調査なるものは、單なる復金資金だけを調べて、そうしてその他の経営全体を調べないでごまかしておつていいものかどうか。更に大蔵委員会において私に約束されたところのその資料の提出は、このままに終らんとする國会に提出されるのかどうか。されないとするならば、参議院の大蔵委員会は非常に大きな問題を持つわけであります。その点をはつきり答えて貰いたい。我々は出すかどうかをはつきりお聞きしたいと思うのであります。

更に、最後に、首相に対して、このような復金のこの調査、國民の非常な関心を持つておるこの調査に対して、かくも杜撰に、又隠蔽しようとするような態度で以て吉田首相、吉田内閣は今後なされて行くのかどうか、その点をはつきりお聞きしたいと思います。これを以て私の緊急質問といたします。（拍手）

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣（吉田茂君）　お答えをいたします。廠生石炭鉱業の復金融資については、不当な事実はないと承知いたしております。尚詳細については主管大臣からお答えいたします。（拍手、「名答弁」「何を言つているんだ、事実になつているんだ」「默つて聞け」「嘘言を言うな嘘言を」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣（池田勇人君）　廠生鉱業株式会社に対しまする復金の融資につきまして、問題が二つあるようでございます。その一つは、廠生鉱業株式会社から仮拂金の名目を以てその会社の代表者に相当の金額が行つておる。これは不当ではないか。併しこういう問題は……〔「それだけじやない」と呼ぶ者あり〕この問題は同族会社におきましては、代表者と会社との間に常にあることでございまして、〔「その通り」と呼ぶ者あり〕何も不思議な問題ではありません。併しこの金が復金の融資から直ちに廻つたということは、誰も証明できないのであります。〔「その通り」「そういう不当なことをやつているんだ」と呼ぶ者あり〕

第二の、資料を中西委員にお渡しする問題につきまして、大蔵委員会では私は必要なればお渡しするように研究して見たいとお答えいたしましたが、お渡しするとは答えておりません。尚こういう資料につきまして、役所にある官吏の出張報告書を、常に國会に出さなければならぬということになりますと、大変なことになるのであります。従いまして成規の手続がありますれば、その際に提出し得るよう善処したいと考えておりまするが、研究しなければ即答できません。こう答えておるのであります。

〔「了承」「分つた〳〵」「嘘つきがよく分つた」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣稲垣平太郎君登壇〕

○國務大臣（稲垣平太郎君）　お答えいたします。復金融資に関する監査の報告につきましては、先程中西君が言われました通りに、衆議院において私はお答えしたと今日も同じお答えを申上げる外はありません。

〔天田勝正君発言の許可を求め、中西功君「再質問」と述ぶ〕

○議長（松平恒雄君）　天田勝正君。天田君に発言を許しました。再質問の時間はありません。割当の時間は過ぎております。天田勝正君。

○天田勝正君　本員は賠償施設撤去中止に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○青山正一君　只今の天田君の動議に賛成いたします。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　天田君の緊急質問の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。天田君。

〔天田勝正君登壇〕

○天田勝正君　私は賠償施設撤去中止に関しまして、関係大臣の答弁を求めます。去る五月の十四日各新聞は、AP通信、UP通信等の特報を掲げまして、極東委員会の米國代表マッコイ少將の声明の要旨を掲げまして、米國は日本の平和産業の水準について制限すべきではない。國民生活の最小限の必要を満たすために、これら平和産業の復活を図るべきである。米國は今後日本からの賠償取立復活の如何なる提案にも反対すると強調いたしております。又別の報道を見ますると、米國の提案は極東委員会で大した抵抗なく承認されるであろうと傳えられておるのであります。この賠償撤去につきましては、一昨年の四月米政府の三割撤去の指令に基きまして、昨年十七軍工廠の撤去が始められまして、本年三月殆んど完了いたしておると存じております。この十七工廠の設備十万トン、その後の残が他の工廠になるか、或いは民間工場の三割撤去になるかは明確ではありません。併しながら二十四年度におきましては、一應五十万トンの撤

去を目標といたしまして、予算二十六億六千万円を計上いたしたのであります。仮に残軍工廠施設を全部撤去いたしましても、二十五万トンと概算されております。従つて残り二十五万トンはいやが應でも民間工場より撤去しなければならないので、若し五十万トン全部を民間工場から撤去するといたしますならば、日本経済復興に重大な影響を與えるものであります。この日本経済安定計画に重大な影響を持つところのこの発表については、政府におきましても重大な関心を持つて調査されておると存じます。従いまして次の諸点を明らかに発表して頂きたいのであります。

即ち十八日の読賣新聞を見ますと、中央社電として掲げられました呉の火力発電所の撤去中止、このことは一例でありますが、その他にも、かくのごとき指令或いは内示をすでに受けておるや否やという件であります。第二に撤去中止が眞実といたしますれば、本年度予算に計上されました二十六億六千三百万円、この幾らがこの予算に使われずして余るのでありまするかどうか。第三に、先程若木議員からも申されましたが、この剰余金は六・三制或いは災害復旧費、失業対策等に使用さるべきが当然と考えまするが、政府においては如何お考えになつておりまするか。以上の点を明らかに御答弁願いたいと存じます。以上を以て質問を終ります。（拍手）

〔國務大臣山口喜久一郎君登壇〕

○國務大臣（山口喜久一郎君）　天田議員にお答え申上げます。只今の御質問の対日賠償中間撤去中止の問題につきましては、政府といたしましても速かにこれが全貌を知り得たいということに、さように存じまして、今朝も司令部のセーフアー賠償部長のところに参りまして、でき得べくんば國会開会中に、國会を通じて発表いたしたいからということを申出た次第でありますが、全面的な発表は後一両日後になるのではないかというようなことでございます。従いまして政府といたしましては、只今お尋ねの呉工廠火力発電所云々の件等についても未だ発表の自由を持ち合せないのでありまするが、只今のところ軍工廠のうち二つの大きな設備に対する撤去作業中止の命令が口頭を以てなされておる次第であります。それ以上の発表はこの際控えるのが適当かと思う次第であります。（「答弁簡単でよろしい」と呼ぶ者あり）従いまして御指摘の二十六億六千三百万円と申されましたが、賠償撤去維持管理費は二十五億八千万円程度でありますが、これがどれだけの節減をされるかということは、將来に残された問題でありまして、政府といたしましても、あらゆる努力を拂つて成るたけ多くの余剰予算を生ずるようにいたしたいと、かように思つておる次第であります。若し幸いにして政府が意図するがごとく相当額の金が残つたといたしますならば、これは改めて、只今のお説のごとく六・三制の問題であるとか、公共事業費であるとかいうような方面に、國会を通じて御協賛を得る機会の速かならんことを、政府当局も熟望しておるような次第であります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　日程第二十二、臨時鉄くず資源回収法案（内閣提出、衆議院送付）を議題に供します。先ず委員長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

臨時鉄くず資源回収法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

臨時鉄くず資源回収法案

臨時鉄くず資源回収法

（目的）

第一條　この法律は、鉄鋼業その他鉄くずを原料又は材料として使用する産業の回復及び振興に必要な鉄くずの供給を確保することを目的とする。

（くず化物件の指定）

第二條　通商産業商工大臣は、鉄又は鋼（鋼を主要な成分とする合金を含む。以下同じ。）を主要な材料とする物件（國有の物件を除く。）で、左に掲げるもののうち、現に本來の用途に供せられていず、且つ、將來もその見込のないものの全部又は一部をくず化物件として指定することができる。但し、第二号の物件については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

一　建造物

二　艦船

三　機械、器具、設備又は装置

四　車両

2　前項の指定は、同項の物件を鉄くずとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合でなければ行うことができない。

3　通商産業商工大臣は、第一項の指定をしたときは、直ちにその物件の名称、所在地、所有者又は占有者の氏名その他省令で定める事項をその物件の所有者及び占有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三條　前條第三項の規定による通知があつたときは、その物件の所有者又は占有者は、第十二條第一項の規定による命令による場合の外、その物件につき譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更してはならない。但し、省令の定めるところにより、通商産業商工大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（異議の申立及び利害関係人の意見）

第四條　くず化物件の所有者、占有者又はこれにつき担保権を有する者は、第二條第一項の規定によるくず化物件の指定に異議があるときは、同條第三項の規定による公告のあつた日から四十日以内に、通商産業商工大臣に異議を申し立てることができる。

2　通商産業商工大臣は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、八十日以内に、くず化物件審議会にはかつて決定しなければならない。

3　前項の期間内に異議の決定がないときは、その申立を容認する旨の決定があつたものとみなす。

4　通商産業商工大臣は、第二項の規定により異議の申立を容認する旨の決定をした場合又は前項の場合には、直ちに指定を取り消し、又は変更し、且つ、その旨を公告しなければならない。

第五條　前條第一項の規定による異議の申立があつたときは、そのくず化物件の利害関係人は、省令の定めるところにより、くず化物件審議会に出席して、そのくず化物件の指定の当否に関し意見を述べることができる。

（くず化物件審議会）

第六條　通商産業商工省にくず化物件審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第七條　審議会は、第四條第二項○及び第十二條第四項○に規定するものの外、通商産業商工大臣の諸問に應じ、左に掲げる事項を調査審議する。

一　くず化物件の指定の基準に関する事項

二　くず化物件の解体を促進する方策に関する事項

三　前各号の外、くず化物件に関する重要事項

2　審議会は、くず化物件に関する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第八條　審議会は、会長一人及び委員十五人以内をもつて組織する。

第九條　審議会の会長は、通商産業商工大臣をもつて充てる。

2　審議会の委員は、関係各庁の職員、学識経験のある者、鉄くずの

集荷又は販賣を業とする者及び鉄くずの需要者の中から、商工大臣が委嘱する。

第十條　審議会の委員は、予算に定める金額の範囲内において手当及び旅費を受けるものとする。

第十一條　この法律に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は省令で定める。

（商工大臣の命令権）

第十二條　通商産業商工大臣は、経済安定本部総裁が定める方策に基き、左の事項に関して、必要な命令をすることができる。

一　くず化物件の割当、譲渡若しくは引渡又は譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

二　くず化物件の解体によつて生じた鉄くずの割当、配給、譲渡若しくは引渡又は使用、譲渡若しくは引渡の制限若しくは禁止

2　政府は、政令の定めるところにより、前項第一号に掲げるくず化物件の譲渡又は引渡に関する命令により生じた損失を補償する。（損失を受けた者に対し、その）

3　前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

4　第二項の規定による補償の金額は、通商産業大臣が大蔵大臣に協議して、審議会の意見を聴いて定める。

5　前三項に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、省令で定める。

36　第一項の規定による命令をする場合における担保権の処理その他必要な事項は、政令で定める。

（報告、検査）

第十三條　通商産業商工大臣は、くず化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要があると認める事項につき、報告を命ずることができる。この場合において、報告を命ぜられた者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、商工大臣は、その職員にその者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、業務の状況又はくず化物件若しくは鉄くず、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（罰則）

第十四條　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三條の規定に違反した者

二　第十二條第一項の規定による命令に違反した者

2　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十五條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十四條第一項又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年五月六日から施行する。

2　この法律は、昭和二十七年五月六日にその効力を失う。

3　前項の時までにした行爲に対する罰則の適用に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

（小畑哲夫君登壇、拍手）

○小畑哲夫君　臨時鉄くず資源回収法案についての審査の経過並びに結果について御報告を申上げます。

御承知のように、鉄鋼の増産は我が産業の回復及び輸出の振興にとつて極めて重要であるのであります。鉄鋼増産の隘路の一つになつておる鉄くずの供給を確保するために、戦災を受けた建築物、沈没した艦船等を可及的速かに、鉄くずとして供給する必要がある。これが本法案提出の理由でありますが、この鉄くず確保の目的を達成する一方、財産権保護の建前から、法制上特に留意されるところは次の三点であります。

第一に、建造物、艦船、機械、器具、設備等で、現に本來の用途に供せられていず、且つその將來もその見込のないもので、鉄くずとして利用することが國民経済上最も有効であると認められる場合、これをくず化物件として指定すること。第二にくず化物件処理に関する重要事項を調査審議する商工大臣の諮問機関であると共に、くず化物件の利害関係人から異議の申立があつたとき、これを聴く、くず化物件審議会を設置すること。第三に、商工大臣は、くず化物件の割当、譲渡若しくは引渡し又は譲渡若しくは引渡しの制限乃至禁止について、必要な命令をすることができるが、命令に関して生じた損失は國が補償すること。以上の三点であります。

尚、本法即ち衆議院送付案は、御承知のごとく修正が加えられております。その主なる点は、第十二條第二項の損失補償に関する事項でありまして、政府原案によれば、補償の方法を政令によつて定めることになつておりますが、修正案によりますと「政令により」を削除して、通常生ずべき損失と規定し、補償金額は通商産業大臣が大蔵大臣と協議し、くず化物件審議会に諮問した上で定めることになつております。その他の修正点は法制技術上及び字句上の修正でございます。

次に質疑應答について申上げますが、詳細は速記録に譲るといたしまして、質疑の重点は、第一にくず化物件適用の範囲、第二点は損失の補償と予算の関係、第三点といたしまして、統制方式及び價格対策、第四点は罰則規定が過重ではないか等に集中せられましたが、これに対して政府側からそれぞれ適当な答弁がございました。その他鉄鋼問題全般に亘り、可なり突込んだ質疑應答があり、慎重なる審議の後、討論に入りましたところ、先ず田中委員より社会党を代表いたしまして、本法は窮極において中小工業を圧迫するものであるとの反対意見の開陳があり、共産党を代表して細川委員より、本法によれば第一に、中小企業の犠牲を強いて、大企業に國家が奉仕するものであり、第二に、くず化物件審議会は独裁的色彩を多く包蔵し、第三に、政府の強化政策により辛うじて集積されたくず鉄が、國内用に使用されずして、外國資本に充当せしめられるのは遺憾であると、同じく反対意見が開陳せられました。これに対して玉置委員より、將來の鉄鋼増産の必要性から本法には賛成であるが、法案中には委任事項が多いから、本法運営に当り、政府としては十分にその点留意されたいとの賛成意見の開陳があり、次いで山田、小杉両委員より、本法における罰則規定が過重であるから、本法施行の際、くず化物件所有者をして恐怖の念を抱かしめないように万全の策を講ずることを要請して本法に賛成であると、同じく賛成意見が開陳せられました。

かくて討論を終り、採決の結果、本衆議院送付案は多数を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本案に対し討論の通告がございます。栗山良夫君。

（栗山良夫君登壇、拍手）

○栗山良夫君　私は只今上程になりました臨時鉄くず資源回収法案に対しまして、極めて簡単に反対の意見を申述べたいと思うのであります。

先ず第一点は、この法案が戦時中の総動員法の匂いがぷん〳〵するということであります。憲法の第二十九條には「財産権は、これを侵してはならな

い」とはつきり書いてあります。然るにいろ〳〵と中に法案の立法上の綾がございますけれども、流れておる根本精神はこれを見逃すことができないという点であります。次に政府の説明によりますと、本年度の鉄鋼計画生産のために、くず鉄のいろ〳〵回収計画がありますが、その中で本法案によつて回収せんとするくず鉄は四十万トンであると説明をせられたのであります。私はこの四十万トンのくず化物件を集めることに対しまして、建造物、艦船その他いろ〳〵のくず化をいたしますためには、相当多額の費用を要するのでありまして、只今熔解用の鉄くずが二千百円前後でありますが、こういうような低い價格で以て到底回収はでき得ないと思うのであります。従いまして四十万トンの回収は、本法案の骨子になつておりますところの國の強権を発動することなしに、業者との間の「所有者との間の自由交渉によつて集め得ると説明をされましたけれども、恐らく不可能だろうと思うのであります。この相当多額のくず化を要するところの費用を國家が当然十分に補償しなければ、自由交渉によつては集め得ないと思うのでありますが、私共の委員会における質問によりますると、政府の御答弁では何らこの補償に対する予算的措置がとられていないのであります。四十万トンを回収するのには自由交渉によつて取り得るから予算を出さなくてもよろしい。強権の発動をする必要ない。こういう説明でありました。併し仮に予算がありましても、現在の國の支拂状況は極めて悪いのであります。未拂が業者を極めて鋭く圧迫している現状であります。従いまして予算があつても、なか〳〵自由交渉はうまく行かないと思うのでありますが、予算がないのでありますから、当然これはうまく集まらないと思うのであります。従つて本法はいよ〳〵最後の手といたしまして強権発動をすることは先ず間違いないと思うので、その強権発動に対しまして、私は全く納得のし得ない一点があるのであります。それは第二條によりまして、商工大臣はくず化物件を指定することができます。そうしてその指定に対しまして、第三條によつて、通知がありましたときに、その所有者は「その物件につき譲渡その他の処分をし、又はその形質を変更してはならない。」とはつきり書いてあります。又十三條には「くず化物件若しくは鉄くずの所有者、占有者、若しくは需要者又は鉄くずの集荷若しくは販賣を業とする者に対し、鉄くずの需給調整上必要あると認める事項につき、報告を命ずることができる。」と書いてあります。この指定をし、そして報告をさせる。更に譲渡その他形質の変更を禁止をすることができる。そしてこれに違反した者に対しては驚くなかれ罰則といたしまして、「十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と書かれているのであります。私は総動員法的な匂いの強いこの法案において、而も國家が、所有者が喜んで出し得るような予算的措置もないのにこの強権を発動し、而もこのような重罪を科することは怪しからんことではないか、余りにも重過ぎはしないかという質問をいたしたのでありますが、これに対して政府の答弁は、関係法案と横の連絡を取つて法務廳が大体お決めになつたのでありまして、商工当局としてはこの刑の決め方には余り関係しておりませんという答弁でありました。私はこれ程不可解な答弁はないと思うのであります。この前、私は労働関係の法案が出ましたときに、いわゆる労働者を搾取するところの中間的な労働ボスに対しましての取締の罰則が余りにも緩いので説明を聞きましたときに、これと同じような答弁を当時の労働関係の係官は説明をしたのであります。私はこういうような点から考えましても、本案は実に隙だらけの法案であります。もう少し推敲を加えて提出されるべきものだつたと思うのであります。以上が反対の中心であります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　日程第二十三、配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

配炭公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字は衆議院修正）

配炭公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法の一部を改正する法律

配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石炭及びコークス（半成コークスを含む。以下同じ。）並びに別表第一に掲げる亜炭及び亜炭コークス（以下指定亜炭という。）」を「石炭及びコークス（別表第一に掲げる石炭及びコークスを除く。以下同じ。）」に改める。

第十三條中「石炭、コークス又は亜炭」を「石炭又はコークス」に改める。

第十五條第一号中「石炭、コークス及び指定亜炭の一手買取及び一手賣渡」を「石炭及びコークスの買取及び賣渡」に改める。

第十六條第一項中「石炭、コークス又は指定亜炭」を「石炭又はコークス」に、「生産業者から」を「生産業者からのみ」に改め、「すべての」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて指定する放置炭については、この限りでない。

第十六條第二項中「前項に掲げる物資」を「石炭又はコークス」に、同條第三項中「前二項」を「前三項及び第七項」に、同條第三項及び第四項中「石炭、コークス又は指定亜炭」を「石炭又はコークス」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

配炭公團は、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて指定する者以外の者に、その買い取つた石炭又はコークスを賣り渡してはならない。

第十六條に次の二項を加える。

配炭公團は、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて指示する荷渡場所において石炭又はコークスの荷渡を行わなければならない。

主務大臣は、石炭又はコークスの需給の狀況が改善されたと認めるときには、経済安定本部総務長官の承認を受けて、配炭公團の業務を縮少することができる。

第二十一條第二項及び第三項中「石炭、コークス又は指定亜炭」を「石炭又はコークス」に改める。

第三十二條第一項中「昭和二十四年七月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時」を「昭和二十五年四月一日（昭和二十五年四月一日以前において第七條第一項の規定による経済安定本部総務長官の解散の命令があつたときは、その時）」に改め、同條第二項中「配炭公團は、」の下に「第七條第一項の場合を除き、」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

第一條第一項の規定による石炭及びコークスは、左の通りとする。

一　無煙炭（國内産のものに限る。）

二　せい石

三　微粉炭（洗でん微粉炭を含む。）

四　発熱量四、〇〇〇カロリー以下の石炭（常磐炭及び本土炭については発熱量三、七〇〇カロリー以下、宇部炭については発熱量三、五〇〇カロリー以下のものとする。）

五　半成コークス（國内産のものに限る。）

六　含有灰分三〇パーセント以上のコークス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、別表第一の政正規定中第四号に係るものは、昭和二十四年七月一日から施行する。

〔小畑哲夫君登壇、拍手〕

○小畑哲夫君　只今議題となりました配炭公團法の一部を改正する法律案の商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本法案の提案の理由について申上げます。配炭公團の組織、機構及び業務運営を今後如何に取扱うかという問題に関しましては、かねてから各方面に種種論議を交されていたものでございます。先きに本年三月末を以て配炭公團法の有効期間が満了いたしました際には、その取扱い方に関しまして、未だ結論を得ませんでしたので、差当り六月末まで有効期間を延長し、その後政府において種々研究した結果、最近における経済情勢の変化並びに統制の整理及び企業の合理化に対する強い要請等に鑑みまして、公團のような本來臨時的性質を持つ独占機構は成るべく早い機会に廃止することが望ましいのでありますが、他方、一挙に公團を廃止するような急激な改革は、産業経済並びに國民生活に及ぼす影響が余りに甚大でありますので、有効期間を更に延長すると共に、現状においてでき得る改正を行い、配炭能率の向上を図り、全面的廃止への線に近づける趣旨の下に本案の提案となつた次第です。

次に本法案の内容を簡単に御説明申上げます。改正の主なる点は以下申上げます四つの点でございます。

先ず第一点は、公團の有効期間の延長でございます。配炭公團は他の配給公團と同様に存続期間を一年と限定されておりましたので、本年三月末で期限が満了しましたが、先に述べました諸般の事情により、差当り先般本年六月末まで延長されたのであります。併しながら現在尚一挙廃止の時期に当りませんので、今回の改正においては公團の機構及び業務に所要の改革を行なつた上で、更にこれを來年三月末まで延長することにしたことでございます。但しこの度の改正は從來と比較しまして、期限の再延長を考慮せず、而も需給状況が改善されたときには、來年三月末以前においても経済安定本部長官の命令によつて解散又は業務の縮小をなし得るとした点が異なつておるのであります。

次に第三点としましては、公團の取扱品目の縮小でございます。從來配炭公團は石炭及びコークスの全部を一手買取販賣をしておりましたが、今度の改正案では無煙炭、褐石、微粉炭、四千カロリー以下の低品位炭、（但し常磐炭及び本土炭については発熱量三千七百カロリー以下、宇部炭については発熱量三千五百カロリー以下のものとする）及び半成コークス、灰分三〇％以下の低品位コークスについては本法案施行と同時にこれを公團取扱品目より除外し、これら除外品目に対しては差当りフリー・クーポン方式による統制に移行しようとする点でございます。併しながら前述の四千カロリー以下の低品位炭につきましては、取扱除外の影響が大なるため、販賣機構の整備その他諸般の準備のため猶予期間を設け、七月一日から施行することとなつております。

次に第三点といたしましては、配炭公團は從來山元より最終需要者までの配給業務を全部直営して來たのでありますが、この度の改正により、需要者に対する配給業務に卸賣業者及び小賣業者を設けて、これに任せることにした点でございます。即ち海上輸送のものにつきましては需要地沖積、鉄道直通輸送のものにつきましては着駅貨車乗りにおいて卸賣業者に賣渡すようになつています。

第四点といたしましては、配炭公團は以上申述べましたような販賣業者の設定に伴いましてその業務を極力整理縮小して參ることになるのでありまして、民間の販賣機構が整備されて全面的に活動を開始いたします際には、輸出及び特需向を除き原則として需要者に対する直賣を止めることといたしたのであります。配炭公團の地方機構は、積出しを担当する支團と、配給を担当する配炭局とに大別されますが、只今申上げました業務縮小に伴いまして配炭局の機構が原則として廃止されることになるのでございます。

次に質疑應答の内容を簡単に申上げます。先ず政府原案において四千カロリー以下の低品位炭、無煙炭、褐石等を公團取扱品目より除外した根拠については、需給バランスの改善と、これら品目の貯炭の増加による公團の資金難とを挙げています。次に衆議院修正案により低品位炭の取扱範囲を拡大した場合の取扱に対しては、政府は善処し得る旨の答弁がありました。又経済界の現状において、低品位炭の一部を取扱品目より除外することは中小炭鉱を瀕死の境地に陥れることになり、延いては多数従業員の生活に脅威を與えることになるが、これに対する政府の施策はどうかとの質問に対し、政府はできる限りの行政措置を講じ救済に努力する旨の答弁がありました。その他種々熱心な質疑應答がありましたが、詳細は速記録に譲り省略させて頂きます。次いで討論に入りましたところ、玉置委員及び小杉委員より賛成の旨の発言があり、田中、島両委員よりは社会党を代表して発言があり、衆議院修正案の緩和措置は賛成であるが、それでも尚七十炭鉱、一万一千人の中小炭鉱従業員を窮地に陥れるから本案に反対するとの発言があり、又細川委員より、共産党として、大炭鉱も中小炭鉱も同様に取扱つて、おの〳〵の持味を活かすことなく、一部の中小炭鉱を犠牲とする本案には反対する旨の答弁がありました。かくて採決いたしましたところ、多数を以て衆議院送付案を可決すべきものと決定した次第であります。以上で委員会における審査の経過並びに結果について御報告を終ります。

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本法は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　日程第二十四、社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案

社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律

社会保險診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第七條に次の一項を加える。

2　基金が前條第一項の規定によつてなす登記、及び基金がその事務

所の用に供する建物又は土地の権利の取得若しくは所有権の保存のためになす登記には登録税を課さない。

第十三條第一項第一号を次のように改める。

一　各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね一箇月半分に相当する金額の委託を受けること。

第十三條第一項第三号を次のように改める。

三　診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

第十四條を次のように改める。

第十四條　基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、従たる事務所ごとに、審査委員会を設けるものとする。

2　審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、各〻七人以下の同数を幹事長が委嘱する。

3　前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者についてはそれぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については都道府縣知事の推薦により、行わなければならない。

第十四條の次に次の五條を加える。

第十四條の二　基金の従たる事務所の幹事は、審査委員会に出席して、審査に関して意見を述べ、必要ある場合には、審査の内容につき説明を求めることができる。

第十四條の三　審査委員会は、診療報酬請求書の審査のため必要があると認めるときは、都道府縣知事の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2　前項の規定によつて、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、基金は、定款の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

第十四條の四　前條第一項の規定により審査委員会の要求があつた場合において、診療担当者が、正当の理由がなく、出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提出を拒んだときは、基金は、都道府縣知事の承認を得て、その者に対して、診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

第十四條の五　審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者は、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

第十四條の六　前五條に定めるものを除く外、審査委員会に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十五條の次に次の三條を加える。

第十五條の二　基金は、事業年度ごとに、その事務の執行に要する費用について、収入支出の予算を調整して、厚生大臣の認可を受けなければならない。予算を更正又は追加したときも、同様とする。

2　予算の定めた各款の金額は、他の款に流用することができない。

3　予算に定めた各項の金額は、理事会の議決を経て、流用することができる。

第十五條の三　基金は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収入支出予算に計上しなければならない。

2　予備費は、定款をもつて定めた費途以外の費途に充てることはできない。

第十五條の四　基金において、毎事業年度所属の収入金を収納し、又は毎事業年度に属する経費を精算して支出するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

第二十三條第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二　審査委員若しくは幹事又はこれらの職にあつた者が、診療報酬請求書の審査に関して知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密を故なく漏らしたときは、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君　只今議題となりました社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案に関する厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本法案の提出の理由及び内容について簡単に申上げます。社会保険診療報酬支拂基金法は、昨年八月第二國会におきまして制定せられ、実施いたされまして、現在に至つたものであります。その後の実績に徴しますると、診療報酬支拂資金の潤沢化と、診療報酬請求書の審査の適正化を期して、基金本来の目的を完遂する必要を認められるのであります。ここにおきまして基金が各保険者から委託を受ける診療報酬支拂資金の一ヶ月分を一ヶ月半分に増額いたしますると共に、診療報酬請求書審査委員会の委員に社会保険に関する学識経験者を加えまして、委員を増員し、且つ診療報酬請求書を提出いたしました診療担当者に対しまして、一定の書類を提出せしめ、又出頭説明を求め得る等の権限を認めまして、診療報酬請求書の審査の適正を期する等の改正を図ろうとするものであります。

以上が本改正案の内容でありますが、本改正案は衆議院先議でありまして、衆議院におきまして本改正法律案の附則におきまして五月一日施行となつておりますものを、六月一日よりこれを施行すると修正せられて本院に送付せられたものであります。

本改正法案に対しまする政府委員との質疑應答の主なるものを一、二申上げますると、基金法制定以来その実績を見ますると、診療報酬請求金の支拂が今日依然として遅延いたしておりますが、その遅延している原因はどこにあるか、その理由はどこにあるかという質問に対しまして、診療報酬の支拂の遅延は専ら保険料の滞納と予算の不足である。昨年度は予算編成の当初に予想しなかつた程医療給付が増大いたしましたためであるが、支拂促進については十分に考慮すると答弁がありました。又今度の改正によりまして、一月分の基金を一月半分といたしましても、それは多少の効果はあるにいたしましても、現在診療費が膨貨しておりますので、従来と同じような結果になるような虞れはないかとの質問に対しまして、本年は三月、四月が相当高額でありました。その高額になりました分の一月半分を委託することとなりますから、何とか実施の上において相当の改善が加えられるとの答弁がありました。又診療報酬請求書を審査し、その支拂の実権を持つておるところの審査委員会に診療録その他必要なる帳簿書類の提出を求め、且つその当該診療担当者に出頭説明を求める権限を與えることになりましたが、而もそういうことをいたしまして、更にその提出いたしました診療録や帳簿書類等の記載に不備又は不当な点があつたような場合におきまして、それを理由といたしまして、出頭いたしました者に対する旅費、日当、宿泊料の支給をしないというような処置、権限を與えておるのであります。これは余りにも苛

酷ではないかという質問に対しまして、政府は、最初はこうした規定を挿入することを認めなかつたのでありますけれども、この改正案を提出するに当りまして公聴会を開きました場合に、その公聴会におきまするところの意見として強く要望せられたので、その公聴会の意見を取入れたものである。併し質問者の指摘いたしましたような弊害に陥らないように運用上においては十分の注意を拂うの答弁がありました。更に診療報酬の支拂を請求書を出しました翌月の二十五日までといたしておるのでありまするが、このように請求書を提出いたしましたその翌月の二十五日までに支拂うということは日本だけでありまして、世界にその例がないのである。それは事実上はそういう法律を作つても実行が不可能に陥るのではないか、從つてこれを実際に行い得られるように翌々月の二十五日としてはどうか、更に又そういうようにいたしまして、支拂請求書を出して診療報酬金を受取るまでの間に時日を要しますから、そういう場合におきましては、請求書を出しましたその金額に相應いたしまして、何割かを事前に先渡しをするような方途を考えてはどうか、こういうような質問がありましたに対しまして、政府では、その点は今後十分に研究し、考慮を進めて行くとの答弁がありました。かくいたしましてその他の多くの質疑應答がありましたが、それは速記録に讓ることにいたします。

質疑を打切りまして討論に入りましたところ、中山委員より、本改正法案は、社会保険経済の窮迫せる実情と本法運営の実績に鑑みて今日修正を要する点も多々あるのであるが、諸般の事情も多々あるので、改正法実施後の基金の運用に十分注意を拂い、基金制度の目的たる迅速適正な審査と順調な支拂が行われるように強く要望して、そうして本案に賛成する旨が述べられたのであります。更に谷口委員その他の委員からも大体同様の希望意見が強く述べられた次第であります。かくて討論を打切りまして採決に入りましたところ、全員一致を以ちまして衆議院の送付案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本案に対し討論の通告がございます。中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君　日本共産党はこれに反対であります。

これを通すと、良い医者が非常に困り、又診察を受ける労働者が非常に困る。何故かというと、この案のもくろみは、こういうところにある。今現に政府が医者に支拂うべき金が赤字だと言つて、七億溜つておる。それで医者の方では今年一月までの金さえも受取つていない者があります。それだから神奈川縣の医師会あたりでは、これまでの政府支拂の滯りを五月一ぱいによこさなければ、六月一日から仕事をしないということを言つておる話もある。だから、これは逆にしなければならない。政府は早く赤字を拂つてしまう方がよい。ところが政府は七億の未拂を拂わないばかりか、こいつをもつと削ろうとしている。医者の方から請求書が來たら、請求書が正しいかどうかをよく調べて、罰則までも拵えて成るべく金を拂うまいとする。そういうことの理由を政府はどう言つておるかというと、大体この頃医者の所へ來る労働者が非常に殖えて來た。それから賃金の割合に薬の値段は高い。医者は悪いことをやる。それだからそういうふうにしなければならんと言つておる。これは皆逆にしなければならぬ。これは薬の値段に釣り合うように賃金を上げなければならぬ。それから医者は闇をやらなくてもどん〳〵診療できるようにこれに金を拂わなくちやならない。それですから、どうしてもこの社会保険診療制度というものを全面的に動かすためには、今政府がこうやつて改悪をして、そうして罰則を強めるとか、それから支拂うべき金を支拂わないで、却つて金をしぼつて行く、金を出すまい出すまいとやることになれば、結局仕方がないので良い医者はもう滅びてしまう。併し政府は医者からどん〳〵税金を取るが、金は拂わない。そうして良い医者は悪い医者にならざるを得ない。悪い医者になれば、これは診療を受ける労働者が非常に困る。日本にとつて極めて大事な労働力が滅びの方向へ向つて行く。こういうことをやつちやならない。これは二、三日前に我々がこの参議院でいろ〳〵な問題を討議し、そうして決議等もしておりますが、教育の問題等もこういうものが関係しております。どうしてもこれは良い医者を救う方向へ持つて行かなければならぬ。良い医者をどん〳〵救つてそれによつて労働者がどし〳〵診療を受けられるというふうに持つて行かなければならぬ。そのために、金を削るのではなくて、出すことにせねばならぬ。この罰則は止めなくちやならぬ。これはヒポクラテスの道であり、甲斐の總本の道であり、日本共産党の道である。悪い医者がなくなつて良い医者が殖えて労働者が助かる。日本の労働力がその生産性をうんと高める。ここへ行かなければならぬ。日本がここへ行くためにこういう悪い法案には我々は反対をする。

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第四十一、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件、日程第四十二、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

（別表）

名称	位置
長崎通商事務所	長崎縣（長崎市）
四日市通商事務所	三重縣（四日市市）
清水通商事務所	静岡縣（清水市）
小樽通商事務所	北海道（小樽市）
函館通商事務所	北海道（函館市）

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

神戸繊維製品検査所廣島支所
神戸繊維製品検査所岡山支所
神戸繊維製品検査所久留米支所

（――は衆議院不承認）

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件

繊維製品検査所令（昭和二十三年政令第三百三十七号）に基き、別表に掲げる位置に新たに繊維製品検査所の支所を設置する必要を生じたので、これらの設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定により國会の承認を求める。

（別表）

区分	位置
神戸繊維製品検査所尾道支所	廣島縣（神邊町）
神戸繊維製品検査所今治支所	愛媛縣（今治市）
神戸繊維製品検査所岡山支所	岡山縣（岡山市）
神戸繊維製品検査所久留米支所	福岡縣（久留米市）
桐生繊維製品検査所足利支所	栃木縣（足利市）
桐生繊維製品検査所松本支所	長野縣（松本市）
桐生繊維製品検査所加茂支所	新潟縣（加茂町）
名古屋繊維製品検査所濱松支所	靜岡縣（濱松市）

〔小畑哲夫君登壇、拍手〕

○小畑哲夫君　只今上程されました二件について御報告申し上げます。

先ず通商事務所の設置に関し承認を求めるの件と申します内容は、件名の示すように主要通商港に通商事務所を設けたいというのであります。從來通商に関する地方行政機関としては、貿易廳地方貿易事務局及びその出張所分室がありましたが、これらは今回の通商産業省設置に伴い、通商産業局に統合されることになりました。併しながら管理貿易の現状におきましては、地方通商行政は、通商物資の積出、引取等、現地港湾において処理しなければならぬ特殊な專門的通商業務が多く、地理的関係等から申しましても、通商産業局所在地においてはこれらの業務を円滑に処理することができませんから、通商産業省設置法におきましても、通商事務所を設置し得ることになつておりますので、現地港湾における通商事務の円滑な処理を図るために主要通商港たる長崎、四日市、清水、小樽及び函館の五ケ所に通商事務所を設置する必要がありますので、その設置の承認を國会に求めるものであります。本委員会におきましては、本件に関し慎重に審議いたしました後、討論採決の結果、全会一致を以ちまして承認すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申上げます。

次に繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件、この内容は、やはり件名の示すように繊維製品検査所の支所を設けたいというのであります。從來繊維製品検査所は輸出人絹、絹織物の依頼検査を行なつておりましたが、輸出品取締法の規定に基いて新たに輸出繊維製品の検査を実施することになりましたので、依頼検査の受験者の便宜を図ると共に、業務の円滑且つ迅速な遂行を図るために、神戸繊維製品検査所の廣島、今治、岡山、久留米支所、桐生繊維製品検査所の足利、松本加茂支所、及び名古屋繊維製品検査所浜松支所と、八ケ所に検査所の支所があることが必要でありますので、その設置の承認を國会に求めるものであります。以上が政府原案でありましたが、衆議院において、支所増設は最小限度に止めるべきだとの見地から、神戸繊維製品検査所の廣島、岡山及び久留米の三支所は削除せられたのであります。本委員会におきましても関係政府委員の出席を求め、衆議院送付案につきまして慎重に審議いたした後、討論採決の結果、全会一致を以て承認すべきものと決定した次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決いたします。委員長報告の通り両件に承認を與えることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。よつて両件は委員長報告の通り承認を與えることに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後四時十五分休憩

午後五時二十三分開議

○議長（松平恒雄君）　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。水橋藤作君より通信委員を、千葉信君より労働委員を、それぞれ辞任いたしたい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として通信委員に千葉信君を、労働委員に水橋藤作君を指名いたします。

○議長（松平恒雄君）　日程第十七、農地調整法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農地調整法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十一日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

農地調整法等の一部を改正する等の法律案

農地調整法等の一部を改正する等の法律

第一條　農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ズ

一　前項ニ掲グル權利（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）ヲ取得セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ガ當該權利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノト認メ得ザル場合

二　前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルコトニ因リ其ノ者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ面積ノ合計ガ自作農創設特別措置法第三條第一項第三號ノ面積（同條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）ヲ超エル場合又ハ此等ノ者ヲ所有シ若ハ耕作若ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地若ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ同法第四十條ノ二第一項第三號ノ面積（同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）ヲ超エル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケテ當該權利ヲ取得セントスル者ノ營ム耕作又ハ養畜ノ業務ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク

三　前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ

北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三段歩ヲ基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セザル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四　農地、採草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトヲ目的トシテ設定セラレタル地上權、永小作權、賃借權又ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ有スル者ガ當該土地ヲ轉貸セントスル場合但シ轉貸セントスル者ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作、採草又ハ放牧スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時轉貸セントスル場合ヲ除ク

五　其ノ他前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトニ因リ當該土地ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ來スコト明ナル場合都道府縣知事第一項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ耕作以外ノ用ニ供スル爲五千坪ヲ超ユル面積ノ農地ニ付同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條に第六項として次の一項を加える。

第一項及前二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル同法第十六條ノ規定又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第三号中「農地」を「前條第一項又ハ第六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該許可ニ係ル農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキ（同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム）ハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條に第四項として次の一項を加える。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採草若ハ家畜ノ放牧又ハ農地ノ開墾若ハ農地ノ開墾ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間滿了前六月乃至一年内」の下に「（賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間滿了前一月乃至六月内）」を加え、同項但書を削り、同條第三項に次の但書を加える。

但シ賃貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條に第七項として次の一項を加える。

農地ノ賃貸借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二第二項中「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に、「同條」を「同項」に改める。

第九條ノ三に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ニ依ル許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員會ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九條ノ四第一項及び第四項中「前條各號」を「前條第一項各號」に改める。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に改める。

第九條ノ六　削除

第九條ノ六を次のように改める。

第十四條ノ二第二項として次の一項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二條及前條ノ規定ハ耕作林、採草地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル契約ニ付之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事務ニ從事スル都道府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定スルモノ」トス

第十五條第二項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十三項」に改め、同條第三項を次のように改める。

委員ハ左ノ各號ノ區分ノ一ニ屬シ被選擧權ヲ有スル者ニ就キ當該區分ニ屬シ選擧權ヲ有スル者ノ選擧シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　北海道ニ在リテハ五段歩、都府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者

二　前號ニ掲グル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三　耕作ノ業務ヲ營ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各號ノ區分ヲ定ム

第十五條ノ二第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の後段を加える。

小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同ジ

第十五條ノ二第五項の次に次の二項を加える。

前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ營ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、地上權、永小作權又ハ質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供セル農地ヲ謂フ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル同項ニ掲グル權利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ有スルモノト看做ス

第十五條ノ二第八項の次に次の二項を加える。

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地臺帳ニ登錄セラレタル地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積（市町村農地委員會當該地積ヲ以テ著シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積）、土地臺帳ニ登錄セラレタル地積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員會ノ定メタル面積トス第三項各號ノ區分ハ選擧權又ハ被選擧權ヲ有スル者ノ登載セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調製セラレタル選擧人名簿ノ區分ニ依ル但シ選擧人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラルベキモノノ被選擧權ノ區分ニ付テハ當該選擧人名簿調製ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選擧人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選擧人名簿ニ登載セラルベキ確定判決書ヲ所持スル者ノ選擧權ノ區分ニ付亦同ジ

第十五條ノ二第十一項を次のように改める。

第三項ノ規定ニ依リ選擧セラルベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二

人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ六人トス

第十五條ノ二第十二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テ同項各號ノ區分ニ屬スル者ニ付增加スベキ委員ノ定數ノ比率ハ前項ニ規定スル委員ノ定數ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且ツ增加スベキ委員ノ定數ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ年齢二十年以上ノモノ」を、同項に次の但書を加え、同條第二項中「第四項」を「第五項及第九項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村農地委員會ガ省令ノ定ムル所ニ依リ耕作ノ業務ニ常時從事セザル者ト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ四から第十五條ノ八までを次のように改める。

第十五條ノ四　市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ關スル事務ハ市町村ノ選擧管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ五　市町村ノ選擧管理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其ノ選擧資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ市町村農地委員會委員選擧人名簿ヲ調製スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選擧管理委員會ハ職權ヲ以テ選擧人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得

選擧人ノ年齢ハ選擧人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ營ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）ノ面積等ヲ記載スベシ但シ第十五條ノ三第一項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選擧人ニ付テハ氏名及生年月日等ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十五條ノ二第六項、第七項及第九項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ六　委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選擧人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人タルベキ者一人ヲ定メ選擧ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ屆出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ屆出ヅルコトヲ妨ゲズ

前項ノ屆出アリタル者（委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ者ノ屆出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ）第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付二人ヲ超エザルトキハ當該區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立會人トシ二人ヲ超ユルトキハ當該區分ニ付テハ屆出アリタル者ニ於テ投票立會人二人ヲ互選スベシ

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付投票立會人二人ニ達セザルトキ若ハ二人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スルモノ投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ當該投票區ニ於ケル當該區分ノ選擧人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムベシ但シ委員ノ選擧ヲ行ハザル區分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立會人ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ七　衆議院議員選擧法第二條、第十三條乃至第十七條、第百四十一條及第百四十六條並ニ衆議院議員選擧法中改正法律（昭和二十年法律第四十二號）附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選擧法第十三條第一項中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第二項中次年ノ十二月十九日トアルハ次次年ノ三月四日トス

第十五條ノ八　地方自治法第十七條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及都道府縣ノ議會ノ議員ノ選擧ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項中「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限經過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選擧を行わないで当選人を定めることができず又は更に選擧を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選擧区における議員の定数（選擧区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選擧を行わないで当選人を定めることができず若しくは選擧を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選擧区における議員の定数（選擧区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選擧を行わないで当選人を定めることができないとき（市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において市町村の選擧管理委員会が都道府縣知事の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議会の議員に欠員が生じた場合」トアルハ「市町村農地委員会の委員に欠員を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者

があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第百四十條第二項」トス

第十五條ノ九を第十五條ノ二十五とし、第十五條ノ十を削る。

第十五條ノ十五第二項第二号中「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ十六を第十五條ノ十とする。

第十五條ノ十一を次のように改める。

第十五條ノ十一　市町村農地委員會ノ委員（第十五條ノ二第十三項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ヲ除ク）ハ當該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有ス

市町村農地委員會ノ委員ノ被選擧權ヲ有スル者ハ當該市町村農地委員會ノ設置セラレタル市町村ヲ包括スル都道府縣ニ設置セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ノ被選擧權ヲ有ス

第十五條ノ十二を第十五條ノ二十三とする。

第十五條ノ十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ十二　都道府縣農地委員會ノ委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス

前項ノ選擧區ハ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ定ム

都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ於ケル選擧人ノ所屬ノ選擧區ハ選擧人ノ住所ノアル市町村ニ依リ之ヲ定ム

第十五條ノ十三を次のように改める。

第十五條ノ十三　都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ關スル事務ハ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ十四第二項を次のように改め、同條を第十五條ノ三十とする。

主務大臣ハ中央農地委員會ノ請求ニ因リ都道府縣農地委員會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ十三の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十四　都道府縣ノ選擧管理委員會ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ヲ行フ場合ニ於テ都道府縣農地委員會委員選擧人名簿ヲ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ從ヒ各選擧區毎ニ調製シ其ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ關係人ノ從覽ニ供スベシ

前項ノ選擧人名簿ニハ氏名及其ノ者ノ屬スル市町村農地委員會ノ名稱等ヲ記載スベシ

地方自治法第二十六條第一項第三項前段第四項第六項ノ規定ハ第一項ノ選擧人名簿ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十五　都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ノ投票區ハ都道府縣ノ選擧管理委員會ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ都道府縣ノ選擧管理委員會之ヲ告示スベシ

第十五條ノ十六　都道府縣ノ選擧管理委員會特ニ必要アリト認ムルトキハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ノ開票區ヲ設クルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ十七を次のように改める。

第十五條ノ十七　第十五條ノ二第三項乃至第十三項第十四項本文及第十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十八第一項及び第二項中「議決」の下に「（決定又ハ裁決ヲ含ム）」を加え、同條を第十五條ノ二十八とし、第十五條ノ十九及び第十五ノ二十中「第十五條ノ十五」を「第十五條ノ九」に改め、第十五條ノ十九を第十五條ノ三十一とし、第十五條ノ二十を第十五條ノ三十二とする。

第十五條ノ十七の次に次の三條を加える。

第十五條ノ十八　地方自治法第十七條、第二十一條、第二十四條第一項第二項第四項、第二十七條第一項第二項第四項第六項第七項、第二十九條、第三十一條第一項第三項第四項、第三十三條、第三十三條第一項、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第九項乃至第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選擧ニ關スル部分ヲ除クノ外都道府縣農地委員會ノ委員ノ選擧ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項中「事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができず若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府縣農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき」ト、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができず若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアルハ「選挙を行わないで当選人を定めることができないとき（都道府縣農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその数が通じて二人以下である場合において都道府縣の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限前に普通地方公共團体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員会の委員に欠員

を生じた場合」ト、「当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは」トアルハ「当選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項」トアルハ「第十章及び第百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九　第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル市町村農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ選擧管理委員會ニ請求スルコトヲ得

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ハ第十五條ノ十二第一項ニ規定スル選擧區毎ニ當該區分ニ屬シ其ノ者ト同一ノ選擧區ニ於テ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ第十五條ノ第十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ當該選擧區ニ於テ選擧セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會ノ選擧ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選擧權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選擧セラレタル市町村農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ選擧管理委員會ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ都道府縣ノ選擧管理委員會又ハ市町村ノ選擧管理委員會ハ遅滯ナク其ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣知事及都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項及第二項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル委員ノ全員ノ解任ノ請求ハ此等ノ委員ノ全員ノ選擧アリタル日ヨリ六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項及第二項ノ選擧權ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調整セラレタル選擧人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者トシ其ノ二分ノ一ノ數ハ都道府縣ノ選擧管理委員會又ハ市町村ノ選擧管理委員會ニ於テ選擧人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ區分ハ同項ニ掲グル者ノ登載セラレタル選擧人名簿ノ區分トス

衆議院議員選擧法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ準用ス但シ第二十九條中「但シ選擧人名簿ニ登錄セラルベキ確定判決書ヲ所持シ選擧ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ選擧人名簿ニ登載セラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十　都道府縣ノ選擧管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付市町村ノ選擧管理委員會ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選擧管理委員會ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選擧管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選擧管理委員會ヲ指揮監督ス

地方自治法第百五十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ二十一を次のように改める。

第十五條ノ二十一　市町村農地委員會ノ委員、都道府縣農地委員會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ委員ハ相兼ヌルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員會ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二を第十五條ノ三十四とし、第十五條ノ二十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十二　委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ都道府縣知事ハ第十五條ノ二第十三項（第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員會ノ委員又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第十四項本文（第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ總委員トアルハ總委員ノ過半數トス

地方自治法第九十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ委員ノ任期ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十三の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十四　委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十五の次に次の二條を加える。

第十五條ノ二十六　地方自治法第百二十七條第一項第三項第四項及第百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ資格ノ有無ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十七　本法ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ處分（第十四條ノ四又ハ農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）附則第三條第三項ニ規定スル裁定ヲ除ク）ニ對シ不服アル者ハ處分アリタル日ヨリ二月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ對シ裁決ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十五條ノ二十八の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十九　都道府縣知事ハ農地關係等ノ調整ノ爲必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員會ニ處理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會ニ處理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ノ權限ニ屬セシムル事項ハ都道府縣知事之ヲ處理シ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ニ對シテ爲スベキ訴願ノ提起ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の一條を加える。

第十五條ノ三十三　農地關係ノ調整ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス但シ當事者ノ申出ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ガ小作關係、相隣關係其ノ他農地等ノ利用關係ニ付行フ斡旋ニ要スル費用ハ市町村又ハ都道府縣ノ負擔トス

第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第十七條ノ二第一項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第十七條ノ五第四號中「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第二條　前條中、農地調整法第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する同條第六項の土地又は建物に關する賃貸借契約に係

る権利の設定又は移轉に関する登記及び当該土地又は建物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）のいずれもが完了していないものについても適用する。

第三條　第一條中農地調整法第九條第二項、第三項又は第七項の改正規定は、それぞれその規定施行の際現に農地の上に存する賃貸借に適用する。

第四條　この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙された委員にあつては、それぞれ改正後の同法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第十三項（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任されたものとみなし、いずれもこの法律施行後最初に行われる総選挙の日まで在任するものとする。

2　前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十一の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで、なお、当該規定により被選挙権を有するものとみなす。

3　第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の改定規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる総選挙の日までは、なお、従前の規定による。

第五條　この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の総選挙又は都道府縣農地委員会の委員の総選挙がそれぞれ行われるまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は、行わない。

2　この法律施行後第六條に規定する総選挙の日までは、農地調整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の解任の請求は、することができない。

第六條　この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律公布の日から起算して四箇月以内でなければならない。

2　前項の総選挙に用いる選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

3　前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日まで据え置くものとする。

4　昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條　改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手続その他の行爲は、これらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行爲とみなす。

第八條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五　昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた農地（同日以後適法に自作地となつた農地を除く。）

第四條に第三項及び第四項として次の二項を加える。

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の業務を営むもの又はその者の同居の親族若しくはその配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、引き続きその者の配偶者又はその者と同居していた二親等内の血族が当該農地について耕作の業務を営んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地のある市町村の区域内に住所を有するに至る見込があると市町村農地委員会が認めるときは、その者は、当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定しなければならない。

第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、当該承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者に対しこれをもつて対抗することができる。

第十五條第一項本文中「自作農となるべき者又は当該農地につき所有権その他の権利を有する者が」を「自作農となるべき者が同條の規定による農地の賣渡を受けた日から一箇年以内に」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、同條第三項中「牧野にあつては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野にあつては」に改め、同條第二項として次の一項を加える。

政府は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定による宅地又は建物の買收をしない。

一　宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られている場合

二　宅地又は建物の所有者が近く自ら使用することを相当とする場合

三　宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買收を不適当とする場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

二　昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「市町村農地委員會」を「都道府縣知事、市町村長又は市町村農地委員會」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する國有財産については、省令で國有財産法の特例を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の

二第三項」の下に「（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第二号中「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條　前條中自作農創設特別措置法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買收でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買收計画が公告されたものについては適用しない。

第十條　この法律施行前に自作農創設特別措置法第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地の賣渡を受け之日から一箇年以内」とあるのは、「この法律施行後一箇年以内」と読み替えるものとする。

第十一條　小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會（當該土地ノ所在地ニ農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地區農地委員會ノアルトキハ當該地區農地委員會以下同ジ）及市町村長」に改める。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二　裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員會ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ當該爭議ニ付既ニ市町村農地委員會ノ勸解ヲ經タル場合其ノ他爭議ノ實情ニ鑑ミ市町村農地委員會ノ勸解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農地委員會又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條　裁判所調停ヲ爲サントスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員會ノ推薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第十二條　市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十三号）は、廃止する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中、農地調整法第九條第三項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

〔楠見義男君登壇、拍手〕

○楠見義男君　只今議題となりました農地調整法の一部を改正する等の法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法律案提案の趣旨は、いわゆる第二次農地改革が概ね好成績の中にまさに一段落を告げんとする今日の実態に即應して、即ち政府提出の資料によりますと、昭和二十二年三月三十一日に第一回の農地買收が行われまして以來、本年の三月二日に行われました第十一回目の農地買收に至るまでに、約百七十万町歩の農地買收が行われたのでありますが、その内訳は、在村地主所有分約九十五万町歩、不在地主所有分約七十五万町歩でありまして、これを田畑別に見ますると田は、約九十七万町歩、畑は約七十三万町歩であります。この百七十万町歩の買收農地に加えて、約十七万町歩の財産税における物納の農地を合計した約百八十七万町歩の農地が、いわゆる農地解放の対象とし本年二月二十八日までにその九五%、約百七十七万町歩が従來の小作人等に賣渡されておるのでありますが、その結果、今日農村の九割以上が自作農となつた。この新しい農村の実態に即應して、而して又この実態に基礎を置いて、農地調整法及び自作農創設特別措置法等の農地関係諸法律の今後の運営を円滑適正に行うために、現行法に所要の改正を行わんとするものでございまして、右の趣旨に基いて改正せんとする主要点は、第一に農地委員会の構成について、現行法の地主三、自作二、小作五の定数を、新しい実態に即應いたしまして、地主二、自作六、小作二と改め、この階層別区分を以て今回の改正法律施行後四ケ月以内に委員の総選挙を行うことといたしておるのであります。第二の点は、いわゆる不在地主の定義について、従來は農地の所有者がその農地のある市町村に住所がないときは、疾病、選挙による公務就任その他特別の事由に基く一時不在の場合を除いて、すべて不在地主とされておりましたが、改正案におきましては、農地を所有し且つ耕作していた者が他の職業に就く等の事情によつて離村いたしましても、その配偶者なり親子、兄弟が依然として農業を続けており、且つ本人も將來帰村する見込があります場合には、これを在村地主として取扱うこととといたし、以て職業上の理由等による移轉に支障を與えないようにしておるのであります。右の外、農地の移動統制の規准を明確にするための新らしい規定を設くること、農地潰廃の制限に関する規定、小作料等の改訂手続の簡素化に関する規定、或いは小作調停制度の改善に関する規定を設くる外、市町村農地委員会の処分に対する救済方法等の改正規定を内容としておるのであります。

以上が本改正法律案の趣旨及びその主なる内容でございますが、委員会の審議に当りまして最も問題となりました点は、市町村農地委員会の構成を、原案のごとく地主、小作、自作の階層別委員によることが必要であるかどうか。即ち農村の九割以上が自作となつた今日においては、むしろ階層別の構成は実益が少いのみならず、却つて階層対立の感情を践すのみであるから、円満なる運営を期するためには全村選挙を適当とする議論と、たとえ少数と雖も地主、小作の階層が存在する以上、それらの利益を公正に代表するためには、やはり階層別構成が必要であるという議論がございました。次に問題となりましたのは、主として社会党及び共産党の委員の方方が論議せられたところでございますが、第二次農地改革は未だ完全に達成したとは言えない今日において、而も將來第三次農地改革を期待する者から見れば、今回の改正案はむしろ逆行の虞れがあり、更に傳えられるところの小作料改訂問題のごときは、一度その措置において誤まるならば、農地改革の根本を揺がし、今日までの成果をも覆す虞れがあるという議論でありまして、以上の二点に関連し、政府当局との間に種々真剣なる質疑應答が重ねられましたが、遺憾ながら、ここではこれを省略いたしたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、緑風会の藤野委員から、農地委員の選挙は今後できるだけ早い機会に全村選挙に改めるように努力すること、現行法における農地移動の基準時期についての固定化は、労力事情その他の事情変更を生じている今日の実情においては、増産上の要請から言つても支障があるから、必要に應じ適当なる再配分を考慮すべきであるとの二つの希望意見を附して、本案に賛成の趣旨を明らかにせられ、池田恒雄委員からは、現在の農地改革進行途上における具体的な実例に徴しても、本改正法案の前提たる現在の農地改革の完

全なる達成を期することが先決問題で、従つて本法案は時期尚早なりとする反対意見が述べられ、又板野、門田各委員からは、改正各項目についてそれぞれ批判せられました後、要するに農地改革の彼岸に逆行するものとして反対の意思を表明せられました。以上の討論の終結を待つて採決に附しましたところ、本法律案は多数を以て衆議院送付、政府提出原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君　去る四月の二十八日極東委員会において採択された政策を実施するため作成された日本における農地改革の諸原則の指令の中には、「極東委員会は終戦以来、日本の農業制度の徹底的改革を実現する目的を以て採られた諸措置の基盤たる根本原理を確認する」旨が書かれておるのであります。この根本原理とは何か。これこそ平和と自由を愛する全世界の人民大衆が日本の農民への贈物であります。即ち一九四五年十二月九日連合軍最高司令部の出したいわゆる農民解放指令であります。世界の人民大衆は日本の農民を封建的桎梏より解放し、日本の農業の民主的再建を要求したのであります。これは連合軍が占領以来とつて來た諸方策の中で最も根本的なものの一つであります。その覚書は冒頭において日本政府に対し「民主主義的傾向の復活強化に対する経済障碍を除去し、人民の権威尊重を樹立し、日本農民を数世紀に及ぶ封建的抑圧の下に置いて來た経済的束縛を破壊するため、日本の土地を耕す者が彼らの労働の果実を享受する平等の機会を持つことを保証するがごとき措置」を命じたのであります。只今上程されました農地関係法案におきましては、まさしくこの根本原理に逆行し、この根本原理を無視するものであります。これは恰かも川の流れを逆流せしめんとするがごとき企てであります。私は日本共産党を代表して、農地改革を逆行せしめんとするこの反動的改悪に対して反対するものであります。（拍手）

その反対の第一の理由は、農地の移動統制の基準を決めることによりまして、内地平均三反以下の零細農を新らしく作りますことを禁じ、内地平均三町以上の耕作を制限しようとする点であります。たとえ内地平均三反歩以下の零細な規模でありましても、その新設を断じて禁止すべきではないのでありまして、むしろ、これを共同経営の方向に指導すべきであり、又内地平均三町歩を超える所有についての禁止は勿論当然の処置でありますけれども、その耕作につきまして制限すべきは断じて許すべきではないのであります。反対理由の第二は、農地の潰廃につきましては、農林大臣に絶対権を與えるべきではなくして、現行の中央農地委員会を決議機関といたしまして、農林大臣は、その議決を経て承認することに改めらるべきであると思うのであります。第三は小作料等の改訂手続の簡易化でありますが、小作料の値上を行なつて、そうして地主制度を復活せんとするところの陰謀であります。従つて小作料の額その他の小作條件を小作農に対しまして不利益に変更することは、農地改革の使命に照しましても断じて禁止の処置をとるべきであります。第四には、小作調停制度の改正点は悪法である小作調停制度と妥協しているのであります。これは小作調停制度を適用しない旨を明記する必要があり、従つて小作調停制度は現段階におきましては当然廃止されるべきものであります。第五に、農地委員の階層別選挙はこれは無階層選挙としなければならない。この点は委員長報告の中におきましても、緑風会の藤野委員が希望された点によつて明らかでありまして、是非とも無階層選挙にし、土地所有者の資格におきましては、如何なる事情がありましようとも、この選挙資格は剝奪すべきでありまして、土地所有者の資格を與えないことを條件といたしまして、如何なる階層に属しようとも、耕作農民及び一年に五十日以上農業労働に従事する者には完全に民主的に自由に選挙権及び被選挙権を與えるべきであります。第六に、自作農創設特別措置法の改正は、改正というべきものでは断じてないのでありまして、全くの改悪の見本であります。即ち不在地主の範囲を拡げようとするものでありまして、明らかに地主擁護、地主制度復活の手引であります。従つて改正ということならば、若し改正という言葉が許されるならば、小作地保有面積以下であつても市町村農地委員会が必要と認める場合には買収できるように改め、小作地全面解放の方向に一歩前進するのが改正という言葉に値すると思うのであります。

以上六点を挙げて主要な反対理由といたしますが、先日私のこの壇上からの農地改革に関する緊急質問に対しまして、農林大臣は、私の指摘したところの、政府が当初解放を見込んだ小作面積二百万町歩であつたのが隠されておること、賣渡しの済まない農地十万町歩、牧野十二万七千町歩、経理事務が全く停滞しておること、登記事務も又更に滞滞されておること、中小地主へ当然支拂わなければならないところの代金が多額に未拂いとなつておる点、更に百万件に及びますところの土地取上げ等の諸点に関し、農林大臣は一言も答弁することができなかつたのであります。而も地主的支配の遺物を温存させるところの、恰かもこの地主的支配温存のチャムピオンとしての選挙演説風の答弁をこの壇上からやられたのでありまして、これは併しながら誠に民自党の農林大臣にはふさわしいものでありました。この改正案が今や上程されましたときに、この議場に農林大臣自身がおいでになつていないこと自身が、如何に農地改革に対して民自党が不熱心であるかを何よりも雄弁に示していると思うのであります。まだあります。昨年二月十日、農地改革の促進に関する覚書におきまして、「一部の反動勢力は、農地改革計画の完遂を妨げるための策動を行うに至つた」と指摘しているのでありますが、農地改革における残された仕事の未整理を初め、この改悪案たる農地改革逆轉の隠謀こそは、この司令部の指摘している反動勢力の策動の具現に外ならないのであります。吉田内閣はこの農地改悪法案により、地主制度復活を強引に企てておる点は、列挙した六点の反対理由によつても明らかであり、この陰謀によつてファシズムを支える温床を作らんとしているのであります。世界の新聞紙が、吉田内閣が反動であると指摘しているのも断じて不思議ではないのであります。吉田内閣が農村民主化の敵であることが、この改悪案の中に何よりもよく現われ過ぎております。今や吉田式政治で轉落農家は増大し、飯米不足に飢餓状態に陥つており、土地問題をめぐつて、土地取上げは横行し、これを合法化し、轉落農家より僅かな土地さえも適正農家設定を悪用して奪い去ろうとしているのであります。誠に白足袋の旦那がやらうとする考えはかくのごときものであります。農村の平和を守り、農業の破壊政策から防衛するためには、農地改革の徹底化を断行し、零細地主に対しましては、政府買上価格の二倍乃至三倍で買上げ、零細地主を救済し、以て農民生活の安定と農業生産力の発展のため、農地、農用林、水利及びこれに附属する諸施設の農民管理とその合理的利用と運営を図るべき立法措置がとられるときがすでに参りました。これのみが世界の民主勢力の贈物であるところの日本農民を数世紀に及ぶ封建的抑圧の下に置いて來た経済的束縛を断ち切るただ一筋の道であります。進歩的な我が参議院の農林委員の諸君の多数がこの改悪案に賛成されましたことは誠に遺憾でありますと共に、我が党は飽くまでこれが改革のために闘う。

以上を以ちまして本改悪案に対する反対の討論に代える次第であります。

〔「反対に反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　木下源吾君登壇、拍手、「しつかりやれ」と呼ぶ者あり〕

○木下源吾君　私は社会党を代表いたしまして、農地調整法の一部を改正する法律案に反対いたします。

委員長の報告並びに只今の反対論で大体盡きておるんでありますが、要するにこの問題は、吉田内閣が小作制度というようなものを非常に軽んじておるというところに、我々は反対しなければいけない。小作、地主の制度は封建制度であるということ、而もこれは日本民主化にとつての一番眞先にこれを完成しなければならない問題であります。然るに吉田内閣は労働者へは労働組合法の改悪を行い、今農民に対してはこれと匹敵するところの悪法を今やろうとしております。（「大臣の出席を求めろ」と呼ぶ者あり）而もこれは今にして吉田内閣のかかる一連の政策を粉砕しなければです、我が國が全く逆轉をするのであるということを我々は憂うるのである。今の、例えば農地委員の数の問題にいたしましても、決して農地委員の数は、これは小作人が多いからして数が多かつたんではなくしてです、（「です、です言うな」と呼ぶ者あり）このことは決して数でやる問題ではない。すでに小作という階級がです、消滅しなければならないために、小作のいわゆる権利を十分にここに現わしておつたのであります。現に未だ我が國においてはです、耕作可能な所で大きい地主が持つておるところの土地は、（「です」と呼ぶ者あり）この機会にどこまでも農地可能な範囲を拡めて、そうして、これを開放しなければならない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私共はです、このことなくして、決して我が國の農業が復興するものではないと考えておる。これを何とかして抑えようとするところの政策が、かかる法律案に現われて來ておるんであります。（「です」と呼ぶ者あり）これはこのことを証明するのは……御案内の通り小作料を値上する、この点は、小作料等を今日のような状態に置くということは、元來地主制度というものを無くしなければならないという前提の下である、小作料を地主が引合わないから値上をするということはですね、地主制度を温存し、更に今後も地主というものの復活を企図するが故に、そういわゆる理論が出て來るのである。先般私は農林大臣に対しましてです、第三次農地改革のことを言いましたところが、農林大臣は第三次農地改革ということは、どういうことだか分らない、こう言つておるのでありますが、（「農林大臣いないぞ」と呼ぶ者あり）前回に板野君が言われたように、我が國の農地改革はですね、徹底的に小作を無くするということ、不労所得を今日まで地主がやつておつたようなことを無くすることにおいて、而もこれは先決問題である、封建制度を無くするということが、一番民主化の最初の仕事であるということに対する農林大臣の認識が極めて稀薄であるということであります。私共はこのような法案を出すことが、彼らの地主そうして又一部大資本家が我が國の大多数の農民労働者の上に再び君臨し、我々をあのような悲惨な戦爭に引入れようとする陰謀の一つであるということを断言して反対の理由とするのであります。

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は全部終了いたしました、討論は終局したものと認めます、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います……（聴取し難し）

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（松平恒雄君）　投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（松平恒雄君）　投票の結果を報告いたします。投票総数百五十七票、白色票即ち本案を可とするもの百十五票、（拍手）青色票即ち本案を否とするもの四十二票、（拍手）よつて本案は可決せられました。（拍手）

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　百十五名

小川　友三君　阿竹齋次郎君
井上なつゑ君　宇都宮　登君
小野　哲君　加賀　操君
柏木　庫治君　鎌田　逸郎君
來馬　琢道君　高良　とみ君
小杉　イヲ君　小宮山常吉君
小林米三郎君　西郷吉之助君
佐伯卯四郎君　竹下　豊次君
高田　寛君　高橋龍太郎君
伊達源一郎君　田中耕太郎君
中川　以良君　波多野林一君
東浦　庄治君　久松　定武君
町村　敬貴君　松井　道夫君
松村眞一郎君　村上　義一君
矢野　酉雄君　山崎　恒君
安部　定君　飯田精太郎君
大山　安君　奥　むめお君
岡部　常君　岡本　愛祐君
木下　辰雄君　九鬼紋十郎君
楠見　義男君　山田　佐一君
中山　壽彦君　島津　忠彦君
島村　軍次君　宿谷　榮一君
瀧山　丙市君　森田　豊藤君
寺尾　博君　德川　宗敬君
玉屋　喜章君　德川　頼貞君
藤野　肇雄君　北條　秀一君
穂積眞六郎君　田口政五郎君
岡田喜久治君　團　伊能君
山本　勇造君　結城　安次君
西田　天香君　植竹　春彦君
藤井　新一君　北村　一男君
加藤常太郎君　西川　昌夫君
淺岡　信夫君　池田宇右衛門君
堀　末治君　荒井　八郎君
西川甚五郎君　大島　定吉君
黒田　英雄君　石坂　豊一君
柴田　政次君　板谷　順助君
松野　喜内君　黒川　武雄君
石川　準吉君　紅露　みつ君
深川タマエ君　木内キヤウ君
大隅　懋二君　深水　六郎君
平岡　市三君　中川　幸平君
黒宗　雄三君　西山　亀七君
伊東　隆治君　境野　清雄君
淺井　一郎君　廣瀬與兵衛君
左藤　義詮君　小串　清一君
水久保甚作君　平沼彌太郎君
木内　四郎君　鬼丸　義齊君
櫻内　辰郎君　田中　信儀君
谷口彌三郎君　油井賢太郎君
星　一君　小畑　哲夫君
入交　太藏君　小林　勝馬君
大隈　信幸君　鈴木　順一君
奥　主一郎君　池田七郎兵衛君
岩木　哲夫君　中井　光次君
米倉　龍也君　駒井　藤平君
岩男　仁藏君　鈴木　憲一君
岡村文四郎君

反対者（青色票）氏名　四十二名

梅津　錦一君　齋　武雄君
村尾　重雄君　門田　定藏君
塚本　重藏君　河野　正夫君
山田　節男君　森下　政一君
青山　正一君　若木　勝藏君
天田　勝正君　板野　勝次君
細川　嘉六君　中野　重治君
中西　功君　象岩　傳一君
鈴木　清一君　千葉　信君
木村禧八郎君　原口忠次郎君
池田　恒雄君　星野　芳樹君
太田　敏兄君　小泉　秀吉君
大野　幸一君　千田　正君
藤田　芳雄君　羽仁　五郎君
岩崎正三郎君　栗山　良夫君
川上　嘉君　丹羽　五郎君
原　虎一君　恭兵君
島　清君　中村　正雄君
佐々木良作君　波多野　鼎君
三木　治朗君　木下　源吾君
山下　義信君　岡田　宗司君

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第十八、土地改良法案、日程第十九、土地改良法施行法案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議

題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

土地改良法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

土地改良法案

土地改良法

目次

第一章　総則（第一條—第四條）

第二章　土地改良事業

第一節　土地改良区の行う土地改良事業

第一款　土地改良区の設立（第五條—第十五條）

第二款　土地改良区の管理（第十六條—第四十五條）

第三款　土地改良区の事業

第一目　事業の施行（第四十六條—第五十七條）

第二目　権利関係の調整（第五十八條—第六十五條）

第四款　土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六條—第七十六條）

第五款　土地改良区連合（第七十七條—第八十四條）

第二節　國又は都道府縣の行う土地改良事業（第八十五條—第九十四條）

第三節　農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業（第九十五條・第九十六條）

第三章　市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合（第九十七條—第百十一條）

第四章　補則（第百十二條—第百三十一條）

第五章　監督（第百三十二條—第百三十六條）

第六章　罰則（第百三十七條—第百四十五條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的及び土地改良事業施行の要件）

第一條　この法律は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集團化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進に寄與することを目的とする。

2　土地改良事業の施行に当つては、その事業は、國土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに國民経済の発展に適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を拂つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならない。

（定義）

第二條　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2　この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う左に掲げる事業をいう。

一　かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更

二　区画整理

三　開田又は開畑

四　埋立又は干拓

五　農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

六　農地に関する権利並びにその農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七　その他農地の改良又は保全のため必要な事業

（土地改良事業に参加する資格）

第三條　土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての左の各号の一に該当する者とする。

一　所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地については、その所有者

二　所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地については、省令の定めるところにより、市町村農地委員会に対し、その所有者が当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり且つその申出が相当であつて市町村農地委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その権原に基き耕作の業務を営む者

三　農地以外の土地であつて所有権に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四　農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

五　農地以外の土地であつて所有権に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

2　前項第二号の所有者及び権原に基き耕作の業務を営む者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を市町村農地委員会に申し出、且つ、その申出が相当であつて市町村農地委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基き使用及び収益をする者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を市町村農地委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3　前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他省令で定める事由によつて当該農地につき自ら耕作の業務を営むことができないため、賃貸借又は使用貸借により一時その農地を他人の耕作の業務の目的に供した場合において、市町村農地委員会が、省令の定めるところにより、その賃借人又は貸主が近く自ら耕作の業務を営むものと認め、且つ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農地につき権原に基き耕作の業務を営む者とみなす。

4　第一項の規定の適用については、自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第四十一條の二第一項の規定により土地を使用する者は、その土地が農地である場合にあつては、その農地につき所有権に基き耕作の業務を営む者とみなし、その土地が農地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

5　第五十條第一項の規定により譲與する土地又は前項に規定する土地の所有者としての國には、第一項の規定を適用しない。

（公有水面の埋立の免許を受けた者に対する適用）

第四條　この法律の規定の適用については、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により埋立の免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

第二章　土地改良事業

第一節　土地改良区の行う土地改良事業

第一款　土地改良区の設立

（予備審査の申請）

第五條　第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について土地改良区を設立することについての予備審査を都道府縣知事に申請することができる。

2　前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業（第二條第二項第六号に掲げるものを除く。以下、第十五條の場合を除いて、この章において同じ。）の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、第三條に規定する資格を有する者で土地改良事業計画及び定款の作成に当るべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、その資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3　國有地又は國若しくは地方公共團体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政廳又は地方公共團体の承認がなければならない。

4　第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに前項の承認のあつたことを証する書面を添付しなければならない。

（予備審査）

第六條　都道府縣知事は、前條の規定による申請があつた場合には、その土地改良区の設立につき予備審査を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の審査に当つては、省令の定めるところにより、農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術者に、当該申請に係る事項を調査して報告を提出することを求めなければならない。

3　前項の調査は、当該申請に係る事項の必要性及び可能性についての調査を含むものでなければならない。

4　都道府縣知事は、第二項の報告が提出されたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその報告並びに前條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項を記載した書面を縱覧に供しなければならない。

5　当該土地改良事業に関係のある土地又は土地に定着する物件の所有者、漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地物件又は権利に関し権利を有する者（以下これらの者を「利害関係人」という。）及び前條第一項の申請人は、都道府縣知事に、前項の規定による縱覧に係る事項についての意見を提出することができる。但し、前項に規定する縱覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

6　都道府縣知事は、第二項の報告に基き、前項の意見を参酌して、前條第一項の規定による申請に係る土地改良区の設立の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

（設立認可の申請）

第七條　第五條の規定により申請をした者は、前條第六項の規定により土地改良区の設立を適当とする旨の通知を受けたときは、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、都道府縣知事にその申請に係る土地改良区の設立の認可を申請することができる。

2　前項の土地改良事業計画及び定款は、第五條第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項に基いて作成されたものでなければならない。

3　第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府縣に農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術吏員の援助を求めることができる。

4　都道府縣は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

（審査及び公告等）

第八條　都道府縣知事は、前條第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の審査に当つては、省令の定めるところにより、農地の改良、開発及び保全に関し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基かなければならない。

3　前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

4　都道府縣知事は、第一項の規定により当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縱覧に供しなければならない。

（異議の申立）

第九條　当該土地改良事業の利害関係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縱覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2　都道府縣知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、前條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同條第四項に規定する縱覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

3　都道府縣知事は、前項の規定による決定が第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項に矛盾するものであるときは、第七條第一項の認可の申請を却下しなければならない。

（土地改良区の成立）

第十條　都道府縣知事は、前條第一項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合において、そのすべてについて同條第二項の規定による決定があつたときは、同條第三項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2　土地改良区は、前項の規定による認可により、第五條第一項の一定の地域を地区として成立する。

3　都道府縣知事は、土地改良区が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　土地改良区の成立は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて組合員その他の第三者に対抗することができない。

（組合員）

第十一條　土地改良区の地区内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

（設立費用の負担）

第十二條　土地改良区の設立に関する費用は、その土地改良区の負担とする。但し、土地改良区が成立しなかつた場合には、その費用は、その設立を申請した者の負担とする。

（土地改良区の法人格）

第十三條　土地改良区は、法人とする。

（名称独占）

第十四條　土地改良区は、その名称中に土地改良区という文字を用いなければならない。

2　土地改良区でないものは、その名称中に土地改良区という文字を用いてはならない。

（土地改良区の事業）

第十五條　土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2　土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。

第二款　土地改良区の管理

（定款）

第十六條　土地改良区の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び認可番号
二　地区
三　事業
四　事務所の所在地
五　経費の分担に関する事項
六　役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
七　事業年度
八　公告の方法

2　事業年度については、省令で定める。

（規約）

第十七條　左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する事項
二　業務の執行及び会計に関する事項
三　役員に関する事項
四　組合員に関する事項
五　その他必要な事項

（役員の選任）

第十八條　土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上の偶数とする。

3　理事及び半数の監事は、定款の定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙し、他の半数の監事は、都道府縣知事が任命する。但し、土地改良区設立当時の理事及び選挙によるべき監事は、第五條第一項の申請人及び同條第二項の同意者のうちから申請人が選任する。

4　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

5　理事及び選挙による監事の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

6　設立当時の理事及び選挙によるべき監事の任期は、前項の規定にかかわらず、第一回の総会までとする。

7　補欠役員は、その前任者の残任期間在任する。

8　理事又は選挙による監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

9　土地改良区は、理事の氏名及び住所を都道府縣知事に届け出なければならない。

10　都道府縣知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。

11　土地改良区は、前項の規定による公告があるまでは、理事の代表権をもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（役員の職務）

第十九條　理事は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならない。

2　土地改良区の事務は、理事の過半数で決する。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。

3　監事は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査する。

（兼職禁止）

第二十條　理事、監事及び使用人は、相兼ねてはならない。

（監事の組合代表権）

第二十一條　土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

（総会の組織）

第二十二條　土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

（総代会）

第二十三條　組合員の数が五百人をこえる土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代の定数は、定款で定める。但し、組合員の数が五百人以上千人未満の土地改良区にあつては、五十人以上、千人以上一万人未満の土地改良区にあつては　百人以上、一万人以上の土地改良区にあつては、二百人以上でなければならない。

3　総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの（禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く。）のうちから、組合員が選挙する。

4　前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によつて行うものとする。

5　第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負担とする。

6　総代の任期は、四年とする。但し、補欠総代は、前任者の残任期間在任する。

7　総代は、その任期が満了しても、後任の総代が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

8　総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。この場合において、被選挙権の有無は、総代会で決定する。

9　総代会には、総会に関する規定を準用する。

（総代の解職の請求）

第二十四條　組合員は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を提出して、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会に対し、総代の解職を請求することができる。

前項の規定による請求があつたときは、都道府縣又は市町村の選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3　総代は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

4　政令で特別の定をするものを除く外、前條第三項から第五項までの規定は、第二項の規定による解職の投票に準用する。

（総会の招集）

第二十五條　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十六條　組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会（総代会が設けられている場合には、総代会）の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

（監事による会議の招集）

第二十七條　理事の職務を行う者がないとき、又は前條の規定による請求があつた場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときには、監事がこれを招集しなければならない。

（会議招集の通知）

第二十八條　総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。但し、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。

（関係書類の備付）

第二十九條　理事は、定款、規約、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、且つ、これらを保存しなければならない。

2　前項の組合員名簿及び土地原簿には、省令で定める事項を記載しなければならない。

3　組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に掲げる書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当の事由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

（総会の議決事項）

第三十條　左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　起債又は借入金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

四　経費の収支予算

五　予算をもつて定めたものを除く外、土地改良区の負担となるべき契約

六　賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法

七　事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認

八　第七十七條第二項又は第八十一條の規定により協議して定める事項

九　第九十三條第一項の規定による申出

十　第九十七條第四項の意見の決定

2　定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　定款の変更は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第三十一條　組合員は、各〻一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2　組合員は、第二十八條の規定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、組合員でなければならない。

5　代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

6　代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。

（総会の議決方法等）

第三十二條　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会で選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（重要事項の議決方法）

第三十三條　左に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一　定款の変更

二　土地改良事業計画の設定又は変更

三　解散又は合併

（決議事項の制限）

第三十四條　総会においては、第二十八條の規定によつてあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。但し、定款に別段の定がある場合には、この限りでない。

（民法の準用）

第三十五條　土地改良区には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）、第五十五條（代表権の委任）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。

（経費の賦課）

第三十六條　土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費（第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

2　前項の規定による賦課に当つては、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

3　土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項に規定するものの外、その土地について加入金を徴収することができる。

4　組合員は、第一項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。

5　夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。

6　夫役又は現品は、金銭で代えることができる。

7　土地改良事業の施行に関し第一項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならない。

（過怠金）

第三十七條　土地改良区は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

（賦課金等の徴収の委任）

第三十八條　土地改良区は、政令の定めるところにより、市町村に対し、第三十六條第一項又は第三項の規定により徴収すべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。）、前條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金の徴収を委任することができる。

（賦課金等の徴収）

第三十九條　第三十六條第一項若しくは第三項の規定により支拂うべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により支拂うべき金銭を含む。）若しくはその延滞利息、第三十七條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金を滞納する者がある場合、又は夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、市町村は、土地改良区の請求により地方税の滞納処分の例によつてこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村税に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

（区債及び借入金）

第四十條　土地改良区は、その事業を行うため必要がある場合には、区債を起し、又は借入金の借入をすることができる。

2　國又はその出資する金融機関は、前項の区債を引き受け、又は同項の借入金を貸し付けることができる。

（定款の変更等の制限）

第四十一條　土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その償

権者の同意がなければ、その地区を縮少し、債務の分担に関する定款を変更し、その事業を廃止し、又は解散若しくは合併をしてはならない。

2　前項の債権者は、正当の事由がある場合を除いて、前項の同意を拒むことができない。

3　土地改良区が債権者の同意を得ないで第一項に規定する行為をしたときは、その債権者は、都道府縣知事に異議を申し立てることができる。但し、その行為の認可に係る公告があつた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4　都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、同項に規定する申立期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

（権利義務の承継及び決済）

第四十二條　土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三條第二項の規定による交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移轉する。

2　土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三條第二項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

（組合員の資格得喪の通知義務）

第四十三條　土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2　前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。

（共有者等の代表）

第四十四條　土地改良区の地区内の同一の土地について、権原に基き使用し若しくは收益する者が二人以上あり、又は共有者がある場合において、これらの者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行為（議決権及び選挙権の行使を除く。）をさせるために、そのうちの一人を代表者とし、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。但し、これらの者のみを組合員とする土地改良区については、この限りでない。

2　前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　第一項に規定する委任の終了は、当該土地改良区にその旨の通知があるまでは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

4　第一項に規定する者が同項の手続をしない場合には、当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行為は、そのうちの一人に対してすればよい。

（組合員に対する通知又は催告）

第四十五條　土地改良区が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第三款　土地改良区の事業

第一目　事業の施行

（税務署長に対する申告と工事の着手及び完了の届出）

第四十六條　土地改良区は、土地改良事業の工事に着手する前に、所轄税務署長に省令で定める事項を申告しなければならない。

2　土地改良区は、土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、前項の規定による申告とともに、分筆の手続をしなければならない。

3　土地改良区は、土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なくその旨を都道府縣知事及び所轄税務署長に届け出なければならない。

（工事に必要な援助請求）

第四十七條　土地改良区は、土地改良事業の工事につき第七條第三項に掲げる技術吏員の必要な援助を求めることができる。

2　前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

（土地改良事業計画の変更等）

第四十八條　土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　新たな土地改良事業を行い、若しくはその土地改良事業を廃止し、又はその土地改良事業に係る土地改良事業計画を変更しようとする場合において前項の認可を申請するには、その土地改良事業の施行に係る土地についての組合員で組織する会議の議決を経なければならないものとし、その申請書に、その議決のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4　第二項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

5　第一項の場合には、第七條第三項及び第四項、第八項、第九項並びに第十條第一項の規定を準用する。

6　第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、都道府縣知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八條第四項及び第九條に規定する手続を省略してよい。

7　都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8　土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（急施の場合）

第四十九條　災害のため急速に第二條第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前條の規定にかかわらず、総会の議決を経て應急工事計画を定め、都道府縣知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

（國有地の譲與又は國有地への編入）

第五十條　土地改良事業の施行により道路、かんがい排水路、ため池、堤等の全部又は一部を廃止した結果不用となつた國有地がある場合には、省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲與する。

2　土地改良事業の施行により生じた道路、かんがい排水路、ため池、堤等で前項の廃止したものに代るべきものは、無償で國有地に編入する。

（一時利用地の指定）

第五十一條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了する以前において、必要がある場合には、規約の定めるところにより、従前の土地に代るべき一時利用地及びその使用開始の日を指定することができる。

2　前項の一時利用地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3　土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、一時利用地及び従前の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者にその旨を通知しなければならない。

4　従前の土地につき権原に基き使用又は収益をすることのできる者は、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、一時利用地の全部又は一部を、その性質によつて定まる用方に従い、その権原に基いて、従前の土地についての使用又は収益と同一の條件により、使用し、又は収益することができる。

5　前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地に関しその者の有する権利の内容たる使用又は収益をすることができない。

6　一時利用地につき第三項の権利を有する者は、同項の規定による通知を受けたときは、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、その一時利用地の使用又は収益をすることができない。

7　土地改良区は、第一項の規定による指定によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8　土地改良区は、第一項の規定による指定によつて利益を受ける者から、その利益に相当する金銭を徴収することができる。

（換地計画）

第五十二條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合において、事業の性質上必要があるときは、遅滞なく、換地計画を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2　前項の換地計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

3　第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。

4　前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5　第三項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

6　第一項の認可を申請するには、その申請書に関係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から六十日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

7　前項但書の場合において第一項の認可をしようとするときは、都道府縣知事は、関係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

8　都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、公告の旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第五十三條　換地計画においては、従前の土地に照應する換地を定めなければならない。

2　前項の換地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3　耕作者の農業経営を合理化するため特別の必要がある場合には、前項の規定によらないで換地を定めることができる。但し、あらかじめ、規約にその旨を定めてあり、且つ、定めるべき当該換地に照應する従前の土地について前條第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合に限る。

4　前二項の場合において、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を総合的に勘案して相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

5　従前の土地の全部又は一部について所有権以外の権利又は処分の制限がある場合には、これに照應する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

6　換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるように定めてはならない。

（換地処分の効果及び清算金）

第五十四條　第五十二條第八項の規定による公告があつた換地計画に定める換地は、第六十三條第一項に規定する場合を除いて、その公告があつたときから従前の土地とみなす。

2　前項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

3　第五十二條第八項の規定による公告があつたときは、土地改良区は、その公告があつた換地計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

4　前項の場合には、土地改良区は、当該換地計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。

（換地処分による登記）

第五十五條　第五十二條第一項の認可があつたときは、土地改良区は、遅滞なく当該換地計画に係る既登記の土地及び建物について登記を申請しなければならない。

（土地改良区の協議請求）

第五十六條　土地改良区は、かんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行う者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。

2　前項の規定による協議をすることができない場合、又は協議がとのわない場合には、当該土地改良区は、都道府縣知事に裁定を申請することができる。

3　前項の裁定をする場合には、第六條第二項の規定を準用する。

4　第二項の裁定があつたときは、当事者は、その裁定の定めるところに従い協定しなければならない。

（施設の管理）

第五十七條　土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じたかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

第二目　権利関係の調整

（組合員の使用収益権）

第五十八條　組合員は、その者が地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利に基き使用し、又は収益している土地につき土地改良事業の成果を公正に享受するため、地上権、永小作権若しくは質権を設定する契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約の変更に関し、その契約の相手方に対して協議を求めることができる。

官報

号外

昭和二十四年五月二十四日

○第五回國會 参議院会議録第三十二号（其の四）

（償還すべき有益費）

第五十九條　土地改良事業に費された有益費を民法の規定により償還する場合には、償還すべき額は、同法第百九十六條第二項本文の規定にかかわらず、増價額とする。

（組合員でない者の地代等の減額又は拂戻の請求）

第六十條　土地改良事業によつて地上權、永小作權、地役權又は賃借權の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地（地役權者の場合にあつては、当該承役地）に関し組合員でない地上權者、永小作權者、地役權者又は賃借人は、地代、小作料、地役の対價若しくは賃借料の相当の減額又は前拂した地代、小作料、地役の対價若しくは賃貸料の相当の拂戻を請求することができる。

（組合員でない者の權利の放棄等）

第六十一條　土地改良事業によつて地上權、永小作權若しくは地役權を設定し、又は賃借し、若しくは使用借した目的を達することができなくなつた場合には、当該土地（地役權者の場合にあつては、当該承役地）に関し組合員でない地上權者、永小作權者、地役權者、賃借人又は借主は、その權利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2　前項の規定により放棄又は解除をする場合において、同項に掲げる者（地役權者を除く。）が当該土地を賃貸し、又は使用貸しているときは、その者は、賃借人又は借主の同意を得なければならない。同項に掲げる地役權者が当該要役地につき地上權若しくは永小作權を設定し、又はその土地を賃貸し、若しくは使用貸しているときも、また同様とする。

3　第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。但し、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地（地役權者の場合にあつては、当該承役地）に関してその組合員である者に対して、求償することができる。

（組合員の地代等の増額請求）

第六十二條　土地改良事業によつて地上權、永小作權、地役權又は賃借權の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地に関し組合員である所有者又は賃貸人は、地代、小作料、地役の対價又は賃貸料の相当の増額を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、同項に掲げる權利を有する者は、その權利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免かれることができる。

（地役權の効力）

第六十三條　換地計画に係る土地の上に存する地役權は、第五十二條第八項の規定による公告があつた後でも、なお従前の土地の上に存する。

2　土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役權は、消滅する。

3　土地改良事業によつて従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役權者は、その利益を保存する範囲内において、地役權の設定を請求することができる。但し、第六十條の規定による請求に基く地役の対價の減額があつた場合には、この限りでない。

（請求の期限）

第六十四條　第五十二條第八項の規定による公告があつた日から三十日を経過したときは、第六十二條第二項の場合を除いて、前四條の規定による賃貸借の解除、地上權若しくは永小作權の放棄、地役權の放棄若しくは設定又は賃貸借料、地代、小作料若しくは地役の対價の減額、拂戻若しくは増額の請求をすることができない。

（農地調整法の適用）

第六十五條　第五十八條から前條までの規定は農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の適用を妨げない。

第四款　土地改良区の地区変更、解散及び合併

（地区変更）

第六十六條　土地改良区は、地区の変更についての定款の変更の認可を申請しようとする場合において、新たに地区に編入すべき土地があるときは、定款及び土地改良事業計画を公告して、編入すべき土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

2　地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。

（解散）

第六十七條　土地改良区は、左に掲げる事由によつて解散する。

一　総会の議決

二　第百三十五條の規定による解散を命ずる裁判

三　合併

2　総会の議決による解散は、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散したときは、都道府縣知事は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4　土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く。）に対抗することができない。

（清算人）

第六十八條　土地改良区が解散したときは、合併によつて解散した場合を除いて、理事がその清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

（清算人の財産調査義務）

第六十九條　清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（残余財産処分の制限）

第七十條　清算人は、土地改良区の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

（清算人の決算報告義務）

第七十一條　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（合併の議決）

第七十二條　土地改良区は、合併をしようとする場合には、総会にお

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

いてその旨を議決しなければならない。

（吸収合併）

第七十三條　合併をする土地改良区の一方が合併後存続する場合には、その土地改良区は、関係各土地改良区の合併の議決書を添附して第三十條第二項の規定による定款の変更の認可を申請しなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の認可をしたときは、遅滯なく、合併後存続する土地改良区については、第三十條第三項の規定による公告、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告をしなければならない。

3　第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員を除く。）に対抗することができない。

（新設合併）

第七十四條　合併によつて土地改良区を設立しようとする場合には、関係各土地改良区の総会で組合員のうちから選挙した者が第五條の申請人となり、設立に必要な行爲をしなければならない。

2　前項の場合において、第五條第一項の規定による申請をするには、関係各土地改良区の合併の議決書を添附しなければならない。

3　第一項の場合において、都道府縣知事は、第十條第一項の認可をしたときは、遅滯なく、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告、合併によつて設立した土地改良区については、同條第三項の規定による公告をしなければならない。

4　第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員を除く。）に対抗することができない。

（合併による権利義務の承継）

第七十五條　合併後存続する土地改良区又は合併によつて成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務（その土地改良区がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第七十六條　土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三條（清算法人）、第七十五條（裁判所による清算人の選任）、第七十六條（清算人の解任）、第七十八條から第八十條まで（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権）、第八十二條（解散・清算の監督）及び第八十三條（清算結了の届出）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第二項（法人の解散・清算の監督の管轄）、第三十六條（検査人の選任）、第三十七條ノ二（裁判所の選任した清算人・検査人の報酬）、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項（裁判所の監督上の調査等）、第百三十六條（清算事件の管轄）、第百三十七條（清算人の選任・解任の裁判）及び第百三十八條（清算人不適格者）の規定を準用する。

第五款　土地改良区連合

（設立）

第七十七條　土地改良区は、その事業の一部を共同して行うため、土地改良区連合を設立することができる。

2　土地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を協議して定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

（名称独占）

第七十八條　土地改良区連合は、その名称中に土地改良区連合という文字を用いなければならない。

2　土地改良区連合でないものは、その名称中に土地改良区連合という文字を用いてはならない。

（定款）

第七十九條　土地改良区連合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び認可番号
二　所属土地改良区
三　事業
四　事務所の所在地
五　経費の分担に関する事項
六　役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
七　議員に関する事項
八　事業年度
九　公告の方法

2　事業年度については、省令で定める。

（総会の組織）

第八十條　土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がその組合員のうちから選出する。議員で組織する。

2　土地改良区連合は、総代会を設けることができない。

（所属土地改良区の増減）

第八十一條　土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によつて、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

（役員）

第八十二條　理事は、定款の定めるところにより、議員のうちから総会で選挙する。

（合併の禁止）

第八十三條　土地改良区連合は、合併をすることができない。

（土地改良区に関する規定の準用）

第八十四條　土地改良区連合については、この法律に特別の定のある場合を除いては、土地改良区に関する規定を準用する。

第二節　國又は都道府縣の行う土地改良事業

（申請）

第八十五條　第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について國又は都道府縣が土地改良事業を行うべきことを、國が行うべきもの（以下「國営土地改良事業」という。）にあつては農林大臣に、都道府縣が行うべきもの（以下「都道府縣営土地改良事業」という。）にあつては、都道府縣知事にそれぞれ申請することができる。

2　前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府縣知事に提出しなければならない。

（申請の予備審査）

第八十六條　前項の規定による申請があつた場合には、都道府縣知事は（その申請に係る國営土地改良事業の地域が二以上の都府縣の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府縣の知事がその協議により）、その申請に係る事項につき予備審査を行わなければならない。

2　前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。

3　都道府縣知事又は当該関係都道

府縣知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適当とする旨の決定をしたときは、遅滯なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。

(國営土地改良事業計画及び都道府縣営土地改良事業計画)

第八十七條　農林大臣が前條第三項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府縣知事が同條第一項の規定により適当とする旨の決定をしたときは、農林大臣又は都道府縣知事は、それぞれ、その進達又は決定に係る國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。

2　前項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

3　農林大臣又は都道府縣知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

4　当該事業の利害関係人は、当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、それぞれ、農林大臣又は都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

5　農林大臣又は都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

6　國又は都道府縣は、第四項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

7　農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による進達又は決定がない場合においても、自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地についての第二條第二項第三号に掲げる事業又は同項第四号に掲げる事業を行うため、國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業の計画を定めることができる。この場合には、第三項から前項までの規定は適用しない。

8　前項の規定は、同項に規定する土地であつて、その土地につき耕作すべき者が賣渡を受け、若しくは定住したもの又は耕作が開始されているものについては適用しない。

(急施の場合)

第八十八條　災害のため急遽に第二條第二項第五号に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、國又は都道府縣は、前條の規定にかかわらず、應急工事計画を定めてその事業の工事に着手することができる。

(工事の委任)

第八十九條　農林大臣は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の工事の一部を都道府縣知事に行わせることができる。

(國営事業の負担金)

第九十條　國は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域内に包括する都道府縣に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の都道府縣は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴收することができる。

3　前項に掲げる者が國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府縣は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴收することができる。

4　前二項の場合において、第八十七條第七項又は第八十八條の規定による國営土地改良事業に係る負担金の徴收については、都道府縣は、その徴收を受けるべき者の同意を得なければならない。

5　第二項又は第三項の処分を受けた者は、その処分について異議があるときは、前項に規定する場合を除いて、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

6　第二項及び第三項の負担金は、第八十七條第七項又は第八十八條の規定による國営土地改良事業に係るものを除いて、地方税の滯納処分の例によつて、これを徴收することができる。但し、先取特権の順位は、府縣税に次ぐものとする。

(都道府縣営土地改良事業の分担金)

第九十一條　都道府縣は、政令の定めるところにより、都道府縣営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十七條の分担金を徴收することができる。この場合には、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第九十二條　國営土地改良事業又は都道府縣営土地改良事業を行つた場合には、第五十九條、第六十二條及び第六十五條の規定を準用する。この場合において、第六十二條第一項中「組合員」とあるのは、「第九十條第二項の負担金又は第九十一條の分担金を分担した者(第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴收される金銭に充てるため土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴收する金銭を負担した組合員を含む。)」と読み替える。

(かんがい排水施設等の國又は都道府縣への移管)

第九十三條　國は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設を國において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設を管理することができる。

2　都道府縣は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設又は堤立地若しくは干拓地の堤を都道府縣において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設又は堤を管理することができる。

(國有土地物件の管理及び処分)

第九十四條　左に掲げるものであつて普通財産であるものは、農林大臣が管理し、又は処分する。

一　國営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

二　第百二十條の規定により收用し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

三　國有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

2　農林大臣は、前項各号に掲げるものを、都道府縣、市町村又は土

地改良区その他農林大臣の指定する者に管理させることができる。

3　第一項各号に掲げるものの管理又は処分及び前項の規定による管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

第三節　農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業

（事業の開始等）

第九十五條　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行おうとする場合、又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、規約及び土地改良事業の計画の概要を定め、その事業についての予備審査を都道府縣知事に申請しなければならない。

2　農業協同組合又は農業協同組合連合会は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、規約及び土地改良事業の計画の概要につき総会の議決を経、且つ、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3　第一項の場合には、第六條から第九條まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4　都道府縣知事は、前項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

5　前項の認可のあつた規約若しくは土地改良事業計画を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、前四項及び第四十八條第六項の規定を準用する。

6　規約若しくは土地改良事業計画の決定若しくは変更又は土地改良事業の廃止は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員及び第二項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

（土地改良区に関する規定の準用）

第九十六條　前條の規定により行う土地改良事業には、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十一條、第五十二條第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで、第五十三條から第五十五條まで並びに第五十七條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「土地改良区」とあるのは、「農業協同組合、農業協同組合連合会又は数人共同して土地改良事業を行う者」と、第五十二條第三項中「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。」とあるのは、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。」と読み替える。

第三章　市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合

（市町村農地委員会の交換分合計画の決定手続）

第九十七條　権原に基き耕作の業務を営む者二人以上が、省令の定めるところにより、これらの者が耕作の目的に供している農地を含む一定の農地を定め、その農地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農地に関し第二條第二項第六号に掲げる事業（以下「交換分合」という。）を行うべきことを請求した場合において、その農地が一市町村の区域内にある場合にあつては当該市町村の農地委員会が、その農地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係市町村の農地委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

2　前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、交換分合すべき農地が一市町村の区域内にある場合にあつては当該市町村農地委員会が、その農地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係市町村農地委員会がその協議により、省令の定めるところにより、交換分合を行うべき農地及び交換分合計画の概要を公告し、その農地について前項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農地につき交換分合計画を定めることができる。

3　前二項の規定により市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならない。

4　前項の場合において、当該農地の全部又は一部が土地改良区の地区内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならない。

5　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換分合を行うため交換分合計画を定めない場合には、その請求をした者は、その期間経過後六十日以内に、都道府縣農地委員会に対して、その市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会にその交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

6　都道府縣農地委員会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その請求のあつた農地の全部又は一部に関し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。

第九十八條　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定により交換分合計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書を縦覧に供しなければならない。

2　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

3　前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会にこれを申し立てることができる。但し、第一項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

4　市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による申立を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

5　前項の規定による決定に対して不服がある申立人は、都道府縣農地委員会に訴願をすることができる。但し、その決定後十日を経過したときは、この限りでない。

6　都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書に規定する期間満了後六十日以内にこれを裁決しなければならない。

7　第三項の異議の申立がないとき、異議の申立があつた場合において、そのすべてについて第四項

の規定による決定があり、且つ、第五項の訴願の提起がなかつたとき、又は訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

8　都道府県農地委員会は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

9　第一項、第二項又は第四項の場合において、関係市町村農地委員会が公告、縦覧又は通知をするには、そのすべてがこれを行わなければならず、異議の決定をするには、そのすべてが協議してこれをしなければならない。

（土地改良区の交換分合計画の決定手続）

第九十九條　土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2　前項の規定により交換分合計画を定める場合には、第五十二條第三項から第五項までの規定を準用する。

3　第一項の認可を申請するには、その申請書に関係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から六十日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

4　前項但書の場合において、第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、関係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書の写を縦覧に供しなければならない。

6　前項の規定による公告があつたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての前條第二項に掲げる権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

7　前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、第五項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

8　都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第五項の縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

9　都道府県知事は、前項の規定による決定をするには、都道府県農地委員会の意見をきかなければならない。

10　都道府県知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。

11　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（農業協同組合の交換分合計画の決定手続）

第百條　農業協同組合は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農地について第九十七條第一項に掲げる権利を有する者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2　前項の場合には、前條第三項から第十一項までの規定を準用する。

（交換分合計画の定め方）

第百一條　交換分合計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

2　処分の制限がある農地であつて省令で定めるもの及び地上権、永小作権又は賃借権が設定された農地であつて当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつているものに関しては、交換分合計画を定めることができない。

第百二條　農地の所有権についての交換分合については、交換分合計画において、交換分合により所有者が取得すべき農地及び失うべき農地並びに所有権の移転の時期を定めなければならない。

2　前項の場合において、所有者の取得すべきすべての農地と失うべきすべての農地とは、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を、省令の定めるところにより、総合的に勘案して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

3　第一項の場合には、所有者が取得すべきすべての農地に、その地積及び価格において、その者が失うべきすべての農地は比べて二割以上の増減があつてはならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

4　第二項の場合において、所有者が取得すべき農地と失うべき農地とが地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等により相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

第百三條　前條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、これらの権利に代るべき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間その他の條件を定めなければならない。

2　前項の場合には、当該権利を設定すべき農地は、所有者が所有し、又は取得すべき農地であつて、その価格がその設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の価格と同等以上のものでなければならない。

3　第一項の場合において、当該所有者が前條第四項の規定による清算金を取得すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を設定すべき農地は、その清算金の限度内において、その設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の価格より低い価格の農地でよい。この場合には、これらの価格の差額に相当する現在の権利の及ぶべき清算金の額を定めなければならない。

4　第一項の場合には、設定すべき権利の存続期間は、その権利に照應する現在の権利の残存期間とし、その他の條件は、現在の権利の條件によらなければならない。

第百四條　第百二條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利があるときは、これらの権利に代るべき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間、対償その他の條件を定めなければならない。

2　前項の場合には、第百二條第二項から第四項まで及び前條の規定を準用する。

第百五條　第百二條第一項の場合において、当該交換分合により地役権を設定する必要があると認められるときは、その地役権を設定すべき土地、地役権者並びにその地役権の設定の時期及び地役権の目的その他の條件を定め、現に地役権を有する者がその権利を行使する利益を受ける必要がなくなると認められるときは、その権利及び消滅の時期を定めなければならない。

（交換分合の効果）

第百六條　第九十八條第八項又は第

九十九條第十一項（第百條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告があつたときは、その公告があつた交換分合計画の定めるところにより、所有權が移轉し、先取特權、質權、抵当權、地上權、永小作權、賃借權若しくは使用貸借による權利が設定され、又は地役權が設定され、若しくは消滅する。

2　前項の規定により先取特權、質權、抵当權、永小作權、賃借權又は使用貸借による權利が設定された場合には、これに照應する從前の權利は、これらの權利の設定された時において消滅する。但し、第百三條第三項（第百四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により先取特權、質權又は抵当權の及ぶべき額を定めた場合には、これらの權利は、この額の清算金については、なお存續するものとする。

（所有權以外の權利についての交換分合）

第百七條　農地の地上權、永小作權、賃借權又は使用貸借による權利についての交換分合には、第百二條から前條までの規定を準用する。

（清算金）

第百八條　第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつたときは、市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに從い清算金を支拂わなければならない。

2　前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに從い清算金を徴收することができる。

3　市町村農地委員会は、市町村又は農業協同組合に対し、政令の定めるところにより、前二項の規定による清算金の支拂及び徴收を委任することができる。

（農地の形質変更等の禁止）

第百九條　第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後は、その公告があつた交換分合計画において定める農地につき所有權その他の權利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府縣知事の許可を受けなければ、その農地の形質を変更してはならない。

（自作農創設特別措置法の先買權の特例）

第百十條　自作農創設特別措置法第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、交換分合計画の定めるところにより農地の所有權を移轉する場合には、適用しない。

2　交換分合計画の定めるところにより自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定による賣渡があつた農地の所有權を取得した者は、同法第二十八條第一項に規定する「農地の所有權を承継した者」（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）でないものとみなす。

3　交換分合計画の定めるところにより農地の所有權を移轉する者が、自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定によりその農地の賣渡を受けた者又はその者からその農地の所有權を承継した者である場合には、その者がその交換分合計画の定めるところにより取得すべき農地で同法第十六條又は第四十一條の規定により賣渡を受けた農地に照應するものとして市町村農地委員会が指定するものにつき、その取得の時期に同法第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による賣渡があつたものとみなす。

（農地以外の土地等の權利についての交換分合）

第百十一條　第九十七條から前條までの規定は、農地の集團化に伴つて行う農地の利用上必要な土地に関する權利、農業用施設に関する權利及び水の使用に関する權利の交換分合について準用する。

第四章　補則

（書類の送付に代る公告）

第百十二條　住所又は居所が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政廳又は土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があつた日に書類を発送したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

（処分等の行爲の承継人に対する効力）

第百十三條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行爲は、土地改良事業に関係がある土地、物件又は權利につき所有權その他の權利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

（分合筆手続の代行）

第百十四條　土地改良事業を行う者は、その事業を行うため土地を分筆し、又は合筆する必要がある場合には、その土地の所有者に代つて土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）第二十六條に規定する手続をすることができる。

（登記の特例）

第百十五條　土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定めることができる。

（他の登記の停止）

第百十六條　第五十二條第八項（第九十六條において準用する場合を含む。以下本條及び第百三十一條において同じ。）の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に関しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日附のある書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。

（施行に係る地域を数区に分けた場合）

第百十七條　土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各〻の区及びその区に係る土地改良事業は、第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條（第九十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第百十八條　左に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするために必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一　國若しくは都道府縣の職員

二　土地改良区の役職員

三　都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の委員又はこれらの委員会の事務に從事する者

四　第五條、第七條又は第八十五條の規定による申請をしようとする者

2　前項第四号の者が同項の行爲をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。

3　第一項の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号の者は前項の許可を受けたことを証する書面を携帶し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4　第一項の場合には、同項第一号の國若しくは都道府縣、第二号の

土地改良区、第三号の都道府縣農地委員会若しくは市町村農地委員会又は第四号の者は、同項に掲げる行爲によつて通常すべき損失を補償しなければならない。

5　第一項第一号から第三号までの者は、当該事業の施行に係る地域を管轄する登記所、漁業免許に関する登録の所管廳、土地台帳若しくは家屋台帳の所管廳又は市町村の事務所につき、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付を求めることができる。

（障害物の移轉等）

第百十九條　國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移轉し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（土地等の收用又は使用）

第百二十條　國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行に伴い用排水機又は地下水源の利用に関する設備を設置するために必要な土地を土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定により收用し、又は使用することができる。

2　前項の規定は、土地の所有権及び担保権以外の権利、土地に定着する物件又はこれに関する権利、土石砂れき又は水の使用に関する権利の收用又は使用に準用する。

（急迫の際の使用等）

第百二十一條　國、都道府縣又は土地改良区は、その管理するかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設（土地改良事業の工事中に係るものを含む。）の風雪、出水又は高潮若しくは土砂の崩かいによる急迫の災害を防ぐため必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又はその土石竹木その他の現品を使用し、若しくは收用することができる。但し、時價によりその損失の全額を補償しなければならない。

（損失補償）

第百二十二條　土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2　第十條第三項、第四十八條第七項、第八十七條第三項、第九十五條第四項（同條第五項において準用する場合を含む。）、第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を附加増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。但し、都道府縣知事の許可を受けてこれらの行爲をした場合には、この限りでない。

3　土地改良区の組合員は、第六十一條第三項及び第百十八條から前條までに規定する場合を除いては、その土地改良区の行う事業によつて受けた損失の補償を請求することができない。但し、規約に特別の定がある場合には、この限りでない。

（補償金等の供託）

第百二十三條　土地改良事業を行う者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第百十九條若しくは前條の規定による補償金を支拂う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出があつた場合には、この限りでない。

2　前項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に対して、その権利を行うことができる。

（數都府縣にわたる事項の処理）

第百二十四條　土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府縣にわたる場合には、この法律において都道府縣知事の権限に属された事項は、第八十五條及び第八十六條に規定するものを除いて、農林大臣が処理する。

（特別区等に対する規定の適用）

第百二十五條　この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に、市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会の設けられている市町村の地区にあつては地区農地委員会に適用する。

（補助金の交付及び被補助者に対する監督）

第百二十六條　國は、その予算の範囲内において、農地の改良、開発、保全又は集團化を行う者に対して補助金を交付することができる。

2　前項の補助金の交付を受けようとする者は、省令の定めるところにより、補助金の交付申請書を事業計画書、事業予算書その他必要な書類とともに農林大臣に提出しなければならない。

3　農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第百二十七條　農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を最もよく達成するため、補助金の交付を受ける者に対して、当該事業の施行に関し必要な指示を行い、当該事業の目的たる施設を検査し、報告書の提出を命じ、その他必要な処分をすることができる。

2　農林大臣は、前項に規定する者が補助金の交付の目的を達成し得ないと認められる場合には、その者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

3　返還すべき補助金は、地方公共團体が返還するものを除いて、國税滞納処分の例によつて徴收することができる。但し、先取特権の順位は、國税に次ぐものとする。

第百二十八條　農林大臣は、都道府縣に対するものを除いて、政令の定めるところにより、前二條の規定による権限の一部を都道府縣知事に行わせることができる。

第百二十九條　前三條に規定するものの外、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（異議の申立に関する期間の計算等）

第百三十條　この法律の規定による異議の申立の期間の計算をする場合には、郵便物の輸送に要した日數は、期間に算入しない。

2　異議の申立は、期間が経過した後においても、容認すべき事由があると認めるときは、なお受理することができる。

3　異議の申立又は裁定の申請に対する決定又は裁定は、文書をもつてし、その理由を附してこれを当事者に交付しなければならない。

（権利変動の通知）

第百三十一條　第五十二條第八項の規定による公告前において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移轉、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滯なくその旨をその土地改良事業

を行う者に通知しなければならない。

第五章　監督

（報告の徴取）

第百三十二條　農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴することができる。

（業務状況の検査）

第百三十三條　土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑があることを理由として検査を請求した場合には、都道府縣知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

2　農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認める場合には、何時でも、その業務又は会計の状況を検査することができる。

（違反行爲に対する措置）

第百三十四條　農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による検査を行つた場合において、当該土地改良区又は数人共同して土地改良事業を行う者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（解散を命ずる裁判）

第百三十五條　土地改良区が第十五條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、農林大臣又は都道府縣知事の申立により、その土地改良区の解散を命ずることができる。

2　前項の規定による事件は、当該土地改良区の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3　第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

（決議、選挙等の取消等）

第百三十六條　土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは議員の選挙の方法が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由としてその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、都道府縣知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2　前項の規定は、第四十八條第二項及び第五十二條第三項（第九十六條、第九十九條第二項及び第百十一條において準用する場合を含む。）の会議に準用する。

第六章　罰則

第百三十七條　第百九條（第百十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十八條　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第百十八條第一項の規定により國又は都道府縣の職員が行う測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第百十九條の規定により國又は都道府縣の職員が行う移轉、除去又は取りこわしを拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第百二十七條第一項又は第百三十三條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第百二十七條第一項又は第百三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百三十九條　土地改良事業の施行に関して設けた標識を移轉し、汚損し、き損し、又は除去した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十條　土地改良区の役員若しくは総代又は土地改良区連合の役員若しくは議員が、その職務に関して賄ろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2　前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことに関し賄ろを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に関し請託を受けて第三者に賄ろを供與させ、又はその供與を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知つた第三者の收受した賄ろは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第百四十一條　前條第一項から第三項までに掲げる者に対して賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2　前條の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第百四十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第百三十七條及び第百三十八條に規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

第百四十三條　左の場合においては、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一　第十五條に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二　第四十一條第一項の規定に違反したとき。

三　第六十九條又は第七十一條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第七十條の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配したとき。

五　第七十六條において準用する民法第七十九條の期間内に債權者に弁済をしたとき。

六　この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第百四十四條　左の場合においては、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　第二十條の規定に違反したとき。

二　第二十五條第一項、第二十六條又は第二十七條の規定に違反したとき。

三　第二十九條第一項の規定に違反して書類を備えず、若しくは保存せず、又は同條第二項の規定による省令に違反してその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四　第二十九條第三項の規定に違

反して書類の閲覧を拒んだとき。

五　第百三十四條の規定による命令に違反したとき。

第百四十五條　第十四條第二項又は第七十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附・則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

土地改良法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十三日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

土地改良法施行法案

土地改良法施行法

（耕地整理法の廃止）

第一條　耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）は、廃止する。

（現存の耕地整理等）

第二條　耕地整理法第三條第一項の認可を得て開始し、この法律施行の際現に施行中の耕地整理（耕地整理完了後に必要なすべての手続を含む。以下この項において同じ。）並びに同法第五十條又は第八十一條ノ二の規定により設立され、この法律施行の際現に存する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会及びその行う耕地整理については、同法（同法に基く命令を含む。）の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

2　前項に規定する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会でこの法律施行の日から起算して三年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

（現存の耕地整理年期等）

第三條　この法律施行の際現に耕地整理年期を有する土地及び前條第一項に規定する耕地整理を施行した土地の耕地整理年期の取扱については、なお従前の例による。この法律施行の際現に存する特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十四條第三項に規定する配当金の取扱についても、また同様とする。

（この法律施行前の行爲に対する耕地整理法の適用等）

第四條　この法律施行前（第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効前。以下本條において同じ。）にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効後）でも、耕地整理法の規定は、なおその効力を有する。この法律施行前にした行爲に対する異議の申立、訴願、訴訟又は耕地整理法第八十七條の規定による補償金額決定の請求について、及び他の法令において準用される範囲内においても、また同様とする。

（耕地整理組合の土地改良区への組織変更）

第五條　耕地整理組合でその組合員の三分の二以上がその地区内にある土地につき土地改良法（昭和二十四年法律第　号）第三條に規定する資格を有する者であるものは、第二條第二項に規定する期間内に、その組織を変更して土地改良区となることができる。

2　耕地整理組合は、前項の規定により土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行爲をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、総会の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4　前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

5　都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6　第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

7　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しない場合には、その者及び当該土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその耕地整理組合の事業に関する権利義務につき必要な決済をしなければならない。

8　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者は、その耕地整理組合が土地改良区になる前に生じたその耕地整理組合の債務については、耕地整理法第八十一條の規定による責任を免かれることができない。

9　前項の責任は、第六項の規定による公告があつた後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

10　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、組合員でその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部につき耕地整理組合員たる資格を有しなかつたものに対し、その全部又は一部の土地についてはその耕地整理組合の事業に要した経費に充てるための金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができない。

11　耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、前項に掲げる組合員から定款の定めるところにより、その者がその全部又は一部の土地につきその土地改良区の管理する施設により受けるに至つた利益に相当する金額をこえない額の金銭を徴収することができる。この場合には、土地改良法第三十八條の規定を準用する。

（耕地整理組合れん合会の土地改良区連合への組織変更）

第六條　耕地整理組合れん合会は、そのすべての所属組合が前條の規定により土地改良区となる場合には、第二條第二項に規定する期間内にその組織を変更して土地改良区連合となることができる。

2　耕地整理組合れん合会は、前項の規定により土地改良区連合となるには、省令の定めるところにより、所属組合の協議によつて、規約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区連合となるのに必要な行爲をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3　第二項の認可及び当該各所属組合に対する前條第二項の認可は、同時にしなければならない。

4　第二項の認可があつた場合には、前條第五項及び第六項の規定を準用する。

（北海道土功組合法の廃止）

第七條　北海道土功組合法（明治三十五年法律第十二号）は、廃止する。

2　北海道土功組合については、第二條、第四條及び第五條（第五條第三項後段を除く。）の規定を準用する。

3　北海道土功組合は、前項において準用する第二條第二項の規定により解散したときは、清算をしなければならない。

4　北海道土功組合は、前項の規定による清算の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

（水利組合法の一部改正）

第八條　水利組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水害予防組合法

「水利組合」を「水害予防組合」に、「水利組合聯合」を「水害予防組合聯合」に改める。

「府縣知事」を「都道府縣知事」に、「府縣吏員」を「都道府縣吏員」に改める。

「監督官廳」を「監督行政廳」に、「第一次監督官廳」を「第一次監督行政廳」に改める。

「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「水利土功」を「堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦」に改め、「府縣其ノ他ノ」を削る。

第四條から第七條までを次のように改める。

第四條乃至第七條　削除

第九條を次のように改める。

第九條　削除

第十條第一項但書を削る。

第十三條第一項を削る。

第十四條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第十五條第一項中「普通水利組合ニ在リテハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ得テ之ヲ行ヒ水害予防組合ニ在リテハ」を削り、同條第二項但書中「水害予防組合ニ於テ」を削り、同條第四項及び第五項を削る。

第二十條第五項を削る。

第二十一條第三項中「訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願スル」に改め、同條第四項中「第二十條第六項」を「前條第五項」に改める。

第二十三條第二項第六号中「加入金」を削る。

第三十條中「及普通水利組合ノ廃置分合又ハ区域ノ変更」を削る。

第三十一條中「市制町村制ノ」を「地方自治法中市町村ニ関スル」に改める。

第三十三條第一項中「官吏」を「都道府縣吏員」に改める。

第三十四條第一項中「官吏管理者タル場合」を「都道府縣吏員管理者タル場合」に改め、「官吏又ハ」を削る。

第三十七條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十九條第三項及び第四十一條第二項中「及訴訟」を削る。

第四十四條第一項中「官吏又ハ」を「都道府縣吏員又ハ」に改め、「官吏、」を削る。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條　組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ依ル土地、家屋及工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

第四十九條第二項中「水害予防組合に在リテハ」を「組合ハ」に改める。

第五十條第二項を次のように改める。

出水ノ危険アルトキニ限リ管理者警察官警察吏員又ハ監督行政廳ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合区域内ノ総居住者ヲシテ防禦ニ従事セシムルコトヲ得但シ其ノ危険カ去リタリトキハ此ノ限ニ非ス

第五十九條第二項中「加入金」を削り、同條第三項及び第四項中「訴願シ其ノ裁定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願スル」に改める。

第六十七條及び第六十九條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改める。

第七十二條第三項中「上級監督官廳」を「上級監督行政廳」に、「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第七十三條第二項を削る。

第七十六條第一項中「当該官廳」を「当該行政廳」に、同條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改め、同條第三項を削る。

第七十八條第四号中「加入金」を削る。

第八十條中「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第八十四條中「数府縣」を「数都府縣」に、「関係府縣知事」を「関係都府縣知事」に改める。

第八十五條を次のように改める。

第八十五條　削除

（現存の水利組合等）

第九條　水利組合法の規定により設立された普通水利組合又は普通水利組合れん合については、第二條及び第四條から第六條まで並びに第七條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第五條第三項中「総会」とあるのは、「組合会」と、「総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二」とあるのは、「議員定数の三分の二」と読み替える。

第十條　水利組合法の規定により設立され、この法律施行の際現に存する水害予防組合でかんがい排水に関する事業を兼営するものについては、第八條の規定にかかわらず、改正前の同法第九條第一項の規定は、なおその効力を有する。

（他の法令中の水利組合に関する規定の読替）

第十一條　他の法令中「水利組合」とあるのは、政令で特別の定をする場合を除いて、「水害予防組合」と読み替える。

（農業用の施設等に関する協議請求）

第十二條　土地改良区又は土地改良区連合は、この法律施行後その事業を完了した耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会又は北海道土功組合、普通水利組合若しくは普通水利組合れん合に対し、省令の定めるところにより、その事業の完了の時においてこれらの者の所有し、又は管理していたかんがい排水施設、農業用道路その他の農地の保全又は利用上必要な施設でその土地改良区又は土地改良区連合の地区内にあるものの譲渡又は移管に関する協議を求めることができる。

2　前項の規定による協議をすることができないとき、又は協議がととのわないときには、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見をきき、当該施設を所有し、又は管理する者に対して條件を求めてその施設の譲渡又は移管を命ずることができる。

3　前項の規定による譲渡又は移管の命令があつたときは、当事者間に第一項の協議がととのつたものとみなす。

4　第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができい。

5　前三項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

（公有水面埋立法の一部改正）

第十三條　公有水面埋立法（大正十

年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。

第二十六條中「耕地整理法第十一條」を「土地改良法第五十條」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（日本勸業銀行法の一部改正）

第十四條　日本勸業銀行法（明治二十九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ施行スル場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（北海道拓殖銀行法の一部改正）

第十五條　北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）を次のように改正する。

第八條第二項中「耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ行フ場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（北海道拓殖銀行法の一部改正）

第十五條　北海道拓殖銀行法（明治三十二年法律第七十六号）を次のように改正する。

第八條第二項中「耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業」を「土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ行フ場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合」に、「共同施行者」を「数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十六條　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條中「耕地整理組合聯合会」を「土地改良区連合」に、「耕地整理組合」を「土地改良区」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理組合及び耕地整理組合れん合会については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部改正）

第十七條　社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條及び第五條中「耕地整理法」を「土地改良法」に、「耕地整理」を「土地改良事業」に改める。

2　第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（國有財産法の一部改正）

第十八條　國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「水利組合及び北海道土功組合」を「水害予防組合及び土地改良区」に改める。

2　第九條に規定する普通水利組合及び第七條第二項に規定する北海道土地組合については、前項の規定にかかわらず。なお從前の例による。

（事業者團体法の一部改正）

第十九條　事業者團体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「イ　北海道土功組合法」を「イ　旧北海道土功組合法」に、「ニ　耕地整理法」を「ニ　旧耕地整理法」に、「ハ　水利組合法（明治四十一年法律第五十号）」を「ハ　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）」に改め、「ナ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）」の次に「ラ　土地改良法（昭和二十四年法律第　号）」を加える。

（登録税法の一部改正）

第二十條　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第八号ノ二中「所有権の取得」を「所有権又は土地ノ賃借権の取得又は保存」に改め、同條第十六号ノ二を削り、同條第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　土地改良法ニ依ル土地改良事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記

（土地台帳法の一部改正）

第二十一條　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

土地台帳法目次中「第四章　審査、訴願及び訴訟」を「第四章　審査、訴願及び訴訟　土地改良事業施行地域の特例」に改める。

第三十七條の次に次の一章を加える。

第四章の二　土地改良事業施行地域の特例

第三十七條の二　土地改良法（昭和二十四年法律第　号）の規定による土地改良事業（以下土地改良事業と略称する。）の施行に因る土地の異動については、第十條に規定する申告は、同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、縣農業協同組合連合会又は同法第九十五條第一項に規定する共同施行者（以下土地改良事業施行者と総称する。）が行うものとする。

第三十七條の三　第十二條第一項の規定により賃貸価格を一般に定める場合においては、土地改良事業の工事着手後第三十七條の六第二項の規定による賃貸価格配賦前の土地については、当該工事着手当時における当該土地の狀況を基準として第十二條第一項に規定する区域を定めなければならない。

第三十七條の四　土地改良事業の施行に因る土地の異動については、第十八條、第十九條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十條及び第三十二條乃至第三十四條の規定は、これを適用しない。

第三十七條の五　政府は、土地改良事業を施行した土地については、土地改良事業施行者の申告により（土地改良事業施行者の申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、政府の調査による。以下同じ。）第三十七條の六第一項但書に規定する土地を除き、第十七條の例に準じ、その仮賃貸価格を定める。

政府は、仮賃貸価格を定めたときは、土地改良事業を施行した地域（土地改良法第百十七條の規定により数区に分けられた場合には、その各〻の区の地域とする。以下土地改良事業施行地域という。）について、当該地域内の土地の第三十七條の六第二項に規定する現賃貸価格の合計額（第三十七條の七第一項及び第三十七條の八第一項の規定により現賃貸価格の合計額に加算される價額を含む。）の仮賃貸価格の合計額に対する割合を定めて置かなければならない。

政府は、仮賃貸価格及び前項に規定する割合を定めたときは、これを土地改良事業施行者に通知しなければならない。

第三十七條の六　政府は、土地改良事業を施行した土地については、一筆ごとに地番を附し、その地目、地積及び賃貸価格を定める。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十四條（同法第五十條において準用する場合を含む。）の規定により所有権の取得があつた土地については、賃貸価格を定めない。

前項の賃貸價格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現賃貸價格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮賃貸價格に按分して配賦し、これを定める。

第三十七條の七　國有地（土地改良法第五十條第一項の規定により譲與したものを除く。）又は第二種地で土地改良事業の施行に因り第一種地となつたものについては、前條第二項の規定により賃貸價格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地の從前の地域により当該土地改良事業の工事完了当時における当該土地の狀況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸價格を設定し、その價額を同項に規定する現賃貸價格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により設定した賃貸價格は、これを土地台帳に登錄しない。

第三十七條の八　土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があるときは、第三十七條の六第二項の規定により賃貸價格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手当時における当該土地の狀況を基準として、第十七條の例に準じその賃貸價格を修正し又は設定し、当該修正に因り増加した價額又は設定した賃貸價格に相当する價額を同項に規定する現賃貸價格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により修正し又は設定した賃貸價格は、これを土地台帳に登錄しない。

第三十七條の九　第三十七條の六第二項の規定により賃貸價格を配賦した土地については、土地改良事業の工事着手の年の翌年から起算して三十年間は、第十二條第一項又は第十五條の規定により賃貸價格を一般に定める場合において、これらの規定により定められるべき賃貸價格に相当する額に第三十七條の五第二項に規定する割合を乘じて得た額によつて当該土地の賃貸價格を定めるものとする。

第三十七條の六第一項但書に規定する土地については、前項に規定する期間、賃貸價格は、これを定めない。

この法律において前二項に規定する土地が前二項に規定する利益を有する期間を土地改良年期という。

第三十七條の十　土地改良年期中の土地が第二種地となつたときは当該土地につき地目変換があつたときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該土地の土地改良年期は、終了する。

第三十七條の十一　土地改良年期が終了したときは、政府は、その終了した年の翌年において、第十七條の例に準じ、当該土地の賃貸價格を修正し又は設定する。

第三十七條の十二　第三十七條の五第二項に規定する割合につき異議のある土地改良事業施行者は、同條第三項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第三十六條及び第三十七條の規定は、前項の審査の請求について、これを準用する。この場合において、第三十六條第一項中「前條」及び第三十七條第二項中「第三十五條」とあるのは、それぞれ「第三十七條の十二第一項」と読み替えるものとする。

（臨時宅地賃貸價格修正法の一部改正）

第二十三條　臨時宅地賃貸價格修正法（昭和二十四年法律　号）の一部を次のように改正する。

「耕地整理法」を「旧耕地整理法」に改める。

（農地開発法の効力の制限）

第二十三條　農地開発法（昭和十六年法律第六十五号）は、昭和二十五年十二月三十一日又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が農地開発営團につき特殊清算終了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

2　農地開発営團は、閉鎖機関令第三條第一項に規定する指定業務及び同令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。

3　この法律施行後は、農地開発法に基き新たに農地開発営團を設立してはならない。

附　則

この法律は、土地改良法施行の日から施行する。

〔桝見義男君登壇、拍手〕

○桝見義男君　只今議題となりました土地改良法案及び土地改良法施行法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず土地改良法案提案の趣旨及び内容について申上げます。農業経営の合理化、農業生産力の増大を期する上において、農地の改良、開発、保全及び交換分合による集團化等の施策が極めて有効且つ適切であることは申すまでもないところでございますが、御承知のように、これらのいわゆる土地改良事業の実施に関する法制といたしましては、古く明治時代に制定せられました耕地整理法、水利組合法及び北海道土功組合法が現在施行せられており、而もこれらの法制は農地改革が実行せられました今日の情勢の下におきましては、例えば耕地整理組合、水利組合、土功組合の組合員たる土地の所有者、即ち從來の地主が農地改革によつて今までの経済的地位に大きな変動を生じて、負担力の著るしい低下を來し、そのために旧來の法制の下におきましては、民間の土地改良事業には今後多くを期待し得ないような情勢変化を來しましたことと、たま〳〵右に申述べました現行の三つの法律によつて設立せられますところのそれ〴〵の組合は、その性格や事業も相互に極めて類似しておる関係もありますので、今回これらの法律を改廃統合いたしますと共に、新らしい情勢に即應した法制として、土地改良法を制定せんとするものでございまして、本法案の主なる内容は、第一に從來の耕地整理組合等に代る土地改良施行機関として、新たに土地改良区と称する團体制度を設け、この團体構成員は原則として関係地区の耕作者を以てすることを明らかにいたしますと共に、この團体の設立、管理事業施行方法等に関する詳細なる規定を設けておるのであります。第二の点は、國又は都道府縣の行う土地改良事業について、その事業開始の條件、事業実施の方法、受益者の負担制度等に関する規定を設け、第三には、農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業についての規定を設け、第四には、市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合の実施手続に関する規定を設けておるのでございます。

以上は土地改良法の提案趣旨及びその内容の骨子であります。

次に土地改良法施行法案について申上げますと、この法案は土地改良法の施行に伴つて、旧來の関係諸法令の整理改廃或いは既存の関係事業及び諸團体の切替え又は整理を当然行わなければなりませんので、これらの点を規定いたしました謂わば経過的法律でございます。

委員会といたしましては、この二つの法律を一括して審議いたしたのでございますが、最も問題となりましたのは、かねて本議場においてもしば〳〵

問題となりました公共事業費削減に伴う土地改良や災害耕地復旧に対する補助金の打切り、更に又資金融通に関する不徹底な対策等の問題でございまして、要するに如何に法制を整えても、最近の農村の実情から見て、特に計画的な予算的措置や、資金的措置による裏打ちが十分でなければ、法律の目的とする事業が実現しないばかりでなく、場合によつては、この繁雑な法律の規定に縛られたる中小農民の負担増を來したり、或いは法律の濫用に基く悪影響によつて却つてマイナスの効果を來しはしないかという点、そうして又一体政府は今後の予算的或いは資金的措置について、如何なる考慮と決意を有しておるのか、こういうような点に質疑が集中せられたのでありました。而してこの点については森農林大臣は、経済九原則に伴つてできました現在の予算的措置については、不十分で甚だ遺憾ではあるが、食糧増産の重要性に鑑み、本年度中においても若しその機会あらば、必ずこれが追加的措置を講じたいと思うし、資金的措置についても同様最善の努力をいたしたいとの答弁があり、青木安本長官からも同様趣旨の下に、預金部資金、対日援助見返資金等の活用等についても折角努力中との答弁がございました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、先ず緑風会の藤野委員から、一、土地改良及び災害復旧事業の緊急且つ重要性に鑑み、これが予算的措置及び資材の確保対策に万全を期すること、二、右の事業に最も必要な長期低利資金の確保についても同様の考慮を拂うべきこと、三、過去の実績に徴し、今後の土地改良事業の実施に当つては、設計の周到、実施の万全を期すること、以上の三希望條件を附して賛成の意見を述べられ、共産党の板野委員からは、先程申述べましたようないろいろの問題となるべき事項について強調せられますと共に、土地改良事業については全額國庫負担が行われなければ反対である旨の意見が開陳せられ、池田恒雄委員からは、土地改良法案の趣旨には必ずしも反対ではないが、政府の現在企図しておる土地改良事業には國土の総合的見地よりする計画性が欠けておるということを強調せられますと共に、本法案において新らしく設けんとする土地改良区の制度を、民主的な且つ極めて簡易化した制度にするため必要な修正意見の提案があつたのであります。討論終結後、土地改良法案及び土地改良法施行法案を一括議題として採決に付し、先ず池田恒雄議員提案の修正案を付議しましたところ、少数を以て否決され、かくして右二つの法案は、多数を以て衆議院送付、政府提出原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　両案に対し討論の通告がございます。池田恒雄君。

〔池田恒雄君登壇、拍手〕

○池田恒雄君　私はこの法案が本日この議場において決定されるということに対して反対するものであります。土地改良が必要であるということは、私は勿論人後に落ちない程認めておるのでございます。私はこの法案を見まして、土地改良が必要であり、急がなければならないから、この法案がより良いものに改められまして、そうしてこの國会を通過することを希望したのであります。それで若干の修正意見も申述べて見たのでございますが、帰するところ物にならなかつたわけであります。従つて私は本日この議場において、この法案が通過するということに反対しなければならないというようなことになつたわけであります。

私は、農民自身の組合によつて行う事業、こういうような建前にこの法案の組織はなつておるのでありますが、この法案では農民自身の組合によつて行う事業というものと國の行う事業というものに、はつきりした線を引く必要がある。それから、國土計画と治水、利水の関係をはつきりと規定する必要がある。土地改良について國の計画と責任をはつきりさせる必要がある。こういうふうに考えておるのであります。そうして、そういうことをはつきりさせないで法律を制定するということは非常に危險である。こういうふうに考えております。で、この法律では、土地改良区は農民に対して賦課金をかけることができます。賦役を課すことができます。土地の交換分合をやることもできるし、水利権を握ることもできるのであります。こういうふうに見まするというと、この土地改良法に定められておる土地改良区というものは、土地管理組合としての權能を與えられて持つておるということになるのであります。そういたしまするというと、このような性格を持つておれば、土地改良区は部落或いは村程度の小規模簡易なものと規定されるべきものであると、こういうふうに考えるのであります。そうしてその限度を超えるところの土地改良事業は、農民の力によつて管理するということは困難になるし或いは企画するということも困難になります。それで農民の自主性と民主性というものは稀薄になつて來る、或いはなくなつて來る、こういうことになります。従來政府の土木、治山、治水等の政策に関しましては、又非常に繩張り主義というものがあつたのでございますが、私は又この法案審議過程において、この法律案が、こういう重要な規定を持ちながら、非常に繩張り主義的な過程において立案されておる、こういうことに氣が付いたのであります。で、このことは、土木或いは治山、治水或いは利水というような事業について繩張り主義があつたということは、これは國会において大いに批判されたこともあつたわけであります。それですから、こういうような大規模な水を規制するところの法律は、こういう繩張り主義的なものを改めておらなければならないと、私はこう思うのであります。ところが、この法律の中では少しも改められてはおらないのであります。そうして、このことは、わざ〳〵農林委員会に建設大臣も建設次官も來て頂いたのでありますが、はつきりと改められておらないというふうな工合に申されておると言つてもよろしいと思うのであります。それでこの水の威力というものが天皇の権力よりも強大なものであるということは、歴史上の事実なんであります。如何なる暴君と雖も、水に抵抗するということはできなかつたのであります。（「それは本当だ」「たまには本当のことも言うよ」と呼ぶ者あり）従つて、土地改良の主眼というものは、水田の改良にあるのであります。この山林、河川に結合するところの廣大なる農地、いわゆる水田の水というものを規制する場合には、治水、利水を一元化したところの政策と立法を必要とする。こういうことになると私は考えておるのであります。この点は、建設省の方々もこの私の考え方には予算委員会でも大いに賛成をされておつたわけなんであります。ところが、この法案には、そういうところがちつとも見えておらないのであります。従つて、國土計画と國土政策というものが、この法案には確立されておつて、その一環としての土地改良法というものが制定されなければならないということになるのでありますが、それがこの法律にはないと言うのであります。つまり國土計画の一環として水利或いは土地改良の位置付けがされなければならないと、こういうふうに私は考えておるのであります。ところが國土政策の主管省であるところの建設大臣は、繰返して申しますが、この法案についていろ〳〵質問いたしまするというと、極めてちんぷんかんぷんであります。閣議で決定されておりますから、ここに提案されておるのでありますという答弁に過ぎないのであります。これは非常に私は不思議なことであると、こういうふうに考えます。このことは、日本の國土政策というものと農業土木政策というものが分裂しておるということを示すものであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）治水と利水とが分裂しておるということを示

すものであります。そして、このことは政策と予算を浪費するということを示しております。次々と我々は災害に見舞われて参りました。結局これは政策の分裂のために、堰堤から水が漏つて、我々は災害に悩んで來ておるのであります。

更に私は、農民の負担力、農民の組織力、農民の技術力、こういうものには一つの限界があることを申しました。で、土地改良水利事業、こういうものは、私は國の費用によりまして、又國土計画というものの下において実行されなければならない。私はこういう考え方を持つております。つまり農民の力の限界を超える威力を持つところの水を規制するところの事業というものは、國の費用で、國が責任を持つてやらなければならない。（「そうだ、尤もだ」と呼ぶ者あり）こういうふうに私は考えておる。ところが農民の事業と國の事業とを混線させたところのこの法律は、そういう点から行くと非常な危險を伴つておる。その点、政府は、國土計画について、治山、治水、利水について、何らの計画ある政策というものも、予算も、この國会においては準備しておらないということを申しておるのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり）そうして、そういう狀態において組織法だけを作るのであります。何の國策としての用意があるか。人民が組織を作ることができるというところの、そういう法律だけを作るということになれば、この組織法に対して思惑というものが起つて來るのであります。そうして思惑團体というものが発生いたします。そうして農地の荒廃に憂む農民を撚して、金を取つたり、人夫を徴発したり、或いは土地を動かしたり、國の援助や補助金の分取り合戦をやるというようなところの思惑的團体或いはブローカーというものが躍り出すのであります。党利党略のために、この團体と事業とを予算の分取りに利用するのであります。（「それが目的なんだよ」と呼ぶ者あり）そのことが更に建設省と農林省というものを盛んに喧嘩をさせるということになるのであります。政策をいよ〳〵以て分裂させ、そうして計画というものを混乱させ、日本において國土計画というものを不可能に陥れるということになるのであります。こういうような形においてこの法律が仕組まれておるのでありまして、それ故に私は反対の意見を持つておるのであります。つまり、こういうような狀態で発展して行くならば、國土計画の現在持つておる矛盾というものは、或いは又言葉を換えて言うと、官僚と地方のボスの結合ということによつて、永遠に済度し難いものになつて來ます。そうして反動的な事業に発展して行くと、こういうようないろ〳〵な危險を伴う故に、私は本日これがこの國会を通過することに対して反対しておるのであります。

新聞によりますると、九月頃には臨時國会が開かれるということを言つておるのであります。そのときは予算の補正を行うということを政府は言うておるようであります。それならば私は九月まで慎重審議されてはどうかと思います。政府は責任を持つて、今日の政府内部における國土計画、治山、治水における政策の分裂というものを克服したらどうかと思います。それ故に私は、こういう理由を挙げて、この危險なる土地改良法に対して、反動的に発展する可能性を持つところの土地改良法に対して反対するものであります。（「分つた」と呼ぶ者あり）若し私が大向うの人氣だけを煽るならば、私はこの名前のよろしい土地改良法案に対して反対はいたさないのであります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。これにて三十分間休憩いたします。

午後六時二十一分休憩

午後七時十分開議

○議長（松平恒雄君）　休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第四十三、昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書、日程第四十四、昭和二十二年度國有財産無償貸付狀況総計算書を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長奥主一郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

昭和二十四年五月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

國有財産法第三十四條及び第三十七條の規定によつて昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和二十二年度國有財産無償貸付狀況総計算書を別冊のとおり報告する。

（添付書類）

一、昭和二十二年度國有財産検査報告

一、昭和二十二年度國有財産増減及び現在額報告書

一、昭和二十二年度國有財産無償貸付狀況報告書

〔右書類は省略〕

〔奥主一郎君登壇、拍手〕

○奥主一郎君　只今議題となりました昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和二十二年度國有財産無償貸付狀況総計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

従來、國有財産の毎年度間における増減及び年度末における現在額は、國有財産法により内閣が國会に報告することに相成つておるのでありますが、昭和二十三年六月國有財産法が改正されました結果、昭和二十二年度からは右の外に國有財産を無償で貸付けたものの狀況をも報告することになつたものであります。

昭和二十二年度におきましては、一般会計、特別会計を通じまして、國有財産の増加しました額は四百九十七億余万円でありまして、減少しました額は二百二十一億余万円、差引純増加額は二百七十六億余万円であります。年度末、即ち昭和二十三年三月三十一日現在の國有財産は総額七百億余万円でありまして、この内訳は公用財産三百億余万円、営林財産百四十一億余万円、雑種財産二百四十八億余万円となつております。次に國有財産を無償で貸付けましたものは、一般会計、特別会計を通じまして、昭和二十二年度の増加額は五千七百余万円、減少額は二千三百余万円、差引純増加額は三千三百余万円でありまして、年度末の現在額は一億二百余万円となつております。

右二件につきましては、政府より詳細なる報告がありまして、委員会におきましては慎重審議いたしましたところ、國有財産の貸付料及び賠償金の徴收が遅れて未收になつているものが相当多額に上つており、又國有財産の管理について当を得ないと認められる事項も相当にあることが会計検査院の検査報告によつて明らかになつておるものでありますが、これについては政府の特別なる注意を喚起いたしまして、この二件の計算書はこれを承認することに異議がないと議決いたしました。よつて右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両件は委員長報告の通り承諾を與えることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第四十五、昭和二十二年度予備費使用総調書、日程第四十六、昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書、日程第四十

七、昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書、日程第四十八、昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（いずれも承諾を求める件）を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長奥主一郎君。

〔審査報告書は郵合により最終号に掲載〕

一昭和二十二年度予備費使用総調書

右は本院において別紙のものを除いて承諾することを議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十二日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

昭和二十二年度予備費使用総調書中

（一）内閣所管

経済安定本部機構拡充に必要な経費

経済安定本部

（部）行政部費

（款）内閣及各廳

（項）経済安定本部　五、八四一、〇〇〇円

（二）内閣所管

地方経済安定局設置に必要な経費

地方経済安定局

（部）行政部費

（款）内閣及各廳

（項）経済安定本部　六、三三七、〇〇〇円

（三）内閣所管

総理廳火災復旧に必要な経費

総理廳官房

（部）行政部費

（款）内閣及各廳

（項）総理廳　八、五〇〇、〇〇〇円

（四）文部省所管

北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費

工業専門学校

（部）教育文化費

（款）直轄諸学校費

（項）工業専門学校費　三〇〇、〇〇〇円

（五）運輸省所管

水路図誌回収に必要な経費

水路部

（部）行政部費

（款）運輸本省及各廳

（項）水路部　一、三三、〇〇〇円

〔審査報告書は郵合により最終号附録に掲載〕

一昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書

右は本院において承諾を與えることを議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十二日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

〔審査報告書は郵合により最終号附録に掲載〕

一昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）

一昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その1）

右は本院において承諾を與えることを議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十二日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

〔奥主一郎君登壇、拍手〕

○奥主一郎君　只今議題となりました四件、即ち昭和二十二年度予備費使用総調書、同じく特別会計予備費使用総調書、昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）及び同じく特別会計予備費使用総調書（その1）につき、國会の事後承諾を求める件に関する決算委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

先ず本四件の内容の大略を説明いたします。昭和二十二年度予備費使用総調書、及び同年度特別会計予備費使用総調書は、事後承諾を求めるため第二國会に提出されたものでありまして、決算委員会におきましては予備審査はいたしましたが、審議未了となつたのでありまして、改めて今次國会に提出されたのであります。

昭和二十二年度一般会計予備費の予算額は二十億円でありまして、そのうち使用された金額は十九億七千七百九十余万円であります。次に昭和二十二年度において予備費を使用した特別会計は地方分與税分與金、外七特別会計でありまして、その使用総額は四十八億八千九百四十余万円であります。昭和二十三年度一般会計予備費の予算額は六十五億円でありまして、そのうち同年十二月下旬までの間において五十一億千五百六十余万円を使用しておるのであります。又昭和二十三年度において予備費を使用した特別会計は專賣廳外九特別会計でありまして、その使用総額は二十二億八千六十余万円であります。

次に質疑應答のうち主なるものを御紹介いたします。

その一は、予備費は予見し難い予算の不足に充てるためのものであるから、重要事項については國会開会中には予備費の使用を行わず、必要の経費については追加予算を提出して國会の議決によることが適当であると思われるのに、國会開会中に重要事項につき使用せられている件数が非常に多数に上つているのは予備費使用の濫用でないかとの質問に対して、國会開会中には、法律の規定により当然支出しなければならないような費用とか或いは軽微の事項に関するもの以外は、予備費の使用を行わない方針が閣議で決定されており、政府においても、この方針を守つているが、特殊の事情等に基いて、止むを得ず、この範囲を脱しているものが多少ある。將来においてはこの閣議決定事項を厳守するよう努めるとの答弁がありました。その二は、予備費使用によつて行政機構の改変その他により政府職員定員の増加が行われているが、その増加した定員は何人であるかとの質問に対し、昭和二十二年度一般会計では二万六千八百余人、昭和二十三年度一般会計では三万二千余人、昭和二十二年度及び二十三年度特別会計においてそれぞれ千名未満の定員増加があつたとの答弁がありました。

次に予備費使用のうち特に問題とすべきものと認めましたものについてその要点を御報告いたします。

第一は、昭和二十二年度一般会計において文部省所管の廣島工業專門学校に関する三十万円であります。右は連合軍の命令による同校機械器具類の移轉費でありますが、連合軍の指令に基く官有物件の移轉費は終戦処理費で支弁することに大蔵省通牒によつて決定されており、又文部省においても、この旨管下各学校に通牒したにも拘わらず、誤まつて、予備費の使用決定を行つたものでありまして、その後、会計検査院の注意により、終戦処理費からこの費用を支出することに改めたのでありますから、この予備費使用決定は取消すべきものであります。第二は、同年度内閣所管経済安定本部の機構拡充に必要な経費であります。その行政部費の中に、電話交換機購入費として七百万円を積算しておりますが、その積算は過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められます。第三は、同年度内閣所管地方経済安定局設置に必要な経費であります。その行政部費の中に、電話交換機購入費として二千八百万円を積算しておりますが、その積算は過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められます。第四は同年度内閣所管の総理廳火災復旧に必要な経費であります。そのうち、中央公職適否審査委員会用調査票カード類の再調

達のため、印刷製本費として五百六十余円円を積算してありますが、その積算が過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められます。第五は、同年度運輸省所管水路図誌回収に必要な経費であります。右は第二復員局の廃止に伴い、同復員局保管の水路図誌回収に要する運搬経費として、百三十余万円の予備費使用の決定を受けたものでありますが、その積算は過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められます。以上が特に問題とすべきものについての御報告でありますが、議題となりました事後承諾を求める予備費使用調書に関しまして、衆議院におきましては、只今御報告いたしました五件を除いて承諾を與うべきものと議決して、本院へ送付されたのであります。

質疑が終りまして、討論に入りましたところ、一委員から昭和二十二年度一般会計については、只今御報告いたしました第一の文部省所管廣島工業専門学校に関するものは誤まつて予備費の使用を決定したもので、本來取消すべきものであるから、不承諾をすべきである。その他については、いずれもその使用決定には正当の根拠があると認められるから、承諾を與えるべきである。但し右に述べました第二乃至第五の四件は積算が過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められるから、内閣は將來このような失態を繰返すことのないよう厳重な注意を與うべきである。又昭和二十二年度特別会計、昭和二十三年度一般会計及び同特別会計については、いずれも承諾を與うべきであるとの意見が述べられました。

採決の結果、昭和二十二年度予備費使用総調書については、文部省所管の北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費の中、廣島工業専門学校に関する三十万円は不承諾、内閣所管の経済安定本部機構拡充に必要な経費、地方経済安定局設置に必要な経費、総理廳の火災復旧に必要な経費及び運輸省所管の水路図誌回収に必要な経費の四件は、厳重な警告付きで承諾、その他の各件並びに昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書、同二十三年度一般会計予備費使用総調書、同特別会計予備費使用総調書については、すべて承諾することに全会一致を以て議決いたしました。

この際特に御報告に加えたいことは、予備費使用の決定に当り積算過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認められるものがありますのは、結局予備費の濫用でありまして、甚だ遺憾とするところであります。予備費は内閣の責任において使用するのでありますから、内閣はその責任の重大性を痛感し、その使用決定に当つては細心の考慮を拂い、將來このような失態を繰返さぬよう厳重に注意すべきであるということが全員一致の強い意見であります。最後に國会開会中に新たな款項を設ける必要のあるもの、その他重大と認められる経費について、予備費の使用が行われているものがありますが、これは立憲精神並びに國会の予算審議権尊重の精神に反するものでありまして、誠に寒心に堪えないところであります。よつて内閣に対して次の事項を要望する次第であります。

内閣に対する要望事項

國会開会中には、新たな款項を設ける必要のあるもの、公務員定員の増加を伴うもの、行政機構の設置改廃を伴うもの、法律政令の改廃を伴うもの、その他一般に比較的重大と認められる経費の使用については追加予算の方法によるべきであつて、予備費の使用を行うべきでないことは、立憲精神並に國会の予算審議権尊重の精神に照して明らかであり、又現に昭和二十二年四月二十六日の閣議においても、このことを決定しているに拘わらず、これに反する予備費使用の決定がしば〳〵行われていることは誠に遺憾である。内閣はこの重大問題についてはその政治的責任を痛切に反省して、將來このような事態を繰返さないよう厳重な注意を拂うべきである。

右要望事項は全会一致を以ちまして議決いたしました。よつて右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。四件全部を問題に供します。委員長の報告は、昭和二十二年度予備使用総調書中、文部省所管北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費、工業専門学校、（部）教育文化費、（款）直轄諸学校費、（項）工業専門学校については承諾を與えるべきものにあらず、その他のものについては承諾を與えるべきものと決したとの報告でございます。右四件は委員長報告の通り決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないものと認めます。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第四十九より第七十六までの請願及び日程第二百十七より第二百二十七までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。商工委員会理事山田佐一君。

商工委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　教育映画の暗幕配給に関する請願

第十七号　坑木危機打開に関する請願

第百号　北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願

第百六十六号　日和田、平間両変電所間に送電線新設の請願

第二百二十六号　築上火力発電所建設再開に関する請願

第二百八十二号　猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願

第四百三十九号　岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試験所設置の請願

第四百四十六号　坑木生産供出あい路打開に関する請願

第四百八十五号　小清水村に水力発電所築設の請願

第五百七号　中小企業廳の拡充強化に関する請願

第五百三十四号　水害地衣料切符加配点数の現物化等に関する請願

第五百三十七号　労需用繊維品配給に関する請願

第六百五十六号　中國地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願

第七百六十二号　鶴岡繊維製品検査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願

第七百九十六号　岡山縣の電力増強対策に関する請願

第八百二十九号　猪苗代、八戸及び日和田、平間の各変電所間に送電線新設の請願

第九百二十号　北海道の石炭ちつ素工業用電力対策に関する請願

第九百八十六号　衣料品卸賣業者登録申請に関する請願

第千十二号　商工省工業技術廳の拡充整備に関する請願

第千十九号　理容師にクロース、タオル及び手術衣増配に関する請願

第千四十五号　関西配電会社送路送電第三号線架設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

商工委員会請願特別報告第二号

教育映画の暗幕配給に関する請願

第七号　東京都中央区京橋二ノ一一千代田ビル内東京文化教育映画協会内　日野鶴吉提出

坑木危機打開に関する請願

第十七号　東京都中央区日本橋通り三ノ一日本坑木協会内

塩川茂提出

北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願

第百号　北海道空知郡菁沢村　稲場豊作提出

日和田、平間両変電所間に送電線新設の請願

第百六十六号　福島縣議会議長　大竹作麿提出

窯上火力発電所建設再開に関する請願

第二百二十六号　福岡縣築上郡八屋町長　原田源三郎外四十四名提出

猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願

第二百八十二号　宮城縣仙台市本荒町七日本鉄鋼連盟東北支部東北鉄鋼協議会内　原田猪八郎提出

岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試験所設置の請願

第四百三十九号　岩手縣盛岡市　岩手縣議会議長　村上順平提出

坑木生産供出あい路打開に関する請願

第四百四十六号　東京都中央区日本橋二ノ一　塩川茂提出

小清水村に水力発電所築設の請願

第四百八十五号　北海道斜里郡小清水村長　藤原敎提出

中小企業廳の拡充強化に関する請願

第五百七号　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝外五名提出

水害地衣料切符加配点数の現物化等に関する請願

第五百三十四号　岩手縣盛岡市岩手縣廳内岩手縣水害復興会議内　佐藤公一提出

労需用繊維品配給に関する請願

第五百三十七号　大阪市西区土佐堀通二ノ一九関西産業復興会議内　金正米吉提出

中國地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願

第六百五十六号　廣島市仁保町青崎　中國地方電力復興推進協議会内　原幸夫提出

鶴岡繊維製品検査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願

第七百六十二号　福島縣伊達郡川俣町字鉄砲町四七　福島縣絹人絹織物工業協同組合理事長　黒江義人外十一名提出

岡山縣の電力増強対策に関する請願

第七百九十六号　岡山縣知事　西岡廣吉外四名提出

猪苗代、八戸及び日和田、平間の各変電所間に送電線新設の請願

第八百二十九号　宮城縣仙台市表小路一東北興業会社内　宮脇参三提出

北海道の石炭ちつ素工業用電力対策に関する請願

第九百二十号　東京都中央区京橋一石炭窒素組合内　近藤銕次提出

衣料品卸賣業者登録申請に関する請願

第九百八十六号　鹿児島市中町五〇鹿児島縣衣料品販賣株式会社取締役社長　田島謙蔵外三百五十名提出

商工省工業技術廳の拡充整備に関する請願

第千十二号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二日本工業倶楽部内　社團法人日本工学会理事長　佐野利器提出

理容師にクロース、タオル及び手術衣増配に関する請願

第千十九号　大分市西生石町　橋本弥三郎外八名提出

関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する請願

第千四十五号　兵庫縣津本市長　白川修外三名提出

右二十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

教育映画の暗幕配給に関する請願

請願者　東京都中央区京橋二ノ一一千代田生命ビル内東京文化教育映画協会内　日野鶴吉

右の請願は

文化國家日本の建設にあたり、学校教育の面に教育的効果をもつた映画によつて、学童の文化水準を向上させることは緊要事であるが、実際に見得る者は、映画常設館の所在する都市にのみ限られている現状であるから、学校向巡回映写の活ぱつを期すため、映写設備問題として壹間映写の関係上暗幕を必要とするから、これを公價により配給せられたいとの趣旨であつて参議院は願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

坑木危機打開に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋通り二ノ一日本坑木協会内　塩川茂

右の請願は

全國の坑木生産業者は、國家再建と國民生活安定のため生炭増産に絶対不可欠なる坑木の生産にまい進してきたが、坑木備林の枯渇、輸送の不円滑、生産資材の充足難、坑木代金の停滞等によつて重大なる危機に直面しているから、すみやかに未拂坑木代金の回收、石炭代金からの公價による即時支拂、資材代金の融資等を実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願

請願者　北海道空知郡菁沢村　稲場豊作

右の請願は

化学肥料は八千万同胞の食糧増産の一大資源ともいうべきものであり、戦後においては、当局の支援と協力により、やや復興したが、今冬の事情は強圧的な電力制限により重大支障をきたしつつある、このような状態では、企業は危機に陥いり、労働不安が生じ、春肥にも重大な影響を及ぼすことが明らかであるから、肥料の増産を図るため化学肥料製造用の電力対策として年間を通じて火力発電を動員し、全能力を発揮することと、貯水池電力は渇水期の補助用とすることその他につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日和田、平間両変電所間に送電線新設の請願

請願者　福島縣議会議長　大竹作麿

右の請願は

福島縣平方面は今後一大工業地帯として発展する條件を具備しているが、その基礎的電力の供給不足のため発展の一大障壁となつている。しかるに本縣における発電力の約七割は縣外に送電されている実状であつて、現在、日和田、平間は六万六千ボルト送電線によつているため著しい電圧の降下と電力の損失をみてい

る。そのため同方面における炭鉱化学工業をはじめ、一般工場の生産能率は抑制されて新規電力需用も望みえない現状であるから、すみやかに日和田、平間両変電所間に十五万四千ボルト送電線を完成し、豊富な縣西部の電力を平地帯に送電せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

築上火力発電所建設再開に関する請願

請願者　福岡縣築上郡八屋町長　原田源三郎外四十四名

右の請願は

福岡縣築上郡八屋町に在る日本発送電株式会社築上火力発電所の建設工事は、昭和十九年着工され、約七十パーセントのしゅん工を見たが、敗戰と共に中止され、貴重な資材は放置されている。ところが現在九州の電力事情は全國中最下位で、この電力不安は中小工業の復興に重大な支障を與えているので、新たな電源の開発が緊急事であるから、既に大半しゅん工している貴重な築上火力発電所建設工事再開を、すみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願

請願者　宮城縣仙台市本荒町七　日本鉄鋼連盟東北支部東北鉄鋼協議会内　原田猪八郎

右の請願は

東北地方の現存送電設備、給電操作の現状は、少い送電容量に対して今日の実負荷は非常な超過を示し、これら過重送電による送電損失を増大させ、一部地域には電圧の降下、ある地域では割当電力の圧縮を強化されて、東北鉄鋼工場をはじめその他重要産業の生産能率は抑制せられ新規電力需用も望みえない現状であるから、東北産業今後の発展のため猪苗代地区より仙台、盛岡を経て十和田に至る間に十五万ボルト送電幹線を附属変電所建設計画と併せて昭和二十四年度から工事に着手し短期間内に新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試験所設置の請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣議会議長　村上順平

右の請願は

電氣計器調整所並びに電氣試験所は、東北六縣中福島縣下に設置されているばかりであるので、岩手縣内の電氣需要者は整備に不便を感じているから、産業振興のため、本縣内に前記の二機関を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

坑木生産供出あい路打開に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋二ノ一　塩川茂

右の請願は

二十億円に達する炭鉱向坑木賣掛代金が未拂となつているため、坑木生産業者は危機にひんしているから、上記賣掛金決済手段として（一）炭鉱新勘定赤字処理中政府負担となる金額の一部から優先的に右坑木代賣掛金に引き当てこれを裏付としてひも付融資を行わせること（二）配炭公團から政府に返還する石炭代差益金を一時炭鉱に貸付け、右坑木代賣掛金の決済に充当すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小清水村に水力発電所築設の請願

請願者　北海道斜里郡小清水村長　藤原敏

右の請願は

北海道開発総合計画による水力発電施設は、本道工業に及ぼす影響が大であり、その拡充こそは新日本建設の基礎ともいうべきである。しかして、その一環として屈斜路湖を利用して発電所の設置をすれば、地方農村工業の振興に寄與する処じん大であるから、北海道斜里郡小清水村に水力発電所を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業廳の拡充強化に関する請願

請願者　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝外五名

右の請願は

行政機構の改革に当つて、今後にその業績を期待されている中小企業廳を廃止し、これを通商産業省の一内局に改編しようとする案がある由であるが、かかることが実現すれば単一為替レートの設定と九原則の実行により前途に多大の困難を予想される中小企業界は、精神的にも実質的にも一大動揺をきたすことになるから、この際中小企業廳を存続せしめるのみなく、その画期的拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水害地衣料切符加配点数の現物化等に関する請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣廳内岩手縣水害復興会議内　佐藤公一

右の請願は

水害地り災者に対し衣料切符の加配百八十万点が交付されたが、岩手縣の如く寒冷地帯では保温に役立つものでなければならない。しかして、中國九州地方には、今なお、多くの綿製物資が豊富に存在すると聞くが、加配点数の現物化は地方に適合するよう特別の措置を講ぜられたい。また水害地の統制物資を購入するり災者の現状は悲惨な状態であるから、國庫補助金交付の方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労需用繊維品配給に関する請願

請願者　大阪市西区土佐堀通二ノ一九九関西産業復興会議
内　金正米吉

右の請願は
労務者用繊維品は量的に不足し、質的には粗悪であつて到底作業用にたえないものが多く、且つ労務者の購入できない程高價なものであり、作業衣、軍手、その他繊維品の有無、良否は直接作業能率等に影響し、價格の高いことは労務者の生活安定に直接影響するものであるから、大阪地区労務者の生活條件が他地区に比して劣悪な点を考慮されて、（一）二十四年度大阪府に対する労需用繊維品の配給わくの拡大、（二）配給もれの業種に対する新規配給、（三）労需用良質繊維品の配給、（四）配給品の特例價格制、（五）輸出不向ストック品の早急放出等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国地方電力増強五箇年計画案実施に関する請願

請願者　広島市仁保町青崎中国地方電力復興推進協議会内
原幸夫

右の請願は
中国地方は、山口炭田及び九州炭田を控え、又、瀬戸内海に接し、交通、気候等総ての條件が將来有望な重要産業地区である。しかるに、当地方の電力事情は極めて窮迫した実情にあつて、早急に打開しなければ中国地方の産業発展とわが国経済再建に重要な影響を及ぼすから、産業復興のかぎともいうべき中国地方電力の確保増強のため、水力発電の開発、火力発電所の拡充、水力電源地帯間との連絡送電線の強化等に関して中国地方電力復興推進協議会、同国土総合開発委員会で中国五県民の総意に基いて決定した「中国地方電力増強五箇年計画案」の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鶴岡繊維製品検査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願

請願者　福島県伊達郡川俣町字鈴炮町四七福島県絹人絹織物工業協同組合理事長　黒江義人外十一名

右の請願は、
福島県特産の軽目羽二重は、いわゆる川俣羽二重と称し、内外にその名声を博しているが、特に近時米國における軽目羽二重の需要が増加し、將来の輸出貿易界に重要な地位を占めている。しかして輸出羽二重の生産地である福井、金沢にはいずれも國営繊維製品検査所が設置されているにもかかわらず、福島県にはこの施設がなく、出荷の促進、あるいは技術の改善に不利不便が大きいから、輸出貿易振興のため、鶴岡繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格するとともに小高支所を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県の電力増強対策に関する請願

請願者　岡山県知事　西岡廣吉外四名

右の請願は
終戦後における岡山県の工業振興は非常に著るしいものがあり、これら需用電力に対する供給電源は、日本発電株式会社岡山給電所系統で、水力発電は最大六万五千キロワット、火力発電は可能出力四万キロワットであり、豊水時における現在の需給状態はほぼ均衡しているが、例年の渇水時においては水力発電力は二万キロワットに低下することは常であつて、現在のように六万ボルト送電線による関西からの約二万キロワットの受電と火力発電力では到底十分な生産を挙げることができない状態であるから、電源の開発及び電力供給の増強を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

猪苗代、八戸及び日和田、平間の各変電所間に送電線新設の請願

請願者　宮城県仙台市表小路一東北興業会社内　宮脇参三

右の請願は
十和田、田沢及び猪苗代の三大貯水池をもち、更に將来只見川の一大電源の開発が期待されている東北地方においては、皮肉にも主要送電幹線の行詰りによつて、関東、関西よりも著しく電力使用の制約を受けて現下東北地方の産業振興のために大なる障害となつているから、なるべくすみやかに猪苗代を基点として八戸に至る十五万ボルト東北送電幹線並びに日和田、平間十五万ボルト送電線の建設を実現せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の石灰ちつ素工業用電力対策に関する請願

請願者　東京都中央区京橋一石灰窒素組合内　近藤鉄次

右の請願は
石灰ちつ素は、北海道の開発に欠くことのできない重要な肥料であるが、電力量の不足による操業度の低下、電力料金の高額、強度の電力消費規制等のため、道内の石灰ちつ素工業は、生産力が低下し、経営困難に陥り、今や工場閉鎖の一歩前の実情にあるから、道内の化学肥料生産確保のため、（一）電源開発の促進、（二）化学肥料向け電力配分の確保、（三）化学肥料向け電力料金を例外價格とすること（四）電力消費規制を本州と同等に取り扱うこと等の諸施策を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

衣料品卸賣業者登録申請に関する請願

請願者　鹿児島市中町五〇鹿児島県衣料品販賣株式会社取締役社長　田島譲蔵外三百五十名

右の請願は
昭和二十二年九月衣料品配給機構が更新され、生産業者、卸賣業者、小

賣業者の三段階制による登録制度が実施されているが、鹿児島縣下では中央と異り生産業者、卸賣業者がほとんどないため、小賣業者は中央商社から、大部分の商品を仕入れ、多大の不利不便を忍び辛じて配給業務に從事している現狀である。しかして、縣下に有力なる卸商社の必要性から、小賣業者及び関係面の支援により、鹿児島縣衣料品販賣株式会社が設立され、同社の登録認可の曉は縣下の小賣業者及び消費者の受ける利便は大なるものがあるから、本縣の特殊事情を考慮せられ、同社の登録を認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

商工省工業技術廳の拡充整備に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二日本工業倶楽部内社團法人日本工学会理事長　佐野利器

右の請願は

わが國の経済安定を実現し自立経済を達成するには、貿易の振興と生産力の増強を図ることが必要であるが、その成否は産業技術の振興の如何にかかつている。しかるに政府の科学技術に対する政策は、極めて消極的であつてなんら改善の意図を有しないばかりか、今般の行政整理によつて、鉱工業技術振興向上の母体である工業技術廳の定員の削減を行うことは、現下の要請に逆行するものであるから、むしろ工業技術廳の拡充整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師にクロース、タオル及び手術衣増配に関する請願

請願者　大分市西生石町　橋本彌三郎外八名

右の請願は

理容師が顧客に直接使用するクロース、タオル及び手術衣の配給がきん少に過ぎる現在の狀態では、營業に支障をきたし、ひいては國民の保健衛生上にも悪影響を及ぼすから、理容師の必要とする最少限度のクロース、タオル、手術衣等の配給を即時断行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する請願

請願者　兵庫縣洲本市長　白川修外三名

右の請願は

兵庫縣下淡路全島は、関西配電株式会社の海底ケーブルにより本土から直接送電を受けている。しかして、昭和十九年五月、本海底ケーブル敷設後連続十数回にわたり故障を生じ、一箇月余に及ぶ暗黒界を現出したので、会社側は、必死の復旧工事を行つたが完全修復に至らなかつたので昭和二十二年八月第二号線の敷設により送電を継続しているが一本のみでは不安であり、万一の場合の予備対策として第三号線の敷設を企図したのであるが、資金面で工事に着手できない現狀であるから、全額國庫補助により第三号線を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

商工委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五百五号　中小企業の振興対策に関する請願

第六百三十四号、第九百二十一号　石けん資材割当方式に還流切符制度採用の請願

第六百八十九号　中小企業の保護育成に関する請願

第七百二十六号　常磐炭城地区炭鉱復興に関する請願

第七百二十七号　乳幼児用衣類の輸入に関する請願

第千七十四号　東京都豊島区雑司ヶ谷一ノ三一〇大日本連合母の会内　小林珠子外四名提出

中小織布業の保護育成に関する請願

第千九十四号　愛知縣一宮市明治通二尾西織物協会内　牧賢一外七百八十七名提出

輸出業法制定に関する請願

第千百二十三号　大阪市東区本町二綿輸連合会館内綿輸会内　豊島久七提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

中小企業の振興対策に関する請願

請願者　東京都港区芝田町一ノ二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝

右の請願は

わが國経済の自立復興のために要請された九原則の実施は急速に行われなければならないが、同時にわが國産業構成上の見地より中小企業の振興のため、(一)健全財政と統制の合理化を基調とし行政整理を急速且つ徹底的に行うこと、(二)税負担については中小企業と大企業との不均衡を是正するとともに、中小企業の特種性に即應する特別の微税技術を確立

商工委員会請願特別報告第三号

中小企業の振興対策に関する請願

第五百五号　東京都港区芝田町一ノ二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝提出

石けん資材割当方式に還流切符制度採用の請願

第六百三十四号　東京都中央区日本橋通り二ノ六油脂中小工業連盟全國油脂企業安定対策委員会内　山田義雄外五名提出

第九百二十一号　東京都中央区日本橋通り二ノ六油脂中小工業連盟全國油脂企業安定対策委員会内　古本孝夫外五名提出

中小企業の保護育成に関する請願

第六百八十九号、東京都八王子市千人町一六一東京絹人絹織物振興会内　八木岡英一外二十八名提出

常磐炭城地区炭鉱復興に関する請願

第七百二十六号、茨城縣議会議長　菊田七平提出

乳幼児用衣類の輸入に関する請願

第千七十四号　東京都豊島区雑司ヶ谷一ノ三一〇大日本連合母の会内　小林珠子外四名提出

すること、(三)生産資金並びに配給資金につき特別の考慮を拂うとともに、中小企業金融機関の拡大強化を実行すること、(四)價格統制は必要最少限度に止めこれが徹底的励行を図ること等の具体化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石けん資材割当方式に還流切符制度採用の請願

請願者　東京都中央区日本橋通り二ノ六油脂中小工業連盟全國油脂企業安定対策委員会内　山田義雄外五名

請願者　東京都中央区日本橋通り二ノ六油脂中小工業連盟全國油脂企業安定対策委員会内　古本孝夫外五名

右の請願は

石けん資材割当方式として、目下商工省において還流切符制度と予約切符制度の何れかを採用しようとしているが、予約註文制度は、(一)大企業者の企業独占、(二)石けん企業の崩壊による失職、(三)國内油脂資源増産の阻害等の害があり、還流切符制度は公正な競争による企業の合理化、増産による超過供出を完全に正規の配給面に吸収し、一方技術の向上と生産率増大による配給量の増加、公正な競争手段である品質の向上と相俟つて消費者に対する福利を図る等の利があるから、還流切符制度を採用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の保護育成に関する請願

請願者　東京都八王子市千人町一六一東京絹人絹織物振興会内　八木岡英一外二十八名

右の請願は

絹人絹織物業は中小企業者に属し、わが國産業会の中核であるから、経済九原則の実施に当り中小企業に対する過重な負担と犠牲を軽減して、わが國経済の再建を図るため、(一)中小企業に対する金融機関の設置、(二)中小企業に対する所得税の基礎控除額の引上げ、(三)小口電力に対する割当量の増加等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐茨城地区炭鉱復興に関する請願

請願者　茨城縣議会議長　菊田七平

右の請願は

常磐茨城地区の各炭鉱は、政府の一貫した援助と炭鉱所在町村の協力によつて、終戰後の経済復興に極めて大きな寄與をしてきた。しかるに近時単なる低品位炭の需要減を理由に、これを規格外とするとの風聞があるが、もしこれが事実とすれば、これら炭鉱の自然的没落に伴い失業者の続出、生活難による思想の悪化等國家的にも社会的にも極めて大きい問題である。又一方低品位炭の需要減については、プール運賃制の適正化、選炭技術の高度化等によつて緩和し、高級炭の保全策実施等により解決できると思われるから、従業員及び家族の生活権擁護、関係町村の財政維持等のため、常磐地区炭鉱の復興を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

乳幼児用衣類の輸入に関する請願

請願者　東京都豊島区雑司ヶ谷一ノ三一〇大日本連合母の会内　小林珠子外四名

右の請願は

國民生活の面において、衣料事情程ひつぱくしているものはない。とくに乳幼児用の衣類については、母の悩みの種となつている有様であるから、乳幼児の衣類に充てるため、アメリカより古着を輸入できるよう適当の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小織布業の保護育成に関する請願

請願者　愛知縣一宮市明治通二尾西織物協会内　牧賢一外七百八十七名

右の請願は

綿スフ、絹人絹、麻およびくず紡織物業は、わが國の主要輸出品であるが綿織物の生産に重大な役割を有しているが、製品は主として家内工業による特殊織物であり、企業形態も小規模であるから、経済界の変動に対抗して、生産設備の統制撤廃、協同組合法の改正および課税の軽減等の措置を講ぜられて、業界の保護育成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸出業法制定に関する請願

請願者　大阪市東区本町二綿輸連合会館内綿輸会内　豊島久七

右の請願は

九原則の実施によつて、輸出の振興は、現在のわが國にとつて最大の急務である。故に、各企業体の創意を活用し、対外的信用を保つために、輸出に関する協同的活動を認める法的基礎が必要であるから、諸外國の例にならつて、独占禁止の例外的内容を有する輸出業法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

商工委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第百七号　中小企業廳機構拡充強化に関する陳情

第百五十一号　北海道の電力供給源開発等に関する陳情

第二百六十三号　電力行政機構強化に関する陳情

第二百八十七号　関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する陳情

第三百八十四号　中小企業振興対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

商工委員会陳情特別報告第二号

中小企業廳機構拡充強化に関する陳情

第百七号　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル日本中小企業連盟商工協同組合中央会長　豊田雅孝提出
北海道の電力供給源開発等に関する陳情
第百五十一号　北海道函館市長　宗藤大陸提出
電力行政機構強化に関する陳情
第二百六十三号　東京都千代田区西神田二ノ四電氣事業経営者会議内　大西英一提出
関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する陳情
第二百八十七号　兵庫縣議会議長　加藤秋一提出
中小企業振興対策に関する陳情
第三百八十四号　名古屋市中区大池町四ノ一社團法人名古屋商工会議所会頭　三輪常太郎提出
右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月十七日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿

意見書案
中小企業庁機構拡充強化に関する陳情
陳情者　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル日本中小企業連盟商工協同組合中央会長　豊田雅孝
右の陳情は
中小企業庁は商工省の外局として、中小企業の技術及び経営の改善合理化の指導にあたるために、昨年八月漸く発足をみたのであるが、単一為替レートの設定と九原則の実行により、中小企業者は苦難に当面し、この対策に緊急を要するから、担当庁を縮少廃止することなく、この際現在の機構を一層拡充強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道の電力供給源開発等に関する陳情
陳情者　北海道函館市長　宗藤大陸
右の陳情は
北海道西南端に位する、函館市を含む渡島、檜山両廳管内の産業の発展と、文化の向上のためには、特に電力が豊富に且つ有効適切に供給されなければならない。しかるに電力供給源の開発は終戦以来四箇年を経過した現在、未だに遅々として進まず、渇水期の停電に悩まされている実情である。最近政府は全國的に電力開発計画を発表したが、本道は十勝然別湖の一箇所のみであつて、これでは電力事情が全面的に緩和されたとはいい難いから、（一）石崎川水力の開発を実現し、更に既存諸設備の改善を計り適確なる供給力を維持すること、（二）電圧降下改善、（三）節電時における電力料金の減額等をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電力行政機構強化に関する陳情
陳情者　東京都千代田区西神田二ノ四電氣事業経営者会議内　大西英一
右の陳情は
わが國経済の自立化を科学的合理化のためには、燃料動力行政の強化が絶対不可欠の要件である。しかるに、今回の行政機構改革案によれば、通商産業省の外局として資源廳を設置し、石炭行政と電力行政を統合するとのことであるが、これでは石炭及び電力に関する行政上の地位が著しく弱体化され、國民経済の復興に重大なる支障を與えるから、生産活動を基礎づける電力配分の実効を強力に達成するため、燃料動力行政、特に電力行政機構を強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する陳情
陳情者　兵庫縣議会議長　加藤秋一
右の請願は
兵庫縣下淡路地方は、関西配電株式会社において、明石、岩屋間にケーブル線一本を敷設して電力を供給していたのであるが、敷設後半年で故障を生じ、その修理は海中作業のため三箇月を要し、その間動力はもちろん一般燈火にも事欠く状態であつた。しかして、昨年第二のケーブルを増設して以來、第二の新線のみによつて送電されているが、一本のみでは何時往時の状態を繰返すか計り難い現状であるから、これが対策に万全を期するため早急に第三号線を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業振興対策に関する陳情
陳情者　名古屋市中区大池町四ノ一社團法人名古屋商工会議所会頭　三輪常太郎
右の陳情は
中小企業は、わが國の産業の構成上極めて重要であるばかりでなく、將来日本の再建は中小企業に依存するところが大きいから、中小企業の自立のため、（一）中小企業に対する金融政策を確立すること、（二）中小企業診断制度を拡充強化すること、（三）中小企業に対する資材を確保すること等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

商工委員会陳情審査報告書第三号
一議院の会議に付するを要するもの。
第百五十二号　タイヤ補修用生ゴム輸入増加に関する陳情
第百五十三号　タイヤのリンク制廃止に関する陳情
第百九十七号　ろう石外七鉱物を鉱業法中に追加の陳情
第二百五十七号　神戸港をてぐす原料荷揚港に復活の陳情
第二百九十一号　家庭燃料用加工炭増産等に関する陳情
第四百十三号　炭鉱労務者向け物資配給計画に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿

商工委員会陳情特別報告第三号
タイヤ補修用生ゴム輸入増加に関する陳情
第百五十二号　東京都千代田区

丸ノ内三ノ四日本交通協会内
社團法人日本乗合自動車協会
理事　塚田耕一郎提出
タイヤのリンク制廃止に関する陳情
第百五十三号　東京都千代田区
丸ノ内三ノ四日本交通協会内
社團法人日本乗合自動車協会
理事　塚田耕一郎提出
ろう石外七鉱物を鉱業法中に追加の陳情
第百九十七号　東京都千代田区
丸ノ内二ノ二丸ビル中外鉱業
株式会社取締役社長　藤田義
明外二十一名提出
神戸港をてぐす原料荷揚港に復活の陳情
第二百五十七号　兵庫縣津名郡
由良町由良組一四二八磨てぐ
す工業協同組合理事長　藤堂
清六外十三名提出
家庭燃料用加工炭増産等に関する陳情
第二百九十一号　東京都千代田
区三年町一石炭廳内石炭増産
協力会内　星島二郎外一名提
出
炭鉱労務者向け物資配給計画に関する陳情
第四百十三号　東京都中央区日
本橋茅場町二ノ一六日本石炭
協会内　円城寺松一提出
右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿

意見書案
タイヤ補修用生ゴム輸入増加に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内
三ノ四日本交通協会内社團法
人日本乗合自動車協会理事
塚田耕一郎
右の陳情は
輸送増強を必要とする現在、バス事業はタイヤ不足のために二十パーセントが運轉不能となつて、バス事業は崩壊の直前に押しやられている現状である。これらバス事業当面の危機を切り抜ける方策として、わが國現下の最高水準の技術を活用してタイヤを再生、更新するために、タイヤ補修用生ゴムの輸入増加を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
タイヤのリンク制廃止に関する陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内
三ノ四日本交通協会内社團法
人日本乗合自動車協会理事
塚田耕一郎
右の陳情は
現在バス事業に対するタイヤの割当は一箇月の必要量七千八百二十八本に対して二千七百五十六本であり、毎月五千七十二本の不足を示している。その結果休眠車は三割を突破して、しかも修繕のため工場入りをする車輌のタイヤを外して、実動車に轉用する等最後の切札を用いるまでに追詰められている。このようにバス事業の危局を前にタイヤの増配は至難であるが、この空前の危機を切抜ける方法はタイヤのリンク制を撤廃してタイヤの実質的増加を図り、一方これを最高度に厚生利用して行くより途がないと思われるから、タイヤのリンク制を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
ろう石外七鉱業を鉱業法中に追加の陳情
陳情者　東京都千代田区丸ノ内
二ノ二丸ビル中外鉱業株式会
社取締役社長　藤田義明外二
十一名
右の陳情は
ろう石、石灰石、ドラマイト、けい石、長石、滑石、陶石、耐火粘土の八種の鉱物は、鉄鋼、セメント、化学肥料、ソーダ、硝子、陶磁器、カーバイト、耐火材その他化学工業原料として戰後産業復興及び輸出品原料として、その重要性を増大し、政府でも種々増産奨励策を講じている。しかるに、これ等の鉱物は現在鉱業法外の鉱物であるために、その採掘に支障が多いから、地下資源の合理的開発と戰後産業振興のために、これ等の鉱物を鉱業法中に追加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
神戸港をてぐす原料荷揚港に復活の陳情
陳情者　兵庫縣津多郡由良町由
良組一四二八磨てぐす工業協
同組合理事長　藤堂清六外十
三名
右の陳情は
現在てぐす輸入原料は横浜港において陸揚げされているが、てぐす加工は主として関西方面にて行われ、殊に兵庫縣由良町は全加工量の七割を占め、その技術的價値においても非常に高いものをもつてぐす加工の中心地であるから、てぐす原料については、地理的見地よりして最も由良町へ近距離にある神戸港に荷揚げされるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
家庭燃料用加工炭増産等に関する陳情
陳情者　東京都千代田区三年町
一石炭廳内石炭増産協力会
内　星島二郎外一名
右の陳情は
家庭燃料として主要な地位を占めている薪炭材は、既に過伐の状態にあり、山林の荒廃は年々悲惨な災害を各地に起している実状である。一方ガス、電熱は原料資材に制約されて、鉱工業の需要にも應じ得ない状態であるから、家庭燃料問題を解決し、経済の再建を図るため、國内にある多量の資源を活用して、良質加工炭を増産するとともに、妥当なる價格で家庭に配給しうるよう必要な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
炭鉱労務者向け物資配給計画に関する陳情
陳情者　東京都中央区日本橋茅
場町二ノ一日本石炭協会内
圓城寺松一
右の陳情は
昭和二十四年度炭鉱向け物資配給計画実施に当つては、炭鉱労働者の労働意欲向上のため（一）作業衣、地下足袋のような作業用品は、個人の労働度に應じて配給すること、（二）

酒、煙草のようなし好品は、品種、品質、價格及び配給の時期に適切な方法をとること、（三）本年度の配給物資の全体の割当量を増加すること、（三）配給物資の配分については各炭鑛に一任すること等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔山田佐一君登壇、拍手〕

○山田佐一君　只今議題となりました請願及び陳情に関する商工委員会の審査の結果について御報告申上げます。

先ず請願について申上げますと、請願文書表番号第七号、教育勅語の暗幕配給に関する請願、同じく第十七号、坑木危機打開に関する請願、同じく第百号、北海道内化学肥料製造用の電力対策等に関する請願、同じく第百六十六号、日和田、平両変電所間に送電線新設の請願、同じく第二百二十六号、築上火力発電所建設再開に関する請願、同じく第二百八十二号、猪苗代、十和田間に送電幹線新設の請願、同じく第四百三十九号、岩手縣に電氣計器調整所及び電氣試驗所設置の請願、同じく第四百四十六号、坑木生産供出あい路打開に関する請願、同じく第四百八十五号、小清水村に水力発電所築設の請願、同じく第五百七号、中小企業廳の拡充強化に関する請願、同じく第五百三十四号、水害地衣料切符加配点数の現物化等に関する請願、同じく第五百三十七号、労需用繊維品配給に関する請願、同じく第六百五十六号、中國地方電力増強五ヶ年計画案実施に関する請願、同じく第七百六十二号、鶴岡繊維製品檢査所川俣支所の本所昇格及び小高支所設置の請願同じく第七百九十六号、岡山縣の電力増強対策に関する請願、同じく第八百二十九号、猪苗代、八戸及び日和田、平の各変電所間に送電線新設の請願、同じく第九百一十号、北海道の石灰ちつそ工業用電力対策に関する請願、同じく第九百八十六号、衣料品卸賣業者登錄申請に関する請願、同じく第千一十二号、商工省工業技術廳の拡充強化に関する請願、同じく第千十九号、理容師にクロース、タオル及び手術衣増配に関する請願、同じく第千四十五号、関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する請願、同じく第五百五号、中小企業の振興対策に関する請願、同じく第六百三十四号及び第九百二十一号、石けん資材割当方式還流切符制度採用の請願、同じく第六百八十九号、中小企業の保護育成に関する請願、同じく第七百二十六号、常磐茨城地区炭鑛の復興に関する請願、同じく第千七十四号、乳幼兒用衣類の輸入に関する請願、同じく第千九十四号、中小織布業の保護育成に関する請願、同じく第千三百二十三号、輸出業法制定に関する請願、以上二十九件につきまして、関係政府委員の出席を求め、且つ紹介議員の意向も伺いまして、慎重に審議いたしました結果、いずれも願意の妥当なるを認め、これを採決いたし、議院の会議に付し、内閣に送付いたすべきものと全会一致を以て決定いたした次第であります。

次に陳情につきまして本委員会の審査の結果を申上げます。

陳情文書表番号第百七号、中小企業廳機構拡充強化に関する陳情、同じく第百五十一号、北海道の電力供給源開発等に関する陳情、同じく第二百六十三号、電力行政機構強化に関する陳情、同じく第二百八十七号、関西配電会社淡路送電第三号線架設に関する陳情、同じく第三百八十四号、中小企業振興対策に関する陳情、同じく第百五十二号、タイヤ補修用生ゴム輸入増加に関する陳情、同じく第百五十三号、タイヤのリンク制廃止に関する陳情、同じく第百九十七号、ろう石外七鑛物を鑛業法中に追加の陳情、同じく第二百五十七号、神戸港をてぐす原料荷揚港に復活の陳情、同じく第二百九十一号、家庭燃料用加工炭増産等に関する陳情、同じく第四百十三号、炭鑛労務者向物資配給計画に関する陳情、以上十一件も同じく関係政府委員の出席を求め、その見解を参照の上、慎重なる審議の結果、願意を概ね妥当と認め、これを採択、議院の会議に付し、内閣に送付いたすべきものと全会一致を以て決定いたしました。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採択をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第七十七より第八十までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二百三十一号　水産業協同組合法等改正に関する請願

第四百七十八号　水産業協同組合全國連合会結成等に関する請願

第五百八十五号　水産業協同組合法中一部改正に関する請願

第六百四十二号　北海道尾札部村木直に船入ま築設の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願審査特別報告第三号

水産業協同組合法等改正に関する請願

第二百三十一号　山口市厳原町山口縣水産問題研究会内　松尾百合一外一名提出

水産業協同組合法中一部改正に関する請願

第五百八十五号　東京都中央区日本橋茅場町一ノ一六ノ一〇全國加工水産團体連盟内　井出正孝提出

右二件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書

水産業協同組合法等改正に関する請願

請願者　山口市厳原町山口縣水産問題研究会内　松尾百合一外一名

右の請願は

水産業團体法が廃止され、最も民主的な水産業協同組合法並びに附属法律が制定せられたのであるが、この法律の内容は漁村において実際に活動するものとしては、実情に即せず、且つ今後水産業協同組合の運営上支障が少くないため、到底組合本来の目的達成は期し得ないから、最も民主的且つ円滑な組合経営の確立を図り、漁村の振興発展並びに生産力増進と國民経済発展に寄與できるように、水産業協同組合法を改正せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

水産業協同組合法中一部改正に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋茅場町一ノ一六ノ一〇全國加工水産團体連盟内　井出正孝

右の請願は

本年二月十五日施行の水産業協同組合法によつて、全國の漁業者及び水産加工業者の大半が、十月十四日までに改組統合されることになつたが、(一)水産加工業における法人組織は、戦災により破壊された諸施設の復旧及び戦後インフレに伴う諸税の重圧に耐えるため群小業者が結合されたもので、実質的にはそれ自身が一つの協同組織性を持つこと、(二)水産加工業界の一企業体の資本は個人業者と同程度にすぎず特別な圧力を他に及ぼさないこと、(三)法人業者の締出しは、業界を分離弱体化する等の点にかんがみ、水産加工業の順調な発展のため、水産加工業協同組合の正組合員として法人業者の加入を認められたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

水産委員会請願審査特別報告第四号

水産業協同組合全國連合会結成等に関する請願

第四百七十八号　廣島市宇品町三七四西日本水産振興会内　林　興一郎提出

北海道尾札部村木直に船入ま築設の請願

第六百四十二号　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十六日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

水産業協同組合全國連合会結成等に関する請願

請願者　廣島市宇品町三七四日本水産振興会内　林興一郎

右の請願は

漁村の指導機関として水産業協同組合全國連合会の結成は、智識が低く経済力が乏しくそして封建性の強い漁村を民主的に轉換させ團結と経済力を強固にし、ひいてはその発展を図るために欠くべからざるものであるから、これの結成を配慮されたい。又現行生鮮水産物の甲乙陸揚地の差別として、リンク率の相異するのは不公平であるから、すみやかに上記差別を撤廃して都道府縣知事の責任において出荷指示ができるように改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道尾札部村木直に船入ま築設の請願

請願者　北海道茅部郡尾札部村長　杉谷梅一

右の請願は

北海道茅部郡尾札部村木直部落は、魚族豊富な恵山岬沖漁場を最短距離に控え、漁業上重要な部落であるが、現在船入まがないため、小型動力船のみで操業しており、少しのしけでも出漁不能となる実情である。現在同部落はこの沖合に出漁する本州、東北、函館、室蘭等各地よりの漁船の根拠地として重要なものであるから、すみやかに本部落に船入まを築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君　只今議題となりました請願第二百三十一号、同じく四百七十八号、同じく五百八十五号、同じく六百四十二号、この四つの請願に対しまして、水産委員会におきましては慎重審議の結果、満場一致を以てこれを採択して、議院の会議に付し、請願第二百三十一号及び第五百八十五号の外は内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採択し、水産業協同組合法等改正に関する請願及び水産業協同組合法中一部改正に関する請願の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、水産業協同組合法等改正に関する請願及び水産業協同組合法中一部改正に関する請願の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第八十一より第百三十一までの請願及び日程第二百二十八より第二百四十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

運輸委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二十号　磐城西郷信号所を駅に昇格の請願

第二十二号　中村、新地両駅間に駒槽駅設置の請願

第二十四号　貝田信号所を駅に昇格の請願

第四十三号　堂島停留所に客車停車数増加の請願

第七十号　阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願

第八十一号　大越駅名の呼称訂正に関する請願

第八十八号、第四百八十一号　美幌、斜里両駅間に國営バス運輸開始の請願

第八十九号　御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願

第九十三号　会津若松、山都両駅間の鉄道敷設変更反対に関する請願（二通）

第九十六号　舞木駅名の呼称訂正に関する請願

第百十五号　仙台鉄道局福島管理部移轉に関する請願

第百三十六号　三笠町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願

第百四十一号　直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第百五十八号　湊町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願

第百六十七号、第二百九号　郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願

第二百十五号　山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

第二百三十号　羽幌、朱鞠内間、及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願

第三百二十九号　小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願

第三百四十七号、第三百五十四号、第三百七十八号、第三百七十九号、第三百八十一号、第三百八十六号、第三百八十九号、第三百九十三号、第三百九十四号、第四百一号、第四百四号、第四百三十号、第四百三十一号、第四百三十三

号、第四百四十四号、第四百四十五号、第四百六十一号、第四百六十九号、第四百八十七号、第五百十号、第五百十九号、第五百三十五号、第五百四十九号、第五百六十号、第五百六十一号、第五百六十六号、第五百六十八号、第五百八十四号、第六百三十一号、第六百四十一号、第六百四十三号、第六百四十七号、第六百六十一号、第六百六十六号、第六百六十七号、第六百八十四号、第六百九十八号、第七百六号、第七百十二号、第七百十九号、第七百二十号、第七百二十一号、第七百二十三号、第七百三十一号、第七百五十三号、第七百六十九号、第七百九十三号、第八百三十号、第八百六十三号、第八百七十号、第八百九十二号、第九百二号、第九百二十五号、第九百二十九号、第九百四十一号、第九百四十二号、第九百四十三号

道路運送管理事務所の地方移譲反対に関する請願

第三百九十五号　肥薩線人吉、渡両駅間に西人吉駅設置の請願

第三百九十八号　出石鉄道復活に関する請願

第四百五十三号　根北線全通促進に関する請願

第四百八十八号　秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願

第五百九号　荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

第六百号　岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願

第六百十五号　常磐線電化促進に関する請願

第六百十六号　浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願

第七百三号　中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第七百十四号　長島信号場を旅客駅に昇格の請願

第七百十七号　三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願(二通)

第八百五号　廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関する請願

第八百十五号　秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願

第八百二十八号　樣似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願

第八百三十二号　奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願

第九百二十八号　門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会請願特別報告第二号

磐城西郷信号所を駅に昇格の請願

第二十号　福島縣白河郡西白河町長　中目瑞男外一名提出

中村、新地両駅間に駒槌駅設置の請願

第二十二号　福島縣相馬郡駒槌村長　目黒稔治外二十四名提出

貝田信号所を駅に昇格の請願

第二十四号　福島縣伊達郡大木戸村長　春日佑幸外五名提出

堂島停留所に客車停車数増加の請願

第四十三号　福島縣河沼郡堂島村長　猪俣勝美外三名提出

阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願

第七十号　秋田縣知事　蓮池公咲外二十二名提出

大越駅名の呼称訂正に関する請願

第八十一号　福島縣田村郡大越町長　石井榮提出

美幌、斜里両駅間に國営バス運輸開始の請願

第八十八号　北海道網走市長　吉田榮吉外七名提出

第四百八十一号　北海道斜里郡小清水村長　藤原敎提出

御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願

第八十九号　北海道河西郡御影村長　加納利彦外二名提出

会津若松、山都両駅間の鉄道敷設変更反対に関する請願(二通)

第九十三号　福島縣耶麻郡塩川町長　北村憲次郎外二名提出

舞木駅名の呼称訂正に関する請願

第九十六号　福島縣田村郡船江村長　織田武男外一名提出

仙台鉄道局福島管理部移轉に関する請願

第百十五号　福島縣郡山市長　本間善庫外一名提出

三重町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願

第百三十六号　大分縣大野郡三重町長　首藤卓実外七名提出

直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第百四十一号　新潟縣東頸城郡松代村長　柳宗一郎外二十五名提出

浚町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願

第百五十八号　奈良縣議会議長　植田周一外三名提出

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願

第百六十七号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

第二百九号　福島縣知事　石原幹市郎提出

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

第二百十五号　鹿児島縣揖宿郡頴娃村長　榊成芳外四名提出

羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願

第二百三十号　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名提出

小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願

第三百二十九号　山口縣小野田市長　久野東一提出

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願

第三百四十七号　石川縣金沢市木ノ新保五番丁一ノ六二石川縣トラック協会内　関友次郎外十名提出

第三百五十四号　滋賀縣大津市桝屋町一滋賀貨物運輸株式会社代表取締役　馬場治三郎外三十四名提出

第三百七十八号　新潟市下大川前通二之町二一六二新潟縣自家用自動車組合内　羽入雪太郎外十六名提出

第三百七十九号　島根縣松江市朝日町島根縣自動車整備工業協同組合理事長　野々村延提出

第三百八十一号　鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乗合旅客自動車組合内　林田熊一外四名提出

第三百八十六号　岐阜縣多治見市豊岡町一ノ一〇岐阜縣貨物自動車運輸労働組合連合会内　田淵和彦提出

第三百八十九号　島根市東朝日町島根縣トラック協会内　平住京太郎提出

第三百九十三号　宮城縣仙台市東三番丁二一宮城縣貨物自動車運送同業組合内　菅原勝雄外八名提出

第三百九十四号　秋田市下中城町三秋田縣輸送協会内　片野重儔外八名提出

第四百一号　千葉市新町一三関東いすゞ自動車販賣株式会社取締役　山崎恒提出

第四百四号　鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乗合旅客自動車組合内　林田熊一外四名提出

第四百三十号　埼玉縣大宮市埼玉縣自家用自動車組合内　宮澤政吉外五名提出

第四百三十二号　名古屋市中区下茶屋町五七愛知縣貨物自動車協会内　仲田光三郎外二名提出

第四百三十三号　茨城縣稲敷郡牛久村三一九八株式会社津島製作取締役社長　津島秀登外一名提出

第四百四十四号　熊本市池田町一四四熊本日産自動車株式会社取締役社長　橋本清吉外十六名提出

第四百四十五号　香川縣小豆郡土庄町甲五八七八ノ二小豆島自動車株式会社取締役社長　八木啓次外二名提出

第四百六十一号　神戸市葺合区脇浜町三ノ一ノ七兵庫車輛工業株式会社代表取締役　西原克巳夫外十二名提出

第四百六十九号　福島縣福島市榮町二六福島縣自動車協会内　坪井万三外六名提出

第四百八十七号　北海道北見市北見道路運送協会内　青木茂重郎提出

第五百十号　神戸市葺合区旭通一五高架下第二八八号　瀧川勝二提出

第五百十九号　新潟市下所島上川前新潟縣トラック協会内　佐藤齋外七名提出

第五百三十五号　北海道帯廣市西四條南十ノ四十勝貨物自動車株式会社取締役社長　清象政市外十五名提出

第五百四十九号　大阪市東区京橋前之前大手前産業ビル内大阪府自家用自動車組合連合会内　松木萬次郎外五十三名提出

第五百六十号　岡山市上伊福二九四岡山貨物運送株式会社取締役社長　武用和夫外七名提出

第五百六十二号　京都市上京区西洞院通丸太町上ル夷川町京都府貨物自動車運送協会内　高田新吉外十一名提出

第五百六十六号　奈良市三條川崎町三二七奈良縣貨物自動車協会内　河崎正司外十名提出

第五百六十八号　高知市種崎町三五高知縣交通株式会社取締役社長　野村健一郎外五名提出

第五百八十四号　北海道釧路市黒金町二ノ三釧路貨物自動車株式会社取締役社長　河津繁松外十四名提出

第六百三十一号　福岡市大字春吉八五八社團法人福岡自動車会議所会長　矢幡小太郎提出

第六百四十一号　神戸市長田区北町一ノ八日貨自動車運送株式会社取締役社長　平野勇介外三名提出

第六百四十三号　福岡縣小倉市大字砂津三六一鎮西貨物自動車運送株式会社社長　日高磯次郎提出

第六百四十七号　岡山縣鷲内岡山縣土木委員会内　中田弘堂外四名提出

第六百六十一号　和歌山市八番丁三ノ二社團法人和歌山縣自動車会議所会長　千田巳代治提出

第六百六十六号　東京都中央区銀座西四ノ三東京都乗合自動車協会内　柏村毅提出

第六百六十七号　神奈川縣横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄外十九名提出

第六百八十四号　福岡市櫻石町一福岡縣水産業会長理事　田村三一提出

第六百九十八号　岐阜縣多治見市豊岡一ノ一〇岐阜貨物自動車運輸労働組合連合会内　黒田政男提出

第七百六号　横濱市中区長者町九ノ一七五神奈川縣小型自動車整備協会内　清水吉之助外十一名提出

第七百十二号　福岡縣久留米市通三八〇筑邦貨物自動車株式会社代表取締役　二又茂登提出

第七百十九号　佐賀市神野町三四六昭和自動車株式会社取締役社長　金子道雄提出

第七百二十号　佐賀市役所佐賀市営バス課内　木村光司提出

第七百二十一号　青森市沖館篠田二一阿保方青森縣自家用自動車組合東青支部内　篠原敬明外二名提出

第七百二十三号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社團法人日本乗合自動車協会理事　塚田耕一郎提出

第七百三十一号　三重縣津市栄町一ノ一一六三重縣トラック協会内　前田穣外四名提出

第七百五十三号　佐賀縣西松浦郡伊万里町大字新田一七五西松浦通運株式会社専務取締役　松本鶴次外六名提出

第七百六十九号　横濱市中区長者町九ノ一七五神奈川縣小型自動車整備協会内　清水吉之助外十九名提出

第七百九十三号　岩手縣盛岡市築園一三岩手縣貨物自動車組合内　菅原喜七外十六名提出

第八百三十号　長崎縣佐世保市城山町一九八長崎縣佐世保地区自動車協会内　川添福一外一名提出

第八百六十三号　福岡市大名町一西日本鉄道株式会社取締役社長　野中春三提出

第八百七十号　群馬縣吾妻郡中ノ條町群馬縣貨物自動車業組合内　小渕光平外五名提出

第八百九十二号　山梨縣甲府市橋町一山梨縣貨物自動車協会内　淺川彦六外百二十一名提出

第九百二号　宮崎市旭通り二井内軽車輛有限会社社長　井内清水外五名提出

第九百二十五号　大分縣大分市大字大分大分縣自動車倶樂部内　松岡能秀提出

第九百二十九号　熊本市池田町一五一熊本自動車販賣店協会内　與羅柱一外三名提出

第九百四十一号　熊本市花畑町三一熊本縣自動車協会内　渡辺幸義提出

第九百四十二号　熊本市花畑町七七熊本自動車商事株式会社取締役社長　種子島宗夫外五名提出

第九百四十三号　福岡市藥院露切町三九福岡縣タクシー協会内　俵口光雄提出

肥薩線人吉、渡両駅間に西人吉駅設置の請願

第三百九十五号　熊本縣人吉市長　小出政喜提出

出石鉄道復活に関する請願

第三百九十八号　兵庫縣出石郡合橋村長　南田義亮外二千八百七十名提出

根北線全通促進に関する請願

第四百五十三号　北海道斜里郡斜里町長　米澤鶴松外一名提出

秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願

第四百八十八号　東京都千代田区神田神保町一ノ六五　木船彌平外十三名提出

荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

第五百九号　福島縣南会津郡荒海村長　室井勇外三名提出

岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願

第六百号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

常磐線電化促進に関する請願

第六百十五号　茨城縣知事　友末洋治提出

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願

第六百十六号　愛知縣知事　青柳秀夫外二名提出

中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第七百三号　新潟縣西頸城郡糸魚川町新潟縣西頸城郡振興会

内　増田秀雄外三十名提出
長鳥信号場を旅客駅に昇格の請願
第七百十四号　新潟縣刈羽郡北條村長　佐藤稔外一名提出
三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願
第七百十七号　宮城縣本吉郡志津川町長　田中完義外百八十二名提出
廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関する請願
第八百五号　廣島縣吳市長　鈴木術外一名提出
秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願
第八百十五号　山形縣鶴岡市長　加藤精三外六名提出
横似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願
第八百二十八号　北海道浦河郡浦河町大通一北海道日高支廳内　土橋武士提出
奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願
第八百三十二号　三重縣一志郡八幡村長　稲森茂外二十二名提出
門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願
第九百二十八号　熊本市健軍町五、九〇〇門司鉄道局小倉工機部熊本分工場内　井上義雄外二名提出
右九十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月十七日
運輸委員長　板谷　順助
參議院議長　松平　恒雄殿

意見書案
磐城西郷信号所を駅に昇格の請願
請願者　福島縣白河郡西白河町長　中目瑞男外一名
右の請願は
東北本線白河駅、白坂駅間にある、磐城西郷信号所附近は、各種工場の設置、元軍用地の開放による國営開墾への入植國立白河種畜牧場の再発足等により、人口が増加しつつあるから、本磐城西郷信号所を西郷と改名して、一般乗降客及び貨物の取扱をする普通駅に昇格されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中村、新地両駅間に駒嶺駅設置の請願
請願者　福島縣相馬郡駒嶺村長　目黒捨治外二十四名
右の請願は
常磐線中村駅、新地駅間の距離は九キロあり、沿線駒嶺村一國は人口七千人、米穀、薪炭、木材その他の産物の多いにもかかわらず、交通機関は中村駅か新地駅を利用するより方法がなく、非常に不便を感じている現状であるから、中村、新地両駅間に駒嶺駅を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
貝田信号所を駅に昇格の請願
請願者　福島縣伊達郡大木戸村長　春日佑幸外五名
右の請願は
福島縣伊達郡大木戸村は、藤田駅より五キロ七分、越河駅より三キロ六分の地点にあるので附近住民は、鉄道利用の便に恵まれないため、貝田信号所の駅昇格を年来の願望としていたが、文化の発達とともにその必要性は益々加わつている。しかして駅昇格が実現すれば貨客の輸送ばかりでなく、文化並びに産業経済上に及ぼす影響はじん大であるから、貝田信号所を駅に昇格されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
常島停留所に客車停車数増加の請願
請願者　福島縣河沼郡堂島村長　猪俣勝美外三名
右の請願は
磐越西線会津若松駅、塩川駅間は、十キロ区分の長距離であり、この区間は交通頗るひん繁であるが、同区間に運行されているバスは、冬季は積雪のため一時停止される実状であるから、右両駅間の堂島停留所に、なお一往復の客車の停車を増加せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願
請願者　秋田縣知事　蓮池公咲外二十二名
右の請願は
秋田縣北秋田郡の阿仁合駅より仙北郡の角館駅に至る延長約五十八キロの鉄道路線の重要性については、政府においても認められており、すでに一部の建設は完了されている、状態であるが、本縣産業経済の発展上、全縣下の要望をくみとられ、すみやかに阿仁合、角館両駅間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大越駅名の呼称訂正に関する請願
請願者　福島縣田村郡大越町長　石井栄
右の請願は
福島縣田村郡大越町所在の磐越東線大越駅名が「おほこえ」と清音に呼称されているが、同地名は古来より「おほごえ」と濁音で呼ばれているから、早急に訂正せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
參議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
美幌、斜里両駅間に國営バス運輸開始の請願
請願者　北海道網走市長　吉田榮吉外七名
請願者　北海道斜里郡小清水村長　藤原敎
右の請願は
美幌、斜里両駅間の沿線一帯の関係市町村は、農林産物の移出と、未開地開発によつて、人口の増大と無限の生産力を有するにもかかわらず、交通不便であるため、沿線住民福祉の増進を妨げている実状であるから、産業政策上の緊急要事として、右の両駅間に國営トラックの運輸と並行して國営バスの運輸を開始せられたいとの趣旨であつて參議院は、

願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　北海道河西郡御影村　長　加納利彦外二名

右の請願は

昭和十二年着手の辺富内線建設工事は、戦争中中止状態となり、その後一部残工事が再開されたが、昨年三月突如本工事中止の報に接した、本沿線には数十万町歩の森林、無盡蔵の鉱産物及び未開発の廣大な農耕適地があるから、これら重要資源の開発と農送能力増進のためすみやかに本鉄道敷設工事を継続完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

会津若松、山都両駅間の鉄道敷設変更反対に関する請願（二通）

請願者　福島縣耶麻郡塩川町　長　北村憲次郎外二名

右の請願は

磐越西線は、東北本線郡山より新潟縣新津、新潟に通じ、会津方部を中央に連結する唯一の重要鉄道であつて、この鉄道による会津地方の発達は誠に大きいものがあつた。しかるに現在の会津若松、山都間の鉄道を撤去して、会津若松より会津坂下を経て山都に通ずる新線路に敷設替えするとのことであるが、会津地方の商工業、農産物の生産、集荷加工業等を生命とする塩川喜多方を始め同地方の受ける影響と、次塩川駅より本線を利用する喜多方及び若松方面への通勤、通学者の受ける影響は非常に大きいから、現状のまま維持されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

舞木駅名の呼称訂正に関する請願

請願者　福島縣田村郡　嚴江村　長　織田武男外一名

右の請願は

福島縣田村郡嚴江村所在の磐越東線、舞木駅名が「まふき」と呼称されているが、同地名は古來より「まふぎ」と濁音で呼ばれているから、早急に訂正されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

仙台鉄道局福島管理部移轉に関する請願

請願者　福島縣郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は

郡山市は五方面への國有鉄道発著駅であり、鉄道関係諸機関がことごとく備わつているから、管内鉄道諸機関、管理監督の便宜上、郡山市へ管理部を置くのを便とする諸点を考慮せられ、現在福島市にある仙台鉄道局福島管理部を本市に移轉し、なお郡山管理部と改称せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　大分縣大野郡三重町　長　首藤卓美外七名

右の請願は

日豊本線は、東九州縦貫の唯一の重要交通路線であつて、その沿線には農、林、水産物等の生産地帯を現出していてまさに東九州の生命線たる使命を有している。しかるにその路線中宗太郎峠附近は、トンネル、橋りょう、急こう配等があつて貨客輸送力を非常に減殺しているが、かねて運輸省当局の企画している三重町、日向長井間新線敷設計画は、この欠点を補うものであり、またこの沿線の産業開発にも多大の利便を與えるものであるから、すみやかに本線を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　新潟縣東頸城郡松代村　長　柳宗一郎外二十五名

右の請願は

さきに第一、第二、第三國会において採択された信越線直江津駅から飯山線十日町駅を経て上越線六日町駅に至る間は、有名な頸城油田で、油量も豊富で將來の採掘が期待されている。その他農、林、鉱産等の資源に富んでいるが、交通機関の不備のためにこれ等の開発が遅れているから、この両駅間に鉄道を敷設せられたく、若しわが國経済面から見て全線の速成がさし当り困難なときは、十日町駅から東頸城の物資集散地である松代村に至る間約十八キロの鉄道を第一期としてすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湊町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願

請願者　奈良縣議会議長　植田周一外三名

右の請願は

北陸線、参宮線からの東京行直通列車は、遠い以前から実施されているにもかかわらず、関西本線からは、いまだに実施されないので、地方産業の振興上及び観光事業上大なる不便があるから、関西本線湊町駅を起点とする東京行直通列車の運輸を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹作摩

請願者　福島縣知事　石原幹市郎

右の請願は

東北本線の郡山、白石両駅間は千分の二十五と言う本線中最大の急こう配のため、輸送の円滑を欠き列車の運轉回数も限度に達しているから、

輸送力の増強を図るために福島縣下の豊富な電力を利用して、本区間の電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　鹿児島縣揖宿郡頴娃村長　榊戚芳外四名

右の請願は

鹿児島縣山川、枕崎間は國鉄予定線であつて、現在は國営自動車によつて貨客を輸送しているが、輸送力不足のため混雑、滞貨がはなはだしく、このままでは、わが國南方屈指の良港である山川、枕崎両港の多量な漁獲物あるいは附近一帯の豊富な農産物の輸送にも重大な支障を生じ、また泉量と医療的價値に富む温泉もあつて観光地としても恵まれた地域であるから、すみやかに山川、枕崎間予定線の鉄道敷設工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

羽幌、朱鞠内間及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願

請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名

右の請願は

北海道天塩國の羽幌町、朱鞠内間の沿線、及び羽幌町より遠別村に至る西北連絡線は、北部北海道開発の一大使命を有する枢要縦貫線であり、沿線には石油その他重要鉱物の埋蔵多く、又大森林と魚族豊富な海田を控え、これ等ばく大な資産開拓はかつて本線の達成にあるから、急速に羽幌、朱鞠内間、及び羽幌、遠別間に鉄道の敷設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　山口縣小野田市長　久野東一

右の請願は

小野田線は、山口炭田の中枢部に位して瀬戸内海屈指の鉱工地帯である宇部、小野田両市を直結する鉄道で、沿線には多くの会社、工場及び鉱山等があり、これら通勤者や重要資源の輸送に、任務の重大性ははなはだ大なるものがある。本線の一部である旧宇部線区間は既に電化されているが旧小野田線の区間である小野田港、小野田駅間は未だに電化されていないので輸送上に不便支障をきたしているから、輸送力増強のために本区間の電化を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願

請願者　福島市運輸省福島道路運送監理事務所内　亀谷榮治
熊本市花畑町三一熊本縣バス協会内　渡辺義幸外二十名
新潟市新潟道路運送監理事務所内　新明武志外二名
滋賀縣大津市浜大津滋賀縣貨物自動車協会内　田井中信一外六名
神戸市兵庫区新在家町兵庫縣青果物陸運輸送対策委員会内　加藤正外四名
富山市新櫻町七〇富山縣小運搬商業協同組合理事長　四谷豊治外七名
富山市下木町二ノ二富山縣自家用自動車組合内　小川久義
岐阜市神田町九ノ二七七四ノ三一岐阜縣乗合自動車協会内　松岡茂外一名
横濱市神奈川区青木町一株式会社横濱青果市場取締役社長　佐久間道夫外二十七名

右の請願は

道路運送監理事務所は、開所以來專門の知識と豊富な経験とを生かして陸運行政の円満な運営を図り、國民の期待に添いつつ業績を修めている。しかるに最近行政整理の一環として道路運送監理事務所を地方自治体へ移譲するとのことであるが、これは陸運行政の特殊事情から見て遺憾であるから、道路運送監理事務所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願

請願者　石川縣金沢市木ノ新保五番丁一ノ六二石川縣トラック協会内　関友次郎外十名
滋賀縣大津市桝屋町一滋賀貨物運輸株式会社代表取締役　馬場治三郎外三十四名
新潟市下大川前通二之町二一六二新潟縣自家用自動車組合内　羽入雪太郎外十六名
島根縣松江市朝日町島根縣自動車整備工業協同組合理事長　野々村延
鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乗合旅客自動車組合内　林田熊一外四名
熊本市池田町一四四熊本日産自動車株式会社取締役社長　橋本清吉外十六名
香川縣小豆郡土庄町甲五八七八ノ二小豆島自動車株式会社取締役社長　八木啓次外二名
神戸市葺合区脇浜町三ノ一ノ七兵庫車輛工業株式会社代表取締役　西原克巳夫外十二名
岐阜縣多治見市豊岡町一ノ一〇岐阜縣貨物自動車運輸労働組合連合会内　田渕和彦
島根市東朝日町島根縣トラック協会内　平佐京太郎
宮城縣仙台市東三番丁二一宮城縣貨物自動車運送同業組合内　菅原勝雄外八名
秋田市下中城町三秋田縣輸送協会内　片野重脩外八名
千葉市新町一三関東いすゞ自動車販賣株式会社取締役　山崎恒
鹿児島市西千石町九三鹿児島縣乗合旅客自動車組合内　林田熊一外四名
埼玉縣大宮市埼玉縣自家用自動車組合内　宮沢政吉外五名
名古屋市中区下茶屋町五七愛知縣貨物自動車協会内　仲田光三郎外二名
茨城縣稲敷郡牛久村三一九八株式会社津島製作所取締役社長　津島秀登外一名
熊本市池田町一四四熊本日産自動車株式会社取締役社長　橋本清吉外十六名
香川縣小豆郡土庄町甲五八七八ノ二小豆島自動車株式会社取締役社長　八木啓次外二名
神戸市葺合区脇浜町三ノ一ノ七兵庫車輛工業株式会社代表取締役　西原克巳夫外十二名

請願者　福島市栄町二六福島縣自動車協会内　坪井万三外六名

請願者　北海道北見市北見道路運送協会内　青木茂重郎

請願者　神戸市葺合区旭通五高架下第二八八号　滝川勝二

請願者　新潟市下所島上川前新潟縣トラック協会内　佐藤齋外七名

請願者　北海道帯廣市西四條南十ノ四十勝貨物自動車株式会社取締役社長　清象政市外十五名

請願者　大阪市東区京橋前之町大手前産業ビル内　大阪府自家用自動車組合連合会内　松木萬次郎外五十三名

請願者　岡山市上伊福二九四岡山縣貨物運送株式会社取締役社長　武川和夫外七名

請願者　京都市上京区西洞院通丸太町上ル夷川町京都府貨物自動車運送協会内　高田新吉外十一名

請願者　奈良市三條川崎町三二七奈良縣貨物自動車協会内　河崎正司外十名

請願者　高知市種崎町三五高知縣交通株式会社取締役社長　野村健一郎外五名

請願者　北海道釧路市黒金町一一ノ三釧路貨物自動車株式会社取締役社長　河津繁松外十四名

請願者　福岡市大字春吉八五八社團法人福岡自動車会議所会長　矢幡小太郎

請願者　神戸市長田区北町一ノ八日貨自動車運送株式会社取締役社長　平野勇介外三名

請願者　福岡縣小倉市大字砂津三六一鎭西貨物自動車運送株式会社社長　日高磯次郎

請願者　岡山縣廳内岡山縣土木委員会内　中田弘堂外四名

請願者　和歌山市八番丁三ノ二社團法人和歌山縣自動車会議所会長　千田巳代治

請願者　東京都中央区銀座西四ノ三東京都乘合自動車協会内　柏村毅

請願者　神奈川縣横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄外十九名

請願者　福岡市築石町一福岡縣水産業会長理事　田村延一

請願者　岐阜縣多治見市豊岡町一ノ一〇岐阜縣貨物自動車運輸労働組合連合会内　黒田政男

請願者　横濱市中区長者町九ノ一七五神奈川縣小型自動車整備協会内　清水吉之助外十一名

請願者　福岡縣久留米市通町三八〇筑邦貨物自動車株式会社代表取締役　二又茂登

請願者　佐賀市神野町三四六昭和自動車株式会社取締役社長　金子道雄

請願者　佐賀市役所佐賀市営バス課内　木村光司

請願者　青森市沖館條田二一阿保方青森縣自家用自動車組合東青支部内　篠原敬明外二名

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社團法人日本乘合自動車協会理事　塚田耕一郎

請願者　三重縣津市栄町一ノ一一六三重縣トラック協会内　前田穣外四名

請願者　佐賀縣西松浦郡伊万里町大字新田一七五西松浦運株式会社專務取締役　松本鶴次外六名

請願者　横浜市中区長者町九ノ一七五神奈川縣小型自動車整備協会内　清水吉之助外十九名

請願者　岩手縣盛岡市築闇一三岩手縣貨物自動車組合内　菅原喜七外十六名

請願者　長崎縣佐世保市城山町一九八長崎縣佐世保地区自動車協会内　川添福一外一名

請願者　福岡市大名町一西日本鉄道株式会社取締役社長　野中春三

請願者　群馬縣吾妻郡中ノ條町群馬縣貨物自動車業組合内　小渕光平外五名

請願者　山梨縣甲府市橋町一山梨縣貨物自動車協会内　浅川彦六外百二十一名

請願者　宮崎市旭通り二井内軽車輛有限会社社長　井内清水外五名

請願者　大分市大字大分大分縣自動車倶楽部内　松岡能秀

請願者　熊本市池田町一五一熊本自動車販賣店協会内　與縄柱一外三名

請願者　熊本市花畑町三一熊本縣自動車協会内　渡辺幸義

請願者　熊本市花畑町七七熊本自動車商事株式会社取締役社長　種子島宗夫外五名

請願者　福岡市藥院溝切町三九福岡縣タクシー協会内　俵口光雄

右の請願は

道路運送監理事務所は、閉所以來專門の知識と豊富な経驗とを生かして陸運行政の円満な運営を図り、國民の期待に添いつつ業績を修めている。しかるに最近行政整理の一環として道路運送監理事務所を地方自治体へ移譲するとのことであるが、これは陸運行政の特殊事情からみて遺憾であるから、道路運送監理事務所を存置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肥薩線人吉、渡両駅間に西人吉駅設置の請願

請願者　熊本縣人吉市長　小出政喜

右の請願は

人吉市は農林産の宝庫と称せられる球磨地方の物資集散地であり、また山紫水明の温泉郷である。市内西方の中原地区には中心部に本市唯一の輸送機関である肥薩線が貫通しているが、停車場の設置がないので、地元民は遠方の人吉駅または渡駅を利用している状態で、毎日來往する多数の通学、通勤者や、物資の輸送等に多大の不便を感じているから、人吉、渡両駅間に西人吉駅（仮称）を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

出石鉄道復活に関する請願

請願者　兵庫縣出石郡合橋村長　南田義亮外二千八百七十名

右の請願は

兵庫縣出石郡出石町、山陰線江原駅間に敷設の出石鉄道は、昭和四年に地元民の熱意によつて開通し、以來当地方の交通輸送に寄與するところが多かつたが、昭和十九年に至り戦争の激化に伴い、地方民の強い反対にもかかわらず、当局の命令によつて業務の休止、軌條、橋りょう、まくら木等の施設の撤去となり、未だに代金の支拂も資材の返還もなくて現在に及んでいるが、当地方に縣下の東北部に当り、京都府と境界を接し、各種の生産物資も豊富であり、特に出石焼、絹織物等の輸出品の生産もあるから、これらの産業開発の促進と、地方民の交通輸送の便を図るため、すみやかに本鉄道を復活敷設せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなり

と思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

根北線全通促進に関する請願

請願者　北海道斜里郡斜里町長　米澤鶴松外一名

右の請願は

國有鉄道根北線は、昭和十二年起工せられ、釧網線斜里駅より標津線根室標津駅を結ぶ区間中、斜里駅より越川間の工事により一部軌條が敷設されたが、他の区間に対する工事は昭和十五年中止となつて現在に至つている。しかるに、本沿線を中心とする廣大な未利用可耕地と、根室、北見國境地帯の豊富な林産資源は戰後復興に重要な使命を担うものであるから、交通上の利便に合せて、工事しゅん功部分の運行開通及び全通を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願

請願者　東京都千代田区神田神保町一ノ六五　木船彌平外十三名

右の請願は

東北本線秋葉原駅の駅名は、現在「あきはばら」と呼称されているが、これは同所が德川時代いわゆる振袖火事により同地域全般にわたり燒野原と化したため、火伏の神として有名な遠州秋葉神社をこの地に勸請鎮座させたという由緒ある場所で、じ來同所を「あきばのはら」と称しているから、同駅名の呼称「あきはばら」を「あきばはら」と訂正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒海、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　福島縣南会津郡荒海村長　室井勇外三名

右の請願は

南会津郡一帯の森林及び地下資源が今日まで開発されなかつたのは交通機関の不備が最大の原因であつた。しかしてさきに野岩線の一部として会津若松、会津田島間が開通し又、昭和二十二年十二月会津田島駅より荒海駅に至る七キロ四の鉄道が開通されたが、この路線は、更に延長して滝の原まで開通しないと最大の効果を発揮することができない。同郡には大森林地帯をはじめ地下資源としては、有望な鉱山脈があり、本路線の完成によつてこれら資源の飛躍的増産が期待されるから、荒海、滝の原間の鉄道の建設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

岐阜、名古屋を中心とする省線の電化については、当局においても計画立案されていると聞くが、東海道線は勿論、急こう配とトンネルの多い中央線、高山線の交通難の緩和と、地方産業の発展のため、岐阜、名古屋を中心とする省線の電化をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線電化促進に関する請願

請願者　茨城縣知事　友末洋治

右の請願は

國鉄電化の一環として常磐線松戸、取手両駅間の工事は既に施行中であるが、常磐沿線の地域は、農林、鉱工等の一大生産地帯を形成しているので、本線の電化はこれら産業の隆盛を促し、また京浜地帯に対する物資供給地帯としての使命を果す途であるから、上野、平両駅間、特に土浦駅又は水戸駅までの電化を急速に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願者　愛知縣知事　青柳秀夫外二名

右の請願は

東海道線浜松、米原両駅間の鉄道電化工事は、本年度中に実施されるべきであるが、國家財政の関係上中止されるとの由である。本電化工事に関しては、用地の選定並びに買收の内交渉、資材の確保等既に長期間にわたる準備を完了し着工を待つのみとなつている。しかるに、本工事をこのまま中止することは、技術能力の低下をきたし、將來において着工する際には更に長期の準備期を要する等、極めて國家経済の上に不利を生ずるものであるから、輸送力の増強、石炭の節約、経費の節減のためにも、同区間の電化工事を本年度中に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　新潟縣西頸城郡糸魚川町新潟縣西頸城郡振興会内　増田秀雄外三十名

右の請願は

大糸線は、中央線松本市を分岐点として、表日本と裏日本を結ぶ重要幹線である。しかして、本路線は現在、長野縣側は中土まで、新潟縣側は小滝まで開通し、残る十六キロについても既に路床工事を完了して軌條敷設を待つばかりであるから、産業開発、文化の向上発展、民生安定等の見地より、すみやかに両駅間の開通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

官報

号外　昭和二十四年五月二十四日

第五回國会　参議院会議録第三十二号（其の五）

意見書案

長鳥信号場を旅客駅に昇格の請願

請願者　新潟縣刈羽郡北條村長　佐藤稔外一名

右の請願は

長鳥信号場は信越線塚山、越後廣田両駅間に位しているが、附近部落は純農村で、農産物、木材等の産出もあるから、旅客往來の便を図るため、現在の施設を拡張して、旅客駅に昇格せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願（二通）

請願者　宮城縣本吉郡志津川町長　田中完義外百八十二名

右の請願は

三陸沿岸鉄道は、大船渡線氣仙沼駅から宮城縣本吉桃生両郡を通過して女川線石巻駅に連絡する路線であつて、三陸地方の産業開発、文化振興上重要な施設であるが、当地方は世界有数の漁場を控えて、無限の漁獲物を擁し、又、林産、鉱産の資源も豊富で東北の宝庫と称せられる地域であり、観光價値も優れているから、現在工事中止中の本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関する請願

請願者　廣島縣呉市長　鈴木術外一名

右の請願は

呉市所在の廣島鉄道局廣島工機部廣分工場は、海軍解体後、中國地区における鉄道客貨車の修理工場を目標として発足して以來、卓越した技術と熟練とをもつて、現下機関車部品並びに自動車の修理作業等に従事し、六百三十名の従業員を擁する呉市内における屈指の工場として産業部面に寄與するところ大である。しかも更に工場の拡充を意図し、あらゆる方面に努力を続けている矢先において今回の行政整理の対象として事業の縮小と人員の整理が断行されるとの由であるが、若し事実とすれば、当面の失業問題のみでなく同市産業の重要基盤を失うことになり、極めて重大問題であるから、呉市産業の安定と、本市の自立のために、是非とも同工場を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願

請願者　山形縣鶴岡市長　加藤精三外六名

右の請願は

羽越本線（新津―秋田）は新潟、山形、秋田各縣を縦走し、沿線には新発田、村上、温海、鶴岡、酒田、本荘、秋田等の主要都市があり、産業、文化、経済上から見ても裏日本の最重要鉄道である。しかるに、現在普通列車は秋田、上野間一往復に過ぎず、東北本線八往復、奥羽線二往復に比して非常に不便である。なお本線沿線には景勝地、温泉等もあつて、特に本年は本北地方最大の霊場として著名な出羽三山、善宝寺のうし年縁年にあたり、乗降客のみでも三十余万人と予想せられており、その大部分は本鉄道によるものであるから、秋田、上野両駅間に直通急行列車を増発せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

樣似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　北海道浦河郡浦河町大通一北海道日高支廳内　土橋武士

右の請願は

北海道日高線の終点樣似より幌泉を経て十勝廣尾に至る地域は、豊富な水産、林産、鉱産等各資源に恵まれているが、背後施設としての鉄道が敷設されていないため、これらの資源が未開発のまま放置されている。又当地方の交通は國営バス及びトラックによつているが、氣候地勢の悪條件のため極めて不安定な狀態にあつて、時間的、経済的損失も著しく、各種産業の発達を阻害しているから、地方資源開発のため、右路線に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願

請願者　三重縣一志郡八幡村長　稲森茂外二十二名

右の請願は

三重縣松阪市より奈良縣磯城郡櫻井町に至る櫻松線は、松阪市より三重縣一志郡八幡村奥津に至るまでの敷設を以つて中止となり今日に及んでいるので、僅かに三重縣一部の利便に止まり、産業開発に資するところ極めて僅少であるから、奥津より櫻井町鉄道敷設により、関西支線櫻井線に連結して大阪、奈良、三重を連ねる近畿横断鉄道とすることは極めて價値あるものであり、また、本線沿線は無盡蔵の天然資源と観光の好適地であるが、物資の輸送、住民の交通は僅かに自動車便と徒歩による以外になく、地方開発、國民の保健、民生の安定にひ益するところじん大であるから、奥津、櫻井両駅間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願

請願者　熊本市健軍町五、九〇〇門司鉄道局小倉工機部熊本分工場　井上義雄外二名

右の請願は門司鉄道局小倉工機部熊本分工場は、経済九原則による経営の合理化、官廳機構の簡素化等の一環として、工場の閉鎖が傳えられたのであるが、現に完成眞近にある当工場の現有施設と將來に残された車ようの修繕能力等を考える時、今後これ等既設諸施設の完全なる活用による生産の増強を図ることが、経済九原則の線に沿うものであると思惟せられるから、当工場の存置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第百六十四号　郡山市に測候所設置の請願

第百七十六号　塩釜港修築に関する請願

第二百八号　汽船龍頭山丸移動促進に関する請願

第二百十号　機帆船用玄海航路標識拡充に関する請願

第二百二十九号　羽幌港船入ま修築等に関する請願

第二百五十九号　伊万里港修築に関する請願

第二百九十七号　台ヶ鼻燈台設置に関する請願

第六百四十号　函館港ふ頭修築工事促進に関する請願

第六百五十七号　運輸省の枕木購入方法に関する請願

第七百三十八号　機帆船海運政策に関する請願

第七百六十号　長崎縣壱岐郡田河町名鳴に避難港設置の請願

第七百六十一号　長崎縣壱岐郡田河町瀧ノ上に燈台設置の請願

第七百六十四号　高知縣の海上輸送に燃料増配の請願

第八百十八号、第八百七十三号　山形測候所存置に関する請願

第九百八号　二俣、佐々間両駅間に鉄道敷設促進の請願

第九百九号　掛川町、御前崎間に國営自動車運輸開始促進の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十九日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会請願特別報告第三号

郡山市に測候所設置の請願

第百六十四号　福島縣郡山市長　本間清庫外一名提出

塩釜港修築に関する請願

第百七十六号　宮城縣仙台市東二番丁仙台商工会議所会頭　吉田英一外七名提出

汽船龍頭山丸移動促進に関する請願

第二百八号　佐賀縣松浦郡呼子町長　大庭忠司提出

機帆船用玄海航路標識拡充に関する請願

第二百十号　福岡縣若松市海岸通三ノ二二九ノ一西日本石炭輸送株式会社取締役社長　野村治一良外十五名提出

羽幌港船入ま修築等に関する請願

第二百二十九号　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名提出

伊万里港修築に関する請願

第二百五十九号　佐賀縣伊万里市伊万里商工会議所会頭　北古賀亀六外三名提出

台ヶ鼻燈台設置に関する請願

第二百九十七号　新潟縣佐渡郡二見村長　岩崎小市郎外五十二名提出

函館港ふ頭修築工事促進に関する請願

第六百四十号　北海道函館市長宗藤大陸外一名提出

運輸省の枕木購入方法に関する請願

第六百五十七号　札幌市北四條西四ノ一　漆崎福蔵外四名提出

機帆船海運政策に関する請願

第七百三十八号　東京都中央区京橋國際ビル内日本近海汽船協会内　野村治一良提出

長崎縣壱岐郡田河町名鳴に避難港設置の請願

第七百六十号　長崎縣壱岐郡田河町議会議長　京崎美太郎提出

長崎縣壱岐郡田河町瀧ノ上に燈台設置の請願

第七百六十一号　長崎縣壱岐郡田河町議会議長　京崎美太郎提出

高知縣の海上輸送に燃料増配の請願

第七百六十四号　高知市中島町高知縣商工会議所会頭　入交太蔵外五名提出

山形測候所存置に関する請願

第八百十八号　山形市六日町一〇二五山形測候所内　箱田顯雄提出

第八百七十三号　山形市六日町一〇二五山形測候所内　箱田顯雄提出

二俣、佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願

第九百八号　静岡縣浜松市長　坂田啓造外六名提出

掛川町、御前崎間に國営自動車運輸開始促進の請願

第九百九号　静岡縣小笠郡掛川町長　蔦ヶ谷龍太郎外四十七名提出

右十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十八日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

郡山市に測候所設置の請願

請願者　福島縣郡山市長　本間善庫外一名

右の請願は郡山市は福島縣の中央部に位し、附近には平たん地、山岳地及び盆地があり氣象の変化がいちじるしく、この点すでに中央氣象台においてその必要性を充分に認められているから、すみやかに測候所を設置されたい。また予算関係で早急実現困難の場合は、應急施設として簡易測候所なりとも設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

塩釜港修築に関する請願

請願者　宮城縣仙台市東二番丁仙台商工会議所会頭　吉田英一外七名

右の請願は東北地方開発の門戸として塩釜港の重要性を認められ、昨年度より航路、泊地のしゅんせつ及び岸壁等の修理復旧に着手せられたことはきん快に耐えない。しかるに昭和二十四年度において、相当額の予算を削減せられることは、既定計画の実行を阻害し、引いては日本経済再建を遅延せしめることになり、目下施行中の工事の効果も発揮することができなくなるから、当港の最大機能を発

揮できるよう最少限度の措置として、港湾法施行の際は塩釜港を第一種港湾に認定せられ、しゅんせつ工事、盛土工事、上屋倉庫設備工事、臨港道路復旧整備工事等をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

汽船龍頭山丸移動促進に関する請願

請願者　佐賀縣松浦郡呼子町長　大庭忠司

右の請願は

汽船龍頭山丸移動に関しては既に第三回國会において採択せられたのであるから、至急実行にうつされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

機帆船用玄海航路標識拡充に関する請願

請願者　福岡縣若松市海岸通三ノ二二九ノ一　西日本石炭輸送株式会社取締役社長　野村治一良外十五名

右の請願は

わが國における海上輸送機関としての機帆船の役割は極めて大きく、昭和二十三年度においては、全國海上輸送実績の六割五分を占めている。しかるに航路標識は、元來汽船航路を目標として設置されており、機帆船航路には航路標識が皆無に近い実状にある。殊に浅瀬、暗礁の多い西九州玄海航路においては機帆船の夜間航行による海難事故特に多く、船体、積荷に與える損失並びに輸送能率に及ぼす障害が甚大であるから、全國の二割八分を占める玄海航路の海難防止と、石炭増産に対処して海上輸送の能率を増強するため、航路標識をすみやかに完備せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

羽幌港船入ま修築等に関する請願

請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名

右の請願は

延長二百キロに及び北海道天塩沿岸中に港湾設備を有するものは留萌市のみであるが、その利用範囲が極めて局限されているため、羽幌港の利用は位置、航路その他各種條件より極めて必要である。一方本町には、年産三十万トンを目指して増産中の築別炭鉱があつて、輸送能力の増大が要望されているから、関係地方の産業振興と福利増進のため、すみやかに羽幌港を積出港として少くも三千トン級の船舶が出入しうるよう船入まを修築完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

伊万里港修築に関する請願

請願者　佐賀縣伊万里市伊万里商工会議所会頭　北古賀亀六外三名

右の請願は

伊万里港は、第二種重要港湾として、その地理的條件より、魚港、商港、石炭積出港の三部門に分れてる。石炭積出港としては別に、補助を申請中であるが、魚港としては昭和二十四年度防波堤の延長並びに港内しゅんせつ台につき補助せられたい。なお商港としては、伊万里湾沿岸地方の中心であるが、戦時中何等の維持補修がされず放置され、殊に昨年九月の大水害により、埋没し商港としての機能は殆ど失つているから、併せて商港維持補修のため、港内しゅんせつの件を取り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台ケ鼻燈台設置に関する請願

請願者　新潟縣佐渡郡二見村長　岩崎小市郎外五十二名

右の請願は

新潟縣佐渡郡二見港より相川港に至る間は、三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所の需要物資及び各種鉱石硅砂等の回漕並びに沿岸物資の輸送航路として、船舶の航行が極めて多いが、同航路中重要轉針路である台ケ鼻沖合は、「えぐり」その他の岩礁が各所に点在し、航行路にとつて、最も危険な海域であつて、特に暗夜における漕難沈没等の事故が多いから、國営をもつて右台ケ鼻燈台を設置せられたいとの請願趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

函館港ふ頭修築工事促進に関する請願

請願者　北海道函館市長　宗藤大陸外一名

右の請願は

昭和四年に着工され、未だに工程の半ばを残している北海道第二期拓殖計画中の函館港ふ頭第二号築造工事の完成は、重要性を加える北海道の開発と貿易の再開を控えている現在最も急務とされているから、第二号ふ頭及び埋築部の築造工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

運輸省の枕木購入方法に関する請願

請願者　札幌市北四條西四ノ一　漆崎福蔵外四名

右の請願は

運輸省では本年度以降の枕木購入について、公入札制の採用、納入地指定、鉄道局毎に年度末手持数量に基く購入数量の決定等を考慮している由であるが、現在北海道には政府の生産計画に基き業者が少からぬ犠牲を拂つて確保した九十六万本（内二十五万余本は引渡済）が保管されており、これに投資された金額は二億一千万円に達しているから、この枕木を処理するために、（一）札幌鉄道局管内の省庁蔵品を他管内に移動して最大限に購入させること、（二）右によりなを残品があるときは全國業者が同様の態勢において競争できる方途を講ずること、（三）引渡済みの二十五万本を引当に北海道枕木林産組合に対する特別支拂いの措置をとること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内

閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

機帆船海運政策に関する請願

請願者　東京都中央区京橋國際ビル内日本近海漁船協会内　野村治一良

右の請願は

機帆船による輸送貨物は、石炭、肥料、鉱石、木材、輸入物資等わが國産業再建のための重要物資の八十パーセントを占めており、機帆船海運政策の運営は、國家経済の安定と國民生活に重大な影響があるから、(一)海陸政策運賃と自主運営による採算運賃の不公正な競争を排除すること、(二)重要物資輸送に必要な燃料の確保等について万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎縣壱岐郡田河町名嶋に避難港設置の請願

請願者　長崎縣壱岐郡田河町議会議長　京崎美太郎

右の請願は

名嶋は、長崎縣壱岐郡田河町八幡半島より二里余の海上にある本島、前島、鵜ノ糞島から成る無人島で、周辺に魚族海そうが豊富であるため、壱岐全島の漁民をはじめ、佐賀、福岡方面の近海漁業者の去来ひん繁である。同島は玄海のただ中にあるため、強風の急襲を受けて漁民の遭難多く、同水道航行大小船の遭難もあつて、折角の豊庫も價値薄の状態である。かつて長崎縣において避難港の設置を計画し、実地調査現地測量をしたのであるが実現に至らなかつたものである。しかして、本漁場が、國家的資源地である点より民生安定、豊庫開発の見地から、名嶋に避難港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎縣壱岐郡田河町滝ノ上に燈台設置の請願

請願者　長崎縣壱岐郡田河町議会議長　京崎美太郎

右の請願は

長崎縣壱岐郡は九州の西北に位する孤島であり、多くの港湾を有し、その中同郡田河町の東北端にある芦辺港は、玄海洋に面し、九州各地との交通便利たること郡内第一位を占め、しかも本邦有名漁場である玄海洋えの出漁には、本港を根拠とし、数千の漁船、運送船等の出入がある極めて重要な港湾である。しかして、同港口附近には暗礁が多く、同港東端の龍神祠の燈明を唯一つの目標とするだけであるので、航海上の危険性も多く、遭難する船舶がおびただしい有様であるから、是非とも航海の安全と漁業発展のために、同芦辺港の港口に燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知縣の海上輸送に燃料増配の請願

請願者　高知市中島町高知縣商工会議所会頭　入交太藏外五名

右の請願は

高知縣は高しゅんなる四國山脈が横断している関係上交通運輸に悪まれず、わずかに土讃線による陸上運輸と高知港を基点とする海上運輸のみであるが、陸上運輸は貨物廻りの不足のため輸送に円滑を欠き、駅頭滞貨、背後在貨が続出している。海上運輸もまた本年三月より燃料割当の削減によつて、四日に一回の出帆に減少し、加えて本海上交通の重大任務である郵便通送の使命の大半を失い、縣民の失望と産業発展に大なる支障をきたしている実状であるから、毎日出帆可能の所要燃料油を増配せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形測候所存置に関する請願

請願者　山形市六日町一〇二五　山形測候所内　箱田顯雄

右の請願は

氣象業務は、各種氣象災害の防止、学術文化への貢献、國際的協力等の各面にわたるので、今後益々機構を整備拡充して、使命の達成にまい進する要があり、殊に山形縣では寒冷地帯であるので雪害を始め各種の災害も多いから、山形測候所を行政整理の対象から除外されて、従来通りに存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二俣、佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願

請願者　静岡縣浜松市長　坂田啓造外六名

右の請願は

静岡縣磐田郡二俣町から天龍川をさかのぼつて佐久間村に達する鉄道敷設予定線は、昭和十九年度に着工して同二十三年度に完成の計画であつたが、未だに着工されないのは遺憾である。本沿線地方は豊富なる森林、鉱山、水力電源等を有しているから、これらの資源の開発と、東海地方と南北信地方との連絡のためにすみやかに本予定線の敷設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

掛川町、御前崎間に國営自動車運輸開始促進の請願

請願者　静岡縣小笠郡掛川町長　葛ヶ谷龍太郎外四十七名

右の請願は

掛川町は静岡縣小笠郡の行政の中心地であつて、住民が多いにもかかわらず、適当な交通機関がないため、産業の発達をはなはだしく阻害している。しかして、近日御前崎港の改修築港工事が施行せられるのを機会に、掛川、御前崎間に國営自動車の開設ができれば、表裏日本を結ぶ最短路となり、更に各種重要産業の復活に有力な推進力となるから、右区間に國営旅客自動車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十八号　山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の陳情

第百四号　郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第百二十一号　吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情

第百九十一号　第二百七十二号、第三百四十八号　道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情

第二百二十四号　長崎、東京両駅間準急行列車を急行列車に切替の陳情

第二百三十三号　東海道線完全電化に関する陳情

第二百三十八号　日田市、守実間に鉄道の敷設の陳情

第二百六十五号　甲府、塩尻両駅間及び塩尻、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第二百七十七号　第三百八号　中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第三百号　富山駅拡張改築に関する陳情

第三百十三号　川東、谷田川両駅間に停車場設置の陳情

第三百十四号　八幡浜、八幡浜港間に臨港鉄道敷設の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日
運輸委員長　板谷　順助
参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会陳情特別報告第二号

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の陳情

第十八号　鹿児島縣川辺郡枕崎町長　山之内梓外四名提出

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第百四号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情

第百二十一号　宮崎縣議会議長　甲斐青平提出

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情

第百九十一号　福井縣武生市北吾妻町一二七日本通運株式会社武生支店内　大柳陸一外一名提出

第二百七十二号　東京都中央区木挽町八ノ一全國乗用自動車協会内　新倉文郎外一名提出

第三百四十八号　福岡縣久留米市日山町六〇日華護謨工業株式会社取締役社長　倉田泰蔵提出

長崎、東京両駅間準急列車を急行列車に切替の陳情

第二百二十四号　長崎縣議会議長　岡本直行提出

東海道線完全電化に関する陳情

第二百三十三号　滋賀縣大津市滋賀縣議会議長　小林郁提出

日田市、守実間に鉄道敷設の陳情

第二百三十八号　大分縣中津市長　浅沼義男外九名提出

甲府、塩尻両駅間及び塩尻、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

第二百六十五号　長野縣議会議長　片桐知從外二名提出

中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第二百七十七号　長野縣議会議長　片桐知從外二名提出

第三百八号　長野縣北安曇郡常盤村　清水眞虎外六名提出

富山駅拡張改築に関する陳情

第三百号　富山市議会議長　京田清藏提出

川東、谷田川両駅間に停車場設置の陳情

第三百十三号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道敷設の陳情

第三百十四号　愛媛縣八幡浜市長　菊地清治提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日
参議院議長松平恒雄殿
委員長　板谷　順助

意見書案

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の陳情

陳情者　鹿児島縣川辺郡枕崎町長　山之内梓外四名

右の陳情は

鹿児島縣山川、枕崎間は國鉄予定線であつて、現在は國営自動車によつて貨客を輸送しているが、輸送力不足のため混雑、滞貨がはなはだしく、このままでは、わが國南方屈指の良港である山川、枕崎両港の多量な漁獲物あるいは附近一帯の豊富な農産物の輸送にも重大な支障を生じ、また泉量と医療的價値に富む温泉もあつて観光地としても恵まれた地域であるから、すみやかに山川、枕崎間予定線の鉄道敷設工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する陳情

陳情者　福島縣議会議長　大竹作摩

右の陳情は

東北本線の郡山、白石両駅間の千分の二十五という本線中最大の急こう配のため輸送の円滑を欠き、列車の運轉回数も限度に達しているから、輸送力の増強を図るために、福島縣下の豊富な電力を利用して、本区間の電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情

陳情者　宮崎縣議会議長　甲斐善平

右の陳情は

肥薩線吉松、人吉間國有鉄道の現在の路線は急こう配三十幾度に達し、しかも二十数箇所のトンネルが通つているため公衆衛生上はもちろん、輸送力減退の点より文化國家の一障壁として南九州開発に支障をきたしている。しかるに新線として予定せられている肥薩線吉松駅より吉都線京町駅、湯の前駅の一部を経て人吉駅に至る吉松、人吉両駅間の路線の実現をみれば、距離において約六キロを短縮し、こう配においても約二十度を減じ、トンネルも一箇所となり、輸送力においては約三倍を増すことになるから、すみやかに本路線を実現するとともに電化実施の計画を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情

陳情者　山梨縣甲府市佐渡町八

山梨縣自家用自動車組合連合会内　平原正嘉外三名

福岡市大字春吉八五八ノ二社

團法人福岡自動車会議所会長
矢幡小太郎外百十三名
東京都千代田区丸ノ内三ノ四
日本交通協会内社團法人日本
乗合自動車協会理事　塚田耕
一郎外百五十名

右の陳情は
現在の道路運送監理事務所を廃止して所管事務を府縣廳に移管するとのことであるが、これは自動車関係業界を混乱に導くものであり、輸送行政は全國画一的な事項をすみやかに処理する必要のある專門行政であり、又関係業者の意思が尊重されるべきであるから、道路運送行政機構の地方廳移管には反対するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する陳情
陳情者　福井縣武生市北吾妻町一二七日本通運株式会社武生支店内　大柳陸一外一名
陳情者　東京都中央区木挽町八ノ一全國乗合自動車協会内
新倉文郎外一名
陳情者　福岡縣久留米市日山町六〇日華護謨工業株式会社取締役社長　倉田泰藏

右の陳情は
道路運送監理事務所は、開所以來專門の知識と豊富な経験とを生かして陸運行政の円滑な運営を図り、國民の期待に添いつつ業績を修めている。しかるに、最近行政整理の一環として道路運送監理事務所を地方自治体へ移譲するとのことであるが、これは陸運行政の特殊事情から見て遺憾であるから、道路運送監理事務所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎、東京両駅間準急列車を急行列車に切替の陳情
陳情者　長崎縣議会議長　岡本直行

右の陳情は
本邦西南の玄関口である長崎港は、日本最古の開港場として往昔より海外貿易に貢献してきたが、今や貿易再開の機を迎えて外國船舶誘致の見地から、又全國屈指の漁業中心基地として、更に実現を予想されている九州観光ルートのセンターとしてもその重要性をしよく自されている。しかるに、現在の海陸の交通、運輸のままでは内外の殺到する貨客の要求を満足させることはできないと予想されるから、近く國鉄ダイヤの切り替えを実施せられる由であるが、この機会に長崎、東京間の準急列車を急行列車に切り替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東海道線の完全電化に関する陳情
陳情者　滋賀縣大津市滋賀縣議会議長　小林郁

右の陳情は
東海道線の完全電化によつて、日本経済再建の原動力である石炭の大量消費節約となり、再建日本の前途に光明を與えるものである。しかるに最近その予算は極度に削減される由であるが、その及ぼす影響は大なるものがあるから、この際万難を排して予算を復活され、昭和二十五年度には東海道線の完全電化を実施せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日田市、守実間に鉄道敷設の陳情
陳情者　大分縣中津市長　浅沼義男外九名

右の陳情は
日田市と中津市は、いずれも大分縣内の都市として行政上の関係緊密であり、中津方面の海産物は日田地方に供給され、日田地方の林産物は中津市に歓迎され中津市を門戸とする景勝耶馬溪と水郷日田とは観光客の往來もひん繁である。その他文化、教育、社会等諸般において密接不可分の関係にありながら、両市間の交通機関は、日田、守実間に大分交通株式会社経営のバス（約十三キロ）及び守実、中津間の同社経営の鉄道（約三十二キロ）が運轉されているのみで、これ等はいずれも設備不完全、輸送力貧弱のため不便が多いから、大分縣下毛郡守実と日田市を結ぶ國鉄を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲府、塩尻両駅間及び塩尻、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情
陳情者　長野縣議会議長　片桐知從外二名

右の陳情は
鉄道電化の実現は、日本再建上極めて重要な施策である。殊に中央線甲府、塩尻間及び篠ノ井線塩尻、長野間は、全國有数な山林横断線で、トンネルが多い上に近年炭質の低下に伴い冠煙、白坂両トンネル内においては、数回にわたりばい煙による窒息事故を起しており、又こう配の多いため、石炭の消費量も多量に上つている。一方当地方は全國第一の発電縣で電化の実現には極めて好條件にある点及び貿易再開に伴つて風光明びな温泉地である当地方へ観光のため増加すると思われる外人観光客の快適な旅行に備え、併せて輸送力増強の見地より、すみやかに甲府、塩尻間及び塩尻、長野間の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
陳情者　長野縣議会議長　片桐知從外二名
陳情者　長野縣北安曇郡常盤村長　清水貞虎外六名

右の陳情は
大糸線は中央線松本市を分岐点として北陸線糸魚川町と結び表日本から裏日本へ通ずる重要幹線である。しかして、本路線は現在長野縣側は中土まで、新潟縣側は小滝まで開通し、残る未開通区間十六キロについても、既に路床工事が終了しているから、産業開発、文化の向上発展、民生安定等の見地よりすみやかに両駅間の開通工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

たい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山駅拡張改築に関する陳情

陳情者　富山市議会議長　京田清蔵

右の陳情は

富山駅は戦災を受けたため、現駅舎は應急的に仮設された極めて狭あいにつ貧弱な建物であるので、乗降客の不利不便は想像以上である。一面貨物の発着数量は、北陸線各駅中有数の地位を占めているが、現在の狭あいなバラックでは作業上執務上に多大の影響を與えている。しかして、都市計画事業は着々進行し、県都として將來の発展が期待され、從つて、当駅の貨客の吞吐は一層激増することは明らかであるから、当駅を本建築として拡張並びに改築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川東、谷田川両駅間に停車場設置の陳情

陳情者　福島県議会議長　大竹作摩

右の陳情は

福島県石川郡小塩江村には駅の設置がないので、郡山市、乙川町への通勤者は不便をしのんで遠方の駅にまで通しており、また主要食糧、木炭木材等の輸送にも不便が多いから、保健景勝の地として知られている水郡線川東、谷田川両駅間に停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道敷設の陳情

陳情者　愛媛県八幡浜市長　菊地清治

右の陳情は

八幡浜港は愛媛県西南部の中央に設置するこの地方唯一の指定港湾で、あらゆる條件に惠まれた天然の良港である。加うるに、九州とは最短距離にあり、物資の集散及び旅客の運輸上の中継地としてます〳〵発展の途上にあるが、八幡浜駅との連絡は旧態依然の状態にあつて、時間的経済的に極めて不便であるから、運輸能力を完全に発揮するため、八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二百五十一号、第二百八十五号　敦賀測候所存置に関する陳情

第三百十六号　八幡浜港修築工事継続施行に関する陳情

第三百四十六号　小松島湾接続地帯の補強工事等促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年　五月十九日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員会陳情特別報告第三号

敦賀測候所存置に関する陳情

第二百五十一号　福井県敦賀市長　川原與作提出

第二百八十五号　敦賀市清明三和ビル二階敦賀商工会議所会頭　中島誠提出

八幡浜港修築工事継続施行に関する陳情

第三百十六号　愛媛県八幡浜市長　菊地清治外四名提出

小松島湾接続地帯の補強工事等促進に関する陳情

第三百四十六号　徳島県勝浦郡小松島町長　西岡喜平提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十九日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

敦賀測候所存置に関する陳情

陳情者　福井県敦賀市長　川原與作

陳情者　敦賀市清明三和ビル二階敦賀商工会議所会頭　中島誠

右の陳情は

今回行政整理実施に伴う機構改革によつて福井県敦賀測候所を廃止するとの由であるが、敗戦とともにその國際性を喪失したとはいえ、現在では日本海沿岸航路の復活とともに漁港として発展しつつある敦賀港とは不可分の関係にあり、又敦賀地方における産業振興の上にも切り離すことのできない重要性があるから、当測候所をそのまま存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

八幡浜港修築工事継続施行に関する陳情

陳情者　愛媛県八幡浜市長　菊地清治外四名

右の陳情は

愛媛県西南部唯一の商港である八幡浜港は天然の良港であつたため、かえつて人工的施設を等閑にされて近代的港湾としての資格に欠けるところがあつた、しかして、昭和九年度より市営をもつて國及び県の助成の下に修築工事を施行し、昭和十一年度一時中止となつたのであるが、昭和二十二年に再びその必要性を認識され、運輸省関係事業の一環として県営をもつて改修工事を施行してきたのである。しかるに、昭和二十四年度においては継続工事打切の由であるが、本港を未完成のまま放置することは地方的並びに國家的損失であるから、明年度工事を続行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小松島湾接続地帯の補強工事等促進に関する陳情

陳情者　徳島県勝浦郡小松島町長　西岡喜平

右の陳情は

小松島港は四國東海岸唯一の重要港湾で昭和二十三年一月一日開港に指定されたが、昭和二十一年十二月の南海大地震によつて地盤が沈下した上に昨年來再三のたい風の影響を受けて高潮の上昇度高く、ために港内周辺の浸水範囲が拡大の傾向にあつて、一般に危ぐを増しつつあるから

既に運輸、建設両省によつて調査されている該湾接続地帯の補強工事と地盤沈下による塩害の防除対策工事を急速に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君　只今議題となりました請願第七十号、阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願外請願百四十三件、陳情二十八件の運輸委員会における審議の詳細は委員会における速記録に譲ることにいたしまして、簡単に御報告申上げます。右請願並びに陳情については、委員会においてあらゆる角度から検討し、慎重な審議をいたしました結果、いずれも願意妥当と認め、採択の上、内閣に送付すべきものと議決いたしました。

尚、議長のお許しを得まして、本会議における詳細の報告は速記録に留めて置きたいと存じます。以上御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百三十二より第百四十七までの請願及び日程第二百四十三より第二百六十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

地方行政委員会請願審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十五号　地方税財政制度の拡充強化に関する請願

第七十二号　地方税財政制度改正に関する請願

第四百六十号　地方財政確立に関する請願

第五百六十四号　横浜市債認可に関する請願

第五百九十八号　地方財政の義務負担に関する請願

第六百一号　地方配付税増額に関する請願

第六百四号　都市計画土地区画整理による公共既使用地の地租減免の請願

第六百八号　地方税財政制度改善に関する請願

第六百十号　自治体警察処理手数料の交付に関する請願

第八百二十号、第九百三十号　地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願

第八百九十三号　戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の請願

第九百十五号　戸籍事務費全額國庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会請願特別報告

第二号

地方税財政制度の拡充強化に関する請願

第三十五号　北海道議会議長　坂東秀太郎外七名提出

地方税財政制度改正に関する請願

第七十二号　茨城縣議会議長　菊田七平提出

地方財政確立に関する請願

第四百六十号　福島縣議会議長　大竹作麿提出

横浜市債認可に関する請願

第五百六十四号　横浜市議会議長　小澤二郎提出

地方財政の義務負担に関する請願

第五百九十八号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

地方配付税増額に関する請願

第六百一号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

都市計画土地区画整理による公共既使用地の地租減免の請願

第六百四号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

地方税財政制度改善に関する請願

第六百八号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

自治体警察処理手数料の交付に関する請願

第六百十号　岐阜市議会議長　松原喜八提出

地方配付税額減額及地方起債停止反対に関する請願

第八百二十号　東京都世田谷区代田一ノ六三五　岩田英一外一名提出

第九百三十号　徳山市議会議長　野村利平提出

戸籍寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の請願

第八百九十三号　福島市長　佐藤元治提出

戸籍事務費全額國庫補助に関する請願

第九百十五号　北海道旭川市長　前野與三吉提出

右十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

地方税財政制度の拡充強化に関する請願

請願者　北海道議会議長　坂東秀太郎外七名

右の請願は

さきに地方税財政制度が改正されたが、この制度による付與財源では必要額を充足し得ない現状にあるから、地方に豊富な独立財源を付與し得べき第二次地方税財政制度の改革を断行することによつて、その拡充と強化を図られ、とくに寒冷雪害に悩む北海道東北六縣及び新潟縣に対しては、應急的に配付税の増額と起債計画の全面的消化等、財政欠陥補てんの特別方策をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税財政制度改正に関する請願

請願者　茨城縣水戸市茨城縣議会議長　菊田七平

右の請願は

さきに地方財政法、地方税法並びに地方配付税法が改正せられたが、依然として旧態を脱せず、地方財源の付與はきわめて僅少であつて、大部分は中央依存、または起債によつて賄われる状況であり、いわゆる大衆課税に属するものであるから地方財政の現状を再検討の上さらに地方財税制の根本的改革を実施されると共に地方独立税として新設された電氣ガス税は大衆課税の雄たるものであるから、適当な財源を付與して本税を徹底するよう地方税法を改正されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹作麿

右の請願は

政府は昨年七月、新に地方財政法を制定して、地方財政の画期的改正を行つたが、その後の物價高騰と数次にわたる給與ベースの引上げ、災害復旧等のため、地方財政の窮乏の極に達している。しかるに、昭和二十四年度予算においては、地方配付税の縮減、地方起債の徹底的抑制、公共事業予算の圧縮、教育予算の大幅節減等が行われる由であるが、これは多額な負担を地方に轉嫁し、地方財政を益々窮乏に陥し入れるものであるから、地方税法の徹底的改正、地方起債並びに公共事業費、教育費の大幅拡張によつて地方財政を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

横浜市債認可に関する請願

請願者　横浜市議会議長　小澤二郎

右の請願は

横浜市の昭和二十四年度予算は、本市産業振興と民生安定のための緊急やむをえない最少限度の計上額であつて、諸般の情勢より各種事業の財源は、何れも起債によらなければならない現状である。若しその大部分が不許可となるが如き場合は、本市の行政上の諸施策は全面的に執行不能となり、地方自治上重大なる危機を招來するものであるから、本市所期の事業が円滑に完遂しうるよう、起債を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政の義務負担に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

さきに地方財政の確立を期すため地方財政法が制定され、國費と地方費との負担区分が明確にされたにもかかわらず、國の出先機関の営繕維持に要する経費等は、依然として地方負担となつている状況であるから、これを國負担とせられ、更に國の委任事務に対してはその経費を全額國庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方配付税増額に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

地方公共團体の経費は、自治体警察費をはじめ、消防費、戸籍事務費等益々膨脹の現状にあるが、これ等の財源については、入場税をはじめ、その他の財源を市に移譲するとともに、地方配付税の増額によつて充当することになつているが、事実上これ等財源のみによつては、到底賄い得ないから、地方配付税を増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市計画土地区画整理による公共既使用地の地租減免の請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

都市計画土地区画整理によつて、公共の既使用地（主として街路）となりながら、手続の関係から依然個人名義となつている土地があるが、これらの所有者に地租が課税されているのは不都合である。これは現行法規の下では如何ともし難いから、これらの土地所有者に対しては、地租減免の法規を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税財政制度改善に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

地方財政法及び地方配付税法等の施行後の状態を見るに、地方團体の総収入見込額に対し、地方税収入見込額はその三十四パーセント余に過ぎず、これに反して國から地方團体に配付する地方配付税及び支出金は、四十七パーセントを占める状況であつて、依然として財政的に中央集権が繰返されている。かくては、地方團体の自治権も財政面から制約を受け、今後一層地方財政を窮乏に追い込む結果となることは明らかであるから、地方財源の拡充強化を図るため、地方税財政制度を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自治警察処理手数料の交付に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は

自治警察制度の実施による経費は相当ばく大な額に達し、市町村財政に與える影響も大きいものがある。特に、自治警察が多額の経費を支出して捜査検挙した刑事事件に対する行刑罰金が、ことごとく國庫へ吸收されるのは、國家警察単一制度の因襲であつて、既に國家、自治の二元制度をとつている現制度にそわぬ不合理なものであるから、罰金相当の半額もしくはその事件に要した捜査費は國家から自治体に交付するよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願

請願者　東京都世田谷区代田一ノ六三五　岩田英一外一名

請願者　山口縣徳山市議会議長　野村利平

右の請願は

昭和二十四年度地方配付税額は、大幅に減じて配付され、更に地方起債については全部停止されるとのことであるが、このような措置は窮迫した地方財政を一層混乱に陥れ、各種災害復旧事業その他主要な地方行政の実施に支障をきたすから、これにつき早急に善処せられたいとの趣旨

であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の請願

請願者　福島市長　佐藤元治

右の請願は

戸籍及び寄留事務は、従來事務費を市町村において全額負担していた。しかし近時、戸籍法の改正により事務の複雑性を増して経費を膨脹しているので、地方財政の現況においては、ややもすると事務遂行に支障をきたす実状であるから、地方財政法第十一條の二項中に「九　戸籍及び寄留に要する経費」の一号を追加して、戸籍及び寄留事務費を國庫で負担するよう、地方財政法の一部をすみやかに改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍事務費全額國庫補助に関する請願

請願者　北海道旭川市長　前野興三吉

右の請願は

戸籍事務は、戸籍法第一條の規定により市町村長が管掌する國家の行政事務であるにかかわらず、これに要する経費は、わずかに戸数手数料の徴收が國から與えられるのみで、その大部分は市町村の負担である。これでは現下の市町村窮乏財政では到底その負担にたえないから、戸籍事務費を全額國庫補助とされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を意送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願審査報告書

第三号　百

一議院の会議に付するを要するもの。

第十二号、第四十五号、第百十一号、第百十三号、第九十三号、第七百九号、第九百六十九号　町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願

第四百九十三号、第千二号　地方財政確立に関する請願

第六百五十四号　未成年者飲酒禁止法励行に関する請願

第九百六十八号　船員の選挙権に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会請願特別報告第三号

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願

第十二号　長野縣南佐久郡北相木村長　山口鉄三外千八十三名提出（十一通）

第四十五号　福島市杉妻町一六福島縣廳内福島縣町村吏員恩給組合長　伊藤巍提出

第百十一号　長野縣北安曇郡大町長　松田正人外九十名提出

第百十三号　長野縣更級郡中津村長　小出一男外五十四名提出（二通）

第百九十三号　長野縣上伊那郡伊那町　井口誠司外三十名提出

第七百九号　長野縣東筑摩郡新村長　上條信外五百十二名提出

第九百六十九号　滋賀縣愛知郡稲枝村　向坂政平提出

地方財政確立に関する請願

第四百九十三号　鹿兒島縣川内市長　日高又志提出

第千二号　横浜市長　石河京市提出

未成年者飲酒禁止法励行に関する請願

第六百五十四号　東京都杉並区中通町一一財團法人日本禁酒同盟理事長　生江孝之提出

船員の選挙権に関する請願

第九百六十八号　兵庫縣神戸市生田区海岸通り三全日本海員組合内　陰山壽提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願

請願者　長野縣北安曇郡大町長　松田正人外九十名

請願者　長野縣上伊那郡伊那町大字伊那二〇七二　井口誠司外三十名

請願者　滋賀縣愛知郡稲枝村　向坂政平

右の請願は

現在町村吏員に対しては、官公吏に準じて恩給制度が実施されているが、近年人件費、物件費等の高騰によつて國庫補助金の運営に困難をきたしているから、官公吏に対する支給額の増額に即應するため、町村吏員恩給組合に対し、國庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する請願

請願者　鹿兒島縣川内市長　日高又志

右の請願は

地方自治の振興と住民福祉の向上達成には、健全な財政の裏付けが必要であるが、現在の地方財政はインフレの高進と極度の金融難のために、本來の業務遂行はおろか職員の給與支拂にも困難に当面していて、自治体警察の経費はもち論職災復興事業の完全な実施等到底望み得られない

狀況にある。しかるに、昭和二十四年度地方配付税額は地方配付税法第三條の法定額より百三十五億円を減じて配付され、更に地方起債につては全部停止される由であるが、かかる措置は重要な地方行政の実施に支障を招來することになるから、地方財政の確立措置につきすみやかに善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する請願

請願者　横浜市長　石河京市

右の請願は

現下の困窮せる地方財政を打開するため、(一)入場税を市町村独立税とすること、(二)府縣税第二種事業税及び特別所得税を市の独立税とすること、(三)道府縣配付税と市町村配付税との配付率を変更すること、(四)市債償還期限の延長並びに利率を引下げること、(五)地方財政法第十一條及び第十二條の経費負担区分を明確にすること等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未成年者飲酒禁止法励行に関する請願

請願者　東京都杉並区中通町一

一財團法人日本禁酒同盟理事長　生江孝之

右の請願は

未成年者飲酒禁止法は、青少年の健全な育成を目的として制定されたものであるが、近來その存在が忘れられて、励行がおろそかにされている。特に神社において七五三のため参詣する幼童に「おみき」と称して飲酒せしめるような風習があるが、これは國法をじゆうりんする弊風であるから、法の精神を徹底励行するため、違反者責任者等に対して必要な処置をなすとともに廣く教育啓発の方途を講じて青少年の擁護と健全な心身の発育を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船員の選挙権に関する請願

請願者　兵庫縣神戸市生田区海岸通り三全日本海員組合内

陰山諦

右の請願は

現行の衆議院議員選挙においては、常時各地に移動するため選挙人名簿にもれることの多い船員に対して、幾多の欠陥があり投票不能となる場合が多く、このままの状態では船員の政治的、社会的地位の確立はもちろん、各種労働條件の改善に重大な支障を生ずるから、選挙制度を改正せられ船員の公民権を行使できるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十五号　地方税財政制度改正に関する陳情

第四十九号　地方税財政制度の根本的改革に関する陳情

第六十号　國税徴收に関し町村負担事務経費全額國庫補助の陳情

第六十一号　國庫負担金、補助金の交付に関する陳情

第九十七号、第百七十三号　地方配付税額減額及地方起債停止反対に関する陳情

第百二号　中央出先機関の地方移譲に伴う地方財政の健全化の陳情

第百六号　保健所経費國庫補助増額に関する陳情

第百二十九号　地方配付税増額に関する陳情

第百四十六号

第百五十六号

第百九十四号

第二百五号

第二百五十三号

第二百六十四号

第三百三十四号

第三百六十四号

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情

第百六十一号　五大都市に当せん金附証票発賣権付與の陳情

第二百九十号　府縣に対する國庫支出金等の算定適正に関する陳情

第二百九十九号　地方財政法等改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情特別報告第二号。

地方税財政制度改正に関する陳情

第十五号　岡山縣商工政治協議会内　寺岡樋三郎提出

地方税財政制度の根本的改革に関する陳情

第四十九号　大阪府知事　赤間文三提出

國税徴收に関し町村負担事務経費全額國庫補助の陳情

第六十号　東京都港区芝西久保巴町三五全國町村会内　吉澤仁太郎提出

國庫負担金、補助金の交付に関する陳情

第六十一号　東京都港区芝西久保巴町三五全國町村会内　吉澤仁太郎提出

地方配付税額減額及地方起債停止反対に関する陳情

第九十七号　廣島市霞町廣島縣町村会事務所内　三浦正提出

第百七十三号（五通）　長崎縣島原市長　中岡秀藏外四名提出

中央出先機関の地方移譲に伴う地方財政の健全化の陳情

第百二号　静岡縣議会議長　三上陽三外七名提出

保健所経費國庫補助増額に関する陳情

第百六号　静岡縣議会議長　三上陽三外七名提出

地方配付税増額に関する陳情

第百二十九号　鹿児島市長　勝目清提出

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情

第百四十六号（一一通）　東京都西多摩郡青梅町長　中村來圓外十名提出

第百五十六号（八一通）　奈良縣櫻井町長　福土治三郎外三十八名提出

第百九十四号（一三七通）　奈良縣山辺郡介野村長　小西一郎外百九十一名提出

（十一通）

（八十一通）

（百三十七通）

（二百二通）

（二百一通）

（五十五通）

（百二十三通）

（四十四通）

第二百五号（二〇二通）　奈良縣磯城郡郡村長　堀田正雄外二百五名提出

第二百五十三号（二〇一通）　島根縣簸川郡鵜鷺村長　加地圓兵衛外四百二十一名提出

第二百六十四号（五五通）　栃木縣芳賀郡清原村長　荒井甲一外五十六名提出

第三百三十四号（一二三通）　廣島縣御調郡美ノ郷村長　花田敬外百七十六名提出

第三百六十四号（四四通）　富山縣中新川郡山加積村長　石田成義外四十五名提出

五大都市に当せん金附証票発賣権付與の陳情

第百六十一号　京都市議会議長　内藤清次郎外九名提出

府縣に対する國庫支出金等の算定適正に関する陳情

第二百九十号　宮崎縣議会議長　甲斐善平提出

地方財政法等改正に関する陳情

第二百九十九号　宮城縣仙台市長　岡崎榮松提出

右二十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

地方税財政制度改正に関する陳情

陳情者　岡山市内山下岡山縣商工政治協議会内　寺岡槌三郎

右の陳情は

地方税財政制度は昨年大改正されて、地方財政自主化の徹底化が図られたが、地方民の経済状態に対処して、納税者の負担の軽減を図るために、事業税の甚だしい撤除及び免税の範囲を拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税財政制度の根本的改革に関する陳情

陳情者　大阪府知事　赤間文三

右の陳情は

インフレに悩んで窮迫を告げている地方財政の現状を打開して、健全な自主化を図るために、所得税附加税、煙草消費税、土地及び家屋利用税、果実取引税、ガソリン税、特別行為税等の新設、入場税の徴収方法の改善及び國費、地方費の負担区分の改正等にわたる地方税財政制度の根本的改革を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

全額國庫補助の陳情

陳情者　東京都港区芝西久保巴町三五全國町村会内　吉沢仁太郎

右の陳情は

國税徴収に連関して、町村では、諸種の調査、報告を始め催告状、注意書等の配布、申告書の受付、各種の照会及び通知、その他諸費、宣傳等の事務を行う義務を負つているため、少くない経費を支出しているが、これに要する財源については必要な措置が講ぜられていないから、町村の負担する右経費は全額國庫にて負担されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國庫負担金、補助金の交付に関する陳情

陳情者　東京都港区芝西久保巴町三五全國町村会内　吉沢仁太郎

右の陳情は

國の負担金補助金はそれを財源とする経費の支出時期におくれがちであるため、大蔵省証券などを発行することのできない地方町村では資金難に陥り、事務の運営上多大の支障をきたしている実情であるから、地方財政法第十九條第一項及び同施行令第四條にもとづき、國の負担金及び補助金等の交付金は特別の事情ある場合は年度始めに一括して、然らざる場合は右法令に定められた時期に交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する陳情

陳情者　廣島市霞町廣島縣町村会事務所内　三浦正

陳情者　長崎縣島原市長　中岡秀藏外八名

右の陳情は

昭和二十四年度地方配付税額は、地方配付税法第三條の法定額より百二十五億円を減じて配付され、更に地方起債については全部停止されるとのことであるが、このような措置は窮迫した地方財政を一層混乱に陥れ、各種災害復旧事業その他主要な地方行政の実施に支障をきたすから、これにつき早急に善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保健所経費國庫補助増額に関する陳情

陳情者　静岡縣議会議長　三上陽三外七名

右の陳情は

保健所の整備拡充については、総司令部及び厚生省から特に急を要する問題として指示があるが、地方財政が窮迫しているから、保健所の整備拡充予算を多額に計上せられ、國庫補助を十二分に交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により

意見書案

中央出先機関の地方移譲に伴う地方財政の健全化の陳情

陳情者　静岡縣議会議長　三上陽三外七名

右の陳情は

中央出先機関を整理して地方分権の確立を図ることは緊要事であるが、行政整理の断行によつて当然出先機関は廃止され、その権限は地方に移譲されることと思うが、この場合にはこの受け入れに要する経費の財源をも併せて地方に移譲せられて、地方財政の健全化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方配付税増額に関する陳情

陳情者　鹿兒島市長　勝目清

右の陳情は

地方財政の現状は、物價のこう騰と人件費の膨脹、更に國家事務の移譲によつて窮乏の度を加えつつあると同時に、住民の財政負担力は眞に憂慮すべき狀態にある。しかるに政府は昭和二十四年度の地方配付税を引き下げる方針とのことであるが、かくては地方財政の確立上由々しき事態に立至る處があるから、地方自治体の実情を考慮せられ、むしろ配付税の大幅増額を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（十一通）

陳情者　東京都西多摩郡青梅町長　中村來円外十名

陳情者　奈良縣磯城郡櫻井町長　福土治三郎外九十六名

陳情者　奈良縣山辺郡介野村長　小西一郎外百九十一名

陳情者　奈良縣磯城郡都村長　堀内正雄外二百五名

陳情者　島根縣簸川郡鵜鷺村長　加地円兵衛外四百二十一名

陳情者　栃木縣芳賀郡清原村長　荒井甲一外五十六名

陳情者　廣島縣御調郡美ノ郷村長　花田敬外百七十六名

陳情者　富山縣中新川郡山加積村長　石田成義外四十五名

右の陳情は

戸籍事務は、戸籍法第一條の規定により市町村長が管掌する國家の行政事務であるにかかわらず、これに要する経費は、僅かに戸籍手数料の徴收が國から與えられるのみで、その大分部は市町村の負担である。これでは現下の市町村窮乏財政では到底その負担にたえないから、戸籍事務費を全額國庫補助とされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五大都市に当せん金附証票発賣権付與の陳情

陳情者　京都市議会議長　内藤清次郎外九名

右の陳情は

地方財政法第三十二條により都道府縣に対し当せん金附証票の発賣権を附與せられていることは、地方財政の自主的確立に資する意味において極めて機宜の措置であるが、現下の大都市においては徴税に弾力性を失いつつある実情であるから、この財政窮狀を打開する一方途として、大都市に対しても都道府縣と同様に必要に應じ、当せん金附証票の発賣権を付與しうるようすみやかに法令改正の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府縣に対する國庫支出金等の算定基準の適正に関する陳情

陳情者　宮崎縣議会議長　甲斐善平

右の陳情は

府縣に対する國庫支出金等の算定基準が不明確で、單に府縣内の市町村数のみを單位として配分されることがあるから、縣の特殊事情等を勘案して基準の適正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政法等改正に関する陳情

陳情者　宮城縣仙台市長　岡崎榮松

右の陳情は

さきに行われた地方税法、地方配付税法の改正並びに地方財政法の制定によつて、地方公共團体の自治権が強化され、地方分権の制度は一應確立されたが、地方行政の現狀より見るとき、この制度の完全なる運用には未だ充分な措置が講ぜられていない。加うるに自治警察費の膨張、六三制による学校建設費、物價騰貴による諸財政のひつ迫等によつて、地方財政運営上の障害が深刻化しつつあるから、地方財政の健全なる運営のため、地方財政法等を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三号、第二十五号、第六十七号、第八十六号、第百十七号、第百四十七号、第百七十五号

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情

第二十七号、第二百六十六号

船員の選挙権に関する陳情

第五十七号　料理飲食営業の再開に関する陳情

第九十一号　戸籍寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の陳情

第百三号　市町村消防費國庫補助に関する陳情

第二百五十二号　地方自治法中一部改正に関する陳情

第三百七十三号　地方債のわく拡大に関する陳情

第三百九十三号　都市計画税賦課率引上げに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情特別報告第三号

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情

第三号　兵庫縣津名郡佐野町長藤岡彌三郎外二十名提出

第二十五号　兵庫縣有馬郡三田町長　和田精才外三十四名提出（四通）

第六十七号　兵庫縣三原郡廣田村長　立花唯一外六十八名提出（五通）

第八十六号　兵庫縣多可郡西脇町長　來住靖夫外三十名提出（四通）

第百十七号　兵庫縣養父郡口大屋村長　鎌田久兵衛外十三名提出（二通）

第百四十七号　兵庫縣美囊郡三木町長　堀田光雄外三十八名提出（四通）

第百七十五号　兵庫縣城崎郡豊

岡町長　佐川辰夫外二十六名
提出（六通）

船員の選挙権に関する陳情

第二十七号　北海道小樽市北海海運局内北海船員地方労働委員会内　南亮三郎提出

第二百六十七号　宮城県塩釜市尾島町東北海運局内東北船員地方労働委員会内　津田藏之丞外一名提出

戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一条第二項中一部改正の陳情

第九十一号　東京都知事　安井誠一郎外八名提出

市町村消防費國庫補助に関する陳情

第百三号　静岡縣議会議長　三上陽三外七名提出

地方自治法中一部改正に関する陳情

第二百五十二号　宮城縣議会議長　桃澤敬之助提出

地方債のわく拡大に関する陳情

第三百七十三号　兵庫縣知事　岸田幸雄外九名提出

都市計画税賦課率引上げに関する陳情

第三百九十三号　徳島縣議会議長　内藤土木部内　高野太郎提出

右十四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

町村吏員慰給組合に対する國庫補助増額の陳情

陳情者　兵庫縣津名郡佐野町長　藤岡鶴三郎外二十名

陳情者　兵庫縣有馬郡三田町長　和田精才外三十四名

陳情者　兵庫縣三原郡廣田村長　立花唯一外六十八名

陳情者　兵庫縣多可郡西脇町長　来往靖夫外三十名

陳情者　兵庫縣養父郡口大屋村長　鎌田久長衛外十三名

陳情者　兵庫縣美囊郡三木町長　堀田光雄外三十八名

陳情者　兵庫縣城崎郡豊岡町長　佐川辰夫外二十六名

右の陳情は

現在町村吏員に対しては、官公吏に準じて慰給制度が実施されているが、近来人件、物件費等の高騰によつて、國庫補助金の運営に困難をきたしているから、官公吏に対する支給額の増額に即應して、町村吏員慰給組合に対して國庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

船員の選挙権に関する陳情（二通）

陳情者　北海道小樽市北海海運局内北海船員地方労働委員会内　南亮三郎

陳情者　宮城縣塩釜市尾島町東北海運局内東北船員地方労働委員会内　津田藏之丞外一名

右の陳情は

現行の衆議院議員選挙においては、常時各地に移動するため選挙人名簿にもれることの多い船員に対して、幾多の欠陥があり投票不能となる場合が多く、このままの状態では船員の政治的、社会的地位の確立はもち論、各種労働條件の改善にも重大な支障を生ずるから、選挙制度を改正せられ船員の公民権を行使できるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍、寄留事務に関し地方財政法第十一條第二項中一部改正の陳情

陳情者　東京都知事　安井誠一郎外八名

右の陳情は

戸籍及び寄留事務は、從來事務費を市町村において全額負担していた。しかし近時、戸籍法の改正により事務の複雑性を増して経費も膨脹しているので、地方財政の現状においては、ややもすると事務遂行に支障をきたす実状であるから、地方財政法第十一條の二項中に「九　戸籍及び寄留に要する経費」の一号を追加して、戸籍及び寄留事務費を國庫で負担するよう、地方財政法の一部をすみやかに改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

市町村消防費國庫補助に関する陳情

陳情者　静岡縣議会議長　三上陽三外七名

右の陳情は

消防制度の改善に伴い消防の業務は市町村に移され、経費もすべて市町村の負担となつたが、初度調弁費の措置もなく機構の拡充、設備の強化について多額の出費になやみ、緊要な消防能力の確立を期することができないから、この打開策としてあらたに消防施設をする際に、高率の國庫補助を交付せられ、又経常費に対しても國庫補助の交付を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治法中一部改正に関する陳情

陳情者　宮城縣仙台市宮城縣議会議長　桃澤敬之助

右の陳情は

政府は行政整理を企画し、これに伴なつて地方自治法の一部を改正して、都道府縣の局部を廃合するとのことであるが、現行地方自治法の規定による都道府縣の局部設置はほとんど画一的であつて、地方の実情に即應しない憾みがあるから、地方の特異性を発揮できるよう、相当の伸縮性を有する制度に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方債のわく拡大に関する陳情

陳情者　兵庫縣知事　岸田幸雄外九名

右の陳情は

本年度の地方債総額は、前年度よりの繰越し分の三十六億円を含めて二百三十三億と決定されたが、地方團体の土木、衛生、教育等の臨時経費は、地方債によつて賄うほかないのであるから、地方財政の窮乏打開のために、地方債のわくを拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市計画税賦課率引下げに関する陳情

陳情者　總島縣廳内德島縣土木部内　高野太郎

右の陳情は

都市計画税は、都市計画委員会費、都市計画事業費、都市計画に必要なる調査等に充当すべき目的税であるが、近年学校、公園、運動場等が都市計画事業に包含され、又土地区画整理事業、幹線街道事業等の國庫補助が減額されたため、地方費の負担が増大して都市施設の充実及び都市計画事業に大なる支障を及ぼしているから、都市計画税の賦課率を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情審査報告書第四号

料理飲食営業の再開に関する陳情

第五十七号　大阪府知事　赤間文三郎外一名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

料理飲食営業の再開に関する陳情

陳情者　大阪府知事　赤間文三郎外一名

右の陳情は

わが國現在の食糧事情は、できる限りの節約を図つて、耐乏生活に甘ずる必要があるが、他面生活に潤いを持たせることも必要であるから、やみ行爲の追放と遊興飲食税の増收を図るためにも、主食を伴わざる料飲の再開を来る新年度より実施せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月二十日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第百十四号　地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する陳情

第百十六号　戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（二通）

第四百六号　（二十二通）

第四百四号　町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

地方行政委員会陳情特別報告第五号

地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する陳情

第百十四号　長崎縣知事　杉山宗次郎外一名提出

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（二通）

第百十六号　東京都西多摩郡福生町長　岸德太郎外一名提出

第四百六号　熊本縣玉名郡江田町長　石原菊平外四十一名提出

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情（二通）

第四百四号　山梨縣南巨摩郡鰍沢町長　杉山政重外十五名提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する陳情

陳情者　長崎縣知事　杉山宗次郎外一名

右の陳情は

昭和二十四年度地方配付税額は、地方配付税法第三條の法定額より百二十五億円を減じて配付され、更に地方起債については全部停止されるとのことであるが、このような措置は窮迫した地方財政を一層混乱に陥れ、各種災害復旧事業その他主要な地方行政の実施に支障をきたすから、これにつき早急に善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（二通）

陳情者　東京都西多摩郡福生町長　岸德太郎外一名

右の陳情は

戸籍事務は、戸籍法第一條の規定により市町村長が管掌する國家の行政事務であるにかかわらず、これに要する経費は、僅かに戸籍手数料の徴收が國から與えられるのみで、その大部分は市町村の負担である。これでは現下の市町村窮乏財政では到底その負担にたえないから、戸籍事務費を全額國庫補助されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（二十二通）

陳情者　熊本縣玉名郡江田町長　石原菊平外四十一名

右の陳情は

戸籍事務は、戸籍法第一條の規定により市町村長が管掌する國家の行政事務であるにかかわらず、これに要する経費は、わずかに戸籍手数料の徴收が國から與えられるのみで、その大部分は市町村の負担となつているので、現下の市町村窮乏財政では到底その負担にたえないから、戸籍事務費を全額國庫補助されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情（二通）

陳情者　山梨縣南巨摩郡鰍沢町長　杉山政重外十五名

右の陳情は

現在町村吏員に対しては、官公吏に準じて恩給制度が実施されているが、近來人件、物件費等の高騰によつて、國庫補助金の運営に困難をきたしているから、官公吏に対する支給額の増額に即應して、町村吏員恩給組合に対して國庫補助の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君　只今議題となりました日程第百三十二より第百四十七までの請願、同第二百四十三より第二百五十六まで、第二百五十八より第二百六十二までの陳情、合計六十二件の請願及び陳情は、願意概ね妥当と認められますので、地方行政委員会においては、これを採択し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。（「件名不明」と呼ぶ者あり）次に日程第二百五十七の陳情は採択し、内閣に送付の要なきものと決定いたしました。詳細は別に提出する審査報告書により御承知頂きたいと思います。右御報告申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これら請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、料理飲食営業の再開に関する陳情の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、料飲食営業の再開に関する陳情の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百四十八より第百六十一までの請願及び日程第二百六十三、第二百六十四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二百十八号、第六百十三号　健康保険組合に対する國庫補助増額に関する請願

第三百号　戦争犠牲者に対する災害補償に関する請願

第三百六十三号、第三百八十四号、第三百九十七号、第六百五十二号、第八百七十四号　戦争犠牲者遺族保護対策強化に関する請願

第五百四十三号　労務者住宅建設に厚生年金保険積立金運用に関する請願

第六百十二号　民生委員法改正等に関する請願

第九百十八号　厚生年金積立金運用再開に関する請願

第二百四十六号　社会事業基金法制定に関する請願

第五百二十三号　傷い者福祉法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第三号

健康保険組合に対する國庫補助増額に関する請願

第二百十八号　京都市中京区西の京桑原町一八健康保険組合連合会京都支部内　菅井龍馬提出

第六百十三号　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会常務理事　上山顯提出

戦争犠牲者に対する災害補償に関する請願

第三百号　岩手縣盛岡市本町二九　梅津松夫外二十一万九千八百二十名提出

戦争犠牲者遺族保護対策強化に関する請願

第三百六十三号　静岡縣庵原郡袖師村字嶺一四六〇　長島銀藏外十二名提出

第三百八十四号　岩手縣盛岡市本町二九岩手縣遺族連合会内　梅津松夫外五名提出

第三百九十七号　宮崎市宮田町遺族連合会内　荒川岩吉外七千二百八十二名提出

第六百五十二号　石川縣七尾市亀山町二六　眞館晴吉外二万五百七十一名提出

第八百七十四号　福岡縣粕屋郡香椎町　中尾光造外十一万四千九百九十九名提出

労務者住宅建設に厚生年金保険積立金運用に関する請願

第五百四十三号　大阪市西区土佐堀通二ノ一九関西産業復興会議内　金正末吉提出

民生委員法改正等に関する請願

第六百十二号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財團法人全日本民生委員連盟会長　原泰一提出

厚生年金積立金運用再開に関する請願

第九百十八号　東京都港区芝新橋七ノ一二全日本産業別労働組合会議内　菅道提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重蔵

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

健康保険組合に対する國庫補助増額の請願

請願者　京都市中京区西の京桑原町一八健康保険組合連合会京都支部内　菅井龍馬

請願者　東京都港区赤坂青山南町一ノ五五健康保険組合連合会常務理事　上山顯

右の請願は

健康保険制度の運営上、重な役割を果しつつある健康保険組合の財政は、引き続く診療費の高騰と事務費の増大のために極度の困難をきたしている。しかるに組合に対する國庫負担金の交付は昭和二十二年度以降の如きは、僅かに保険給付費の百分の一、事務費の十分の一に低下している現状で、健康保険経済は危機にひんしているから、差当り緊急措置として本年度國庫負担額を実際的事務費を賄いうるまでに増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族保護対策強化に関する請願

請願者　静岡縣庵原郡袖師村字嶺一四六〇　長島銀藏外十二名

請願者　岩手縣盛岡市本町二九岩手縣遺族連合会内　梅津松夫外二十一万九千八百二十名

右の請願は

一般公務災害補償については法律により明確に規定されたが、戦争公務災害者については何等の補償を與えられず、その最低生活をも保障されず更生することのできない状態であるから、現在実施されている各種補償の現況を考慮せられ、(一)遺族補償、(二)葬祭料、(三)障害補償、(四)療養補償、(五)未復員者の俸給等に関しての根本的改正並びに過渡的改正を検討せられ、恒久的施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

夫外五名

請願者　宮崎市宮田町遺族連合会内　荒川岩吉外七千二百八十二名

請願者　石川縣七尾市亀山町二六　眞舘晴吉外二万五百七十一名

請願者　福岡縣粕屋郡香椎町　中尾光造外十一万四千九百九十九名

右の請願は

「引揚同胞対策に関する決議案」の第六項に「遺家族、留守家族に対してはその実状に即して援護を積極的に行うべきである」とあるが、実際には何等具体化されていないから、遺族の生活の実態調査を行つて六十歳以上の者、十八歳未満の者、未亡人、不具廢疾者等で、身寄りの者もなく生活に困窮している者及び病氣その他の理由で生活に困窮している遺族を確実に把握し、その実状に即した援護対策として、（一）遺族、遺児年金制度の設定（二）國及び地方團体において遺族殊に未亡人に適当な職場の斡旋（三）生活保護法の改正並びに運用の改善（四）遺族への農地の返還（五）住宅の貸與等の事項を一層強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働者住宅建設に厚生年金保險積立金運用の請願

請願者　大阪市西区土佐堀通二ノ一九　関西産業復興会議内　金正米吉

右の請願は

現在労務者が最も切実に要求しているものは住宅であるが、この住宅の建設は作業能率、社会衛生等の観点から等閑にできないものであるが、容易に進まない現状であるから、建設資金として運用の妙を欠いている約九十二億円の厚生年金保險特別会計積立金を活用し運用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

民生委員法改正に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財團法人全日本民生委員連盟会長　原泰一

右の請願は

民生委員の地位及び権限は、民生委員法、生活保護法、兒童福祉法等一連の法体系の整備によつて強化されたが、一面において本制度の特質がき薄となり、單に國家の救済福祉事業の末端機関として事務的にこう束され、更に法の上にうたわれた本制度の根本性格が不明確なため、民間人としての自主的活動展開の余地少くなく、制度本來の妙味を滅殺しているから、法の上に本制度の本質的性格を確立し、その構成及び運営を明示して本制度の強化拡充を図り、生活保護法、兒童福祉法の適正なる運用と引揚者、在外残留者遺家族の援護更生及び國民医療等に関し、実情に即した措置を採り得るよう民生委員法その他関係法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生年金積立金運用再開に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋七ノ一二全日本産業別労働組合会議内　背道一

右の請願は

厚生年金積立金は、その一部を被保險者あるいは、事業主に対し、被保險者及びその家族等の福祉施設を創設する費用として、特殊銀行等を経由して低利に貸付けられていたので、あるが、現在その融通は停止されている。しかし、これは厚生年金保險法の趣旨及び労働者の利益をじゆうりんするものである。又、政府は労働者の住宅、医療厚生施設に何等の積極的な施策を示さず、責任もとらない現状であるのは遺憾に堪えないから厚生年金積立金を融通活用できるようにして労働者の福祉施設の新設と拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

社会事業基本法制定に関する請願

第二百四十六号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財團法人日本社会事業協会長　中川望提出

傷い者福祉法制定に関する請願

第五百二十三号　東京都目黒区大原町一二二四全國國立病院患者同盟内　大城親市提出

右二件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

社会事業基本法制定に関する請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六財團法人日本社会事業協会長　中川望

右の請願は

社会情勢の変轉に即應し、社会事業の強力な運営を促進して、事業の発達を図るために、現行の社会事業法に代る一般法として、事業の種類、範囲、組織、運営及び財政関係等を明確に規定する社会事業基本法案の要綱が第三、第四國会に請願されたが、最近斯界の総意に基いて法案が立案されたから、すみやかにこれを制定されて実現に移されたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書

傷い者福祉法制定に関する請願

請願者　東京都目黒区大原町一二二四全國國立病院患者同盟内　大城親市

右の請願は

戦争あるいは災害、病魔による多くの身体不自由者の生活は困窮の極に達し、自から生命を絶つ者すら出ている現状である。しかして、政府は傷い者福祉法（仮称）を準備中の由であるが、本法設定は緊急を要するものであるから、是非本法案を第五國会に提出せられ、また國家保障の一環として國鉄無賃乗車証が盲、ろう、あ者に対し交付されているが、内臓外科的傷い者及び結核者に対しても傷いの程度によつて交付せられるよう、特に考慮せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二百八十号　山形市に國立結核療養所設置の請願

第三百八十九号　國営医療機関勤務看護婦の勤務改善に関する請願

第三百八十二号　山形縣赤湯町の厚生施設設備費國庫補助に関する請願

第八百三十五号　保育施設增設に関する請願

第九百六十号　乳兒院、託兒所增設等に関する請願

第千五十七号　象等の輸入に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

參議院議長松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告第四号

山形市に國立結核療養所設置の請願

第二百八十号　山形市長　鈴木重屹提出

國営医療機関勤務看護婦の勤務改善に関する請願

第三百六十九号　東京都中野区新井町五一四全日本國立医療労働組合婦人部内　梁瀬美代子提出

山形縣赤湯町の厚生施設設置費國庫補助に関する請願

第三百八十二号　山形縣東置賜郡赤湯町長　小林富太郎外一名提出

保育施設增設に関する請願

第八百三十五号　東京都北多摩郡久留米村六二七　羽仁說子提出

乳兒院、託兒所增設等に関する請願

第九百六十号　兵庫縣芦屋市三條南町八五　山本周子外百三十五名提出

象等の輸入に関する請願

第千五十七号　東京都台東区谷中初音町四ノ一五　大畑敏樹外一名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

山形市に國立結核療養所設置の請願

請願者　山形市長　鈴木重屹

右の請願は山形縣においては特に結核による患者の死亡が多く、この撲滅と治療に対して緊急に適切なる対策確立の要を痛感するものであるが、本縣の國立療養所の病床数は少く寒心に堪えない実情である。なお結核患者の收容状態よりみて、拡張工事は周辺の人家稠密に制約されるため不可能であるから、当市の最適な土地に國立結核療養所を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國営医療機関勤務看護婦の勤務改善に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五一四全日本國立医療労働組合婦人部内　梁瀬美代子

右の請願は今回労働基準法の実施と医療の特殊性にかんがみ、厚生省においては國営医療機関に勤務する看護婦の従來からの服務方法である拘束二十四時間勤務を是正して一日三交代八時間労働制を計画されたが、これを実施するに必要な人員は增加されず、ことに看護婦は従來の業務のまま、更に雜役を余儀なくされ、結局二十四時間勤務を続けるか、又は実働八時間という理由でしかも拘束十六時間という二交代制を強制され、そのためにますますはげしい勤務に服し、患者に対しても不充分な勤務となりつつある状態であるから、これ等の点に関して、(一)三交代完全実施のための人員補充、(二)看護婦專門職の分離、(三)三交代完全実施のための施設その他の改善等をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい、ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形縣赤湯町の厚生施設設置費國庫補助に関する請願

請願者　山形縣東置賜郡赤湯町長　小林富太郎外一名

右の請願は山形縣東置賜郡赤湯町温泉は古來から縣南平野唯一の温泉として発達したのであるが、従來の享樂的な温泉から優秀な厚生設備を持つ大衆保健的医療温泉場として、また観光的施設を有する温泉場とするために公衆浴場、温泉療養病院等の施設を設け、高温豊富な温泉を新たに掘さくする等、画期的な改善を加えることが必要であるが、これら施設に要する費用は一町村一地方のみで負担することは不可能であるから、國家の厚生施設の一部として、また東北開発の一環として國庫補助により実現せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育施設增設等の請願

請願者　東京都北多摩郡久留米村六二七　羽仁說子

右の請願は経済生活の貧困化は、婦人も職場に働く必要に迫まられているから、乳幼兒を長時間にわたつて預る託兒所、乳兒院を增設しその充実を図るために、進歩的なほ母の養成に努めるとともに、待遇の改善を計られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

働く者の生活は日々に苦しくなり、家庭に在つて兒童の養育に当る主婦が更に職を求めて、悪い労働條件のもとに身心を消耗する者が多い今日程、保育施設の充実が要求されるときはないが、現状は質量ともに要望には遙かに遠く及ばない有様であるから、施設の增設充実のために、兒童福祉法の完全実施に必要な予算の確保及び增額並びに保育施設に対する國庫補助等を講ぜられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

乳兒院、託兒所增設等に関する請願

請願者　兵庫縣芦屋市三條南町八五　山本周子外百三十五名

右の請願は経済生活の貧困化は、婦人も職場に働く必要に迫まられているから、乳幼兒を長時間にわたつて預る託兒所、乳兒院を增設しその充実を図るために、進歩的なほ母の養成に努めるとともに、待遇の改善を計られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

象等の輸入に関する請願

請願者　東京都台東区谷中初音町四ノ一五　大畑繊樹外一名

右の請願は

東京都台東区子供議会では、兒童の社会科の勉強のため、名古屋市の動物園から象を借りて、東京を始め東日本の子供に見せたいと思い、代表を名古屋に派遣し、関係方面に懇請しているが、象が老齢のため、輸送困難の実状でその実現が不可能であるから、アメリカから象を始めその他の珍しい動物を輸入できるよう、適当な措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

一議院の会議に付するを要するもの。

第百三十六号　遺族救済諸対策に関する陳情

第三百六十二号　消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情特別報告第三号

遺族救済諸対策に関する陳情

第百三十六号　山梨縣東山梨郡岡部村松本　内藤勝三郎外一万三千百七十九名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

遺族救済諸対策に関する陳情

陳情者　山梨縣東山梨郡岡部村松本　内藤勝三郎外一万三千百七十九名

右の陳情は

誤つた戰争による最大の犠牲者は祖國護持の美名の下に貴い命を捧げた人々とその遺家族であり、これらの人々の中には既に生き抜く氣力さえつき果てた者も刻々に増し、この際救助しなければ、個人主義、功利主義に走り、危険な思想に陥る憂ある現状である、しかるに対外関係にことよせて遺族を顧みない國政の動きは、道義を没却し、人情をじゆうりんしているというべきであるから具体的に　(一)生産物供出割当にあたり老親未亡人等の遺族世帯率に対する軽減　(二)生活困窮せる遺族に対しては免税又は減税の特別措置等の実施　(三)遺兒の学資給與又は貸與の方策　(四)未亡人の生産施設に対し資材の補給　(五)戰災者としての特殊物件の配給等につき考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情

第三百六十二号　東京都港区芝南佐久間町一ノ八東京建設信用購買利用組合内　今井哲外十二名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十四年五月十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情

陳情者　東京都港区芝南佐久間町一ノ八東京建設信用購買利用組合内　今井哲外十二名

右の陳情は

政府においては、勤労庶民のために住宅金融公社を設置して、住宅建設の促進を図るとのことであるが、この際勤労庶民の自発的協同組織である消費生活協同組合を活用することは、住宅政策遂行上極めて重要であるから、(一)住宅金融公社その他の政府長期低利資金の業務対象として、消費生活協同組合を住宅組合と同業に取扱うこと、(二)消費生活協同組合に対する不動産取得税を免除すること、(三)消費生活協同組合の信用事業兼営を認める等の措置を採られたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十四年五月十四日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

〔塚本重藏君登壇、拍手〕

○塚本重藏君　只今上程せられました請願並びに陳情につきまして厚生委員会における審議の結果を簡単に御報告申上げます。

請願第二百十八号、同じく第六百十三号、健康保険組合に対する國庫補助増額の請願、同じく第五百四十三号、労務者住宅建設に厚生年金保険積立金運用の請願、同じく第九百十八号、厚生年金積立金運用再開に関する請願、以上の請願四件は、いずれも社会保険に関するものでありまして、健康保険組合に対する國庫補助の増額、厚生年金の積立金の運用、診療報酬の支拂の促進等に関するものであります。請願第二百八十号、山形市に國立結核療養所設置の請願、同じく第三百八十二号、山形縣赤湯町の厚生施設設置費國庫補助の請願、以上二件はいずれも國立療養所設置に関するものであります。請願第三百六十九号、國営医療機関勤務看護婦の勤務改善に関する請願、本請願は國立病院療養所に勤務する看護婦について、その勤務改善を図られたいとの趣旨であります。請願第三百号、戰争犠牲者に対する災害補償の請願、請願第三百六十三号、戰争犠牲者遺族保護対策強化に関する請願、同じく第三百八十四号、同じく第三百九十七号、同じく第六百五十二号、同じく第八百七十四号、陳情第百三十六号、以上の請願六件、陳情一件は、いずれも戰争によつて犠牲となつた者並びにその遺族に対して最低の生活を保障せられたいとの趣旨であります。請願第八百三十五号及び第九百六十号、以上二件の請願はいずれも兒童の保育施設を増設せられたいとの趣旨であります。請願第六百十二号、本請願は、社会福祉の増進のために國民生活の実情に即した措置をとり得るよう、民生委員法その他関係法制を改正せられたいとの趣旨であります。請願第千五十七号は、兒童の厚生施策の一として東京の動物園に象その他の動物等を輸入できるように適当なる措置を望むとの趣旨であり、東京都小学兒童たちが全東日本の子供を代表しての熱烈なる要望請願であります。以上の請願十七件並びに陳情一件は、審査の結果、いずれも議院の会議に付してこれを内閣に送付すべきものと決定いたしました。次に請願第五百二十三号、傷痍者福祉法制定に関する請願、同じく第二百四十六号、社会事業基本法制定に関する請願、陳情第三百六十二号、消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情、以上請願二件、陳情一件は、いずれも本委員会において、かねてより立法考査中の問題でありますので、右の三件はこれを議院の会議に付して内閣に送付を要せざるものと決定いたした次第であります。以上御報告申上げます（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の

通り採択し、傷痍者福祉法制定に関する請願、社会事業基本法制定に関する請願及び消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情の外は内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、傷痍者福祉法制定に関する請願、社会事業基本法制定に関する請願及び消費生活協同組合の住宅事業経営に関する陳情の外は内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百六十二より第百七十一までの請願及び日程第二百六十五、第二百六十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通信委員会理事小林勝馬君。

通信委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第十四号、第四十九号、第百五十五号、第百八十二号、第二百二十二号、第二百二十四号、第二百三十七号、第二百九十三号、第四百六十三号、第四百九十四号、第五百十八号、第四百九十九号、第九百七十三号　簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

第五百二十四号　福島県耶麻郡檜原村剣ヶ峯に特定郵便局設置の請願

第七百八号　福島県瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願

第七百四十六号　佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願

第七百九十四号　奈良県天川村川合無集配特定郵便局を集配局とするの請願

第八百二十一号　福島県関柴村に特定郵便局設置の請願

第八百九十七号　鹿児島県日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願

第九百八十二号　岩手県田原村に郵便局設置の請願

第九百八十三号　練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願

第九百八十四号　板橋区内一部の電話加入区域変更に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十四日

通信委員長・大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

通信委員会請願特別報告第三号

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

第十四号　京都府與謝郡宮津町宮津郵便局長　若桑榮高提出

第四十九号　兵庫県加古郡加古川町篠原町一ノ一六　大村英三提出

第百五十五号　和歌山県古座郡田原村田原郵便局長　中道悌二郎提出

第百八十二号　和歌山県西牟婁郡三里村萩、萩郵便局内　榎本純夫提出

第二百二十二号　和歌山市西浜郵便局内　梶原隆外一名提出

第二百二十四号　和歌山県東牟婁郡北太田村太田郵便局内　坂本亮一提出

第二百三十七号　兵庫県飾磨郡廣村廣畑郵便局内　田中辰治外一名提出

第二百九十三号　大阪府豊能郡地黄村地黄郵便局内　前田正治提出

第四百六十三号　滋賀県大津市北國町大津北國町郵便局内　川合市良兵衛提出

第四百九十四号　兵庫県尼ヶ崎市水堂八重垣町四〇二ノ一吹田天道郵便局内　寄木勇蔵外九名提出

第五百十八号　滋賀県甲賀郡貴生川町貴生川郵便局内　谷村精一外四名提出

第六百四十九号　名古屋市中区御幸本町名古屋通信局内東海地方特定郵便局長会内　九鬼由松提出

第九百七十三号　奈良県宇智郡野原町野原郵便局内　辻内市二外四名提出

福島県耶麻郡檜原村字剣ヶ峯に特定郵便局設置の請願

第五百二十四号　福島県耶麻郡北山村、北山、大塩、檜原三簡村組合長　千草善記提出

福島県瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願

第七百八号　福島県田村郡瀧根町菅谷　熊谷武夫外七名提出

佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願

第七百四十六号　佐賀市役所内市議会内　武田儀助外二千二百十名提出

奈良県天川村川合無集配特定郵便局を集配局とするの請願

第七百九十四号　奈良県吉野郡天川村長　植村正尚外四十一名提出

福島県関柴村に特定郵便局設置の請願

第八百二十一号　福島県耶麻郡関柴村大字平林字反田一〇七三ノ一　鈴木巴提出

鹿児島県日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願

第八百九十七号　鹿児島県姶良郡日当山村長　山口慶二外二十四名提出

岩手県田原村に郵便局設置の請願

第九百八十二号　岩手県江刺郡田原村議会議長　菊地喜一外十三名提出

練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願

第九百八十三号　東京都練馬区豊玉北五ノ一三　神山豫作外四名提出

板橋区内一部の電話加入区域変更に関する請願

第九百八十四号　東京都板橋区成増町一一五有限会社増田特殊伸鋼所専務取締役　塩野敬次外四十二名提出

右二十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十四日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願

請願者　京都府與謝郡宮津町宮津郵便局長　若桑榮高

兵庫県加古郡加古川町篠原町一ノ一六　大村英三

和歌山県古座郡田原村田原郵便局長　中道悌二郎

和歌山県西牟婁郡三里村萩、萩郵便局内　榎本純夫

和歌山市西浜郵便局内　梶原隆外一名

和歌山県東牟婁郡北太田村太田郵便局内　坂本亮一

兵庫県飾磨郡廣村廣畑郵便局内　田中辰治外一名

大阪府豊能郡地黄村地黄郵便局内　前田正治

滋賀県大津市北國町大津北國町郵便局内　川合市良兵衛

兵庫県尼ヶ崎市水堂八重垣町四〇二ノ一吹田天道郵便局内

滋賀県甲賀郡貴生川町貴生川郵便局内　谷村精一外四名

名古屋市中区御幸本町名古屋通信局内東海地方特定郵便局長会内　九鬼由松

奈良県宇智郡野原町野原郵便

局内　辻内市二外四名

右の請願は

簡易生命保險及び郵便年金積立金の運用再開は地方財政の窮迫を緩和するのに極めて緊急事であるが、さらに新契約数の増加を図つて多数の保險料金を得るために、從來通り通信省の手によつて一元的に運用されたいとの趣旨であつて、本件と同趣旨の請願が第二及び第三國会においても多数あり、本院においてはその願意を妥当と認めこれを採択して速かにこれが実現に努力すべき旨の意見を付して内閣に送付したが、いまだその実現を見ておらない。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島縣耶麻郡檜原村字劍ヶ峯に特定郵便局設置の請願

請願者　福島縣耶麻郡北山村北山、大塩、檜原三箇村組合長　千葉善記

右の請願は

福島縣耶麻郡檜原村は、檜原湖をへだてて南北両地域に分れ、北部には檜原郵便局があるが、その恩惠は北部三部落に限られ、開拓入植者が増加しつつある南部の六部落には、小、中学校分校五箇所、食糧公團配給所、日発発電所等があつて郵便局を利用することが多く、又同地域は國立公園候補地として観光ホテルや進駐軍宿舎もあるが郵便局の設置がなく十二キロ以上はなれた檜原郵便局を利用するのは極めて不便であるから、檜原村南部地区の劍ヶ峯に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島縣瀧根町菅谷に無集配特設郵便局設置の請願

請願者　福島縣田村郡瀧根町長　熊谷武夫外七名

右の請願は

福島縣瀧根町は無盡藏の阿武隈山脈大瀧根石灰山の所在地であるとともに農産物、林産物及び牛、馬、羊を多量に産出し、昭和二十三年設置された菅谷停車場を中心に諸施設の計画を準備中であつて、これが実現の上は戸口の激増をきたし、郵便通信機関は当然必要であるから、地方の福利増進のため取りあえず町内菅谷地区に無集配郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願

請願者　佐賀市役所内市議会内　武田儀助外二千二百十名

右の請願は

佐賀電話局の電話交換機は最も旧式な磁石式であつて、架設後二十六年を経た旧態依然の状態にあるため、電話本来の機能を十分発揮できない実状である。通信当局においては充分事実を確認され、昭和二十一年度に敷地を買收し、昭和二十三年度において局舎を建築の予定であつたが、遂にその実施を見るに至らなかつたのである。しかして、当市の架設希望者は相当数に上り、交換機の收容余力のないため、数年前より申込受理は中止され、局舎が新築されない限り一台の増設も許されない現状であるから、地方一般の不便の緩和と経済再建促進助成のため、一日も早く自動式電話交換方式に変更並びに局舎建築を図られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良縣天川村川合無集配特定郵便局を集配局とするの請願

請願者　奈良縣吉野郡天川村長　植村正尚外四十一名

右の請願は

奈良縣川合郵便局は、昭和五年に郵便取扱所であつたものが無集配特定局に改定せられ、現在に至つているものである。しかして、同局区域内においては村役場を始め農業、材木等の組合、警察署派出所、発電部、変電所、健康保險組合等の施設、及び製材工場、木材加工場等の産業施設、小中学校の諸教育施設があつて、通信機関の便を極めて必要としている。このような有様であるにもかかわらず、同局は集配局でないため他局の配達区域に属するので郵便物が、二日から三日間遅れて配達を受けるという現状であり、極めて不便をきたしているから、同郵便局を集配局とせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島縣関柴村に特定郵便局設置の請願

請願者　福島縣耶麻郡関柴村大字平林字反田一〇七三ノ一　鈴木巴

右の請願は

福島縣耶麻郡関柴村は、村内に郵便局がないため、一里ないし二里半の遠方にある喜多方町又は熊倉村の郵便局において用を足すという実情で、経済的、時間的にも不便が大きいから、本村に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島縣日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願

請願者　鹿児島縣姶良郡日当山村長　山口慶二外二十四名

右の請願は

鹿児島縣下日当山村はたばこの産地として有名な國分平野の北部に位置する霧島國立公園の表玄関で、関口温泉街を中心とし、各種官公署、学校、会社、工場があり、又近いうちに隼人町の一部を合流して行政区を変更する実情にあるが、通信業務は無集配日当山郵便局のみであるため、極めて不便であるから、当地方の産業、文化を振興するため、日当山郵便局を集配取扱局に昇格せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手縣田原村に郵便局設置の請願

請願者　岩手縣江刺郡田原村議会議長　菊地喜一外十三名

右の請願は

岩手縣江刺郡田原村は、水田四百町歩、畑地二百五十町歩、山林原野二千六百町歩の廣大なる面積と四千七百の人口を有し、農産林産の各種産物に富み、小学校中学校その他農業協同組合及びその施設等多数設置されているにもかかわらず、郵便局が設置されていないため、各種通信貯金等に極めて不便であるから、すみやかに、本村に郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願

請願者　東京都練馬区豊玉北五ノ一三　神山廉作外四名

右の請願は

練馬局区域の電話は、最旧式の磁石単式交換方式であつて、東京都内では自動式より取残された最大の加入者を收容する手動局である。その上特定局時代からの局舎のため、狭あいはその極に達し、練馬区の経済復興並びに文化生活上にじん大なる支障と不便をきたしている現状であるから、昭和二十四年度に新局舎を建設せられるとともに自動式電話交換方式に改善せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

板橋区内一部の電話加入区域変更に関する請願

請願者　東京都板橋区成増町一一五有限会社増田特殊伸鋼所専務取締役　塩野数次外四十二名

右の請願は

東京都板橋区成増町、練馬土支田町、上赤塚町及び下赤塚町内の一部に施設されている電話は、行政区の異る埼玉縣大和局の加入区域に属しているので、通話上不便が多いから、すみやかに速即時通話交換局である練馬北町局加入区域に変更されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

通信委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六十六号、第八十八号、第百四十五号、第二百九十八号、第百三百三十一号　簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情

第二百八十号　枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに関する陳情

局長　岸本四郎外三十二名

大阪府岸和田市長　毛利一郎外五十四名

兵庫縣明石市明石郵便局内

平井福太郎外八十六名

大阪府布施市足代郵便局内

加藤榮三郎外十一名

兵庫縣志筑郵便局内　柏木尚文外四名

右の陳情は

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開は地方財政の窮迫を緩和するのに極めて緊急事であるが、さらに新契約数の増加を図つて多数の保険料金を得るために、従來通り通信省の手によつて一元的に運用されたいとの趣旨であつて、本件と同趣旨の陳情が第二及び第三國会においても多数あり、本院においてはその願意を妥当と認めこれを採択して速かにこれが実現に努力すべき旨の意見を付して内閣に送付したがいまだその実現を見ておらない。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに関する陳情

陳情者　鹿児島縣川辺郡枕崎町議会議長　伊集院祐知外一名

右の陳情は

鹿児島縣枕崎郵便局無線分室は、当初枕崎、臥蛇島間の氣象無線連絡の目的で設置され、程なく航空無線として轉用されたが戦災によつてその機能が停止し、終戦とともに目的を失い現地は無線鉄塔を残したまま放置されている。しかして、当町は地理的関係で文化的恩恵に浴することが少いので、まず受信状態悪く利用度の低いラヂオの普及を図るため、枕崎放送中継所の設置を熱願しているが、その敷地難のため足踏の状態であるから、当町並びに附近町村の文化向上のため、枕崎郵便局無線分室の敷地及びその施設を拂い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔小林勝馬君登壇、拍手〕

○小林勝馬君　只今議題となりました簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願十三件及び同陳情五件、福島縣耶麻郡檜原村字劍ヶ峯に特定郵便局設置の請願、福島縣瀧根町青谷に無集配特設郵便局設置の請願、佐賀電話局の電話交換方式変更及び局舎建設に関する請願、奈良縣天川村川合無集配特定郵便局を集配局とするの請願、福島縣関柴村に特定郵便局設置の請願、鹿児島縣日当山村日当山郵便局を集配局とするの請願、岩手縣田原村に郵便局設置の請願、練馬郵便局舎新築及び電話交換方式変更に関する請願、板橋区内一部の電話加入区域変更に関

する請願及び枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに関する陳情は、逓信委員会におきまして慎重審議をいたしました結果、いずれも願意を妥当なものと認め、これを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百七十二より第百九十二までの請願及び日程第二百六十七より第二百七十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長石坂豊一君。

建設委員会請願審査報告書第七号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八百七十八号　北上川改修工事促進に関する請願

第八百八十六号　安倍川砂防工事に関する請願

第八百八十八号　県道中津名古屋線中一部路線変更等に関する請願

第八百九十六号　道路整備改善に関する請願

第九百十号　表生駒山系砂防工事促進に関する請願

第九百十四号　肱川治水工事促進に関する請願

第九百五十一号　神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

第九百五十五号　延岡、熊本両市間県道中高千穂峡に架橋の請願

第九百八十七号　川内市復興事業促進に関する請願

第千四号　天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願

第千三十九号　番匠川改修工事に関する請願

第千四十号　大分川直轄改修工事継続施行に関する請願

第千五十号　信濃川水系砂防工事施行に関する請願

第千五十一号　長野県豊井村上今井に架橋の請願

第千五十二号　長野県共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

建設委員会請願特別報告第七号

北上川改修工事促進に関する請願

第八百七十八号　岩手県磐澤郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　板屋泰治外六名提出

安倍川砂防工事に関する請願

第八百八十六号　静岡市長　増田茂外三十名提出

県道中津名古屋線中一部路線変更等に関する請願

第八百八十八号　岐阜県多治見市長　金子義一外五名提出

道路整備改善に関する請願

第八百九十六号　東京都港区海岸通り一ノ二建設省建設工事本部内日本道路協会内全国道路利用者会議内　嶋村力外八名提出

表生駒山系砂防工事促進に関する請願

第八百十号　大阪府中河内郡孔舎衙村長　橋川嘉一郎外六名提出

肱川治水工事促進に関する請願

第九百十四号　愛媛県喜多郡大洲町長　田中紺蔵提出

神奈川県下の砂防工事促進に関する請願

第九百五十一号　神奈川県小田原市長　鈴木十郎外十七名提出

延岡、熊本両市間県道中高千穂峡に架橋の請願

第九百五十五号　宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂鉄橋架設促進委員会内　安在重右衛門外百六十三名提出

川内市復興事業促進に関する請願

第九百八十七号　鹿児島県川内市議会議長　桐原栄二外一名提出

天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願

第千四号　静岡県浜名郡和田村長　金原善和外八名提出

番匠川改修工事に関する請願

第千三十九号　大分県佐伯市長　矢野龍雄外一名提出

大分川直轄改修工事継続施行に関する請願

第千四十号　大分市長　上田保外二十名提出

信濃川水系砂防工事施行に関する請願

第千五十号　長野県松本市長　飯井直久外二十三名提出

長野県豊井村上今井に架橋の請願

第千五十一号　長野県下水内郡豊井村長　清野建之助外二十三名提出

長野県共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願

第千五十二号　長野県更級郡共和村長　渡邊一外四名提出

右十五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

北上川改修工事促進に関する請願

請願者　岩手県磐澤郡姉体村樋ノ口三六姉体堤防工事促進期成同盟会内　坂屋泰治外六名

右の請願は

幾度となく計画が進められ着工を約束された岩手県下北上川の災害復旧改修工事は未だに着工されないので、このまま融雪期と梅雨期を迎えると耕地、家屋等流失の災禍を再び繰り返えすから、食糧増産、民生安定のため、北上川改修工事費並びに災害復旧土木費の国庫補助の優先増額と、姉体常盤堤防工事を着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

安倍川砂防工事に関する請願

請願者　静岡市長　増田茂外三十名

右の請願は

静岡県下の安倍川改修工事は昭和七年度より着工されたが、戦争遂行のため工事予算は数次にわたつて削減せられて、遂に昭和二十年度に停止河川となつた。本川の水源地には、日本三大山崩れの大谷崩があつて、崩壊が廣大に及ぶので降雨毎に流出する土砂は河床を上昇させて、本川の清流も伏流するところとなり、かんがい用水の引水に支障を生じている。これをこのままに放置するときは改修の効果にも影響を及ぼすことになるから、すみやかに、本川砂防えん堤工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

縣道中津名古屋線中一部路線変更等に関する請願

請願者　岐阜縣多治見市長　金子義一外五名

右の請願は

縣道中津名古屋線は、東濃地方と名古屋市を結ぶ唯一の重要路線であるが、戰時中路面の修理が放棄されており、且つ多治見、坂下間に内津峠という難路があるため、当地方の運輸交通に重大な支障を與えているから、産業経済の振興を図るとともに沿線一帯の観光地を紹介するため、一部路線を変更して土岐川沿いに名古屋に通ずる平坦線の新設及び路面の改修工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備改善に関する請願

請願者　東京都港区海岸通り一ノ二五建設省建築工事本部内日本道路協会内全國道路利用者会議内　鳥村力外八名

右の請願は

わが國の道路は、荒廃その極に達しているため、輸送力を阻害し、産業復興と民生安定にいちじるしく障害を與えているから、（一）道路の整備改善に対する國庫補助を増額すること、（二）失業救済事業として道路工事に重点を指向すること、（三）道路法並びに関係法規を全面的に改正すること等の施策をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

表生駒山系砂防工事促進に関する請願

請願者　大阪府中河内郡孔舎衙村長　橋川嘉一郎外六名

右の請願は

大阪市東方七キロの地点を南北に縦走する信貴生駒山脈の山々は、戰後における濫伐により全くのはげ山となり、降雨毎に山岳は崩壊し、土砂、の流出は河川を埋めて、しゅんせつに多大の費用と労力を要する現狀である。一度び大雨が來襲すればたちまち大出水となつて、山ろくに密集する人家、工場等に大惨害を與えることは明らかであるので、現在大戸村菅川に砂防工業を施行中であるが民生安定のため、その他の町村にもすみやかに、砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

肱川治水工事促進に関する請願

請願者　愛媛縣喜多郡大洲町長　田中紺藏

右の請願は

肱川は、宇和平野を水源として大洲平野を貫流し、その流域面積は愛媛縣全面積の五分の一を占める大河川であるが、昭和十八年度のこう水により、人畜、家屋、道路、橋りょう、田畑はじん大なる被害をこうむり、当時の田畑の被害個所の復旧は、おおむね完了を見たのであるが、築堤防さい工事はそのままに放置されている現狀である。しかして、昭和十九年より施行中の工事は予算きん少のため、大洲町、新谷村地域内の治水改修工事に止つているが、本工事の完成は緊急を要するものであるから、すみやかに、予算を増額されて本河川の全面的治水工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川縣下の砂防工事促進に関する請願

請願者　神奈川縣小田原市長　鈴木十郎外十七名

右の請願は

神奈川縣下の山地は、元來不良な組成である上に、関東、豆相の大震災によりその荒廃度にはく車をかけ、更に、戰時、戰後を通じて山林の濫伐、陣地構築の強行等のため極度に廃荒し、治水は等閑にせられたので、今次のカザリン、アイオンと相次ぐたい風による被害は実に惨鼻を極めた。しかして、現在の本縣における進駐軍関係の特異性と將來観光神奈川としての環境を考慮され、本縣の砂防工事費に対する國庫補助の増額を図られるとともに本工事の促進を図られたい前趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

延岡、熊本両市間縣道中高千穂峡に架橋の請願

請願者　宮崎縣西臼杵郡高千穂町高千穂鉄橋架設促進委員会内　安在重右衛門外百六十三名

右の請願は

延岡市と熊本市を結ぶ縣道は、宮崎縣西臼杵郡高千穂町より一キロ余の地点で通称高千穂峡といわれている深さ百メートルにも及ぶ五箇瀬川の渓谷を横断しているが、この地点は両岸きつ立した絶壁の中腹を通つてしかも非常な急カーブのため、トラック、荷馬車等の積載量はほとんど半減せざるを得ない現狀で、経済的損失は膨大であるから、この難所をさけた適当な地点に國費をもつて新らしく鉄橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川内市復興事業促進に関する請願

請願者　鹿児島縣川内市議会議長　桐原榮二外一名

右の請願は

鹿児島縣川内市は、戰災によつてその九割を焼失したので、國縣費補助による復興都市計画事業が進められているが、市民の復興熱に較べて國費予算の配付が少ないため、遅々としてはかどらず市政再建にいちじるしく支障を及ぼしている。又、川内川改修工事並びに災害復旧工事及び大平橋架替工事、川内港修築工事等当地復興に重大な関係があるから、すみやかに、これら諸事業の早期完成を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

天龍川西岸堤防改修工事促進に関する請願

請願者　静岡縣浜名郡和田村長　金原善和外八名

右の請願は
天龍川上流は戰時中の山林の濫伐と昭和十九年十二月の地震により西岸の堤防が沈下して、西岸堤とうは東岸に比して三メートルも低くなり豪雨に際して濁流のはん濫が極めて急であるので沿岸の住民は日頃非常な不安を感じている。現在堤とうの改修工事も漸々進ちよくしているが、当村地内は未だに改修工事にとりかかつていないため、雨期を間近に控えて一刻もゆるがせにできない実状であるから、本河川の西岸堤防上に一メートルの上置工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

番匠川改修工事に関する請願

請願者　大分縣佐伯市長　矢野龍雄外一名

右の請願は
大分縣下の番匠川は上流山地に全國にもまれな大崩壊があり、河川は極度に荒廃し、川口は戰時中軍の工事により閉そくされたままなので、佐伯市は眞に危險な狀態にあるが、改修工事には工費數億円を要する見込みであり、市財政窮乏の折柄地元負担は余りにも過大であるから、本工事を國直轄か又は直轄なみに取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分川直轄改修工事継続施行に関する請願

請願者　大分市長　上田保外二十名

右の請願は
大分川直轄改修工事は、昭和十六年に着工以來、順調に進ちよくし、下流右岸の築堤は、ほぼ完成を見んとしている。しかるに、今回本工事の最も重要部分である左岸工事を未完成のまま、休止する由であるが、もしこのまま本工事が休止されると、一朝有事の際は、大分市中心街の大半は流失あるいは浸水の惨禍にさらされることになるが、現下の地方財政狀況では到底縣営工事としての施行も困難であるから、沿線住民及び耕地を水害より救うため、すみやかに本工事を國営直轄に復帰して継続施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

信濃川水系砂防工事施行に関する請願

請願者　長野縣松本市長　筒井直久外二十三名

右の請願は
信濃川の水源地である日本アルプス地方、殊に燒岳一帶は、火山の影響より地質がぜい弱で、崩壊がいちじるしく、降雨毎に土砂を流出するため、千曲川下流松本平地方は、河床が上昇して、かんがいその他用水取入の困難を増加しているばかりでなく、一朝有事の際は、附近一帶の耕地を全滅する危機にひんしている。しかして、昭和二十二年に着工された安曇村地内の稻核えん堤築設工事は、信濃川上流砂防の根幹であるから、生産増強、民心安定の見地より、すみやかに本工事施行の促進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野縣豊井村上今井に架橋の請願

請願者　長野縣下水内郡豊井村長　清野建之助外二十三名

右の請願は
長野縣下水内郡豊井村大字上今井地内の千曲川に架設されている今井仮橋は、常に村民の耕作地への往復等に利用されているが、一朝こう水に際しては交通がと絶し、遠路のう回を余儀なくされるので非常な不便を感じており、また同所は当地方交通の要衝に当るから、交通の利便ひいては産業の振興を図るために、すみやかに、本橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野縣共和村地内茶臼山砂防工事施行に関する請願

請願者　長野縣更級郡共和村長　渡邊一外四名

右の請願は
長野縣共和村地内茶臼山は、往時より地すべり地として有名であるが、最近特に地すべりの現象が活ぱつとなり、このまま推移すると、地元岡田部落は早晩すべりの土砂によつて埋没するばかりでなく、滝沢川下流の篠ノ井町、川柳村、塩崎村等附近一帶の耕地に大なる被害を及ぼすことは明らかであるから、災害を未然に防止するため、すみやかに、排水工事及び避難路開設等の災害対策砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第八号

一議院の会議に付するを要するもの。

第千六十号　電信川水系砂防工事施行等に関する請願
第千七十五号　縣道下諏訪伊那線中長地村、岡谷市間改良工事等に関する請願
第千八十一号　國道第八号線中長野縣落合村、今井間改良工事施行に関する請願
第千八十二号　國道第八号線中塩尻峠トンネル開さくに関する請願
第千八十三号　國道第十四号線改良工事及び和田峠トンネル開さくに関する請願
第千九十号　千葉縣滑河町、茨城縣金江津村間に架橋の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

建設委員会請願特別報告第八号

電信川水系砂防工事施行等に関する請願

第千六十号　愛媛縣温泉郡北吉井村長　渡邊盛一外八名提出
縣道下諏訪伊那線中長地村、岡谷市間改良工事等に関する請願

第千七十五号　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十二名提出
國道第八号線中長野縣落合村、今井間改良工事施行に関する請願

第千八十一号　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十一名提出
國道第八号線中塩尻峠トンネル開

さくに関する請願
第千八十二号　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十五名提出
國道第十四号線改良工事及び和田峠トンネル開さくに関する請願
第千八十三号　長野縣諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外十七名提出
千葉縣滑河町、茨城縣金江津村間に架橋の請願
第千九十号　茨城縣稻敷郡金江津村長　橘原恒次外三千五百七十一名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

重信川水系砂防工事施行等に関する請願
請願者　愛媛縣温泉郡北吉井村長　渡辺盛一外八名

右の請願は
重信川は、道後平野を貫流して、千五百余町歩の耕地のかんがいと当地一帯の発電事業に大なる寄與をしている。しかるに、戰時戰後における山林の濫伐、樹根の採掘等に起因して、水源山地は極度に荒廃し、出水ごとに多大の土砂を流下するため、流域耕地の三分の一が流失荒廃し、道路、橋、工場等の被害は極めてじん大であるから、産業復興、民生安定の見地より、すみやかに、重信川の砂防工事を施行せられたい。なお從來建設、農林両省で担当していた砂防工事関係の行政機構を統合強化するため、建設省に砂防局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

縣道下諏訪伊那線中長地村、岡谷市間改良工事等に関する請願
請願者　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十二名

右の請願は
長野縣の諏訪郡、上下伊那郡に通ずる縣道下諏訪伊那線は、産業道路として貨物自動車、民営、國営バス等大都市の道路にも劣らない交通量を有しているが、その補装部分は從來から極度に荒廃していて人馬車の交通は極めて危險であり、生産面はもちろん生活上にも恐威を與えている実状であるから、地方失業救済事業として本路線中長地村、岡谷市間の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國道第八号線中長野縣落合村、今井間改良工事施行に関する請願
請願者　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十一名

右の請願は
長野縣諏訪郡一帯は、縣下産業経済文化の交流地点として、國道第八号線中の枢要地であるが、道路が荒廃しているため、降雨の際は泥土と化し、國営バスを始め、貨物自動車、人馬等の行通は困難となり、沿線一帯の家屋は泥土の飛まつを浴び不衛生極りなく、且つ燃料、タイヤその他の消もうがすこぶる大きく、産業経済に及ぼす影響がじん大であるから、國道第八号線中諏訪郡落合村、岡谷市今井間の路面をすみやかに補装改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國道第八号線中塩尻峠トンネル開さくに関する請願
請願者　長野縣岡谷市長　宮坂健次郎外十五名

右の請願は
國道八号線は世界的生糸の生産地である岡谷市から塩尻峠三里九丁のけん路を越えて塩尻、松本に至る幹線道路であるが、本路線中最大の難所である塩尻峠は、海拔一千メートルのけん路で、冬期には積雪凍結して自動車の運轉は不可能となり、旅客、貨物はすべて遠く数十マイルの鉄道によるう回を余儀なくされ、時間的及び距離的の損失はばく大であるから、塩尻峠にトンネルを開さくせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國道第十四号線改良工事及び和田峠トンネル開さくに関する請願
請願者　長野縣諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外十七名

右の請願は
國道第十四号線は中仙道随一の宿駅下諏訪より和田みね五里八丁のけん路を越えて北信より信越線に連絡する幹線道路であるが、本路線中和田みねは海拔千五百メートルのけん路で、加うるに九十九折の急坂、急カーブにて冬期には積雪一メートル余に及び凍結して自動車の運轉は不可能となり、旅客貨物はすべて遠く数十マイルの鉄道によるう回を余儀なくされ、時間的及び距離的の損失はばく大であるから和田峠にトンネルを開さくせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉縣滑河町、茨城縣金江津村間に架橋の請願
請願者　茨城縣稻敷郡金江津村長　橘原恒次外三千五百七十一名

右の請願は
千葉縣香取郡滑河町と、利根川を隔てた対岸の茨城縣稻敷郡金江津村との間は、毎日千人以上もの通行人があるのに現在わずかに渡舟によつて交通されているのみで、両縣の農産物等の生活必需品の交易及び通学等に多大の不便と危險を生じており、千葉縣北部、茨城縣南部の文化の向上と産業の発展に重大なる障害となつているから、すみやかに、両町村間に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年五月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三百四十三号　奥会津開発促進に関する陳情
第三百四十四号　京都府阪鶴道路線中肥後、樹各両橋架設に関する陳情

第三百四十七号　十津川の河水統制事業に関する陳情
第三百四十九号　都市の不燃化に関する陳情
第三百五十二号　住宅建設促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月十七日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿

建設委員会陳情特別報告第四号

奥会津開発促進に関する陳情
第三百四十三号　福島縣若松市七日町二〇五奥会津開発同志会若松事務所内　横田宗久提出

京都府阪鶴道路線中肥後、桝谷両橋架設に関する陳情
第三百四十四号　京都舞鶴市長柳田秀一外六十一名提出

十津川の河水統制事業に関する陳情
第三百四十七号　大阪府廳内大阪府土木部内　鈴木健二外六名提出

都市の不燃化に関する陳情
第三百四十九号　東京都中央区銀座西三ノ一都市不燃化期成同盟内　高橋龍太郎外十三名提出

住宅建設促進に関する陳情
第三百五十二号　愛媛縣知事青木重臣外十二名提出

右五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月十七日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

奥会津開発促進に関する陳情
陳情者　福島縣若松市七日町二〇五奥会津開発同志会若松事務所内　横田宗久

右の陳情は福島縣下磐城炭田と会津の水源は國家的二大宝庫であり、これを開発することは、わが國の産業、経済上に自主性と希望を與えるものであつて、單に地方的の問題ではないから、開発の遅滞のないよう予定の計画を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府阪鶴道路線中肥後、桝谷両橋架設に関する陳情
陳情者　京都府舞鶴市長　柳田秀一外六十一名

右の陳情は阪鶴路線は、大阪と舞鶴を結ぶ幹線府縣道で、昭和十八年以來國庫補助によつて改良工事が施行され、現在その九十パーセントを終了し、残るところは何鹿郡山家村地内の肥後橋と船井郡上和知村地内の桝谷橋の二橋梁のみである。この両橋架設工事は本改良工事中最大のものであるから、昭和二十四年度に肥後橋、昭和二十五年度に桝谷橋をそれぞれ國庫補助によつて架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十津川の河水統制事業に関する陳情
陳情者　大阪府廳内大阪府土木部内　鈴木健二外六名

右の陳情は奈良縣が計画している十津川河水統制事業は、十津川、紀川総合開発事業計画の一環であつて、農業及び工業用水の確保と常流開発、災害防除等に最適の事業であり、産業の振興に寄與するところが大きく、又奈良、和歌山、大阪等の関係府縣相互の利害関係においても一致するから、すみやかに本事業の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市の不燃化に関する陳情
陳情者　東京都中央区銀座西三ノ一　都市不燃化期成同盟内　高橋龍太郎外十三名

右の陳情は
わが國の都市は多く木造建築都市であるが、ひん発する大火災、風水害、震災等による被害は大なるものがあるから不燃都市を建設する必要がある、そのためには、(一)各都市の中心部は耐火造建築物をもつて構成すること、(二)各都市内に充分なる緑地及び自由地を保有し、且つ各建物の敷地内には適当なる空地を留保すること、(三)都心以外の建築物には建物の緩燃化を企図すること、(四)各都市の消防水利については、市民の協力をまつてこれが整備強化及びその機能性力の増進を図ること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅建設促進に関する陳情
陳情者　愛媛縣知事　青木重臣外十二名

右の陳情は
再建日本の民生安定上に大なる障害となつている住宅問題の解決策として、(一)本年度の國庫補助による庶民住宅建設の大幅増加、(二)住宅金庫の設置、(三)重要産業労務者に対する住宅建設資金の融資等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四百八号　名古屋、新潟両市間道路を國道に編入するの陳情
第四百十一号　鹿児島縣末吉町内大淀川上流地区を直轄河川に編入の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿

建設委員会陳情特別報告第五号

名古屋、新潟両市間道路を國道に編入するの陳情
第四百八号　長野縣知事　林虎雄外六十九名提出

鹿児島縣末吉町内大淀川上流地区を直轄河川に編入の陳情
第四百十一号　鹿児島縣末吉町長　堀貫外十七名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

名古屋、新潟両市間道路を國道に編入するの陳情

陳情者　長野縣知事　林虎雄外六十九名

右の陳情は

名古屋市、長野市及び新潟市を結ぶ中部日本横断道路の完備を図ることは、表裏日本の重要物資の交流と輸送上喫緊の要務である。延長五百三十三キロに及ぶ本路線の沿線は愛知、長野縣境を始め、赤石國有林、信越國境の森林資源、長野縣下の養蚕、松本地方の製糸工業、越後平野の産米等、豊富な資源を有しているから、わが國経済再建のため、本道路を國道に編入の上改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿島兒縣末吉町内大淀川上流流地区を直轄河川に編入の陳情

陳情者　鹿兒島縣末吉町長　堀貫外十七名

右の陳情は

末吉町を貫流する大淀川上流流域の水田は、本町水田の約八十パーセントを占め、生産供出に大きな関係を有している。しかるに、年々坪水が激しくその都度田地の流失、埋没等ばく大な被害を受けているが、この復旧は十五キロにも及ぶ流域のため町費では十分な施設は不可能であるから、今回都城市を中心とする河川改修の施行される好機に、都城市を直結する上流の同町河川改修を直轄河川に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔石坂豊一君登壇、拍手〕

○石坂豊一君　只今議題と相成りました請願及び陳情につきまして、極めて簡単に御報告を申上げます。

請願の方は北上川改修工事促進に関する件、この外二十件でございます。陳情の方は十津川の河水統制に関する件この外六件でございます。これらの請願及び陳情はすべて関係國民の眞剣なる叫びでありますので、建設委員会におきましては政府当局の出席を求めまして、委員と共に熱烈且つ眞剣なる審査を行いまして、すべて陳情及び請願の趣旨を採択し、内閣に送付することを適当と決定した次第であります。この段御報告を申上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百九十三の請願及び日程第二百七十四及び第二百七十五の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員会理事西川昌夫君。

経済安定委員会請願審査報告書

第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

請第五百八十六号　紙の統制方式及び公定價格の改廃に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

紙の統制方式及び公定價格の改廃に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋人形町三ノ二和紙会館内紙業研究会内　田村文吉

右の請願は

現行の紙統制方式は、配給統制方式を主として需要者配給割当制度を採つているが、諸種の点に不合理が多いから、紙の重点的統制の完べきを期するために（一）官民合同の民主的な生産配給協議会を組織し、指定紙の用途別需要先を定めて、その生産配給計画を樹立及び審議する（二）この際政府は生産計画に対する一切の生産資材配給の責任を負うこと（三）用途別配給の責任を完遂した生産工場に対しては、責任量以上に生産した分の自由販売を認めること（四）品種別公定價格を撤廃すること（五）價格制定委員会を設置して、実質賃金及び実際失費に基いた科学的調査を行い、毎一・四半期毎に適正價格を上申せしめる等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十四年五月二十日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

経済安定委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

陳第三百四十一号　電氣料金の適正化に関する陳情

陳第三百六十七号　ゴム工業の炭鉱向賃掛金処理に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

経済安定委員会陳情特別報告第二号

電氣料金の適正化に関する陳情

第三百四十一号　東京都千代田区有樂町一ノ三社團法人日本電氣協会提出

ゴム工業の炭鉱向賃掛金処理に関する陳情

第三百六十七号　東京都新宿区角筈一ノ一（新宿三越内）日本ゴム工業会内　中松眞郷提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

電氣料金の適正化に関する陳情

陳情者　東京都千代田区有樂町一ノ三社團法人日本電氣協会

会長　大西英一

右の陳情は

電氣事業は、わが國の最も重要な基

礎産業として経済復興の基盤をなすものである。しかるに、現行の電氣料金は、一般物價及び他の公益事業料金と比較して著しく低いため、濫費による電力不足等電氣事業の堅実性が損われつつあるから、電力事業を健全化して産業経済の復興を図るため、すみやかに電氣料金を適正化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ゴム工業の炭鑛向賃掛金処理に関する陳情

陳情者　東京都新宿区角筈一ノ一（新宿三越内）日本ゴム工業会内　中松貞郷

右の陳情はゴム工業界は石炭増産の重要性にかんがみ、從來あらゆる障害を克服してきたのであるが、その代金回收状態は本年二月末における炭鑛向賃掛金残額約二億六千万円となり、製品の未引取在庫高を加算すると四億円を突破する。しかも、本年一月においては、一割程度の回收を見たのみであり、何等かの具体的措置を早急に講じない限り、これら工場の倒壞は必至であるから、（一）ゴム工業の賃掛金について炭鑛にひも付融資を行つて回收するよう措置すること、（二）この融資をフリークーポン制実施前に完了せしめ、新制度実施に際して未回收金が束縛せられないように措置すること、（三）滯貨製品で割当切符の期限を経過したものは申請によつて他の緊急産業に振向け得るようにすること、（四）工場滯貨を担保として金融の途をひらかれること、等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

（西川昌夫君登壇、拍手）

○西川昌夫君　只今議題となりました請願一件並びに陳情二件につきまして、十分慎重審議いたしました結果、議院の会議に付することを適当と認めました。以上報告いたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長の報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

（起立者多数）

○議長（松平恒雄君）　過半数と認めます。よつてこれらの請願及び陳情はこれを採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第百九十四より第二百二までの請願及び日程第二百七十六より第二百七十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松平恒雄君）　御異議ないものと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事九鬼紋十郎君。

大蔵委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四百八十三号、第千十七号　医薬品等の取引高税免除に関する請願

第八百六十号　医薬品類の取引高税撤廃に関する請願

第千十七号　奈良市花芝町奈良縣医薬品地方販賣業者協会内　森田福賢提出

第五百八号　中小企業金融改善に関する請願

第六百八十六号　絹人絹力織機復元資金融資に関する請願

第八百四号、第八百三十一号、第八百四十三号、第九百六十七号　旧軍港地國有財産拂下げに関する請願

第八百二十六号　山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願

第八百六十九号　埼玉縣飯能町に税務署設置の請願

第九百六十一号　熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願

第千三十二号　炭鑛設備資金の融資等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十一日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員会請願特別報告第三号

医薬品等の取引高税免除に関する請願

第四百八十三号　東京都中央区新川町一ノ八日本製薬團体連合会内　塩野義三郎外三名提出

医薬品類の取引高税撤廃に関する請願

第八百六十号　岡山市七日市一六七ノ一岡山縣医薬業組合内　山口百治外二十二名提出

第千十七号　奈良市花芝町奈良縣医薬品地方販賣業者協会内　森田福賢提出

中小企業金融改善に関する請願

第五百八号　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝提出

絹人絹力織機復元資金融資に関する請願

第六百八十六号　東京都八王子市千人町一六一東京絹人絹織物振興会内　八木岡英一外二十八名提出

旧軍港地國有財産拂下げに関する請願

第八百四号　長崎縣佐世保市長　中田正輔提出

第八百三十一号　廣島縣呉市長　鈴木術外一名提出

第八百四十三号　神奈川縣横須賀市長　太田三郎提出

第九百六十七号　京都府舞鶴市長柳田秀一提出

山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願

第八百二十六号　山梨縣中巨摩郡野之瀬村長　河西武雄提出

埼玉縣飯能町に税務署設置の請願

第八百六十九号　埼玉縣入間郡飯能町長　増島德外一名提出

熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願

第九百六十一号　熊本市大江町元騎兵隊跡住宅八九号　幸川光雄外百八十六名提出

炭鑛設備資金の融資等に関する請願

第千三十二号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一二日立製作所労働組合総連合会内　大山珠一外一名提出

右十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

医薬品等の取引高税免除に関する請願

請願者　東京都中央区新川町一ノ八日本製薬團体連合会内　塩野義三郎外三名

請願者　奈良市花芝町奈良縣医薬品地方販賣業者協会内　森田福賢

右の請願は薬事法に定められた医薬品、衛生材料及び医薬品は、疾病の予防治療及び手当に要する必需品で、時には主食以上の重要性がある。しかして医薬品等に課せられる取引高税の負担者は即ち傷病者であり、経済力を失つて病床にあるときの負担であるため、物心両面に及ぼす影響は極めて

大きく、又勤労者の健康維持改善、福祉増進に及ぼす障害はじん大である点等より、第三回國会において採択となつているのであるから、取引高税法の一部を改正して医薬品、衛生材料及び医薬品の取引高税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

医薬品類の取引高税撤廃に関する請願

請願者　岡山市七日市一六七ノ一　岡山縣医薬業組合内　山口百治外二十二名

右の請願は

取引高税の徴收に当り医師、歯科師、産婆、看護婦、または理髪等を始め、薬剤師の調剤等に対しては課税しない方針が採られているが、これに反して、医薬品販賣業者からは一般業者同様に徴税されることは、非常に矛盾し、まことに不可解にたえないところであるから、國民保健衛生上に重大な役割を有する、医薬品販賣業者に対する取引高税の徴收を、すみやかに撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融改善に関する請願

請願者　東京都港区芝田町一ノ一二森永ビル内日本中小企業連盟内　豊田雅孝

右の請願は

中小企業はわが國産業構造上極めて重要な地位を占めているが、その金融については、大企業基礎産業に偏重され、その関連産業、下請産業、民生安定に不可欠の生活必需品関係産業等は顧みられていないため、産業復興に大なる支障となつているから、(一)復興金融金庫における中小企業金融代理貸制度の存続拡充及び同金庫廃止の際これに代るべき措置(二)中小企業金融専門の金融機関としての商工組合中央金庫の拡充強化(三)日本銀行の中小企業金融に関する特別わく制度の拡充と円滑なる運用(四)預金部資金を中小企業金融資金に充当する途をひらき、復金代理貸制度に準ずる方途の考究等の方法によつて中小企業金融の改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は、妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

絹人絹力織機復元資金融資に関する請願

請願者　東京都八王子市千人町一六一東京絹人絹織物業者に対して一万台の力織機の緊急増設を命ぜられたが、業者はこの増設に対処して自己調達資金により復元に努力してきたのであるが、増設計画立案当時の設備の価格と工業者別割当決定時の価格とは約六十パーセント以上の値上がりの結果、完成に要する資金総額は実に二十五億円の巨額に達したために、所要資金の全部を自己調達によつて完成することは到底不可能な状態に立至つたのである。しかして、絹人絹織機一万台復元資金として、昭和二十三年度四・四半期分の繊維産業の新規融資分の半額約一億円が融資されることに決定したのであるが、昭和二十四年度第一・四半期においても自己調達不可能額十億円に達するまで引き続き融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧軍港地國有財産拂下げに関する請願

請願者　長崎縣佐世保市長・中田正輔　一外一名

請願者　神奈川縣横須賀市長　太田三郎

請願者　京都府舞鶴市長　柳田秀一

右の請願は

旧軍港地の國有財産拂下げに際しては、旧軍港都市財政の極度のひつ迫にかんがみ、その再起を図るために、(一)昭和二十三年法律第七十四号に規定された「公共又は公益の用に供する施設」の範囲を拡張し、無償貸付及び有償貸付の方法を講ずること、(二)同法第二條による場合の二割減額を五割以上に引き上げること、(三)同法第三條並びに昭和二十三年十一月藏國第三千五百六十七号に基く賣拂代金の延納取扱を緩和し分割納入を認めること、(四)公共團体並びに一般に対する土地建物の拂下げは、実情に即しつとめて低額に評價する等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨縣野之瀬村火災災害復興に対する融資の請願

請願者　山梨縣中巨摩郡野之瀬村長　河西武雄

右の請願は

本年四月八日の山梨縣中巨摩郡野之瀬村の火災は、本村の三部落にわたつて壊滅的打撃を與えた。この不慮の大災害に対して村当局は連日村議会を開いて復興対策を講じ、とりあえず一戸当り七坪二合五勺の住居を建築する方針を決したが、農業経営のためには住居の外に各種の施設を必要とし、特に当地は養蚕地帯であるため共同飼育等の方法によつて本村の復興を図つているから、これら復興に要する最低限度四百五十万円の資金を低利で融資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉縣飯能町に税務署設置の請願

請願者　埼玉縣入間郡飯能町長　増島徳外一名

右の請願は

埼玉縣入間郡飯能町地方は、未だに税務署の設置がなく、その所轄は川越税務署であるが、同署は本町より二十キロの遠方にあり、各官公廳よりの事務連絡はもとより一般住民の納税等に費やされる時間的、経済的の不利益はじん大であり、且つ本地方の実状を知るにも一般住民に税の眞義の徹底を期する上にも不利であるばかりでなく、滞納防止には更に困難を伴うものであるから、本町に税務署を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意

これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本市大江町元騎兵隊跡拂下げに関する請願

請願者　熊本市大江町元騎兵隊跡住宅八九号　辛川光雄外百八十六名

右の請願は

昭和二十一年住宅営團の手によつて、熊本市大江町元騎兵隊跡に戦災者及び引揚者を収容する賃貸家屋が建設された。しかるに、翌二十三年住宅営團の解散に伴いこれらの家屋は拂い下げられたが、敷地の拂下げについての当地財務局の地價の提示は、あまりにも過重且つ不合理であるから、折角更正にまい進している戦災者及び引揚者を保護するため、適正なる拂下げ價格の決定及び融資の方法を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

炭鉱設備資金の融資等に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一二　日立製作所労働組合総連合内　大山珠一外一名

右の請願は

日本産業再建の基礎である石炭の増産は、現下の急務であるが、昭和二十三年度下期より行われている炭鉱設備資金の削減、運轉資金の引締めによる集中金融政策の結果は中小炭鉱の壊滅となつたばかりでなく炭鉱機器関係企業えの納品代金未拂等となつて現われ、労働者に対する賃金の遅配欠配となり多数労働者の生活を脅かす状態となつている。このような状態は、二重、三重に日本産業の再建を遅らせる結果となるから、(一)昭和二十三年度下期炭鉱設備資金を初期の計画通り九十四億に復元し直ちに融資を行うこと、(二)右金額融資に当つては、中小炭鉱の育成についても十分留意すること、(三)既納入機器代金を即時支拂うこと、(四)昭和二十四年生産に対しては、生産額達成の裏付けとなる資金、資材設備について万全を期すこと等の施策を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二百八十一号　取引高税廃止に関する陳情

第三百二十号　取引高税撤廃等に関する陳情

第三百五十六号　瀬戸内海の水雷保険復活等に関する陳情

第三百五十八号　産業金融政策に関する陳情

参議院議長松平恒雄殿

大蔵委員会陳情特別報告第三号

取引高税廃止に関する陳情

第二百八十一号　函館市鶴岡町一社團法人函館商工会議所会頭　相馬雄二外四十三名提出

取引高税撤廃等に関する陳情

第三百二十号　名古屋市中区上閼町一ノ三三(尾張青果内)東海北陸六縣青果物荷受機関連合会内　内山金蔵提出

瀬戸内海の水雷保険復活等に関する陳情

第三百五十六号　大阪市北区堂島西町一大阪商工会議所会頭　杉道助提出

産業金融政策に関する陳情

第三百五十八号　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭　高橋龍太郎提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

取引高税廃止に関する陳情

陳情者　函館市鶴岡町一社團法人函館商工会議所会頭　相馬雄二外四十三名

右の請願は

取引高税は実施後既に弊害が続出して眞面目な業者に不利益を與え中小企業を不当に圧迫するので事業経営に混乱をきたし、産業の再建を妨げているから、すみやかに本税を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

取引高税撤廃等に関する陳情

陳情者　名古屋市中区上閼町一ノ三三(尾張青果内)東海北陸六縣青果物荷受機関連合会内　内山金蔵

右の請願は

取引高税はその実施以來、悪税として極力撤廃を強張されてきたが未だに廃止されず、加うるに地方財政委員会においては、地方税として果実引取税を新設するとのことであるが、所得税を始め各種重税にあえぐ國民に対して、この上高率な新税が課せられることは、生産の減退、物價の高騰等影響するところじん大であるから、取引高税を撤廃せられるとともに果実引取税の新設を取り止められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業金融政策に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭　高橋龍太郎

右の請願は中央地方を通ずる財政の実質的均衡を保ち、健全財政を確立することは、わが國経済再建自立のための根本的要請であるが、産業金融政策面における金融こうそくの激化は、経済運行を阻害し、生産を減退するから、現下の経済実情に即して金融の疏通を図るため、政府勘定の遅拂整理、設備資金供與についての特別貸出、預金部資金の活用等適切なる措置を採られたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

參議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

〔九鬼紋十郎君登壇、拍手〕

○九鬼紋十郎君　只今議題となりました大藏委員会に付託されました請願並びに陳情につきましては、慎重審議の結果、内閣に送付する必要があると認めまして採択した次第であります。以上御報告申上げます。（拍手）

〔議長退席、副議長著席〕

○副議長（松嶋喜作君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長（松嶋喜作君）　この際、日程の順序を変更して、日程第二十五、地方自治廳設置法案、日程第二十六、経済安定本部設置法案、日程第三十、特別調達廳設置法案、日程第三十一、総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案、日程第三十五、賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案、日程第三十六、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案、日程第三十七、國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松嶋喜作君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

地方自治廳設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

地方自治廳設置法案

地方自治廳設置法

（目的）

第一條　この法律は、地方自治廳の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として地方自治廳を設置する。

2　地方自治廳の長は、地方自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

（任務）

第三條　地方自治廳は、國と地方公共團体との連絡及び地方公共團体相互間の連絡協調を図るとともに、國家公益と地方公共團体の自主性との間に調和を保ちつつ地方公共團体の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを任務とする。

（地方自治委員会議）

第四條　地方自治廳に、地方自治委員会議を置く。

2　地方自治委員会議は、長官及び左に掲げる者につき内閣総理大臣の任命した地方自治委員十二人をもつて組織する。

一　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者　一人

二　參議院議員のうちから參議院の指名した者　一人

三　全國の都道府縣知事の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

四　全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

五　全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

六　全國の都道府縣議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

七　全國の市議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

八　全國の町村議会の議長の連合組織がその代表者として推薦した者　一人

九　学識経験のある者　四人

3　前項第三号から第九号までに掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならない。

（地方自治廳の権限）

第五條　地方自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二　収入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一　地方自治廳の公印を制定すること。

十二　内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項を補佐すること。

（一）　國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團体の長の申出を受理し、これに関する調査を行い、関係各大臣に対し必要な指示をしその他適当な措置を講ずること。

（二）　地方公共團体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府縣知事の処分の届出を受理すること。

（三）　都道府縣に関する直接請求及び都道府縣の議会の議の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

（四）　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十六條の規定による手続を採ること。

（五）　地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

官報
号外
昭和二十四年五月二十四日

○第五回國會 参議院会議録第三十二号（其の六）

（六）一の地方公共團体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

（七）都道府縣及び特別市の加入する地方公共團体の組合の設立、加入團体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

（八）民法（明治二十九年法律第八十九号）（第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。

（九）地方税法（昭和二十三年法律第百十号）第七條の規定により事業税の課税標準たる所得金額に関する異議の決定をすること。

（十）地方税法第八條の規定により、事業税附加税の課税標準たるべき本税額に関する異議の決定をすること。

（十一）地方税法第三十六條の規定により、特別徴收義務者をして徴收させることができる地方税の税目を指定すること。

（十二）地方税法第四十四條の規定により、証紙徴收をすることができる地方税の税目を指定すること。

（十三）地方税法第九十八條の規定により、道府縣の課税権の帰属等について決定をすること。

（十四）地方税法第百二十二條の規定による報告を受理すること。

（十五）地方税法第百二十三條の規定に基く地方公共團体の條例に関する審査の請求、取消又は変更に関すること。

（十六）地方配付税を配付すること。

（十七）地方債の発行に関して許可を與えること。

（十八）國庫負担地方職員の各地方公共團体別の定員を決定すること。

（十九）地方公共團体の行う当せん金附証票の発賣を許可すること。

（二十）地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

（二十一）自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により自轉車競技を行うことができる市町村を指定すること。

十三　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き地方自治廳に属せしめられた権限

（内部部局）

第六條　地方自治廳に、長官官房及び左の二部を置く。

連絡行政部

財政部

（特別な職）

第七條　地方自治廳に、次長を置く。

2　次長は、地方自治廳長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。

（長官官房の所掌事務）

第八條　長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び廳印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　國有財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　調査及び統計に関すること。

九　行政の考査を行うこと。

十　こう報に関すること。

十一　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十二　前各号に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に属しない事務に関すること。

（連絡行政部の所掌事務）

第九條　連絡行政部においては、左の事務をつかさどる。

一　地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画立案及び運営に関し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び関係行政機関に申し出ること。

二　國家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

三　國と地方公共團体との連絡及び地方公共團体相互間の連絡協調を図ること。

四　地方自治法に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

五　地方公共團体の行政及び地方公共團体の職員に関する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

六　地方公共團体の行政及び地方公共團体の職員に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の收集及び配付を行うこと。

七　地方自治に関する図書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

（財政部の所掌事務）

第十條　財政部においては、左の事務をつかさどる。

一　地方自治法、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）、地方税法、地方配付税法（昭和二十三年法律第百十一号）及びその他の法律に基く地方財政に関する内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

二　地方財政法に基き、地方自治廳長官に属せしめられた権限の行使に関すること。

三　地方公共團体の財政に関する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

四　地方公共團体の財政運営の実情に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の收集及び配付を行うこと。

（地方自治委員会議の権限）

第十一條　地方自治廳の收掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員会議の意見を聽かなければならない。

一　地方公共團体の行政及び財政並びに地方公共團体の職員に関する制度についての法令案に関する事項

二　國家行政組織法第十六條第一項の規定による関係各大臣に対する指示その他適当な措置に関する事項

三　地方自治法第百四十六條の規定による手続に関する事項

四　地方自治法第二百四十七條の規定による手続に関する事項

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五　一の地方公共團体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続に関する事項

六　地方公共團体の職員の給與についての技術的助言に関する事項

七　地方配付税中第五種配付額及び特別配付税の配付に関する事項

八　地方債の発行許可の基本方針に関する事項

九　その他地方自治（委員会議において決定した）に関する重要事項（その議決を経べきものと）

2　地方自治委員会議は、前項に掲げる事項について、関係機関にその意見を提出することができる。

（地方自治委員会議の議事）

第十二條　地方自治委員会議の議長は、地方自治廳長官をもつて充てる。

2　地方自治委員会議の議事は、委員三人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項に定めるものの外、地方自治委員会議の議事に関し必要な事項は、地方自治委員会議が定める。

（地方自治委員の手当）

第十三條　地方自治委員は、内閣総理大臣が大藏大臣と協議して定める額の手当を受ける。

（参考人の出頭等）

第十四條　第九條第五号又は第十條第三号の規定による企画及び立案に関し必要があるときは、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

（職員）

第十五條　地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第十六條　地方自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

3　この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員会議の議事を開くことができる。

4　地方財政委員会法（昭和二十二年法律第百五十五号）は、廃止する。

4.5　地方財政法の一部を次のように改正する。

「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條　削除

5　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

経済安定本部設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十七日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長　松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

経済安定本部設置法案

経済安定本部設置法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）

第二章　本部

第一節　内部部局（第六條―第十四條）

第二節　附属機関（第十五條）

第三節　地方支分部局（第十六條―第十八條）

第三章　外局（第十九條―第三十四條）

第一節　物價廳（第二十條―第三十二條）

第一款　総則（第二十條・第二十一條）

第二款　内部部局（第二十二條―第二十七條）

第三款　地方支分部局（第二十八條―第三十一條）

第四款　價格調整公團（第三十二條）

第二節　経済調査廳（第三十三條）

第三節　外資委員会（第三十四條）

第四章　職員（第三十五條―第三十八條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、経済安定本部の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

2　この法律において「建設力」とは、土地、労力、資金及び資材を選択利用して需要に應ずる施設を適時に完成する能力をいう。

3　この法律において「價格等」とは、物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二條に規定する價格等をいい、「統制額」とは、同令第四條及び第七條に定める統制額をいう。

（設置）

第三條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十四條第一項の規定に基いて、臨時に、経済安定本部を設置する。

2　経済安定本部の長は、経済安定本部総裁とし、内閣総理大臣をもつてこれに充てる。総裁は、部務について、その責に任ずる。

3　経済安定本部に、総務長官を置き、國務大臣をもつてこれに充てる。総務長官は、部務を掌理する。

4　経済安定本部に、副長官一人を置く。副長官は、総務長官を助けて、総務長官の定めるところにより、部務を掌理する。

（経済安定本部の任務）

第四條　経済安定本部は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　経済安定の基本的政策の企画立案

二　関係各行政機関の事務の総合調整及び推進

三　物價の統制

四　経済統制の確保

五　外國人の投資及び事業活動の調整

（本部の権限）

第五條　経済安定本部は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。
六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。
九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二　経済安定本部の公印を制定すること。
十三　物資の生産、配給及び消費、労働、物價、財政、金融、外國爲替、貿易、建設、輸送等に関する経済安定の基本的施策について、企画立案をし、並びにこれらの事項について関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
十四　所掌事務を遂行するため、関係各行政機関の長に対して必要な事項を命ずること。
十五　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條第一項に基く命令又は法律若しくはこれに基く命令による経済安定本部総裁に対する不服の申立に関し、関係各行政機関に対して必要な命令又は勧告をすること。
十六　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）、配炭公團法（昭和二十二年法律第五十六号）、産業復興公團法（昭和二十二年法律第五十七号）、貿易公團法（昭和二十二年法律第五十八号）、價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）、肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）、酒類配給公團法（昭和二十二年法律第百七十二号）、食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）、飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）及び油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の規定に基く各公團の所掌事務について、これらの法律の規定による認可、承認、指導及び監督をし、並びに臨検及び検査を行う外、これらの法律により経済安定本部総務長官又は物價廳長官に属せしめられた権限を行うこと。
十七　價格等の統制額を指定し、その他價格等の額について決定、命令、許可、認可その他の処分をすること。
十八　物價等に対する給付をすることを業とする者に対し、價格等の届出及び表示に関して必要な事項を命ずること。
十九　物品の規格、品質、販賣方法、販賣場所等に関して制限又は禁止をすること。
二十　價格等の原價に関して計算をさせること。
二十一　價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第二十條に規定する割増金を附することを命ずること。
二十二　價格等に対する給付をすることを業とする者に対し、物價統制令第十九條に規定する差益及び前号の割増金の全部又は一部を國庫に納付させること。
二十三　物價安定のためにする國庫補助金を交付すること。
二十四　経済統制の確保に関する計画の立案をすること。
二十五　経済法令（経済調査廳法（昭和二十三年法律第二百六号）別表第一に掲げる法令及び同法に基き政令で指定する法令並びにこれらの法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。）に関し、関係各行政機関が行う経済施策の実施を監査すること。
二十六　経済法令に関する違反行爲を調査すること。
二十七　経済法令に関する違反行爲について、警察その他関係各行政機関の行う予防及び捜査に対し、勧告及び協力をすること。
二十八　経済法令の規定の趣旨について、警察官及び警察吏員を啓発すること。
二十九　経済法令に関する違反行爲について、警察その他関係各行政機関の行う予防及び捜査の状況並びにその改善について一般的情報を収集すること。
三十　隠退蔵物資の調査並びに供出及び活用の促進をすること。
三十一　外國人の投資及び事業活動を調整すること。
三十二　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、経済安定本部、物價廳、経済調査廳及び外資委員会に属せしめられた権限。

第二章　本部

第一節　内部部局

（内部部局）

第六條　本部に、総裁官房及び左の六局を置く。
生産局
動力局
生活物資局
財政金融局
貿易局
建設交通局

2　総裁官房に、連絡部を置く。

（特別な職）

第七條　総裁官房に、官房長を置く。官房長は、命を受けて総裁官房の事務を掌理する。

2　総裁官房に、官房次長二人を置く。官房次長は、官房長を助け、官房の事務を整理する。

3　生産局に次長二人、動力局に次長一人、生活物資局、財政金融局及び貿易局に次長一人、建設交通局に次長二人、貿易局に次長一人、建設交通局に次長二人、生産局、動力局、生活物資局、財政金融局及び貿易局に、それぞれ次長一人を、建設交通局に、次長二人を、置く。各局の次長は、局長を助け、局務を整理する。

4　本部に、顧問及び参與を置く。顧問には、重要な部務に関して総務長官に対して意見を述べさせ、参與には、部務に参與させる。

（総裁官房の事務）

第八條　総裁官房においては、本部の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　総裁及び総務長官の官印並びに本部印を管守すること。
四　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
六　行政財産及び物品を管理すること。
七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
八　企画一般に関すること。
九　調査及び統計に関すること。
十　行政の考査を行うこと。
十一　渉外事務に関すること。
十二　経済復興計画に関すること。
十三　労働に関する基本的な政策及び計画の樹立並びに関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
十四　こう報に関すること。
十五　法令案の審査その他総合調整に関すること。
十六　地方経済安定局の行う事務の総合調整を図ること。
十七　前各号に掲げるものの外、本部の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

2　連絡部においては、前項第十一号に掲げる事務をつかさどる。

（生産局の事務）

第九條　生産局においては、左の事務をつかさどる。

一　物資の需給に関する政策及び計画の総括をすること。

二　物資の生産（他局の所掌に属するものを除く。）に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三　物資の割当及び配給（他局の所掌に属するものを除く。）に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

四　前二号に掲げる物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（動力局の事務）

第十條　動力局においては、左の事務をつかさどる。

一　石炭、石油、ガス、コークス及び電力の生産、割当及び配給（家庭用の割当及び配給を除く。）に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　前号に掲げる物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（生活物資局の事務）

第十一條　生活物資局においては、左の事務をつかさどる。

一　國民の合理的な物的生活水準の策定並びに國民の物的生活水準の改善に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　生活物資の生産に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三　生活物資の割当及び配給（石炭、石油、ガス、コークス及び電力の家庭用の割当及び配給を含む。）に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

四　前三号に掲げる物的生活水準の策定及び改善並びに生活物資の生産、割当及び配給に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（財政金融局の事務）

第十二條　財政金融局においては、左の事務をつかさどる。

一　財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　企業及び金融機関の再建整備に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

三　前二号に掲げる財政、通貨及び金融並びに企業及び金融機関の再建整備に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

四　國家資金計画を樹立すること。

五　國民所得の調査をすること。

（貿易局の事務）

第十三條　貿易局においては、左の事務をつかさどる。

一　貿易に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　貿易に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

（建設交通局の事務）

第十四條　建設交通局においては、左の事務をつかさどる。

一　建設及び建設力の運営に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二　前号に規定する建設及び建設力の運営に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

三　公共事業の計画及び監督をすること。

四　基本的な國土計画を樹立すること。

五　運輸及び通信に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

六　運輸及び通信に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。

第二節　附属機関

（附属機関）

第十五條　左の表の上欄に掲げる機関は、本部の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
経済復興計画審議会	経済の復興に関する諸計画につき、基礎資料の收集整理及び調査審議を行い、復興計画を立案し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
資源調査会	重要資源の総合的な利用に関し、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
経済再建整備審議会	企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）及び金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國民食糧及び栄養対策審議会	総裁の諮問に應じて、國民食糧の安定及び國民栄養の改善向上に関する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項について総裁に建議すること。
通貨発行審議会	通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第百九十七号）第一條の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）

第十六條　本部に、地方支分部局として地方経済安定局を置く。

（地方経済安定局の所掌事務）

第十七條　地方経済安定局は、本部の所掌事務のうち、関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第十八條　地方経済安定局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌地方経済安定局	札幌市	北海道
仙台地方経済安定局	仙台市	青森縣　岩手縣　山形縣　福島縣　宮城縣　秋田縣

東京地方経済安定局	東京都	東京都 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 栃木県 新潟県 長野県 山梨県	
名古屋地方経済安定局	名古屋市	静岡県 富山県 岐阜県 愛知県 三重県 石川県	
大阪地方経済安定局	大阪市	京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 福井県 和歌山県 滋賀県	
廣島地方経済安定局	廣島市	鳥取県 山口県 島根県 岡山県 廣島県	
高松地方経済安定局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	
福岡地方経済安定局	福岡市	福岡県 大分県 佐賀県 長崎県 宮崎県 熊本県 鹿児島県	

第三章　外局

（外局の設置）

第十九條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて経済安定本部に置かれる外局は、左の通りとする。

物價廳
経済調査廳
外資委員会

第一節　物價廳

第一款　総則

（物價廳の任務、長及び次長）

第二十條　物價廳は、價格等の統制その他物價に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2　物價廳の長は、物價廳長官とし、○経済安定本部総務長官たる○國務大臣をもつてこれに充てる。

3　物價廳に、次長一人を置く。次長は、長官を助け、廳務を整理する。

（物價廳の權限）

第二十一條　物價廳は、その所掌事務を遂行するため第五條第一号から第二十三号まで及び第三十二号（に掲げる權限及びその他法律（法律に基く命令を含む。）に基き物價廳に属せしめられた）に掲げる權限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第二十二條　物價廳に、長官官房及び左の四部を置く。

第一部
第二部
第三部
第四部

（長官官房の事務）

第二十三條　長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　長官の官印及び廳印を管守すること。
四　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
五　行政財産及び物品を管理すること。
六　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
七　行政の考査を行うこと。

（第一部の事務）

第二十四條　第一部においては、左の事務をつかさどる。

一　物價に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
二　物價に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすること。
三　廳務に関する一般的な企画立案をすること。
四　法令案の審査その他総合調整に関すること。
五　地方物價局の行う事務の総合調整を図ること。
六　價格調整公團に関する総合事務に関すること。
七　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
八　渉外事務に関すること。
九　調査及び統計に関すること。
十　原價計算の統一を図ること。
十一　こう報に関すること。
十二　物價安定のための國庫補助金に関すること。
十三　物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に関すること。
十四　前各号に掲げるものの外、物價廳の所掌事務で官房及び他部の所掌に属さない事務に関すること。

（第二部の事務）

第二十五條　第二部においては、食糧品その他の農林畜水産物の價格及びこれに関連する價格等の統制に関する事務をつかさどる。

（第三部の事務）

第二十六條　第三部においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱産物（土石を含む。）及び工業品（工業食品及び船舶を除く。）の價格及びこれに関連する價格等の統制を行うこと。
二　電氣及びガスの料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

（第四部の事務）

第二十七條　第四部においては、左の事務をつかさどる。

一　運送賃及びこれに関連する價格等の統制を行うこと。
二　土地、建物及び船舶に関する價格及び賃貸料並びにこれらに関連する價格等の統制を行うこと。
三　通信料金及びこれに関連する價格等の統制を行うこと。
四　他部の所掌事務に属さない保管料、保險料、賃貸料、加工料、修繕料、手数料その他の料金及びこれらに関連する價格等の統制を行うこと。

第三款　地方支分部局

（地方物價局）

第二十八條　物價廳に、地方支分部局として、地方物價局を置く。

（所掌事務）

第二十九條　地方物價局は、物價廳の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　物價廳長官の定める價格等の統制を行うこと。
二　物價統制令第十九條及び第二十條に規定する差益及び割増金に関すること。
三　前二号に掲げるものの外、物價に関する事務で物價廳長官の定めるものに関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十條　地方物價局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌地方物價局	札幌市	北海道
仙台地方物價局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京地方物價局	東京都	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
名古屋地方物價局	名古屋市	静岡県 岐阜県 愛知県 三重県 富山県 石川県
大阪地方物價局	大阪市	京都府 大阪府 福井県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県
廣島地方物價局	廣島市	鳥取県 島根県 岡山県 廣島県 山口県
高松地方物價局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡地方物價局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県 熊本県

（内部部局）

第三十一條　地方物價局に、左の二部を置く。

第一部

第二部

2　前項に定めるものの外、地方物價局の内部部局の組織の細目は、經濟安定本部令で定める。

第四款　公園

（價格調整公園）

第三十二條　物價廳所轄の公園は、價格調整公園とする。

2　價格調整公園に関しては、價格調整公園法の定めるところによる。

第二節　經濟調査廳

（經濟調査廳）

第三十三條　經濟調査廳の組織、所掌事務及び權限は、經濟調査廳法（昭和二十三年法律第二百六号）の定めるところによる。

第三節　外資委員会

（外資委員会）

第三十四條　外資委員会の組織、所掌事務及び權限は、外國人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第三十五條　經濟安定本部に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第三十六條　經濟安定本部に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（顧問及び参與）

第三十七條　第七條第四号に規定する顧問は、二十人以内とし、学識經驗のある者のうちから、總裁が命ずる。

2　第七條第四号に規定する参與は、二十人以内とし、学識經驗のある者のうちから、總裁が命ずる。

第三十八條　顧問及び参與に対しては、予算に定める金額の範囲において、旅費及び手当を支給する。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　經濟安定本部の存續期間は、昭和二十五年五月三十一日までとする。

3　經濟安定本部令（昭和二十二年勅令第百九十三号）及び物價廳官制（昭和二十一年勅令第三百八十一号）は、廃止する。

4　前項の規定にかかわらず法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除き、從前の經濟安定本部、物價廳、經濟調査廳及び外資委員会の機関及び職員は、總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に任ぜられるものとする外、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存續するものとする。

5　前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

6　左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳の長のうちには經濟安定本部總裁を、各省各廳のうちには經濟安定本部を含むものとする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）

國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）

予算、決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

予算、決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）

國有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）

7　通貨発行審議会法の一部を次のように改正する。

第一條　通貨発行審議会法第一條、第三條第一項○同條第三項及び第五條中「内閣總理大臣」を「經濟安定本部總裁」に改める。

8　外國人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

第十一條　外國人の財産取得に関する政令第十一條中「總理廳」を「經濟安定本部」に改める。

9　企業再建整備法の一部を次のように改正する。

企業再建整備法中「經濟再建整備委員会」を「經濟再建整備審議会」に改め、第四十五條第一項の次に左の一項を加える。

經濟再建整備審議会は、前項に規定する事項を行う外、企業再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議することができる。

10　金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

金融機関再建整備法中「經濟再建整備委員会」を「經濟再建整備審議会」に改め、第六十一條の次に左の一條を加える。

第六十一條の二　經濟再建整備審議会は、第七條、第四十一條、第四十七條、第四十九條及び第五十條に規定する事項を行う外、金融機関再建整備の基本に関する事項につき、經濟安定本部總裁に建議することができる。

11　物價統制令の一部を次のように改正する。

物價統制令中「内閣總理大臣」を「經濟安定本部總裁」に、「總理廳令」を「經濟安定本部令」に改める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

特別調達廳設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は議院修正）

特別調達廳設置法案

目次

第一章　總則（第一條―第四條）

第二章　内部部局（第五條―第十二條）

第三章　地方支分部局（第十三條―第十六條）

附則

第一章　總則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、特別調達廳の事務の範囲及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、特別調達廳を設置する。

2　特別調達廳の長は、特別調達廳長官とする。

（任務）

第三條　特別調達廳は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一　連合國の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、既に他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二　連合國の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

三　連合國占領軍の特に指示する事務

2　特別調達廳は、別に法律の定めるところにより、政府の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達に関する事務を行うことができる。

3　第一項第三号の指示があつた場合においては、内閣総理大臣は、その旨告示するものとする。

（権限）

第四條　特別調達廳は、その所掌事務を遂行するため、左の権限を行使する。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な薬務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、これを管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、これを管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとる。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　特別調達廳の公印を制定すること。

第二章　内部部局

（内部部局）

第五條　特別調達廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第三項の規定にかかわらず左の五局を置く。

経理局
契約局
技術局
促進監督局
事業局

（特別な職）

第六條　特別調達廳に次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、廳務を整理する。

3　特別調達廳に顧問二人を置く。

4　顧問は、重要な廳務に参画する。

5　長官官房に官房長一人を置く。

6　官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

7　各局に左の通り、次長を置く。

経理局　一人
契約局　二人
技術局　二人
促進監督局　二人
事業局　二人

8　次長は、局長を助け、局務を整理する。

（長官官房）

第七條　長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び廳印を管守すること。

四　公文書類を接受、発送、編集、及び保存すること。

五　特別調達廳の常用の経費（以下「廳費」という。）及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。但し、他局の所掌に属するものを除く。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　特別調達廳の組織及び運営に関すること。

九　法令の立案その他特別調達廳の所掌事務に関し、一般的企画をし、及び各局の事務を調整すること。

十　文書を審査すること。

十一　渉外事務を行うこと。

十二　こう報に関すること。

十三　行政の考査を行うこと。

十四　調査及び統計に関すること。

十五　前各号に掲げるものの外、特別調達廳の所掌事務で各局の所掌に属さないものを行うこと。

（経理局）

第八條　経理局においては、特別調達廳の所掌事務遂行に必要な廳費以外の経費（以下「事業費」という。）及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することをつかさどる。

（契約局）

第九條　契約局においては、左の事務をつかさどる。

一　事業費による建造物及び設備の營繕の契約を締結すること。

二　事業費による需品（不動産及びこれに附属する動産以外の物をいう。以下同じ。）の調達の契約を締結すること。

三　事業費による役務の調達の契約を締結すること。

四　事業費による不動産及び之に附属する動産の調達並びにこれらの物の返還に伴う契約及び補償に関すること。

五　連合國の需要を解除された需品の処分の契約を締結すること。

（技術局）

第十條　技術局においては、左の事務をつかさどる。

一　需品、工事及び役務に要する資材の需給に関すること。

二　需品の設計図及び仕様書に関すること。

三　需品に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

四　需品の試験、研究及び見本の審査を行うこと。

五　工事及び役務の設計図及び仕様書に関すること。

六　工事及び役務に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

七　不動産及びこれに附属する動産の調達及び返還に伴う評價に関すること。

（促進監督局）

第十一條　促進監督局においては、左の事務をつかさどる。

一　工事の実施及び役務の提供を促進監督すること。

二　需品の生産及び納入を促進すること。

三　工事の実施、役務の提供並びに需品の生産及び納入の実績を考査すること。

四　契約に関する補償の請求その他の苦情の申出を受理し、その解決を図ること。

五　資材及び需品の輸送計画を樹立し、輸送を促進すること。

六　不動産の記録に関すること。

（事業局）

第十二條　事業局においては、左の事務をつかさどる。

一　需品の管理、出納及び輸送に関すること。

二　連合國の要求する労務者に関すること。

第三章　地方支分部局

（特別調達局）

第十三條　特別調達廳の地方支分部局として、特別調達局を置く。

（所掌事務）

第十四條　特別調達局は、特別調達廳の所掌事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第十五條　特別調達局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各特別調達局に対應する連合國占領軍の管轄区域によることを例とする。

名称	位置
札幌特別調達局	札幌市
仙台特別調達局	仙台市
横浜特別調達局	横浜市
名古屋特別調達局	名古屋市
京都特別調達局	京都市
大阪特別調達局	大阪市
呉特別調達局	呉市
福岡特別調達局	福岡市

（内部部局）

第十六條　特別調達局に、左の四部を置く。

総務部

契約部

技術部

促進監督部

2　前項に定めるものの外、特別調達局の組織の細目は、総理府令で定める。

附則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　特別調達廳法（昭和二十二年法律第七十八号。以下「旧法」という。）及び特別調達廳法施行令（昭和二十二年政令第六十六号。）は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関並びに役員及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となるものとする。

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　旧法による特別調達廳の法人格は、この法律施行の日に消滅する。

5　この法律施行の日において特別調達廳の有する権利義務は、同日において、國が承継する。

6　第十六條の規定にかかわらず、当分の間、特別調達局の内部部局として管材部を置くことが出来る。

7　内閣総理大臣は、特別調達廳又は特別調達局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に特別調達廳又は特別調達局の連絡事務所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は総理府令で定める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十四日

衆議院議長　松平恒雄殿

参議院議長　幣原喜重郎

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律

目次

第一條　皇室典範の一部改正

第二條　皇室経済法の一部改正

第三條　宮内府法の一部改正

第四條　行政管理廳設置法の一部改正

第五條　新聞出版用紙割当事務廳設置法の一部改正

第六條　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

第七條　政府職員の新給與実施に関する法律の一部改正

第八條　特別職の職員の俸給等に関する法律の一部改正

第九條　恩給法の一部改正

第十條　國家公務員共済組合法の一部改正

第十一條　会計法の一部改正

第十二條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正

第十三條　國有財産法の一部改正

第十四條　國家公務員のための國設宿舎に関する法律の一部改正

第十五條　登録税法の一部改正

第十六條　印紙税法の一部改正

第十七條　特定財産管理令の一部改正

第十八條　連合國財産の返還等に関する勅令の一部改正

第十九條　連合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令の一部改正

第二十條　連合國財産の保全等に関する省令の一部改正

附則

第一條　皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第三十條第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第二條　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條第二項、第五條及び第八條第二項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第三條　宮内府法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を「宮内廳法」に改める。

第一條中「宮内府は、」を「宮内廳は、内閣総理大臣の管理に属し、」に改める。

第一條の次に次の八條を加える。

第一條の二　宮内廳に、長官官房及び左の部局を置く。

侍従職

皇太后宮職

東宮職

式部職

書陵部

管理部

第一條の三　長官官房においては、宮内廳の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び廳印を管守すること。

四　公文書の接受及び発送に関すること。

五　職員の福利厚生に関すること。

六　調査及び統計に関すること。

七　行幸啓に関すること。

八　賜與及び受納に関すること。

九　皇族に関すること。

十　皇室会議及び皇室経済会議に関すること。

十一　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十二　前各号に掲げるものの外、宮内廳の所掌事務で他部局の所掌に属さない事務に関すること。

第一條の四　侍従職においては、左の事務をつかさどる。

一　御璽國璽を保管すること。

二　側近に関すること。

三　内廷にある皇族に関すること。

第一條の五　皇太后宮職においては、皇太后に関する事務をつかさどる。

第一條の六　東宮職においては、皇太子に関する事務をつかさどる。

第一條の七　式部職においては、左の事務をつかさどる。

一　儀式に関すること。

二　交際及び飜訳に関すること。

三　雅楽に関すること。

第一條の八　書陵部においては、

左の事務をつかさどる。
一　皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。
二　陵墓を管理すること。
三　図書及び記録の保管、出納、複刻及び編集に関すること。
四　公文書の編集及び保管に関すること。
五　正倉院に関すること。
第一條の九　管理部においては、左の事務をつかさどる。
一　皇室用財産その他の行政財産を管理すること。
二　物品を管理すること。
三　車馬に関すること。
四　衛生に関すること。
第二條を次のように改める。
第二條　宮内廳に、宮内廳長官、宮内廳次長一人、宮内廳長官秘書官、侍従長並びに政令で定める数の侍従及び式部官その他所要の職員を置く。
第四條中「府務」を「廳務」に改める。
第五條を次のように改める。
第五條　次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。
第十條及び第十一條を次のように改める。
第十條　宮内廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。
第十一條　宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
第十二條及び第十三條を削る。
第四條　行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第一條中「総理廳」を「総理府」に改める。
第二條第二項中「人事委員会」を「人事院」に、「法務廳」を「法務府」に改める。
第三條第三項及び第四項を次のように改める。
3　管理部においては、第二條第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に関する事務をつかさどる。
4　監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に関する事務をつかさどる。
第五條を次のように改める。
（次長）
第五條　行政管理廳に、次長一人を置く。
2　次長は、長官を助け、廳務を整理する。
第五條の次に次の二條を加える。
（行政監察委員）
第六條　行政管理廳に行政監察委員二十人以内を置く。
2　行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。
3　委員は、各行政機関の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。
4　委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
5　委員は、再任されることができる。
6　委員は、予算の定める金額の範囲内において手当及び旅費を受ける。
（定員）
第七條　行政管理廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
第五條　新聞出版用紙割当事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
題名を「新聞出版用紙の割当に関する法律」に改める。
第一條の見出しを「（総則）」に改める。
第一條中「適正に割当てるための機関が必要なので、この法律により、内閣総理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割当事務廳（以下事務廳という。）を置く。」を「適正に割り当てるため、臨時に、総理府に設置される新聞出版用紙割当局（以下割当局という。）及び新聞出版用紙割当審議会（以下審議会という。）をして、この法律により、その事務を行わしめる。」に改める。
第三條の見出しを「（割当局の所掌事務及び権限等）」に改める。
第三條第一項中「事務廳」を「割当局」に、同項第一号中「新聞出版用紙割当審議会（以下本條中審議会という。）」を「審議会」に、同條第二項中「第一條に基きその権限に属する管理の事務」を「総理府設置法（昭和二十四年法律第　号）第四條に基きその権限に属する割当局及び審議会に関する事務」に改め、同條に次の一項を加える。
3　内閣総理大臣は、必要に應じ、用紙割当に関する専門事項を調査させるため、学識経験のある者のうちから、専門委員五十人以内を命ずることができる。
第四條を次のように改める。
第四條　削除
第五條の見出しを「（審議会）」に改め、同條第一項を削り、第二項を第一項とする。
第六條中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。
第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。
第八條第二項中「事務廳長官」を「内閣総理大臣」に改める。
第六條　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第三十五條の次に次の一條を加える。
第三十五條の二　公正取引委員会の事務局に総務部、調査部、商事部及び審査部の四部並びに名古屋地方事務所、大阪地方事務所及び福岡地方事務所の三地方事務所を置く。
前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令でこれを定める。
公正取引委員会に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については國家公務員（法昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。
公正取引委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。
第七條　政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
第三十條中「総理廳統計局」を「総理府統計局」に改める。
第八條　特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
第一條中「六　宮内府長官」を「六　宮内廳長官」に改め、第十号を次のように改める。
十　削除
別表中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改め、「連絡調整中央事務局長官」を削る。
第九條　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第十二條、第十三條第二項及び第十四條中「総理廳恩給局長」を「総理府恩給局長」に改める。
第十條　國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改める。
第一條第三号中「及び特別調達廳」を削る。
第二條中「総理廳」を「総理府」に

改め、同條第二項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　特別調達廳に屬する職員　總理府

第十一條　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條中「特別調達廳の役職員又は都道府縣若しくは特別市の吏員」を「都道府縣又は特別市の吏員」に改める。

第十二條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「國、連合國又は特別調達廳の」を「國又は連合國軍の」に改める。

第十三條　國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「特別調達廳若しくはその役職員又は地方公共團体若しくは」を「地方公共團体又は」に改める。

第十七條第四項中「總理廳」を「總理府」に改める。

第十四條　國家公務員のための國設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。

第十條第七号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改める。

第十五條　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「特別調達廳、」及び「特別調達廳法、」を削る。

第十六條　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第十八條　連合國財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九條　連合國財産上の家屋等の譲渡に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十條　連合國財産の保全等に関する省令（昭和二十年大藏省令第八十号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、新聞出版用紙割当事務廳設置法第七條の改正規定は、昭和二十四年五月二十日から適用する。

2　法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3　前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　行政管理廳設置法施行令（昭和二十三年政令第百九十三号）は、廃止する。

5　この法律施行の際、現に從前の規定による行政監察委員である者は、改正後の行政管理廳設置法第六條の規定による行政監察委員を命ぜられたものとし、内閣總理大臣の指定するその半数の者の任期は、同法第六條の規定にかかわらず、一年とする。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案

賠償廳臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の三号を加える。

五　連合國最高司令官の管理に係る財産（但し、賠償物件を除く。以下「特殊財産」という。）に関し連合國最高司令官が発する指令を実施するための企画立案に関する事項

六　特殊財産に関する関係行政機関の事務の綜合調整及び推進に関する事項

七　特殊財産の調査、管理及び処理に関する事項（但し、他の行政機関の所管に属するものを除く。）

第二條第三項を削る。

第三條を次のように改める。

第三條　賠償廳に、次長一人を置く。

次長は、長官を助けて廳務を掌理する。

第三條の次に次の六條を加える。

第四條　賠償廳に長官官房及び左の二部を置く。

賠償部

特殊財産部

第五條　長官官房においては、人事、文書、会計及び庶務に関する事務を掌る。

第六條　賠償部においては、第一條第一号から第四号までの事務を掌る。

第七條　特殊財産部においては、第一條第五号から第七号までの事務を掌る。

第八條　賠償廳長官は、その所掌事務で連絡調整事務局が分掌するものについて、連絡調整事務局の長を指揮監督する。

2　賠償廳長官は、第一條第七号に規定する事務で財務部及び税務署が分掌するものについて財務部長及び税務署長を指揮監督する。

第九條　賠償廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第十條　賠償廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　賠償廳臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十一号）は、廃止する。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律

第一條　海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「海難の調査、」の下に「海難の審判、」を加える。

第五條を次のように改める。

第五條　海上保安廳に長官官房及び左の四部を置く。

警備救難部
保安部
水路部
燈台部

第六條第七号中「他局の所管」を「他部の所掌」に改め、同号を第八号とし、第七号として次の一号を加える。

七　海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の管理並びに通信施設の管理及び運用に関する事項

第七條を次のように改める。

第七條　警備救難部においては、左の事務を掌る。

一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

二　船舶交通の障害の除去に関する事項

三　海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

四　旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

五　沿岸水域における巡視警戒に関する事項

六　海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

七　海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

八　海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項

九　海上保安廳の使用する基地施設及び船舶の運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交の通便宜の供與に関する事項

十　國家地方警察及び市町村警察（以下「警察行政廳」という。）、税関、検疫所その他関係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二　保安部においては、左の事務を掌る。

一　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事項

二　満載きつ水線の指定に関する事項

三　船舶職員の資格及び定員に関する事項

四　水先人及び水先業務の監督に関する事項

五　航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

六　海難の調査に関する事項

七　海難審判廳に対する審判の請求及び海難審判廳の裁決の執行に関する事項

八　その他船舶交通の安全に関する事項であつて他部の所掌に属しないもの

第八條中「水路局」を「水路部」に改める。

第九條中「燈台局」を「燈台部」に改め、同條第二号中「気象の観測」の下に「並びにその通報」を加える。

第十一條　海上保安廳に次長一人を置く。

次長は、長官を助け、廳務を掌理する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二　海上保安廳長官の所轄の下に、海難審判所を置く。

海難審判所については、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の定めるところによる。

第十一條の三　海上保安廳に海上保安学校を置く。

海上保安学校は、海上保安廳の職員の訓練を行うための機関とする。

海上保安学校の名称、位置及び内部組織は、海上保安廳令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

第十四條を次のように改める。

第十四條　海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官の階級は、○國家公務員法及び職階制に関する法律に基いて○政令でこれを定める。職務の分類が定められるまでこれを定める。

海上保安官は、上官の命を受け、第二條第一項に規定する事務の中、海難審判所審判官、海難審判所事務官及び海難審判理事官の行う事務以外の事務を掌る。

第二十一條第一項を次のように改める。

海上保安廳長官は、海上保安官の中から港長を命ずる。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條第一項中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に、同條第二項中「第七條第六号」を「第七條の二第七号」に改める。

第二十二條　削除

第二十六條の前の「第二章　海上保安委員会」を「第二章　海上保安審議会」に改める。

第二十六條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に、「中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会」を「中央海上保安審議会及び地方海上保安審議会」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　削除

第三十三條中「海上保安委員会」を「海上保安審議会」に改める。

第三十五條第二項中「海上保安廳保安局」を「海上保安廳警備救難部」に改める。

第二條　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

「海難審判所」を「海難審判廳」に、「地方海難審判所」を「地方海難審判廳」に、「高等海難審判所」を「高等海難審判廳」に、「海難審判所審判官」を「海難審判廳審判官」に、「海難審判所事務官」を「海難審判廳事務官」に、「海難審判所長」を「海難審判廳の長」に、「高等海難審判所長」を「高等海難審判廳長官」に、「海難審判所書記」を「海難審判廳書記」に、「海上保安廳保安局」を「海上保安廳保安部」に改める。

第八條中「運輸大臣」を「海上保安廳長官」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二　各地方海難審判廳に廳長を、高等海難審判廳に長官を置く。

第十條第一項を次のように改める。

海難審判所に海難審判廳審判官及び海難審判所事務官を置く。

第十條中第三項を第四項とし、第三項として次の一項を加える。

海難審判所審判官は、運輸大臣がこれを任命する。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條　各海難審判所に海難検察部を附置する。

海難検察部は、海難審判理事官の行う事務の統轄するところとする。

第十八條　海上保安廳長官は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事務を掌る。

海難審判理事官は、海難審判所に対し、独立して、その事務を行う。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二　海難審判理事官

は、いずれかの海難檢察部に屬し、その屬する海難檢察部の附置された海難審判所の管轄區域内において、前條第二項に規定する事務を行う。

第十八條の三　海上保安廳長官は、第十八條第二項に規定する海難審判理事官の事務に関し、海難審判理事官を一般的にのみ指揮監督することができる。

第二十二條中「海難審判所」の下に「及び海難檢察部」を加える。

第二十八條中「管海官廳」の上に「海上保安官、」を加え、「警察官吏」を「警察官、警察吏員」に、「地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳保安部」を「高等海難審判所」に改める。

第二十九條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十四條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に改める。

第五十八條中「海上保安廳保安局」を「高等海難審判所の海難檢察部」に、「当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所」を「当該地方海難審判所の海難檢察部」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　從前の海難審判所及びその職員は、第二條の規定による海難審判法の改正規定に基く相当の機関及び職員となり、同一性を以て存續するものとする。

3　高等海難審判所においてした事件に関する手續は、これを高等海難審判廳においてした事件に関する手續と、地方海難審判所においてした事件に関する手續は、これを当該地方海難審判所の所在地を管轄する地方海難審判廳においてした事件に関する手續とみなす。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律

第一條　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「專門委員会」を「專門審議会」に改める。

第二十九條及び第三十條中「賃金委員会」を「賃金審議会」に改める。

第二十九條第一項及び第百條中「中央賃金委員会」を「中央賃金審議会」に、「地方賃金委員会」を「地方賃金審議会」に改める。

第七十四條及び第百條第一項中「技能者養成委員会」を「技能者養成審議会」に改める。

第八十六條及び第百條第三項中「労働者災害補償審査委員会」を「労働者災害補償審査会」に改める。

第九十七條第四項中「労働基準局の職員の定員並びに」を削り、「、管轄區域及び職員の定員」を「及び管轄區域」に改める。

第九十八條及び第百條中「労働基準委員会」を「労働基準審議会」に改める。

第九十九條第四項及び第百條第一項中「労働基準監督官分限委員会」を「労働基準監督官分限審議会」に改める。

第二條　労働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四條、第五條及び第五十六條中「労働者災害補償保險委員会」を「労働者災害補償保險審議会」に改める。

第三十五條第一項、第三十八條、第三十九條及び第四十一條中「保險審査機関」を「労働者災害補償保險審査会」に改める。

第三條　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「、職員の定員」を削る。

第十二條中「職業安定委員会」を「職業安定審議会」に、「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に、「都道府縣職業安定委員会」を「都道府縣職業安定審議会」に、「特別地区職業安定委員会」を「特別地区職業安定審議会」に、「地区職業安定委員会」を「地区職業安定審議会」に改める。

第三十二條及び第三十三條第二項中「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第五十三條中「連絡委員会」を「連絡協議会」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました地方自治廳設置法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は、國と地方公共團体との連絡及び地方公共團体相互間の連絡協調を更に緊密ならしめると共に、國家公益と地方公共團体の自主性との間に調和を保ちつつ、地方公共團体の自治権を擁護し、以て地方自治の本旨の実現に資するため、新たに地方自治廳を設け、地方自治委員会議を置く必要がありますので、それらのことを規定したものであります。

衆議院では、地方自治委員会の委員の数を政府原案の六人を十二人に増加するの修正を施して本院に送付して参つたのでありますが、本委員会において慎重審議の結果、これを八人に再修正いたしたのであります。即ち衆議院では、衆議院議員から衆議院の指名した者一人、参議院議員から参議院の指名した者一人、全國都道府縣知事の代表一人、全國市長の代表一人、全國町村長の代表一人、全國郡道府縣議会議長の代表一人、全國市議会議長代表一人、全國町村議会議長代表一人、学識経験者たる者四人、計十二人となつておりましたものを、七及び八を削り、九の四人を二人に減じまして、合計八人とすることに修正を加えたのであります。尚この際学識経験ある者二人の中、一人は成るべく地方公務員の中から推薦されることを要望する旨の強い意見があつたのであります。かような修正を加えまして、他は全会一致可決すべきものと決定したのであります。右御報告申上げます。

次は只今議題となりました経済安定本部設置法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

経済安定本部は、從来、臨時に設けられた総理廳の外局でありましたが、今回國家行政組織法の施行に伴いまして、臨時機関ではありますが、独立の行政機関として、從来安定本部と同様に総理廳の外局でありました物價廳及び経済調査廳をその外局として設置することに相成つたのであります。本法案によれば、安定本部は総裁官房の外、生産、動力、生活物資、財政金融、貿易、建設交通の六局を置くことになつておりますが、機構簡素化のため、從来ありました労働局を廃止して、総裁官房においてその事務を掌ることになつておるのであります。本委員会におきましては、総合企画の官廳たる安定本部としては、労働問題の重要性に鑑み、從来通り労働局を独立の一局に存置すべきものであるということにいたしまして、修正を可決いたしたのであります。以上の修正を施しまして、その他は全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。

（「簡單にやれ」「一行位きに読め」と呼ぶ者あり）

次は特別調達廳設置法案につきまして、審議の経過並びに結果について御報告申上げます。特別調達廳は從來各省廳において政府の一部局として取扱つて來たのでありますが、今回國家行政組織法の施行に伴い、純然たる官廳とすることを適当と認め、総理廳の外局として設置することに相成り、本法案の提出を見たのであります。本委員会におきましては、審議の結果、行政官廳組織の基本法規たる國家行政組織法の規定に從い、特別調達廳の内部部局たる経理局以下の五局はこれを部とすべきことに意見が一致いたしまして、この修正を加えました外は、その他は全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案につきまして御報告申上げます。

本法律案は國家行政組織法の施行に伴い、総理廳を総理府に改め、宮内府を宮内廳に改める等、関係法令の字句の修正を必要とするものでありまして、改正規定を整えたものであります。なお通商産業省が本月二十五日から設置されることになりましたので、この附則第一項但書にある年月日を五月二十五日に修正いたしまして、その他は全会一致これを可決すべきものと決定いたした次第であります。

次は賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案について御報告を申上げます。

賠償廳はポツダム宣言に基き日本政府に課せられた賠償義務履行の事業を担当し、総理廳の外局として設置されたのでありますが、今回國家行政組織法の施行に伴い、各官廳の再組織に当り賠償廳の所掌事務に若干の改変を加え、行政機構刷新整備の見地から、外務省特殊財産局の事務の全部及び大蔵省管理局の所掌する事務の一部を賠償廳に統合することに相成つたのでありまして、この法案は賠償廳臨時設置法に所要の改正を加えんとするものでございます。本委員会におきましては、慎重審議の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。

本法案は國家行政組織法施行に伴い、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正せんとするものでありまして、本委員会におきましては慎重審議の結果、何ら修正を加えるの要なく、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次は國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整備に関する法律案について御報告申上げます。

この法案は國家行政組織法の施行に伴いまして、労働基準法、労働者災害補償保険法及び職業安定法に規定せられておる各種委員会の名称を改めると共もに、職員の定員に関する規定を命令に委任した部分に改正を加える必要があつたので、提案されたのであります。これらはただ字句の修正でありまするので、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げる次第であります。

（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず地方自治廳設置法案、経済安定本部設置法案、特別調達廳設置法案、総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案、以上四案全部を問題に供します。四案いずれも委員長の報告は修正議決報告でございます。四案は委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

（起立者多数）

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて四案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　次に賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案、國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

（起立者多数）

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　日程第二十七、運輸省設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

（審査報告書は都合により最終号附録に掲載）

運輸省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

運輸省設置法案

運輸省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）
第二節　内部部局（第十九條―第二十八條）
第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）
第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十五條）
第一款　海運局（第四十條―第四十四條）
第二款　公共船員職業安定所（第四十五條）
第三款　港湾建設部（第四十六條―第五十條）
第四款　陸運局（第五十一條―第五十五條）
第三章　外局（第五十六條―第五十八條）
第一節　船員労働委員会（第五十七條）
第二節　海上保安廳（第五十八條）
第三節　海難審判廳（第五十九條）
第四章　職員（第五十九條・第六十―第六十一條）
第五章　公園（第六十二條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、運輸省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、運輸省を設置する。

2　運輸省の長は、運輸大臣とする。

（運輸省の任務）

第三條　運輸省は、左に掲げる事務に関する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　水運
二　陸運
三　港湾
四　船舶及び鉄道車両その他の陸運機器（自動車の製造を除く。）
五　船員
六　運輸に関連する観光
七　気象
八　倉庫業
九　海上の保全及び治安の確保並びに海難の審判
十　海難審判

（運輸省の権限）

第四條　運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基

く命令を含む。）に從つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二　収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理し、並びに職員を訓練すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計、調査資料等を頒布し、刊行し、又は販賣すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに從い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　運輸省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る公益法人その他の團体につき、許可若しくは認可を與え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四　所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

十五　水上運送事業者に対し、航路、執航区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。

十六　船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

十七　船舶の積量を測度し、及び船舶を登録すること。

十八　船員の労働組合の資格に関する決定をし、及び規約の変更を命ずること。

十九　船員に係る労働協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。

二十　船員の労働関係に関し、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の定める公益事業を指定し、及び労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

二十一　船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、臨検又は質問を行い、及び必要な処分をすること。

二十二　法令又は労働協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。

二十三　船員手帳を交付し、及び船員原簿を管理すること。

二十四　船員の最低賃銀を定めること。

二十五　船員の職業紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。

二十六　港湾（港湾施設（もつぱら國の他の行政機関の管理に属するものを除く。）を含む。以下第五十号を除き本條中同じ。）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対し認可を與え、若しくは助成すること。

二十七　港湾の使用料の徴收に関し、認可すること。

二十八　港湾運送に関し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十九　港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用を免許すること。

三十　倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）により、倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、営業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十一　日本國有鉄道を監督すること。

三十二　國有鉄道調停委員会に対し調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し仲裁を請求すること。

三十三　内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十四　日本國有鉄道の役員又は職員で司法警察職員として職務を行う者を指名し、又は指名する者を定め、及びこれらの者が司法警察職員として行う職務を監督すること。

三十五　地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に関し、許可し、又は認可すること。

三十六　鉄道財團及び軌道財團につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十七　地方鉄道及び軌道の係員の職制及び資格を定めること。

三十八　專用鉄道及び索道を免許し、及び無軌條電車を特許すること。

三十九　自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

四十　軽車両運送事業者に対し事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十一　○道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の目的に適合するように調整すること。○自家用自動車の使用を

四十二　自動車及び旅客軽車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

四十三　小運送業を免許し、及び小運送業の業務（附帯業務を含む。）に関し、認可すること。

四十四　水上運送事業における運賃及び船舶のよう船料に関し、必要な命令をすること。

四十五　鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車道事業及び小運送業における運賃又は料金に関し、認可し、又はその変更を命ずること。

四十六　氣象電報を集め、氣象無線報を受信すること。

四十七　氣象及び海況の予報、氣象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に関する通報を発すること。

四十八　船舶を指定して氣象の観測をさせること。

四十九　地上氣象及び地震の観測のうち簡易なもの及び氣象事業に関係のある潮せきの観測を政府機関、地方公共團体、個人又は会社その他の團体に委託すること。

五十　委託により、港湾（港湾施設を含む。以下同じ。）及び海面の工事を施行すること。

五十一　船員の労働争議に関し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。

五十二　港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、必要な措置をとり、並びに海難の審判を行うこと。

五十三　海難の審判を行うこと。

五十三　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属させられた権限

2　運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に從つてなされなければならない。

一　船舶を使用し、及び船舶運営会を監督すること。

二　船舶の期間よう船契約に関する定をし、及び船舶の使用に関

し、許可し、又は承認すること。

三　船舶公團を監督すること。

四　所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

五　所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去並びに賠償充当設備等の輸送を命ずること。

六　所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規整すること。

七　所掌事務に関し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。

八　所掌事務に係る工事の施行を制限し、又は禁止すること。

九　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き運輸省に属させられた権限

第二章　本省

第一節　運輸審議会

（設置）

第五條　運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議会を常置する。

（諮問事項）

第六條　運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一　日本國有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに関する認可

二　地方鉄道、軌道、自動車運送事業及び小運送業における基本的な運賃及び料金に関する認可又は変更の命令

三　水上運送事業の國内航路における基本的な運賃及びよう船料（船舶運営会による期間よう船料のよう船料を除く。）に関する指定又は認可

四　港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に関する指定又は認可

五　地方鉄道の免許及び軌道の特許

六　地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の営業の停止

七　自動車運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

八　小運送業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九　日本國有鉄道が行う鉄道新線の建設、他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び営業線の譲渡の許可又は認可

十　日本國有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可

十一　地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二　前各号に掲げる処分に関する訴願の裁決

2　前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはからないでこれを行うことができる。

（勧告）

第七條　運輸審議会は、前條第一項に掲げる事項に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基き、運輸大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2　運輸大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない。

（組織）

第八條　運輸審議会は、委員七人をもつて組織する。

2　委員のうち一人は、運輸次官をもつて充てる。

3　運輸審議会に、会長を置く。運輸次官たる委員をもつて充てる。

4　会長は、会務を総理する。

5　運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

6　運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

（委員の任命）

第九條　委員は、年齢三十五年以上の者で豊い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、任命する。

2　左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一　國務大臣、國会議員又は地方公共團体の議会の議員

二　政党の役員

3　委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

（委員の任期）

第十條　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日から二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

（委員の罷免）

第十一條　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の報酬及び旅費）

第十二條　委員は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとする。

2　委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

（議決方法）

第十三條　運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2　運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

4　運輸審議会は、関係官廳の職員をその会議に出席させて必要な説明を求めることができる。

5　関係官廳の長は、その職員を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

（兼業の禁止）

（小委員会）

第十四條　委員は運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬の以上をもつて組織する小委員会をある他の職務に従事し、又は商業を営み、設け、運輸審議会の権限の一部をその他金銭上の利益を目的とする業務を行つて委任することができる。

2　小委員会のした決定は、運輸審議会の決定と同一の効力を有する。

3　運輸審議会は、必要があると認めるときは、小委員会のした決定を再審査し、これを変更し、又は取り消すことができる。

（委員の秘密保持の義務）

第十五條　委員及び委員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（公聴会）

第十六條　運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の申請があつたときは、公聴会を開かなければならない。

（調査等）

第十七條　運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一　公務所又は関係事業者若しくはその組織する團体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二　公務所又は関係事業者若しくはその組織する團体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三　関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

2　前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（その他）

第十八條　運輸審議会の決定は、運輸省令の定めるところにより、公にしなければならない。

2　運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基き、運輸省令で定める。

3　この節に規定するものの外、運輸審議会に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二節　内部部局

（内部部局）

第十九條　本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

海運局
船舶局
港湾局
鉄道監督局
自動車局
大臣官房に、観光部を置く。

2　海運局に、海運調整部を置く。

3　鉄道監督局に、國有鉄道部及び民営鉄道部を置く。

4　自動車局に、業務部及び整備部を置く。

5　（内部部局と運輸審議会との関係）

第二十條　各局の所掌事務に関するこの節の規定は、運輸審議会の権能になんらの影響を及ぼすものではない。

2　大臣官房及び関係各局の長は、運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務に関し、必要な資料を提出しなければならない。

3　大臣官房及び関係各局の長は、必要があると認めるときは、運輸審議会に対しその所掌に属する事務に関し、意見を述べることができる。

4　各局の長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に関し、運輸審議会の決定を実行に移すため、必要な措置をとらなければならない。

（特別な職）

第二十一條　大臣官房に、官房長一人を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3　運輸省に、運輸省参與二十人以内を置き、省務に参與させる。

（大臣官房の事務）

第二十二條　大臣官房においては、運輸省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　大臣の官印及び省印を管守すること。

三　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

四　國会との連絡に関すること。

五　國立國会図書館に関すること。

六　調査及び統計に関し、取りまとめをすること。

七　こう報に関すること。

八　公益法人その他の團体に関する許可又は認可に関すること。

九　氣象に関すること。

十　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関すること。

十一　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十二　行政の考査を行うこと。

十三　法令案の審査その他の法務に関すること。

十四　部局の設置及び廃止並びに分課に関すること。

十五　技術の振興、調整及び活用を図ること。

十六　総合調整及び実施計画の設定に関すること。

十七　渉外事務に関し、取りまとめをすること。

十八　運輸審議会の庶務に関すること。

十九　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

二十　國有財産及び物品を管理すること。

二十一　賠償に関連する輸送の連絡及び統括に関すること。

二十二　運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二十三　運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

二十四　観光宣傳に関すること。

二十五　前各号に掲げるものの外、運輸省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

2　大臣官房においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関する事務をつかさどる。

3　観光部においては、第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

（海運局の事務）

第二十三條　海運局においては、左の事務をつかさどる。

一　海運局、船舶局、船員局及び港湾局の所掌に属する事務（以下この節において「海事」と総称する。）の総合調整及び実施計画の設定に関すること。

二　海事仲裁團体に関すること。

三　海事思想の普及宣傳に関すること。

四　水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　水上における輸送の増進、改善及び調整に関すること。

六　日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に関すること。

七　水上運送事業における運賃及びよう船料に関すること。

2　海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　海事に関する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に関すること。

二　船舶の使用及び船舶運営会の監督に関すること。

三　船舶の運航の管理及び監査に関すること。

四　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く水上輸送の調整に関すること。

五　船舶の譲渡、貸渡（期間ようの船を含む。以下同じ。）、担保の供與及び引渡に関すること。

六　水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に関すること。

3　海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつかさどる。

（船舶局の事務）

第二十四條　船舶局においては、左の事務をつかさどる。

一　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　船舶の製造、修繕、引揚及び解体（航路啓開のための船舶の引揚及び解体を除く。以下同じ。）並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、洗通及び

消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。

四　船舶の積量の測度に関すること。

五　船舶の登録に関すること。

六　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する試験及び研究に関すること。

2　船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　造船に関する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去に関すること。

二　船舶公團を監督すること。

三　だ捕船及び本邦外に船籍港を有する船舶（以下「在外置籍船」という。）の原状調査、保管、原状回復及び返還に関すること。

四　船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に関すること。

（船員局の事務）

第二十五條　船員局においては、左の事務をつかさどる。

一　船員の労働組合及び船員労働委員会に関すること。

二　船員の労働関係の調整に関すること。（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。以下同じ。）。

三　船員の労働組合及び労働関係の啓発宣傳に関すること。

四　船員の労働條件、災害補償その他保護に関すること。

五　船員法（昭和二十二年法律第百号）における船内規律に関すること。

六　船員手帳及び船員原簿に関すること。

七　船員の失業対策に関すること。

八　船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

九　船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。

十　船員の福利厚生に関すること。

十一　船員の教育及び養成に関すること。

2　船員局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として船員の労需物資に関する事務をつかさどる。

（港湾局の事務）

第二十六條　港湾局においては、左の事務をつかさどる。

一　港湾の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に関すること。

二　航路の建設、改良及び保存に関すること。

三　委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

四　港湾内の公有水面の埋立、干たく及び使用に関すること。

五　港湾内の運河に関すること。

六　港湾に関する技術上の試験及び研究（委託によるものを含む。）に関すること。

七　港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。

八　港湾運送業（檢数業及び檢定業を含む。以下同じ。）の発達、改善及び調整に関すること。

九　倉庫業（冷藏倉庫業を含む。以下同じ。）の発達、改善及び調整に関すること。

十　倉庫業法に基く保管料率に関すること。

十一　港湾における入港料、使用料、港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。

2　港湾局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港湾、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港湾に関する事業に従事する者の労需物資に関する事務をつかさどる。

（鉄道監督局の事務）

第二十七條　鉄道監督局においては、左の事務をつかさどる。

一　日本國有鉄道の新線の建設の許可、営業線の譲渡の認可その他許可又は認可に関すること。

二　日本國有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に関すること。

三　國有鉄道調停委員会に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に関すること。

四　公共企業体仲裁委員会の委員の罷免の請求に関すること。

五　鉄道司法警察に関すること。

六　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特許、許可又は認可に関すること。

七　地方鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に関すること。

八　地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。

九　地方鉄道及び軌道の買收及び補償に関すること。

十　鉄道財團及び軌道財團に関すること。

十一　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に関すること。

十二　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運轉並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。

十三　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。

十四　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の労務に関すること。

十五　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十六　前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の発達、改善及び調整に関すること。

2　鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車に従事する者の労需物資に関すること。

二　臨時物資需給調整法に基く鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の輸送の調整に関すること。

三　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

四　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

3　國有鉄道部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道に関する事務を、民営鉄道部においては、第一項第六号から第十号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本國有鉄道以外のものに関する事務をつかさどる。

（自動車局の事務）

第二十八條　自動車局においては、左の事務をつかさどる。

一　自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

二　自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三　小運送業（附帯業務を含む。以下同じ。）に関する免許又は認可に関すること。

四　前三号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

五　軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
六　道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監督に関すること。
七　自家用自動車の使用の調整に関すること。
八　前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業及び小運送業の発達、改善及び調整に関すること。
九　道路運送に関し、道路の調査及び研究に関すること。
十九　自動車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
十一　自動車の登録に関すること。
十二一　自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。
十三二　自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。
十四三　自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
十五四　自動車運送事業の補償に関すること。
十六五　自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に関すること。
2　自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
一　軽車両運送事業の運賃及び料金に関すること。
二　自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労務物資に関すること。
三　自動車の割当に関すること。
四　自動車用タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。
五　自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。
六　道路運送事業及び小運送業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、軽車両及び自動車用代燃装置その他の道路運送及び小運送業の用に供する機械器具に関する指定生産資材等（自動車の製造に関するものを除く。）の割当及び監査に関すること。
3　業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務を、整備部においては、第一項第九号から第十四号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節　附属機関

（附属機関）
第二十九條　第三十八條に規定するものの外、本省に、左の附属機関を置く。
中央氣象台
船舶試験所
海務学院
高等商船学校
海技専門学院
商船学校
航海訓練所
海員養成所
（中央氣象台）
第三十條　中央氣象台は、氣象に関する事項を攻究し、氣象事業を行う機関とする。
2　中央氣象台は、その事務に支障がない場合においては、委託により、氣象、海況、地震等に関する調査を行い、並びにこれらに関する測器を調整し、検定し、製作し、及び修理することができる。
3　中央氣象台は、東京都に置く。
4　中央氣象台の内部組織については、政令の定めるところによる。
5　中央氣象台の事務の一部を分掌させるため、所要の地に管区氣象台その他の地方機関及び附属機関を置く。その名称、位置及び内部組織については、政令の定めるところによる。
（船舶試験所）
第三十一條　船舶試験所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する試験及び研究を行う機関とする。
2　船舶試験所は、その事務に支障がない場合においては、委託により、船舶、船舶用機関及び船舶用品の試験及び研究をすることができる。
3　船舶試験所は、東京都に置き、その支所を大阪市に置く。
4　船舶試験所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。
（海務学院）
第三十二條　海務学院は、海事に関する高等の学術の教授及び研究を行う機関とする。
2　海務学院は、東京都に置く。
3　海務学院の内部組織は、運輸省令で定める。
（高等商船学校）
第三十三條　高等商船学校は、船舶職員になろうとする者に対し専門教育をする機関とする。
2　高等商船学校は、清水市に置く。
3　高等商船学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條に規定する従前の規定による学校とする。
4　高等商船学校の内部組織は、運輸省令で定める。
（海技専門学院）
第三十四條　海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関とする。
2　海技専門学院は、兵庫縣武庫郡本庄村に置く。
2　海技専門学院の内部組織は、運輸省令で定める。
（商船学校）
第三十五條　商船学校は、船舶職員になろうとする者に対し中等教育をする機関とする。
2　商船学校の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
富山商船学校	富山縣射水郡新湊町
島羽商船学校	三重縣志摩郡島羽町
大島商船学校	山口縣大島郡小松町
廣島商船学校	廣島縣豊田郡東野町
弓削商船学校	愛媛縣越智郡弓削村

3　商船学校は、学校教育法第九十八條に規定する従前の規定による学校とする。
4　商船学校の内部組織は、運輸省令で定める。
（航海訓練所）
第三十六條　航海訓練所は、運輸大臣の指定する高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行う機関とする。
2　航海訓練所は、東京都に置く。
3　航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。
（海員養成所）
第三十七條　海員養成所は、海員の養成を行う機関とする。
2　海員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
兒島海員養成所	兒島市
小樽海員養成所	小樽市
唐津海員養成所	唐津市
宮古海員養成所	宮古市
七尾海員養成所	七尾市
崎海員養成所	香川縣三豊郡
島海員養成所	香川縣三豊郡粟島村
門司海員養成所	粟島村三豊郡門司市
高浜海員養成所	愛知縣碧海郡高浜町

3　海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。
（その他の附属機関）
第三十八條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）に定める船員の職業安定に関する重要事項を調査審議すること。
特別地区船員職業安定審議会（二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とするものに限る。）	運輸大臣の諮問に應じて船員職業安定法に定める特別地区の船員の職業安定に関する重要事項を調査審議すること。
期間より船料審議会	運輸大臣の諮問に應じて船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）に定める期間より船料に関する事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務、委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に、別段の定がある場合を除くの外、政令で定める。

第四節　地方支分部局

（地方支分部局）

第三十九條　本省に、左の地方支分部局を置く。

海運局

公共船員職業安定所

港湾建設部

陸運局

第一款　海運局

（所掌事務）

第四十條　海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二　水上における輸送の増進、改善及び調整に関すること。

三　日本國沿岸に置き去られた船舶の処理に関すること。

四　水上運送事業における運賃及びよう船料に関すること。

五　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。

八　船舶の積量の測度に関すること。

九　船舶の登録に関すること。

十　船員の労働組合及び船員地方労働委員会に関すること。

十一　船員の労働関係の調整に関すること。

十二　船員の労働組合及び労働関係の啓発宣傳に関すること。

十三　船員の労働條件、災害補償その他保護に関すること。

十四　船員法における船内規律に関すること。

十五　船員手帳に関すること。

十六　船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

十七　船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。

十八　船員の福利厚生に関すること。

十九　運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関すること。

二十　港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。

二十一　港湾運送業及び臨港倉庫業の発達、改善及び調整に関すること。

二十二　港湾における港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。

二十三　運輸に関して、海上の観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二十四　運輸に関して、海上の観光地域及び観光施設を調査し、及び改善すること。

二十五　観光宣傳に関すること。

二十六　海事思想の普及宣傳に関すること。

二十七　所掌事務に関する調査及び統計に関すること。

2　海運局は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　船舶の使用及び船舶運営会の監督に関すること。

二　船舶の運航の管理及び監査に関すること。

三　船舶の譲渡、貸渡、担保の供與及び引渡に関すること。

四　造船に関する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去並びに賠償指定施設の輸送に関すること。

五　所掌事務に関する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に関すること。

六　所掌事務に関する労需物資に関すること。

七　だ捕船及び在外置籍船の現状調査、保管、原状回復及び返還に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第四十一條　海運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海海運局	小樽市	北海道
東北海運局	塩釜市	宮城県　福島県　岩手県　青森県　山形県　秋田県
新潟海運局	新潟市	新潟県　長野県
関東海運局	横浜市	神奈川県　東京都　埼玉県　群馬県　千葉県　茨城県　栃木県　山梨県
東海海運局	名古屋市	愛知県　三重県　静岡県　岐阜県　石川県　富山県
近畿海運局	大阪市	大阪府　京都府　奈良県　滋賀県　福井県　和歌山県
神戸海運局	神戸市	兵庫県
中國海運局	廣島市	廣島県　鳥取県　島根県　岡山県　山口県（下関市、宇部市、小野田市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡を除く。）
四國海運局	高松市	香川県　愛媛県　高知県
九州海運局	門司市	福岡県　長崎県　山口県のうち下関市、宇部市、小野田市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡　大分県　佐賀県　熊本県　宮崎県　鹿児島県

（内部部局）

第四十二條　海運局に、左の五部を置く。但し、必要に應じて、運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部

運航部

港湾連絡調整部

船舶部
船員部

2　前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。

（支局、出張所等）

第四十三條　運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、海運局の支局、出張所、支局の出張所、港湾管理事務所又は港湾管理事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

2　運輸大臣は、港湾管理事務所又はその出張所に、港湾建設部の所掌事務の一部を分掌させることができる。

（附属機関）

第四十四條　地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会（海運局の管轄区域の一部を管轄区域とするものに限る。）は、海運局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に應じて船員の職業安定に関する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員その他の職員については、船員職業安定法（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合の外、政令で定める。

第二款　公共船員職業安定所

（公共船員職業安定所）

第四十五條　公共船員職業安定所については、船員職業安定法（これに基く命令を含む。）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

2　公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局の長の指揮監督をも受けるものとする。

第三款　港湾建設部

（所掌事務）

第四十六條　港湾建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一　港湾、航路及び港湾内の運河に関する國の直轄（直接施行を含む。）の土木工事の施行に関すること。

二　委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

2　港湾建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、港湾及び航路の建設、改良及び保存に関する指定生産資材等の割当及び監査に関する事務をつかさどる。

（名称、位置及び管轄区域）

第四十七條　港湾建設部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
第一港湾建設部	新潟市	新潟県
第二港湾建設部	横浜市	川崎県、神奈川県、富山県、三重県、静岡県、千葉県、茨城県、福井県、石川県
第三港湾建設部	神戸市	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、徳島県、香川県、愛知県、岩手県、青森県、北海道、宮城県、滋賀県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
第四港湾建設部	下関市	山口県、鳥取県

2　第二港湾建設部は、その管轄区域のうち北海道については、前條第二項に掲げる事務のみを行うものとする。

（特別な職）

第四十八條　港湾建設部に、それぞれ次長二人を置く。

2　次長は、港湾建設部の長を助けて部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。

（内部部局）

第四十九條　港湾建設部の内部組織は、運輸省令で定める。

（工事事務所等）

第五十條　運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所要の地に、港湾建設部の工事事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四款　陸運局

（所掌事務）

第五十一條　陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に関する免許、特可、許可又は認可に関すること。

二　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運輸及び運輸並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。

三　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の安全保安に関すること。

四　地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務、資格及び懲戒に関すること。

五　自動車運送事業に関する免許許可又は認可に関すること。

六　自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

七　小運送業に関する免許又は認可に関すること。

八　軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九　道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

十　自家用自動車の使用の調整に関すること。

十一　自動車の登録に関すること。

十二　自動車及び旅客軽車両の整備及び検査に関すること。

十三　自動車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。

十四　自動車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。

十五　道路運送に関し、道路の調査及び研究に関すること。

十六　鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車の製造を除く。）流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十七　倉庫業（臨時倉庫業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

十八　所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。

十九　所掌事務に関する財務に関すること。

二十　所掌事務に係る事業の労務に関すること。

二十一　所掌事務に関する賞恤及び補償に関すること。

二十二　前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、小運送業その他陸運の発達、改善及び調整に関すること。

二十三　運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十四　運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること（海運局の所掌に属するものを除く。）。

二十五　観光宣伝に関すること。

2　陸運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一　所掌事務に関する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

二　自動車の割当に関すること。

三　自動車用タイヤ、チューブ（新車用のものを除く。）の割当及び監査に関すること。

四　自動車用石油製品の割当及び監査に関すること。

五　陸運局の所掌に係る事業に従事する者の労働物資に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第五十二條　陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌陸運局	札幌市	北海道
仙台陸運局	仙台市	福島縣　岩手縣　青森縣
新潟陸運局	新潟市	新潟縣　長野縣　山形縣　秋田縣
東京陸運局	東京都	東京都　神奈川縣　埼玉縣　群馬縣　千葉縣　茨城縣　栃木縣　山梨縣
名古屋陸運局	名古屋市	愛知縣　靜岡縣　岐阜縣　三重縣　福井縣　石川縣　富山縣
大阪陸運局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　滋賀縣　和歌山縣
廣島陸運局	廣島市	廣島縣　鳥取縣　島根縣　岡山縣　山口縣
高松陸運局	高松市	香川縣　德島縣　愛媛縣　高知縣
福岡陸運局	福岡市	福岡縣　長崎縣　大分縣　佐賀縣　熊本縣　宮崎縣　鹿兒島縣

2　鉄道、軌道及び小運送業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異る管轄区域を定めることができる。

（内部部局）

第五十三條　陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に應じて、運輸大臣の定めるところにより、部の數を減ずることができる。

総務部
鉄道部
自動車部
整備部

2　前項に掲げるものの外、陸運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。

（分室）

第五十四條　運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、○当分の間、○所要の地に、陸運局の分室を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

前項の分室の所掌事務の範囲は、從前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

（道路運送審議会）

第五十五條　道路運送審議会は、陸運局の附属機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合の外、政令で定める。

2　運輸審議会は、その職務を行うため必要があるときは、道路運送審議会に対し、報告をさせ、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徵することができる。

第三章　外局

（外局の設置）

第五十六條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会
海上保安廳
海難審判庁

第一節　船員労働委員会

（船員労働委員会）

第五十七條　船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）、労働関係調整法（これに基く命令を含む。）及び船員法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第二節　海上保安廳

（海上保安廳）

第五十八條　海上保安廳の組織、所掌事務及び権限は、海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第三節　海難審判庁

（海難審判庁）

第五十九條　海難審判庁の組織、所掌事務及び権限は、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第六十條　運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第六十一條　運輸省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章　公團

（船舶公團）

第六十二條　運輸省所轄の公團は、船舶公團とする。

船舶公團に関しては、船舶公團法（昭和二十二年法律第五十二号）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條及び附則第十五項及び附則第十六項の規定は、昭和二十四年九月一日から施行し、第六條第一項第七号、第九号、第十一号及び第十二号の規定のうち自動車運送事業に関する部分、第五十五條並びに附則第二十七項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

（これに基く命令を含む。）

（運輸審議会の委員の任命のための事前措置）

4　第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

（運輸審議会の最初の委員）

3　この法律施行の際國会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで運輸審議会の最初の委員の任命することができる。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される國会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滯なく罷免しなければならない。

（運輸審議会に関する暫定措置）

2　第九條の規定により、運輸審議会の最初の委員が任命される日の前日までは、運輸大臣は、第六條第一項の規定にかかわらず、同條同項各号に掲げる事項について運輸審議会にはからないで措置をすることができる。

（道路運送監理事務所に関する暫定措置）

3　道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより、本省の地方支分部局として置かれるものとする。

4　前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指揮をも受けるものとする。

（道路運送審議会に関する暫定措置）

5　昭和二十四年十二月三十一日まで、道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議会は運輸省の、

地方道路運送審議会は陸運局の附属機関とする。

（物價統制令との関係）

|6 8 この法律の規定は、物價統制令（昭和二十二年勅令第百十八号）（これに基く命令を含む。以下同じ。）の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

|7 9 内閣総理大臣又は物價廳長官は、運送賃、保管料その他の運輸に関する給付の対價である財産的給付に関するものについて物價統制令に基く措置をするときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

（他の法令の廃止）

|8 10 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）

臨時に運輸省顧問を置くの件（昭和二十一年勅令第七十九号）

運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）

臨時に運輸省に三級の運輸事務官又は運輸技官を置くの件（昭和二十一年勅令第二百十九号）

氣象官署官制（昭和十四年勅令第七百四十号）

鉄道技術研究所官制（昭和十七年勅令第百五十八号）

船舶試験所官制（昭和十六年勅令第千百四十五号）

海務学院官制（昭和二十年勅令第百七十一号）

高等商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十六号）

海技専門学院官制（昭和二十年勅令第百六十七号）

商船学校官制（昭和十六年勅令第千百四十七号）

航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）

海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）

海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）

海事審議会官制（昭和十六年勅令第五百二十九号）

港湾委員会官制（昭和二十二年勅令第十六号）

前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

|9 11

（他の法令の改正）

|10 12 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

|11 13 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

|12 14 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」に改める。

|13 15 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

|14 16 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「都府縣」を「府縣」に、「都府縣廳の所在地、札幌市、」を「陸運局の所在する都府縣以外の府縣の府縣廳の所在地、」に、同條第四項中「前二項」を「前項」に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同項第二号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」を「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第三項を削る。

第八條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送委員会」をそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」を「陸運局」に改める。

|15 17 道路運送法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を、同項第二号中「、道路運送監理事務所長」を、同條第五項第一号中「及び道路運送監理事務所長」を「及び陸運局長」に改め、同項第二項及び第三項を削る。

18 やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定にかかわらず、関係の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができる。

19 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される国会において、内閣総理大臣は、当該陸運局の分室の設置についてその承認を求めなければならない。国会の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を遅滞なく廃止しなければならない。

|16 従前の道路運送監理事務所及びその職員は、これに相当する第五十四條第一項の分室及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

|17 20 道路運送法の一部を次のように改正する。

第八條中第二項から第五項までを次のように改める。

道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。

道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。

道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。

道路運送審議会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣総理大臣が、これを命ずる。

第八條第十三項中「行政官廳」を「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

|18 21 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「（企画及び監督）」に改め、同條中「運輸省海運総局長官（以下海運総局長官という。）は、運輸大臣の指揮監督を受け、」を「運輸大臣は、」に改める。

第十三條、第十四條及び第六十一條中「海運総局長官」を「運輸大臣」に改める。

|19 22 船舶運航管理令の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号中「運輸省海運総局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

（中川幸平君登壇、拍手）

○中川幸平君　只今議題となりました運輸省設置法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この度、國有鉄道事業が國営事業として六月一日から運輸省から独立して公共事業体として発足いたしますので、運輸省は運輸行政の企画監督機関となることは御承知の通りであります。本法案はその組織、權限及び所掌事務を定めたものでありますが、本委員会において審議の結果、第十九條第二項に掲げる大臣官房中の観光部を局に改めて本省各局中自動車局の次に加え、海運局の中にある海運調整部を大臣官房に移して、海運調整部を運輸調整部に改めるべきであるとの意見に一致したのであります。その他、鉄道監督局の名称中「監督」の二字を削る外、一

二字句の修正をいたしたのでありまして、その他は原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　本案に対し討論の通告がございます。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君　簡単に日本共産党のこの運輸省設置法案に対する反対意見を述べたいと思います。

参議院の内閣委員会において一部の修正がなされております。それは例えば第二十一条の第三項であります。参興官の項を削除したという点につきましては、これは結構なことだと思うのであります。姥捨山のようなこの参興官が切捨てられるということは、いいことなんであります。併しこれは極めて区々の問題でありまして、この運輸省設置法案が持つところの根本的な性格を何ら変えていないのであります。この設置法案の最も大切な点はどこにあるかと言いますと、これは第二章第一節の運輸審議会にあるのであります。この運輸審議会が一体どんな性格を持つているか、これにはいろ〳〵の点があります。これが決定機関であるか、或いは諮問機関であるかということに対しては大いに議論がありました。一應諮問機関となつております。併し法文のこの中では非常にそれが曖昧にされておりまして、恰かもこれが決定機関であり得るかのような状態になつておるのであります。更に又この審議会がなぜ問題になるかと言いますと、これはここにある項を見ても分りますように、非常に大きな権限を持つております。「日本國有鉄道が行う鉄道新線の建設」、そういうことは勿論といたしましても、「営業線の譲渡の許可又は認可」又「日本國有鉄道、地方鉄道及び軌道の営業線の休止又は廃止の許可」、その他これをよく見ますれば物凄く大きな権限を持つております。今日國鉄の拂下法案が國会に出ておりますが、若しこういうものが通つて行きますならば、殆んどここでなされて行くのであります。こういうことは明らかに國会の審議権に対する由々しき拘束なのであります。或いは又この審議会自身は非常な独裁制を許しておるのであります。その小委員会の決定は運輸審議会の決定と同一の効力を有する。その小委員会は運輸大臣を入れた僅かに三人の委員で運輸審議会全体と同一の権限を持つということも、はつきり出されておるのであります。更に又公聴会を持つことになつております。併しその公聴会はただ運賃の決定のみであります。而も必要あるときは公聴会を開くことができるというだけでありまして、必ずしも義務的なものではない。重要な審議会の持つております拂下げとか或いはそういう問題については、何ら公聴会を開く必要がない。こういうことは、今まで許されておつた國民の権利に対して重大な拘束を加えるものなのであります。その他こういう問題におきましてはいろいろのことがありますが、ともかくも、この審議会そのものが非常に問題の所在である。更に又この法案の中には陸運局の中に九つも新らしい局を新設するということになつておりまして、（「運うよ」「よく調べていないな」と呼ぶ者あり）陸運局においては新らしい九つのものが新設せられるのです。間違いではありません。そういうことは徒らに屋上屋を架する官僚組織を作るだけなんです。簡素化だ何だと言つて置きながら、こういうものをやたらに作つているのです。こういう点は完全に意味がないどころか、これは害悪なのであります。その他もつと例えば中央気象台の問題は、これは定員法のあれと関連いたしまして非常に大きな問題になつております。中央気象台特に海運或いは漁業又農業そういう関係の気象関係は今非常な阻害を受けようとしているのであります。そういうことも又明らかにこの中央気象台という第三十条において法制化されておるのであります。こういうことを我々が見ますときは、この運輸省設置法案につきましてはいろ〳〵の点が挙げられます。併し今挙げただけでも、決してこれは好いものではない。逆行しておるのであります。更にこういうことの結果が何をもたらすか、今日特に問題であるのは、これは國鉄の人々の大量首切りと関連があります。その大量首切りを法制化しようとしておる意図も極めて明白であります。こうやつて考えて来るならば、我々はこの運輸省設置法案が資本家の人にとつては、ともかくとして、勤労大衆にとつては極めて恐ろしい法案であるということをつく〳〵と感ずるのであります。日本共産党はそういう意味において、特に國鉄労働者にあの出血を強要しておるような法案に対しては絶対反対し、断呼として反対するわけであります。これを以て終ります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　この際、日程第二十八、農林省設置法案、日程第二十九、農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松嶋喜作君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農林省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

農林省設置法案

農林省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十二條）

第二節　附属機関（第十三條―第三十四條）

第三節　地方支分部局（第三十五條―第四十二條）

第一款　農地事務局（第三十六條―第四十條）

第二款　作物報告事務所（第四十一條・第四十二條）

第三章　外局（第四十三條―第七十二條）

第一節　食糧庁

第一款　総則（第四十四條・第四十五條）

第二款　内部部局（第四十六條―第四十九條）

第三款　附属機関（第五十條―第五十三條）

第四款　地方支分部局（第五十四條―第五十六條）

第二節　林野庁

第一款　総則（第五十七條・第五十八條）

第二款　内部部局（第五十九條―第六十二條）

第三款　附属機関（第六十三條・第六十四條）

第四款　地方支分部局（第六十五條―第七十一條）

第三節　水産庁（第七十二條）

第四章　職員（第七十三條・第七十四條）

第五章　公國（第七十五條）

附則

第一章　総則（この法律の目的）

第一條　この法律は、農林省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、農林省を設置する。

2　農林省の長は、農林大臣とする。

（農林省の任務）

第三條　農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁家の福祉の増進を図り、もつて國民経済の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う。行政機関とする。

一　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の生産の増進を図ること。

二　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通及び消費を規制すること。

三　農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の品質の向上を図ること。

四　農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

五　農林畜水産業及び農山漁家に関する調査を行い、及び統計を作成すること。

六　農山漁家の生活の改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。

七　土地改良事業（かんがい排水、開墾、干拓、農地又はその他土地の農業上必要な施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。）を行うこと。

八　農業共済再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。

九　國有林野事業を行うこと。

十　國営競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。

（農林省の権限）

第四條　農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　農林省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。

十四　所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。

十五　所掌事務に係る物資の生産（加工及び修理を含む。）、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。

十六　所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。

十七　農業協同組合、農林中央金庫その他本省の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。

十八　所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を與えること。

十九　所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。

二十　指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）の規定に基く指定農林物資の規格を定めること。

二十一　農業災害に関する再保険事業を行うこと。

二十二　食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。

二十三　農薬及び農産種苗の登録を行うこと。

二十四　農畜産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物品の検査を行うこと。

二十五　輸出入動植物を検疫し、消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、又はその輸入場所を制限すること。

二十六　中央卸売市場につき認可を與えること。

二十七　自作農を創設するため、農地等を取得し、管理し、及び処分すること。

二十八　小作関係その他の農地の利用関係の争議の調停に関與すること。

二十九　農地の價格、移動廃用及び小作料を統制すること。

三十　開拓適地を選定すること。

三十一　開拓者に資金を貸し付けること。

三十二　開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し、及び処分すること。

三十三　國営の土地改良事業を実施し、又はこれを都道府縣に委託すること。

三十四　土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。

三十五　耕地面積及び農作物の作況その他農林畜水産業に関する報告を徴すること。

三十六　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基き、都道府縣その他試験研究機関に対し補助金及び委託金を交付すること。

三十七　種畜の検査を行うこと。

三十八　家畜及び家きんの動移及びと殺を制限すること。

三十九　獣医師、装蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。

四十　國営競馬を行うこと。

四十一　地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。

四十二　生糸の検査を行うこと。

四十三　蚕種製造業、製糸業、輸出生糸問屋業及び生糸販賣業を許可すること。

四十四　蚕病の予防駆除又は桑苗の検査のために必要な措置を命ずること。

四十五　主要食糧の供出割当を行うこと。

四十六　主要食糧を買い入れ、賣り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。

四十七　主要食糧の價格を決定すること。

四十八　食糧廳の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。

四十九　主要食糧及び飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）の検査を行うこと。

五十　國有林野の境界を査定すること。

五十一　國有林野の処分を行うこと。

五十二　森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に関し都道府縣知事に認可を與えること。

五十三　木材、薪炭その他の林産物及び加工炭を検査すること。

五十四　森林組合その他林野廳の所掌事務に係る團体につき許可又は認可を與えること。

五十五　民有林の森林治水事業を行うこと。

五十六　保安林の編入及び解除を行うこと。

五十七　森林火災國営保険事業を行うこと。

五十八　狩猟鳥獣の種類並びに狩猟の区域及び時期を定めること。

五十九　國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水事業を実施すること。

六十　國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品を処分すること。

六十一　立木を買い入れて木材又は薪炭を生産し、これを賣り渡すこと。

六十二　薪炭を買い入れ、賣り渡し、又は貯蔵すること。

六十三　水産廳設置法（昭和二十三年法律第七十八号）第二條に規定する権限

六十四　所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴收すること。

六十五　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き農林省に属させられた権限

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政局
農地局
農業改良局
畜産局
蚕糸局

2　農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

（特別な職）

第六條　大臣官房に官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

3　農地局に次長一人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を掌理する。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、農林省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　渉外事務に関すること。

十　こう報に関すること。

十一　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十二　農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。

十三　資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う團体及びこれらの團体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十四　企業の整備及び振興を図ること並びに商工業團体の指導監督を行うこと。

十五　農村負債整理に関すること。

十六　輸出入に関する連絡調整を図ること。

十七　規格及び検査の調整を図ること。

十八　前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（農政局の事務）

第八條　農政局においては、左の事務をつかさどる。

一　農業行政に関する企画を行うこと。

二　農業経営の改善を図ること。

三　農業協同組合その他農業に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。

四　畜産業に関する共済及び保険に関すること。

五　農業共済再保険特別会計の経理を行うこと。

六　農山漁家の経営改善のために農村工業の指導助成を行うこと。

七　農産物（蚕糸を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（食糧廳の所掌に属することを除く。）

八　肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）

九　農産物（蚕糸及び主要食糧を除く。）及び農業専用物品の検査に関すること。

十　病虫害の予防駆除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十一　中央卸賣市場の指導監督を行うこと。

十二　肥料配給公團に関すること。

（農地局の事務）

第九條　農地局においては、左の事務をつかさどる。

一　農地及び農業水利に関する企画を行うこと。

二　自作農創設特別措置に関すること。

三　農地の移動開発用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

四　開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

五　開墾、入植及び営農の指導助成を行うこと。

六　開拓者資金の融通を行うこと。

七　自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。

八　國営土地改良事業に関すること。

九　土地改良事業及びこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

十　開拓用機械、器具及び資材の管理及びあっ旋に関すること。

（農業改良局の事務）

第十條　農業改良局においては、左の事務をつかさどる。

一　農林省の所掌事務に関する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。

二　耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

三　農村の統計的経済調査を行うこと。

四　前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

五　農業（畜産業を含み、蚕糸業を除く。以下本條中同じ。）及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の

連絡調整を行うこと。

六　農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

七　農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。

八　農業改良助長法に基いて、都道府県その他試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。

九　農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。

十　農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

十一　関係試験研究機関の試験研究の状況及びその成果を調査すること。

十二　農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。

十三　農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

2　統計調査部においては、前項第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

3　研究部においては、第一項第五号、第六号、第九号及び第十一号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する試験研究に関するものをつかさどる。

4　普及部においては、第一項第七号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第八号及び第十三号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するものをつかさどる。

（畜産局の事務）

第十一條　畜産局においては、左の事務をつかさどる。

一　畜産行政に関する企画を行うこと。

二　畜産に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。

三　家畜及び家きんの改良及び増殖を図ること。

四　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五　飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関することを除く。）

六　有畜営農の発達を図ること。

七　牧野の改良整備を図ること。

八　畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

九　家畜及び家きんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関すること。

十　獣医師及び装蹄師の指導監督を行うこと。

十一　國営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十二　國営競馬事業特別会計の経理を行うこと。

十三　飼料配給公團に関すること。

2　競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる。

（蚕糸局の事務）

第十二條　蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。

一　蚕糸行政に関する企画を行うこと。

二　蚕糸及び蚕糸業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関することを除く。）

三　蚕病の予防を図ること。

四　蚕糸の検査に関すること。

五　蚕糸の需要調査を行うこと。

六　蚕糸業に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。

七　蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。

第二節　附属機関

（附属機関）

第十三條　第三十四條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

農事試験場
茶業試験場
園芸試験場
畜産試験場
農業総合研究所
開拓研究所
農事改良実験所
蚕糸試験場
家畜衛生試験場
肥料検査所
農薬検査所
輸出品検査所
生糸検査所
動植物検疫所
農村工業指導所
農業機械管理所
競馬事務所
馬鈴薯原原種農場
茶原種農場
種畜牧場

（農事試験場）

第十四條　農事試験場は、農業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2　農事試験場は、東京都に置く。

3　農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

4　農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（茶業試験場）

第十五條　茶業事験場は、茶業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の生産及び配布を行う機関とする。

2　茶業試験場は、静岡県に置く。

3　茶業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

（園芸試験場）

第十六條　園芸試験場は、園芸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2　園芸試験場は、神奈川県に置く。

3　農林大臣は、園芸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。

4　園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（畜産試験場）

第十七條　畜産試験場は、畜産に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習を行う機関とする。

2　畜産試験場は、千葉県に置く。

3　農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4　畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（農業総合研究所）

第十八條　農業総合研究所は、農業に関する経済上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

2　農業総合研究所は、東京都に置く。

3　農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。

4　農業総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（開拓研究所）

第十九條　開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　土地及び水の農業上の開発利

用に関する調査研究
二　開拓地における営農、農家及び集落に関する調査研究
三　開拓に関する技術者の養成
四　開拓に関する講習

2　開拓研究所は、東京都に置く。

3　農林大臣は、開拓研究所の事務を分掌させるため、所要の地に開拓研究所の支所を設けることができる。

4　開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（農事改良実験所）

第二十條　農事改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。

2　農事改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
札幌農事改良実験所	北海道
黒石農事改良実験所	青森県
盛岡農事改良実験所	盛岡市
古川農事改良実験所	宮城県
大館農事改良実験所	秋田県
山形農事改良実験所	山形市
安積農事改良実験所	福島県
石岡農事改良実験所	茨城県
宇都宮農事改良実験所	宇都宮市
前橋農事改良実験所	前橋市
熊谷農事改良実験所	熊谷市
千葉農事改良実験所	千葉市
立川農事改良実験所	立川市
長岡農事改良実験所	新潟県
富山農事改良実験所	富山市
福井農事改良実験所	福井市
龍王農事改良実験所	山梨県
長野農事改良実験所	長野市
本巣農事改良実験所	岐阜県
静岡農事改良実験所	静岡市
安城農事改良実験所	愛知県
鈴鹿農事改良実験所	鈴鹿市
草津農事改良実験所	滋賀県
宇治農事改良実験所	京都府
盾津農事改良実験所	大阪府
明石農事改良実験所	明石市
畝傍農事改良実験所	奈良県
朝来農事改良実験所	和歌山県
東伯農事改良実験所	鳥取県
出雲農事改良実験所	出雲市
倉敷農事改良実験所	倉敷市
西條農事改良実験所	廣島県
防府農事改良実験所	防府市
佛生山農事改良実験所	香川県
松山農事改良実験所	松山市
高岡農事改良実験所	高知県
二日市農事改良実験所	福岡県
佐賀農事改良実験所	佐賀市
熊本農事改良実験所	熊本市
大分農事改良実験所	大分市
宮崎農事改良実験所	宮崎市
鹿児島農事改良実験所	鹿児島市

3　農事改良実験所の内部組織については、農林省令で定める。

（蚕糸試験場）

第二十一條　蚕糸試験場は、蚕糸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに原蚕種、桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行う機関とする。

2　蚕糸試験場は、東京都に置く。

3　農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けることができる。

4　蚕糸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（家畜衛生試験場）

第二十二條　家畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　家畜の衛生に関する試験及び調査
二　家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究
三　家畜専用の血清類及び薬品の調製、配布及び検定
四　家畜の衛生に関する技術の講習

2　家畜衛生試験場は、東京都に置く。

3　農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。

4　家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（肥料検査所）

第二十三條　肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

2　肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京肥料検査所	東京都
札幌肥料検査所	札幌市
名古屋肥料検査所	名古屋市
神戸肥料検査所	神戸市
福岡肥料検査所	福岡市

3　肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

（農薬検査所）

第二十四條　農薬検査所は、農薬の検査を行う機関とする。

2　農薬検査所は東京都に置く。

3　農薬検査所の内部組織については、農林省令で定める。

（輸出品検査所）

第二十五條　輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

2　輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は、左の通りとする。

名称	位置	所掌事務
輸出食料品検査所	東京都	食料品の検査
輸出農林水産物検査所	東京都	農林畜水産物の検査

3　農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4　輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

5　輸出品検査所は、輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）第三條の規定によつて指定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。

（生糸検査所）

第二十六條　生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　生糸（繭短繊維を含む。以下同じ。）に関する検査
二　生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査
三　生糸の検査及び整理に関する講習
四　生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定
五　附属生糸絹物倉庫の管理

2　生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
横浜生糸検査所	横浜市
神戸生糸検査所	神戸市

3　生糸検査所の内部組織については、農林省令で定める。

（動植物検疫所）

第二十七條　動植物検疫所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締並びに病菌害虫の調査研究
二　輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）に基く検疫又は検査
三　輸出家畜及び畜産物の衛生検査
四　國内産獣毛の消毒
五　家畜防疫上必要な病的材料の検査
六　家畜専用の血清類の保管

2　動植物検疫所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
横浜動植物検疫所	横浜市
神戸動植物検疫所	神戸市
門司動植物検疫所	門司市

3　農林大臣は、動植物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に動植物検疫所の出張所を設けることができる。

4　動植物検疫所の内部組織並びに出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

（農村工業指導所）

第二十八條　農村工業指導所は、農山漁家の経営改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2　農村工業指導所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
栃木農村工業指導所	宇都宮市
山形農村工業指導所	新庄市

3　農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。

（農業機械管理所）

第二十九條　農業機械管理所は、試験研究のためにする農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2　農業機械管理所は、神奈川縣に置く。

3　農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。

（競馬事務所）

第三十條　競馬事務所は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基き國営競馬を実施する機関とする。

2　競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名称	位置	管轄競馬場
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館
東京競馬事務所	東京都	福島、新潟、中山、東京、横浜、小倉、宮崎
京都競馬事務所	京都市	京都、阪神

3　競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。

（馬鈴薯原原種農場）

第三十一條　馬鈴薯原原種農場は、馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2　馬鈴薯原原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道中央馬鈴薯原原種農場	北海道
後志馬鈴薯原原種農場	北海道
磯谷馬鈴薯原原種農場	北海道
十勝馬鈴薯原原種農場	北海道
上北馬鈴薯原原種農場	青森縣
蝦夷馬鈴薯原原種農場	北海道
八岳馬鈴薯原原種農場	群馬縣
	長野縣

3　馬鈴薯原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

（茶原種農場）

第三十二條　茶原種農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2　茶原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
金谷茶原種農場	静岡縣
奈良茶原種農場	奈良市
知覧茶原種農場	鹿児島縣

3　茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

（種畜牧場）

第三十三條　種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一　家畜、家きん及びみつばちの飼養管理及び改良増殖

二　種畜、種きん、種卵及び種ばちの配布並びに種畜の貸付及び種付

三　種付事業の指導

四　種付事業の登録

五　有畜営農の奨励

六　鶏の産卵能力の検定

七　飼料作物種子原種ほの経営

2　種畜牧場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
日高種畜牧場	北海道
新冠種畜牧場	北海道
十勝種畜牧場	北海道
奥羽種畜牧場	青森縣
岩手種畜牧場	岩手縣
福島種畜牧場	福島縣
大宮種畜牧場	大宮市
長野種畜牧場	長野縣
静岡種畜牧場	静岡縣
岡崎種畜牧場	岡崎市
兵庫種畜牧場	兵庫縣
鳥取種畜牧場	鳥取縣
高知種畜牧場	高知縣
熊本種畜牧場	熊本縣
宮崎種畜牧場	宮崎縣
鹿児島種畜牧場	鹿児島縣

2　農林大臣は、種畜牧場の事務を分掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることができる。

3　種畜牧場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（その他の附属機関）

第三十四條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
農林漁業復興金融審議会	関係各大臣の諮問に應じ、農林漁業復興資金の融資に関する重要事項を調査審議すること。
農林物資規格調査会	農林水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林金融改善特別融通損失審査会	農林中央金庫特別融通及損失補償法（昭和七年法律第三十二号）、農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）、農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）又は臨時農村負債処理法（昭和十一年法律第六十九号）による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業共済再保険審査会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
中央農業調整審議会	主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保臨時措置法の施行に関する重要事項を審議すること。
種苗審査会	農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の規定による種苗の名称の登録及びその取消を審査すること。
農薬審議会	農薬の登録の審査その他農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限を行うこと。
輸出入植物検疫審議会	輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農産物規格審議会	農産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。
農機具審議会	農機具の検査を行い、及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。
肥料取締審議会	肥料取締に関する重要事項を調査審議すること。
中央農地委員会議	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）その

中央開拓審議会
農業機械化審議会
農業電化審議会
農家負担合理化審議会
中央作況決定審議会
畜産審議会
獣医師免許審議会
装蹄師試験審査会
競馬審議会
蚕糸調査会
生糸問屋審査会
物資割当配給審議会

他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること。

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の施行その他開拓に関する重要事項を調査審議すること。

農業の機械化に関する重要事項を調査審議すること。

農業の電化に関する重要事項を調査審議すること。

農家負担の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

主要食糧の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

畜産に関する重要事項を調査審議すること。

獣医師試験を実施し、その他獣医師に関する重要事項を調査審議すること。

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。

競馬の運営並びに紛争及び異議の裁定に関する重要事項を調査審議すること。

関係各大臣の諮問に応じ、蚕糸業に関する重要事項を調査審議すること。

輸出生糸問屋及び生糸販賣業者の許可等に関する事項を調査審議すること。

所掌事務に係る資材及び物資の割当配給に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）

第三十五條　本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局
作物報告事務所

第一款　農地事務局

（所掌事務）

第三十六條　農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　自作農創設特別措置に関すること。

二　農地の移動開用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

三　開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

四　開拓者資金（入植費及びこれに伴う開墾費）の融通（入植及び営農の指導助成）を行うこと。

五　開拓者資金の融通を行うこと。

六　国営の土地改良事業（国営土地改良事業）に関すること。

七　土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。

八　開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に関すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十七條　農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
仙台農地事務局	仙台市	青森県、岩手県、山形県、福島県、宮城県、秋田県
東京農地事務局	東京都	茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、長野県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県
金沢農地事務局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
京都農地事務局	京都市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
岡山農地事務局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
熊本農地事務局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、熊本県

（内部部局）

第三十八條　農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。

農地部
開拓部
土地改良部

2　前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

（事務所及び事業所）

第三十九條　農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局の事務所及び事業所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

（附属機関）

第四十條　農地事務局の附属機関として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

2　地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二款　作物報告事務所

（所掌事務）

第四十一條　作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的経済調査に関する事務を分掌する。

2　農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

3　作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

（附属機関）

第四十二條　作物報告事務所の附属機関として、作況報告審議会を置く。作況報告審議会は、農作物の作況に関し、調査審議することを目的とする機関とする。

2　作況報告審議会の名称、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章　外局

（外局の設置）

第四十三條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

食糧庁
林野庁
水産庁

第一節　食糧庁

第一款　総則

（食糧庁の任務及び長）

第四十四條　食糧庁は、主要食糧の国家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

2　食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

（食糧庁の権限）

第四十五條　食糧庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第四十六條　食糧庁に左の三部を置く。

総務部

食糧部
食品部
（総務部の事務）
第四十七條　総務部においては、左の事務をつかさどる。
一　主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。
二　主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。
三　主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
四　主要食糧の價格に関する連絡調整を行うこと。
五　主要食糧、飲食料品及び油脂に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。
六　主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に関すること。
七　主要食糧及び飲食料品についての試験研究に関すること。
八　食糧管理特別会計の経理を行うこと。
九　食糧配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團に関すること。
十　前各号に掲げるものの外、食糧廳の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
（食糧部の事務）
第四十八條　食糧部においては、左の事務をつかさどる。
一　主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。
二　主要食糧の輸出入の許可等に関すること。
三　主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の発達、改善及び調整を図ること。
（食品部の事務）
第四十九條　食品部においては、左の事務をつかさどる。
一　飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
二　飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。
第三款　附属機関
（附属機関）
第五十條　第五十三條に規定するものの外、食糧廳に左の附属機関を置く。
食糧研究所
食糧管理講習所
（食糧研究所）
第五十一條　食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。
一　食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査
二　食糧に関する分析、鑑定及び検定
三　試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
四　食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習
2　食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。
3　食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。
（食農管理講習所）
第五十二條　食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。
2　食糧管理講習所は、愛知縣に置く。
3　食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。
（その他の附属機関）
第五十三條　食糧廳の附属機関として工業食品規格審議会を置く。工業食品規格審議会は、工業食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機関とする。
2　工業食品規格審議会については、指定農林物資検査法の定めるところによる。
第四款　地方支分部局
（食糧事務所）
第五十四條　食糧廳に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。
（所掌事務）
第五十五條　食糧事務所は、食糧廳の所掌事務を分掌する。
2　農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野廳の所掌事務のうち農林産物の検査に関する事務を分掌させることができる。
3　農林大臣は、必要があると認めるときは、食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金についての調整に関する事務を分掌させることができる。
4　食糧事務所は、第二項の事務については農政局長又は林野廳長官の、前項の事務については官房長の指揮監督を受けるものとする。
5　食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。
（支所及び出張所）
第五十六條　農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。
第二節　林野廳
第一款　総則
（林野廳の任務及び長）
第五十七條　林野廳は、國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営、民有林野に関する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の発達改善に関する事務を行うことを主たる任務とする。
2　林野廳の長は、林野廳長官とする。
（林野廳の権限）
第五十八條　林野廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。
第二款　内部部局
（内部部局）
第五十九條　林野廳に、左の三部を置く。
林政部
指導部
業務部
（林政部の事務）
第六十條　林政部においては、左の事務をつかさどる。
一　林業行政に関する企画を行うこと。
二　林業に関する総合調整を図ること。
三　國有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に関すること。
四　木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
五　木材その他の林産物の検査に関すること。
六　森林組合その他林業及び林産物に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。
七　林道に関する指導監督を行うこと。
八　前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
（指導部の事務）
第六十一條　指導部においては、左の事務をつかさどる。
一　國有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に関すること。
二　民有林野の造林、營林及び治水に関すること。
三　保安林に関すること。
四　森林火災國営保険に関すること。
五　森林火災保険特別会計の経理を行うこと。
六　林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。
七　野生鳥獣の保護繁殖を図り、

狩猟の取締を行うこと。

（業務部の事務）

第六十二條　業務部においては、左の事務をつかさどる。

一　國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水に関すること。

二　國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

三　立木の取得、加工及び処分に関すること。

四　薪炭及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五　薪炭及び加工炭の検査に関すること。

六　國有林野事業特別会計及び薪炭需給調節特別会計の経理を行うこと。

第三款　附属機関

（林業試験場）

第六十三條　第六十四條に規定するものの外、林野廳の附属機関として林業試験場を置く。

2　林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

3　林業試験場は、東京都に置く。

4　農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

5　林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（その他の附属機関）

第六十四條　左の上欄に掲げる機関は、林野廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
社寺保管林処分審査会	社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
林産物規格審議会	林産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。
森林火災國営保険審査会	森林火災國営保険法（昭和十二年法律第二十五号）の規定により森林火災國営保険に関する事項を審査すること。
地方森林会	森林法（明治四十年法律第四十三号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

2　社寺保管林処分審査会、林産物規格審議会、森林火災國営保険審査会及び地方森林会については、それぞれ、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災國営保険法及び森林法の定めるところによる。

第四款　地方支分部局

（地方支分部局）

第六十五條　林野廳に左の地方支分部局を置く。

営林局

営林署

木炭事務所

（営林局）

第六十六條　営林局は、林野廳の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一　國有林野及び公有林野官行造林地の管理経営を行うこと。

二　民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関すること。

三　國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

四　立木の取得、加工及び処分に関すること。

五　営林署を指導監督すること。

（名称、位置及び管轄区域）

第六十七條　営林局の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川営林局	上川郡	北海道の内 上川郡（石狩國） 利尻郡 中川郡（天塩國） 雨龍郡 旭川市 空知郡の一部 勇拂郡の一部 宗谷郡 天塩郡 苫前郡 留萌郡 礼文郡 枝幸郡 上川郡（天塩國） 増毛郡
北見営林局	北見市	北海道の内 北見市 網走市 紋別郡 網走郡 常呂郡 斜里郡
帯廣営林局	帯廣市	北海道の内 帯廣市 野付郡 厚岸郡 目梨郡 根室郡 川上郡 標津郡 花咲郡 釧路郡
札幌営林局	札幌市	釧路市 足寄郡 河東郡 廣尾郡 阿寒郡 中川郡（十勝國） 上川郡（十勝國） 白糠郡 十勝郡 河西郡
		北海道の内 札幌市 空知郡の一部 岩見沢市 札幌郡 勇拂郡の一部 沙流郡 三石郡 幌泉郡 小樽市 余市郡 積丹郡 浜益郡 厚田郡 夕張郡 新冠郡 浦河郡 千歳郡 高島郡 占平郡 白老郡 樺戸郡 石狩郡 夕張市 静内郡 様似郡 小樽郡 忍路郡 美國郡

函館営林局	函館市	北海道の内 函館市 虻田郡 有珠郡 幌別郡 山越郡 奥尻郡 亀田郡 松前郡 古宇郡 磯谷郡 室蘭市 島牧郡 太櫓郡 爾志郡 上磯郡 岩内郡 歌棄郡 瀞都郡 瀬棚郡 久遠郡 茅部郡 檜山郡
青森営林局	青森市	青森県 岩手県 宮城県
秋田営林局	秋田市	秋田県 山形県
前橋営林局	群馬県	群馬県 新潟県の内 岩船郡 新潟市 西蒲原郡 古志郡 刈羽郡 中魚沼郡の一郡 南魚沼郡 中頸城郡 佐渡郡 福島県 栃木県（芳賀郡を除く。） 北浦原郡 中蒲原郡 南蒲原郡 長岡市 東蒲原郡 三條市 三島郡 北魚沼郡 東頸城郡 柏崎市 高田市 西頸城郡
	前橋市	
東京営林局	東京都	東京都 千葉県 静岡県 栃木県の内 芳賀郡 茨城県 神奈川県 埼玉県 山梨県
長野営林局	長野県	長野県 新潟県の内 中魚沼郡の一部 岐阜県の内 惠那郡の一部 富山県
名古屋営林局	名古屋市	愛知県 岐阜県の内 吉城郡 益田郡 惠那郡の一部 加茂郡 本巣郡 可兒郡 岐阜市 大垣市 養老郡 大野郡 郡上郡 高山市 武儀郡 揖斐郡 多治見市 羽島郡 不破郡 山縣郡 土岐郡 稲葉郡 安八郡 海津郡
大阪営林局	大阪市	大阪府 三重県 兵庫県 鳥取県 山口県 石川県 滋賀県 奈良県 岡山県 島根県 福井県 京都府 和歌山県 廣島県
高知営林局	高知市	高知県 愛媛県 徳島県 香川県
熊本営林局	熊本市	熊本県 長崎県 鹿兒島県 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県

2　前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3　林産物の運搬設備その他二以上の営林局の管轄区域にわたり経営することを要する事項に関しては、農林大臣がその管轄局を指定することができる。

4　林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、農林大臣は、営林署の所掌事務の一部を営林局に行わせ、又は営林局の所掌事務の一部を営林署に行わせることができる。

（内部部局）

第六十八條　営林局に左の三部を置く。

総務部

経営部

事業部

2　前項に定めるものの外、営林局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

（営林署）

第六十九條　営林署は、林野廳の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。

一　國有林野及び公有林野官行造林地の造林及び営林を実施すること。

二　民有林野の造林及び営林を指導すること。

三　國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四　立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2　営林署の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3　林産物の運搬設備の管理その他二以上の営林署の管轄区域にわたる事項に関して必要があるときは、営林局がその管轄署を指定することができる。

官報号外　昭和二十四年五月二十四日　参議院会議録第三十二号（其の七）　農林省設置法案外一件

官報

号外

昭和二十四年五月二十四日

○第五回国会　参議院会議録第三十二号（其の七）

（木炭事務所）

第七十條　木炭事務所は、林野廳の所掌事務のうち、薪炭の買入、賣渡等に関する事務を分掌する。

2　木炭事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

（出張所）

第七十一條　農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、木炭事務所の出張所を設けることができる。

2　出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節　水産廳

（水産廳）

第七十二條　水産廳の組織、所掌事務及び権限は、水産廳設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第七十三條　農林省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第七十四條　農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章　公團

（設置）

第七十五條　農林省所轄の公團は、左の通りとする。

肥料配給公團
飼料配給公團
食糧配給公團
食料品配給公團
油糧配給公團

2　肥料配給公團、飼料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團に関しては、それぞれ、肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）、飼料配給公團法（昭和二十二年法律第二百二号）、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、食料品配給公團法（昭和二十二年法律第二百一号）及び油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　左の法律、勅令及び政令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農業改良局設置法（昭和二十三年法律第百六十三号）
農業改良局設置法施行令（昭和二十三年政令第二百二十一号）
農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）
農林部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百二十二号）
食糧管理局官制（昭和十六年勅令第六十三号）
林野局官制（昭和二十二年勅令第百四号）
営林局署官制（大正十三年勅令第三百六十六号）
農事試験場官制（明治二十六年勅令第十八号）
茶業試験場官制（大正八年勅令第五十八号）
園藝試験場官制（大正十年勅令第百三号）
畜産試験場官制（大正五年勅令第九十一号）
蚕糸試験場官制（大正三年勅令第百十三号）
家畜衛生試験場官制（昭和二十二年政令第六十号）
林業試験場官制（大正十一年勅令第百五十号）
水産試験場官制（昭和四年勅令第二十三号）
農業綜合研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十三号）
開拓研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十四号）
食糧研究所官制（昭和二十二年勅令第百四十号）
生糸検査所官制（明治四十年勅令第百七十号）
動植物検疫所官制（昭和二十二年勅令第百五十号）
種畜牧場官制（昭和二十一年勅令第二百七十六号）
蚕糸調査会官制（昭和二十一年勅令第百六十四号）
獣医師試験委員官制（昭和十四年勅令第六百十二号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4　この法律施行の際、現に存する國営牧野事務所は、この法律施行後も昭和二十四年六月三十日まで、本省の附属機関として置かれるものとする。

5　この法律施行の際現に存する資材調整事務所は、この法律施行後も昭和二十四年八月三十一日まで、本省の地方支分部局として置かれるものとする。

6　前二項の規定により置かれる資材調整事務所及び國営牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、從前の例による。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（水産廳設置法の一部改正）

第一條　水産廳設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号及び第五條第七号中「漁網綱の生産並びに」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第二條の二　水産廳に次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第七條の次に次の五條を加える。

（附属機関）

第七條の二　第七條の六に規定するものの外、水産廳に左の附属機関を置く。

水産研究所
日光養魚場
水産講習所

（水産研究所）

第七條の三　水産研究所は、水産

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標本の生産及び配布並びに技術の普及を行う機関とする。

2　水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道区水産研究所	北海道塩釜市
東北区水産研究所	東京都
東海区水産研究所	高知県長崎市
南海区水産研究所	七尾市
西海区水産研究所	廣島市
日本海区水産研究所	東京都
内海区水産研究所	
淡水区水産研究所	

3　農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4　水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（日光養魚場）

第七條の四　日光養魚場は、淡水魚の養殖及び種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2　日光養魚場は、栃木縣に置く。

3　日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

（水産講習所）

第七條の五　水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行う機関とする。

2　水産講習所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
第二水産講習所	下関市

3　第一水産講習所及び東京水産大学は、國立学校設置法（昭和二十四年法律第　号）の定めるところにより、当分の間、農林大臣の所轄とする。

4　水産講習所の内部組織については、農林省令で定める。

（その他の附属機関）

第七條の六　左の上欄に掲げる機関は、水産廳の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
水産物規格審議会	水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
漁船再保険審査会	漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の規定により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。

2　水産物規格審議会及び漁船再保険審査会については、それぞれ指定農林物資検査法及び漁船保険法の定めるところによる。

第九條を次のように改める。

第九條　削除

（農地調整法等の一部改正）

第二條　左に掲げる法律の規定中「中央農地委員会」を「中央農地委員会議」に改める。

農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

（開拓者資金融通法の一部改正）

第三條　開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條　政府は、第一條の規定による資金の貸付、第二條第一項第二号から第四号までの規定による一時償還の請求又は前條の規定による支拂の猶予を行うには、関係都道府縣知事の進達に基かなければならない。

前項の進達をするには、都道府縣知事は、当該都道府縣開拓審議会の意見をきかなければならない。

政府は、第三條第一項の規定による年賦金の減額若しくは猶予の基準又は前條の規定による支拂の猶予の基準を定めるには、中央開拓審議会の意見をきかなければならない。

第六條の次に次の三條を加える。

第七條　農林省に中央開拓審議会を置く。

中央開拓審議会は、農林大臣の監督に属し、前條第三項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させた事項を行う外、農林大臣又は中央農地委員会議の諸問に應じ開拓に関する重要事項を調査審議する。

第八條　都道府縣に、その機関として、都道府縣開拓審議会を置く。

都道府縣開拓審議会は、都道府縣知事の監督に属し、第六條第二項に掲げる事項及び他の法令によりその権限に属させた事項を行う外、都道府縣知事又は都道府縣農地委員会の諸問に應じ、開拓に関する重要事項を調査審議する。

第九條　前二條に規定するものの外、中央開拓審議会及び都道府縣開拓審議会に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

（農産種苗法の一部改正）

第四條　農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九條、第十一條及び第十二條中「種苗審査委員会」を「種苗審査会」に改める。

（農薬取締法の一部改正）

第五條　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條　削除

（競馬法の一部改正）

第六條　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條　削除

（関係命令の廃止）

第七條　左に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

馬政調査会官制（昭和七年勅令第三百二号）

重要肥料業委員会官制（昭和十一年勅令第四百五十二号）

農林計画委員会官制（昭和十三年勅令第七百七十六号）

木材統制委員会官制（昭和十六年勅令第六百八十四号）

食糧管理委員会官制（昭和十七年勅令第六百八十九号）

食糧対策審議会官制（昭和二十一年勅令第百三号）

水産廳設置法施行令（昭和二十三年政令第百七十六号）

附　則

この法律は、農林省設置法施行の日から施行する。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました農林省設置法案の内閣委員会における審議の経過について御報告申上げます。

本委員会における慎重審議の結果、農地民主化の基盤となる農業協同組合に関する事務の重要性に鑑みまして、農政局に農業協同組合部を設置すること、及び農地局の事務量に鑑み、次長制を改めて、管理部、計画部及び建設部の二部制とすることに改め、第三十八條第一項中、農地部を管理部に、開拓部を計画部に、土地改良部を建設部に改めることに修正すべきものといたしたのでありまして、その他は多数を

以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

尚、農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の御報告を申上げます。

本法案は農林省設置法の制定施行に伴い、関係法令の整理をする必要により提出されたものでありまして、水産試験場、水産講習所、その他水産廳の附属機関を國家行政組織法の規定に従い法的措置を加え、その他國家行政組織法の建前から従來「委員会」という名称を使用しているものの名称変更等に関するものでありまして、本委員会におきましては本法案は何らの修正もなく多数を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　討論の通告がございます。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君　（「恥かしくないか」「何を」「大事だから討論するのだ」と呼ぶ者あり）只今の野次がありましたように、このような悪い機構の改革を出すような者こそ恥を知るべきであります。（拍手）吉田民自党連立派内閣は、露骨な人民よりの收奪と大独占資本の利益を守るために、これ汲々としておるのであります。そうして臆面もなく買弁化への途を歩んでおりますことは、我が國の民主的な諸勢力が異議なく、ひとしく認めておるところであります。この政策を巧みに強行するための各行政諸機構の改変を断行せんとしておるのでありますが、これが農業部門に現われようとしておりますが、それは食糧の天下り供出制度の強化や、食管の官僚統制の強化であります。部民を奴隷化し、農民の生き血を吸うのであります。私はここに參りますまで、一時間半にわたりまして、この農民を苦しめて參りますウランバートルの悲劇をこの農業の上に與えんとするのに対して、反対討論をやつて參りましたが、こういうふうな農民を苦しめる機構や……農地改革、土地改良等の関係の予算は削減されてしまつておる。災害復旧等の公共事業費の大削減、又氣象観測所の縮小、こういうふうなことをやりまして、農民の解放、我が國の農業の復興を全くサボタージュし、停滞させておるというよりも、全く我が國の農業を破壊するような機構に改悪しようとしておるのであります。（「そんなことを言うな」と呼ぶ者あり）農民にとりまして保護助成すべきものさえも縮小しておる。例えば食糧廳であるとか、或いは資材調整事務所、水産廳のごときものを縮小しておる。これさえも立派なものではないけれども、我が國の人民の役に立つように、少しでも保護されるというふうなものは、これを縮めて行く。こういうふうなことをやつておる。縮小の結果、農林行政が末端においてうまくは行つてない。そこで強権供出等の收奪機構に対しましては、これを強化して行く。農民にとつて保護助成できるものは縮小して行く。農業破壊に拍車を加えるものを拡大し、これに関連しまして、農民に手錠を使うような弾圧となつておるのであります。このようにして独占資本の農民收奪と買弁化の基盤として、農業機械化、肥料取締、農業電化等の非民主的機構としての審議会、民自党のお好みの審議会の、このようなお附属機関の設置、こういうことをやりまして、そうして一方におきましては、肥料の資本家を設けさせ、農民を苦しめておる。農業の破壊をやつて參りまして、農産物のごときは輸入依存度をますます高めて來る。我が國の農業の拡大再生産を忘れまして、ひとえに國内の農業を破壊に導きまして、外國から食糧を輸入して、又足りないものは破壊して置いて、足りなくして置いて、何でも彼でも外國から食糧を輸入して來るような政策に持つて來ておる。このように農林省設置法というものは、独占資本と結び付きました官僚機構の改悪でありまして、日本農業、水産業、林業を荒廃させる仕組みの改悪であります。（「どうだ」と呼ぶ者あり）皆さんはこの法律の内容の隅々までお読みになりましたか。きつと積み上げて一つも読まずに（「何を言う」「余計なことを言うな」と呼ぶ者あり）民自党内閣がやつて來たのだからといつて、鵜呑みにしておる。我が党は日本農業、水産業、林業を自主的に復興させるための機構に変えることを要求いたしまして、（「もういい」と呼ぶ者あり）今回のごとき日本の人民大衆を苦しめるように改悪に対しましては断乎反対の意を表明して置きます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　農林省設置法案に対しましては、三好始君より成規の賛成を得て修正案が提出されております。先ずその趣旨説明を求めます。三好始君。

農林省設置法案に対する修正案

右の修正案を成規により提出する。

昭和二十四年五月二十二日

発議者　三好　始

賛成者

鈴木　憲一　岡村文四郎
米倉　龍也　河崎　ナツ
駒井　藤平　堀　眞琴
岩男　仁藏　岡田　宗司
カニエ邦彦　塚本　重藏
三木　治朗　山下　義信
中平常太郎　山田　節男
和田　博雄　原口忠次郎
門田　定藏　梅津　錦一
藤野　繁雄　加賀　操
楠見　義男　池田　恒雄
大島農夫雄　東浦　庄治
宇都宮　登　小川　友三

参議院議長松平恒雄殿

農林省設置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二款　作物報告事務所（第四十一條・第四十二條）」を「第二款　資材調整事務所（第四十一條・第四十二條）第三款　作物報告事務所（第四十三條・第四十四條）」に、「第四十三條」を「第四十四條・第四十五條」を「第四十四條・第四十五條・第四十六條」に、「第四十四條」を「第四十五條・第四十六條・第四十七條」に、「第四十五條」を「第四十六條・第四十七條・第四十八條」に、「第四十六條」を「第四十七條・第四十八條・第四十九條」に、「第四十七條」を「第四十八條・第四十九條・第五十條」に、「第四十八條」を「第四十九條・第五十條・第五十一條」に、「第四十九條」を「第五十條・第五十一條・第五十二條」に、「第五十條」を「第五十一條・第五十二條」に、「第五十一條」を「第五十二條・第五十三條」に、「第五十二條」を「第五十三條・第五十四條」に、「第五十三條」を「第五十四條・第五十五條」に、「第五十四條」を「第五十五條・第五十六條」に、「第五十五條」を「第五十六條・第五十七條」に、「第五十六條」を「第五十七條・第五十八條」に、「第五十七條・第五十八條」を「第五十八條・第五十九條」に、「第五十九條」を「第五十九條・第六十條」に、「第六十條」を「第六十一條・第六十二條」に、「第六十一條・第六十二條」を「第六十二條・第六十三條」に、「第六十三條・第六十四條」を「第六十四條・第六十五條」に、「第六十四條・第六十五條」を「第六十五條・第六十六條」に、「第六十五條・第六十六條」を「第六十六條・第六十七條」に、「第六十六條・第六十七條」を「第六十七條・第六十八條」に、「第六十七條・第六十八條」を「第六十八條・第六十九條」に、「第六十八條・第六十九條」を「第六十九條・第七十條」に、「第七十條」を「第七十一條」に、「第七十一條」を「第七十二條」に、「第七十二條」を「第七十三條」に、「第七十三條」を「第七十四條・第七十五條」に、「第七十四條・第七十五條」を「第七十五條・第七十六條」に改める。

第三十五條第一項中「作物報告事務所」を「資材調整事務所」に改める。

第二章第三節中第二款を第三款とし、第四十一條を第四十二條とし、以下第四十九條まで順次一條ずつ繰り下げ、第一款の次に第二款として次の一款を加える。

第二款　資材調整事務所

（所掌事務）

第四十一條　資材調整事務所は、本省の所掌事務のうち、農林畜水産業用物資の物及び、農林畜水産業用物資の割当及び配分についての調整、これらの物資の輸送並びに資金についての調整に関する事務を分掌する。

2　農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に資材調整事務所の出張所を設けることができる。

3　資材調整事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第五十條中「第五十三條」を「第五十四條」に改め、同條を第五十一條とし、以下第五十四條まで順次一條ずつ繰り下げる。

第五十五條第三項を削り、同條第四項中「、前項の事務については官房長の」を削り、同項を第三項とし、第五項を第四項とし、同條を第五十六條とし、以下第六十二條まで順次一條ずつ繰り下げる。

第六十三條中「第六十四條」を「第六十五條」に改め、同條を第六十四條とし、以下順次一條ずつ繰り下げる。

附則第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項中「前二項」を「前項」に改め、「資材調整事務所及び」を削り、同項を第五項とする。

〔三好始君登壇、拍手〕

○三好始君　私は只今上程せられております農林省設置法案に対して、その一部を修正する案を、提出いたしましたので、その趣旨を申上げたく存じます。

修正案の内容は、配付されております印刷物の通りでありますが、その趣旨は、農林省の地方支分部局として資材調整事務所を追加せんとするものであります。即ち農林省の所掌事務のうち、農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当及び配分についての調整等を分掌する現存の資材調整事務所を存置せんとするものでありまして、それに伴う関係條文の整理をなしたものが修正案であります。この修正案を提出するに至りました理由について次に簡単に御説明申上げます。

今回の農林省設置法案によりますと、資材調整事務所は廃止せられて、その事務は食糧事務所の資材部の形で行われる予定になつておるのであります。私は今日の物資の統制形態が著しく変更され乃至廃止されるような客観情勢が生れ、資材調整事務所の事務が廃止されるか、或いは大幅に地方廳或いは農業協同組合等に委譲し得る段階に到達すれば、かくのごとき機関は当然に廃止さるべきものであつて、このような形で行われる出先機関の整理は自明のことできると思うのであります。ところが今日どの程度の事務を地方廳に委譲できるか全く不明でありまして、今日予測し得る範囲では大幅の委譲は不可能できると認められるのであります。従つて今にわかに資料調整事務所を廃止することは、徒らに事務の混乱を来すだけであります。むしろ委譲すべき事務が一應確定し、或いは見通しが付いて後、その実情に應じて資材調整事務所を如何にすべきかを決定すべきであると思うのであります。殊に國家行政組織法の一部を改正する法律案に対する参議院内閣委員会全会一致の重大なる修正案が委員会を通過いたしたのでありますが、これによりまして行政機構は殆んど各省全般に亘り来年五月三十一日までに再検討せざるを得ない状態に置かれておるのであります。従つて資材調整事務所についても、今後一年以内に行われる農林省の根本的な検討の際に、事務の実情に應じて決定するのが最も妥当なる措置と認められるのであります。これが修正案を提出する第一の理由であります。

次に食糧事務所に資材部を設けてここで資材関係の事務を行うことは、性質の異なる二大事務を同一の所長が管理して行くことになつて、食糧事務所長の能力の限界を超えるものと言わねばなりません。これは私の独断ではなくして、私の調査した範囲では、食糧事務所長自身の見解であります。このような実情でありますから、食糧事務所に資材部を設けることを強行することにより、厖大にして重要なる食糧管理行政と資材関係行政の双方に重大なる支障を来すことが予想されるのであります。これが修正案を提出いたしました第二の理由であります。今回の行政機構改革に当り、運輸省の道路運送監理事務所と旧商工出張所は形式的には廃止されることになつているのでありますが、分室の名によつて多少、数が少くなるだけで実質上は残されるのであります。ところが資材調整事務所だけが分室を設ける方法がないため、食糧事務所へ事務を移すという改悪になつているのであります。

次に資材調整事務所は発足以来二ケ年を経て漸く事務が軌道に乗り、今日では零細農民、中小企業者にも公平な資材の配分をなすものとして、これら多数の者の支持を得ていることが調査の結果明らかになつているのであります。これを廃止して、一部の事務を地方廳に移し、他を食糧事務所の資材部とすることにより、統制自体に混乱を生ずるだけでなく、特に零細農民、中小企業者の利益が軽視される虞れがあるのであります。これが第三の理由であります。

以上を綜合して、私は物資の統制形態について今日と異なつた結論が出るまで、混乱を生ずる虞れのある資材調整事務所の食糧事務所への吸収は見合すべきであり、少くとも今後一ケ年以内に行われねばならなくなつた農林省機構の再検討のときまで現状を変革すべきでないと存ずるのであります。これは農林関係専門家のほぼ一致した意見と認められるのでありまして、本院農林委員会におきましても、審議の結果、資材調整事務所は存置すべきであるとの意見を内閣委員会に申込まれておつたのであります。以上が修正案を提出した理由でありまして、皆さんの御賛成をお願いして止まない次第であります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　本修正案に討論の通告がございます。カニエ邦彦君。

〔カニエ邦彦君、登壇、拍手〕

○カニエ邦彦君　只今の三好君の修正意見に皆様に御賛成をして頂きたいために一應の説明を申上げたいと思うのでありますが、実はこの資材調整事務所は農林省の出先機関として、終戦後重要資材物資の取扱を國がなすために、出先機関を全國に配置しておるのでございます。ところが今回の政府原案によりますと、これを廃止はせないのでございますが、食糧管理部の中に一部入れまして、そうして現在の形を一應縮小するというようなことの原案になつておるのでございます。そうして、そういう具合にいたしますと、従来資材調整事務所というものは、皆様方も御承知のように、各零細な農民とか或いは漁民の人たちに重要な仕事をするところの資材の割当をやつておるのでございます。ところがこの資材調整事務所の事務を、今度政府の見解によりますと、今までやつておつた仕事の中の幾らかかを地方廳に委譲して、そうしてあとの大部分の残りのものは食糧管理事務所においてやるということでございますが、私はこれが全部が全部地方廳に委譲され得るものなれば、この案に賛成してもよいと思うのでございますが、遺憾ながら政府もいろいろ関係の方面の都合がありまして、全部はやれない、極く一部分は地方廳にやつて、あとは、やはり國が國の責任においてなさねばならないんだというような御答弁がございました。かようなことにいたしますと、（「謹聴謹聴」と呼ぶ者あり、発言する者多し）政府といたしましては、政府といたしましては、何ら……

○副議長（松嶋喜作君）　静粛に願います。

○カニエ邦彦君（続）　支障はないのでありますが、一般業者、いわゆる漁業家並びに農民の方の建前からいたしますと、今まで資材調整事務所という農林省の出先の役所に参りますと、すべてのことが全部そこで賄われ、そこで全部のことが調つておつたのでございます。ところが今度の改正によりますと、或る一つのものは、仮に鍬なら鍬は、これは地方廳に行つて来る。或いは種なら種は國の資材調整事務所の方に行つて来る。言い換えまするなれば、私たちのこの衣服でも、仮りに洋服もネクタイも同じ所で賄い、同じ所で買えるのでございますが、こういう二つの機構に分けますと、同じ着るものでありましても、ネクタイは地方廳に行く、そうして洋服は資材調整事務所に行くというような形に実はなつて参るのでございます。かような点からいたしますと、政府が折角お考えになつておりますところの國民に対してのいわゆる行政の窓口を一つにしたいというこの趣旨が、二つに分れることにおいて、非常に不便になる結果になるのでございます。併しながら、これに伴う大きな國の財源の損失も実はございません。各資材調整事務所を御覧になり

ましても、極く少数の人数でやつておるのでございます。而もこの資材調整事務所が戦後にできましてから、農民も又漁民もお互いにその自分たちの使う品物が資材調整事務所に行けば、こういう手続をすれば、何でも今までスムースに貰える、そうして簡単に分配を受けることができ得る、こういうことが漸く皆の頭の中にはつきり入つたところでございます。又役所の者もそういうような仕事に丁度今慣れたところでございます。そこで、こういつた制度を仮に二つにいたしまするとと、又農民の方、又この漁民の方では、新らしく変つた時に、たとえ、ここに半年でも、一年でも、この品物を一体どこへ貰いに行くのか、この分はどこに貰いに行くのか、（笑声、拍手）こういうようなことになりまして、極めて不便な結果となります。（一分つた、もうやめと呼ぶ者あり）こういうような点を一つお考え下さいまして、是非とも三好君のこの動議に賛成を願いたいと思うのであります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　山崎恒君。

〔山崎恒君登壇、拍手〕

○山崎恒君　私は只今三好君より提出されましたところの農林省設置法中、資材調査事務所を存続するという修正案に対しまして、賛成の意を表するものであります。（拍手）御承知のように、資材調整事務所の廃止、或いは地方委譲は、現内閣の行政整理と、これに伴うところの財政緊縮の方針に基くものでありますが、このことは、むしろ私が次に述べるように、全く反対の結果となり、日本経済復興を阻害するものとなることが憂慮されるものであります。資材調整事務所の制当事務は、物資統制規則に基く数多い重要物資を公平迅速に割当て配給する大切な仕事であり、このためには、その事務に技術的に練達の士が当つて初めてよくその機能を果し得るものと思われるのであります。又中央機関に直結する機関でありまして初めて公平と迅速性が維持できるものと確信するものでございます。更に政府は、資材調整事務所廃止後は、その事務は一部を地方自治体に委譲し、止むを得ない部分を食糧事務所に行わしめると言うておりますが、その具体策は未だ全く見通しが付かないのでございます。又食糧事務所は現在の食糧管理行政だけで精一杯のところでございまして、この上に資材調整事務所の極めて複雑困難な仕事を、而も全然性質の異なつたところの業務を負荷されることは、その運営に重大な支障を来し、結局におきまして二兎を失うものと考えられるのでございます。一方又國家的観点に立つて行わるべきところの資材の需給調整が地方的問題として取扱われることは極めて不適当であります。ややもすれば地方ボス勢力によりまして歪曲される虞れが多分に存するのでございます。これを要しまするに、資材事務所の機構改革によりまして、その事務はますます複雑になり、人手は却つて多くを要し、行政整理の方針にも副わない結果となるのでございます。而も特に中小企業者及び零細なるところの農民、漁民におきまして、本事務所存続の要望は熾烈であります。ことは、調整事務所過去の実績を礼讃していることの証拠であるということができるのでございます。私は以上の諸点から修正案に賛成いたすものであります。（拍手）尚この修正につきましては、農林委員会におきましては一致した意見でありまして、且つ又両院農林関係議員を以ちまして組織しておりますところの農政研究会におきましても、一致して強くこの実現を要望しているものでありますことを附け加えまして、満場の皆様の御賛成を得たいと存じます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　石川準吉君。

〔石川準吉君登壇〕

○石川準吉君　私は三好議員の修正案に賛成をするものであります。（拍手）その理由につきましては今前弁士二人の意見と全く同様でありますので省略します。よろしく御賛成願います。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　これにて修正案に対する討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず三好君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案の表決は記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長（松嶋喜作君）　投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○副議長（松嶋喜作君）　投票の結果を申し上げます。投票総数百八十一票、白色票即ち本修正案を可とするもの百九票、青色票即ち本修正案を否とするもの七十二票、よつて本修正案は可決せられました。（拍手）

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　百九名

農林省修正案賛成

小川　友三君　阿竹齋次郎君
井上なつゑ君　宇都宮　登君
江熊　哲翁君　小野　哲君
加賀　操君　鎌田　逸郎君
西郷吉之助君　佐伯卯四郎君
高橋龍太郎君　伊達源一郎君
東浦　庄治君　久松　定武君
姫井　伊介君　藤井　丙午君
松井　道夫君　松村眞一郎君
矢野　酉雄君　山崎　恒君
安部　定君　奥　むめお君
木下　辰雄君　楠見　義男君
島津　忠彦君　島村　軍次君
徳川　宗敬君　藤野　繁雄君
鶴見祐輔六郎君　西田　天香君
石川　準吉君　紅露　みつ君
深川タマエ君　木内キヤウ君
石川　一衛君　仲子　臨君
伊東　隆治君　境野　清雄君
浅井　一郎君　木内　四郎君
鬼丸　義齋君　櫻内　辰郎君
谷口弥三郎君　油井賢太郎君
星　一君　竹中　七郎君
入交　太藏君　小林　勝馬君
内村　清次君　梅津　錦一君
大隈　信幸君　門屋　盛一君
鈴木　順一君　齋　武雄君
村尾　重雄君　門田　定藏君
塚本　重藏君　奥　主一郎君
河野　正夫君　山田　節男君
中井　光次君　カニエ邦彦君
森下　政一君　青山　正一君
中平常太郎君　若木　勝藏君
吉川末次郎君　天田　勝正君
板野　勝次君　細川　嘉六君
中野　重治君　中西　功君
岩間　正男君　象岩　傳一君
鈴木　清一君　千葉　信君
木村禧八郎君　堀　眞琴君
原口忠次郎君　池田　恒雄君
星野　芳樹君　太田　敏兄君
金子　洋文君　大野　幸一君
千田　正君　國井　淳一君
藤田　芳雄君　羽仁　五郎君
大畠農夫雄君　岩崎正三郎君
河崎　ナツ君　栗山　良夫君
川上　嘉君　丹羽　五郎君
原　虎一君　下條　恭兵君
島　清君　中村　正雄君
三好　始君　米倉　龍也君
佐々木良作君　波多野　鼎君
三木　治朗君　山下　義信君
岡田　宗司君　駒井　藤平君
岩男　仁藏君　鈴木　憲一君
岡村文四郎君

反対者（青色票）氏名　七十二名

農林省修正案反対

岩本　月洲君　梅原　眞隆君
柏木　庫治君　來馬　琢道君
高良　とみ君　小杉　イヨ君
小宮山常吉君　小林米三郎君
鈴木　直人君　竹下　豐次君
高瀬荘太郎君　高田　寛君
中川　以良君　早川　愼一君
町村　敬貴君　村上　義一君
赤木　正雄君　飯田精太郎君

岡部　常君　岡本　愛祐君
岡元　義人君　九鬼紋十郎君
山田　佐一君　中山　壽彦君
宿谷　榮一君　大野木秀次郎君
遠山　丙市君　森田　豊壽君
小林　英三君　玉屋　喜章君
德川　頼貞君　一松　政二君
田口政五郎君　岡田喜久治君
團　伊能君　結城　安次君
渡邊　甚吉君　植竹　春彦君
藤井　新一君　加藤常太郎君
西川　昌夫君　川村　松助君
淺岡　信夫君　池田宇右衛門君
須　末治君　西川甚五郎君
大島　定吉君　黒田　英雄君
寺尾　豊君　草葉　隆圓君
石坂　豊一君　板谷　順助君
松野　喜内君　黒川　武雄君
大矧　憲二君　深水　六郎君
平岡　市三君　城　義臣君
藤森　眞治君　中川　幸平君
重宗　雄三君　西山　亀七君
橋本萬右衛門君　佐々木鹿藏君
廣瀬與兵衛君　左藤　義詮君
小串　清一君　水久保甚作君
平沼彌太郎君　尾形六郎兵衛君
池田七郎兵衛君　稲垣平太郎君

○副議長（松嶋喜作君）　只今可決せられました修正の部分を除く農林省設置法案の残り全部を問題に供します。残り全部委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて本案は修正議決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　次に農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　この際、日程第三十二、厚生省設置法案、日程第三十三、厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、（いずれも内閣提出、衆議院送付）以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松嶋喜作君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

厚生省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日

衆議院議長　幣原喜重郎

參議院議長松平恒雄殿

（本文及び――――は衆議院修正）

厚生省設置法案

厚生省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第五條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第六條―第十四條）

第二節　附属機関（第十五條―第二十九條）

第三節　地方支分部局（第三十條―第三十六條）

第一款　駐在防疫官事務所（第三十一條―第三十三條）

第二款　医務出張所（第三十四條―第三十六條）

第三章　外局（第三十七條・第三十八條）

第四章　職員（第三十九條・第四十條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、厚生省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一　「食品」とは、すべての飲食物をいう。但し、医薬として摂取するものは含まない。

二　「添加物」とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用するものをいう。

三　「器具」とは、飲食器、割ぽう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。但し、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。

四　「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。

五　「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

イ　薬局方、医薬品集又はこれらの追補（公定書という。以下同じ。）に收められたもの

ロ　人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの

ハ　人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。）

ニ　前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

六　「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。

イ　人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

ロ　人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

（設置）

第三條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、厚生省を設置する。

2　厚生省の長は、厚生大臣とする。

（厚生省の任務）

第四條　厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　國民の保健

二　薬事並びに麻薬及び大麻の取締

三　社会事業、災害救助その他國民生活の保護指導

四　児童及び母性の福祉の増進

五　社会保険に関する事務及び事業（労働省の所管に属するものを除く。）

六　人口問題に関する事務

（厚生省の権限）

第五條　厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務遂行に直接必要な業務○四資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、

その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに從い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務に関し資料の收集、準備及び周知宣傳を行うこと。

十二　厚生省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十四　区域を定めて國立公園を指定すること。

十五　國立公園事業を執行し、その一部を公共團体に執行させること。

十六　國立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内で一定の行爲をしようとする者に対し許可を與え、その條件に違反した者に対し原狀回復を命ずること。

十七　國立公園の区域内で一定の行爲を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分に違反した者に対し原狀回復を命ずること。

十八　國立公園の区域内で一定の行爲を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分に違反した者に対し原狀回復を命ずること。

十九　温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

二十　指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。

二十一　優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めること。

二十二　栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

二十三　都道府縣又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に関し必要な事項を命ずること。

二十四　傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき傳染病を指定し、その適用範囲を定めること。

二十五　都道府縣知事の行う傳染病毒汚染の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の検疫を認可すること。

二十六　臨時予防接種を都道府縣をして行わせること。

二十七　性病のまん延著しいとき、都道府縣知事が健康診断を行おうとする場合これを承認すること。

二十八　都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。

二十九　都道府縣その他必要と認める公共團体に対して結核療養所の設置を命ずること。

三十　二以上の都道府縣を指定し、これに対してらい療養所の設置を命ずること。

三十一　検疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。

三十二　理容師養成施設を指定すること。

三十三　販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につき、その基準又は規格を定め、必要な製品検査を行うこと。

三十四　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）及び同法に基く命令の規定に基き輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定めて、検査を行うこと。但し、同法及び同法に基く命令によつて他省に属せしめられた権限を除く。

三十五　食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定める営業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を收去させること。

三十六　市町村に対して、と場の設置を命ずること。

三十七　水道及び下水道に関する事務を行うこと。

三十八　医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。

三十九　保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

四十　歯科衛生士の試験を行うこと。

四十一　医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。

四十一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定に基き、國の開設する病院の開設及び管理の承認を與え、國の開設する診療所又は助産所について立入検査を行い必要を申出をすること。

四十二　都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、必要な事項を命ずること。

四十三　○薬剤師國家試験を施行し、○薬剤師の免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。

四十四　医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い、並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。

四十五　薬事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。

四十六　医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするとき品目ごとにその製造を許可すること。

四十七　医薬品、医療用用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の割当を行うこと。

四十八　薬事監視員をして、必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を收去させること。

四十九　麻薬及び大麻（カンナビス・サティバ・エル）の取扱者の免許及び登録を行い、並びに免許の取消及び登録のまつ消を行い、並びに麻薬取締員を指名し、監督し、うること。

五十　指揮すること。

五十一　毒物及び劇物を指定すること。

五十一　生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他特定の医薬品○（生物学的製剤及び抗菌性物質を含む。）の規格を定め、及びこれらの検定を行うこと。

五十二　都道府縣又は政令で定める市に対して、社会事業の経営を命ずること。

五十三　都道府縣知事の行う災害救助につき、他の都道府縣知事に対して應援をなすべきことを命ずること。

五十四　地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越える消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

五十五　民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

五十六　児童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。

五十七
五十六　政府の管掌する健康保険及び船員保険に関し、療養に要する費用を定め、診療契約を締結すること。

五十八
五十七　健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。

五十九
五十八　社会保険診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

六十
五十九　國民健康保険を行う市町村（特別区を含む。）、國民健康保険組合、國民健康保険を行う社團法人及び國民健康保険團体連合会に対して、その事業及び財産に関し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

六十一
六十　國民健康保険の診療報酬の標準額○及び國家公務員共済組合の療養費の基準○を定めること。

六十二
六十一　政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徴收すること。

六十三
六十二　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き厚生省に属せしめられた権限。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第六條　本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

公衆衛生局
医務局
薬務局
社会局
児童局
保險局

2　大臣官房に統計調査部○及び國立公園部○を、公衆衛生局に國立公園部及び環境衛生部を置く。

（特別な職）

第七條　医務局に次長一人を置く。

（大臣官房の事務）

第八條　大臣官房においては、厚生省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
三　大臣の官印及び省印を管守すること。
四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
六　行政財産及び物品を管理すること。
七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
八　行政の考査を行うこと。
九　渉外事務に関すること。
十　こう報に関すること。
十一　法令案の審査その他綜合調整に関すること。
十二　所管行政に関する物資の総合調整を行うこと。
十三　所管行政に関する調査一般に関すること。
十四　人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の收集、保管、製表、解析及び編さんを行うこと。
十五　國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行うこと。
十六　國立公園及び温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。
十七　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。
十八　景勝地及び休養地に関し、國民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。
十九　國民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行い、その整備改善を図ること。
二十　温泉を保護し、その利用の適正を図ること。
二十一
十五　前各号に掲げるものの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

2　統計調査部は、前項第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

3　國立公園部は第一項第十五号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（公衆衛生局の事務）

第九條　公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一　國民の健康増進及び資質の向上に関し、企画し、実施すること。
二　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を施行すること。
二三
二　國民厚生運動の普及発達を図ること。
三四
三　國民の栄養状態の調査を行い、その改善向上を図ること。
四五
四　栄養士の身分及び薬務について、監督を行うこと。
五六
五　疾病にかかつている者の栄養食品の確保及び調理の指導を行うこと。
六七
六　保健所の設置及び運営を指導監督すること。
七八
七　衛生教育○及び公衆衛生従事者の養成○に関すること。
八九
八　傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳ぱん及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。
九十
九　疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。
十十一
十　海港及び空港における検疫に関すること。
十一
十一　國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行うこと。
十二
十二　國立公園及び温泉に関する観光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。
十三
十三　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。
十四
十四　景勝地及び休養地に関し、國民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。
十五
十五　國民の厚生のため公園（都市計画上の公園を除く。）に関し、調査を行い、その整備改善を図ること。
十六
十六　温泉を保護し、その利用の適正を図ること。
十七
十七　旅館、興行場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
十八
十八　建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。
十九
十九　ねずみ、こん虫等の駆除、へい獣処理場等の指導監督その他環境衛生の改善及び向上を図ること。
二十
二十　飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。
二十一
二十一　と場、と畜及び犬の狂犬病の予防に関すること。
二十二
二十二　販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。
二十三
二十三　水道及び下水道に関すること。
二十四
二十四　墓地、埋葬、火葬等に関すること。
二十五
二十五　前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に関すること。但し、他局の主管

に属するものを除く。

2　國立公園部は、前項第十一号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

3　環境衛生部は、前項第十二号第一項第十七号から第十九号第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（医務局の事務）

第十條　医務局においては、左の事務をつかさどる。

一　医師及び歯科医師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

二　医療の指導及び監督を行うこと。

三　保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士その他医療関係者の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

四　あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

五　日本医療團の清算の指導を行うこと。

六　医療機関の整備改善を図ること。

七　医療の普及及び向上を図ること。

八　國立病院及び國立療養所に関すること。

九　國立病院特別会計の経理を行うこと。

（薬務局の事務）

第十一條　薬務局においては、左の事務をつかさどる。

一　医薬品、医療用用具その他衛生用品の生産配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

二　薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三　医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者に関すること。

四　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品の取締を行うこと。

五　医薬品、用具及び化粧品の試験、検査及び研究を指導すること。

六　生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。

七　毒物及び劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。

八　麻薬及び大麻に関するすべての活動を取締り、監督し、及びこれらの物件の処分を行うこと

九　前各号に掲げるものの外、麻薬及び大麻の取締事務に関する法律を施行すること。

（社会局の事務）

第十二條　社会局においては、左の事務をつかさどる。

一　社会事業の助長及び監督を行うこと。

二　社会事業の調査研究を行うこと。

三　民生委員の指導及び監督を行うこと。

四　社会事業関係職員の教養訓練を行うこと。

五　生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。

六　り災者の應急救助を行うこと。

七　身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。

八　消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。

九　公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。

十　り災者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。

十一　前各号に掲げるものの外、國民生活の保護及び指導に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

（児童局の事務）

第十三條　児童局においては、左の事務をつかさどる。

一　児童福祉司及び児童委員を指導すること。

二　児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。

三　妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。

四　児童の福祉のための文化の向上を図ること。

五　児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。

六　保護を要する母子の保護を図ること。

七　児童の不良化を防止すること。

八　里親を指導すること。

九　児童の心身の育成発達を指導すること。

十　児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する設備の設備及び運営につき、指導監督すること。

十一　児童相談所及び児童福祉施設の職員の養成及び指導すること。

十二　前各号に掲げるものの外、児童及び妊産婦その他母性の福祉を図ること。但し、他局の主管に属するものを除く。

（保険局の事務）

第十四條　保険局においては、左の事務をつかさどる。

一　政府の管掌する健康保険事業を行うこと。

二　健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。

三　厚生年金保険事業を行うこと。

四　船員保険事業を行うこと。

五　厚生省所管の社会保険全般に関し、審査及び再審に関する事務を行い、各種審議会を維持すること。

六　國民健康保険を行う市町村（特別区を含む。）及び國民健康保険を行う社團法人の國民健康保険事業並びに國民健康保険組合及び國民健康保険團体連合会を指導監督すること。

七　社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。

八　厚生保険特別会計の経理を行うこと。

九　船員保険特別会計の経理を行うこと。

十　社会保険制度の調整を図ること。

十一　社会保障の向上及び増進に関し、調査研究を行うこと。

十二　厚生省所管の社会保険全般に関し、経理及び数理の報告を収集し、保管し、発表し、並びに適当な企画又は立法に必要な研究を行うこと。

第二節　附属機関

（附属機関）

第十五條　第二十九條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

人口問題研究所
國立公衆衛生院
國立栄養研究所
國立予防衛生研究所
検疫所
國立病院
國立療養所
病院管理研修所
國立衛生試験所
國立光明寮
國立身体障害者更生指導所
國立教護院
國立健康保険療養所

（人口問題研究所）

第十六條　人口問題研究所は、人口問題に関する調査研究をつかさどる機関とする。

2　人口問題研究所は、東京都に置く。

3　人口問題研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

（國立公衆衛生院）

第十七條　國立公衆衛生院は、公衆衛生技術者の養成訓練並びにこれに対する公衆衛生に関する学理の應用の調査研究をつかさどる機関とする。

2　國立公衆衛生院は、東京都に置く。

3　國立公衆衛生院の内部組織は、厚生省令で定める。

（國立栄養研究所）

第十八條　國立栄養研究所は、國民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機関とする。

2　國立栄養研究所は、東京都に置く。

3　國立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

（國立予防衛生研究所）

第十九條　國立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病及び食品衛生に関し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。

二　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的毒材料等の検査、検定及び試験的製造を行うこと。

三　ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四　食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五　その他予防衛生に関し、科学的調査研究を行うこと。

六　予防衛生に関する試験研究の総合調整を行うこと。

2　國立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3　國立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4　厚生大臣は、國立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に國立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（検疫所）

第二十條　検疫所は、海港及び空港における検疫及び防疫を行う機関とする。

2　検疫所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（國立病院）

第二十一條　國立病院は、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2　國立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に國立病院の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4　國立病院又は分院若しくは診療所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差支えない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該國立病院、分院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

5　國立病院に、看護婦及び助産婦の養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（國立療養所）

第二十二條　國立療養所は、特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2　國立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3　厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に國立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4　前條第四項の規定は、國立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。

5　國立療養所に、看護婦（おいで看護婦の再教育及び訓練を行う）の養成所を設置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（病院管理研修所）

第二十三條　病院管理研修所は、病院管理に関し調査研究及び研修をつかさどる機関とする。

2　病院管理研修所は、東京都に置く。

3　病院管理研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

（國立衛生試験所）

第二十四條　國立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　國家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

二　輸出品取締法に基き輸出する医薬品、○（生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。）用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三　國内消費用不良の虞ある医薬品、○（生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。）用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四　消毒剤、殺生剤及び殺そ剤の試験及び検査（生物学的検査を除く。）を行うこと。

五　薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六　医薬品等の試験的製造を行うこと。

七　その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2　國立衛生試験所は、東京都に置く。

3　國立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4　厚生大臣は、國立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に國立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（國立光明寮）

第二十五條　國立光明寮に関しては、國立光明寮設置法（昭和二十三年法律第百六十二号）の定めるところによる。

（國立身体障害者更生指導所）

第二十六條　國立身体障害者更正指導所に関しては、國立身体障害者更生指導所設置法（昭和二十四年法律第　号）の定めるところによる。

（國立教護院）

第二十七條　國立教護院は、兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七條第一項第三号及び同法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第十條第二項の規定により入院させた兒童の教護をつかさどり、あわせて全國の教護院における教護の向上に寄與する機関とする。

2　國立教護院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3　國立教護院に教護事務に従事する職員の養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（國立健康保險療養所）

第二十八條　國立健康保險療養所は、健康保險、國民健康保險その他社会保險の被保險者及び被扶養者の療養をつかさどる機関とする。

2　國立健康保險療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

（その他の附属機関）

第二十九條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
衛生統計協議会	厚生大臣の諮問に應じて、衛生統計に関する重要事項を調査審議すること。
國民休力審議会	厚生大臣の諮問に應じて、國民休力に関する重要事項を調査審議すること。
中央優生保護審査会	主として優生手術に関する適否の再審査を行い、その他優生保護上必要な事項を処理すること。
栄養士試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に関する重要事項を調査審議すること。
國立公園中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、國立公園に関する重要事項を調査審議すること。
國立公園地方審議会	厚生大臣の諮問に應じて、当該國立公園の運営に関する重要事項を調査審議すること。
中央温泉審議会	厚生大臣の諮問に應じて、温泉及びこれに関する行政に関し、調査審議すること。
理容師養成施設指定協議会	厚生大臣の諮問に應じて、理容師養成施設の指定に関し、調査審議すること。
中央食品衛生調査会	厚生大臣の諮問に應じて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に関し、調査審議すること。
医道審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に関する重要事項を調査審議すること。
医師國家試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師國家試験に関する重要事項を調査審議すること。
歯科医師國家試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師國家試験に関する重要事項を調査審議すること。
医師國家試験委員	医師國家試験に関する事務をつかさどること。
歯科医師國家試験委員	歯科医師國家試験に関する事務をつかさどること。
医師國家試験予備試験委員	医師國家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
歯科医師國家試験予備試験委員	歯科医師國家試験予備試験に関する事務をつかさどること。
医師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。
歯科医師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一條の規定による実地修練に関する重要事項を調査審議すること。
保健婦助産婦看護婦試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議すること。
保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員	保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務をつかさどること。
医療機関整備中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議すること。
診療報酬審議会	厚生大臣の諮問に應じて、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関する事項を審議すること。
あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議すること。
医薬制度調査会	厚生大臣の諮問に應じて、医薬制度の改善に関する重要事項を調査審議すること。
日本医療團清算管理協議会	厚生大臣の諮問に應じて、日本医療團の清算に関する重要事項を調査審議すること。
薬事審議会	公定書の改訂又は追補に関し、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、新医薬品その他薬事に関し厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に対する再審査を行うこと。
中央社会事業審議会	社会事業法（昭和二十三年法律第五十九号）第七條及び同法第十三條の規定によりその権限に属する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に應じて、社会事業に関する重要事項を調査審議すること。
中央兒童福祉審議会	厚生大臣の諮問に應じて、兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
健康保険審議会	政府管掌の健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。
厚生年金保険審議会	厚生年金保険事業の運営に関する事項を審議すること。
船員保険審議会	船員保険事業の運営に関する事項を審議すること。
健康保険審査会	健康保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
厚生年金保険審査会	厚生年金保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
船員保険審査会	船員保険における保険給付の決定及び保険料の徴収に関する不服について審査すること。
中央社会保険診療協議会	健康保険の保険医に対し、適正なる保険診療を指導し、及びその監督を図ること。
社会保険診療報酬算定協議会	厚生大臣の諮問に應じて、健康保険及び船員保険における適正な診療報酬並びに國民健康保険における診療報酬標準額を審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）

第三十條　本省に左の地方支分部局を置く。

駐在防疫官事務所

名称	位置	管轄区域
北海道地区駐在防疫官事務所	札幌市	北海道
東北地区駐在防疫官事務所	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
関東信越地区駐在防疫官事務所	東京都	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　長野県
東海北陸地区駐在防疫官事務所	名古屋市	静岡県　愛知県　岐阜県　三重県　富山県　石川県　福井県
近畿地区駐在防疫官事務所	大阪市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
中国地区駐在防疫官事務所	廣島市	鳥取県　島根県　岡山県　廣島県　山口県
四国地区駐在防疫官事務所	高松市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州地区駐在防疫官事務所	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　宮崎県　鹿児島県　熊本県　大

（内部組織）

第三十三條　駐在防疫官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

第二款　医務出張所

（所掌事務）

第三十四條　医務出張所は、本省の所掌事務のうち國立病院及び國立療養所の業務の指導監督並びに國立病院特別会計の整理に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十五條　医務出張所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

医務出張所

第一款　駐在防疫官事務所

（所掌事務）

第三十一條　駐在防疫官事務所は、本省の所掌事務のうち防疫に関する事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十二條　駐在防疫官事務所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
北海道医務出張所	札幌市	北海道
東北医務出張所	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
関東信越医務出張所	東京都	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　長野県
東海北陸医務出張所	名古屋市	静岡県　愛知県　岐阜県　三重県　富山県　石川県　福井県
近畿医務出張所	大阪市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
中國医務出張所	廣島市佐伯郡大竹町	鳥取県　島根県　岡山県　廣島県　山口県
四國医務出張所	香川県仲多度郡善通寺町	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州医務出張所	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　宮崎県　鹿児島県　熊本県　大

（内部組織）

第三十六條　医務出張所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章　外局

（外局の設置）

第三十七條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。

引揚援護廳

（引揚援護廳）

第三十八條　引揚援護廳の組織、所掌事務及び権限は、引揚援護廳設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第三十九條　厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第四十條　厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第十五條の規定は、國立身体障害者更生指導所に関しては、同年十月一日から適用する。

2　左の勅令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

厚生省官制（昭和十三年勅令第七号）

厚生部内臨時職員設置制（昭和十三年勅令第八号）

臨時厚生省に顧問を置くの件（昭和二十年勅令第五百四十六号）

人口問題研究所官制（昭和二十一年勅令第二百五十号）

公衆衛生院官制（昭和二十一年勅令第二百四十九号）

國立栄養研究所官制（昭和二十二年勅令第百七十五号）

予防衛生研究所官制（昭和二十二年勅令第五十八号）

検疫所官制（昭和二十二年勅令第百四十七号）

衛生試験所官制（明治二十三年勅令第百五十五号）

國立少年教護院官制（昭和九年勅令第二百八十一号）

國立健康保険療養所官制（昭和十八年勅令第二十三号）

中央衛生会官制（明治二十八年勅令第五十七号）

薬剤師試験委員官制（明治二十九年勅令第百十九号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十六日

衆議院議長　幣原喜重郎殿

参議院議長松平恒雄殿

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條　優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

「優生保護委員会」を「優生保護審査会」に、「中央優生保護委員会」を「中央優生保護審査会」に、「都道府縣優生保護委員会」を「都道府縣優生保護審査会」に、「地区優生保護委員会」を「地区優生保護審査会」に改める。

第十八條第二項及び同條第四項中「各優生保護委員会」を「各優生保護審査会」に改める。

第二條　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「第七章　食品衛生委員会」を「第七章　食品衛生調査会」に改める。

第二十五條中「食品衛生委員会」を「食品衛生調査会」に、「中央食品衛生委員会」を「中央食品衛生調査会」に、「地方食品衛生委員会」を「地方食品衛生調査会」に改める。

第三條　医師会、歯科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項、第十五條第二項及び第二十一條中「日本医療團清算監理委員会」を「日本医療團清算監理協議会」に改める。

第四條　あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業諮問委員会」を「あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業審議会」に、同條及び第二十條中「委員会」を「審議会」に改める。

第五條　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章　薬事委員会」を「第三章　薬事審議会」に改める。

第七條、第八條、第十條、第十九條、第三十條及び第五十二條中「薬事委員会」を「薬事審議会」に改める。

第八條、第十一條、第十五條第二項及び第十六條から第十八條まで中「委員会」を「審議会」に改める。

第十條第一項中「小委員会」を「小審議会」に、「薬剤師國家試験小委員会」を「薬剤師國家試験小審議会」に、「公定書小委員会」を「公定書小審議会」に、「新医薬品小委員会」を「新医薬品小審議会」に、同條第二項中「特別小委員会」を「特別小審議会」に改める。

第六條　社会事業法（昭和十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條、第八條及び第十三條中「中央社会事業委員会」を「中央社会事業審議会」に改める。

第九條中「地方社会事業委員会」を「地方社会事業審議会」に改める。

第七條　引揚援護廳設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を次のように改める。

この政令は、昭和二十三年五月三十一日から施行する。

附　則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました厚生省設置法案の内閣委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

本委員会は慎重に審議いたしましたが、ただ厚生省の附属機関として、協議会、審議会、審査会等、その数甚だ少からぬのでありますが、これらの附属機関は同一性質のものは成るべく統合整理するの要があるという意見もありましたのみで、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について御報告申上げます。

本法案は厚生省設置法の施行に伴い関係法令を整理する必要事項を法制技術的に整理したものでありまして、本委員会におきましては、別段の意見もなく、全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　討論の通告がございます。中野重治君。（拍手）

〔中野重治君登壇〕

○中野重治君　時間が五分に限られておりますから、簡単に日本共産党はこの法案に反対である旨、説明します。

先ず第一に、この厚生省という名前を改めないで出発するようでは駄目である。御承知のように、これは日本人の衛生保健の問題を社会的に扱つて行く役所としてできたのであるが、初めはこれは社会保健省という名を付けようということになつていたのが、日本の軍國主義、軍閥の力に抑えられて、厚生省という役人的天下り的の名前を付けられてできたものですから、それだから、もう現在そういうものができて、これを、このまま仕事をどん〳〵やつて行く場合なら、何も我々は名前に必ずしも拘泥しないけれども、併し改めて各省設置法案というようなものを出して出直すというのであつたならば、同じ厚生省というような名前で問題を考えて行くような、そういう精神から先ず脱却しなければならない。それだから実際今度のこの法案によると、とんでもないことになります。これは詳しく言う必要もありません。予算の面から見ても、この部とか局とかいうものを殖やしたり減らしたりする面から見ても、多くの欠点が含まれておる。そのたつた一つを言えば、例えばこれによれば予防局が衛生局に吸収されて小さくなる。そうすると、どうなるかというと、従來予防局では、結核の問題、癩病の問題、トラコーマの問題、寄生虫の問題、精神病の問題、傳染病の問題、日本脳炎の問題、それから又仕事として港の検疫の問題、予防接種の問題、保健所の仕事、駐在防疫官の仕事、こういうものを國としてやつておりました。これを衛生局の中に吸収さしてしまつて小さくする。人間も減らし金も縮めるということになれば、日本にとつて非常に難問題であるところの、日本脳炎等々の傳染病の問題、これなんかは非常に危い瀬戸際になつて來る。これに対して我々が一層無防備になる。こういうことになります。これは他の問題とも絡んで、失業者も殖えておりますし、婦人少年等々が苦しいままにいろ〳〵賣淫とか、浮浪兒とかいう状態に陥つて、傳染病を振り撒いて行くという事態がます〳〵高まりつつあるとき、こういうことをやろうと言うのであるから、これはよくない。これは明らかによくない。この間我々は少年の不良化防止のための決議をしました。ここで……。あの決議を我々がまじめにやつたのであるならば、我々はこういう、いかさまな方式で役所を作つて、傳染病を拡める、傳染病に対する我々の防備力を弱めるというふうなことには賛成できないだろうと私は考える。それで、どうしてもこれは、こういう厚生省というような名前を担ぎ出すというような精神から脱却して、そうして予防局を衛生局の中に吸収させるというような間違つた方式を止めて、金と人間と施設とを打ち込み、養老院その他の仕事を拡げて行く。それですから、社会保健の仕事を本当に人民大衆のためやつて行かなければならないという、こういう趣旨から、我我は、これを縮めて病毒を拡めようとする、日本人を弱めようとするこの法案に反対するものであります。

○副議長（松嶋喜作君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　日程第三十四、労働省設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

労働省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十九日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

（小字及び――は衆議院修正）

労働省設置法案

労働省設置法

國会は、労働省設置法（昭和二十二年法律第九十七号）の全部を改正する。この法律を制定する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第五條―第十條）

第二節　附属機関（第十一條―第十三條）

第三節　地方支分部局（第十四條―第十九條）

第一款　都道府縣労働基準局（第十五條・第十六條）

第二款　労働基準監督署（第十七條）

第三款　公共職業安定所（第十八條・第十九條）

第三章　外局（第二十條）

第四章　職員（第二十一條・第二十二條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、労働省を設置する。

2　労働省の長は、労働大臣とする。

（労働省の任務）

第三條　労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓もう宣傳

二　労働條件の向上及び労働者の保護

三　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整

四　職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整

五　失業対策

六　労働統計調査

七　前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保

八　労働者災害補償保険事業

九　失業保険事業

（労働省の権限）

第四條　労働省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二　労働省の公印を制定すること。

十三　所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を與え、又はその許可を取り消すこと。

十四　都道府縣知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五　労働協約を、二以上の都道府縣にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六　特別労働委員会の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

十七　労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府縣知事の職務を、行政官庁をして行わせること。

十八　労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。

十九　公益事業等に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求する都道府縣知事の職権を、自ら行い、若しくはその指定する都道府縣知事をして行わせ、又は労働委員会の職権をその指定する都道府縣知事をして行わせること。

二十　公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行い、及びその組合の解散を裁判所に申し立てること。

二十一　日本國有鉄道及び日本專賣公社の労働関係に関し、それぞれ國有鉄道調停委員会及び專賣公社調停委員会に調停の請求をすること。

二十二　公共企業体仲裁委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めること。

二十三　公共企業体仲裁委員会に仲裁の請求をすること。

二十四　労働に関する團体の役職員への就職を禁止される者の範囲を定め、又はその禁止を免除すること。

二十五　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基いて、臨検、尋問、許可、認可、認定、審査又は仲裁を行うこと。

二十六　一定の事業又は職業に従事する労働者について、最低賃金を定めること。

二十七　特に危險な作業を必要とする機械及び器具の性能検査を行うこと。

二十八　使用者に対して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずること。

二十九　労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、特定の事業における建設物等の工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずること。

三十　労働者を就職させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合において、使用者及び労働者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずること。

三十一　労働契約が未成年者に不利であると認める場合において、將來に向つてこれを解除すること。

三十二　労働者の災害補償に関し、審査又は仲裁のために必要があると認める場合において、医師に診断又は検案をさせること。

三十三　法令又は労働協約にていい触する就業規則の変更を命ずること。

三十四　労働基準法の施行に関して、使用者又は労働者に必要な事項について報告又は出頭することを要求すること。

三十五　労働者災害補償保険の任意適用事業の事業主が保険加入又は脱退の申込をした場合に、これに承諾を與えること。

三十六　労働者災害補償保険の保険料を徴收すること。

三十七　労働者災害補償保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして、報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

三十八　有料で又は営利を目的として美術、音樂、演藝その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業及び無料の職業紹介事業に許可を與えること。

三十九　文書以外の方法により行う労働者の募集に許可を與えること。

四十　文書により行う労働者の募集に関し、募集地域又は募集時期について、制限すること。

四十一　労働組合法による労働組合の行う無料の労働者供給事業に許可を與えること。

四十二　労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の現況、労働條件等職業安定に関し、必要な報告を求めること。

四十三　職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告を求めること。

四十四　失業保険の任意適用事業の事業主が包括加入又は包括脱退の申請をした場合に、これを許可すること。

四十五　失業保険の保険料を徴收すること。

四十六　失業保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。

四十七　失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めること。

四十八　公共事業又は失業対策事業の事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせること。

四十九　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、労働省に属せしめられた権限。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に、大臣官房及び左の四局を置く。

労政局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

2　大臣官房に労働統計調査部を置く。

（大臣官房の事務）

第六條　大臣官房においては、労働省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　歳費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　渉外事務に関すること。

十　こう報に関すること。

十一　法令案の審査その他総合調整に関すること。

十二　労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計を作成し、刊行すること。

十三　労働條件に関する定期統計を作成し、刊行すること。

十四　賃金、給料その他給與に関する定期統計を作成し、刊行すること。

十五　労働者生計費に関する定期統計を作成し、刊行すること。

十六　職業に関する定期統計を作成し、刊行すること。

十七　内外労働事情に関する資料の收集、整理、分析を行い、その結果を刊行すること。

十八　労働者の生活、給與及び雇用に関する経済問題に関する調査を行い、その結果を刊行すること。

十九　前各号に掲げるものの外、労働省の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2　労働統計調査部は、前項第十二号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

（労政局の事務）

第七條　労政局においては、左の事務をつかさどる。

一　労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第六條、第八條、第十五條、第二十四條（第三十一條の規定により準用する場合を含む。）第二十七條第二項、第二十八條、第二十九條及び第三十三條第二項に規定する事務、労働組合法施行令（昭和二十一年勅令第百八号）第三十六條第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八條第二項、第四十條但書及び第四十二條に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基く労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の事務を除く。

二　公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。

三　法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会、專賣公社中央調停委員会、國有鉄道地方調停委員及び專賣公社地方調停委員会、專賣公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。

四　労働組合及び労働関係の調整に関する啓もう宣傳を行うこと。

五　前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する團体及び労働関係の調整に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。

（労働基準局の事務）

第八條　労働基準局においては、左の事務をつかさどる。

一　賃金、労働時間及び休息に関すること。

二　産業安全に関すること。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。

三　労働衛生に関すること。但し、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。

四　労働者災害補償に関すること。

五　労働者災害補償保険事業を行うこと。

六　労働者災害補償保険特別会計の経理を行うこと。

七　労働能率の増進を図ること。

八　労働者の福利厚生を図ること。

九　工場、鉱山その他の場所における労働條件及び労働者の保護に関する監督を行うこと。

十　産業安全研究所の管理及び監督を行うこと。

十一　前各号に掲げるものの外、労働基準法及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の施行に関すること。その他労働條件及び労働者の保護に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。

（婦人少年局の事務）

第九條　婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。

一　婦人及び年少労働者に特殊な労働條件の向上及び保護を図ること。

二　児童の使用禁止に関すること。

三　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

四　前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

五　労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。

六　婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

（職業安定局の事務）

第十條　職業安定局においては、左の事務をつかさどる。

一　國民の労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること。

二　職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関すること。

三　労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。

四　失業対策に関すること。

五　失業保険事業を行うこと。

六　失業保険特別会計の経理を行うこと。

七　前各号に掲げるものの外、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第　号）の施行に関すること、その他職業に関することで他の所掌に属しない事務に関すること。

第二節　附属機関

（附属機関）

第十一條　第十三條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

産業安全研究所

（産業安全研究所）

第十二條　産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機関とする。

2　産業安全研究所は、東京都に置く。

3　産業安全研究所の内部組織は、労働省令で定める。

（その他の附属機関）

第十三條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
船員労働連絡会議	船員の労働に関する行政の重要事項に関し、労働省の所管行政との連絡統一を図ること。
労働教育審議会	労働教育に関し、調査審議すること。
中央賃金審議会	労働大臣の求に應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
技能者養成審議会	労働基準法第七十條の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働基準監督官分限審議会	労働基準監督官の罷免について、同意を與えること。
労働者災害補償保険審議会	労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議会	労働大臣の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に関し、調査審議すること。
安全装置性能審議会	労働基準法に基く安全装置の性能審査に関し、調査審議すること。
けい肺対策審議会	けい肺対策を調査審議すること。
婦人少年問題審議会	婦人少年問題に関し、調査審議すること。
中央職業安定審議会	公共職業安定所の他職業安定法及び失業保険法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
特別地区職業安定審議会	二以上の都道府縣にわたる特別地区に関し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
職業安定連絡協議会	職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労

働力を最も有効に発揮させる方法を協議すること。

失業保険審査会

失業保険金の支給に関する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴願を審査すること。

労働統計調査審議会

労働統計調査の企画及び実施に関し、調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

（地方支分部局）

第十四條　本省に、左の地方支分部局を置く。

都道府縣労働基準局

労働基準監督署

公共職業安定所

第一款　都道府縣労働基準局

（都道府縣労働基準局）

第十五條　都道府縣労働基準局の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

2　都道府縣労働基準局は、前項に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。

一　労働者災害補償保険法を施行すること。

二　労働能率の増進を図ること。

三　労働者の福利厚生を図ること。

四　賃金その他の労働條件及び労働者生計費に関する統計を作成すること。

3　都道府縣労働基準局長は、前項第四号に掲げる事務のうち、本省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房労働統計調査部長の指揮監督を受けるものとする。

4　都道府縣労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。

（附属機関）

第十六條　左の表の上欄に掲げる機関は、都道府縣労働基準局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
地方賃金審議会	都道府縣労働基準局長の求に應じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に関する異議の申立を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立を審議するとともに、保険料その他労働者災害補償保険法に規定する徴収金の賦課又は徴収の処分に関する訴願を審査すること。
地方特殊技能試験審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く特殊技能試験に関し、調査審議すること。
衛生管理者試験審議会	都道府縣労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法に基く衛生管理者試験に関し、調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第二款　労働基準監督署

（労働基準監督署）

第十七條　労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

2　労働基準監督署は、前項に定めるものの外、労働者災害補償保険法の施行のうち、保険給付及び保険料算定基礎の調査に関する事務をつかさどる。

3　労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第三款　公共職業安定所

（公共職業安定所）

第十八條　公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は、職業安定法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基く命令を含む。）、失業保険法（これに基く命令を含む。）及び緊急失業対策法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

2　公共職業安定所の内部組織は、労働省令で定める。

3　労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織は、労働省令で定める。

（附属機関）

第十九條　職業指導協議会は、公共職業安定所の附属機関として置かれるものとし、公共職業安定所長の諮問に應じ、職業指導に関する事項を調査審議することを目的とする。

2　職業指導協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、職業安定法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

第三章　外局

（外局）

第二十條　國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。

中央労働委員会

公共企業体仲裁委員会

國有鉄道中央調停委員会

專賣公社中央調停委員会

國有鉄道地方調停委員会

專賣公社地方調停委員会

2　中央労働委員会の組織、所掌事

務及び権限は、労働組合法（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

3　公共企業体仲裁委員会、國有鉄道中央調停委員会及び專賣公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法（○以下同じ。）の定めるところによる。

4　國有鉄道地方調停委員会及び專賣公社地方調停委員会の名称、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章　職員

（職員）

第二十一條　労働省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第二十二條　労働省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2　失業保険委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十八号）は、廃止する。

〔中川幸平君登壇、拍手〕

○中川幸平君　只今議題となりました労働省設置法案の内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は行政機構の改革及び國家行政組織法の施行に伴いまして、従來の労働省設置法の一部を改正するため、現行の労働省設置法を全般的に改正せんとするものであります。今回の機構改革に当り、労働省は従來の労働統計調査局を大臣官房の中に吸收して労働統計調査部としたものでありますが、この点に関しましては本委員会の審議の際も熱心なる意見が出まして、労働行政の重要性に鑑み、労働統計調査のごときは、今後ますます機構の整備を図るべきであるとの意見があつたのであります。又公共職業安定所に関しては、これは地方廳に委譲すべきであるとの意見が出まして、この問題は職業安定法の改正の際に適当に処理すべきであるとの意見に一致し、本法案は何ら修正なく、これを可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申上げます。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　本案に対し討論の通告がございます。村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君　日本社会党は労働省設置法案に対して反対いたします。

その反対理由を時間が僅か五分間に限られておりますので、簡單に指摘いたします。欠点を挙げますと、きりのない程欠点だらけの吉田内閣で特に欠点は何かと指摘いたしますと、それは労働行政に対して非常に冷淡であり又軽視していることなのであります。悪い所を突きますと、きりのない程悪い所だらけの吉田内閣で、特に悪い所を挙げますと何かと申上げますと、それは統計調査に対する冷淡なことであり軽視しておることなんであります。我が國の経済の再建が労働行政のよろしきを得なければ経済再建できないということは、もう私から申上げる程までの必要はありません。言を俟たないことであります。又一内閣が、特に吉田内閣が、その施政を遂行しようとするのに、科学的な統計と調査に立たなくてはその政策の遂行ということは決してなし得ないのであります。この度の國家行政組織法の六月一日からの実施を伴うて、例えば安本の行政整理について、総合的に施策を施さなければならない安本の労働局をば、労働課として小さなものにして提出しておつたのであります。これは衆議院は通過いたしましたが、我が参議院においてこれが修正されまして、ここに局に復活いたしたのであります。これは政府として余程私は反省しなければならぬことだと思うのであります。又同じように、この労働省設置法において、調査統計局をば官房の部屋の一部にしたものであります。政府が一枚看板である行政整理、首切り、これを遂行するのには、現下の情勢並びに九原則の特殊性及びその重要性を認めて、十分にこれに対しては、重要なるものとして、自分たちはそれに対するところの処置を講ずることをば当初からしばしば言明せられておつたのであります。ところが、さて行政整理に当り、定員法設置に当つて、政府はどういう態度と、どういう行き方をしたかと申しますと、従來の古い考え方から來るところの、従來の勢力関係に支配されまして、政治力の強い省に対しては圧力を弱くかけ、政治力の弱い省に向つては圧力を非常に強くかけたのであります。その最も被害の大きかつたのは、いわゆる労働省なのであります。労働省の被害に対しては我々遺憾に思つておるのであります。（「ヒヤ〳〵」と呼ぶ者あり）この点で私は只今指摘いたしました即ち労働省の施設を行うについて、労働省の本來の姿から言つて即ち一番重要である統計調査局をば一つの部にしたということに対しては、我々どうしてもそれに対しては了解することができないのであります。

次にこの設置法の中の十三條でありますが、この十三條にこの附属機関というのがあるのであります。その附属機関には船員労働連絡会議、労働教育審議会、中央賃金審議会、技能者養成審議会、中央労働基準審議会、労働基準監督官分限審議会、労働者災害補償保険審議会、中央特殊技能試験審議会、安全装置性能審議会、けい肺対策審議会、婦人少年問題審議会、中央職業安定審議会、職業安定連絡協議会、失業保険審議会、（「止めろ」と呼ぶ者あり）労働統計調査審議会等十六部門に亘る審議会が設置されておるのでありますが、これをくどく申上げたのは、審議会の数が多いということを皆さんに指摘しておるのではありません。審議会全体が、労働省の機構、労働省の仕事の遂行のためには欠くべからざる審議会なのであります。私が指摘しようとするのは、こうした審議会というものは、ただの羅列であつてはならない、即ちこれをば、もつと強固な決議機関にせなければならぬということをば私は主張するのであります。（「時間々々」と呼ぶ者あり）これらには多くの予算があります。又これらには多くの相当良い人たちが、審議会のメンバーとして蔭して頂いております。ところが、これらの機構が単に審議機関であり、労働大臣の諮問機関に過ぎないのであります。これをどうしても眞に活躍させるためには、一つの強力なものに、例えば決議機関にしなければ、本当にこれらの審議機関というものは活躍しないのであります。羅列するならば、産報当時の羅列の仕方と一緒になるのであります。軍國政治時代と同じような形式だけになるのでありまして、労働省を新らしく存置するについては、これらのものを、もつと廣く強力なものとして、有爲に活躍するだけの決議機関にしなければならないということを指摘いたしまして、この存置法に対して反対いたすのであります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君　日本共産党はこの法案に反対しますが、その第一は、これは労働者を弱めるために作られた労働組合法、あれを実行することを眼目とするところの役所であるから、これはできてはならぬ。これが一つ土台であります。具体的に言えば、今もちよつと話があつたけれども、調査局を調査部にして小さくして、官房の中へ入れてしまい、調査をやらない。これは労働者に工合が悪い。こうなれば婦人少年局を縮小する。地方では、これを窓にしてしまう。一人か一人半ぐらいの女を置くというふうにしてしまう。こうすれば、日本の多くの婦人、多くの未亡人、少年たち、この人々の労働と、その分前というものは、非常な危險にさらされる。これは非常に大きな問題

です。單に労働問題というのに止まらない社会問題であつて、婦人の議員方には、このことなんかもよく考えて頂きたい。それから賃金委員会、基準委員会なんかは審議機関にして、これを内部へ入れてしまう。中央労働委員会、地方労働委員会を労働大臣及び都道府縣知事が握つて、これを役人にしてしまう。民自党風な表現を使えば丸抱えにしてしまう。こういうことは労働者にとつて大きな損害になるのであつて、決して利益にはならない。それで役所の仕組を見ると、或いは簡素化された点もあり、能率化された点もある。併しながら簡素化され能率化されたその能率は、日本の労働者階級に向つての襲撃において能率を上げるこういうところに向つておる。だから我々は、こういうふうな能率化そのもの、簡素化そのものを中心とする、この省の設置を爆破しなければならない。これが我が党のこの法案に対する反対の根本であります。（拍手）

○副議長（松嶋喜作君）　これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長（松嶋喜作君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（松嶋喜作君）　この際、日程第三十八、國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案、（衆議院提出）日程第三十九、國家公務員法の一部を改正する法律案、（内閣提出、衆議院送付）以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松嶋喜作君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長中井光次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年五月二十一日

衆議院議長　幣原喜重郎

参議院議長松平恒雄殿

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律

第一條　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員という。）に対しては、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）に規定する給與の外、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2　前項に規定する職員で北海道に在勤する者に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて石炭手当を支給する。

第二條　寒冷地手当は、その支給期間を通じて、職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月分をこえて支給してはならない。

2　石炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては三トン、その他の職員に対しては一トンを、それぞれ公定小賣價格によつて換算した額に相当する額をこえて支給してはならない。

3　寒冷地手当又は石炭手当は、その支給期間を通じて支給すべき額の全部又は一部を一括して支給することができる。

4　第一項に規定する職員の俸給の月額及び扶養手当の月額は、政府職員の新給與実施に関する法律の定めるところによる。

第三條　前條に規定するものを除く外、寒冷地手当の支給地域並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額、支給期間、支給方法その他支給に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

2　内閣総理大臣は、前項に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

第四條　この法律の規定は、國家公務員法第二條第三項第十三号に規定する職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による寒冷地手当及び石炭手当の支給は、昭和二十四年から実施できるように、措置されなければならない。

3　昭和二十二年法律第百五十八号北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律は、廃止する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

國家公務員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十一日

衆議院議長松平恒雄殿

衆議院議長　幣原喜重郎

國家公務員法の一部を改正する法律案

（小字及び――は衆議院修正）

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号中「内閣官房（同項第七号中「連絡調整中央事務局長官」を「参議官」に改める。）」を「内閣官房副長官」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第二條第三項第八号中「國務大臣」を「國務大臣、内閣官房長官」に、同項第十号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「宮内府」を「宮内廳」に改める。

第二條第三項第十四号中「昭和二十四年七月一日」を「昭和二十五年四月一日から」に改める。

第二條第三項に次の一号を加える。

十五　失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で、技術者、技能者、監督及び行政事務を担当する者以外の者

第十九條第二項及び第四項、第二十五條第一項並びに第二十六條第一項中「総理廳」を「総理府」に改める。

附則第九條第一項中「次官」を「事務次官」に改める。

附則の次の一條を加える。

第十七條　第五十五條第一項に規定する各大臣のうちには、経済安定本部が存続する間は、経済安定本部総裁が含まれるものとする。

第四次改正法律附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔中井光次君登壇、拍手〕

○中井光次君　只今議題となりました國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律案並びに國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず第一の法案は、衆議院議員星島二郎君発議、衆議院提出のものでありまして、その提案理由及び主なる内容について申上げます。寒冷積雪地方における冬季特殊生計費の膨脹は、これら地方に在勤する政府職員の生活に多大の影響を及ぼすものでありますが、この特殊生計費の増加は冬季間に限られるものであり、且つ地方により異なるので、これを本俸に織り込むことは困難がありますので、ここに、この特別措置を講ずるものであります。

殊に民間会社においても寒冷地手当を支給しておる実情に鑑み、これとの均衡上も又この処置を認める必要があるとの理由であります。その主なる内容は、第一に、本法による特殊手当は、寒冷地手当及び石炭手当の二種とすること、第二は、寒冷地手当として支給する額は、職員の俸給月額と扶養手当との月額の百分の二十に相当する額の四ケ月分を超えざること、第三に、石炭手当は北海道在勤者に限り石炭の一定量を公定小売價格によつて換算したる額を支給すること、第四に、これら寒冷地手当、石炭手当の支給地域、支給方法等は、人事院の勧告に基いて、從前の例により内閣総理大臣がこれを定むること、以上が本案の主なる内容であります。人事委員会においては審議をいたしました末、全会一致を以て本法律案を原案通り可決すべきものと決定いたしました。

第二は……(「議長々々」「定足数をお調べ願います」と呼ぶ者あり)

○副議長(松嶋喜作君)　御静粛に願います。

○中井光次君(続)　國家公務員法の一部を改正する法律案でありまするが、本法案の内容を御説明申上げます。

改正の第一点は、内閣法及び各省設置法等の改正及び制定に伴いまして、現在の行政機関の機構、名称が改変されることになりました。これに即應いたしまして、國家公務員法中に、これら諸法案に関係ある諸條項に改正を加えんとするものであります。次に公團職員を人事院の指定するところに従いまして特別職とする規定が本年七月一日よりその効力を失うことになつておりますのを、公團の存続する期間だけ延長いたしますことと、更に緊急失業対策法の施行に伴いまして、失業者として國に雇用されまする者を、その中、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者を除いて……

○副議長(松嶋喜作君)　委員長、委員長……

○中井光次君(続)　特別職として指定しようとするものであります。(「定足数を欠いた報告は何になるか」「定足数を欠くときには直ちに休憩するという運営委員会の申合せがあります」と呼ぶ者あり)

○副議長(松嶋喜作君)　暫時休憩いたします。

午後九時二十九分休憩

午後十一時五十四分開議

○副議長(松嶋喜作君)　休憩前に引続き開会いたします。……君の発言を許します。

議長は衆議院の議長と協議いたしました結果、会期をあと二日間延長することに……いたしました。御異議ありませんか。

(議場騒然、聽取し難し)

○副議長(松嶋喜作君)　御異議ないものと認めます。

○副議長(松嶋喜作君)　中村正雄君。

(中村正雄君登壇、拍手)

○中村正雄君　一應お聞きしたい。……一應諸君、諸君、静かに……。私は一昨年の五月參議院議員になつて參つてから、私は民主主義は暴力を否定する主義だという信念に立つて、私は憲法並びに國会法、參議院規則を遵守いたしまして、あらゆる議会運営に闘つて來たわけでありますが、然るにも拘わらず議長、副議長は、參議院規則並びに國会法を無視してこういう会議を開いて、果してこの本会議が有効であると諸君は考えておるか。(「有効々々」と呼ぶ者あり)而も諸君に訴えたい。

○副議長(松嶋喜作君)　御静粛に願います。

○中村正雄君(続)　諸君に一應訴えたい。諸君静かに……。今までの議会運営の状態から、本会議を開く場合は、必ず小委員会を開いて本会議を開いております。その方法を議長は無視してやつておる。而ももう一つ……

○副議長(松嶋喜作君)　御静粛に願います。十二時になりましたから散会いたします。

午後十二時散会

○本日の会議に付した事件

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、日程第一　全國選挙管理委員会の委員の補欠指名

一、日程第二　建設省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三　外務省設置法案

一、日程第四　大蔵省設置法案

一、日程第五　大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案

一、日程第六　郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第七　電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第八　郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

一、日程第九　文部省設置法案

一、日程第十　刑事訴訟法の一部を改正する法律案

一、日程第十一　裁判所法等の一部を改正する法律案

一、日程第十二　司法試験法案

一、日程第十三　犯罪者予防更生法案

一、日程第十四　犯罪者予防更生法施行法案

一、日程第十五　法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

一、日程第十六　裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十七　中小企業等協同組合法案

一、日程第十八　中小企業等協同組合法施行法案

一、市町村警察職員の退職手当に関する緊急質問

一、教育予算に関する緊急質問

一、麻生石炭鉱業の復金融資監査についての國務大臣の答弁に関する緊急質問

一、賠償施設撤去中止に関する緊急質問

一、日程第二十二　臨時鉄くず資源回收法案

一、日程第二十三　配炭公團法の一部を改正する法律案

一、日程第二十四　社会保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案

一、日程第四十一　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件

一、日程第四十二　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件

一、常任委員辞任及び補欠の件

一、日程第十七　農地調整法の一部を改正する等の法律案

一、日程第十八　土地改良法案

一、日程第十九　土地改良法施行法案

一、日程第四十三　昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書

一、日程第四十四　昭和二十二年度國有財産無償貸付状況総計算書

一、日程第四十五　昭和二十二年度予備費使用総調書

一、日程第四十六　昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書

一、日程第四十七　昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書

一、日程第四十八　昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書

一、日程第四十九乃至日程第七十六の請願及び日程第二百十七乃至日程第二百二十七の陳情

一、日程第七十七乃至日程第八十の請願

一、日程第八十一乃至日程第百三十一の請願及び日程第二百二十八乃至日程第二百四十二の陳情

一、日程第百三十二乃至日程第四十七の請願及び日程第二百四十三乃至日程第二百六十二の陳情

一、日程第百四十八乃至日程第百六十一の請願及び日程第二百六十三、第二六十四の陳情

一、日程第百六十二乃至日程第百七

十一の請願及び日程第二百六十五、第二百六十六の陳情
一、日程第百七十二乃至日程第百九十二の請願及び日程第二百六十七乃至日程第二百七十三の陳情
一、日程第百九十三の請願及び日程第二百七十四、第二百七十五の陳情
一、日程第百九十四乃至日程第二百二の請願及び日程第二百七十六乃至日程第二百七十九の陳情
一、日程第二十五　地方自治廳設置法案
一、日程第二十六　經濟安定本部設置法案
一、日程第三十　特別調達廳設置法案
一、日程第三十一　總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に關する法律案
一、日程第三十五　賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案
一、日程第三十六　海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案
一、日程第三十七　國家行政組織法の施行に伴う勞働關係法律の整理に關する法律案
一、日程第二十七　運輸省設置法案
一、日程第二十八　農林省設置法案
一、日程第二十九　農林省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
一、日程第三十二　厚生省設置法案
一、日程第三十三　厚生省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
一、日程第三十四　勞働省設置法案
一、日程第三十八　國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律案
一、日程第三十九　國家公務員法の一部を改正する法律案
一、会期延長の件
一、議員板谷順助君を懲罰に付するの動議

出席者は左の通り。

議長　松平恒雄君
副議長　松嶋喜作君

議員

小川友三君　阿竹齊次郎君　楠見義男君
市來乙彦君　井上なつゑ君　山田佐一君
岩本月洲君　宇都宮登君　島津忠彦君
梅原眞隆君　江熊哲翁君　中山壽彦君
小野哲君　加賀操君　島村軍次君
柏木庫治君　鎌田逸郎君　宿谷榮一君
來馬琢道君　高良とみ君　大野木秀次郎君
小杉イ&君　小宮山常吉君　森田豊壽君
小林米三郎君　西郷吉之助君　田村文吉君
佐伯卯四郎君　新谷寅三郎君　德川宗敬君
鈴木直人君　竹下豐次君　遠山丙市君
高瀬莊太郎君　高田寛君　小林英三君
高橋龍太郎君　伊達源一郎君　玉置吉之丞君
田中耕太郎君　中川以良君　德川頼貞君
波多野林一君　早川愼一君　一松政二君
東浦庄治君　久松定武君　藤野繁雄君
姫井伊介君　藤井丙午君　穂積眞六郎君
町村敬貴君　松井道夫君　北條秀一君
松村眞一郎君　宮城タマヨ君　田口政五郎君
村上義一君　矢野西雄君　團伊能君
山崎恒君　赤木正雄君　結城安次君
安部定君　飯田精太郎君　渡邊甚吉君
伊藤保平君　大山安君　西田天香君
奥むめお君　岡部常君　植竹春彦君
岡本愛祐君　岡元義人君　藤井新一君
尾崎行輝君　木下辰雄君　加藤常太郎君
九鬼紋十郎君　川村松助君
大屋晋三君　山田佐一君　浅岡信夫君
中山壽彦君　島津忠彦君　池田宇右衛門君
島村軍次君　宿谷榮一君　堀末治君
大野木秀次郎君　遠山丙市君　荒井八郎君
森田豊壽君　小林英三君　西川甚五郎君
田村文吉君　玉置吉之丞君　黒田英雄君
德川宗敬君　德川頼貞君　寺尾豊君
一松政二君　北條秀一君　石坂豊一君
藤野繁雄君　穂積眞六郎君　小杉繁安君
田口政五郎君　團伊能君　松野喜内君
結城安次君　渡邊甚吉君　石川準吉君
西田天香君　植竹春彦君　深川タマエ君
藤井新一君　加藤常太郎君　大隅憲二君
北村一男君　川村松助君　平岡市三君
西川昌夫君　浅岡信夫君　藤森眞治君
加藤常太郎君　池田宇右衛門君　石川一衛君
川村松助君　荒井八郎君　中川幸平君
浅岡信夫君　大島定吉君　西山亀七君
池田宇右衛門君　寺尾豊君　伊東隆治君
荒井八郎君　石坂豊一君　境野清雄君
大島定吉君　小杉繁安君　廣瀬與兵衛君
寺尾豊君　松野喜内君　小串清一君
石坂豊一君　石川準吉君　平沼彌太郎君
小杉繁安君　深川タマエ君　木檢三四郎君
松野喜内君　大隅憲二君
石川準吉君　平岡市三君
深川タマエ君　藤森眞治君
大隅憲二君　石川一衛君
平岡市三君　中川幸平君
藤森眞治君　西山亀七君
石川一衛君　伊東隆治君
中川幸平君　境野清雄君
西山亀七君　廣瀬與兵衛君
伊東隆治君　小串清一君
境野清雄君　平沼彌太郎君
廣瀬與兵衛君　木檢三四郎君
小串清一君
平沼彌太郎君
木檢三四郎君
木内四郎君　鬼丸義齊君
櫻内辰郎君　田中信儀君
谷口彌三郎君　油井賢太郎君
星一君　小畑哲夫君
竹中七郎君　入交太藏君
小林勝馬君　内村清次君
梅津錦一君　大隈信幸君
門屋盛一君　平野壽治郎君
鈴木順一君　齋武雄君
村尾重雄君　門田定藏君
塚本重藏君　奥主一郎君
池田七郎兵衛君　岩木哲夫君
河野正夫君　山田節男君
林屋龜次郎君　中井光次君
稲垣平太郎君　カニエ邦彦君
和田博雄君　森下政一君
宵山正一君　中平常太郎君
若木勝藏君　吉川末次郎君
天田勝正君　板野勝次君
細川嘉六君　中野重治君
中西功君　岩間正男君
兼岩傳一君　鈴木清一君
千葉信君　木村禧八郎君
堀眞琴君　原口忠次郎君
池田恒雄君　星野芳樹君
太田敏兄君　金子洋文君
小泉秀吉君　大野幸一君
千田正君　國井淳一君
藤田芳雄君　羽仁五郎君
伊藤修君　大島農夫雄君
岩崎正三郎君　河崎ナツ君
栗山良夫君　川上嘉君
丹羽五郎君　原虎一君
下條恭兵君　島清君
中村正雄君　大藏政務次官
米倉龍也君　大藏事務官（大臣官房次長）
波多野鼎君　文部事務官（文部省学校教育局次長）
木下源吾君　岡田宗司君
岩男仁藏君　駒井藤平君
岡村文四郎君　鈴木憲一君
國務大臣
内閣總理大臣　吉田茂君
外務大臣
大藏大臣　池田勇人君
國務大臣　殖田俊吉君
文部大臣　高瀬莊太郎君
厚生大臣　林讓治君
農林大臣　森幸太郎君
商工大臣　稲垣平太郎君
運信大臣　小澤佐重喜君
勞働大臣　鈴木正文君
建設大臣　益谷秀次君
國務大臣　青木孝義君
國務大臣　木村小左衛門君
國務大臣　樋貝詮三君
國務大臣　本多市郎君
國務大臣　山口喜久一郎君
政府委員
内閣官房長官　増田甲子七君
内閣官房次長　郡祐一君
賠償廳次長　島津久大君
人事院總裁　淺井清君
人事院事務總長　佐藤朝生君
人事院事務官（法制部長）　岡部史郎君
地方財政政務次官　堀末治君
總理府事務官（地方財政委員会事務總長）　荻田保君
外務政務次官　近藤鶴代君
外務事務官（總務局長）　大野勝巳君
大藏政務次官　田口政五郎君
大藏事務官（大臣官房次長）　河野通一君
文部事務官（文部省学校教育局次長）　鰐木亨弘君

厚生政務次官　淺岡　信夫君
農林政務次官　池田宇右衛門君
商工政務次官　小林　英三君
商工事務官（石炭鑛業管理局長）　山池　八郎君
運輸政務次官　加藤常太郎君
労働事務官（労政局長）　賀來才二郎君

〔参照〕

日程第八十一より第百三十一までの請願及び日程第二百二十八より第二百四十二の陳情に関する板谷運輸委員長の報告

只今議題となりました請願第七十号阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設促進に関する請願外請願百十八件、陳情二十二件につき運輸委員会における審議の結果を、詳細は委員会における速記録にゆづりまして、一括して簡単に御報告申し上げます。

請願七十号、阿仁合、角館両駅間に鉄道敷設の請願

請願八十九号、御影、辺富内両駅間に鉄道敷設の請願

請願百三十六号、三重町、日向長井両駅間に鉄道敷設の請願

請願百四十一号、直江津、六日町両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願二百十五号、山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願

請願二百三十号、羽幌、朱鞠内及び羽幌、遠別間に鉄道敷設促進の請願

請願四百五十三号、根北線全通促進に関する請願

請願五百九号、荒海、瀧の原間鉄道敷設促進に関する請願

請願七百三号、中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願七百十七号、三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願

請願八百二十八号、横似、廣尾両駅間に鉄道敷設の請願

請願八百三十二号、奥津、櫻井両駅間に鉄道敷設の請願

請願九百八号、二俣、佐久間両駅間に鉄道敷設促進の請願

陳情十八号、山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の陳情

陳情二百三十八号、日田市、守実間に鉄道敷設の陳情

陳情二百七十七号及び三百八号、中土、小滝両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

陳情三百十四号、八幡浜駅、八幡浜港間に臨港鉄道敷設の陳情

以上十八件の鉄道敷設の請願及び陳情の要旨は何れも速に鉄道を敷設して資源開発を行い、併せて民生の安定をはかつて欲しいと言うのであります。委員会におきましては、以上の請願及び陳情の多くが敷設法予定線の当該線或は建設線であり、又建設線の多くは路盤工事に着手しながら、竣工前に戦爭のため中止となり今日に及んでいる箇所が大部分を占めておりますので、資源の開発、民生の安定及び交通網の完成を促進させるためにそれ〴〵の願意を妥当と認めました。

請願百六十八号外請願六十五件、陳情六件、道路運送監理事務所の地方移譲反対に関する請願、陳情以上七十二件の請願及び陳情の要旨は、道路運送監理事務所を移譲することは適切でないから存置すべきであると言うのであります。これにつきまして委員会におきまして慎重に審議しました結果、陸運行政は輸送の実態を把握し、一元的に、強力に運営する必要があり、地方廳に業務を移譲することは適切でないとの結論に達し、願意を妥当と認めました。

請願百六十七号及び二百九号、郡山、白石両駅間電化促進に関する請願

請願三百二十九号、小野田港、小野田両駅間鉄道電化促進に関する請願

請願六百号、岐阜、名古屋両市を中心とする省線の電化に関する請願

請願六百十五号、常磐線電化促進に関する請願

請願六百十六号、浜松、米原両駅間鉄道電化促進に関する請願

陳情百四号、郡山、白石両駅間電化促進に関する陳情

陳情百二十一号、吉松、人吉両駅間電化促進及び路線変更に関する陳情

陳情二百三十三号、東海道線完全電化に関する陳情

陳情二百六十五号、甲府、塩尻両駅間及び塩尻、長野両駅間鉄道電化促進に関する陳情

以上十件は電化促進に関する請願及び陳情であります。委員会におきましては石炭の消費節約、輸送力の増強等の点より考慮してそれ〴〵願意を妥当と認めました。

請願八十一号、大越駅名の呼称訂正に関する請願

請願九十六号、舞木駅名の呼称訂正に関する請願

請願四百八十八号、秋葉原駅名の呼称訂正に関する請願

以上はいずれも駅名の呼称訂正に関する請願であり、「おほこえ」は「おほご え」、「まふき」は「まふぎ」、「あきはば ら」は「あきばはら」がそれ〴〵正しいから訂正して欲しいと言うのであります。委員会におきましては願意を妥当と認めました。

請願九十三号、会津若松、山都両駅間の鉄道敷設変更反対に関する請願

本請願につきましては、政府当局にも変更の意思のないことが判明しましたので、採択することに意見が一致しました。

請願百十五号、仙台鉄道局福島管理部移轉に関する請願

請願の要旨は、福島管理部を郡山に移して欲しいと言うのであります。本件については政府当局より充分研究させてほしいと言う希望がありましたので、研究させる意味で願意を妥当と認めました。

請願百五十八号、浜町、東京両駅間に直通列車運輸開始の請願

請願八百十五号、秋田、上野両駅間に直通急行列車増発の請願

陳情二百二十四号、長崎、東京両駅間準急列車を急行列車に切替えの陳情

以上の請願及び陳情につきましては、政府当局におきましてもダイヤ改正の際に充分考慮する旨の説明があり、委員会におきましてもサービスの改善の点から願意を妥当と認めました。

請願四十三号、堂島停留所に客車停車数増加の請願

請願八十八号外一件、美幌、斜里両駅間に国営バス運轉開始の請願

請願九百九号、掛川町、御前崎間に国営自動車運輸開始促進の請願

請願二十号、磐城西郷信号所を駅に昇格の請願

請願二十四号、貝田信号所を駅に昇格の請願

請願七百十四号、長島信号所を旅客駅に昇格の請願

請願二十二号、中村、新地両駅間に駒崎駅設置の請願

請願三百九十五号、肥薩線人吉、渡両駅間に西人吉駅を設置の請願

陳情三百十三号、川東、谷川両駅間に停車場設置の陳情

請願八百五号、廣島鉄道局廣島工機部廣分工場存置に関する請願

請願九百二十八号、門司鉄道局小倉工機部熊本分場存置に関する請願

陳情三百号、富山駅拡張改築に関する陳情

以上請願十一件及び陳情二件については、委員会におきまして、いずれも願意を妥当と認めました。

請願三百九十八号、出石鉄道復活に関する請願

請願の要旨は、本鉄道は昭和十九年地元民の強い反対にもかかわらず撤去されたので、産業の開発と交通の便を図るため、速に本鉄道を復活敷設して欲しいと言うのであります。これに対しまして、政府も充分援助をする旨の意思を表明しており、地元にも復活についての強い要望がありますので、政府の協力を促進する意味で、その願意は妥当なものであると認めました。

請願六百五十七号　運輸省の枕木購入方法に関する請願

請願の要旨は、現在北海道には、政府の生産計画に基いて業者が多大の犠牲を拂つて確保した九十六万本の枕木が保管されており、これに投資された金額も二億一千万円に達しているから、速に適切な措置をとつて欲しいと言うのであります。本件につきましては、政府当局におきましても、その善後策に腐心し、業者の損害を最少限度に止めるよう努力している点が充分認められましたし、委員会におきましても願意は妥当と認めました。

請願百六十四号、郡山市に測候所設置の請願

請願二百十号、機帆船用玄海航路標識拡充に関する請願

請願二百九十七号、合ケ鼻燈台設置に関する請願

請願七百六十号、長崎縣壱岐郡田河町名嶋に避難港設置の請願

請願七百六十一号、長崎縣壱岐郡田河町滝ノ上に燈台設置の請願

請願八百十八号及八百七十三号、山形測候所存置に関する請願

陳情二百五十一号及第二百八十五号、敦賀測候所存置に関する陳情

以上請願七件、陳情二件は願意を妥当なものと認めました。

請願百七十六号、塩釜港修築に関する請願

請願二百二十九号、羽幌港船入ま修築等に関する請願

請願第二百五十九号、伊万里港修築に関する請願

請願六百四十号、函館港ふ頭修築工事促進に関する請願

陳情三百十六号、八幡浜港修築工事継続施行に関する陳情

陳情三百四十六号、小松島湾接続地帯の補強工事等促進に関する陳情

以上請願四件、陳情二件はいずれも港湾修築に関する件であります。政府当局の説明の大要は、塩釜港については、本年度泊地の浚渫、盛土、エプロンのほ装を実施する計画であり、羽幌港については、先ず小型船の出入に便なるよう防波堤嵩上及び浚渫埋立を実施する計画であり、伊万里港については、一部の浚渫を実施し、函館港については、北防波堤を整備し、八幡浜港については、浚渫埋立を実施し、小松島湾については、地盤沈下の復旧工事を急ぐと共に、防波堤工事を行う計画である趣であります。審議の結果いずれも願意を妥当と認めました。

請願二百八号、汽船籠頭山丸移動促進に関する請願

本件につきましては、政府当局より関係方面の移動許可があつたので、船主に対し早急に移動するよう勧告を行つた旨の答弁があり、委員会におきましても、願意を妥当と認めました。

請願七百三十八号、機帆船海運政策に関する請願

請願の要旨は、國鉄及び汽船の政策運賃と自主運営による機帆船の採算運賃の不公正な競争を排除し、又重要物資輸送に必要な燃料の確保等について万全の措置を講ぜられたいと言うのであります。政府当局の説明によりますと、現行物價体系維持のため、汽船運賃も又國鉄貨物運賃も据置かれたが、事情の許す限り、速かに機帆船運賃との調整を図り、又機帆船燃料油の確保は極めて困難な情況にあるが、請願の趣旨に副うよう努力するとのことであります。審議の結果願意は適当と認めました。

請願七百六十四号、高知縣の海上輸送に燃料増配の請願

本件につきましては政府は当局より、高知縣の地理的條件をも考慮し、所要の燃料の確保については充分努力したいとのことでありました。委員会におきましても願意を妥当なものと認めました。

定價　一部　四円五十錢
送料実費

発行所
東京都新宿区市ヶ谷本村
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇